平成１７年（２００５）旭市議会第１回定例会会議録目次

第　１　号　（9月２１日）

議事日程……1

本日の会議に付した事件……1

出席議員……2

欠席議員……3

説明のため出席した者……3

事務局職員出席者……4

開　　会……5

議長報告事項……5

人事の紹介……5

会議録署名議員の指名……6

会期の決定……6

東総衛生組合議会議員の選挙……7

東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙……7

常任委員長陳情報告……8

質疑、討論、採決……9

発議案上程……１０

提案理由の説明……１０

質疑、討論、裁決……１２

議案上程……１２

議案第　１号　平成１７年度旭市一般会計予算の議決について

議案第　２号　平成１７年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について

議案第　３号　平成１７年度旭市老人保健特別会計予算の議決について

議案第　４号　平成１７年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について

議案第　５号　平成１７年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について

議案第　６号　平成１７年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について

議案第　７号　平成１７年度旭市水道事業会計予算の議決について

議案第　８号　平成１７年度旭市病院事業会計予算の議決について

議案第　９号　平成１７年度旭市国民宿舎事業会計予算の議決について

議案第１０号　平成１６年度旭市一般会計決算の認定について

議案第１１号　平成１６年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について

議案第１２号　平成１６年度旭市老人保健特別会計決算の認定について

議案第１３号　平成１６年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について

議案第１４号　平成１６年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について

議案第１５号　平成１６年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について

議案第１６号　平成１６年度旭市水道事業会計決算の認定について

議案第１７号　平成１６年度海上町一般会計決算の認定について

議案第１８号　平成１６年度海上町国民健康保険特別会計決算の認定について

議案第１９号　平成１６年度海上町老人保健特別会計決算の認定について

議案第２０号　平成１６年度海上町介護保険特別会計決算の認定について

議案第２１号　平成１６年度海上町水道事業会計決算の認定について

議案第２２号　平成１６年度飯岡町一般会計決算の認定について

議案第２３号　平成１６年度飯岡町国民健康保険事業特別会計決算の認定について

議案第２４号　平成１６年度飯岡町老人保健特別会計決算の認定について

議案第２５号　平成１６年度飯岡町介護保険事業特別会計決算の認定について

議案第２６号　平成１６年度飯岡町国民宿舎事業会計決算の認定について

議案第２７号　平成１６年度飯岡町水道事業会計決算の認定について

議案第２８号　平成１６年度干潟町一般会計決算の認定について

議案第２９号　平成１６年度干潟町国民健康保険特別会計決算の認定について

議案第３０号　平成１６年度干潟町老人保健特別会計決算の認定について

議案第３１号　平成１６年度干潟町介護保険特別会計決算の認定について

議案第３２号　平成１６年度干潟町水道事業会計決算の認定について

議案第３３号　平成１６年度東総塵芥処理組合一般会計決算の認定について

議案第３４号　平成１６年度旭市外三町消防組合一般会計決算の認定について

議案第３５号　平成１６年度飯岡町・海上町学校給食組合一般会計決算の認定について

議案第３６号　旭市助役の選任につき同意を求めることについて

議案第３７号　旭市監査委員の選任につき同意を求めることについて

報告第　１号　平成１６年度旭市土地開発基金の運用状況について
報告第　２号　平成１６年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況について
報告第　３号　平成１６年度飯岡町土地開発基金の運用状況について
報告第　４号　平成１６年度干潟町土地開発基金の運用状況について
報告第　５号　平成１６年度干潟町国民健康保険高額医療費資金貸付基金の運用状況について
報告第　６号　株式会社千葉県食肉公社の事業経営状況について
施政方針並びに提案理由の説明……１４
議案の補足説明及び報告の説明……３２
会議時間の延長……８０
散　　会……１０３

第　２　号　（９月２７日）

議事日程……１０５
本日の会議に付した事件……１０５
出席議員……１０５
欠席議員……１０６
説明のため出席した者……１０７
事務局職員出席者……１０７
開　　議……１０８
助役あいさつ……１０８
議案質疑……１０９
決算審査特別委員会設置……１８１
決算審査特別委員会委員の選任……１８２
決算審査特別委員会議案付託……１８３
会議時間の延長……１８３
決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告……１８４
常任委員会議案付託……１８４
常任委員会請願付託……１８５
散　　会……１８５

第　３　号　（９月２８日）

議事日程……１８７
本日の会議に付した事件……１８７
出席議員……１８７
欠席議員……１８８
説明のため出席した者……１８８
事務局職員出席者……１８９
開　　議……１９０
一般質問……１９０
５０番　久須美　佐　内……１９０
２番　日　向　一　晴……２０２
５４番　江波戸　邦　夫……２０９
３５番　藤　田　昌　功……２２７
６８番　伊　藤　　鐵……２３５
２１番　木　内　欽　市……２３９
散　　会……２５９

第　４　号　（９月２９日）

議事日程……２６１
本日の会議に付した事件……２６１
出席議員……２６１
欠席議員……２６２
説明のため出席した者……２６２
事務局職員出席者……２６３
開　　議……２６４
一般質問……２６４
１０番　髙　木　　寛……２６４
５３番　嶋　田　正　治……２７９
２９番　齊　藤　勝　昭……３００

６０番　菱　木　勘兵ヱ……３０９
６４番　阿　部　一　成……３１８
会議時間の延長……３３１
４０番　大　极　　博……３３２
散　　会……３３７

第　５　号　（９月３０日）

議事日程……３３９
本日の会議に付した事件……３３９
出席議員……３３９
欠席議員……３４０
説明のため出席した者……３４０
事務局職員出席者……３４１
開　　議……３４２
一般質問……３４２
３番　伊　藤　房　代……３４２
６６番　松　木　源太郎……３５０
１６番　安　藤　政　平……３７５
５２番　髙　橋　利　彦……３８８
５７番　菅佐原　滋　之……３９６
１番　角　﨑　浩　一……４１０
追加議案上程……４１５
議案第３８号　工事請負契約の締結について
提案理由の説明……４１５
議案の補足説明……４１６
議案質疑……４１６
常任委員会議案付託……４１８
散　　会……４１８

第　６　号　（１０月１９日）

議事日程……４１９
本日の会議に付した事件……４１９
出席議員……４１９
欠席議員……４２１
説明のため出席した者……４２１
事務局職員出席者……４２１
開　　議……４２３
決算審査特別委員長報告……４２３
質疑、討論、採決……４２５
常任委員長報告……４４１
質疑、討論、採決……４４８
常任委員長請願報告……４５６
質疑、討論、採決……４５７
発議案上程……４５７
提案理由の説明……４５８
質疑、討論、採決……４５９
閉　　会……４６０

平成１７年（２００５）旭市議会第１回定例会会議録

議　事　日　程　（第１号）

平成１７年９月２１日（水曜日）午前１０時開会

第　１　開　　会
第　２　議長報告事項
第　３　人事の紹介
第　４　会議録署名議員の指名
第　５　会期の決定
第　６　東総衛生組合議会議員の選挙
第　７　東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙
第　８　常任委員長陳情報告
第　９　質疑、討論、採決
第１０　議案上程
第１１　施政方針並びに提案理由の説明
第１２　議案の補足説明及び報告の説明

本日の会議に付した事件

日程第　１　開　　会
日程第　２　議長報告事項
日程第　３　人事の紹介
日程第　４　会議録署名議員の指名
日程第　５　会期の決定
日程第　６　東総衛生組合議会議員の選挙
日程第　７　東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙
日程第　８　常任委員長陳情報告
日程第　９　質疑、討論、採決
追加日程第　１　発議案上程
追加日程第　２　提案理由の説明

追加日程第　３　質疑、討論、採決

日程第１０　議案上程

日程第１１　施政方針並びに提案理由の説明

日程第１２　議案の補足説明及び報告の説明

出席議員（６７名）

１番	角　崎　浩　一	２番	日　向　一　晴
３番	伊　藤　房　代	４番	越　川　芳　男
５番	林　　七　巳	６番	山　田　芳　邦
７番	向　後　悦　世	８番	景　山　岩三郎
９番	髙　野　宇一郎	１０番	髙　木　　寛
１１番	石　毛　昭　夫	１２番	長谷川　喜代司
１３番	鶴　谷　富士男	１４番	滑　川　公　英
１５番	嶋　田　哲　純	１６番	安　藤　政　平
１７番	内　田　芳　助	１８番	佐　藤　章　吾
１９番	宮　内　真　二	２０番	柴　田　徹　也
２１番	木　内　欽　市	２２番	佐　藤　芳　民
２３番	浪　川　光　平	２４番	伊知地　　直
２５番	佐久間　茂　樹	２６番	大久保　源　一
２７番	日　下　昭　治	２８番	平　野　　浩
２９番	齊　藤　勝　昭	３０番	林　　俊　介
３１番	明　智　忠　直	３２番	林　　一　雄
３３番	小　倉　輝　行	３４番	菅　谷　源兵衛
３５番	藤　田　昌　功	３７番	相　澤　多喜壽
３８番	加　瀬　義　夫	３９番	木　内　兵　衞
４０番	大　极　　博	４１番	向　後　保　夫
４２番	髙　木　武　雄	４３番	嶋　田　茂　樹
４４番	石　毛　忠　雄	４５番	岩　﨑　好　治
４６番	成　毛　秀　夫	４７番	島　田　壽　雄
４８番	向　後　忠　昭	５０番	久須美　佐　内

５１番	向　後　和　夫	５２番	髙　橋　利　彦
５３番	嶋　田　正　治	５４番	江波戸　邦　夫
５５番	在　田　榮　治	５６番	高　橋　　敬
５７番	菅佐原　滋　之	５８番	木　内　　茂
５９番	林　　正一郎	６０番	菱　木　勘兵ヱ
６１番	鈴　木　正　道	６２番	羽　田　清太郎
６３番	伊　藤　清　昌	６５番	神　子　　功
６６番	松　木　源太郎	６７番	金　杉　佐久治
６８番	伊　藤　　鐵	６９番	林　　一　哉
７０番	加　瀬　　実		

欠席議員（２名）

４９番	佐　藤　文　雄	６４番	阿　部　一　成

説明のため出席した者

市　　長	伊　藤　忠　良	教　育　長	米　本　弥榮子
病院事業管理者	村　上　信　乃	病院事務部長	今　井　和　夫
総務課長	増　田　雅　男	新市行政推進室長	加　瀬　博　夫
秘書広報課長	平　野　哲　也	企画課長	加　瀬　正　彦
財政課長	髙　埜　英　俊	税務課長	江ヶ﨑　純　敏
市民課長	小長谷　　博	環境課長	堀　川　茂　博
保険年金課長	増　田　富　雄	健康管理課長	浪　川　敏　夫
社会福祉課長	林　　久　男	高齢者福祉課長	横　山　秀　喜
商工観光課長	小　田　雄　治	農水産課長	堀　江　隆　夫
建設課長	米　本　壽　一	都市整備課長	島　田　和　幸
下水道課長	山　﨑　健　次	海上支所長	木　内　孫兵衛
飯岡支所長	佐久間　俊　雄	干潟支所長	木　内　國　利
会計課長	遠　藤　純　夫	消防長	佐　藤　眞　一
水道課長	宮　本　英　一	庶務課長	在　田　　豊

学校教育課長	多　田　清　司	生涯学習課長	神　原　房　雄
監査委員事務局長	花　香　寛　源	農業委員会事務局長	野　口　徳　和
飯岡荘支配人	野　口　國　男	病院経理課長	鏑　木　友　孝

事務局職員出席者

事務局長	来　栖　昭　一	事務局次長	堀　江　通　洋
主査	穴　澤　昭　和	主任主事	石　毛　勝　子
主任主事	飯　田　裕紀子	主任主事	飯　笹　浩　一
主事	山　﨑　香　里		

開会　午前１０時　０分

○議長（林　正一郎）　おはようございます。

ここで会議を開会する前にあらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

◎日程第１　開　　会

○議長（林　正一郎）　ただいまの出席議員は67名、議会は成立しました。

これより平成17年（2005）旭市議会第１回定例会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

◎日程第２　議長報告事項

○議長（林　正一郎）　日程第２、議長の報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物によりご了承いただきたいと思います。

◎日程第３　人事の紹介

○議長（林　正一郎）　日程第３、人事の紹介をいたします。

去る８月19日、教育長に就任されました米本弥榮子さんをご紹介いたします。

米本弥榮子教育長からごあいさつの申し出がございますので、これを許可いたします。

米本弥榮子教育長、ご登壇願います。

（教育長　米本弥榮子　登壇）

○教育長（米本弥榮子）　去る８月19日に教育長を仰せつかりました米本弥榮子でございます。

早いもので、１か月が経過いたしました。その間に、小・中学校の運動会、生涯学習等の会議、文化的な行事、それからスポーツ関係のソフトボール大会、サッカー大会、卓球大会等出席させていただきました。そこで各小・中学校の児童・生徒の活気に満ちた活動、本当に一生懸命に励んでいる姿､また､各地区で皆様方が一生懸命活動に従事していらっしゃる、そういう姿を拝見いたしまして、私は非常に責任の重さを感じた次第でございます。

もとより微力ではございますが、一生懸命務めさせていただくつもりでございます。どうぞよろしくご指導、ご助言、ご支援をお願いしたいと思います。

どうぞよろしくお願いします。（拍手）

○議長（林　正一郎）　ありがとうございました。

◎日程第４　会議録署名議員の指名

○議長（林　正一郎）　日程第４、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第81条の規定により議長が指名いたします。11番、石毛昭夫議員、12番、長谷川喜代司議員、以上の２議員を指名いたします。

◎日程第５　会期の決定

○議長（林　正一郎）　日程第５、会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。第１回定例会の会期は、本日から10月19日までの29日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林　正一郎）　ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から10月19日までの29日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

◎日程第６　東総衛生組合議会議員の選挙

○議長（林　正一郎）　日程第６、東総衛生組合議会議員の選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第２項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林　正一郎）　ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

おはかりいたします。議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林　正一郎）　ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

指名いたします。東総衛生組合議会議員に林七巳議員を指名いたします。

おはかりいたします。ただいま指名いたしました林七巳議員を東総衛生組合議会議員と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林　正一郎）　ご異議なしと認めます。

よって、林七巳議員が東総衛生組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました林七巳議員が議場におられますので、会議規則第32条第２項の規定により、当選の告知をいたします。

◎日程第７　東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙

○議長（林　正一郎）　日程第７、東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第２項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林　正一郎）　ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

おはかりいたします。議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林　正一郎）　ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

指名いたします。東総地区広域市町村圏事務組合議会議員に安藤政平議員を指名いたします。

おはかりいたします。ただいま指名いたしました安藤政平議員を東総地区広域市町村圏事務組合議会議員と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林　正一郎）　ご異議なしと認めます。

よって、安藤政平議員が東総地区広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました安藤政平議員が議場におられますので、会議規則第32条第２項の規定により当選の告知をいたします。

◎日程第８　常任委員長陳情報告

○議長（林　正一郎）　日程第８、常任委員長陳情報告を行います。

第２回臨時会で、閉会中の継続審査と決しておりました陳情第１号の審査経過と結果について、文教福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長、木内欽市議員、ご登壇を願います。

（文教福祉常任委員長　木内欽市　登壇）

○文教福祉常任委員長（木内欽市）　文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

第２回臨時会において閉会中の継続審査と決しておりました、陳情第１号　（株）環境シンフォニックによる極めて危険な「溶融炉」を備えた廃棄物処理施設の建設に反対する陳情の審査経過並びに結果を申し上げます。

去る８月26日金曜日、干潟支所３階会議室において、文教福祉常任委員会の委員全員と議長の出席によりまして、文教福祉常任委員会が開催されました。

陳情第１号の審査に入る前に、担当課より資料の配布があり、旧干潟町の一般廃棄物処理業許可取り消し処分の経緯等について説明を受けました。また、現地の視察を行い、申請されている場所とともに建設状況について確認をいたしました。

続いて、９月７日の水曜日には、東金市外三町清掃組合において、溶融炉についての行政視察を行いました。

また、９月９日に、地域住民より建設現場に多くの資材が運ばれているとの連絡がございまして、急遽９月12日の月曜日に常任委員会を開催いたしまして、廃棄物処理施設の建設にかかわる今後の対応について協議をいたしました。

協議の結果、工事が進行していることは地域の住民にとって耐えがたい不安を感じております。住民の生活と環境を守るためにも、一日でも早く工事を中止させることが先決であるという意見が多く出され、慎重審査の結果、別紙報告書のとおり全員の賛成で採択すべきものと決しました。

以上のとおりご報告いたします。

平成17年９月21日、文教福祉常任委員会委員長、木内欽市。

○議長（林　正一郎）　文教福祉常任委員会委員長の報告が終わりました。

◎日程第９　質疑、討論、採決

○議長（林　正一郎）　日程第９、質疑、討論、採決を行います。

文教福祉常任委員会委員長の報告に対し質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（林　正一郎）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（林　正一郎）　討論なしと認めます。

これより陳情第１号について採決いたします。

陳情第１号　（株）環境シンフォニックによる極めて危険な「溶融炉」を備えた廃棄物処理施設の建設に反対する陳情について、文教福祉常任委員会委員長の報告のとおり採決と決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林　正一郎）　賛成多数。

よって、陳情第１号は採決と決しました。

しばらく休憩いたします。

休憩　午前１０時１１分

再開　午前１０時２１分

○議長（林　正一郎）　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程第１　発議案上程

○議長（林　正一郎）　追加日程第１、発議案を上程いたします。

提出されました発議案は、発議第１号　（株）環境シンフォニックによる「溶融炉」を備えた極めて危険な廃棄物処理施設の建設に反対する意見書の提出についてであります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林　正一郎）　配布漏れないものと認めます。

おはかりいたします。発議第１号を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林　正一郎）　ご異議なしと認めます。

よって、本発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程第２　提案理由の説明

○議長（林　正一郎）　追加日程第２、提案理由の説明を求めます。

発議第１号について、木内欽市議員、ご登壇願います。

（２１番　木内欽市　登壇）

○２１番（木内欽市）　発議第１号　（株）環境シンフォニックによる「溶融炉」を備えた極めて危険な廃棄物処理施設の建設に反対する意見書の提出についての提案理由を申し上げます。

本発議案につきましては、先ほど陳情第１号　（株）環境シンフォニックによる極めて危険な「溶融炉」を備えた廃棄物処理施設の建設に反対する陳情について採択されましたので、ご提案するものでございます。

意見書の案文を朗読して、提案理由の説明に代えさせていただきます。

（株）環境シンフォニックによる「溶融炉」を備えた極めて危険な廃棄物処理施設の建設に反対する意見書（案）。

（株）環境シンフォニックは、平成17年６月29日付け、旧干潟町から「許可の取り消し」がなされたにもかかわらず、翌月から大型車輌により建設資材を搬入し、旭市溝原字蕨谷992番地に着々と建設を進めています。

この付近は、地元業者によって長年、大量の土砂採取や産業廃棄物の不法投棄が行われていました。

その間、地域住民や農地の耕作者は、大型車輌の往来による砂ぼこりや粉塵・振動・そして通行の危険にさらされ、あるときは産業廃棄物の火災による煙の被害も受けながらどこにも取り上げてもらえず、今日まで耐えてまいりました。

しかしながら、今度は、（株）環境シンフォニックによる「溶融炉」を備えた極めて危険な廃棄物処理施設が建設されています。

地域住民や農地の耕作者は耐え難い不安を感じており、また、環境への悪影響が心配されます。建設には絶対反対であり、一日も早く工事を中止されるよう適切な処置を心から願うものです。

以上のことから、地域住民の生活と環境を守るために適切な対策を講じていただけるよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

意見書の提出先でございますが、千葉県知事、千葉県議会議長あてでございます。

皆様のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（林　正一郎）　木内欽市議員の提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第３　質疑、討論、採決

○議長（林　正一郎）　追加日程第３、質疑、討論、採決。

おはかりいたします。発議第１号は委員会付託を省略して、直接審議することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林　正一郎）　ご異議なしと認めます。

よって、本発議案は直接審議することに決しました。

発議第１号について、質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（林　正一郎）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（林　正一郎）　討論なしと認めます。

これより発議第１号について採決いたします。

発議第１号　（株）環境シンフォニックによる「溶融炉」を備えた極めて危険な廃棄物処理施設の建設に反対する意見書の提出について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林　正一郎）　全員賛成。

よって、発議第１号は原案どおり可決されました。

なお、可決されました意見書の提出につきましては、議長に一任願いたいと存じます。

◎日程第１０　議案上程

○議長（林　正一郎）　日程第10、議案第１号から議案第37号までの37議案と、報告第１号から報告第６号までの報告６件を一括上程いたします。

議案第　１号　平成１７年度旭市一般会計予算の議決について

議案第　２号　平成１７年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について

議案第　３号　平成１７年度旭市老人保健特別会計予算の議決について

議案第　４号　平成１７年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について

議案第　５号　平成１７年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について

議案第　６号　平成１７年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について

議案第　７号　平成１７年度旭市水道事業会計予算の議決について

議案第　８号　平成１７年度旭市病院事業会計予算の議決について

議案第　９号　平成１７年度旭市国民宿舎事業会計予算の議決について

議案第１０号　平成１６年度旭市一般会計決算の認定について

議案第１１号　平成１６年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について

議案第１２号　平成１６年度旭市老人保健特別会計決算の認定について

議案第１３号　平成１６年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について

議案第１４号　平成１６年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について

議案第１５号　平成１６年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について

議案第１６号　平成１６年度旭市水道事業会計決算の認定について

議案第１７号　平成１６年度海上町一般会計決算の認定について

議案第１８号　平成１６年度海上町国民健康保険特別会計決算の認定について

議案第１９号　平成１６年度海上町老人保健特別会計決算の認定について

議案第２０号　平成１６年度海上町介護保険特別会計決算の認定について

議案第２１号　平成１６年度海上町水道事業会計決算の認定について

議案第２２号　平成１６年度飯岡町一般会計決算の認定について

議案第２３号　平成１６年度飯岡町国民健康保険事業特別会計決算の認定について

議案第２４号　平成１６年度飯岡町老人保健特別会計決算の認定について

議案第２５号　平成１６年度飯岡町介護保険事業特別会計決算の認定について

議案第２６号　平成１６年度飯岡町国民宿舎事業会計決算の認定について

議案第２７号　平成１６年度飯岡町水道事業会計決算の認定について

議案第２８号　平成１６年度干潟町一般会計決算の認定について

議案第２９号　平成１６年度干潟町国民健康保険特別会計決算の認定について

議案第３０号　平成１６年度干潟町老人保健特別会計決算の認定について

議案第３１号　平成１６年度干潟町介護保険特別会計決算の認定について
議案第３２号　平成１６年度干潟町水道事業会計決算の認定について
議案第３３号　平成１６年度東総塵芥処理組合一般会計決算の認定について
議案第３４号　平成１６年度旭市外三町消防組合一般会計決算の認定について
議案第３５号　平成１６年度飯岡町・海上町学校給食組合一般会計決算の認定について
議案第３６号　旭市助役の選任につき同意を求めることについて
議案第３７号　旭市監査委員の選任につき同意を求めることについて
報告第　１号　平成１６年度旭市土地開発基金の運用状況について
報告第　２号　平成１６年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況について
報告第　３号　平成１６年度飯岡町土地開発基金の運用状況について
報告第　４号　平成１６年度干潟町土地開発基金の運用状況について
報告第　５号　平成１６年度干潟町国民健康保険高額医療費資金貸付基金の運用状況について
報告第　６号　株式会社千葉県食肉公社の事業経営状況について

◎日程第１１　施政方針並びに提案理由の説明

○議長（林　正一郎）　日程第11、施政方針並びに提案理由の説明を求めます。

伊藤忠良市長、ご登壇願います。

（市長　伊藤忠良　登壇）

○市長（伊藤忠良）　本日、ここに平成17年旭市議会第１回定例会を招集させていただき、平成17年度一般会計予算及び各特別会計予算のほか、旧市町の平成16年度決算等の案件についてご審議を願うことといたしました。

開会にあたり、提出いたしました案件について、その概要をご説明申し上げ、併せて市政を担当するにあたりましての私の所信の一端を申し上げ、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

８月の臨時会のご挨拶でも申し上げましたが、我が新生旭市は、たくさんの魅力を持っています。これらの魅力を充分に生かし、地方分権の時代にふさわしい、市民の皆様との協働による「活力あふれるまち」、新市建設計画で掲げた将来都市像である「ひとが輝き海とみどりがつくる健康都市“旭”」実現のため、公平無私を政治理念として、全力で市政に取り

組んでまいる所存でありますので、議員の皆様初め市民の皆様のご指導、ご鞭撻を重ねてお願い申し上げます。

新生旭市の７万1,500人を数える市民が、旧市町の枠を越え、一体となってまちづくりを進めるためには、新たなシンボルや目標が必要であると考え、市章及び市の花・市の木を公募により制定することといたしました。

市章については、８月５日から９月15日の募集期間で全国公募し、市の花・市の木については、市民の皆様から、８月15日から９月15日までの期間でアンケートをいただきました。

今後、それぞれの選定委員会で選考いただき、10月29日に予定している合併記念式典で披露したいと考えております。これらの制定は、市民の皆様のふるさと意識の高揚と市のイメージアップにつながるものと考えております。

また、旧市町で行っておりました各種都市宣言につきましても、さまざまな情勢を勘案しながら、継承していく方向で各担当課に検討させております。基本的には、時代に合わないものや重複したようなものを除いて、宣言してまいりたいと考えております。

次に、平成17年度の主要な事業等について、新市建設計画に沿って申し上げます。

第一に、「交流基盤が整備された魅力的なまちづくり」であります。

はじめに、街路事業について申し上げます。

県施行による旭駅前線については、東総の中核都市旭市における交流の拠点として、また、まちの顔づくりとして平成９年度から整備を進めております。

おかげをもちまして、地権者のご理解とご協力により、道路形態が見えてきたところであります。平成17年度は、旭駅前線の景観整備として、電線地中化に伴う電線共同溝の実施設計を行い、平成18年度には工事に着手したいと考えております。今後も、駅前広場、駅前線の早期完成を目指し、県と連携を図りながら用地取得を進めてまいります。

谷丁場遊正線については、あさひ鎌数工業団地への企業誘致に重要な役割を持つ銚子連絡道路との接続を考慮しながら、国道南側の整備を図ってまいります。今後も関係地権者のご理解とご協力をお願いし、用地取得を進めてまいります。

また、この路線の北側、鎌数地先についても、用地取得した秋田川共和橋南北の工事を実施し、広域農道まで暫定的に開放する予定であります。さらに谷丁場遊正線につながる米込地先の市道については、用地買収を積極的に進め、その進捗状況により工事を進めてまいります。

次に、市道の整備について申し上げます。

市民生活に直接関連する市道については、計画的に整備を進めているところであります。

旭中央病院周辺から国道126号を経由し、広域農道につなぐ旭中央病院アクセス道路（南北線）の整備は、路線を決定し測量及び道路予備設計を行います。

東総運動場から大原幽学史跡までの長部地区歩道整備については、用地の交渉等を進め、工事を実施する予定であります。

次に、水道事業について申し上げます。

合併前の水道事業については、各地域においてそれぞれの条件のもとで、給水の管理運営を行ってまいりましたが、給水開始から25年が経過し、各施設とも老朽化が見られるため、今後は、施設の改善を含め現配水管網の調査、給水エリアの見直し等を行い、新市での施設整備計画を策定し、効率的な事業連営を図ってまいります。

次に、下水道事業について申し上げます。

下水道事業については、平成６年度に旭駅周辺区域から整備を進め、平成12年３月に供用を開始いたしました。現在、全体計画面積990ヘクタール、認可区域面積202ヘクタールの内、138ヘクタール、約68％が整備済みであります。

平成16年度末の下水道処理人口普及率は、12.1％、日量約1,000立方メートルの汚水を適正に処理しているところであります。

なお、近年の社会・経済情勢の変化を踏まえ、下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽等による、より効率的かつ適正な汚水処理施設整備の促進を図るため、千葉県と市町村との協働により、「全県域汚水適正処理構想」が平成15年度に見直されております。今後の公共下水道事業につきましては、新旭市のまちづくり、都市計画の見直し等を考慮しながら、この「全県域汚水適正処理構想」を基本とし、引き続き公共下水道の普及促進に努めてまいります。

次に、コミュニティバスについて申し上げます。

現在、市内にはコミュニティバスとして、旭地区で１ルートの試行運行と飯岡地区で２ルートの本格運行、また、海上地区及び干潟地区では中央病院利用者を主な対象とした福祉バスを、それぞれ本格運行しております。

これらのバスの運行については、主な公共施設を結ぶなど、より多くの市民の方々に利用していただけるよう、ルートの調査及び検討を行う必要があります。このため、市民並びに関係機関を交えた検討委員会を組織し、専門的立場及び総合的立場からご意見をいただき、需要に即したバスの運行に努めてまいります。

次に、防災について申し上げます。

新市は、多くの急傾斜地と長い海岸線を持つことから、地震や台風による災害を受けやすい場所が散在し、災害時には広範囲での対応が必要となります。このことから、現在防災計画の見直しを進めており、特に対応の拠点が消防本部を含めて５箇所となることに着目し、それらの連携や指揮・命令系統の確立に重点を置いて策定するよう指示したところであります。策定後は、議会を初め市民の皆様に報告、周知し、被害を未然に防げるよう、また、迅速な対応が図れるよう努力してまいります。

第二に、「快適でうるおいのあるまちづくり」であります。

初めに、パークゴルフ場整備事業について申し上げます。

パークゴルフ場については、スポーツを通じた市民の健康づくりの場として、また、海岸地域の活性化を目指して整備を進めてまいります。平成17年度は、基本設計に基づいた施設の詳細を定める実施設計を行い、同時に工事の実施に必要な県との協議を進めてまいります。

次に、都市公園事業について申し上げます。

袋公園については、水と花と野鳥をテーマとした親水性のある、自然を生かした公園づくりを目指してまいります。平成17年度は、公園南東側に、市民が集い多目的に利用できる施設整備を行い、交流の場として親しまれる公園づくりを進めてまいります。

次に、排水路の整備について申し上げます。

岩井排水路工事については、岩井新田、五本松地区の生活排水等の流末排水路を県道銚子海上線清滝バイパスの流末排水整備と併せて、銚子整備事務所と協議しながら工事を実施してまいります。

次に、情報化の推進について申し上げます。

合併を機に統合しました電算システムについては、昨年度整備した市内の75か所の施設を光ファイバーケーブルで結ぶ「広域情報ネットワーク」を活用し、概ね順調に稼動しております。今後は、国の推進する電子自治体の実現を目指し、インターネットを活用した行政情報の提供や、電子申請・届出等について、関係機関とも協議しながら各種システムの導入を検討するとともに、情報通信システムの安全性・信頼性を確保するため、さまざまなセキュリティ対策に取り組んでまいります。

第三に、「健やかでやすらぎのあるまちづくり」であります。

初めに、病院事業について申し上げます。

開設以来50年の歴史を有する旭中央病院は、千葉県東部及び茨城県鹿島地区を含む東南部、

診療圏人口約100万人の基幹病院として、年中無休の救急医療体制と周産期医療、健康管理医療を含む質の高い診療体制のもと、地域医療の確保と向上に大きく貢献しております。年間の入院延べ患者数は34万3,000人、外来延べ患者数は88万3,000人を数え、また救急外来においても年間受診者数が６万人を超えるなど、ますますその役割が増大する一方で、増え続ける患者への的確な対応が大きな課題となっております。

このため、今後、医師・看護師等の職員の充足はもちろんのこと、交通ネットワークの整備や、耐震性の確保、さらには医療の質・安全性の向上、並びに将来の広域ネットワーク化への対応等、医療設備・環境のより一層の充実が必要であると考えており、健やかでやすらぎのあるまちづくりを目指す旭市の一端を担うため、これらの事業を重点項目として進めてまいります。

次に、保健事業について申し上げます。

乳幼児から高齢者まで、すべての市民が健やかで心豊かな生活ができる社会を目指すために、市内４か所の保健センター等の施設を有効に活用し市民の健康増進を図ります。

また、生活習慣病の予防と疾病の早期発見を図るため、基本健康診査やがん検診の充実に努めてまいります。

本年度実施しております乳がん検診につきましては、30歳代については従来の視触診検査から、より精度の高い超音波検査に変更し、乳房エックス線検査の対象者は50歳以上から40歳以上に、子宮がん検査についても30歳以上から20歳以上に引き下げて実施いたしております。

少子高齢化が一段と進む中、国においては「次世代育成支援対策推進法」が制定され、少子化対策が進められるなど次世代の育成支援が重要性を増す中、母と子の健康教育、健康相談など母子保健事業につきましてもなお一層の充実に努めてまいります。

次に、高齢者福祉について申し上げます。

老人福祉の向上を図ることを目的として、長寿祝金を80歳以上の方4,015名に支給いたしました。

また、９月19日の敬老の日には、東総文化会館において、新旭市として初めての敬老大会を午前、午後の２回に分けて開催いたしました。大勢の皆様が参加され、楽しいひとときを過ごしていただけたものと考えております。

次に、介護保険制度について申し上げます。

介護保険制度は、運用開始から６年目に入り、第２期事業計画の最終年度を迎えておりま

す。

平成17年８月末の認定者は1,814人で、第１号被保険者に対する認定率は11.3％と、制度のスタートから約２倍になっており、制度は確実に定着してきております。

また、今年度は、３年ごとの介護保険事業計画を策定することになり、この事業計画を包含する高齢者保健福祉計画も整合性を図るため同時に策定することになります。

このため、８月29日には第１回の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会を開催し、被保険者代表としての３名の委員には旧３町から１名ずつご出席をいただいたところであります。

また、高齢者がどんな地域社会を望んでいるのか、自分たちでできることは何か等、広く市民のご意見等をいただくため、二つの地域でタウンミーティングの実施を予定しております。９月30日には、広原地区、10月13日には共和地区で開催すべく準備を進めております。

また、新規事業としての「地域ふれあい交流事業」は、８月までに８か所で行いました。民生委員さんやボランティアの皆さん、社会福祉協議会のお力添えをいただきながら、さらに地域交流の場を広げ、閉じこもり予防を図ってまいります。

高齢化が進む中、今後は心身ともに健康で、安心して生活ができるよう介護予防に力を注ぎ、地域全体で支え合うような計画を作り、取り組んでまいりたいと考えております。

次に児童福祉について申し上げます。

少子化が叫ばれている中で、子どもを安心して生み育てられる社会を築き、一人ひとりの子どもを大切に育む環境をつくることは、私たちの責務であります。

また、近年増え続ける児童虐待に対処するために、昨年12月に児童福祉法が改正され、児童や家庭に関する相談につきましては、最初に市町村が担うことになりました。本市におきましても、育児不安や虐待のおそれのある保護者を支援するために、虐待防止ネットワークを立ち上げてまいります。

第四に、「心豊かな人と文化をはぐくむまちづくり」であります。

初めに、学校施設の整備について申し上げます。

海上中学校の校舎等改築工事については、平成17年度、平成18年度の２か年事業として実施いたします。本年度は国庫補助事業の関係から、事業全体の40％の工事完了が必要なため、できるだけ早く工事に着手できるよう準備を進めており、本議会に追加議案として、契約案件を提案する予定であります。

次に学校教育について申し上げます。

放課後児童健全育成事業については、現在７小学校で実施しておりますが、今後とも指導体制の充実に努め、子育て支援を推進いたします。

適応指導教室については、指導員及び学校との連携を取りながら、小・中学生にきめ細かな指導を行っております。夏季休業中も登校日を設け、継続して小中学生への支援を行ったことにより、数名の生徒が学校に登校できるようになりました。今後とも不登校の子どもの支援に努めてまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

市民一人ひとりが楽しみや生きがいを持ち、健康で心豊かな生活を送ることができるよう、「いつでも、どこでも、だれでも学習ができ、その成果が社会の中で活かされる環境づくり」を目指し、新たに生涯学習推進計画を策定します。

また、今年度から小・中学生を対象に、スポーツや文化、学習活動等のさまざまな体験学習を学校・家庭・地域の連携・協力のもと、学校や社会教育施設を会場に「地域子ども教室」を開催いたします。

文化振興については、市民参加型の事業の充実を図るため、文化祭や音楽・舞台芸術など、各文化団体の自主的活動を促進し、多くの市民が文化活動に参加できるよう支援してまいります。また、文化財の保存・維持や文化を担う人材の育成を図り、各地区に伝わる祭りや伝統芸能の保存・継承に努めます。

体育振興については、住民の健康に対する関心が高まり、健康・体力づくりの重要性が認識されてきた中、それぞれの体力や年齢、技術に応じて手軽に楽しく継続的にスポーツに親しむことができる環境づくりを推進してまいります。

なお、スポーツ大会については、平成22年に、「第65回国民体育大会・卓球競技」の開催地となっていることから、各種卓球大会を招致し、市民に対して卓球の振興を図るとともに、合併に伴い新しい「市民駅伝大会」の開催を予定しております。

また、スポーツの日常化に向け、各地区に分散する社会体育施設をインターネットで結び、より一層利用しやすい施設となるよう施設運営に努めてまいります。

第五に、「創造力と活力に満ちたまちづくり」であります。

初めに、農業について申し上げます。

水田農業については、農業者・農業団体が主体となり、多様化する消費者ニーズに対応した売れる米作りや低コスト栽培、水田の集団的利用により農作業の省力化を図りながら水稲と自給率の低い麦・大豆・飼料作物等を組み合わせた水田農業経営への取り組みを推進して

まいります。

次に農業基盤整備事業について申し上げます。

広域農業基盤緊急整備促進事業計画による万力地区ほか５地区で、県営事業によるほ場整備と主要幹線農道の整備が予定されております。平成17年度事業から県営担い手育成基盤整備事業について、市負担率の調整を行い農業生産基盤の整備と、担い手への農地利用集積による経営の規模拡大と体質強化を図ります。

次に経営構造対策事業について申し上げます。

富浦地区は、基盤整備事業を契機に担い手を中心とした集落営農を推進してきましたが、今年度、担い手への農地利用集積を促進し、生産性の高い農業構造の実現を図るため、富浦営農組合を中心にライスセンター及びハウス団地の建設を進めます。

次に市民農園について申し上げます。

市民農園は、近年、農業後継者の不足や農業従事者の高齢化が進み耕作放棄地が増大してきていることや、都市住民のニーズに応えるため設置したものであります。

現在、市民農園は鎌数地区と岩井地区の２か所に開設しており、利用率は、おおよそ７割程度となっております。今後、岩井地区に隣接する都市農村交流ステーションとの連携により、都市と農村の交流を促進するとともに、市民の余暇活動の場として内容の充実に努めてまいります。

次に、畜産について申し上げます。

農村地域における混住化の進展、生活様式の変化等から畜産の健全な維持・発展のため、畜産農家と耕種農家の連携を図り、家畜排せつ物の円滑な流通・利用を促進してまいります。

具体的な取り組みといたしましては、土地改良実施中の水田において、家畜たい肥を投入した良質な土壌作りとその水田からの稲わらを家畜に給仕する「耕畜連携基盤整備実験事業の導入」、「家畜排せつ物等有機性資源の利活用に必要な施設・機械の整備」や、「家畜飼料増産に必要な機械等を導入する事業」への助成をしてまいります。

また、各種家畜伝染病の発生と蔓延を防止するための防疫事業についても強化を図ります。

次に、水産業の振興について申し上げます。

漁業を取り巻く環境は、水産資源の減少や輸入水産物の増加、さらには景気の後退に伴う需要の減少等により厳しい状況が続いておりますので、継続的な水産業の振興を図るため、種苗放流や人工漁礁の設置など栽培漁業の基盤整備と漁港整備による機能の充実を図ってまいります。

次に、商業について申し上げます。

商工会の合併については、本年４月６日に、「海匝地区旭グループ商工会合併協議会」が立ち上がり、これまで計３回の合併協議会が開催されているところであります。

今後も、平成18年４月１日の合併期日に向けて協議が行われますが、市としても側面から支援してまいりたいと考えております。

次に、観光について申し上げます。

夏期観光事業については、すべて合併後に実施したものでありまして、飯岡海水浴場及び矢指ヶ浦海水浴場の開設をはじめ、今年は、「いいおかＹＯＵ・遊・フェスティバル」と「サマーフェスタ・イン矢指ヶ浦2005」を同時開催したことにより、市内外から11万人を超える大勢の皆様に来遊をいただいたところであります。

また、七夕市民まつりについては、８月６日・７日の二日間の日程で行われ、新たな催し物として、あさひサンバカーニバルによるパレードや県警音楽隊の先導によるミス七夕パレードが実施されるとともに、神輿、お囃子、おどり、あさひ音頭など、多くの参加団体により盛り上がりを見せ、市内外から約13万人の入り込み客がありました。

夏期観光を通じて、無事故で盛況裡に終了することができましたことは、観光協会をはじめ、関係、団体のご協力の賜と心より感謝を申し上げる次第であります。

次に、工業振興について申し上げます。

あさひ鎌数工業団地Ｃ・Ｄ地区への企業誘致については、地域経済の活性化と雇用機会の創出のため、千葉県土地開発公社との連携のもとで進めておりますが、今後も引き続き、優良企業の誘致が実現できるよう積極的に活動してまいります。

第六に、「共につくる夢のあるまちづくり」であります。

初めに、総合計画の策定について申し上げます。

新生旭市にとって、新市の一体性を確立し、住民福祉の一層の向上と新市の均衡ある発展を図り、合併してよかったと言われるようなまちづくりが急務であります。

この新しいまちづくり全般の指針となります旭市総合計画の策定に本年度から着手し、平成18年度中の完成を目指して作業を進めてまいります。

この旭市総合計画の策定に当たりましては、新市建設計画を踏まえ、新市の将来都市像である「ひとが輝き海とみどりがつくる健康都市“旭”」の実現を目指し、市民の皆様とともに策定を進め、多くの皆様の声や提案を取り入れていく所存であります。

このための最初の事業として、10月８日の鶴巻小学校を皮切りに、市内15か所の会場で、

市民の皆様の意見を直接お聞きする地区懇談会を開催することといたしました。多くの市民の皆様にご参加をいただき、たくさんのご意見をいただければと考えております。

次に、医療と福祉の郷づくりについて申し上げます。

新市建設計画の主要事業として掲げる医療・福祉の郷づくり事業については、８月18日付けで庁内会議とワーキンググループの２組織を設置するとともに、県と市で協働の研究会を設置することといたしました。

現在、その第一歩としてリーフレットやホームページにより、旭市の魅力を積極的に情報発信し、その浸透を図っているところであります。

今後は、旭中央病院を核とした充実した医療・福祉施設、首都圏への一大食料供給基地としての農業といった豊富な地域資渡を最大限に活用した交流人口の誘致及び地域活性化策を推進し、日本一住みよいまちを目指してまいります。

次に、行政改革の取り組みについて申し上げます。

急激に進展する少子高齢化、国・地方を通じる財政状況の悪化、分権型社会の到来など、行政環境が大きく変貌していく中で、地方自治体・市町村は、更なる創意・工夫を行って、自らを変革していかなければなりません。

とりわけ、１市３町の合併によって誕生した旭市においては、合併の目的を達成するためにも、行財政の改革は避けて通れない重要な課題であります。

そこで、この行政改革を強力に推進していくため、庁内に行政改革推進本部を設置するとともに、本年度中を目途に行政改革大綱を策定することといたしました。

新たな行政改革大綱の策定に当たっては、議会並びに市民の皆様のご意見や、各界の代表者等からなる行政改革推進委員会からの提言等を十分に踏まえたものとするとともに、この大綱に基づく行政改革の推進により、本市が、地方分権にふさわしい、名実ともに自立した自治体となれるよう努力してまいる所存であります。

終わりに、地域審議会と姉妹都市等について申し上げます。

地域審議会は、合併後の市の施策全般に関し、きめ細かに住民の意見を反映していくことができるように、合併前の一市三町の協議により、旧海上町、旧飯岡町、旧干潟町のそれぞれの地区に設置することとされているもので、新市建設計画の変更や執行状況に関する事項等について、長の諮問を受け、または必要と認める事項につき長に対して意見を述べる、市の附属機関であります。

この地域審議会につきましては、委員の選考等の準備を進めているところでありますが、

各地域審議会からいただいたご意見は、地域住民の声として行政施策に反映させ、市の均衡ある発展と、きめ細かな行政サービスを実現していきたいと考えております。

次に、姉妹都市等の提携について申し上げます。

長野県茅野市との姉妹都市、及び沖縄県中城村との友好交流について、それぞれ相手側の意向を確認したところ、これまで培ってきた縁を踏まえるとともに、更なる友好と交流の輪を広げたいとの意向でありました。

ついては、両団体との親善交流を更に深め、住民の幸福の増進を目指すため、来る10月29日に開催予定の合併記念式典に合わせ、再締結することで事務を進めてまいります。

続きまして、本議会に提案いたしました各議案の提案理由についてご説明申し上げます。

議案第１号は、平成17年度旭市一般会計予算の議決についてであります。

平成17年度予算は、１市３町が７月１日に合併をし、本予算が議会の議決を経て成立するまでの間、７月から10月までの４か月間を暫定予算として調整し、執行してきたものであります。

今回、新市として、暫定予算を組み入れた、７月から来年３月までの９か月分の本予算を編成したもので、予算規模は、歳入歳出それぞれ193億9,000万円であります。

初めに、歳入について申し上げます。

歳入については、交付決定額または、旧市町の通年予算見込額から４月から６月までの収入済額を差し引いた額を基本として、これに合併に伴い必要となる合併関連経費及び補正要因分を併せ編成をしたものであります。

１款市税は、36億7,813万6,000円、２款地方譲与税は、５億4,877万6,000円、３款利子割交付金は、3,830万円、４款配当割交付金は、985万7,000円、５款株式等譲渡所得割交付金は、226万3,000円、６款地方消費税交付金は、５億1,167万円、７款自動車取得税交付金は、２億8,000万円、８款地方特例交付金は、１億1,317万2,000円、９款地方交付税は、44億3,221万1,000円、10款交通安全対策特別交付金は、1,576万1,000円、11款分担金及び負担金は、５億8,067万3,000円、12款使用料及び手数料は、３億1,554万3,000円、13款国庫支出金は、13億4,649万円、14款県支出金は、10億1,409万2,000円、15款財産収入は、7,626万4,000円、16款寄附金は、870万1,000円、17款繰入金は、10億100万4,000円、19款諸収入は、32億1,228万7,000円、20款市債は、22億480万円を計上しております。

その結果、市税、地方交付税をはじめとする一般財源の総額は、147億6,557万3,000円で、歳入に占める割合は76.2％であります。

これに対して、使途の特定されております国・県支出金等の特定財源は、46億2,442万7,000円で、歳入に占める割合は23.8％であります。

次に、歳出について申し上げます。

歳出については、旧市町の通年予算見込額から、４月から６月までの支出済額を差し引いた額に、合併に伴い必要となる合併関連経費と補正要因分を併せ編成したものであります。

これにより、１款議会費は、３億2,929万4,000円、２款総務費は、一般行政管理費等として32億6,742万6,000円、３款民生費は、障害者、高齢者、児童、生活保護等の社会保障経費及び国民健康保険事業特別会計、老人保健特別会計、介護保険事業特別会計への繰出金等で39億1,700万4,000円、４款衛生費は、保健予防対策費及び生活環境整備対策費並びに東総衛生組合の負担金等で17億2,878万4,000円、５款労働費は、働く婦人の家管理運営及び職業相談室運営経費等として2,870万円、６款農林水産業費は、農業委員会運営経費、農林水産業の振興対策費、農業基盤整備費等で11億2,561万5,000円、７款商工費は、商工業振興対策費及び観光対策費等で１億9,946万7,000円、８款土木費は、道路及び排水路整備並びに都市計画事業に係る経費として14億9,012万9,000円、９款消防費は、常備消防費、消防団運営費及び消防・防災施設整備費等で８億4,498万6,000円、10款教育費は、小中学校管理経費、教育振興費、社会体育施設費、文化振興対策費並びに学校給食事業費等で21億9,647万1,000円を計上しております。

11款災害復旧費は予算科目設定のための計上であります。

12款公債費は、市債の元利償還金等で29億4,891万8,000円、13款諸支出金は、水道事業会計、病院事業会計、土地開発基金への繰出金等で12億6,919万9,000円、14款予備費に4,400万円を計上しております。

次に、債務負担行為は、総合計画策定支援業務委託のほか７件の債務保証を設定するものであります。

議案第２号は、平成17年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模は、事業勘定が歳入歳出それぞれ59億2,400万円、施設勘定が歳入歳出それぞれ5,230万円とするものであります。

事業勘定について、歳入の主なものは、国民健康保険税に26億1,705万9,000円、国庫支出金に21億4,457万1,000円、療養給付費等交付金に４億6,759万1,000円、共同事業交付金に１億3,116万3,000円、繰入金に２億2,928万6,000円、諸収入に２億8,516万円を計上し、歳出の主なものは、総務費に6,890万8,000円、保険給付費に39億5,137万7,000円、老人保健拠出

金に10億3,439万4,000円、介護納付金に５億4,008万9,000円を計上するものであります。

施設勘定について、歳入の主なものは、診療収入に4,591万2,000円、繰入金に300万1,000円、諸収入に337万1,000円を計上し、歳出の主なものは、総務費に2,703万6,000円、医業費に2,311万5,000円を計上するものであります。

議案第３号は、平成17年度旭市老人保健特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模は、歳入歳出それぞれ38億3,180万円とするものであります。

歳入の主なものは、支払基金交付金に21億5,745万円、国庫支出金に９億5,439万6,000円、県支出金に２億4,334万7,000円、繰入金に２億7,199万7,000円、諸収入に２億461万円を計上し、歳出の主なものは、医療諸費に37億3,927万9,000円を計上するものであります。

議案第４号は、平成17年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算規模は、歳入歳出それぞれ27億62万4,000円であります。

歳入の主なものは、保険料に３億9,537万9,000円、国庫支出金に６億5,504万3,000円、支払基金交付金に８億1,646万3,000円、県支出金に２億8,406万1,000円、繰入金に３億1,897万2,000円を計上するものであります。

歳出の主なものは、総務費に4,650万2,000円、保険給付費に25億6,340万8,000円、基金積立金に2,988万円、諸支出金に3,790万6,000円を計上するものであります。

議案第５号は、平成17年度旭市下水道事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模は、歳入歳出それぞれ６億4,007万7,000円であります。

歳入については、分担金及び負担金に4,344万3,000円、使用料及び手数料に3,717万6,000円、国庫支出金に3,200万円、財産収入に1,000円、繰入金に３億6,126万2,000円、諸収入に4,159万5,000円、市債に１億2,460万円を計上するものであります。

歳出については、１款総務費は、職員人件費等で5,482万2,000円、２款事業費は、処理場維持管理費及び管渠工事費で２億7,884万7,000円、３款公債費に３億340万8,000円、４款予備費に300万円を計上するものであります。

議案第６号は、平成17年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模は、歳入歳出それぞれ4,276万9,000円であります。

歳入の主な内容は、使用料及び手数料に1,074万2,000円、繰入金に2,322万4,000円、旧旭市歳計剰余金880万1,000円であります。

歳出の主な内容は、１款総務費に、人件費及び物件費等で511万2,000円、２款事業費に、江ヶ崎及び琴田地区排水処理施設維持管理費で1,437万9,000円、農業集落排水資源循環事業

及び建設事業で62万1,000円、３款公債費に1,836万7,000円、４款繰出金に379万円、５款予備費に50万円を計上するものであります。

議案第７号は、平成17年度旭市水道事業会計予算の議決についてでありまして、年度末の給水件数を１万7,958件、給水量を490万2,109立方メートルと見込み、収益的収支において、収入に13億7,989万7,000円、支出に14億1,159万5,000円を計上し、当年度損失3,169万8,000円を予定いたしました。

また、資本的収支については、収入に6,944万円、支出に５億299万8,000円を計上し、収支差し引き不足額４億3,355万8,000円は、前事業期分損益勘定留保資金で補てんするものであります。

議案第８号は、平成17年度旭市病院事業会計予算の議決についてでありまして、病院本体の入院患者数は25万7,200人、外来患者数は64万9,650人を見込み、収益的収入及び支出において、収入に216億174万2,000円、支出に215億5,997万6,000円を計上し、純利益4,176万6,000円を予定いたしました。

また、資本的収入及び支出については、収入に８億367万5,000円、支出に38億5,127万3,000円を計上しております。支出のうち主なものは、継続費である医師宿舎新築事業や病院情報システム設備整備事業、医療機械器具の購入等によるものであります。不足額30億4,759万8,000円は損益勘定留保資金及び建設改良積立金等で補てんする予定であります。

議案第９号は、平成17年度旭市国民宿舎事業会計予算の議決についてでありまして、宿泊利用者を１万6,215人、休憩利用者を１万69人と見込み、収益的収支において、収入に１億8,571万円、支出に１億6,792万5,000円を計上し、利益として1,778万5,000円を予定いたしました。

また、資本的支出については2,515万5,000円を予定し、収支不足額は、損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補てんする予定であります。

議案第10号から議案第35号までの平成16年度各会計決算の認定について申し上げます。

７月１日の合併により、旧１市３町及び新たに取り込まれた東総塵芥処理組合、旭市外三町消防組合及び飯岡町・海上町学校給食組合の旧一部事務組合の平成16年度決算は、今議会に付議されることになり、一般会計、特別会計及び公営企業会計を併せ26案件となります。

なお、この26案件については、旧団体それぞれの監査委員の審査を６月中に受けており、地方自治法第233条第３項の規定により、監査委員の意見書を付し提案するものであります。

議案第10号は、平成16年度旭市一般会計決算でありまして、歳入総額146億8,004万3,935

円、歳出総額139億9,503万1,485円となり、翌年度へ繰り越すべき財源2,509万6,000円を差し引いた実質収支は６億5,991万6,450円となりました。

議案第11号は、平成16年度旭市国民健康保険事業特別会計決算でありまして、歳入総額41億1,723万9,749円、歳出総額37億652万6,060円となり、歳入歳出差し引き４億1,071万3,689円となりました。

議案第12号は、平成16年度旭市老人保健特別会計決算でありまして、歳入総額23億5,899万3,570円、歳出総額22億6,403万7,745円となり、歳入歳出差し引き9,495万5,825円となりました。

議案第13号は、平成16年度旭市下水道事業特別会計決算でありまして、歳入総額６億9,381万6,611円、歳出総額６億3,366万584円となり、歳入歳出差引き6,015万6,027円となりました。

議案第14号は、平成16年度旭市農業集落排水事業特別会計決算でありまして、歳入総額4,260万953円、歳出総額4,259万953円となり、歳入歳出差引き１万円となりました。

議案第15号は、平成16年度旭市介護保険事業特別会計決算でありまして、歳入総額15億5,990万4,522円、歳出総額15億875万1,019円となり、歳入歳出差引き5,115万3,503円となりました。

議案第16号は、平成16年度旭市水道事業会計決算でありまして、年度末の給水状況は、給水件数１万609件、普及率71.8％、年間給水量は、前年比0.9％増の391万8,861立方メートルとなりました。

決算の内容については、収益的収支において、事業収益９億1,167万8,397円、事業費用８億5,361万185円となり、差し引き5,806万8,212円の純利益となりました。

資本的収支においては、収入5,143万7,550円に対し、支出は２億5,235万387円となり、収支不足額２億91万2,837円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんいたしました。

議案第17号は、平成16年度海上町一般会計決算でありまして、歳入総額44億2,571万8,623円、歳出総額41億6,526万2,390円となり、翌年度へ繰り越すべき財源１億509万2,000円を差し引いた実質収支は１億5,536万4,233円となりました。

議案第18号は、平成16年度海上町国民健康保険特別会計決算でありまして、事業勘定が、歳入総額９億9,876万2,178円、歳出総額９億2,223万427円、歳入歳出差し引き7,653万1,751円となり、施設勘定が、歳入総額8,074万2,598円、歳出総額6,608万5,739円、歳入歳出差し引き1,465万6,859円となりました。

議案第19号は、平成16年度海上町老人保健特別会計決算でありまして、歳入総額６億5,638万8,102円、歳出総額６億3,241万8,867円となり、歳入歳出差し引き2,396万9,235円となりました。

議案第20号は、平成16年度海上町介護保険特別会計決算でありまして、歳入総額４億5,304万2,938円、歳出総額４億4,222万9,247円となり、歳入歳出差引き1,081万3,691円となりました。

議案第21号は、平成16年度海上町水道事業会計決算でありまして、年度末の給水状況は、給水件数2,429件、普及率77.2％、年間給水量は、前年比2.5％増の68万6,327立方メートルとなりました。

決算の内容については、収益的収支において、事業収益２億711万8,945円、事業費用２億2,923万79円となり、差し引き2,211万1,134円の純損失となりました。

資本的収支においては、収入2,082万1,000円に対し、支出は6,781万6,554円となり、収支不足額4,699万5,554円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額110万4,500円及び過年度分損益勘定留保資金4,589万1,054円で補てんいたしました。

議案第22号は、平成16年度飯岡町一般会計決算でありまして、歳入総額38億7,573万7,104円、歳出総額36億180万6,434円となり、翌年度へ繰り越すべき財源6,831万4,000円を差し引いた実質収支は、20億561万6,670円となりました。

議案第23号は、平成16年度飯岡町国民健康保険事業特別会計決算でありまして、歳入総額11億9,853万9,755円、歳出総額11億6,092万8,841円となり、歳入歳出差し引き3,761万914円となりました。

議案第24号は、平成16年度飯岡町老人保健特別会計決算でありまして、歳入総額７億6,865万9,728円、歳出総額７億4,629万2,841円となり、歳入歳出差引き2,236万6,887円となりました。

議案第25号は、平成16年度飯岡町介護保険事業特別会計決算でありまして、歳入総額４億5,017万4,742円、歳出総額４億4,046万6,189円となり、歳入歳出差し引き970万8,553円となりました。

議案第26号は、平成16年度飯岡町国民宿舎事業会計決算でありまして、業務実績は、宿泊者１万9,307人、休憩者9,618人でございました。

決算の内容については、収益的収支において、事業収益が１億9,747万3,765円、事業費用は１億9,546万3,413円となり、差し引き201万352円の純利益を計上できました。

また、資本的支出は、建設改良費2,705万9,108円、企業債償還金250万6,321円となりましたが、収支不足額2,956万5,429円は、損益勘定留保資金のほか減債積立金、建設改良積立金で補てんいたしました。

議案第27号は、平成16年度飯岡町水道事業会計決算でありまして、年度末の給水状況は、給水件数2,850件、普及率78.9%、年間給水量は、前年比1.5%増の72万5,903立方メートルとなりました。

決算の内容については、収益的収支において、事業収益２億7,984万2,506円、事業費用２億8,683万8,103円となり、差し引き699万5,597円の純損失となりました。

資本的収支においては、収入１億1,520万円に対し、支出は２億817万6,495円となり、収支不足額9,297万6,495円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額65万6,500円及び過年度分損益勘定留保資金9,231万9,995円で補てんをいたしました。

議案第28号は、平成16年度干潟町一般会計決算でありまして、歳入総額37億2,845万9,572円、歳出総額35億5,348万4,757円となり、翌年度へ繰り越すべき財源951万3,000円を差し引いた実質収支は１億6,546万1,815円となりました。

議案第29号は、平成16年度干潟町国民健康保険特別会計決算でありまして、歳入総額８億7,394万4,512円、歳出総額７億9,217万4,114円となり、歳入歳出差し引き8,177万398円となりました。

議案第30号は、平成16年度干潟町老人保健特別会計決算でありまして、歳入総額６億9,640万3,176円、歳出総額６億8,513万1,935円となり、歳入歳出差し引き1,127万1,241円となりました。

議案第31号は、平成16年度干潟町介護保険特別会計決算でありまして、歳入総額４億1,127万1,902円、歳出総額３億9,804万6,404円となり、歳入歳出差引き1,322万5,498円となりました。

議案第32号は、平成16年度干潟町水道事業会計決算でありまして、年度末の給水状況は、給水件数1,640件、普及率81.3%、年間給水量は、前年比5.8%増の74万9,776立方メートルとなりました。

決算の内容については、収益的収支において、事業収益２億2,682万3,367円、事業費用２億4,410万7,334円となり、差し引き1,728万3,967円の純損失となりました。

資本的収支においては、収入358万8,380円に対し、支出は4,490万4,738円となり、収支不足額4,131万6,358円は、消費税資本的収支調整額１万4,117円及び損益勘定留保資金4,130万

2,241円で補てんいたしました。

議案第33号は、平成16年度東総塵芥処理組合一般会計決算の認定についてでありまして、歳入総額９億9,178万9,783円、歳出総額９億6,378万5,123円となり、歳入歳出差引き2,800万4,660円となりました。

議案第34号は、平成16年度旭市外三町消防組合一般会計決算の認定についてでありまして、歳入総額12億3,839万7,483円、歳出総額12億1,192万5,550円となり、歳入歳出差引き2,647万1,933円となりました。

議案第35号は、平成16年度飯岡町・海上町学校給食組合一般会計決算の認定についてでありまして、歳入総額２億4,106万6,519円、歳出総額２億3,066万6,882円となり、歳入歳出差引き1,039万9,637円となりました。

議案第36号は、旭市助役の選任についてでありまして、助役を選任するにあたり、議会の同意を求めるものであります。

私は、重田雅行氏が最適任であると確信し、ここに提案いたすものであります。

議案第37号は、旭市監査委員の選任についてでありまして、議員のうちから選ぶ監査委員を選任するにあたり、議会の同意を求めるものであります。

私は、加瀬実氏が最適任であると確信し、ここに提案いたすものであります。

報告第１号は、平成16年度旭市土地開発基金の運用状況について、報告第２号は、平成16年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況について、報告第３号は平成16年度飯岡町土地開発基金の運用状況について、報告第４号は、干潟町土地開発基金の運用状況について、報告第５号は、平成16年度干潟町国民健康保険高額医療費資金貸付基金の運用状況について、報告第６号は株式会社千葉県食肉公社の事業経営状況について、それぞれ報告するものであります。

以上、市政運営についての所信及び今回提案いたしました各議案の趣旨を申し上げました。詳しくは、事務担当者から説明し、また、質問にお答えいたしますので、なにとぞご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（林　正一郎）　施政方針並びに提案理由の説明は終わりました。

昼食のため12時45分まで休憩いたします。

○２７番（日下昭治）　27番、日下昭治です。

22ページの議案第22号につきまして、確認をお願いしたいと思います。

実質収支は20億561万667円となっておるということですけれども、これでよろしいでしょ

うか。

○議長（林　正一郎）　市長。

○市長（伊藤忠良）　大変失礼しました。これ２億円の誤りだそうでして、財政課長が補足のときに訂正をする予定でおりました。大変申し訳ありませんでした。

○議長（林　正一郎）　よろしいですか。

それでは、12時45分まで休憩いたします。

休憩　午前１１時３８分

再開　午後　零時４５分

○議長（林　正一郎）　休憩前に引き続き会議を開きます。引き続き議案の質疑を行います。

◎日程第１２　議案の補足説明及び報告の説明

○議長（林　正一郎）　日程第12、議案の補足説明及び報告の説明を求めます。

初めに、予算議案について説明を求めます。

議案第１号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長　髙埜英俊　登壇）

○財政課長（髙埜英俊）　議案第１号　平成17年度旭市一般会計予算の議決について、補足説明をいたします。

この予算は、７月１日に、市長職務執行者が調整した暫定予算を包含するものであります。

最初に資料としてお配りしました平成17年度旭市一般会計予算（７月～３月）の概要について説明いたします。こちらでございます。

２ページをお開きください。今回の歳入は、交付決定額または旧市町の通年予算見込額から、４月から６月までの収入済額を差し引いた額を基本として、これに合併関連経費及び例年ですと補正予算で補正されるべき補正要因分を加えて編成したものです。

３ページです。歳出は、旧市町の通年予算見込額から４月から６月までの支出済額を差し引いた額に、合併関連経費と補正要因分を加えて編成しました。

４ページと５ページは、歳入、歳出の款別一覧ですが、合併関連経費と補正要因分が分かるようにしてございます。

６ページから９ページまでが主要事業の一覧表で、歳出予算科目の款ごとといたしました。

それでは、予算書の内容について説明いたします。なお、ページの説明は原則として見開き上段のページを申し上げます。

予算書の１ページをお開きください。第１条は、歳入歳出予算の総額を193億9,000万円と定めるものであります。

第２条の債務負担行為及び第３条の地方債については、後ほど第２表及び第３表で説明いたします。

第４条は、歳計現金の不足時に備えて一時的に借り入れすることができる限度額を20億円と定めるものでございます。

第５条は、歳出予算中、各項の間で流用できる経費を給料、職員手当及び共済費と定めるものです。

次の、２ページから８ページまでは歳入歳出予算ですが、内容は11ページ以降の一般会計予算に関する説明書の中で説明いたします。

９ページをお開きください。第２表は債務負担行為の設定です。表の１行目は、新たに策定します旭市総合計画の支援業務委託について、２行目は、国営造成施設管理体制整備促進事業負担金、３行目から７行目までは、各種利子補給に係るもの、８行目は、海上中学校建設事業について、それぞれの期間について、設定を行うものであります。

10ページです。第３表は地方債です。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるもので、総額22億480万円を計上いたします。

11ページと12ページは、歳入歳出予算事項別明細書の総括です。説明は省きまして、13ページの歳入から順を追って説明いたします。

13ページです。今回は、前年度との比較ができませんので、金額、合併関連経費と補正要因分を中心に説明いたします。

１款市税は、36億7,813万6,000円を見込みました。

１項１目個人市民税は15億493万4,000円を見込みました。

２目法人市民税は２億4,021万5,000円を見込みました。

２項１目固定資産税は14億3,426万8,000円を見込みました。

２目国有資産等所在市交付金及び納付金は244万4,000円を見込みました。

14ページです。３項１目軽自動車税は2,444万4,000円を見込みました。

４項１目市たばこ税は３億4,734万6,000円を見込みました。

６項１目入湯税は976万5,000円を見込みました。

７項１目都市計画税は１億1,406万円を見込みました。

２款地方譲与税です。１項所得譲与税は交付決定額の２億5,029万4,000円を計上しました。

２項自動車重量譲与税は２億2,440万1,000円を見込みました。

16ページです。３項地方道路譲与税は7,408万1,000円を見込みました。

３款利子割交付金は3,830万円を見込みました。

４款配当割交付金は985万7,000円見込みました。

５款株式等譲渡所得割交付金は226万3,000円を見込みました。

６款地方消費税交付金は５億1,167万円を見込みました。

７款自動車取得税交付金は２億8,000万円を見込みました。

８款地方特例交付金は交付決定額の１億1,317万2,000円を計上しました。

18ページです。９款地方交付税は44億3,221万1,000円を計上しました。そのうち普通地方交付税は交付決定額の32億8,621万1,000円、特別地方交付税は旧市町の通年見込額に合併に伴う国の財政措置分を加えた11億4,600万円を見込みました。

10款交通安全対策特別交付金は1,576万1,000円を見込みました。

11款分担金及び負担金は５億8,067万3,000円を見込みました。

１項１目民生費負担金は３億3,455万4,000円を見込みました。このうち、合併関連経費として２節児童福祉費負担金の２番保育所運営費負担金で2,880万3,000円の減額を見込みました。

なお、これから説明いたします増額、減額、追加は、通年予算見込額との対比でございます。

12款使用料及び手数料は３億1,554万3,000円を見込みました。

21ページです。13款国庫支出金は13億4,649万円を見込みました。そのうち合併関連経費として１項１目２節児童福祉費国庫負担金、説明欄１番児童扶養手当負担金、及び22ページになります７番保育所運営費負担金、３節生活保護費負担金で8,589万1,000円の増額を見込みました。

25ページです。14款県支出金は10億1,409万2,000円を見込みました。そのうち、合併関連経費として１項２節保育所運営費負担金で271万2,000円、補正要因分としまして、飛びまし

て30ページになります２項４目農林水産業費県補助金で１節説明欄６番強い農業づくり交付金、及び32ページになります３項委託金、１目総務費委託金、５節衆議院選挙・最高裁判所裁判官国民審査費委託金で6,813万1,000円の追加を見込みました。

15款財産収入は7,626万4,000円を見込みました。

34ページです。16款寄附金は870万1,000円を見込みました。

３目２節水産業費寄附金として859万1,000円、その他は科目設定となります。

17款繰入金は10億100万4,000円を計上しました。

１項特別会計繰入金は379万1,000円を計上しました。

２項１目財政調整基金繰入金は６億8,753万4,000円、２目減債基金繰入金は8,236万9,000円、３目地域福祉基金繰入金は9,458万4,000円、４目学校建設基金繰入金は１億2,000万円、５目文化振興基金繰入金は1,272万6,000円を計上しました。

36ページです。19款諸収入は32億1,228万7,000円を見込みました。そのうち合併関連経費として３項保育所管外受託事業収入の減等で459万8,000円の減額、補正要因分として３目雑入の説明欄22番自治総合センターコミュニティ助成金で230万円の増額を見込みました。

38ページです。20款市債は22億480万円を計上しました。

１項６目住民税減税補てん債の市税減税補てん債8,810万円及び７目臨時財政対策債９億9,590万円は、平成17年度の発行可能額を計上しました。新規発行分としては、旧市町の起債予定額を基本とし、合併特例債として１項５目教育債の海上中学校建設事業債３億8,000万円を計上しました。

以上で歳入の説明を終わります。

続いて、歳出について説明いたします。

42ページです。１款議会費です。合併関連経費としては729万8,000円を見込みました。

飛びまして46ページです。２款総務費です。合併関連経費として２億4,717万7,000円、補正要因分として５億6,924万6,000円を見込みました。

補正要因分の主な内容を説明いたします。

飛びまして50ページです。１目一般管理費は、説明欄６番庁舎管理費の11節の庁舎の維持補修費を増額します。

飛びまして60ページです。６目財産管理費、説明欄２番の財政調整基金積立金を５億1,549万9,000円計上します。

飛びまして67ページです。10目地域振興費の説明欄２番コミュニティ育成事業として足川

岡区コミュニティセンター児童遊園で植樹を行うための補助金を増額します。

68ページです。11目諸費は、説明欄２番市バス運営事業で前年度の運転実績により燃料費及び運転業務委託料を増額します。

70ページです。説明欄５番は、過年度分国県支出金等の精算による返還金です。

12目合併記念事業費は新市合併記念式典の経費を増額します。

72ページです。２目賦課徴収費の説明欄１番賦課徴収事務費の８節報償費に市民税の納期前納付が増えたことにより報償金40万円を増額します。

飛びまして81ページです。４項選挙費、５目は衆議院議員選挙・最高裁判所裁判官国民審査関係の経費を追加します。

飛びまして90ページです。３款民生費です。合併関連経費として５億3,659万4,000円、補正要因分として6,732万8,000円を見込みました。

補正要因分の主な内容を説明いたします。

92ページです。１項１目社会福祉総務費、説明欄５番の旭市社会福祉協議会補助金は、派遣職員の人件費の増額、７番の財団法人旭市福祉協会補助金は運営補助金の増額。11番地域福祉基金積立金は社会福祉に対する篤志寄附金を積み立てるものです。

95ページです。２目障害者福祉費、説明欄４番の障害者デイサービス支援事業及び７番の知的障害者グループホーム支援事業は、各施設入所者の増による増額。97ページです。13番の福祉タクシー利用助成事業は利用者の増により増額します。

飛びまして106ページです。２項２目生活支援費、説明欄２番13節委託料の生きがい活動支援通所事業委託料は通所者の増により増額します。

飛びまして110ページです。３目介護保険費、説明欄５番28節の介護給付費繰出金及び介護保険事務費繰出金を増額します。

３項１目、説明欄４番のひとり親家庭等入学祝金。112ページです。６番20節の児童扶養手当を増額します。

飛びまして115ページです。４目保育所費、説明欄３番の保育所運営費は臨時保育士に係る賃金等を増額します。

飛びまして124ページです。４款衛生費です。合併関連経費として1,822万9,000円、補正要因分として617万4,000円を見込みました。

補正要因分の主な内容を説明いたします。１項１目保健衛生総務費、説明欄２番の保健衛生事務費は、保健師の産休、育児休暇による臨時保健師の賃金等、事務用複写機の使用料等

の増額。飛びまして127ページです。説明欄８番飯岡保健福祉センター管理費は、施設の電気回路の補修費等の増額をします。

飛びまして132ページです。２目予防費、説明欄７番13節のがん検診委託料は、受診者の増が見込まれるため増額します。

飛びまして149ページです。２項２目塵芥処理費、説明欄３番塵芥処理施設運営費の11節消耗品は、ごみ収集袋の購入費を増額します。

飛びまして154ページです。５款労働費は補正要因分として89万3,000円を見込みました。１項２目、説明欄２番の働く婦人の家管理費、11節の施設修繕費を増額します。

飛びまして160ページです。６款農林水産業費です。合併関連経費として201万5,000円、補正要因分として4,225万円を見込みました。

補正要因分の主な内容を説明いたします。１項１目、説明欄２番の農業委員会運営費８節は、小作料審議会委員の報償費を追加します。

飛びまして165ページです。３目農業振興費、説明欄２番の19節新規就農者・里親支援事業補助金の追加。飛びまして171ページです。説明欄13番の経営構造対策事業補助金は、ライスセンター建設事業の実施等により増額をします。

173ページです。４目畜産振興費、説明欄３番の19節家畜排せつ物利活用施設整備事業補助金は事業内容の変更により増額をします。

175ページです。５目農地費、説明欄３番の19節国営造成施設管理体制整備促進事業負担金は、事業内容の変更により増額をします。説明欄５番のふるさと農道整備事業は計画再検討のため減にするものです。177ページです。説明欄９番の経営体育成換地事業負担金を増額するものです。10番の仁玉川補修事業負担金は、事業内容の変更により増額をします。

179ページです。２項１目、説明欄１番の林業総務事務費の消耗品を増額します。

飛びまして186ページです。７款商工費です。合併関連経費として468万7,000円、補正要因分として300万円を見込みました。

補正要因分の主な内容を説明いたします。１項２目商工振興費、19節の海匝地区旭グループ商工会合併協議会への補助金を新たに計上するものです。

飛びまして199ページです。８款土木費です。合併関連経費として１万9,000円、補正要因分として727万7,000円を見込みました。

補正要因分の主な内容を説明いたします。

飛びまして205ページです。３目、説明欄２番道路新設改良事業、22節の道路用地取得に

係る物件補償費を増額するものです。

飛びまして220ページです。９款消防費です。合併関連経費として1,341万2,000円を見込みました。

飛びまして230ページです。10款教育費です。合併関連経費として1,335万5,000円、補正要因分として211万6,000円を見込みました。

補正要因分の主な内容を説明いたします。

飛びまして246ページです。３項１目、説明欄５番海上中学校建設事業の建築確認申請手数料を追加します。

飛びまして256ページです。４項１目社会教育総務費、説明欄９番15節の滝のさと自然公園照明灯設置工事を追加します。

259ページです。２目、説明欄２番の文化振興事業は主催事業案内新聞折り込み手数料を増額します。

飛びまして271ページです。11目、説明欄２番いいおかユートピアセンター管理費は、施設の修繕料を増額します。

以上で、歳出の主な内容についての説明を終わります。

続いて、301ページから305ページ、こちらは特別職及び一般職の給与費明細書です。

続いて、306ページから310ページの表になります。これは債務負担行為の調書で、支出が翌年度以降にわたるものについて前年度末までの支出額または見込みと当該年度以降の支出予定額等です。９ページの第２表記載以外のものは旧１市３町から引き継いだものです。

311ページです。地方債の現在高の見込みに関する調書です。平成17年度末の現在高は、概ね250億円となる見込みであります。

以上で議案第１号　平成17年度旭市一般会計予算の補足説明を終わります。

○議長（林　正一郎）　財政課長の補足説明は終わりました。

議案第２号、議案第３号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長　増田富雄　登壇）

○保険年金課長（増田富雄）　議案第２号　平成17年度旭市国民健康保険事業特別会計予算について補足説明を申し上げます。

最初に、今回の予算編成の考え方ですが、一般会計と同様に、旧市町の通年予算見込額から４月から６月までの決算額を差し引いた額を基本として、これに合併関連経費と補正要因分を考慮して編成しております。

それでは、お手元の予算書の313ページをお開きください。

第１条にございますように、歳入歳出予算の総額を事業勘定は59億2,400万円、施設勘定は5,230万円と定めるものです。

第２条の一時借入金は、限度額を事業勘定１億円、施設勘定1,000万円と定めるものです。

第３条は、歳出予算中、各項において流用できる経費を給料、職員手当等及び共済費、並びに保険給付費と定めるものです。

次の314ページから320ページは、歳入歳出予算でありますが、これらの内容は321ページ以降の国民健康保険事業特別会計予算に関する説明書の中で説明いたします。

初めに、事業勘定からご説明いたします。

321ページと322ページは、歳入歳出予算事項別明細書の総括ですので、説明は省きまして、323ページの歳入から、予算の内容について順を追ってご説明いたします。

それでは、323ページをお開きください。１款国民健康保険税は合計で26億1,705万9,000円を見込みました。主なものとしては、１項１目一般被保険者国民健康保険税、１節医療給付費分現年課税分に21億1,039万9,000円、２節介護納付金分現年課税分に１億8,868万7,000円、２目退職被保険者等国民健康保険税、１節医療給付費分現年課税分に１億6,803万4,000円、２節介護納付金分現年課税分に1,159万円を見込みました。また、一般被保険者、退職被保険者等を合わせた額では、医療給付費分現年課税分が22億7,843万3,000円、介護納付金分現年課税分が２億27万7,000円であります。なお、国保税の税率は不均一となっております。

旧旭市は、医療給付費分が所得割８％、資産割45％、均等割１万7,000円、平等割１万8,000円、課税限度額は53万円です。介護納付金分が所得割0.85％、均等割8,500円、課税限度額は７万円です。

旧海上町は、医療給付費分が所得割7.5％、資産割40％、均等割１万5,000円、平等割２万円、課税限度額は53万円です。介護納付金分が所得割1.2％、均等割１万2,000円、課税限度額は８万円です。

旧飯岡町は、医療給付費分が所得割８％、資産割40％、均等割１万5,000円、平等割２万円、課税限度額は53万円です。介護納付金分が所得割1.2％、均等割り１万2,000円、課税限度額は８万円です。

旧干潟町は、医療給付費分が所得割８％、資産割40％、均等割１万8,000円、平等割２万円、課税限度額は53万円です。介護納付金分が、所得割0.75％、資産割５％、均等割6,000

円、平等割4,000円、課税限度額は８万円です。

324ページになります。４款国庫支出金、１項国庫負担金、１目療養給付費等負担金は17億6,741万4,000円で、一般被保険者の療養給付費負担金に11億6,835万9,000円、老人保健医療費拠出金負担金に４億813万9,000円、介護納付金負担金に１億9,091万5,000円を見込みました。

２目高額医療費共同事業負担金は、市が納付する拠出金に対して国・県がそれぞれ４分の１を負担するもので、国の負担分を4,760万6,000円と見込みました。

325ページになります。２項国庫補助金、１目財政調整交付金は３億2,955万1,000円で、普通調整交付金に３億1,192万6,000円、特別調整交付金に1,762万5,000円を見込みました。

５款療養給付費等交付金は４億6,759万1,000円を見込みました。これは退職被保険者等の医療費等に対する交付金であります。

６款県支出金、１項県負担金、１目高額医療費共同事業負担金は国と同じ4,760万6,000円を見込みました。

326ページになります。２項県補助金、１目国保保険者支援事業費補助金の100万円は、保険証のカード化に対するものであります。

７款共同事業交付金は１億3,116万3,000円を見込みました。これは１か月70万円以上の高額医療に対する交付金であります。

９款繰入金、１項他会計繰入金、１目一般会計繰入金は２億2,928万6,000円を見込みました。内訳は、１節保険基盤安定繰入金が１億2,400万8,000円で、保険税軽減分に9,012万9,000円、保険者支援分に3,387万9,000円を見込みました。

327ページになります。２節職員給与費等繰入金は4,316万3,000円、３節出産育児一時金等繰入金は4,400万円、４節財政安定化支援事業繰入金は1,811万5,000円を見込みました。

328ページになります。11款諸収入、３項雑入、１目一般被保険者第三者納付金544万5,000円は、交通事故等による第三者納付金であります。

５目雑入２億7,835万8,000円は、人間ドック自己負担収入に235万9,000円を見込み、旧旭市歳計剰余金１億5,704万7,000円、旧海上町歳計剰余金を3,594万8,000円、旧飯岡町歳計剰余金を3,271万1,000円、旧干潟町歳計剰余金を5,029万2,000円と見込みました。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

329ページになります。１款総務費、１項１目一般管理費は4,338万4,000円を見込みました。

飛びまして332ページになります。２款保険給付費、１項療養諸費は合計で35億1,060万2,000円を見込みました。内訳として、１目一般被保険者療養給付費に29億300万5,000円、２目退職被保険者等療養給付費に５億4,408万円、３目一般被保険者療養費に3,660万1,000円。333ページになりますが、４目退職被保険者等療養費に675万3,000円、５目妊産婦付加金に858万2,000円、６目審査支払手数料に1,158万1,000円を見込みました。

２項高額療養費は３億3,867万3,000円を見込みました。内訳として、１目一般被保険者高額療養費に３億76万1,000円、２目退職被保険者等高額療養費に3,791万2,000円を見込みました。

334ページになります。４項１目出産育児一時金の5,550万円は、１件当たり30万円で185件を見込みました。５項１目葬祭費の4,660万円は、１件当たり10万円で466件を見込みました。

335ページになります。３款１項老人保健拠出金は10億3,439万4,000円を見込みました。内訳は、１目老人保健医療費拠出金が10億2,055万2,000円、２目老人保健事務費拠出金が1,384万2,000円であります。

４款１項１目介護納付金は５億4,008万9,000円を見込みました。これは国保加入者のうち40歳以上65歳未満の第２号被保険者分の納付金として支払基金に納めるものであります。

336ページになります。５款１項１目高額医療費共同事業拠出金は１億9,043万3,000円を見込みました。

６款保健事業費は2,469万4,000円を見込みました。主な事業としては、人間ドック検査費用の85％を助成する短期人間ドック事業が1,513万8,000円、医療費通知事業が252万3,000円、健康優良家庭表彰事業が281万7,000円であります。

339ページになります。９款諸支出金、１項償還金及び還付加算金は、合計が340ページになりますが、5,409万9,000円を見込みました。これは過年度分の保険税還付金と国庫負担金及び療養給付費等交付金の精算による返還金であります。

続いて、施設勘定についてご説明いたします。

343ページと344ページは、歳入歳出予算事項別明細書の総括ですので、説明は省きまして345ページの歳入から予算の内容について順を追ってご説明いたします。

それでは、345ページをお開きください。１款診療収入、１項外来収入は4,456万9,000円を見込みました。主なものとしては、１目国民健康保険診療報酬収入が1,125万5,000円、２目社会保険診療報酬収入が534万9,000円、３目老人保健診療報酬収入が2,115万4,000円であ

ります。

２項その他の診療収入、１目諸検査等収入は134万3,000円を見込みました。これは一般健康審査料が主なものであります。

飛びまして348ページになります。６款繰入金、２項１目基金繰入金300万円は、財政調整基金からの繰入金であります。

８款諸収入、２項１目雑入337万円は、旧海上町歳計剰余金316万2,000円が主なものであります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

349ページになります。１款総務費、１項１目一般管理費は2,703万4,000円を見込みました。職員２人の給与費が1,362万7,000円、事務費が1,295万1,000円であります。

351ページになります。２款医業費、１項１目医療用機械器具費は310万円を見込みました。このうち備品購入費305万円は、老朽化した超音波診断装置を買い換えるものであります。

352ページになります。３目医薬品衛生材料費は1,965万9,000円を見込みました。

354ページから357ページは給与費明細書であります。

なお本予算案につきましては、去る９月14日に開催されました国民健康保険運営協議会において審議いたしましたことを付け加えさせていただきます。

以上で平成17年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の補足説明を終わります。

続きまして、議案第３号　平成17年度旭市老人保健特別会計予算について補足説明を申し上げます。

老人保健特別会計につきましても、予算編成の考え方は一般会計や国保会計と同様であります。

お手元の予算書の359ページをお開きください。第１条にございますように、歳入歳出予算の総額を38億3,180万円と定めるものであります。

次の360ページ、361ページは歳入歳出予算でありますが、これらの内容は363ページ以降の老人保健特別会計予算に関する説明書の中で説明いたします。

363ページ、364ページは、事項別明細書の総括ですので、説明を省かせていただきます。

365ページになります。初めに、歳入についてご説明申し上げます。

１款支払基金交付金は21億5,745万円を見込みました。内訳は１目医療費交付金に21億3,961万4,000円、２目審査支払手数料交付金に1,783万6,000円であります。

２款国庫支出金、１項１目医療費国庫負担金は９億5,263万2,000円を、また２項１目事務

費国庫補助金は176万4,000円を見込みました。

366ページになります。３款県支出金、１項１目医療費県負担金は２億4,334万7,000円を見込みました。

４款繰入金は一般会計から２億7,199万7,000円を見込みました。

367ページになります。６款諸収入、３項雑入、１目第三者納付金28万7,000円は、交通事故等による第三者納付金であります。

３目雑入の２億432万円は、旧市町の歳計剰余金として、旭市が3,992万7,000円、海上町が9,129万3,000円、飯岡町が4,372万5,000円、干潟町が2,937万4,000円を見込みました。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

368ページになります。１款総務費は1,414万2,000円を見込みました。内訳として、老人保健事務費に453万円を、また、医療費適正化事業費は961万2,000円で、これは国保連合会への電算共同処理委託料とレセプト点検業務委託料が主なものであります。

369ページになります。２款医療諸費、１項１目医療給付費は36億6,221万4,000円、２目医療費支給費は5,921万6,000円、３目審査支払手数料は1,784万9,000円を見込み、合計が370ページになりますが、37億3,927万9,000円としました。

３款諸支出金、１項１目償還金は2,837万7,000円を見込みました。これは支払基金や国県負担金の精算による返還金であります。

以上で平成17年度旭市老人保健特別会計予算の補足説明を終わります。

○議長（林　正一郎）　保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第４号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長　横山秀喜　登壇）

○高齢者福祉課長（横山秀喜）　それでは、議案第４号　平成17年度旭市介護保険事業特別会計予算について補足説明を申し上げます。

最初に、予算編成の考え方ですが、一般会計と同様に旧市町の通年予算見込額から４月から６月までの収入、支出済額を差し引いた額を基本として、これに合併関連経費及び補正要因分を併せ編成いたしました。

それでは、予算書の373ページをお開きください。第１条で、歳入歳出予算の総額を27億62万4,000円と定めました。

第２条は、歳出予算中各項において流用できる経費を保険給付費とするものです。

それでは、次の374ページから376ページは歳入歳出予算ですが、これらの内容は379ペー

ジ以降の介護保険事業特別会計予算に関する説明書の中でご説明申し上げます。

379ページの方をお願いします。歳入から予算の内容について順を追って説明申し上げます。

１款保険料、１項１目第１号被保険者保険料は、納付義務者数を１万5,585人と見込み３億9,537万9,000円を計上いたしました。保険料の内訳は、１節現年度分特別徴収保険料を３億3,681万9,000円、２節現年度分普通徴収保険料に5,722万1,000円、３節過年度分普通徴収保険料に133万9,000円をそれぞれ見込んでおります。なお、保険料につきましては、合併の協議によりまして、今年度は旧市町の保険料となります。

続きまして、２款国庫支出金ですが、１項１目介護保険給付費負担金は４億7,579万4,000円を、２項１目調整交付金は１億7,924万9,000円をそれぞれ見込みました。

380ページをお開きください。３款支払基金交付金、１項１目介護給付費交付金は８億1,646万3,000円を見込みました。

４款県支出金、１項１目介護給付費負担金は２億8,406万1,000円を見込みました。

５款財産収入は科目設定でございます。

381ページをお願いします。６款繰入金、１項１目介護給付費繰入金は２億6,362万5,000円、２目介護保険事務費繰入金は2,948万9,000円を見込みました。

同じく６款繰入金の２項１目介護保険給付費準備基金繰入金2,585万8,000円は、歳入不足額を繰り入れるものでございます。

８款諸収入、１項１目及び382ページになりますが２項１目は科目設定です。また２目雑入の２億3,070万3,000円ですが、１市３町の４月から６月までのそれぞれ歳計剰余金の合計額であります。

以上で歳入関係の説明を終わります。

続きまして、383ページをお開きください。１款総務費、１項１目一般管理費は1,745万5,000円を見込み、主なものといたしましては、第３期介護保険事業計画策定業務委託料843万6,000円でございます。

次のページをお願いします。同じく１款総務費、２項１目賦課徴収費は231万6,000円を見込みました。

次は、385ページです。３項１目介護認定審査会費は、毎週２回の審査会開催を見込み、その経費として1,728万2,000円を見込みました。

２目認定調査費は794万3,000円を見込みました。

次は、386ページでございます。４項１目趣旨普及費は、介護保険制度の啓発に係る経費137万7,000円を見込み、５項１目運営協議会費は12万9,000円を見込みました。

次は、387ページでございます。２款保険給付費は実績を勘案し、居宅介護サービス対象利用者を1,051人、施設サービス対象利用者を532人と見込み、また10月から実施されます制度改正分を加味しまして、７月から支払いが生じる保険給付費を25億6,340万8,000円と見込みました。

１項１目居宅介護サービス給付費は、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護などのサービス給付費で８億9,409万円を見込みました。

次に、２目施設介護サービス給付費は、介護３施設と言われます老人福祉施設、老人保健施設及び療養型医療施設利用者に対するサービス給付費で14億9,787万8,000円を見込みました。

３目居宅介護福祉用具購入費は入浴補助用具等の購入費で422万5,000円を見込みました。

４目居宅介護住宅改修費は、手すり等の住宅を改修した場合の給付費で833万8,000円を見込みました。

388ページをお願いします。５目居宅介護サービス計画給付費は8,421万4,000円を見込みました。

２項は支援サービス等諸費で、１目居宅支援サービス給付費1,859万2,000円、２目居宅支援福祉用具購入費49万1,000円、３目居宅支援住宅改修費68万8,000円、４目居宅支援サービス計画給付費708万6,000円をそれぞれ見込んでおります。

390ページをお願いします。３項１目審査支払手数料は、千葉県国保連合会が行う審査に係る手数料で、339万4,000円を見込みました。

次に、４項１目高額介護サービス費は、10月からの制度改正分も加味し、1,375万6,000円を、２目高額居宅支援サービス費に８万5,000円を見込みました。

391ページです。５項特定入所者介護サービス等費は、10月からの制度改正に伴う低所得者対策の補足給付に係るもので、新たに項を新設したものです。現在の施設入所者の状況から推計し、１目特定入所者介護サービス費に3,057万円を見込み、２目特定入所者支援サービス費は科目設定です。

３款財政安定化基金拠出金は、平成15年度から平成17年度の計画ベースにおける標準給付費見込額の0.1％を３年間に割り振り、千葉県財政安定化基金へ拠出するもので、292万8,000円を見込みました。

392ページをお願いします。４款基金積立金に2,988万円を計上いたしました。

５款諸支出金、１項１目第１号被保険者保険料還付金は16万3,000円を見込み、２目償還金は国庫負担金等の過年度分返還金で3,774万3,000円を計上いたしました。

６款は予備費で2,000万円を掲示計上いたしました。

以上で議案第４号の補足説明は終わります。

○議長（林　正一郎）　高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

ここで１時50分まで休憩をいたします。

休憩　午後　１時４４分

再開　午後　１時５２分

○議長（林　正一郎）　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第５号について、下水道課長、登壇してください。

（下水道課長　山﨑健次　登壇）

○下水道課長（山﨑健次）　議案第５号　平成17年度旭市下水道事業特別会計予算について、お手元の平成17年度旭市下水道事業特別会計予算の概要、別冊でございますが、７月から３月の資料及び予算書に従いまして補足説明を申し上げます。

最初に、平成17年度の予算編成につきましては、旧旭市の平成17年度通年予算の７月から３月までの９か月を予算としたものでございます。

別冊の予算の概要、18ページでございます。１、予算規模は平成17年度予算額としまして６億4,007万7,000円を計上いたしました。

また合併関連経費の歳入748万円は国庫補助金減額の内示に伴う補正要因分の歳入6,155万5,000円及び歳出5,407万5,000円の差額分でございまして、旧旭市歳計剰余金の一部を見込みました。

下水道事業につきましては、平成６年２月に事業認可を取得しまして、本年３月末までに200ヘクタールのうち137.9ヘクタールの供用を開始しております。また、この事業認可期限が本年度末までとなっていましたことから、本年６月に、事業計画変更認可を取得したところでございます。

本年度の工事予定につきましては、ニの袋地区の幹線管渠を約220メートルと、その周辺

約1.8ヘクタールの面整備を実施いたします。

なお、処理場の運転管理業務につきましては、供用開始してから本年度で６年目を迎えております。

続きまして、２、歳入、３、歳出につきましては、予算書でご説明いたしたいと思いますので、予算書の395ページをお開きください。平成17年度予算の総額は、第１条にございますように、歳入歳出それぞれ６億4,007万7,000円に定めるものでございます。

第２条の地方債につきましては、第２表でご説明申し上げます。

第３条の借入金は、最高額を２億円と定めるものでございます。

次の、396ページから397ページの各款ごとの予算につきましては、提案理由で申し上げておりますので、割愛させていただきます。

398ページをお開きください。第２表地方債でございますけれども、限度額１億2,460万円を計上するものでございます。内容でございますが、幹線管渠等の工事費を対象としまして、起債の算定をしたものでございます。

次に、399ページ及び400ページにつきましては、事項別明細書の総括表でございます。これらの内容につきましては、401ページ以降の予算科目ごとにご説明申し上げます。

歳入について、ご説明を申し上げます。

401ページをお開きください。１款分担金及び負担金、１項１目下水道事業負担金4,344万3,000円は、受益者負担金でございます。

２款使用料及び手数料、１項１目下水道使用料3,708万円は、下水道の使用料金でございます。

２項１目下水道手数料９万6,000円は、旭市下水道排水設備指定工事店の更新手数料でございます。

３款国庫支出金、１項１目下水道事業費国庫補助金は、国庫補助対象事業に対する国からの補助金でございます。去る３月末に国から3,200万円の補助金の内示がございましたので、その全額を見込みました。

402ページをお開きください。４款財産収入、１項１目利子及び配当金は、旭市下水道財政調整基金の預金利子として1,000円を見込みました。

５款繰入金、１項１目一般会計繰入金３億4,651万7,000円は、歳入歳出の差し引き分を一般会計から繰り入れるものでございます。

２項１目財政調整基金繰入金1,474万5,000円は、旭市下水道財政調整基金から繰り入れる

ものでございます。

403ページをお開きください。７款諸収入、１項１目延滞金、２項１目市預金利子は、予算額としてそれぞれ1,000円を計上するものでございます。

また３項１目雑入4,159万3,000円は、消費税及び地方消費税の還付金、広報活動助成金及び旧旭市の４月から６月までの歳計剰余金でございます。

続きまして、８款市債、１項１目下水道債１億2,460万円は幹線管渠工事費等が起債の対象となりますので、対象工事費から国の補助金を除き、補助対象分、単独事業分の起債区分により算定したものでございます。

以上で歳入関係の説明を終わらせていただきます。

次に、歳出について説明を申し上げます。

404ページをお開きください。１款総務費、１項１目一般管理費は5,482万2,000円と見込みました。主な内容としましては、説明欄の１、一般事務関係職員給与費で4,071万4,000円でございます。

また、説明欄の２、一般管理事務費は1,062万2,000円でございまして、405ページの13節委託料の下水道受益者負担金用データ作成委託料210万円は、合併に伴いまして電算システムを移行するためのものでございます。14節使用料及び賃借料の事務機器賃借料407万2,000円は、下水道台帳、料金、受益者負担金システムなどの借上料でございます。

説明欄３、下水道普及促進費、８節報償費の報償金196万5,000円は受益者負担金の前納の報償金でございます。19節負担金補助及び交付金、水洗便所他改造資金補助金138万円は、宅内排水設備改造工事を実施した場合に補助金を交付するものでございます。

406ページをお開きください。２款事業費、１項１目維持管理費は１億180万8,000円と見込みました。

407ページの13節委託料の運転業務委託料、水質分析委託料、汚泥等運搬処理業務委託料及び鎌数工業団地排水ポンプ場維持管理業務委託料は、これらいずれも下水道施設等の運転管理並びに汚泥処分等に必要な業務でございまして、専門業者に委託するものでございます。15節工事請負費500万円は、管渠の維持管理等におきまして、急を要する場合の工事費でございます。

408ページをお開きください。２項１目工事費１億7,703万9,000円の主な内容としまして、説明欄１の下水道建設事業、13節委託料の幹線管渠整備委託料7,755万円は、旭中央汚水幹線管渠工事委託7,230万円と認可変更に伴いまして見直しが必要となりました旭駅前汚水幹

線の設計委託料525万円でございます。15節工事請負費の管渠工事7,360万5,000円は、面整備、舗装復旧及び公共汚水枡設置工事を予定しているところでございます。19節負担金補助及び交付金2,100万円は、面整備の水道管切廻し工事に対応するものでございます。また、22節補償補填及び賠償金315万円も、下水道工事に伴います建築物等への補償金を予定しております。

次に、409ページをお開きください。３款公債費でございます。１項１目は下水道債の償還元金２億194万9,000円でございます。

１項２目は利子１億145万9,000円でございます。

次に、４款予備費は300万円を計上するものでございます。

次に、410ページになりますけれども、給与費明細書でございます。その他の特別職は、公共下水道事業審議会委員の報酬でございます。

411ページは、一般職についての総括でございまして、職員数、給与費、共済費、職員手当等でございます。

412ページから414ページにつきましては、ご覧いただくことで割愛させていただきます。

次に、415ページをお開きください。地方債の現在高の見込みに関する調書でございます。17年度末の現在高見込みは、右側の欄でございますけれども、44億429万7,000円となる見込みでございます。

以上で下水道事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

○議長（林　正一郎）　下水道課長の補足説明は終わりました。

議案第６号について、農水産課長、登壇してください。

（農水産課長　堀江隆夫　登壇）

○農水産課長（堀江隆夫）　それでは、議案第６号　平成17年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決につきまして、補足説明をさせていただきます。

最初に、平成17年度の予算につきましては、合併前の旧海上町・旧飯岡町・旧干潟町では農業集落排水事業が進められておりませんでしたので、旧旭市の平成17年度通年予算の７月から３月までの９か月予算と補正要因分を併せ編成したものであります。

予算書の説明に入ります前に、農業集落排水事業の普及状況につきまして申し上げさせていただきます。

平成17年７月末における江ヶ崎地区の状況は、処理区域内人口1,411名に対しまして使用人口は979名であります。普及率69.4％であります。琴田地区は、処理区域内人口668人に対

しまして使用人口は372人で、普及率55.7％であります。

それでは、予算書の417ページをお開き願いたいと思います。平成17年度旭市農業集落排水事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ4,276万9,000円と定めました。

次の、418ページの歳入歳出予算から422ページの歳入歳出予算事項別明細書の総括までの説明は省かせていただきまして、423ページの歳入から予算の順を追ってご説明をさせていただきます。

それでは、423ページをお開き願います。２款使用料及び手数料、１項１目施設使用料は1,074万2,000円であります。施設使用料は、現に農業集落排水施設を使用している世帯数及び新規に使用する世帯数を見込んでおります。内訳といたしまして、江ヶ崎地区は使用戸数206戸及び新規戸数６戸で、769万1,000円を見込んでおります。琴田地区につきましては、使用戸数79戸及び新規10戸で、305万1,000円を見込んでおります。

３款繰入金、１項１目一般会計繰入金は2,322万4,000円であり、歳入歳出の差し引き不足額を一般会計から繰り入れするものです。

５款諸収入、１項延滞金と２項預金利子は科目設定であります。

次は、424ページをお開き願います。５款諸収入、３項１目旧旭市歳計剰余金880万1,000円を計上いたしました。

以上で歳入の説明を終わります。

次は、425ページをお開き願います。歳出につきましてご説明をいたします。

１款総務費、１項１目一般管理費は、農業集落排水事業にかかる職員の人件費及び管理経費511万2,000円であります。

次は、426ページをお開き願います。２款事業費、１項１目維持管理費は、各経費の実績を勘案して1,437万9,000円を計上したものであります。説明欄１の江ヶ崎地区排水施設維持管理費は910万9,000円で、主なものは光熱水費262万1,000円、処理施設修繕料171万5,000円うち補正要因分149万9,000円であります。維持管理業務委託料359万3,000円であります。説明欄２の琴田地区排水施設維持管理費は527万円で、主なものは光熱水費127万8,000円、処理施設修繕料15万円のうち補正要因分５万円であります。

次に、428ページをお開き願います。説明欄２の琴田地区排水施設の維持管理業務委託料273万4,000円、琴田地区農業集落排水施設維持管理組合補助金32万円であります。

次に、２目資源循環事業12万1,000円は、農業集落排水処理施設から排出されます汚泥を肥料として還元するための費用であります。

次に、２項１目工事費50万円は、江ヶ崎地区の道路舗装復旧のための工事請負費であります。

次に、３款公債費、１項１目元金1,137万6,000円、２目利子699万1,000円は農業集落排水整備による借入金の償還金であります。

次に、４款繰出金、一般会計繰出金379万円は、歳入の受益者分担金で受け入れた収入の全額を一般会計へ繰り出すものであります。

次に、５款予備費50万円を計上するものであります。

次の、431ページは給与明細であります。

432ページから434ページにつきましては、ご覧いただきまして説明は省略させていただきます。

435ページをお開き願います。地方債の現在高に関する調書でありまして、表の右欄ですが、17年度末現在高見込額は３億5,848万8,000円であります。

以上で議案第６号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（林　正一郎）　農水産課長の補足説明は終わりました。

議案第７号について、水道課長、登壇してください。

（水道課長　宮本英一　登壇）

○水道課長（宮本英一）　議案第７号　平成17年度旭市水道事業会計予算について、補足説明を申し上げます。

予算書の437ページをご覧ください。

この予算書につきましては、他の会計と同様に、17年７月から平成18年３月までの予算となっております。

第１条は総則でございます。

第２条は業務の予定量でございます。給水件数を１万7,958件に、７月から３月までの９か月間の給水量を490万2,109立方メートルとしまして、一日平均給水量を１万7,891立方メートルと予定いたしました。

主な建設改良事業といたしまして、配水管布設及び路面復旧工事に4,955万6,000円を予定いたしました。

次に、第３条で収益的収入及び支出を、次の438ページ、第４条で資本的収入及び支出を、記載額のとおり定めました。内容につきましては、実施計画により説明いたします。

439ページをご覧ください。第５条は企業債の借り換えで、公営企業金融公庫の資金で年

利６％以上が借り換えの対象となりましたので、７月19日に暫定予算の再調整等の一連の手続きを経まして、８月30日、年利2.0％で借り換えを行いました。この借り換えによりまして軽減される利子は約623万円であります。

第６条は、一時借入金の限度額を8,000万円と定めるものでございます。

第７条は、予定支出の各項で流用ができる項を定めるものでございます。

次は、440ページでございます。第８条につきましては、職員給与費、交際費を議会の議決を経なければ流用できない経費として定めるものでございます。

第９条は、高料金対策のため、一般会計から受け取る補助金を１億5,334万9,000円とするものであります。

第10条は、たな卸資産の購入限度額を259万円と定めるものでございます。これは量水器の購入でございます。

441ページをお開きください。平成17年度旭市水道事業会計予算実施計画でございます。収益的収入及び支出の収入につきましては、１款水道事業収益13億7,989万7,000円を予定いたしました。

１項営業収益10億8,556万5,000円で、内訳につきましては、１目給水収益10億6,040万2,000円は水道料金でございます。２目受託工事収益2,152万5,000円、これにつきましては下水道工事などに係る水道管の切り回し工事の受託収益でございます。３目その他営業収益363万8,000円は、一般会計からの消火栓維持管理負担金299万7,000円及び各種手数料でございます。

２項営業外収益は２億9,433万2,000円を予定いたしました。この主な内訳につきましては、２目他会計補助金１億5,334万9,000円は、一般会計からの高料金対策としての補助金であります。３目補助金１億1,398万1,000円は、県からの市町村水道総合対策事業補助金でございます。４目雑収益2,700万1,000円は、主に配水場の非常用自家発電機をオーバーホールするために、修繕引当金を取り崩すことによります戻入益であります。

次に、支出でございますが、442ページをご覧ください。１款水道事業費用は14億1,159万5,000円を予定いたしました。

１項営業費用11億5,392万9,000円の主な内訳につきまして、１目原水及び浄水費６億6,666万8,000円は受水費でございます。２目配水及び給水費１億6,285万8,000円の主なものは、配水、給水施設維持管理費の運営費及び新市の配水施設整備計画書作成委託、工務班職員の人件費などでございます。３目受託工事費2,218万3,000円は、先ほどの収入で説明した

とおりでございます。４目総係費１億667万9,000円は、管理棟の維持管理費及び水道料金収納事務に係る費用、並びに業務班職員の人件費でございます。５目減価償却費は、１億9,553万円を予定いたしました。

２項営業外費用は２億5,198万6,000円を予定いたしました。内訳は、１目支払利息及び企業債取扱諸費２億4,172万9,000円、２目消費税及び地方消費税1,025万7,000円でございます。

３項特別損失は、過年度損益修正損として218万円を予定しました。

４項予備費は350万円を予定しました。

次に、443ページをご覧ください。資本的収入及び支出の内訳でございます。

収入につきましては、１款資本的収入で6,944万円を予定しました。

１項１目企業債4,670万円は、先ほど説明いたしました借換債でございます。２目負担金の100万円は、消火栓設置に係る一般会計からの負担金でございます。３目給水申込納付金は2,174万円を予定いたしました。

支出につきましては、１款資本的支出で５億299万8,000円を予定いたしました。

１項１目拡張工事費4,955万6,000円は、配水管布設及び路面復旧工事でございます。２目固定資産取得費296万円は、量水器及び器具備品などの購入費でございます。

２項１目企業債償還金は、借換債分を含めまして４億4,848万2,000円を予定しました。この資本的収支の不足額４億3,355万8,000円につきましては、恐れ入りますが、438ページの第４条の括弧書きに記載されております、前事業期分損益勘定留保資金で補てんするものであります。

次に、444ページをお開きください。この表につきましては、平成17年度の資金計画でございます。その一番下でございますが、年度末の現金を５億9,717万2,000円と予定しました。

次の、445ページから448ページまでは職員給与費関係の明細でございまして、各種の支給要件などは一般会計と同様でございます。

449ページから452ページにつきましては、平成17年度末の予定貸借対照表でございます。

次に、一番最後のページ、452ページになります。予定としまして、平成17年度純損失は3,086万円、欠損金合計で６億7,840万円となる見込みでございます。

以上で、議案第７号について、補足説明を終了いたします。

○議長（林　正一郎）　水道課長の補足説明は終わりました。

議案第８号について、病院経理課長、登壇してください。

（病院経理課長　鏑木友孝　登壇）

○病院経理課長（鏑木友孝）　議案第８号　平成17年度旭市病院事業会計予算について補足説明を申し上げます。

予算書の第１ページをお開きください。まず、今回の予算額は年間予定額から４月から６月の決算見込額を除きました額を基に編成をいたしました。

第１条は総則であります。

第２条は業務の予定量であります。

１、事業量。事業計画ですが、（１）病床数、971床。（２）患者数、イ、入院患者数25万7,200人、ロ、外来患者数64万9,650人。（３）介護老人保健施設、イ、入所者数２万5,750人、ロ、通所者数3,110人。次のページをお願いいたします。（４）養護老人ホーム、イ、入所者数１万3,420人、ロ、短期入所者数820人。（５）特別養護老人ホーム、イ、入所者数１万3,700人、ロ、短期入所者数410人。（６）ケアハウス、イ、入所者数１万690人。

以上の人数を見込んだところでございます。

２、資本的支出。建設改良計画、（１）工事費４億6,620万円は医師宿舎新築工事、（２）資産購入費23億1,642万6,000円は病院情報システム設備整備や医療機械器具購入を予定いたしました。

３、職員計画は1,896人であります。

次に、第３条収益的収入及び支出の予定額は７ページの実施計画によりまして説明を申し上げます。色のついている次のページになります。

平成17年度旭市病院事業会計予算実施計画であります。収益的収入及び支出の予定額でございますけれども、収入につきまして、１款病院事業収益は216億174万2,000円を予定いたしました。

１項医業収益は193億6,864万3,000円を見込みました。主な内訳は、１目入院収益は100億3,430万5,000円、２目外来収益は86億8,764万5,000円を予定いたしました。４月から６月の患者数、診療単価の実績を勘案し、昨年度実績に対し、入院収益は3.1％増、外来収益は3.8％増を見込んでおります。

２項医業外収益は14億2,698万8,000円を予定いたしました。主な内訳は、２目補助金２億1,843万5,000円は、臨床研修費補助金など、病院の運営に対しての国・県からの各種補助金であります。３目負担金交付金９億9,558万8,000円は、病院事業に対する一般会計からの繰入金であり、交付税算定額を見込んで計上いたしました。

次の８ページをお願いいたします。３項看護師養成事業収益１億2,496万8,000円は、看護

学生144名の授業料、寄宿舎費、繰入金などであります。

４項介護老人保健施設事業収益３億6,215万8,000円は、入所者、通所者の介護料などであります。

５項養護老人ホーム事業収益１億1,083万6,000円は老人保護措置費収益、使用料、繰入金などであります。

６項特別養護老人ホーム事業収益１億5,820万5,000円は入所者の介護料などであります。

７項ケアハウス事業収益4,994万4,000円は入所者の使用料、事務費県補助金、繰入金などであります。

次に、支出でありますが、１款病院事業費用は215億5,997万6,000円を計上しました。

１項医業費用は194億3,762万4,000円であります。主な内訳ですが、１目給与費96億8,676万8,000円は病院職員に係る給与費でございます。２目材料費66億1,873万円は薬品、診療材料、給食材料などでございます。３目経費16億5,326万4,000円は、光熱水費、修繕費、委託費などでございます。４目減価償却費は13億1,125万3,000円で、建物、器具及び備品などの固定資産に対する償却費を計上いたしました。

２項医業外費用は11億6,537万5,000円でございます。主な内訳は、１目支払利息及び企業債取扱諸費４億7,661万1,000円、３目雑損失３億9,056万円、４目繰延勘定償却２億7,640万円などであります。

３項看護師確保対策事業費用２億3,303万円は職員の給与費や学生の教育費、奨学金などであります。

次の４項から７項までは、いずれも各施設の職員給与費、及び材料費、経費などが主な内容であります。

４項介護老人保健施設事業費用は３億7,605万3,000円。

５項養護老人ホーム事業費用は１億1,134万7,000円。

６項特別養護老人ホーム事業費用は１億7,916万1,000円。

７項ケアハウス事業費用は5,738万6,000円でございます。

次に10ページは、資本的収入及び支出でありますが、収入につきましては、１款資本的収入８億367万5,000円を予定いたしました。

１項１目企業債８億円は、病院情報システム設備整備事業に係る企業債であります。

２項１目補助金262万5,000円。

３項１目固定資産売却代金105万円を見込みました。

支出につきましては、１款資本的支出38億5,127万3,000円を計上いたしました。

１項建設改良費、１目工事費４億6,620万円は、医師宿舎新築工事費で、医師確保の必要性から、６階建28室の宿舎を建設しようとするものであります。２目資産購入費23億1,642万6,000円は、電子カルテ化のための病院情報システムや医療機械器具、各種開発費などであります。

２項１目企業債償還金は10億6,864万7,000円であります。

ここで次に、３ページに戻らせていただきます。第４条資本的収入及び支出の本文、括弧書きでございますが、これは資本的収入８億367万5,000円、資本的支出38億5,127万3,000円により生ずる不足額30億4,759万8,000円を、損益勘定留保資金及び建設改良積立金などで補てんしようとするものであります。

次の、４ページをお願いいたします。第４条の２は新たに地方公営企業法の適用になりました三つの福祉施設の６月末における未収金、未払金を示したものであります。

第５条は継続費の総額及び年割額を定めるもので、医師宿舎新築事業は総額５億8,327万5,000円、病院情報システム設備整備事業は総額20億4,750万円を予定するものであります。

第６条は、債務負担行為の事項、期間及び限度額を定めるものであります。

第７条は、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるもので、病院情報システム設備整備事業で８億円を予定するものであります。

第８条は、一時借入金の限度額を10億円と定めるものであります。

第９条は、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる項を定めるものであります。

第10条は、職員給与費、交際費を議会の議決を経なければ流用することができない経費として定めるものであります。

次の６ページをお願いいたします。第11条は、たな卸資産の購入限度額を73億5,000万円と定めるものであります。

第12条は、重要な資産の取得及び処分を定めるもので、記載のとおり、ＭＲＩの購入など７件を予定いたしました。

次に11ページをお願いいたします。この表は平成17年度の資金計画です。一番下の行のとおり、年度末の現金を11億368万1,000円に予定いたしました。

次の12ページからは予定貸借対照表でありますが、15ページをお願いいたします。15ページの下から５行目、ハ、当年度未処分利益剰余金は、当期利益金を含めまして４億2,727万

9,592円となる見込みであります。

以下、16ページからは給与費明細書、23ページからは実施計画内訳書、37ページは継続費に関する調書、38ページは債務負担行為に関する調書となっております。

以上で、議案第８号についての補足説明を終わります。

○議長（林　正一郎）　病院経理課長の補足説明は終わりました。

議案第９号について、飯岡荘支配人、登壇してください。

（飯岡荘支配人　野口國男　登壇）

○飯岡荘支配人（野口國男）　それでは、議案第９号　平成17年度旭市国民宿舎事業会計予算について、補足説明を申し上げます。別とじになっております。

この予算書につきましては、平成17年７月から平成18年３月までの９か月予算となっております。なお、編成の方は他会計同様、通年予算から本年４月から６月までの３か月の実績分を差し引いたものに補正分を加えたものとなっております。よろしくお願いいたします。

予算書の１ページをお開きいただきたいと思います。第１条につきましては総則でございます。

第２条は業務の予定量でございます。利用者数といたしまして、宿泊を１万6,215人、休憩を１万69人とし、一日平均利用者数を宿泊につきましては59人、休憩を37人と予定をさせていただきました。

次に、２ページをお開きいただきたいと思います。第３条で収益的収入及び支出、第４条で資本的収入及び支出を記載のとおり定めさせていただきました。内容につきましては、実施計画により説明させていただきます。

次に、３ページをお開きいただきたいと思います。第５条は職員給与費、交際費を議会の議決を経なければ流用できない経費として定めるものでございます。

第６条は、一般会計からの補助金を82万円と定めるものでございます。

第７条は、たな卸資産の購入限度額を4,941万4,000円とするものでございます。

５ページをお開きいただきたいと思います。平成17年度旭市国民宿舎事業会計予算実施計画でございます。収益的収入及び支出の収入につきましては、第１款国民宿舎事業収益を１億8,571万円と予定をさせていたただきました。

第１項営業収益につきましては１億8,169万4,000円と予定いたしました。内訳につきましては、１目利用収益１億6,753万6,000円でございますけれども、宿泊料及び食事料等でございます。２目売店収益ですが1,157万4,000円は、土産品及び販売機等の売上でございます。

３目その他営業収益258万4,000円は、配膳料並びに違約金等でございます。

第２項営業外収益は401万6,000円と予定させていただきました。主な内容といたしましては、２目補助金82万円は市営プール維持管理に伴う一般会計からの補助金でございます。３目雑収益319万5,000円でございますけれども、臨時職員の社会保険料自己負担分等でございます。

次に、支出でございますが６ページをお開きいただきたいと思います。第１款国民宿舎事業費用は１億6,792万5,000円と予定いたしました。

第１項営業費用ですが１億6,105万9,000円と予定させていただきました。内訳につきましては、１目宿舎経営費１億5,082万円は、人件費並びに食事材料費等でございます。２目減価償却費ですが、これは1,001万円を予定させていただきました。３目資産減耗費ですが22万9,000円を予定いたしました。

第２項営業外費用ですが386万6,000円でございます。１目企業債利息といたしまして24万円、２目雑支出といたしまして10万円、３目消費税を352万6,000円を予定させていただきました。

次に、７ページをお開きをいただきたいと思います。資本的支出につきましては2,515万5,000円を予定させていただきました。

１項建設改良費ですが2,157万3,000円と予定いたしました。内訳につきましては、１目工事費2,049万円ですが、新館客室の空調設備改良工事を予定させていただきました。２目資産購入費ですが108万3,000円でございます。これは客室及び食堂用備品の購入費を予定させていただきました。

２項企業債償還金ですが258万2,000円を計上いたしました。３項予備費につきましては100万円を計上いたしました。

次に、８ページをお開きいただきたいと思います。この表は、平成17年度旭市国民宿舎事業会計資金計画でございます。年度末の現金を9,190万1,000円と予定をさせていただきました。

次の、９ページから12ページまでは職員給与費の明細書でございます。

次に、13ページから15ページですけれども、平成17年度末の予定貸借対照表でございます。15ページをお開きいただきたいと思いますが、予定では、この期間の純利益でございますけれども税抜きで1,671万円で、繰越利益剰余金と併せまして2,265万5,000円が当年度未処分利益剰余金となる見込みでございます。

なお、本予算で合併関連経費といたしまして印刷製本費を22万3,000円、補正分といたしまして料金改定による収益の増加分を681万6,000円、これに対応する費用といたしまして246万8,000円、そのほか売店機能向上としての補正分を見込んでおります。

以上で議案第９号につきまして補足説明を終了させていただきます。

○議長（林　正一郎）　飯岡荘支配人の補足説明は終わりました。

ここで２時55分まで休憩をいたします。

休憩　午後　２時４４分

再開　午後　２時５５分

○議長（林　正一郎）　休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、決算議案について説明を求めます。

議案第10号、議案第17号、議案第22号、議案第28号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長　髙埜英俊　登壇）

○財政課長（髙埜英俊）　議案第10号、第17号、第22号及び第28号について、補足説明をいたします。

今回の決算書は、各市町ごとに冊子となっております。したがいまして、４冊の決算書を用いますのでよろしくお願いいたします。

それから、今回の決算につきましては、決算書について説明いたします。詳細につきましては、決算委員会の中で事項別明細書によりまして説明を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

最初に、議案第10号　平成16年度旭市一般会計決算でございます。

平成16年度の歳入は146億8,004万4,000円で、対前年度比16.8％の増、歳出は139億9,503万2,000円で、16.2％の増となります。

決算書の４ページをお開きください。１款の市税は、調定額51億1,721万7,490円に対して、収入済額は、前年度比3.9％増の40億5,045万1,954円であります。

２款地方譲与税は、収入済額２億7,849万4,000円で、8,359万9,000円、42.9％の増となりました。

３款利子割交付金は、収入済額2,640万2,000円で、184万6,000円、6.5％の減であります。

４款地方消費税交付金は、収入済額４億5,182万2,000円で、4,691万9,000円、11.6％の増であります。

５款自動車取得税交付金は、収入済額１億4,349万5,000円で、771万3,000円、5.1％の減であります。

６款地方特例交付金は、収入済額１億3,981万4,000円で、154万9,000円、1.1％の減であります。

７款地方交付税は、収入済額32億6,038万9,000円で、2,029万8,000円、0.6％の減であります。内訳といたしまして、普通交付税が27億7,235万8,000円で、128万3,000円の減、特別交付税が４億8,803万1,000円で、1,901万5,000円、3.8％の減となっております。

８款交通安全対策特別交付金は、収入済額903万9,000円で、75万7,000円、7.7％の減であります。

９款分担金及び負担金は、収入済額５億6,840万6,313円で、7,017万1,679円、14.1％の増であります。

６ページです。10款使用料及び手数料は、収入済額が7,968万5,831円で、137万9,091円、1.7％の減であります。

11款国庫支出金は、収入済額が８億7,282万8,252円で、対前年度8,470万2,801円、8.8％の減であります。

12款県支出金は、収入済額が５億1,786万3,433円で、対前年度4,194万3,270円、8.8％の増であります。

13款財産収入は、収入済額が9,002万8,521円で、対前年度2,969万796円、49.2％の増であります。

14款寄附金は、収入済額が10万円で、対前年度147万円、93.6％の減であります。

15款繰入金は、収入済額が９億633万1,931円で、５億7,696万8,741円、175.2％の増であります。

16款繰越金は、15年度の決算剰余金で５億2,758万8,390円で、9,708万8,559円、22.6％の増であります。

17款諸収入は、収入済額３億2,420万9,310円で、１億6,418万8,058円、102.6％の増であります。

８ページをお開きください。18款市債は、収入済額24億1,920万円で、９億4,770万円、

64.4％の増であります。

19款配当割交付金は、収入済額636万1,000円で、皆増であります。これは平成16年度から創設された交付金です。

20款株式等譲渡所得割交付金は、収入済額753万4,000円で、皆増であります。これも16年度からです。

以上で歳入関係の説明を終わります。

次に、歳出の説明に入ります。10ページをお開きください。

１款議会費は、支出済額２億312万7,513円で、対前年度301万9,389円、1.5％の減であります。

２款総務費は、支出済額30億8,515万9,937円で、対前年度14億2,196万2,336円、85.5％の増であります。

３款民生費は、支出済額27億7,788万765円で、対前年度１億437万1,518円、3.6％の減であります。

４款衛生費は、支出済額19億2,244万9,691円で、対前年度4,050万3,341円、2.2％の増であります。

５款労働費は、支出済額3,232万6,955円で、128万8,408円、3.8％の減であります。

６款農林水産業費は、支出済額３億8,345万9,940円で、対前年度5,526万7,861円、12.6％の減であります。

７款商工費は、支出済額２億7,884万2,513円で、対前年度8,251万1,464円、42.0％の増であります。

８款土木費は、支出済額12億5,012万9,688円で、対前年度１億4,032万8,776円、10.1％の減であります。

12ページです。９款消防費は、支出済額６億7,254万165円で、5,852万7,336円、8.0％の減であります。

10款教育費は、支出済額10億9,324万8,190円で、対前年度１億9,661万1,863円、15.2％の減であります。

12款公債費は、支出済額19億7,052万1,904円で、対前年度６億6,403万3,999円、50.8％の増であります。これは、平成７年度、８年度の減税補てん債の借り換えがあったことによるものです。

13款諸支出金は、支出済額３億2,534万4,224円で、対前年度２億9,911万7,814円、

1,140.5％の増であります。このうち、４項の基金返還金は、庁舎増改築基金への返還金３億円です。

以上で歳出の主な内容についての説明を終わります。

448ページをお開きください。財産に関する調書であります。公有財産のうち（１）土地及び建物の移動状況について説明します。

土地の増減で、公共用財産のうち学校の3,306平方メートルの増は、干潟小学校用地で、その他の施設67平方メートルの増は、谷町場まる池広場用地63平方メートルと、下水道マンホールポンプの操作盤を設置する用地４平方メートルです。原野2,074平方メートルと雑種地340平方メートルの減は、中谷里川向浜の市有地を払い下げしたものです。

次に建物ですが、非木造のその他の施設682平方メートルの増は、中谷里浜海岸公衆トイレ32平方メートルと、あさひ健康福祉センター650平方メートルの増です。

450ページです。（３）の出資による権利は、１億7,163万7,000円の増であります。主なものは、東総広域水道企業団への出資であります。

451ページ、物品です。乗用車１台の減は、健康管理課の小型乗用車を廃車したものです。

452ページと453ページは、基金です。（１）財政調整基金のうち、一般財政調整基金の16年度末の現在高は６億3,225万2,000円、（６）の減債基金の現在高は２億502万2,000円となっております。

次に、議案第17号　平成16年度海上町一般会計決算について説明をいたします。海上町の決算書でございます。

平成16年度の歳入は44億2,571万8,000円で、対前年度0.8％の増、歳出は41億6,526万2,000円で、対前年度1.4％の減となっております。

３ページの歳入からご説明いたします。１款の町税は、調定額９億2,486万9,319円に対して、収入済額は、前年度比0.6％増の７億9,396万7,417円であります。

２款地方譲与税は、収入済額１億505万5,000円で、2,262万円、27.4％の増となりました。

３款利子割交付金は、収入済額631万4,000円で、40万5,000円、6.0％の減となっております。

４款地方消費税交付金は、収入済額8,638万3,000円で、897万円、11.6％の増であります。

５款自動車取得税交付金は、収入済額5,904万9,000円で、476万7,000円、7.5％の減であります。

６款地方特例交付金は、収入済額2,855万4,000円で、148万3,000円、4.9％の減であります

す。

７款地方交付税は、収入済額13億1,006万9,000円で、3,737万円、2.8％の減であります。内訳といたしましては、普通交付税が11億5,915万2,000円で、5,752万8,000円、4.7％の減、特別交付税が１億5,091万7,000円で、2,015万8,000円、15.4％の増となっております。

８款交通安全対策特別交付金は、収入済額202万3,000円で、27万6,000円、12.0％の減であります。

９款分担金及び負担金は、収入済額8,394万3,640円で、406万3,620円、4.6％の減であります。

10款使用料及び手数料は、収入済額745万2,122円で、37万9,302円、5.4％の増であります。

５ページです。11款国庫支出金は、収入済額２億3,229万3,052円で、対前年度6,396万9,344円、38.0％の増であります。

12款県支出金は、収入済額２億452万7,566円で、5,129万2,503円、20.1％の減であります。

13款財産収入は、収入済額340万3,744円で、92万2,013円、37.2％の増であります。

14款寄附金は、収入済額100万円で、小学校費寄附金に60万円、中学校費寄附金に40万円の指定寄附がありました。

15款繰入金は、収入済額５億2,822万3,290円で、２億2,322万3,290円、73.2％の増であります。

16款繰越金は、収入済額１億6,321万6,270円で、2.4％の減であります。

17款諸収入は、収入済額2,772万1,522円で、521万8,354円、23.2％の増であります。

18款町債は、収入済額７億7,920万円で、１億9,270万円、19.8％の減であります。

19款配当割交付金は、収入済額151万7,000円で、16年度より新たに創設されたものです。

７ページです。20款株式等譲渡所得割交付金は180万6,000円で、これも16年度からです。

以上で、歳入関係の説明を終わります。

次に、歳出の説明に入ります。９ページです。１款議会費は、支出済額8,195万4,781円で、対前年度75万9,152円、0.9％の増であります。

２款総務費は、支出済額６億9,788万3,691円で、４億6,499万8,080円、40.0％の減となりました。なお、戸籍電算化システムで835万9,000円を繰越明許費として、平成17年度に繰り越ししてあります。

３款民生費は、支出済額６億8,682万4,315円で、5,849万373円、7.8％の減であります。

４款衛生費は、支出済額６億3,313万5,341円で、550万4,379円、0.9％の減であります。

５款農林水産業費は、支出済額２億7,304万4,676円で、1,774万755円、6.9％の増であります。

６款商工費は、支出済額646万1,800円で、27万7,274円、4.5％の増であります。

７款土木費は、支出済額２億2,966万2,630円で、１億574万1,147円、31.5％の減であります。なお、道路新設改良費で9,269万7,000円を繰越明許費として、平成17年度に繰り越してあります。

８款消防費は、支出済額２億3,304万7,392円で、866万8,823円、3.6％の減であります。

11ページをお開きください。９款教育費は、支出済額７億666万8,888円で、対前年度３億8,116万7,305円、117.1％の増であります。

10款災害復旧費は、支出済額3,029万5,474円で皆増です。これは、台風22号による道路関係等の災害復旧事業費です。なお、このほかに繰越明許費として2,825万3,000円を平成17年度に繰り越してあります。

11款公債費は、支出済額４億9,281万402円で、１億5,936万9,214円、47.8％の増であります。

12款諸支出金は、支出済額9,347万3,000円で、665万8,000円、6.6％の減であります。

以上で、歳出の説明を終わります。

135ページをお開きください。財産の調書であります。公有財産のうち（１）土地及び建物の移動状況について説明します。

まず土地の増は、学校の３万8,882平方メートルの増で、海上中学校建設用地の購入です。

次に、建物の増ですが、木造のその他の149平方メートルの増加は、岩井地区に建設した都市農村交流ステーションです。

136ページです。（４）の出資による権利は5,710万7,000円の増です。これは、東総広域水道企業団への出資金の増です。

物品です。乗用車１台の増は、出張用に購入し、企画財政課に配置した乗用車です。小型バス１台の減は、老人福祉施設に貸し付けていた高齢者送迎用のバスで、老朽化により廃車となっております。

137ページと138ページは基金です。（１）の財政調整基金は、年度中に7,000万3,000円を積み立て、２億円を取り崩し、年度末現在高は１億9,580万円です。

（２）の学校建設基金は、年度中に１億9,256万7,000円を積み立て、年度末残高は３億38万1,000円です。

（６）の土地開発基金と、（７）のふるさと農業振興基金は、年度中に廃止となり、全額、一般会計に繰り入れしています。

139ページは、平成16年度の土地開発基金の運用状況の報告でございます。年度中に基金を廃止してあります。

続いて、議案第22号　平成16年度飯岡町一般会計決算でございます。飯岡町の決算書でございます。

歳入総額は38億7,573万7,000円で、前年度比4,300万2,000円、1.1％の増となりました。

歳出は36億180万6,000円で、前年度比9,826万2,000円、2.7％減となっております。

それでは、２ページの歳入からご説明いたします。

１款の町税は、収入済額７億3,565万5,489円で、前年度比120万8,085円、0.2％の減であります。

２款地方譲与税は、収入済額8,025万2,000円で、2,122万3,000円、36.0％の増となりました。

３款利子割交付金は、収入済額580万6,000円で、48万4,000円、7.7％の減であります。

４款配当割交付金、５款株式等譲渡所得割交付金は、平成16年度からのものでございまして、それぞれ140万1,000円、165万2,000円となっております。

６款地方消費税交付金は、収入済額9,087万3,000円で、943万7,000円、11.6％の増であります。

７款自動車取得税交付金は、収入済額4,225万3,000円で、341万4,000円、7.5％の減であります。

８款地方特例交付金は、収入済額2,671万7,000円で、134万6,000円、4.8％の減であります。

９款地方交付税は、収入済額14億6,322万5,000円で、620万3,000円、0.4％の増であります。内訳でございますが、普通交付税が161万2,000円、0.1％の減、特別交付税が781万5,000円、4.4％の増となっております。

10款交通安全対策特別交付金は、収入済額168万1,000円で、13万3,000円、7.3％の減であります。

４ページです。11款分担金及び負担金は、収入済額8,379万4,350円で、前年度比956万8,537円、12.9％の増であります。

12款使用料及び手数料は、収入済額が1,959万3,068円で、97万3,382円、4.7％の減であり

ます。

13款国庫支出金は、収入済額が１億4,469万6,715円で、2,252万7,597円、13.5％の減であります。

14款県支出金は、収入済額が１億4,493万8,829円で、4,569万1,121円、24.0％の減であります。

15款財産収入は、収入済額が1,034万3,579円で、933万5,742円、926.3％の増であります。

16款寄附金は、収入済額が1,327万3,480円で、一般寄附金で1,127万3,480円、教育費寄附金で200万円の寄附がありました。

17款繰入金は、収入済額が４億6,256万6,480円で、１億1,140万5,346円、31.7％の増であります。

18款繰越金は15年度の決算剰余金で、収入済額１億2,766万6,859円、前年度比3,626万3,808円、22.1％の減であります。

19款諸収入は、収入済額2,614万8,255円で、53万3,332円、2.0％の減であります。

６ページです。20款町債は、収入済額３億9,320万円で、前年度比980万円、2.4％の減であります。

以上で歳入関係の説明を終わります。

次に、歳出でございます。８ページでございます。

１款議会費は、支出済額が7,849万880円で、前年度比145万5,311円、1.9％の増であります。

２款総務費は、支出済額６億5,121万9,645円で、244万9,772円、0.4％の減であります。

３款民生費は７億2,646万3,164円で、3,711万8,969円、5.4％の増であります。

４款衛生費は６億5,905万5,229円、2,400万3,418円、3.8％の増となりました。

５款農林水産業費は１億7,132万3,762円で、4,552万157円、21.0％の減となりました。

６款商工費は5,879万7,617円で、12万8,121円、0.2％の増となりました。

７款土木費は１億3,213万9,936円で、843万4,655円、6.8％の増であります。

８款消防費は２億1,944万4,178円で、5,365万2,146円、19.6％の減であります。

９款教育費は２億7,255万4,278円、3,051万4,574円，10.1％の減となりました。

10款災害復旧費は1,608万9,000円で、1,395万7,500円、654.6％の増です。

11款公債費は５億2,101万7,272円で、5,521万2,688円、11.9％の増となりました。

12款諸支出金は9,521万1,473円、１億643万5,844円、52.8％の減となりました。

以上で歳出の内容についての説明を終わります。

続いて、財産についての説明でございますけれども、大変恐縮でございますが、午前中に配布させていただきました訂正用の調書でございますけれども、これによって説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

公有財産のうち（１）土地及び建物の移動状況でございます。

まず土地の増減は、警察（消防）施設の504平方メートルの増加は、防火用水及び消防施設用地です。山林から原野までの増減は、すべて普通財産で、内容としましては、寄附による増加が3,275平方メートル、払い下げによる減少が1,198平方メートルです。

次に、建物の増減ですが、木造の大崎町青年館の取り壊しによる減少が70平方メートル、寄附によりまして三川番地の木造平屋建居宅等の増加が115平方メートルです。

それでは、決算書にお戻りいただきたいと思います。172ページでございます。

（４）の出資による権利でございますけれども、6,746万1,000円の増であります。これは、東総広域水道企業団への出資で、高度浄水処理施設の建設事業にかかるものでございます。

173ページからの基金でございます。（１）財政調整基金の現在高は２億204万5,000円であります。

減債基金は6,960万5,000円であります。

174ページです。ふるさと基金の現在高は550万9,000円です。

地域づくり基金は2,180万8,000円です。

土地開発基金は474万3,000円です。

175ページです。地域福祉基金の現在高は6,144万5,000円です。

（７）身体障害者（児）福祉基金は483万6,000円です。

（８）の防災基金は326万6,000円です。

176ページです。（９）町営住宅修繕基金は現在高がありません。

（10）奨学基金は4,004万6,000円でございます。

最後に、議案第28号　平成16年度干潟町一般会計決算でございます。干潟町の決算書でお願いいたします。

平成16年度の歳入総額は37億2,845万9,000円で、対前年度1.8％の増、歳出は35億5,348万5,000円で、対前年度3.3％の増でございます。

１ページの歳入からご説明いたします。１款の町税は、収入済額６億9,250万7,837円で、対前年度4,248万5,421円、5.8％の減であります。

２款地方譲与税は、所得譲与税の新設により収入済額が8,807万4,000円で、1,805万3,000円、25.8％の増となりました。

３款利子割交付金は、収入済額424万円で、12万6,000円、2.9％の減であります。

４款配当割交付金及び５款株式等譲渡所得割交付金は新設でございまして、それぞれ100万6,000円、122万8,000円の皆増です。

６款地方消費税交付金は、収入済額6,862万円で、712万7,000円、11.6％の増です。

７款自動車取得税交付金は、収入済額5,071万5,000円で、353万3,000円、6.5％の減です。

８款地方特例交付金は、収入済額2,045万5,000円で、39万円、1.9％の増です。

９款地方交付税は、収入済額12億7,913万1,000円で、4,263万2,000円、3.2％の減となっております。内訳でございますが、普通交付税が11億3,252万3,000円で、5,396万7,000円、4.5％の減、特別交付税が１億4,660万8,000円で、1,133万5,000円、8.4％の増となっております。

10款交通安全対策特別交付金は、収入済額239万5,000円で、11万6,000円、4.6％の減でございます。

11款分担金及び負担金は、収入済額9,031万9,403円で、253万2,318円、2.9％の増となっております。

12款使用料及び手数料は、収入済額1,682万7,785円で、59万8,282円、3.4％の減であります。

13款国庫支出金は、収入済額１億4,713万4,213円で、4,310万41円、41.4％の増であります。

３ページです。14款県支出金は、収入済額１億3,001万3,920円で、２億3,840万3,663円、64.7％の減となっております。

15款財産収入は、収入済額130万3,470円で、21万7,219円、14.3％の減であります。

16款寄附金は、収入済額410万円で、前年度と同額であります。

17款繰入金は、収入済額１億4,633万9,952円で、１億4,606万8,642円、大幅な増となっております。

18款繰越金は、収入済額２億2,300万1,794円で、1,428万165円、6.8％の増であります。

19款諸収入は、収入済額5,674万7,198円で、2,458万5,212円、76.4％の増であります。

20款町債は、収入済額７億430万円で、１億3,640万円、24.0％の増であります。

以上で歳入の説明を終わります。

続いて、歳出でございます。５ページでございます。

１款議会費は、支出済額8,079万5,324円で、59万9,276円、0.7％の増であります。

２款総務費は、支出済額５億8,482万9,640円で、4,996万6,544円、9.3％の増であります。

３款民生費は、支出済額５億2,932万8,241円、3,148万5,017円、6.3％の増であります。

４款衛生費は、支出済額４億5,726万1,880円で、209万9,781円、0.5％の減であります。

５款農林水産業費は、支出済額３億4,026万1,784円で、２億7,321万6,467円、44.5％の減であります。

６款商工費は、支出済額2,502万8,452円で、367万5,716円、12.8％の減であります。

７款土木費は、支出済額２億49万265円で、8,037万1,671円、28.6％の減であります。

８款消防費は、支出済額１億7,775万4,454円で、310万6,130円、1.7％の減であります。

９款教育費は、支出済額６億2,122万6,863円で、３億364万3,977円、95.6％の増であります。

７ページです。10款災害復旧費は、支出済額1,186万5,000円で、前年度より皆増でございます。

11款公債費は、支出済額４億9,780万643円で、対前年度１億1,888万7,554円、31.4％の増であります。

12款諸支出金は、支出済額2,684万2,211円で、3,929万1,831円、59.4％の減であります。

以上で歳出の説明を終わります。

139ページをお開きください。財産に関する調書であります。公有財産のうち（１）土地及び建物の移動状況について説明いたします。

まず土地の増減は、その他の施設の427平方メートルの増加は、大原幽学遺跡史跡公園の進入路拡幅によるものであります。

次に、建物の増減ですが、非木造の学校の586平方メートルの増加は、旧西小学校屋内運動場改築によるものであります。

141ページでございます。（３）の出資による権利は、5,769万2,000円の増であります。これは、東総広域水道企業団への高度浄水処理施設に係る出資でございます。それと、千葉県土地開発公社償還終了に伴う貸付金の減がございます。

142ページは基金でございます。（１）の財政調整基金の16年度末の現在高は9,417万9,000円、（４）の地域福祉基金の現在高は１億2,165万5,000円となっております。

以上で議案第10号、議案第17号、議案第22号及び議案第28号の補足説明を終わります。

○議長（林　正一郎）　財政課長の補足説明は終わりました。

ここで３時50分まで休憩をいたします。

休憩　午後　３時４１分

再開　午後　３時５２分

○議長（林　正一郎）　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第11号、議案第12号、議案第18号、議案第19号、議案第23号、議案第24号、議案第29号、議案第30号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長　増田富雄　登壇）

○保険年金課長（増田富雄）　議案第11号　平成16年度旭市国民健康保険事業特別会計決算について、補足説明を申し上げます。

国保会計につきましても、一般会計と同様に総括のみをご説明し、詳しくは、決算委員会で補足説明をいたします。

それでは、旭市決算書の342ページをお開きください。初めに、実質収支に関する調書からご説明いたします。

平成16年度の歳入総額は41億1,724万円で、対前年度７％の増、歳出総額は37億652万6,000円で、対前年度1.6％の増となりました。

歳入歳出差引額は４億1,071万4,000円で、翌年度への繰り越しはありませんので、実質収支額も４億1,071万4,000円でございます。このうち、２億1,000万円を財政調整基金へ積み立てております。なお、財政調整基金の平成16年度末残高は7,576万円となっております。

次に、少しページが戻りまして、306ページをお開きください。１款国民健康保険税は、表示が右側のページになりますが、調定額23億4,261万8,590円に対して、収入済額は16億1,785万9,423円で、対前年度3,478万2,894円、2.2％の増となりました。

二つあけまして、４款国庫支出金は、収入済額が15億9,892万3,625円で、対前年度１億3,157万6,025円、９％の増であります。

５款療養給付費等交付金は２億7,385万4,948円で、対前年度5,005万5,990円、22.4％の増であります。

続きまして、一つあけまして、７款共同事業交付金は9,218万7,529円で、対前年度1,345

万7,262円、17.1％の増であります。

一つあけまして、９款繰入金は４億127万3,025円で、対前年度188万8,373円、0.5％の増であります。

10款繰越金は9,124万5,300円で、対前年度2,722万2,652円、42.5％の増であります。

以上で、歳入の説明を終わり、次に歳出についてご説明いたします。

320ページをお開きください。一つ飛びまして、２款保険給付費は、24億9,938万6,672円で、対前年度１億2,999万1,985円、5.5％の増であります。

３款老人保健拠出金は、７億5,180万7,616円で、対前年度１億2,191万7,741円、14.0％の減であります。

４款介護納付金は、３億1,034万2,340円で、対前年度4,940万2,005円、18.9％の増であります。

以上で議案第11号についての補足説明を終わります。

続きまして、議案第18号　平成16年度海上町国民健康保険特別会計決算について、補足説明を申し上げます。

海上町決算書の185ページをお開きください。実質収支に関する調書からご説明いたします。まず、左ページの事業勘定です。

平成16年度の歳入総額は９億9,876万2,000円で、対前年度7.5％の増、歳出総額は９億2,223万円で、対前年度2.3％の増となりました。歳入歳出差引額は7,653万2,000円で、翌年度への繰り越しはありません。

続いて、右ページの施設勘定です。

平成16年度の歳入総額は8,074万3,000円で、対前年度15.8％の増、歳出総額は6,608万6,000円で、対前年度15.3％の増となりました。歳入歳出差引額は1,465万7,000円で、翌年度への繰り越しはありません。

次に、少しページが戻りまして141ページをお開きください。事業勘定の歳入です。

１款国民健康保険税は、調定額５億5,123万518円に対して、収入済額は４億1,914万1,218円で、対前年度1,011万2,848円、2.5％の増となりました。

４款国庫支出金は、収入済額が３億5,103万5,420円で、対前年度3,027万5,798円、9.4％の増であります。

５款療養給付費等交付金は6,649万7,000円で、対前年度1,145万4,000円、20.8％の増であります。

９款繰入金は、１億1,231万9,907円で、対前年度3,946万5,161円、54.2％の増であります。

次に、歳出についてご説明いたします。

145ページをお開きください。１款総務費は、支出済額が4,165万9,637円で、対前年度52万6,114円、1.2％の減であります。

２款保険給付費は５億9,433万5,571円で、対前年度6,630万8,952円、12.6％の増であります。

３款老人保健拠出金は１億7,257万2,638円で、対前年度5,278万1,556円、23.4％の減であります。

４款介護納付金は8,916万9,670円で、対前年度1,333万8,425円、17.6％の増であります。

以上で事業勘定の説明を終わりまして、次に、施設勘定ついて、ご説明いたします。

149ページをお開きください。初めに、歳入でございます。

１款診療収入は、収入済額が6,090万6,599円で、対前年度786万8,669円、14.8％の増であります。

６款繰越金は1,242万699円で、対前年度412万2,318円、49.7％の増であります。

次に、歳出についてご説明いたします。151ページをお開きください。

１款総務費は、支出済額が3,360万7,583円で、対前年度25万840円、0.8％の増であります。

２款医業費は2,669万750円で、対前年度382万1,433円、16.7％の増であります。

４款基金積立金の支出済額は550万147円です。

次に、財産に関する調書についてご説明いたします。187ページをお開きください。

土地及び建物と物品は、記載のとおりでありまして、平成16年度中の移動はございません。右側のページは財政調整基金で、事業勘定分の平成16年度末の現在高は１億1,202万4,000円、施設勘定分は1,097万6,000円であります。

以上で議案第18号についての補足説明を終わります。

続きまして、議案第23号　平成16年度飯岡町国民健康保険事業特別会計決算について補足説明を申し上げます。

それでは、飯岡町決算書の220ページをお開きください。実質収支に関する調書からご説明いたします。

平成16年度の歳入総額は11億9,854万円で、対前年度0.3％の減、歳出総額は11億6,092万9,000円で、対前年度6.4％の増となりました。歳入歳出差引額は3,761万1,000円で、翌年度への繰り越しはありません。

次に、少しページが戻りまして188ページをお開きください。総括表の歳入です。

１款国民健康保険税は、調定額６億3,742万2,355円に対して、収入済額は４億6,004万6,686円で、対前年度7,542万8,185円、19.6％の増となりました。

４款国庫支出金は、収入済額が４億7,750万6,790円で、対前年度6,528万7,706円、15.8％の増であります。

５款療養給付費等交付金は6,165万4,690円で、対前年度3,753万5,401円、37.8％の減であります。

９款繰入金は7,573万6,939円で、対前年度１億7,951万2,758円、70.3％の減であります。

10款繰越金は9,112万406円で、対前年度6,873万2,139円、307％の増であります。

次に、歳出についてご説明いたします。190ページをお開きください。

１款総務費は、支出済額が4,692万804円で、対前年度143万3,493円、３％の減であります。

２款保険給付費は、７億2,317万4,309円で、対前年度4,282万3,964円、6.3％の増であります。

３款老人保健拠出金は２億6,365万9,571円で、対前年度2,442万1,091円、10.2％の増であります。

４款介護納付金は9,533万7,193円で、対前年度1,222万7,363円、14.7％の増であります。

次に、財産に関する調書についてご説明いたします。222ページをお開きください。

物品は、平成16年度中の移動はございません。

医療費支払準備基金の平成16年度末現在高は2,680万円であります。

以上で議案第23号についての補足説明を終わります。

続きまして、議案第29号　平成16年度干潟町国民健康保険特別会計決算について、補足説明を申し上げます。

干潟町決算書の147ページをお開きください。実質収支に関する調書からご説明いたします。

平成16年度の歳入総額は８億7,394万4,000円で、対前年度10.8％の減、歳出総額は７億9,217万4,000円で、対前年度8.1％の減となりました。歳入歳出差引額は8,177万円で、翌年度への繰り越しはありません。

次に、149ページをお開きください。総括表の歳入です。

１款国民健康保険税は、調定額４億5,352万247円に対して、収入済額は３億8,214万4,987円で、対前年度1,983万5,413円、5.5％の増となりました。

３款国庫支出金は、収入済額が３億2,618万6,615円で、対前年度6,811万24円、17.3％の減であります。

４款療養給付費等交付金は2,696万3,001円で、対前年度474万3,423円、15％の減であります。

８款繰入金は5,563万7,885円で、対前年度5,024万5,115円、47.5％の減であります。

９款繰越金は5,797万4,249円で、対前年度1,283万5,412円、28.4％の増であります。

次に、歳出についてご説明いたします。151ページをお開きください。

２款保険給付費は５億1,430万9,129円で、対前年度1,517万6,745円、2.9％の減であります。

３款老人保健拠出金は１億6,153万5,406円で、対前年度6,676万5,667円、29.2％の減であります。

４款介護納付金は7,435万9,379円で、対前年度1,152万2,367円、18.3％の増であります。

次に、財産に関する調書についてご説明いたします。173ページをお開きください。

診療報酬支払準備基金の平成16年度末現在高は7,964万9,000円であります。

以上で議案第29号についての補足説明を終わります。

続きまして、議案第12号　平成16年度旭市老人保健特別会計決算について補足説明を申し上げます。老人保健会計につきましても、一般会計や国保会計と同様に、総括のみをご説明いたします。

それでは、旭市決算書の366ページをお開きください。初めに、実質収支に関する調書からご説明いたします。

平成16年度の歳入総額は23億5,899万4,000円で、対前年度５％の減、歳出総額は22億6,403万8,000円で、対前年度６％の減となりました。歳入歳出差引額は9,495万6,000円です。

次に、少しページが戻りまして350ページをお開きください。歳入総括表でございます。

１款支払基金交付金は、収入済額が14億183万7,918円で、対前年度１億6,897万4,736円、10.8％の減であります。

２款国庫支出金は５億7,126万4,984円で、対前年度3,821万3,563円、7.2％の増であります。

３款県支出金は１億4,420万5,746円で、対前年度974万7,746円、7.2％の増であります。

４款繰入金は１億6,516万円で、対前年度3,316万4,000円、25.1％の増であります。

５款繰越金は7,253万5,389円で、対前年度3,832万3,064円、34.6％の減であります。

次に、歳出についてご説明いたします。358ページをお開きください。

２款医療諸費は22億5,580万8,984円で、対前年度１億4,019万473円、5.9％の減であります。

以上で議案第12号についての補足説明を終わります。

続きまして、議案第19号　平成16年度海上町老人保健特別会計決算について補足説明を申し上げます。

海上町決算書の201ページをお開きください。実質収支に関する調書からご説明いたします。

平成16年度の歳入総額は６億5,638万8,000円で、対前年度８％の増、歳出総額は６億3,241万9,000円で、対前年度4.1％の増となりました。歳入歳出差引額は2,396万9,000円でございます。

次に、少しページが戻りまして190ページをお開きください。歳入になります。

１款支払基金交付金は、収入済額が４億501万4,000円で、対前年度1,547万2,000円、４％の増であります。

２款国庫支出金は１億7,183万7,035円で、対前年度3,839万5,032円、28.8％の増であります。

３款県支出金は4,392万500円で、対前年度1,091万2,500円、33.1％の増であります。

４款繰入金は3,538万9,000円で、対前年度1,495万5,000円、29.7％の減であります。

次に、歳出についてご説明いたします。192ページをお開きください。

１款医療諸費は、支出済額が６億3,154万9,409円で、対前年度3,545万5,630円、5.9％の増であります。

以上で議案第19号についての補足説明を終わります。

続きまして、議案第24号　平成16年度飯岡町老人保健特別会計決算について、補足説明を申し上げます。

飯岡町決算書の242ページをお開きください。実質収支に関する調書からご説明いたします。

平成16年度の歳入総額は７億6,866万円で、対前年度0.8％の増、歳出総額は７億4,629万3,000円で、対前年度0.5％の減となりました。歳入歳出差引額は2,236万7,000円です。

次に、少しページが戻りまして230ページをお開きください。総括表の歳入からご説明いたします。

１款支払基金交付金は、収入済額が４億6,669万987円で、対前年度2,200万5,133円、4.5％の減であります。

２款国庫支出金は１億8,895万915円で、対前年度2,456万8,915円、14.9％の増であります。

３款県支出金は4,867万1,978円で、対前年度775万5,978円、19％の増であります。

４款繰入金は4,866万7,000円で、対前年度127万1,000円、2.7％の増であります。

次に、歳出でございます。

２款医療諸費は７億4,347万6,120円で、対前年度197万7,644円、0.3％の減であります。

以上で議案第24号についての補足説明を終わります。

続きまして、議案第30号　平成16年度干潟町老人保健特別会計決算について補足説明を申し上げます。

干潟町決算書の178ページをお開きください。実質収支に関する調書からご説明いたします。

平成16年度の歳入総額は６億9,640万3,000円で、対前年度3.5％の減、歳出総額は６億8,513万2,000円で、対前年度5.1％の減となりました。歳入歳出差引額は1,127万1,000円でございます。

次に、180ページをお開きください。総括の歳入になります。

１款支払基金交付金は、収入済額が４億2,155万2,210円で、対前年度5,334万8,858円、11.2％の減であります。

２款国庫支出金は１億7,877万8,984円で、対前年度1,469万1,984円、９％の増であります。

３款県支出金は4,566万3,245円で、対前年度470万6,245円、11.5％の増であります。

４款繰入金は5,019万4,245円で、対前年度1,087万7,245円、27.7％の増であります。

次に、歳出についてご説明いたします。182ページをお開きください。

１款医療諸費は、支出済額が６億8,513万1,935円で、対前年度3,131万3,473円、4.4％の減であります。

以上で議案第30号についての補足説明を終わります。

○議長（林　正一郎）　保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第13号について、下水道課長、登壇してください。

（下水道課長　山﨑健次　登壇）

○下水道課長（山﨑健次）　議案第13号　平成16年度旭市下水道事業特別会計決算について補足説明を申し上げます。

決算書の367ページをお開き願います。

平成16年度の旭市下水道事業特別会計の決算額は、歳入６億9,381万6,611円、歳出６億3,366万584円でございまして、歳入歳出の差引額は6,015万6,027円でございまして、翌年度への繰越金でございます。

対前年度比では、歳入につきましては11.5％の減となりまして、歳出につきましても12.1％の減となりました。これは、前々年度に繰越明許費繰越額があったことにより、前年度は減となったものでございます。

歳入歳出決算額の主な事項につきましては、歳入歳出決算事項別明細書により説明申し上げます。

376ページをお開きください。歳入でございますが、１款分担金及び負担金は、受益者負担金でございまして6,703万4,400円で、これは、12年度から16年度に賦課しました負担金の５年分割したうちの16年度納付分と一括納付分及び分割納付等の合計でございます。なお、16年度の受益者負担金の納付率は57.1％でございます。

２款使用料及び手数料でございますけれども、使用料は4,376万384円、954件分でございまして、納付率は93.9％でございます。

手数料８万4,000円は、下水道排水設備指定工事店の登録及び更新手数料でございまして、７件分でございます。

３款国庫支出金は3,150万2,893円でございまして、面整備工事の補助対象事業に対します補助金でございます。

４款財産収入は１万7,023円で、財政調整基金の利子でございます。

378ページをお開きください。５款繰入金は３億6,642万4,000円で、支出に対する収入の不足額を繰り入れたものでございます。一般会計から３億5,642万4,000円、財政調整基金から1,000万円を、それぞれ繰り入れたものでございます。

６款繰越金は6,337万7,261円でございまして、前年度の繰越金でございます。

７款諸収入は451万6,650円でございます。

380ページをお開きください。３項１目雑入の消費税及び地方消費税の還付金が441万6,650円、日本下水道協会からの広報活動助成金10万円でございます。

８款市債は１億1,710万円でございまして、内容といたしましては、補助裏分で740万円、単独分で１億970万円でございます。

続きまして、歳出について説明申し上げます。

384ページをお開きください。１款総務費は7,214万1,017円でございまして、これは給料・手当等の人件費及び需用費等の事務費でございます。

386ページをお開きください。２款事業費は２億8,786万6,211円でございます。１項の管理費は１億1,076万7,277円でございます。不用額の1,475万3,723円の主な内容としましては、水処理と汚泥処理に係る光熱水費及び処理場の修繕料が少なかったこと、処理場の運転業務委託の入札執行残及び維持管理のための工事が発生しなかったことによるものでございます。

388ページをお開きください。２項の工事費は１億7,709万8,934円でございます。主な内容といたしましては、13節委託料2,058万円、全体計画と認可変更作成業務委託料及び網戸地区の設計業務委託料等でございます。

15節工事請負費は１億3,022万6,250円でございます。中央第三保育所周辺及び新田地区の一部約6.6ヘクタールの面整備工事と、国道126号線の歩道・車道の舗装復旧工事でございます。また、不用額2,894万8,066円の主な原因といたしましては、15節工事請負費の入札の執行残でございます。

390ページをお開きください。19節負担金補助及び交付金で、管渠工事に伴う水道管及びガス管の切廻し工事にかかります負担金が少なかったこと、及び22節補償補てん及び賠償金で、工事に伴います発生した電気・電話施設等の移設の補償費が少なかったことによるものでございます。

３款公債費は２億7,365万3,356円でございまして、起債借入金の償還金でございます。元金償還金が１億7,175万２円、借入金利子支払費が１億190万3,354円でございます。

392ページには、平成16年度旭市下水道事業特別会計実質収支に関します調書でございますが、説明は省略させていただきます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（林　正一郎）　下水道課長の補足説明は終わりました。

議案第14号について、農水産課長、登壇してください。

（農水産課長　堀江隆夫　登壇）

○農水産課長（堀江隆夫）　それでは、議案第14号　平成16年度旭市農業集落排水事業特別会計決算につきまして補足説明をさせていただきます。

決算書の説明に入ります前に、平成16年度末におけます農業集落排水事業の普及状況について申し上げます。

平成16年度全体の処理区域内人口2,030人に対しまして、使用人口は1,334人であります。

普及率は65.7％となっております。

それでは、決算書につきましてご説明をさせていただきます。旭市の決算書393ページをお開きいただきたいと思います。

歳入歳出予算額4,650万円に対しまして、歳入決算額は4,260万953円で、予算額に対する収入割合は、91.6％であります。歳出決算額は4,259万953円で、予算額に対する支出割合は、91.6％であります。歳入歳出差引残額は、１万円であります。

次に、394ページから398ページの歳入歳出決算の内容につきましては、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明をさせていただきます。

402ページをお開きいただきたいと思います。歳入につきましてご説明をさせていただきます。

１款分担金及び負担金の収入済額は168万円であります。内訳といたしまして、江ヶ崎地区３件、琴田地区１件、すべて現年度分であります。収入未済額643万8,000円の未納件数は、江ヶ崎地区10件、琴田地区８件であります。

２款使用料及び手数料は、1,236万7,372円でありまして、処理施設の現年度分使用料であります。

３款繰入金は2,854万3,581円でありまして、全体事業費から特定財源を差し引いた不足額を一般会計から繰り入れしたものであります。

４款繰越金は１万円で、前年度よりの繰越金であります。

以上で歳入関係の説明を終わります。

続きまして、408ページをお開きいただきたいと思います。歳出につきましてご説明をさせていただきます。

１款総務費の支出済額は925万5,404円で農業集落排水事業に係る人件費及び事務経費であります。

２款事業費は1,511万3,113円で、江ヶ崎地区、琴田地区処理施設の維持管理費及び資源循環事業費並びに工事費であります。

続きまして412ページをお開きいただきたいと思います。３款公債費は、地方債の償還金及び償還利子で1,654万2,436円であります。借入先は、財務省資金運用部及び公営企業金融公庫であります。なお、平成16年度末の地方債残高は３億6,986万4,144円であります。

４款繰出金は168万円であります。これは、平成16年度受益者分担金168万円を一般会計へ繰り出すものでございます。

以上で議案第14号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（林　正一郎）　農水産課長の補足説明は終わりました。

◎会議時間の延長

○議長（林　正一郎）　議案の補足説明は途中ですが、おはかりいたします。本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ延長したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林　正一郎）　ご異議ないようでございますので、本日の会議時間は延長することに決しました。

○議長（林　正一郎）　ここで４時45分まで休憩をいたします。

休憩　午後　４時３５分

再開　午後　４時４５分

○議長（林　正一郎）　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第15号、議案第20号、議案第25号、議案第31号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長　横山秀喜　登壇）

○高齢者福祉課長（横山秀喜）　それでは、議案第15号　平成16年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

同様に旭市から３町分、４冊の決算書を使いますのでよろしくお願いします。

まず最初に、旭市の決算書415ページをお開きください。

歳入決算額は15億5,990万4,522円で、予算額に対する収入割合は97.5％であります。

歳出決算額は、15億875万1,019円で、予算額に対する支出割合は94.3%、歳入歳出差引残額は5,115万3,503円であります。

それでは、424ページをお開きください。歳入から決算の主なものを順を追ってご説明申し上げます。

１款保険料の収入済額は２億5,133万8,429円で、収納率は95.9%になります。

１項１目１節現年度分特別徴収保険料の収納率は100%で、２節現年度分普通徴収保険料の収納率は89.2%です。

２款国庫支出金の収入済額は３億7,725万3,972円であります。

１項国庫負担金、１目１節現年度分の収入済額は、保険給付費の決算見込額の20%に当たります。

２項１目調整交付金の交付率ですが、保険給付費見込額の5.48%であります。

３款支払基金交付金は、426ページの方になりますが、１項１目１節現年度分の収入済額ですが、保険給付費の決算見込額の32%に当たります。

４款県支出金、１項１目１節現年度分の収入済額は、保険給付費決算見込額の12.5%であります。

６款繰入金、１項１目１節現年度分の収入済額は、保険給付費決算見込額の12.5%に当たります。

２目介護保険事務費繰入金は、介護認定審査会費及び認定調査費用の繰入金になります。

次は、428ページをお願いします。２項１目１節介護保険給付準備基金繰入金は3,000万円を繰り入れしたものであります。

７款繰越金は、前年度剰余金です。

以上で歳入関係の説明を終わります。

433ページをお開きください。歳出の説明を申し上げます。

１款総務費の支出済額は2,250万7,012円で、介護保険事務費、保険料賦課徴収費及び介護認定審査会費等であります。

主なものは、434ページ、３項介護認定審査会費1,839万1,346円であります。このうち、１目介護認定審査会費は、審査会は51回、審査件数は1,273件で、対前年127件の減であります。

２目認定調査費は、調査件数1,276件分です。

次は、436ページになります。２款保険給付費の支出済額は14億3,533万2,979円で、対前

年１億8,797万3,117円の増、伸び率にして15.1％であります。１目居宅介護サービス給付費は、対前年9,126万4,024円の増、伸び率にして22.4％であります。

２目施設介護サービス給付費は、対前年8,582万4,009円の増、伸び率11.1％です。

３目居宅介護福祉用具購入費は、入浴補助用具等の90件分に当たります。

次は、438ページです。４目居宅介護住宅改修費は、手すりの取り付け等58件分です。

５目居宅介護サービス計画給付費は、ケアプラン作成費延べ5,682件分であります。

２項支援サービス等諸費は、要支援者の保険給付費で、１目居宅支援サービス給付費は、対前年437万2,658円の増、伸び率72.2％です。

次は、440ページをお願いします。４目居宅支援サービス計画給付費は、ケアプラン作成費延べ391件分です。

３項１目審査支払手数料は、国保連合会の介護給付費請求書に係る審査手数料で２万193件分になります。

４項１目高額介護サービス費は、要介護者分1,044件分です。

次は、442ページをお願いします。４款基金積立金の支出済額は、剰余金を介護保険給付費準備基金へ積み立てたものです。なお、平成16年度末の介護保険給付費準備基金の残高ですが１億8,194万4,196円です。

５款諸支出金、１項、次の444ページになりますが、２目償還金は、前年度保険給付費の清算による県への返還金です。

以上で議案第15号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第20号、海上町の方の決算書をお願いします。

決算書の203ページをお開きください。

一番下の歳入合計の欄をご覧ください。収入済額４億5,304万2,938円で、予算額に対する収入割合は100.2％です。

205ページ、お願いします。同じく一番下の歳出合計の欄ですが、支出済額は４億4,222万9,247円で、予算額に対する支出割合は97.8％となりました。この結果、歳入歳出差引残額は1,081万3,691円であります。

208ページをお願いします。１款保険料の収入済額は、7,001万8,023円で、収納率は、97.4％です。

１項１目１節現年度分特別徴収保険料の収入済額は5,924万4,111円で、収納率は100％です。２節現年度分普通徴収保険料の収入済額は1,052万7,982円で、収納率は93.1％です。

３款国庫支出金の収入済額は１億1,081万6,604円であります。

１項国庫負担金、１目１節現年度分の収入済額は、保険給付費の決算見込額の20%。

２項１目調整交付金の交付率は、保険給付費見込額の6.3%であります。

４款支払基金交付金、１項１目１節現年度分の収入済額は、保険給付費の決算見込額の32%であります。

５款県支出金、１項１目１節現年度分の収入済額は、保険給付費決算見込額の12.5%です。

次は、210ページをお願いします。７款繰入金、１項１目１節現年度分の収入済額は、保険給付費決算見込額の12.5%となります。

２目その他一般会計繰入金は、介護認定審査会費及び認定調査費用の事務費繰入金であります。

２項１目介護給付費準備基金繰入金は、介護給付費準備基金の取り崩しによるものです。

８款繰越金は、前年度剰余金です。

以上で歳入関係の説明を終わります。

次は、214ページになります。歳出の説明を申し上げます。

１款総務費の支出済額は727万8,997円で、介護保険事務費、保険料賦課徴収費及び介護認定審査会費等であります。

主なものは、３項介護認定審査会費490万7,833円です。

このうち１目介護認定審査会費は、審査会は24回、審査件数は423件、対前年67件の増、伸び率18.8%です。

２目認定調査等費は、調査件数は429件分です。

次は、216ページになります。２款介護給付費の支出済額は４億2,494万1,215円で、対前年3,921万8,195円の増、伸び率10.2%であります。

１目居宅介護サービス給付費は、対前年2,010万3,577円の増、伸び率19.5%であります。

３目施設介護サービス給付費は、対前年1,449万3,344円の増、伸び率5.5%であります。

５目居宅介護福祉用具購入費は、入浴補助用具等18件分です。

６目居宅介護住宅改修費は268万7,500円で、手すりの取り付けで21件分となります。

７目居宅介護サービス計画給付費は、ケアプラン作成費で延べ1,559件分です。

218ページをお開きください。２項支援サービス等諸費は、要支援者の保険給付費。

１目居宅支援サービス給付費は、対前年89万9,469円の増、伸び率にして30.4%です。

５目居宅支援サービス計画給付費は、ケアプラン作成費で、延べ140件分です。

３項その他諸費、１目審査支払手数料は、国保連合会の介護給付費請求書に係る審査手数料で5,567件分になります。

４項高額介護サービス等費、１目高額介護サービス費は、要介護者分362件分であります。

次は220ページをお開きください。４款基金積立金の支出済額は、剰余金を介護保険給付費準備基金へ積み立てたものです。なお、平成16年度末の介護保険給付費準備基金の残高は301万1,020円です。

６款諸支出金、１項１目償還金の支出済額は、国庫支出金等過年度分の返還金です。

以上で議案第20号の補足説明を終わります。

続きまして、飯岡町の決算書をお願いします。

議案第25号の補足説明を申し上げます。決算書の244ページをお開きください。

一番下の歳出合計の欄です。収入済額は４億5,017万4,742円で、予算額に対する収入割合は91.6％です。

246ページをお開きください。同じく一番下の歳出合計の欄です。支出済額は４億4,046万6,189円で、予算額に対する支出割合は89.6％です。

続きまして、次のページ248ページをお願いします。歳入歳出差引残高は970万8,553円であります。

252ページをお願いします。歳入から決算の主なものをご説明申し上げます。

１款保険料の収入済額は7,507万110円で、収納率は97.2％です。

１項１目１節現年度分特別徴収保険料の収納率は100％です。２節現年度分普通徴収保険料の収入済額は88.5％です。

２款国庫支出金の収入済額は１億527万8,086円であります。１項国庫負担金、１目１節現年度分の収入済額は決算見込額の20％です。

２項１目調整交付金の交付率は、保険給付費見込額の6.3％となっております。

３款支払基金交付金は、次の254ページになりますが、１項１目１節現年度分の収入済額は、保険給付費の決算見込額の32％です。

４款県支出金、１項１目１節現年度分の収入済額は、保険給付費決算見込額の12.5％です。

６款繰入金、１項１目１節現年度分の収入済額は、保険給付費決算見込額の12.5％となっております。

２目その他一般会計繰入金は、職員給与費等及び事務費の繰入金であります。

７款繰越金は、前年度剰余金です。

以上で歳入関係の説明を終わります。

次は、260ページになります。歳出を申し上げます。

１款総務費の支出済額は2,822万3,777円で、介護保険事務費、保険料賦課徴収費及び介護認定審査会費等です。

主なものは、262ページ、３項介護認定審査会費454万7,280円です。このうち、１目介護認定審査会費は、審査会は24回、審査件数は358件、対前年92件の減であります。

２目認定調査等費は、調査件数368件分です。

次は、264ページになります。２款保険給付費の支出済額は３億9,846万2,283円で、対前年2,491万1,853円の増、伸び率にしまして6.7％です。

１目居宅介護サービス給付費は、対前年3,014万473円の増、伸び率26.6％です。

３目施設介護サービス給付費は、対前年965万6,668円の減です。

５目居宅介護福祉用具購入費は、入浴補助用具等24件分です。

６目居宅介護住宅改修費は、手すり等の取り付けで16件分です。

７目居宅介護サービス計画給付費は、ケアプラン作成費延べ1,621件分です。

２項支援サービス等諸費は、要支援者の保険給付費になります。

１目居宅支援サービス給付費は、対前年96万2,487円の増、伸び率で55.1％です。

次は、268ページになります。５目居宅支援サービス計画給付費は、ケアプラン作成費延べ93件分です。

３項その他諸費、１目審査支払手数料は、国保連合会の介護給付費請求書に係る審査手数料で5,616件分になります。

４項高額介護サービス等費、１目高額介護サービス費は、要介護者分331件分であります。

次は、270ページをお願いします。４款基金積立金の支出済額は、剰余金を介護保険給付費準備基金へ積み立てたものです。なお、平成16年度末の介護保険給付費準備基金の残高は6,154万6,226円であります。

５款諸支出金、１項２目償還金は、前年度保険給付費の清算による県等への返還金になります。

以上で議案第25号の補足説明を終わります。

続きまして、干潟町の決算書をお願いします。干潟町の決算書の190ページをお願いします。議案第31号の補足説明を申し上げます。

一番下の歳入合計の欄をお願いします。収入済額は４億1,127万1,902円で、予算額に対す

る収入割合は100％です。

192ページをお開きください。同じく一番下の歳出合計の欄です。支出済額は３億9,804万6,404円で、予算額に対する支出割合は96.8％となりました。結果、歳入歳出差引残額は1,322万5,498円であります。

200ページをお開きください。歳入の主なものについてご説明申し上げます。

１款保険料、１項介護保険料、１目第１号被保険者保険料の収入済額は6,264万3,600円で、収納率は97.9％、１節現年度分の収納率は100％、普通徴収保険料の収納率は88.5％となります。

３款国庫支出金の収入済額は１億686万8,951円であります。１項１目１節現年度分の収入済額は、保険給付費の決算見込額の20％。

２項１目調整交付金の交付率は、保険給付費見込額の7.0％です。

４款支払基金交付金は、１項１目１節現年度分の収入済額は、保険給付費決算見込額の32％です。

５款県支出金、202ページの方になります。１項１目１節現年度分の収入済額は、保険給付費決算見込額の12.5％。

７款繰入金、１項１目１節現年度分の収入済額は、保険給付費決算見込額の12.5％です。

２目事務費繰入金は、介護認定審査会費及び認定調査費用の繰入金です。

８款繰越金は、前年度剰余金です。

以上で歳入関係の説明を終わります。

次は、206ページをお願いします。歳出の方の説明を申し上げます。

１款総務費の支出済額は508万4,329円で、介護保険事務費、保険料賦課徴収費及び介護認定審査会費等であります。

主なものは、３項介護認定審査会費277万1,588円です。

このうち２目認定審査会共同設置負担金は、審査会67回、審査件数は311件で、対前年16件の減です。

次は、208ページになります。２款保険給付費の支出済額は３億9,213万5,248円で、対前年4,090万492円の増、伸び率11.6％であります。

１項介護サービス等諸費は、要介護者の保険給付費で、１目居宅介護サービス給付費等は、対前年254万6,450円の減、率にしてマイナス2.0％であります。

２目施設介護サービス給付費は、対前年4,305万3,478円の増であります。

２項支援サービス等諸費、１目居宅支援サービス給付費等は、要支援者の保険給付費で、対前年13万4,680円の増、伸び率4.8％です。

３項その他諸費、１目審査支払い手数料は、国保連合会の介護給付費請求書に係る審査手数料で4,568件分になります。

４項高額介護サービス等費、１目高額介護サービス等費は、要介護者分259件です。

次は、210ページになります。４款１項基金積立金の支出済額は、積立金の利子を介護保険給付費準備基金へ積み立てたものです。なお、平成16年度末の介護保険給付費準備基金の残高は3,195万425円です。

５款諸支出金、１項２目償還金は、前年度県支出金の清算による返還金です。

以上で議案第31号の補足説明を終わります。

○議長（林　正一郎）　高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第16号、議案第21号、議案第27号、議案第32号について、水道課長、登壇してください。

（水道課長　宮本英一　登壇）

○水道課長（宮本英一）　それでは、水道会計についてご説明申し上げます。

１市３町分ありますので、順番に旭市、海上町、飯岡町、干潟町と説明いたします。ご用意願います。よろしいでしょうか。

議案第16号　平成16年度旭市水道事業会計決算の認定について、補足説明を申し上げます。

１ページをご覧ください。これにつきましては、決算額の残のみを説明いたします。

収益的収入及び支出の収入について申し上げます。第１款水道事業収益は、決算額９億5,500万8,785円でございます。内訳としましては、第１項営業収益９億2,445万3,939円、第２項営業外収益3,055万4,846円でございます。

次に、支出について申し上げます。

第１款水道事業費用は、決算額は８億9,757万2,968円です。内訳としましては、第１項営業費用７億1,927万3,418円、第２項営業外費用１億7,254万1,827円、第３項特別損失575万7,723円でございます。

次に、２ページをご覧ください。資本的収入及び支出の収入について申し上げます。

第１款資本的収入の決算額は5,143万7,550円となり、内訳としまして、第１項消火栓設置負担金で100万円、第２項給水申込納付金2,683万7,550円、第３項企業債は2,360万円で、これは借換債でございます。

次に、支出について申し上げます。

第１款資本的支出は、決算額２億5,235万387円で、内訳としましては、第１項建設改良費1,366万4,965円、第２項企業債償還金２億3,868万5,422円は元金の償還であります。資本的収入額が支出額に不足する額２億91万2,837円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんいたしました。

３ページに移らせていただきます。損益計算書でございます。収支差し引きについては４ページになります。下から３行目、当年純利益の欄5,806万8,212円の純利益を計上することができました。

次は、５ページの剰余金計算でございます。利益剰余金につきましては、欠損金の欄の下、前年度未処理欠損金から、３、当年度純利益を引いた３億9,588万2,681円が、16年度末未処理欠損金、累積の欠損金となります。

次の資本剰余金につきましては７ページをご覧ください。上から７行目、翌年度繰越資本剰余金は16億3,923万8,854円となります。

８ページからの貸借対照表について申し上げます。資産の部の資産合計は９ページになります。上から11行目、資本合計の欄でございます。38億1,114万852円であります。

11ページをご覧ください。一番下の欄、負債・資本合計は38億1,114万852円となりまして、資産合計と一致するものであります。

12ページから29ページは、決算の附属書類でございますのでご覧ください。

以上で平成16年度旭市水道事業会計決算の補足説明を終わります。

続きまして、海上町の水道会計でございます。

議案第21号　平成16年度海上町水道事業会計決算の認定について、補足説明を申し上げます。

決算書の２ページ、３ページ、決算報告書をご覧ください。見開きになっております。

収益的収入及び支出の収入について申し上げます。これも旭市同様に右側の決算額の欄で説明いたします。

第１款水道事業収益は、決算額２億1,479万3,521円となります。内訳としましては、第１項営業収益１億6,170万1,954円、第２項営業外収益5,309万1,567円でございます。

次に、支出について申し上げます。

第１款水道事業費用の決算額は２億3,579万5,041円となります。内訳としましては、第１項営業費用１億9,916万1,616円、第２項営業外費用3,534万8,674円、第３項特別損失128万

4,751円でございます。

次に、４ページ、５ページをご覧ください。これも見開きになっております。

資本的収入及び支出の収入について申し上げます。第１款資本的収入の決算額は2,082万1,000円でございます。内訳としましては、第１項企業債で2,040万円、第２項負担金42万1,000円であります。

次に、支出について申し上げます。

第１款資本的支出の決算額は6,781万6,554円でございます。決算額の内訳としましては、第１項建設改良費2,330万4,480円、第２項企業債償還金4,451万2,074円は元金の償還であります。資本的収入額が支出額に不足する額4,699万5,554円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額110万4,500円、及び過年度分損益勘定留保資金4,589万1,054円で補てんいたしました。

６ページに移らせていただきます。６ページは損益計算書でございます。

収支差し引きにつきましては７ページになります。７ページの下から３行目、当年度純損失は2,211万1,134円でございます。

次は、８ページの剰余金計算書でございます。利益剰余金につきましては、真ん中の（１）前年度繰越利益剰余金から、下から２行目（３）当年度純損失を引いた5,954万8,683円が16年度末の未処分利益剰余金となります。

資本剰余金につきましては、９・10ページをご覧ください。10ページの下、翌年度繰越資本剰余金は５億7,445万4,418円となります。

次に、12ページからの貸借対照表について申し上げます。

その次の13ページへ移ります。資本の部の資産合計はページの真ん中になります。14億1,981万5,723円であります。

15ページをお開きください。15ページの一番下、負債・資本合計は14億1,981万5,723円となりまして、13ページの資産合計と一致するものであります。

16ページから37ページは決算の附属書類であります。

以上で平成16年度海上町水道事業会計決算の補足説明を終わります。

続きまして、飯岡町でございます。

議案第27号　平成16年度飯岡町水道事業会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

決算書の１ページをお開きください。これも同様に決算額の欄のみで説明いたします。

収益的収入及び支出の収入について申し上げます。

第１款水道事業収益の決算額は２億8,795万730円となります。内訳としましては、第１項営業収益１億7,012万3,943円、第２項営業外収益１億1,782万6,787円でございます。

次に、支出について申し上げます。

第１款水道事業費用の決算額は２億9,415万6,297円でございます。内訳としましては、第１項営業費用２億4,300万2,204円、第２項営業外費用5,115万4,093円でございます。

次に、２ページをご覧ください。資本的収入及び支出の収入について申し上げます。

第１款資本的収入の決算額１億1,520万円となり、内訳としまして、第１項企業債で、これは上水道高料金に対する借換債でございます。

次に、支出について申し上げます。

第１款資本的支出は２億817万6,495円となり、内訳としましては、第１項建設改良費1,626万8,900円、第２項企業債償還金１億9,190万7,595円は、企業債元金であります。

資本的収入額が支出額に不足する額9,297万6,495円は、過年度分損益勘定留保資金9,231万9,995円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額65万6,500円で補てんいたしました。

３ページに移ります。損益計算書でございます。

収支差し引きにつきましては４ページでございます。下から４行目、16年度は699万5,597円の純損失となりました。

次は、５ページの剰余金計算書でございます。

利益剰余金計算につきましては、下から３行目、前年度の繰越利益剰余金から、この損失を引いた2,774万4,374円が16年度末の未処分利益剰余金となります。

資本剰余金につきましては６ページになります。一番下、翌年度繰越資本剰余金は１億6,569万3,124円となります。

次に、めくりまして８ページからの貸借対照表について申し上げます。

資産の部の資産合計は９ページの真ん中の欄になります。資産合計は12億3,121万6,659円であります。

10ページをお開きください。一番下の欄、負債・資本合計は12億3,121万6,659円となりまして、９ページの資産合計と一致するものであります。

11ページから24ページは決算の附属書類でございますのでご参照ください。

以上で平成16年度飯岡町水道事業会計決算の補足説明を終わります。

続きまして、干潟町の水道会計でございます。

議案第32号　平成16年度干潟町水道事業会計決算の認定について補足説明を申し上げます。決算書の１・２ページをご覧ください。

収益的収入及び支出の収入について申し上げます。この説明も同様に、２ページの決算欄でご説明いたします。

第１款水道事業収益の決算額は２億3,372万8,036円でございます。内訳としましては、内訳としましては、第１項営業収益１億4,561万2,650円、第２項営業外収益8,811万5,386円でございます。

次に、支出について申し上げます。

第１款水道事業費用の決算額は２億5,099万6,156円となり、内訳としましては、第１項営業費用２億2,174万1,693円、第２項営業外費用2,905万3,158円、第３項特別損失20万1,305円でございます。

次に、３・４ページをご覧ください。資本的収入及び支出の収入について申し上げます。

第１款資本的収入の決算額は358万8,380円となり、内訳としましては、第１項加入金が290万円、第２項工事負担金が68万8,380円であります。

次に支出について申し上げます。

第１款資本的支出の決算額は4,490万4,738円となりまして、内訳としまして、第１項固定資産取得費６万5,500円、第２項企業債償還金4,164万3,038円は、元金の償還であります。資本的収入額が支出額に不足する額4,131万6,358円は、消費税資本的収支調整額１万4,117円及び損益勘定留保資金4,130万2,241円で補てんいたしました。

５ページに移らせていただきます。損益計算書でございます。

下から３行目、16年度は1,728万3,967円の純損失となりました。

次は、６ページの剰余金計算書でございます。利益剰余金につきましては、（２）の下、過年度欠損金年度末残高に、この損失を加えた２億5,870万2,997円が16年度末の未処理欠損金となります。

次の、資本剰余金でございます。７ページになります。上から６行目、翌年度繰越資本剰余金は９億4,463万9,712円となります。

次に、８ページからの貸借対照表について申し上げます。一番下、資産の部の資産合計は12億2,759万9,671円であります。

９ページをお開きください。一番下の欄、負債・資本合計は12億2,759万9,671円となりまして、８ページ、資産合計と一致するものであります。

10ページから22ページは決算の附属書類でございます。

以上で平成16年度干潟町水道事業会計決算の補足説明を終わります。

以上でございます。

○議長（林　正一郎）　水道課長の補足説明は終わりました。

議案第26号について、飯岡荘支配人、登壇してください。

（飯岡荘支配人　野口國男　登壇）

○飯岡荘支配人（野口國男）　それでは、議案第26号　平成16年度飯岡町国民宿舎事業会計決算の認定につきまして補足説明をさせていただきます。別とじになっております決算書の方をご覧いただきたいと思います。

まず、決算書の９ページをお開きをいただきたいと思います。国民宿舎事業の報告書からご説明いたします。

初めに、経営の方でございますけれども、利用客の視点に立った宿舎環境の改善を図るため建設改良事業といたしまして、新館及び浴室の改修工事を実施させていただきました。

次に、利用実績につきましては、宿泊者１万9,307人、休憩者9,618人でございまして、前年度と比較いたしますと、宿泊者で529人、休憩者で1,090人の減少となりました。

経理につきましては、当年度事業収益１億9,747万3,765円に対しまして、事業費用１億9,546万3,413円で、差し引き201万352円の純利益を計上いたしました。

資本的支出につきましては、建設改良費といたしまして2,705万9,108円、企業債償還金といたしまして250万6,321円の決算となりまして、この収支の不足額につきましては、過年度分の損益勘定留保資金117万9,627円、当年度分損益勘定留保資金1,276万7,718円、減債積立金200万円、建設改良積立金1,232万9,556円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額128万8,528円で補てんをさせていただきました。

次に、３ページをご覧いただきたいと思います。平成16年度中におけます損益計算書でございます。事業活動及び経営活動の状況を示しております。

まず、営業収益の方ですけれども、利用収益といたしまして１億7,823万3,545円、売店収益といたしまして1,153万120円、その他営業収益といたしまして294万9,224円という内訳になっておりますが、合計で１億9,271万2,889円となっております。

次に、営業費用の方ですが、宿舎経営費といたしまして１億8,238万1,130円、減価償却費といたしまして1,275万2,343円、資産減耗費といたしまして１万5,375円という内訳になっております。合計いたしまして１億9,514万8,848円となっております。

営業収益から営業費用を差し引きまして243万5,959円の営業損失を計上をいたしましたが、これに補助金と雑収益を加えました営業外収益476万876円から、企業債利息でございます営業外費用31万4,565円を差し引いた営業外の利益444万6,311円を加算いたしまして、201万352円の当年度の純利益を計上させていただきました。

したがいまして、当年度未処分利益剰余金でございますけれども、前年度からの繰越利益剰余金1,098万9,739円、これと合わせまして1,300万91円となっております。

続きまして、５ページをお開きいただきたいと思います。ただ今説明いたしました、当年度未処分利益剰余金1,300万91円の処分についての計算書（案）でございます。

この処分は、費用の財政的基礎を確立いたしまして、健全な運営を行うための積立金でございます。本議会の承認を得まして、次のように処分をするものでございます。

処分内容につきましては、利益剰余金の処分額といたしまして、減債積立金に150万円、建設改良積立金に150万円、合わせまして300万円を処分いたしまして、翌年度繰越利益剰余金を1,000万91円とするものでございます。

以上で議案第26号について補足説明を終了させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（林　正一郎）　飯岡荘支配人の補足説明は終わりました。

議案第33号について、環境課長、登壇してください。

（環境課長　堀川茂博　登壇）

○環境課長（堀川茂博）　皆さん大変お疲れのところ恐縮ですが、議案第33号　平成16年度東総塵芥処理組合一般会計決算の補足説明をさせていただきます。

平成16年度の決算については、歳入決算額は９億9,178万9,783円で、対前年度比6,064万173円、5.76％の減であります。歳出決算額は９億6,378万5,123円で、対前年度比2,888万8,933円、2.91％の減であります。

２ページから５ページまでは歳入歳出の款、項別の決算額であります。詳しくは８ページ以降の予算科目ごとに説明いたしますが、平成16年度の歳入歳出差引残額は４ページに記載のとおり2,800万4,660円でございます。

６ページから７ページをお開きください。歳入総括表であります。

１款の分担金及び負担金につきましては、収入済額６億3,953万9,000円であります。

２款の使用料及び手数料については、収入済額２億6,563万2,577円であります。

３款の財産収入については、収入済額1,672万9,573円であります。

４款の繰入金については、財政調整基金からの繰入金で、収入済額4,000万円であります。

５款の繰越金については、収入済額2,975万5,900円であります。

６款の諸収入については、収入済額13万2,733円であります。

歳入合計は９億9,178万9,783円で、収入率は対予算100.11％、対調定99.98％となっております。

次に、歳入の内容について申し上げます。８ページから９ページをお開きください。

１款１項１目運営費負担金６億3,953万9,000円は組合を構成する各市町村の分担金で、前年度と比較し2,354万5,000円、3.55％の減であります。

２款１項１目衛生手数料は、収入済額２億6,563万2,577円で、前年度と比較し2,644万8,694円、9.06％の減であります。

３款１項１目利子及び配当金、収入済額1,948円は、財政調整基金の運用利子であります。

３款２項１目物品売払収入、収入済額1,672万7,625円であります。

10ページから11ページをお開きください。４款繰入金、収入済額4,000万円は財政調整基金からの繰入金であります。

５款繰越金は、平成15年度からの繰越金で、収入済額2,975万5,900円で、前年度と比較し665万494円、28.78％の増であります。

６款２項１目雑入、収入済額13万1,198円は、備考欄記載のとおりであります。

以上で歳入決算の内容説明を終わります。

続いて、歳出についてご説明申し上げます。

12ページから13ページをお開きください。歳出総括表であります。

１款議会費は、支出済額39万6,150円であります。

２款総務費は、支出済額6,473万68円であります。

３款衛生費は、支出済額５億1,012万4,366円であります。

４款公債費は、支出済額３億8,853万4,539円であります。

以上、歳出合計は９億6,378万5,123円であります。

次に、歳出の内容について申し上げます。

14ページから15ページをお開きください。１款の議会費については、予算現額53万7,000円に対し、支出済額が39万6,150円であります。

２款の総務費については、予算現額6,555万6,000円に対し、支出済額6,473万68円であります。

１項１目一般管理費の支出済額は6,468万9,230円、これは特別職５名、一般職６名分に係る給料、手当、共済費等の人件費並びに業務の運営上一般に要する運営経費であります。

16ページから17ページをお開きください。２項１目監査員費、支出済額３万8,890円は監査員２名の報酬等の監査経費であります。

18ページから19ページをお開きください。３款１項１目清掃総務費は、支出済額6,804万138円で、ごみ処理に従事する職員、一般職13名分の給料、手当、共済費等の人件費並びに清掃業務に要する運営経費であります。

20ページから21ページをお開きください。２目の塵芥処理費については、支出済額４億4,208万4,228円であります。ごみの収集運搬中間処理及び最終処分にかかる直接経費であります。

22ページから23ページをお開きください。４款１項の公債費について申し上げます。支出済額は３億8,853万4,539円であります。なお、平成16年度末における償還残額は元利合計で17億9,460万6,593円であります。

以上、歳出合計額は９億6,378万5,123円でありました。

24ページから25ページをお開きください。実質収支に関する調書ですが、歳入歳出差引額は2,800万5,000円で、翌年度に繰り越すべき財産はございません。実質収支額2,800万5,000円で、そのうち基金に繰り入れるべき金額もございません。

25ページをご覧ください。財産に関する調書について申し上げます。

１番の公有財産のうち、土地並びに建物について、新市に引き継ぐため精査したところ、平成９年度東総グリーンパーク建設に搬入路用地として272平方メートルを買収し、干潟町に寄附をしましたが、平成９年度決算書作成時に本調書の増減高を262平方メートルと10平方メートル少なく記入し、現在に至っていたため、今回修正するものであります。なお、その他の土地並びに建物については16年度中の増減はございません。

２番目、物品のうち、16年度中の増減は連絡用に使用していた軽四貨物車車両１台、並びに施設内で使用するフォークリフト１台の買い換えです。

３番目、財政調整基金について、前年度末残高9,744万6,000円に対し、決算年度中増減高が999万9,000円の減で、決算年度末現在高は8,744万7,000円であります。

以上で議案第33号　東総塵芥処理組合一般会計決算の補足説明を終わります。

○議長（林　正一郎）　環境課長の補足説明は終わりました。

ここで５時50分まで休憩をいたします。

休憩　午後　５時４６分

再開　午後　５時５２分

○議長（林　正一郎）　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第34号について、消防長、登壇してください。

（消防長　佐藤眞一　登壇）

○消防長（佐藤眞一）　議案第34号　平成16年度旭市外三町消防組合の決算の内容につきましてご説明を申し上げます。なお、詳細につきましては、決算審査分科会で行いますので、主なものだけをご説明を申し上げます。

決算書の１ページをご覧ください。歳入決算額は12億3,839万7,483円、歳出決算額は12億1,192万5,550円で、歳入歳出差し引き残高は2,647万1,933円となり、執行率は97.74％となりました。

続きまして、６ページをご覧いただきます。歳入歳出決算事項別明細書によりご説明を進めたいと思います。

まず、歳入の１款分担金及び負担金は、予算現額11億822万8,000円に対しまして、収入済額も同額となっております。

１目事務費分担金は、予算現額10億9,627万8,000円で、収入済額も同額でございます。各市町からの事務費分担金は備考欄記載のとおりでございます。

次に、８ページ、９ページをご覧ください。２目の消防施設分担金は、予算現額1,195万円に対しまして、収入済額も同額となっております。各構成市町の分担金につきましては、備考欄記載のとおりであります。

続きまして、２款使用量及び手数料は、予算現額30万円に対しまして、収入済額は107万6,400円となりました。

次に、３款国庫支出金でございますが、１目消防費国庫補助金は、予算現額1,386万5,000円に対しまして、収入済額は1,730万1,000円となりました。これにつきましては、干潟分署に配備しました高規格救急自動車、さらに海上分署に配備しました水槽付消防ポンプ自動車分であります。

続きまして、10ページ、11ページをご覧ください。４款県支出金は、１目消防費県補助金

は、予算現額398万5,000円に対しまして、収入済額は404万8,000円となりました。これは高規格救急自動車分で、国庫支出金と同様の内容で、基準額の６分の１となっております。

次に、５款財産収入では、１目基金利子は5,000円の予算現額に対しまして、7,630円の収入済みとなっております。これは、消防施設整備基金1,907万6,144円の利息分であります。

次に、６款繰越金は予算現額6,717万4,000円に対しまして、収入済額は6,768万4,078円となりました。これは、平成15年度からの剰余金であります。

次に、７款諸収入の関係ですが、12ページ、13ページをお願いしたいと思います。１目預金利子は7,000円の予算に対しまして、収入済額は１万3,613円となりました。

２項１目雑入につきましては、213万1,000円の予算に対しまして、203万8,762円の収入済となっております。

次に、８款組合債、１目消防債は4,420万円の予算に対しまして、収入済額は3,800万円となりました。

以上が歳入の関係でございます。

続きまして、歳出決算の内容につきましてご説明を申し上げます。14ページ、15ページをお願いしたいと思います。

１款１項１目議会費は、予算現額156万3,000円に対しまして、支出済額は121万2,741円となりました。

次に、16ページ、17ページをお願いいたします。２款総務費の関係でございますが、１項１目一般管理費は、予算現額３億6,674万2,000円に対しまして、支出済額は３億5,992万8,904円となりました。予算執行率につきましては98.1％となっております。この内容については、消防本部職員25名分の人件費及び退職手当組合負担金、それから庁舎維持管理費、指令施設の保守管理等でございます。

次に、24、25ページをお願いいたします。３款１項消防費は、予算現額８億2,019万7,000円に対しまして、支出済額は８億191万5,421円で、予算執行率は97.8％となっております。

中でも１目常備消防費は、予算現額７億4,619万7,000円に対しまして、支出済額は７億3,157万7,521円となっております。常備消防費の内容につきましては、消防職員101名分の人件費並びに教育研修費、消防車両等にかかわる維持管理費等が主な内容となっております。

次に、２目消防施設費は、予算現額7,400万円に対しまして、支出済額は7,037万7,900円となりました。内容につきましては、備考欄記載のとおり、干潟分署の高規格救急自動車、海上分署の水槽付消防ポンプ車、さらに、干潟分署の連絡車をそれぞれ更新整備しておりま

す。

次に、４款公債費ですが、１目元金は予算現額4,189万1,000円に対しまして、長期債元金として4,189万248円、２目利子は予算現額792万4,000円に対しまして、長期債利子として697万606円、それぞれ支出済みとなっております。

５款予備費につきましては、支出はございませんでした。

最後に、決算書の33ページをお願いしたいと思います。３の基金の関係でございますが、決算年度中の増減は7,630円の増で、16年度末の現在高は1,908万3,774円となっております。

以上で平成16年度の歳入歳出決算の内容につきまして説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（林　正一郎）　消防長の補足説明は終わりました。

議案第35号について、学校教育課長、登壇してください。

（学校教育課長　多田清司　登壇）

○学校教育課長（多田清司）　それでは、議案第35号　平成16年度飯岡町・海上町学校給食組合一般会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

歳入歳出決算額につきましては、提案理由で既にご説明してございますので、内容についてお手元の別とじ５ページをお開き願いたいと思います。

歳入歳出決算事項別明細書でご説明を申し上げます。

歳入の主な内訳を申し上げます。１款分担金及び負担金の収入済額は２億1,846万1,586円で、歳入の96.1％を占めており、前年比3.4％の減でございます。内容としましては、飯岡町、海上町の負担金で１億2,000万円、１億2,000万1,000円、児童・生徒給食費の保護者負担金で9,835万2,086円となっております。

３款繰入金でございますが、1,000万円は財政調整基金積立金取り崩しによる繰り入れでございます。

４款繰越金1,255万5,659円は、前年度の繰越金で、前年比36.6％の増となっております。

８ページをお開きください。５款諸収入４万8,438円は、歳計預金利子でございます。

以上で歳入関係でのご説明を終わりにします。

次に、歳出についてご説明いたします。

10ページをお開きください。歳出の主な内容を申し上げます。

１款議会費11万7,000円です。これは議員報酬です。

２款総務費は3,736万6,542円で、前年比2.2％の増です。これは特別職及び一般職給与等

の人件費が主なものでございます。

14ページをお開きください。３款教育費は１億9,318万2,504円で、前年比3.8％の増です。主なものとしまして、16ページをお開きください。11節需用費賄材料費の9,864万6,646円でございます。18節備品購入費、調理器具及び衛生器、牛乳保冷庫、万能スライサーなど631万193円が主なものでございます。

以上で、議案第35号　平成16年度飯岡町・海上町学校給食組合一般会計決算の認定についての補足説明を終わりにいたします。

○議長（林　正一郎）　学校教育課長の補足説明は終わりました。

続いて、議案第36号、議案第37号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長　増田雅男　登壇）

○総務課長（増田雅男）　それでは、議案第36号　旭市助役の選任につき同意を求めることについて、議案第37号　旭市監査委員の選任につき同意を求めることについての２議案について補足説明を申し上げます。

初めに、議案第36号　旭市助役の選任につき同意を求めることについて補足説明を申し上げます。

助役を選任するにあたり、地方自治法第162条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

助役に選任したい方は、千葉市中央区道場南２丁目15番13号にお住まいの重田雅行氏で、昭和25年９月16日生まれの方でございます。

重田氏は、昭和49年４月に千葉県職員として奉職、以来32年余にわたり千葉県職員として勤務されております。この間、人事委員会事務局給与課長、教育庁教育振興部生涯学習課長、企業庁管理部企業総務課長を歴任され、県政全般にわたり豊富な知識と経験を有しておりまして、旭市助役として適任の方でございます。

なお、地方自治法に規定される兼職・兼業の禁止並びに欠格事項については、いずれも該当しないことを申し添えさせていただきます。

続いて、議案第37号　旭市監査委員の選任につき同意を求めることについて補足説明を申し上げます。

監査委員に任命したい方は、旭市二の2040番地にお住まいの加瀬実氏で、昭和12年11月19日生まれの方であります。

加瀬氏は、昭和50年に旧旭市の市議会議員に初当選。以来30年の長きにわたり議員として

市政に携わってきており、平成４年から平成７年までの３年間、監査委員を務めた経験もある、まさに市政全般に豊富な知識と経験を有する、監査委員としての適任の方であります。

なお、地方自治法に規定される兼職、兼業の禁止並びに欠格事項についてはいずれも該当しないことを申し添えさせていただきます。

以上で、議案第36号、議案第37号について補足説明を終わります。

○議長（林　正一郎）　総務課長の補足説明は終わりました。

以上で、議案の補足説明は終わりました。

続いて、報告の説明を求めます。

報告第１号、報告第３号、報告第４号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長　髙埜英俊　登壇）

○財政課長（髙埜英俊）　報告第１号、第３号及び第４号について、説明いたします。

最初に、報告第１号　平成16年度旭市土地開発基金の運用状況です。金額については、お手元の資料の表のとおりでございます。

旭市においては、土地保有高、それと貸付金がございました。貸付金は、旭市土地開発公社への貸付金でありまして、旭駅前線用地、谷丁場遊正線用地、文化の杜公園用地及び衛生施設周辺環境整備事業用地であります。

次に、報告第３号　平成16年度飯岡町土地開発基金の運用状況でございます。金額といたしましては表のとおりでございます。

飯岡町におきましては、土地保有高がありましたが、貸付金はありませんでした。

続いて、報告第４号　平成16年度干潟町土地開発基金の運用状況でございます。金額についてはお手元の表のとおりでございます。

干潟町においては、土地保有高及び貸付金はございませんでした。

以上で、報告の説明を終わります。

○議長（林　正一郎）　財政課長の説明は終わりました。

報告第２号、報告第５号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長　増田富雄　登壇）

○保険年金課長（増田富雄）　報告第２号　平成16年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況についてご報告申し上げます。

16年度末の基金の現在高は1,001万2,050円で、貸付残高は18件、171万3,900円、預金残高は829万8,150円となっております。

続きまして、報告第５号　平成16年度干潟町国民健康保険高額医療費資金貸付基金の運用状況についてご報告申し上げます。

16年度末の基金現在高は301万9,326円で、貸付残高は２件、33万4,000円、預金残高は268万5,326円となっております。

以上で、報告第２号及び第５号の説明を終わります。

○議長（林　正一郎）　保険年金課長の説明は終わりました。

報告第６号について、農水産課長、登壇してください。

（農水産課長　堀江隆夫　登壇）

○農水産課長（堀江隆夫）　それでは、報告第６号　株式会社千葉県食肉公社の経営状況につきましてご報告をさせていただきます。

初めに、平成16年度事業報告及び決算書をご説明させていただきます。資料の２ページをお開きいただきたいと思います。

２ページの表にありますように、と畜頭数では豚で37万5,855頭、牛で２万217頭となっております。

次に、４ページの方をお開きいただきたいと思います。売上高及び売上原価ともに前年を上回りましたが、売上総利益で８億3,645万1,111円となっております。

販売費及び一般管理費では、一般経費の圧縮に努めるとともに、減価償却費を限度額満額まで計上し、加えて創立以来の繰延資金を償却して、これに営業外損益と特別損益を加え、税引き前の当期利益で2,411万2,359円を確保し、法人税を差し引いた当期利益は1,310万2,259円となっております。これに、前期繰越利益77万7,428円を加えた当期末処分利益は1,387万9,687円となっております。

次に、５ページの方をお開きいただきたいと思います。

利益金処理計算書ですが、当期末処理利益は利益準備金に1,300万円、次期繰越利益に87万9,687円として処理しております。なお、この決算は、平成17年６月26日開催の株主総会で承認されております。

次は、７ページをお開きいただきたいと思います。17年度の事業計画でございます。

出荷目標につきましては、豚で37万6,000頭、牛で１万6,000頭を見込んでおります。

事業方針としましては、衛生面、品質面の優位性により取扱量の確保を図るとともに、業務の効率化と経営体質の強化を図りながらよい品質向上を目指す、こういう計画になっております。

次に、８ページをお開きいただきたいと思います。平成17年度収支見込みであります。

本年度につきましては、と畜料金の値上げ等による収入増はあるものの減価償却不足分等の２億880万円の一括償却を計画していることから、当期損益をマイナス１億9,800万円と見込んでおります。

なお、損失補償にかかる借入金額32億6,600万円に対する返済は、当期返済額の累計で９億2,700万円を返済しており、返済計画どおり実行されております。

以上をもちまして、報告第６号の説明を終わらせていただきます。

○議長（林　正一郎）　農水産課長の説明は終わりました。

以上で、議案の補足説明及び報告の説明は終わりました。

おはかりいたします。議案第36号、議案第37号については人事案件でありますので、委員会付託を省略して、直接審議にて先議いたしたいと思います。

これに決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林　正一郎）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号、議案第37号は委員会付託を省略して、直接審議にて先議することに決しました。

議案第36号、議案第37号は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して採決いたします。

議案第36号　旭市助役の選任につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林　正一郎）　全員賛成。

よって、議案第36号は同意することに決しました。

続いて、議案第37号　旭市監査委員の選任につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林　正一郎）　賛成多数。

よって、議案第37号は同意することに決しました。

○議長（林　正一郎）　以上もちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は27日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会　午後　６時１５分

平成１７年（２００５）旭市議会第１回定例会会議録

議　事　日　程　（第２号）

平成１７年９月２７日（火曜日）午前１０時開議

第　１　議案質疑

第　２　決算審査特別委員会設置

第　３　決算審査特別委員会委員の選任

第　４　決算審査特別委員会議案付託

第　５　決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告

第　６　常任委員会議案付託

第　７　常任委員会請願付託

本日の会議に付した事件

日程第　１　議案質疑

日程第　２　決算審査特別委員会設置

日程第　３　決算審査特別委員会委員の選任

日程第　４　決算審査特別委員会議案付託

日程第　５　決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告

日程第　６　常任委員会議案付託

日程第　７　常任委員会請願付託

出席議員（６６名）

１番	角　﨑　浩　一	２番	日　向　一　晴
３番	伊　藤　房　代	４番	越　川　芳　男
５番	林　　七　巳	６番	山　田　芳　邦
７番	向　後　悦　世	８番	景　山　岩三郎
９番	髙　野　宇一郎	１０番	髙　木　　寛
１１番	石　毛　昭　夫	１２番	長谷川　喜代司
１３番	鶴　谷　富士男	１４番	滑　川　公　英

１５番	嶋　田　哲　純	１６番	安　藤　政　平
１７番	内　田　芳　助	１８番	佐　藤　章　吾
１９番	宮　内　真　二	２０番	柴　田　徹　也
２１番	木　内　欽　市	２２番	佐　藤　芳　民
２３番	浪　川　光　平	２４番	伊知地　　直
２５番	佐久間　茂　樹	２６番	大久保　源　一
２７番	日　下　昭　治	２８番	平　野　　浩
２９番	齊　藤　勝　昭	３０番	林　　俊　介
３１番	明　智　忠　直	３２番	林　　一　雄
３３番	小　倉　輝　行	３４番	菅　谷　源兵衛
３５番	藤　田　昌　功	３７番	相　澤　多喜壽
３８番	加　瀬　義　夫	３９番	木　内　兵　衞
４０番	大　极　　博	４１番	向　後　保　夫
４２番	髙　木　武　雄	４３番	嶋　田　茂　樹
４４番	石　毛　忠　雄	４５番	岩　﨑　好　治
４６番	成　毛　秀　夫	４７番	島　田　壽　雄
４８番	向　後　忠　昭	５１番	向　後　和　夫
５２番	髙　橋　利　彦	５３番	嶋　田　正　治
５４番	江波戸　邦　夫	５５番	在　田　榮　治
５６番	高　橋　　敬	５７番	菅佐原　滋　之
５８番	木　内　　茂	５９番	林　　正一郎
６０番	菱　木　勘兵ヱ	６１番	鈴　木　正　道
６２番	羽　田　清太郎	６３番	伊　藤　清　昌
６５番	神　子　　功	６６番	松　木　源太郎
６７番	金　杉　佐久治	６８番	伊　藤　　鐵
６９番	林　　一　哉	７０番	加　瀬　　実

欠席議員（３名）

４９番	佐　藤　文　雄	５０番	久須美　佐　内
６４番	阿　部　一　成		

説明のため出席した者

市長	伊藤忠良	助役	重田雅行
教育長	米本弥榮子	病院事業管理者	村上信乃
病院事務部長	今井和夫	総務課長	増田雅男
新市行政推進室長	加瀬博夫	秘書広報課長	平野哲也
企画課長	加瀬正彦	財政課長	髙埜英俊
税務課長	江ヶ﨑純敏	市民課長	小長谷博
環境課長	堀川茂博	保険年金課長	増田富雄
健康管理課長	浪川敏夫	社会福祉課長	林久男
高齢者福祉課長	横山秀喜	商工観光課長	小田雄治
農水産課長	堀江隆夫	建設課長	米本壽一
都市整備課長	島田和幸	下水道課長	山﨑健次
海上支所長	木内孫兵衛	飯岡支所長	佐久間俊雄
干潟支所長	木内國利	会計課長	遠藤純夫
消防長	佐藤眞一	水道課長	宮本英一
庶務課長	在田豊	学校教育課長	多田清司
生涯学習課長	神原房雄	監査委員事務局長	花香寛源
農業委員会事務局長	野口徳和	飯岡荘支配人	野口國男
病院経理課長	鏑木友孝		

事務局職員出席者

事務局長	来栖昭一	事務局次長	堀江通洋
主査	穴澤昭和	主任主事	石毛勝子
主任主事	飯田裕紀子	主任主事	飯笹浩一
主事	山﨑香里		

開議　午前１０時　０分

○議長（林　正一郎）　おはようございます。ただいまの出席議員は65名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

◎助役あいさつ

○議長（林　正一郎）　ここで、去る９月21日助役に就任されました重田雅行氏からごあいさつの申し出がありますので、これを許可いたします。

重田雅行助役、ご登壇を願います。

（助役　重田雅行　登壇）

○助役（重田雅行）　私、去る９月22日付で、このたび旭市の助役に就任させていただきました重田雅行と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

今、林議長の方から発言の機会をいただきまして、皆様にごあいさつできますことを感謝申し上げます。

今申し上げましたけれども、去る22日に伊藤市長から助役の選任辞令をいただきました。議会の皆様にはご同意いただきまして大変厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

現在、新生の旭市の助役に就任したということで、改めて責任の重さを痛感しているところでございます。私もとより微力ではございますけれども、旭市の新しいまちづくりを進めている伊藤市長のもと、誠心誠意務めさせていただく所存でおります。皆様のご指導、ご鞭撻、心からお願い申し上げまして、誠に簡単ではございますが御礼のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（林　正一郎）　ありがとうございました。

続いて、平成16年度旭市外三町消防組合一般会計決算書について一部訂正がございました。その訂正についての申し出がありますのでこれを許可いたします。

消防長、ご登壇願います。

（消防長　佐藤眞一　登壇）

○消防長（佐藤眞一）　議員の皆様方におわびと訂正をお願いする件が１件ございます。

それは、議案第34号　平成16年度旭市外三町消防組合一般会計決算書の12ページでございます。12ページの８款組合債の当初予算額「4,420万円」が「４億4,200万円」とご記入してしまいました。謹んでおわびを申し上げ、訂正くださるようお願い申し上げます。

以上でございます。

◎日程第１　議案質疑

○議長（林　正一郎）　日程第１、議案の質疑を行います。議案第１号から議案第35号までの35議案を随時議題といたします。

議案第１号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

江波戸邦夫議員。

○５４番（江波戸邦夫）　54番の江波戸邦夫です。

お訪ねしたいページは100ページ、４目の国民健康保険費でございます。

この予算書を見せていただきまして、恐らく飯岡町と海上町の議員はおやっと思ったのではないかなというふうに思います。私ども、旧町の組み方としては、飯岡町も多分同じだと思いますけれども、特別会計独立の原則という中で、国保税については１款の総務費の中で全部人件費からずっと計上してきております。たまたま旭と干潟はこのようにして、人件費分については一般会計の方へ計上し、やってきております。財源については、多分これは国保税の方で算入をされたものだろうと理解しております。

そういうことで、ここの100ページの財源内訳の中での一般財源２億343万円というのは、お尋ねしましたら、これは国保税に算入された額をここへ計上してあるんだということのようでございます。なお、国庫支出金は、その相当額の４分の２は国が負担し、県支出金は４分の１県が負担し、残りの４分の１を市が負担すると。それはそれで理解するわけでございます。

そういうことで、この組み方については私ども奇異に感じまして、いろいろ職員にお尋ねをしましたら、これは両方ともこれでいいんだと。こういう組み方もあるし、あるいは海上、飯岡が旧来やってきたような組み方もあると。これは両方とも正しいんだということでござ

いますので、それは両方正しいんだなと思えばいいことでございますから、そのように理解をします。

ただ、この中で、特に私が疑問に思うことは、28節の繰出金の中で、給与費をここで計上しておきながら、国保職員給与費等繰出金ということで4,316万3,000円を国保会計の方へ繰り出しをしております。国保会計には、給与費は一般会計でここで全部賄っているわけでございますので、なぜ一般会計で計上しておきながら、国保職員給与費等繰出金ということで4,316万3,000円を国保会計へ繰り出しているのか。当然、これは国保会計の中でこのページを追ってみますと、一般会計からの繰入金としてこの同じ金額がぴったり載っております。載っているとなれば、当然総務管理費の中でその金を使わざるを得ないわけでございますけれども、歳出の方を見ますと、329ページになりますけれども、給与費らしきものはここでは支出されていないようです。印刷製本費だとか委託料だとか、使用料及び賃借料ということで、多分この中に4,300万円が入っているのではないかなというような気がします。これは間違っていたらごめんなさい。

そういうことで、給与費を一般会計の中ですべて計上してありながら、なおかつ職員給与費の繰出金として一般会計から国保の方へ4,316万3,000円が支出されたのかどうなのか。その4,316万3,000円というのが果たして国保会計の中で給与費等というんですから、この等に何かマジックがあるような気がするんですが、給与費に使用されているのかどうなのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

以上でございます。

○議長（林　正一郎）　江波戸邦夫議員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄）　江波戸邦夫議員のご質問にお答え申し上げます。

確かに職員給与費等繰入金というふうな名称になっておりますが、この件につきましては、平成４年に厚生労働省の方の課長通達の方の中で、それまでは国民健康保険の職員の人件費につきましては国庫の補助金で財源手当てされていたわけでございますけれども、平成４年度にこの件につきまして一般財源化されたというような経緯がございます。それで、先ほど江波戸議員が申し上げていましたように、確かに海上町と飯岡町につきましては、この件につきましては、国保会計で人件費を出している。旧旭市と干潟町につきましては一般会計から支出しております。ですから、平成４年度までにつきましては、どこも国保会計から支出されていたかと思います。

この名称で職員給与費等繰入金というような名前になっておりますけれども、ここに等というような名前が入っております。この等ということで、本来は、今までの制度の中で、今申し上げましたように、国保会計から出していた関係で、「給与費等」というふうになっておりますけれども、その名前がそのまま残っていると。今現在、繰入金として予算科目ということで国の方の通達の中でありますのは、保険基盤安定繰入金の中の保険税軽減分、並びに保険者支援分、あと出産育児一時金繰入金、財政安定化支援事業繰入金、それと先ほど申し上げましているように職員給与費等繰入金というのがございます。その職員給与費等繰入金というような名前がそのままずっと生きておりまして、ですから、今、江波戸議員が指摘されましたように、給与費が入ってないのに給与費というのはおかしいではないかというようなご指摘でございますけれども、確かに給与につきましては一般会計から出しているんですけれども、この名前が残っております関係で、この名称を使っているという関係でございます。ですから、ここから出ているのはすべて事務費等で、支出しているのは事務費等だけでございます。給与はここからは出ておりません。

以上でございます。

○議長（林　正一郎）　54番、江波戸邦夫議員。

○５４番（江波戸邦夫）　54番です。そうしますと、今のご説明ですと、給与費等繰出金、繰入金というふうになっておりますから、私どもは、給与費等のために一般会計から出したんだなと。だとするならば国保会計の中で給与でどうなったか、払っているのかなというように理解するんです。ところが、今の課長の説明では、給与費等という「等」が入れてあるから、なら問題ないんだ。問題ないという言い方はしないですけれども、そういう意味だということですから、そうすると「等」という言葉の中で、事務用品を買ったり、買うための支出をしたり、そういうことをしているんだと、給与費という前の文句が直していないだけであるという理解の仕方でよろしいかどうか。

○議長（林　正一郎）　江波戸邦夫議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄）　江波戸議員、最初の方のご質問の中で、確かに国保会計から人件費を支出している団体もある。この中でも旧海上町と飯岡町につきましては、国保会計から人件費は支出しておりました。そういう、全国的に見ても一般会計から出している団体と国保会計から出している団体がございます。そういう中を踏まえまして、給与費と、実際給与を出している団体があるということで給与費等というふうな名前が残っているのではない

かというふうに理解しております。

○議長（林　正一郎）　江波戸邦夫議員の質疑を終わります。

続いて、10番、髙木寛議員。

○１０番（髙木　寛）　10番髙木です。第１号議案の第４款衛生費４目の環境衛生費についてお尋ねをいたします。ページ数で143ページです。

ここで不法投棄防止活動事業1,200万円余りの数字が記載されていまして、ここにある環境保全防犯推進協議会委員33名おられますが、この推進協議会についてお尋ねをしたいと思います。

この推進協議会というのは旧市町ごとにあるのかということと、どういう役割を持っているのかということ。それから、その協議会の機能、活動、権限について聞きたいと思います。

それから、今公募をしています環境審議会委員との違いですか。それと不法投棄監視員というのが環境美化推進委員に関する条例で設置されていますが、これらとの違いはどのようなものであるかということをお聞きしたいと思います。

それから、委託料にあります不法投棄ごみ処理委託料154万円余りなんですけれども、この不法投棄ごみ処理委託料をどこに委託するのかという問題と、それから不法投棄の内容、どのようなものが不法投棄になっているかということ、併せてお聞きしたい。

その下にあります不法投棄防止パトロール委託料96万円ですか、この防止パトロール委託料をどこにパトロールを委託して、どのような内容のパトロールをしているのかということ。併せてお聞きします。

それから、その下にあります機械借上料300万円余りですけれども、この機械借上料というのは、どのような内容の仕事をするのかということをお尋ねしたい。

よろしくお願いします。

○議長（林　正一郎）　髙木寛議員の質疑に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（堀川茂博）　それでは、不法投棄防止活動事業費1,226万6,000円につきまして、お尋ねの予算額と内訳についてご回答をいたします。

初めに、旭市の自然を保護し、生活でうるおいのある美しい町の保全、犯罪のない明るい町、そして快適で魅力ある生活環境を推進するため、飯岡地区から７月１日に継承しました旭市環境保全防犯推進協議会33名分の委員の報酬といたしまして、１節に69万5,000円を計上しました。なお、本事業につきましては、任期が満了する平成19年度で調整を行うことに

なっております。

まとめて全部説明いたします。

次に、８節報償費といたしまして、合併前の１市３町分の産業廃棄物あるいは廃棄物不法投棄監視員27名分の報償金として367万3,000円を計上しました。

次に、９節は、普通旅費9,000円です。11節は、不法投棄の調査用消耗品、環境パトロール車等の公用車の燃料代及び修繕料、不法投棄パトロール時の弁当代、需用費113万5,000円となっております。

次に、役務費として、干潟地区の監視カメラの通信料、家電製品及び放置自転車の廃車リサイクル料等の手数料並びに公用車の保険料113万6,000円を計上しました。

13節といたしまして、委託料は不法投棄のごみ処理委託料154万4,000円とシルバー人材センターに委託している不法投棄防止パトロール委託料96万円を合計しました250万4,000円です。

次に、14節の使用料及び賃借料につきましては、干潟地区に設置されている不法投棄監視システム、監視カメラの借上料284万7,000円、及び廃棄物を処理するためのダンプ、重機等の借上料19万1,000円を合計した303万8,000円を計上したものです。

27節は、公用車の公課費７万6,000円となっております。

それから、お尋ねの環境保全防犯推進協議会の委員でございますけれども、先ほど申し上げましたように、これは旧飯岡町の方から引き継いだものです。先ほど目的について申し上げましたとおりでございます。

それから、不法投棄監視員と環境保全防犯推進協議会の委員の違いということですけれども、大きな違いは、不法投棄監視員はあくまでも不法投棄の関係のみを監視していただくというか、そういう委員でございまして、環境保全防犯推進委員の方はもっと広い範囲で自然を保護したりとか、あるいは防犯のない明るいまちづくりを行うとか、少し広範囲になっております。

それから、不法投棄の内容ということですけれども、最近の不法投棄は非常に、規模そのものは小さくなっておりますけれども、件数が年々増加しております。最近の例ですと、不法投棄の内容は、例えば畳をダンプカーで持ってきて、いきなり捨ててしまう。それで、ちょっとした空き地があればもう捨ててしまう、そういう不法投棄。

あるいは、きのうになりますけれども、おがくずを大量に、これは干潟町なんですけれども、積んできまして、古いトレーラーごと捨てていってしまう。そのほかは、市内で一番多

く見られますのは小さな不法投棄と言いますか、これも不法投棄に大きい小さいはないんですけれども、非常に件数が増加傾向にあります。

なお、産業廃棄物の不法投棄につきましては、近年減少傾向にあります。

以上の内容でご理解をいただきたいと思いますけれども、よろしくお願いいたします。

○議長（林　正一郎）　髙木寛議員。

○１０番（髙木　寛）　最初の防犯推進協議会は飯岡町だけであって、これが合併して今後は調整されてなくなると。それで不法投棄監視員は、これはどの地域にあって、これもなくなるというか、この設置は今度の環境美化推進委員に関する条例で設置されているもので、旭市全体で、例えば旧市町ごとにどのくらいずつ配置されるというか、その辺もちょっとお聞きしておきたいと。

それから、防止パトロールなんですけれども、シルバーセンターに委託してというようなことなんですけれども、これとの違いと言いますか、その辺の役割、それから権限などについてありましたらお願いします。

○議長（林　正一郎）　髙木寛議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（堀川茂博）　それでは、初めに、不法投棄監視員の関係なんですけれども、これは先ほど申し上げましたけれども、名称はちょっと違いますけれども、旧旭市におきましては廃棄物不法投棄監視員、それから旧海上町につきましては廃棄物不法投棄監視員、それから飯岡につきましては産業廃棄物不法投棄監視員、飯岡の場合は、先ほどの環境保全防犯推進協議会とも関連があって、内容が産業廃棄物というふうに限定されているかと思います。それから、旧干潟町については廃棄物不法投棄監視員ということで、不法投棄監視員の関係につきましては、これからも全域で継続していきます。

それから、もう一つ、シルバー人材の関係のことなんですけれども、シルバー人材につきましては、パトロールを主にということでお願いしておりまして、その内容なんですけれども、毎月20回を基本としまして、１回当たり４時間、それから単価は600円というふうになっておりますけれども、環境係の公用車、パトロール車を使って、３名くらいの方で、パトロール時間は午後３時から７時までということで、本当の産業廃棄物等の悪質な不法投棄に対応するということです。ただ、権限につきましては、委託ですので、見つけたからといって私ども担当職員のようなことはできませんので、私どもに連絡をいただくということになっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（林　正一郎）　10番、髙木寛議員。

○１０番（髙木　寛）　それでは、２点目の第６款農林水産業費、３目農業振興費についてお聞きします。ページ数で172ページです。

旧干潟町であった事業なんですけれども、原点回帰飼料増産緊急対策事業、これ600万円余り計上されていますが、この原点回帰の問題について、ほとんどが国県から資金が出ていると伺っておりますが、この600万円のうち財源の内訳はどのようになっているのかということをお聞きしておきたいと思います。

それから、17年度の事業主体はどこになるかということと、その事業の概要はどのようなものかということ、この辺をお聞きしておきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（林　正一郎）　髙木寛議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫）　それでは、髙木議員のご質問に対しまして回答させていただきます。

172ページの３目農業振興費の説明の15、原点回帰飼料増産緊急対策事業であります。この事業につきましては、国・県の補助事業であります。原点回帰の事業名につきましては、ご承知のように千葉県におきましてＢＳＥ、いわゆる狂牛病の発生県である、そういうことを踏まえまして、家畜のえさはできるだけ自分の県で補おう、そういうような趣旨で自給飼料の原点に返る運動、そういうような一貫としまして、畜産経営の自給飼料の確保を目的としまして農家への補助事業として現在まで実施をされているものであります。

17年度の事業につきましては、二つの団体の申請に基づく事業を予定をしております。

一つにつきましては、任意団体であります干潟地区の自給飼料利用組合、組合員４名であります。ここの組合で家畜の飼料としまして、トウモロコシサイレージ、トウモロコシを収穫しまして、それを裁断型にしましてラップでくるみます。そのための裁断型ロールベーラー等の機械導入の計画であります。

もう一つにつきましては、やはり任意団体であります干潟地区の椿の里、組合員３名でございます。同じく家畜飼料の稲わら収集のためのロールベーラー、あるいは家畜堆肥の散布機でありますマニアスプレッダー等の機械導入を目的としております。

全体の事業費につきしましては1,323万9,450円を予定しております。その中で、国・県の補助率につきましては46.2％、補助金予定としまして612万3,000円となっております。国・

県から受けます補助金をそのまま事業申請者の方へ補助をする。団につきましては事業主体の方で資金融資等を受けて事業を実施する、そういうような中身になっております。

以上であります。

○議長（林　正一郎）　髙木寛議員の質疑を終わります。

続いて、藤田昌功議員。

○３５番（藤田昌功）　議案第１号について４点ほど伺いたいと思います。

概要の方ですけれども、概要の３ページに出てきます起債です。海上中学建設事業債、これは合併債として認められたのかどうか、ここを端的に伺いたいと思います。もう決まっていなければ、県との協議が終わっていなければ、ここには当然出てこないと思うんですけれども、たしか私の記憶では、建設債で当初組んでいたような気がするんだけれども、当初と言いますか、合併前ですね。これが合併特例債として認められたのかどうか。この点を確認したいと思います。

それから、同じく６ページのコミュニティバス運行事業ですが、これは旧飯岡での事業だと思いますけれども、旭の場合に施行の中にその他財源として、要するに運賃を雑入としてとり、それをこの中で盛っているんですけれども、運行事業の方では、これが入っていないんですが、何か理由があるんだろうかということです。

それから、同じく８ページ、防衛施設周辺民生安定事業というのがあります。これは私らは初めて聞く事業ですけれども、この事業の内容と、目的は民生安定ということでしょうけれども、事業の内容と、それから適用の区域あるんだろうと思います。旧町でも、恐らく全域が指定されたのではないのではないかと思うんだけれども、この辺りはどのようになっているのか、それを伺いたいと思います。

それから、予算書の方なんですが、これは純粋にどうしてかなというだけのことなんですけれども、16ページに株式等譲渡所得割交付金というのがあります。これが220万円程度しか積もっていないわけですが、決算を見ますと、旭だけでも750万円、３町合わせると1,000万円を超えた決算があるわけですが、なぜ220万円くらいしか組まないのかなというのが素朴な疑問です。

以上４点です。

○議長（林　正一郎）　藤田昌功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（髙埜英俊）　私の方から２点についてお答えいたします。

まず、海上中学校の事業の起債の関係でございます。概要の３ページでございますけれども、これは、旧町の時代から、県とはいろいろと相談をしてきておりますけれども、旧海上町におきまして、去る６月に県に合併特例債としての事業計画書の提出をしております。この結果はどうかと言いますと、今のところ特に問題はなさそうでございまして、10月初旬のころ許可の予定ということで、内定のようなものがいただけるというような見込みでございます。なお、正式な許可は３月末ということになります。その時点で正式決定ということでございます。

それから、予算書の16ページの関係でございます。株式等譲渡所得割交付金の本予算に計上額と16年度決算の額が大幅に違うということでございますが、それはご指摘のとおりでございます。株式等譲渡所得割交付金ですが、226万3,000円計上してあります。これは、今回の予算自体が１市３町の通年予算を基本として計上いたしましたので、通年予算は、内訳としましては旭市が200万円、海上町が6,000円、飯岡町が7,000円、干潟町が25万円という計上でございましたので、それを合算した額を計上してございます。もうちょっと大きな額でもよかったかもしれませんけれども、予算組みの段階で決算の数字がよく分かりませんでしたので、このようなことになりました。

それで、この交付金なんですが、県から市町村への交付は８月、12月、３月の年３回で、４月から６月までには旧団体には入っておりませんので、通年の予算額全部を合計した額を計上したということでございます。

以上です。

○議長（林　正一郎）　企画課長。

○企画課長（加瀬正彦）　それでは、藤田議員のコミュニティバス運行事業につきまして、お答え申し上げます。

なぜその他財源に計上されていないのかということでございますけれども、まず、契約の形態が違います。このコミュニティバスですけれども、基本輸送費、それから運賃の収入見込みを事業者と協議いたしまして、その分を差し引きまして、基本契約をいたしております。最終的には、運賃収入に見合った額を数字で求めまして清算するという形をとった契約になっているということでございます。

以上です。

○議長（林　正一郎）　建設課長。

○建設課長（米本壽一）　防衛施設周辺民生安定事業につきましてお答えいたします。

この事業は、蛇園忍坂から塙十字路までの2,251メートルの飯岡受信所周辺の忍坂横根線ほかの道路整備について補助事業の認定を受けたものであります。平成16年12月から今年度の７月まで工事を行いました。したがって、もう既に工事は終わっているわけでございます。約2,251メートルの約半分の1,120メートル工事が終わりました。

それと、先ほど区域ですけれども、道路工事の区域に限って言わせてもらいます。これは、旧飯岡町の台の上、こういうこととされております。

以上です。

○議長（林　正一郎）　35番、藤田昌功議員。

○３５番（藤田昌功）　再質問をさせていただきます。

最初の建設債、状況は分かりました。ただ、３月末の承認で、実際の事業というのは間に合うんですか。事業はもう先にやって金を払わないだけということで済ませるんですか。事業をやってしまうんでしょう、もちろん。この辺をちょっと確認しておきます。

それから、コミュニティバスの運行事業ですが、清算方式という、これで内容は分かりました。今後、当然これは２本立てでやることはないと思うんですが、どっちの方式でもって将来的にやるつもりなのか、将来的というか来年度、既にそうですけれども、予算を立てるつもりなのか。そこを伺っておきたいと思います。

それから、周辺民生安定事業、私、中身は全然分からないんですが、これ道路事業なんですか。それともももっと何かいろいろな幅の広いものがあるのか。これは建設課長に伺えばいい問題なのかどうかよく分からないんですが、この事業そのものの範囲みたいなものをちょっと教えてくれませんか。

以上です。

○議長（林　正一郎）　藤田昌功議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（髙埜英俊）　海上中の建設事業債の関係でございますけれども、年度末にどういうふうに現金のやりくりをするかということになるかと思いますけれども、それは現金のやりくりということで大丈夫でございますので、契約して支払う分はきちんと支払いをいたします。

以上です。

○議長（林　正一郎）　企画課長。

○企画課長（加瀬正彦）　これ以降どういう方式にしていくのかということでございますが、

実は干潟地区、海上地区で実施している病院バスについても実は飯岡と同じような形態をとっているということでございます。ですので、これは一本化していくことは当然必要であるということで、平成18年度に向けてその辺は今検討してまいりたいということでございます。

○議長（林　正一郎）　建設課長。

○建設課長（米本壽一）　お答えいたします。

防衛施設周辺の生活環境整備に関する法律というものがありまして、これによって定められているわけであります。対象事業につきましては、道路だけではありません。農業用施設だとか、林業用施設だとか、あとは河川だとか、海岸だとか、防風施設だとか、その他もろもろあるわけであります。

以上です。

○議長（林　正一郎）　藤田昌功議員の質疑を終わります。

続いて、65番、神子功議員。

○６５番（神子　功）　それでは、議案の質疑を申し上げます。私は、歳出についてのみご質疑申し上げます。

市長は、今定例会におきまして、施政方針の中で新しく、新市になった新市計画に基づいたお話をされました。新市の建設計画の事業の内容も含めましてご質疑を15項目ほどいたしたいと思います。

初めに、２款総務費１項１目一般管理費中、ページ51ページの説明の７をお願いいたします。

庁舎の改修事業でございます。これにつきましては、改修工事の内容を予算計上されておりますけれども、庁舎につきましては、新市になりまして老朽化に伴う工事というのも必要でしょうし、さらには、住民サービスとして必要な改修事業ということも必要かというふうに思っております。

そういった意味で、この予算計上された内容につきましては、そういったことについて検討され、工事をされていくものなのかどうか、内容的に、具体的にお示しをいただきたいのがまず１点目でございます。

２款総務費で、あと二つございます。

ページ67ページの説明の４、１項２目地域振興費の中で、コミュニティバスの試行調査事業という委託事業がございます。これについては、これまでずっと懸案事項でございましたし、議会でも議論がございました。いわゆるお年寄り、子どもたち、交通弱者と言われる

方々のために検討をされてきているものでございます。しかし、市長は、多くの市民が利用するという位置付けを持っていることから考えますと、車いすで利用をされているいわゆる身障者の方々についても、そういった意味では検討を加えていく必要が出てくるのかなというような感がいたしております。そこで、障害者の足としての位置付けということについては予算計上の中でどういう検討をされてきたのかどうか、また、今後多くの市民という立場から、車いすの利用、あるいは障害者のための利用ということについて、コミュニティバスの中で検討をされていくものなのかどうか、また別途考えていこうとされているのかどうか、含め併せましてお答えをいただきたいと思います。

３点目ですが、２項１目税務総務費の中の、74ページ、説明の２でございます。徴収補助員の設置事業についてお伺いをいたします。

１市３町によりましてかなり広域的になりました。従来、この徴収補助員設置事業につきましては、旭市として対応をしてきたわけでございますが、合併に伴って１名ということの補助員で予算計上をされております。そういうことで、１市３町で合併に伴って１名で足りるのかなというような感がありますが、予算編成、予算計上上１名ということですが、どのような検討がなされて予算計上をされたものなのかどうか、お伺いをしたいと思います。

次に、３項民生費の中で２点お伺いをいたします。

１項１目社会福祉総務費の中のページ92、説明の８、医療・福祉の郷づくり調査・研究事業についてでございます。

市長は「医療・福祉の郷」と掲げまして重点的にこの事業を進めようとしておられます。この調査・研究事業というのは、予算的にはかなり少ないように思われますけれども、この調査・研究事業というものは、市長が掲げる医療福祉の郷づくりとの関連も含め併せまして、この事業をどのように行っていくものなのかどうか、具体的にお伺いをしたいと思います。

次に、１項２目障害者福祉費の中のページ98、説明の18、心身障害者福祉作業所運営事業について、13節の委託料についてお伺いをいたします。

１市３町が合併したことによりまして、この事業につきましては、福祉作業所の位置付けとしては大変重要性を増すものであり、さらに作業者の人数、あるいは作業内容の拡大というものが課題になってくるというふうに考えられます。予算計上上、この委託費につきましては、そういうことを考えて今後どのように対応していくということで検討されたものでしょうか。今後のことにつきましても検討されていれば、その内容も含め併せましてご回答をいただきたいと思います。

続いて、６款の農水産業費について、４点ほど質疑を用意いたしましたが、先ほどページ172、原点回帰の問題につきましてはお話がありましたので割愛をさせていただきまして、５点ありましたけれども、４点に質疑をいたします。

まず172ページ、説明の16、農林振興費の関係ですが、先進地園芸農産産地づくり事業について、どのような内容のものなのか、誰がどこでどのようなものを行っていくものかどうか、ご説明をいただきたいと思います。

２点目ですが、１項４目の畜産振興費の関係でございます。家畜排せつ物活用施設整備事業についてでありますが、冒頭説明の中でこの事業については事業の変更があったというご説明がありました。そこで、この事業につきましても、どういう内容のものなのかどうか、変更も含めましてお伺いをしたいと思います。

３点目ですが、３項２目水産振興費の中の182ページの水産振興費についてお伺いをいたします。これは二つございます。

新市旭市にとりまして、この水産振興というものは大変大事になってくるというふうに思います。46万円を計上しております栽培漁業振興対策事業というものについて、この内容と、今後、この内容については発展的に検討をしていくものなのかどうか、今回予算組みをされた段階で内容的に検討されているものがございましたらお示しをいただきたいと思います。

農水産業の最後ですが、説明の２、地域水産物供給基盤整備事業、これも工事請負の内容でございます。漁礁設置工事ということで市長は充実のために今後この対策をされていくというふうに言われております。具体的にどのような内容がこの工事の内容なのか、また今後発展的に考えた場合に検討されている内容がございましたら、お示しをいただきたいと思います。

次に、８款土木費の関係で５点お伺いをいたします。

２項３目道路新設改良費、205ページの説明の２、道路新設改良事業、この中で、特に市長が申されております秋田川共和橋南北の工事の予算につきまして進捗状況、あるいは今後の見通しも含めて、どう予算組みをされたのかどうかお伺いをし、これは関連といたしまして、207ページ、説明の６にあります１級５号線の地方特定道路整備事業にも関係するものと伺っておりますが、この進捗状況も併せましてお伺いをしたいと思います。

次に、206ページの説明５、２項３目の中でございますが、１級２号線の交通安全施設整備事業についてでございます。これはどのような事業を進めようとされているのかどうか、お示しをいただきたいと思います。

208ページ、２項３目ですが、説明の８、魅力アップモデル事業について、この事業というものが具体的にどこをどのように事業を進めていくものなのかどうかお示しをいただきたいと思います。

土木費の最後ですが、ページ214、３項４目の公園費でございますが、説明の３、袋公園の整備事業でございます。この整備事業についても力を入れていくという事業でございますが、どのように整備をされていくものなのかどうか、具体的に設計図面等ございましたらお示しをぜひいただきたいと思いますが、工事の内容につきましてご説明をいただきたいと思います。

最後、10款教育費の関係で１点お伺いいたします。

２項２目教育振興費の中で、242ページの説明の７放課後児童健全育成事業についてお伺いをいたします。

施政方針の中にもございましたが、７項につきまして、この事業について、今後とも指導体制の充実に努め、子育て支援を推進されるというふうに言われております。旧旭としては、琴田小が懸案事項、課題の学校として議会でも議論をされておりました。この琴田小につきましては、アンケートやらニーズ調査を実施をされてきておりますけれども、教育は今が大切、今やらなければはという観点から考えますと、必要性があるところには検討をされる必要があると思います。今回予算の計上をされた高につきまして、どのように将来的にそのほかの７校以外の検討についてどうされたのか、また、今後どのように検討されていくのかどうか、ございましたらお願いをしたいと思います。

以上質疑を終わります。

○議長（林　正一郎）　神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良）　それでは、若干順番が違うようですけれども、私の方から政策面での質問もございましたので一番最初に答弁させていただきたいと思います。

まず、政策になりますけれども、コミュニティバスの利用運行に関しまして、障害者の皆さん方が利用できるようにできないかというお尋ねでございましたけれども、今、ちょうど運行の路線等の面も含めまして検討委員会を設置して検討をさせていただいております。その中で、この件に関しては、検討をお願いしていきたいと思います。

それから、もう一つ谷丁場遊正線、あるいは栽培漁業という問題がございましたけれども、これは経済の活性化に片方は工業団地、片や栽培漁業というような問題で、大変重要な問題

でありますから、これからも積極的に取り組んでいきたいと思います。

それと、もう一つ、私の提言してございます「医療福祉の郷づくり」での問題でございますけれども、この件でございますけれども、旧旭市のときから市庁舎内に研究グループを設けまして、研究を開始してございます。例えば、茨城県の大洋村にオーシャンロッジという民間の不動産会社が経営をしている会社があるんですけれども、これが非常に建設後のケア等も含めまして非常にいい形での運営をしてくれておりますので、そこの視察を行っていただきました。それから、千葉県のこれは山武町にあるんですけれども、ここに和民フードという居酒屋チェーンがあるんですけれども、ここが農業等を取り組んでおります。いわゆる無農薬農業をこの山武町に進出をして展開をしているわけでありますけれども、そこを視察を行っていただきました。あるいは、佐倉市にございますユーカリが丘、これも民間の不動産会社がつくった町でありますけれども、すばらしい福祉を展開をしている町であります。こういったところを積極的に職員の方で探して視察に行ってくれております。

また、当然のことでありますけれども、消費者との交流という問題も考えておりますものですから、そういった意味では、旭市の方も大勢参加をしている和郷園というグループがありますけれども、そこの皆さん方との交流を持ったり、あるいは旭愛農生産グループというグループがありますけれども、ここの皆さん方も大変消費者の皆さん方と積極的な交流を持っております。こういった皆さん方との交流を通じて、消費者との交流はどういった形のものをとったらいいのかという勉強もさせていただいておりますし、この愛農グループの皆さん方は食の郷、医療福祉の郷、あるいは食の郷、交流の郷、こういったことを私が提言をさせていただいているんですけれども、このグループの皆さん方は、農と福祉のタウンミーティングも開いていただきまして、全国から大勢の各界の皆さん方を集めまして、そして農業をどういった形で福祉の中に生かしていけるか、そういった問題でのタウンミーティングも開いております。

こういった形で、大勢の先進地の視察をしたり、あるいはそういった皆様方の交流を通じて、これからの医療と福祉の郷、あるいは食の郷、交流の郷、こういったことの企画をきちんと立てていこうというのが研究グループの今のあり方でございまして、そういったものにこのお金を使わせていただくというのが一番大きなねらいであります。

これは政策面の一つになりますけれども、私は、これからの旭市のまちづくりの基本というのは、ハード面では基本計画、新市の建設計画、これがハード面で生かしていけるだろう。そしてソフト面では、私の提言をさせてもらっている「医療と福祉の郷」をはじめとする提

言を取り入れさせていただいて、一体となって進めていきたい、そのように考えておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

○議長（林　正一郎）　総務課長。

○総務課長（増田雅男）　それでは、私の方から予算書のページ51ページ、説明欄７の庁舎改修事業についてお答えいたします。

先ほど、質問の中で住民サービスについて検討されたのかということですが、これに沿いまして、一応４月から６月に１階と２階、いわゆる窓口を持っている階の改修工事を行いました。これによりまして、住民が直接利用する場所を先に実施し、住民の利便を図ることができ、気持ちよく来庁していただいているものと考えているところでございます。

今回、計上しております事業の内容でございますが、これはほとんど３階でございます。本庁舎３階の議場の改修、それから委員会室、それから議会事務局、それから図書室、それから各廊下でございます。なお、議長室と議員の控え室につきましては、７月１日からの暫定予算の方で工事を終了しているところでございます。

なお、議場の中身の改修でございますが、いわゆるモニター室、それからマイク設備、それから照明、それから議席、それから執行部席等の改修も予定したところであります。

以上です。

○議長（林　正一郎）　企画課長。

○企画課長（加瀬正彦）　それでは、67ページのコミュニティ試行調査事業の関係、市長お答えになっておりますけれども、補足させていただきます。

平成17年度の予算につきましては試行ということで、確かに身障者の関係については今回その分まで想定して委託をしておりません。しかしながら、現在走っているバスでございますけれども、中型のバスの真ん中の部分から乗れるようになっておりまして、そこの部分から鉄板を引き出すと、補助者がいればそこから乗ることは可能だということで、これは千葉交通自体がそういう対応をしてくれているということでございますので補足させていただきます。

以上です。

○議長（林　正一郎）　税務課長。

○税務課長（江ヶ﨑純敏）　徴収補助員設置事業についてお答えいたします。

市税等徴収補助員は、現在２名委嘱しております。１名は一般会計で予算計上してございます。徴収補助員には国保税も徴収しております関係から、平成17年度から国保会計におい

てもう１名を予算計上いたしております。

以上でございます。

○議長（林　正一郎）　社会福祉課長。

○社会福祉課長（林　久男）　98ページ、心身障害者福祉作業所運営事業についてお答えいたします。

平成17年度予算計上に当たってどのように検討したかということでございますけれども、この予算計上につきましては、合併を踏まえまして、各３町の支所、担当部署に平成17年度の予定者を聞きまして、また、銚子、八日市場の養護学校の卒業対象者を把握いたしまして予算を計上しました。平成16年度には９名おりまして、平成17年度予定者としまして旧旭市から１名、旧飯岡町から１名の11名が平成17年度入所して作業療法、生活指導を受けております。

将来的の検討はというようなことでございますが、来春養護学校を卒業される方が銚子と八日市場養護学校で、十四・五名おりますので、今のこの福祉作業所の体制で十分対応できると考えております。

以上でございます。

○議長（林　正一郎）　農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫）　それでは農林水産業費につきまして、議員さん、４点につきましてご回答をさせていただきます。

最初に、172ページの３目農業振興費の16の先進的園芸農産産地づくり事業であります。

この事業につきましては、いわゆる県単の補助事業であります。野菜、果樹等、あるいは園芸作物、あるいは稲作等の振興を図るために必要な機械施設等の導入を助成する、そういうような事業になっております。事業主体の申請に対しまして、市が事業費の３分の１を補助した場合、県が市に10分の９を助成する、そういう中身になっております。

平成17年度につきましては、三つの団体を事業予定しております。一つにつきましては、任意団体であります干潟レンコン組合、これは旧干潟地区の組合員19戸の申請に基づきます集出荷施設の建築申請であります。

もう一つにつきましては、農事組合法人米工房富浦、組合員11名の申請に基づきますコンバイン、田植え機、育苗機械の導入であります。

もう一つありまして琴田果樹園芸組合、これは組合員９戸の申請に基づきます飼料増産機械施設としての堆肥散布等の機械の導入であります。全体事業費につきましては3,546万

6,290円を予定しておりまして、国の補助金の30％、1,063万8,000円、市の補助金3.3％の118万6,000円の合計1,182万4,000円の補助を本事業で予定をさせていただいております。

２点目、173ページの４目の畜産振興費の家畜排せつ物利活用施設整備事業につきましてご説明をさせていただきます。

この事業につきましては、国と県、それに市の補助事業でございます。本事業につきましては、家畜排せつ物処理及び家畜排せつ物等有機性資源の利活用に必要な施設と機械整備を行う。さらに、これらに対しまして資源循環型農業を推進していく。そういうような事業の内容でございます。

事業の実施主体としましては、鶴巻地区の堆肥利用組合10名でありますけれども、海上町地区に施設等を設置するものでございます。

事業の変更というようなことで議員からありましたけれども、これにつきましては、事業規模、県との計画のヒアリング、そういうようなものにおきまして、全体的に施設の規模の見直しをした、そういうような中のものでございます。

事業内容としましては、堆肥舎１棟429平米、乾燥舎２棟1,440平米、さらに、この乾燥舎につきましては840平米、それと発酵舎１棟900平米、製品保管庫１棟340平米、さらに控えとしましては発酵機、あるいは乾燥の攪拌機、あるいはマニアスプレッダー、ホイルローダー、そういう機械を設置導入するものであります。

全体の事業費につきましては1,284万5,995円を計画しております。

あと、三つ目の182ページの方をお開きいただきたいと思います。182ページ水産業費の振興でございます。

栽培漁業振興対策事業でありますけれども、これにつきましては、県単独の補助事業であります。海匝漁業協同組合が事業主体となりまして、減少傾向にあります朝鮮ハマグリ、この維持増殖のためにハマグリの稚苗を九十九里沖合に放流しまして、資源管理をしながら計画的な生産体制及び湾岸漁業の振興と漁業収入の安定を図る。そういうような目的のためにハマグリの稚苗購入に対します助成であります。予定としまして、朝鮮ハマグリの購入費500キロを茨城産のものを予定させていただいております。

放流場所につきましては、野栄町の新堀から同町川辺に至る間の沖合200メートル、東西500メートル、幅５メートルの区域で船から放流をする、そういう事業の中身になっております。

全体事業費につきましては80万円を予定していまして、県の補助金50％、市の補助金

7.5%、そういう内容になっております。

最後に、地域水産物供給基盤整備事業工事請負費の内容でございます。182ページをお開きいただきたいと思います。この事業につきましては、国及び県の補助事業であります。

近年漁業を取り巻く環境につきましては、ご承知のように水産資源の減少、あるいは輸入水産物の増加、あるいは景気後退に伴います需要の減少、そういうような中で漁業経営はなかなか厳しい状況が脱皮できない。こういうような中で、県としましては、第10次漁場整備計画を隔年施行によりまして、タイ、ヒラメ等を対象とした漁礁を設置しまして、漁業経営の安定と地域水産物の振興を図っているものであります。

今回事業を予定していますものにつきましては、地域水産物供給基盤整備事業としまして、工事請負費3,208万8,000円、内容につきましては2.9メートル四方の、高さ4.5メートル、重量としまして約９トン近くのコンクリート漁礁36基を設置します。それと、あと鋼製の漁礁４基を製作して設置をする。そういうような設置の場所につきましては、飯岡漁港沖合4.9キロメートルのところに設置をします。設置の深さは13メートルから14メートル、この地点に船で運びまして、魚のすむ場所、漁礁を設置する。そういう事業でございます。

全体の事業費につきましては3,250万円を計画しておりまして、国から２分の１、県から３分の１、合わせまして６分の５の補助をいただきまして、残り６分の１につきましては、70%が海匝漁業協同組合の負担、６分の１の30%、これが市の負担と、そういうような位置付けになっております。

以上であります。

○議長（林　正一郎）　建設課長。

○建設課長（米本壽一）　ご質問の４点についてお答えいたします。

まず１点目の、205ページ、説明２です。

谷丁場遊正線の秋田川共和橋南北の工事進捗見通しにつきましては、この９月議会が終わりまして、契約事務を進めたいと思っています。今年度中に竣工させたいと、市長が施政方針で申し上げましたとおり、広域農道まで暫定的に開放したい、こういうふうな予定になっております。

それから、２点目の206ページ、説明５です。

１級２号線交通安全施設整備事業につきましては、場所は長部地先であります。具体的には東総運動場東側から大原幽学史跡公園東側に至る1,120メートルの道路に歩道を平成20年度までに整備するというものであります。初年度の今年度は、そのうち南側部分、約200メ

ートルを整備する予定であります。現在地権者８名と用地交渉を行っているというような状況であります。

それから、３点目、207ページの説明６です。１級５号線地方特定道路整備事業につきましては、これは米込地先であります。谷丁場遊正線を北に直進しまして広域農道から北に入るのがこの１級５号線であります。今年度は、2,260メートルのうちの未整備分357メートルを整備するというような状況であります。現在地権者５名と用地交渉を行っているところであります。

それから、最後に208ページ、説明８です。魅力アップモデル事業という事業であります。これは旧干潟町が七つのコースのウオーキング道路の整備を提案しまして、千葉県からモデル地区に指定されたものであります。この事業は、平成16年度から20年度まで予定しているわけであります。今年度は、熊野神社周辺の道路、それから清和甲中２区内の道路、それから長熊運動公園の外周道路、それから長熊運動公園から南へ至る、これは西14区に至る道路があるんですけれども、その４か所、距離数にしまして1,860メートルについて道路の舗装や路肩の改良や、それから歩道の修繕を行うという事業であります。

以上です。

○議長（林　正一郎）　都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸）　214ページ、袋公園整備事業です。袋公園をどのように整備していくのかというご質問でございますが、袋公園整備事業につきましては、公園南東側の桜祭りで例年舞台を設置いたしました周辺をイベント広場として整備してまいります。

具体的に申し上げますと、広場部分、それから周囲の植栽等の整備、それから排水施設、照明用の電線管、いわゆる電気設備です。それと水道管の埋設を行ってまいりたいと考えております。

なお、今後の主な施設整備といたしましては、展望広場、それからわんぱく広場、子どもたちが水遊びのできるじゃぶじゃぶ池、それから野鳥の森などの整備を考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（林　正一郎）　学校教育課長。

○学校教育課長（多田清司）　242ページの放課後児童健全育成事業についてのご質問にお答えいたします。

ご指摘のとおり、現在７小学校で開設をしております。神子議員のおっしゃるとおり、確かに教育は今が大切、今やれるものはやらなければと思います。そこで、７月の合併後に７

校以外の未開設校にお伺いをいたしまして、それぞれ校長先生方に学童保育の開設のご理解を求めたところでございます。それぞれ校長先生方からご理解をいただいておりますが、問題は開設場所でございました。未開設の学校は現在空き教室がほとんどない状況でございました。そこで、合併後の途中開設は厳しいと判断させていただきました。ただ、平成18年度に向けましては、ご承知のように財政も非常に厳しい状況でございますが、アンケート調査等によりまして、保護者のニーズを把握しながら開設校を拡大していく予定でございます。

以上です。

○議長（林　正一郎）　神子功議員の議案に対する質疑は途中ですが、11時25分まで休憩をいたします。

休憩　午前１１時１６分

再開　午前１１時２６分

○議長（林　正一郎）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き神子議員の質疑を行います。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫）　すみません。先ほどの説明の中で、農水産課の方１点ご訂正をさせていただきたいと思います。申し訳ありません。

173ページの家畜排せつ物利活用施設整備事業の金額を、申し訳ありません、全体事業費につきまして説明の中で「1,284万9,950円」と説明をさせていただきました。申し訳ありませんけれども、「１億2,845万9,950円」と訂正をお願いいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（林　正一郎）　65番、神子功議員。

○６５番（神子　功）　それでは、質疑でございますので、２点、再質疑をさせていただきます。

まず初めに、道路新設改良事業につきましてご説明をいただきました。市長の施政方針の中にありますように、この場所につきましては、広域農道まで暫定的に開放する予定というふうに市長が申されております。進捗がされますとそのようになると思いますが、目途としては暫定的に開放されると、非常に工業団地あるいは周辺の関係につきましても大変ありが

たいことだというふうにきっと思われると思います。

そこで、暫定的に開放するということについては、いつごろになるのかどうか、対相手がありますから何とも言えないことでしょうけれども、それの見通しがお分かりでしたらお示しをいただきたいのが１点目です。

それから、袋公園の整備事業につきまして、ぜひこの機会に、議会に配置図面等を提出いただければありがたいと思いますが、議長のご配慮をお願いいたします。

以上２点です。

○議長（林　正一郎）　建設課長。

○建設課長（米本壽一）　暫定的に開放するのはいつかというご質問にお答えいたします。

これは来年の３月ということを目途に進めたいと思います。

以上です。

○議長（林　正一郎）　都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸）　申し訳ございません。手元にございませんので、後日委員会の方に提出させていただきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

○議長（林　正一郎）　神子功議員の質疑を終わります。

続いて、66番、松木源太郎議員。

○６６番（松木源太郎）　議案第１号　平成17年度旭市一般会計予算についてご質疑をさせていただきます。

大綱として細かいことはあまり聞きませんが、今回の予算の組み立て方などについて主にお聞きしたいと思っています。

まず初めに、１番目が市税収入の計上の仕方でございます。

平成17年は４月、６月の各市町の予算書と、７月以降10月までの暫定予算と、今回議決を求めております７月から３月までの予算があるわけですけれども、この中で市税をどのように金額的に計上したかお聞かせいただきたいと思います。

お答えいただくのは、個人市民税、法人市民税、固定資産税、その他はまとめてその他で結構でございます。

２番目が地方交付税の計上の仕方の問題でございます。

去る７月26日に、平成17年度の交付税の市町村決定分が発表になりました。今回地方交付税として７－３の予算（案）で計上されている金額は、普通交付税だけですが、32億8,621万1,000円でございます。平成16年度はどの程度の地方交付税が決算で見て計上されていた

かと言いますと、旭市の27億7,200万円はじめ、全体で普通交付税で63億4,127万8,000円でございました。今回、４－６で計上された各市町の普通交付税が全体で22億6,277万9,000円に今回の32億8,621万1,000円を足しますと、55億4,899万円でございます。ところが、先ほどの７月26日に決定された地方交付税の決定額は１市３町別々でありまして、64億3,467万8,000円でございます。計上額につきましては４－６の分の残りの分につきましては、約27億円ほど繰り越しが雑入であります。したがいまして、４－６に計上した分については、それでの繰り越し分に入っていると思います。ところが普通交付税だけで言いますと、昨年の決定額と今回計上額で７億9,228万8,000円少ないわけです。ということはどういうことなのかということでございます。つまり、合併を国が促進させるために地方交付税については合併後５年ないし10年は一定の金額減額されますけれども、減らさないということでありましたが、今回の計上では約８億円少なくなっているということです。８億円のお金があれば、大変大きな事業が住民要求のとおりできると思うんですけれども、その分の計上がされていないということについてどういうことなのかお聞かせいただきたいと思います。

例えば、本年の地方交付税の決定につきましては、先に合併しております野田市、柏市、鴨川市につきましては、例えば、野田市の場合には一本査定と合併算定外査定では10億円の差があります。その多い方をとるということ。若干の調整額で控除されますけれども、そういう形ですから、今回の予算は約８億円未計上分があるというふうに財源的に考えますけれども、そのように考えてよろしいかお聞かせいただきたいと思います。

次に、財政調整基金の繰り入れの問題でございます。

財政調整基金は、主に旭市になりますけれども、４－６で４億4,000万円の財政調整基金の取り崩しを行いました。これについては戻さないまま使うということですから、これが繰り越しの財源約20億円の中に相当含んでいるのではないかと思います。７－３の今回の繰入金が６億8,700万円で、計11億2,753万4,000円の財政調整基金取り崩しがあるわけです。これについてですが、どういうお考えのもとにこの金額を決めたかということと、本年度末新旭市の財政調整基金の残高は幾らを計上残があるかということについてお聞かせいただきたいと思います。

次に、減債基金の繰り入れの問題でございます。

減債基金というのは、ご存じのように特定の事業のための繰り入れになるわけですけれども、７－３でもって8,200万円、旧町によってはほとんど持っていないところもございました。この減債基金対象の今起債はどのくらい残っていて、減債基金で残の分でぴったり対象

の起債償還に充てることができるような計画が今回の予算編成でつくられたのかということについてお聞かせをいただきたいと思います。

次に、平成16年度の繰越金の計上の仕方でございます。

平成17年の４－６の剰余金の部分が雑入のところで入っているんですけれども、平成16年度分の決算の計上、いわゆる繰越金についてはどういう形でもって今回の予算に繰り入れているかということでございます。

市債についての海上中学校については他の議員が行いましたので省略いたします。

次に、歳出について６点ほどお聞きいたします。

先ほどの財政調整基金の取り崩しと同様に、財政調整基金積み立てを５億円出しております。今回財政調整基金の積み立ては前年度の繰り越し分の半分程度というふうに考え方を持っていいと思うんですけれども、この５億円に決めた中身をお聞かせいただきたいと思います。

次に、公営企業の会計の繰出金、この中で特に一番多いのは11億円の旭中央病院への繰出金については、その算定の根拠になっている中身についてお聞かせいただきたいと思います。

次に、３点目は、電算事業システム統合事業の平成17年度の内容と県からの補助金の内容について、どういう中身でもってこの予算が成り立っているかお聞かせいただきたいと思います。

次に、４番目が、老人関係への一般会計からの繰出金の積算の問題でございます。老人保健会計への国保並びに一般会計への繰出金はルール分としてあるわけですけれども、その算定根拠というのは、大変地方自治体の人的構成によってかなり変わってくるということで、今回、旧旭市が周りの３町と一緒になって老人の構成割合がかなり変わってきていると思います。今回、減額という形になって、前年度よりも全体的に減額になっておりますけれども、その積算の中身をお聞かせいただきたいと思います。

次に、具体的な事業を二つお聞きいたします。

一つは、旭中央病院アクセス道南北線の整備費の問題です。

この事業につきましては、従前の旧旭市時代から広域農道と旭中央病院への対象道路が非常に交通混雑をきたしているということで、直接整備できる道路をつくらなければということで計画しておりました。今度、整備費が正式に計上されたわけですけれども、この整備費をどのように生かしてこの事業のあり方について考え方を持つかということです。

現在まで進んでいる調査の状況と、この予算を使っての委託なりまた調査の方法について

具体的にお聞かせいただきたいと思います。

次に、もう一点は防災基盤整備事業の内容です。

防災基盤整備事業の中にはいろいろなものが考えられますけれども、その中で一番緊急を要するのは防災行政無線の統一、１市３町を別々にやっていたものを一つにまとめていくということと、それから、もう一つ必要なのは、私が旧旭市時代にご質問も申し上げた緊急時の通報が遅れてはならないということです。震度が大変高い地震があったにもかかわらず津波警報が１時間半遅れたという問題を旧旭市時代に指摘いたしました。これはあらゆるパターンの緊急通報をきちんとテープ化なり、即対応できるようにして、地震があり、気象庁その他からの通報があり、県からの通報があった場合には、緊急的な通報をできるように早急に、つまり平成17年度中にでも改善すべきだと私は考えておりますけれども、こういうようなことが含まれているのかということを含めてお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○議長（林　正一郎）　松木源太郎議員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（江ヶ﨑純敏）　市税の予算の組み方、計上の仕方について申し上げます。

今回の一般会計予算は、全体の歳入の基本的な考え方を旧市町の通年予算見込額から４－６月の収入済額を差し引いた額を基本として編成することとされております。市税につきましても、これと同じ考えのもとに旧市町の通年の市税、町税の予算見込額から４月－６月の収入済額を差し引いた額を基本として予算計上をしたものでございます。

申し上げました数字、旧市町の通年予算を全体を合計して税目別に申し上げますと、議員大きなくくりでご質問いただきましたが、手持ちに税目の現年滞繰分の数字で作成したものがございますので、その数値を申し上げてよろしいでしょうか。

個人市民税は、現年課税分で通年を19億1,849万9,000円、滞納繰り越し分を4,252万5,000円、法人市民税では、現年課税分で３億7,889万7,000円、滞納繰り越し分で、188万8,000円、固定資産税は、現年課税分で28億2,217万3,000円、滞納繰り越し分で8,785万6,000円、軽自動車税は、現年課税分で１億1,272万9,000円、滞納繰り越し分で374万5,000円、たばこ税は、これは現年課税分のみでございますが４億6,292万5,000円、特別土地保有税、これは滞納繰り越し分のみでございますが96万円、入湯税、現年課税分のみでございますが1,262万円、都市計画税、これは旧旭市にかかる分のみでございますが、現年課税分で２億4,059万円、滞納繰り越し分で897万1,000円、合計いたしますと60億9,437万8,000円となるものでござい

ます。

以上です。

○議長（林　正一郎）　財政課長。

○財政課長（高埜英俊）　それでは、私の方からお答えいたします。

まず、地方交付税の関係でございますけれども、先ほど税務課長が申し上げましたように、今回の予算、歳入もそうなんですけれども、通年予算を基本としてそれを合算したものを計上しているわけでございますけれども、この地方交付税の関係につきましてはそうではございません。特に普通交付税につきましては、旧市町単位で既に決定を見ております。７月に決定しております。その総額が64億3,407万8,000円でございます。４月から６月までの３か月予算の中で、旧市町村へ既に交付されたものがございます。これ４月と６月に２回あったわけで金額が結構大きいわけでございますが、それが合計31億4,786万7,000円ございました。先ほどの64億円から今の31億円を引きまして、今回の予算額、32億8,621万1,000円ということで、これを全額計上しておりますので、予算化していないとか留保しているというものは今回はございません。先ほど、８億円の未計上かという話がありましたけれども、通年予算とのいろいろの差がありますので、そういうものが出てきているのかなという感じはいたします。

それから、特別交付税の関係でございますけれども、この計上の方法でございますけれども、通年予算額として１市３町で８億3,900万円ございました。これをベースにいたしまして、これに合併移行経費というのが見られます。これが7,000万円くらいあるのかな、それから合併年度から３か年措置される合併包括算入分というのが、これが３億9,000万円くらいあるのかなと考えられます。これらを、特別交付税ですから、これからまだ分かりませんので、その３分の２程度を交付額として見込みまして、先ほどの８億3,900万円との合計、11億4,600万円を今回の予算に計上しております。

それで、平成16年度から平成17年度で交付税が減ってしまうのではないかということがありましたけれども、先ほど議員ご指摘のように、平成16年度はトータルで63億4,000万円くらい、今回が64億3,400万円ということで、普通交付税も若干ですが増えているような状況でございます。

続いて、財政調整基金の繰り入れの関係でございます。

これは財政調整基金、旧市町で通年予算で計上していました額、それから４月から６月までの繰り入れ実績額の合計１億5,217万3,000円、これを補助しました金額を基に計上してお

ります。内訳といたしましては、旧旭市が４億4,000万円、それから旧海上町が１億6,000万円、旧飯岡町が2,973万円、旧干潟町が3,130万4,000円ということでございます。これに、一部事務組合分等を加えまして、今回の計上額が６億8,753万4,000円というふうになっております。これは、あくまでも予算の計上額でございますので、通年予算ということで、実際の繰り入れにつきましては、財政の状況を見ながらやっていきたいというふうに考えております。

それから、平成17年度末の財政調整基金の額でございますが、旧市町村からの承継額が12億9,488万5,000円ございました。今回の取り崩しがあって６億8,753万4,000円というものを差し引きまして、それに後ほどご説明いたしますけれども、積立金５億1,549万8,000円、これを加えまして、11億2,284万9,000円というふうに見込んでおります。

それから、減債基金の繰り入れの関係でございます。これは、単純に旧市町が通年予算で計上していました額の合計額でございます。各市町とも、４月から６月末までの繰り入れ実績額はございませんでした。

内訳を申し上げますと、旧旭市が1,276万6,000円、旧飯岡町が6,960万3,000円で、合計8,236万9,000円でございます。

それで、この減債基金でございますけれども、これから対象となる基金の合計とつじつまが合うかというようなご質問がございましたけれども、確かに減債基金が制度として発足した当時は特別に起債を認めてくれまして、それに対応する財源ということで国の方で面倒を見てきていたと思うんですけれども、各市町の残高、それから繰入額、これご覧いただければちょっと分かると思うんですが、今はそういう形ではなくて、運用的にはそういう形ではございませんので、ぴったり償還できるかということは、ちょっと今の段階では申し訳ありませんが分かりません。

それから、歳入もう１点ですか、平成16年度繰越金の計上の関係、それから平成17年度４月－６月の剰余金の関係でございます。これは、予算書の37ページ以降でございます。それについてお答えいたします。

繰越金の計上でございますけれども、歳入歳出差引額を次年度において歳入に計上するということでございますけれども、今回の場合には合併に伴いまして旧団体がなくなってしまうということで、繰越金ではなくてすべて歳計剰余金として新市に承継されるということになっております。ですから繰越金の項目自体がございません。新旭市の一般会計に承継されます旧団体の歳計剰余金につきましては予算書の38ページ、19款諸収入の雑入の説明欄29番

から38番に記載されているとおりでございまして、旧１市３町塵芥処理組合、消防組合、給食組合、それから教育情報センター、青少年センター、合併協議会というものの剰余金が引き継がれることになりました。合計で30億7,020万5,000円というふうになります。

そのうち、平成16年度からの各市町の繰越金の分でございますけれども、旧旭市が６億8,501万2,450円、それから旧海上町が２億6,045万6,233円、旧飯岡町が２億7,393万670円、旧干潟町が１億7,497万4,815円、合計が13億9,437万4,168円でございます。このほかにも、ほかのものがございます。

それから、これが先ほどの30億円と13億円の差でございますけれども、17億円ということでかなり大きな額がございますけれども、これが先ほどご指摘がありましたように４月から６月末までのものの歳計剰余金でございます。金額が特に大きいというのは先ほど地方交付税のところでご説明いたしましたけれども、４月と６月に２回入っております。年の半分分入っておりますので、それでこの金額が大きくなっていると思っております。

それから、歳出に移ります。60ページの財政調整基金の積み立ての関係でございますけれども、財政調整基金の積み立て、先ほど申し上げましたように、５億1,549万8,000円でございます。これは各市町の実質収支額の２分の１相当額を積み立てるものでございます。実質収支額の内訳でございますが、旧旭市が６億5,991万6,000円、旧海上町は１億5,536万4,000円、旧飯岡町は２億561万7,000円、旧干潟町は１億6,546万1,000円でございます。それで、この合計額が11億8,635万8,000円でございますけれども、旧海上町につきましては、合併前に既に積み立てを行っております。ですから、海上町の分を差し引きました10億3,099万4,000円、この２分の１相当を積み立てるということでございます。

それから、公営企業会計繰出金の内容でございますが、これは296ページの関係でございますけれども、病院事業に11億円くらいの繰り出しをいたしますけれども、これはまず病院事業の関係でございますけれども、これは地方交付税で算定された額と特別交付税ということで、枠組みは前と同じでございます。それで、旧旭市分で６億4,654万2,000円、旧海上町分で１億5,912万1,000円、旧飯岡町分で１億6,177万3,000円、旧干潟町分で１億1,560万円ということで、合計が10億8,308万6,000円でございます。そのほかに、養護老人ホームの繰り出し金の分といたしまして、これが１市３町で、合計で1,553万9,000円、それからケアハウス分の繰り出しといたしまして1,867万9,000円というふうになっております。

なお、このケアハウス分の繰出金でございますけれども、県の補助金が増額になったということで、当初の金額から655万5,000円の減額というふうになっております。

以上です。

○議長（林　正一郎）　企画課長。

○企画課長（加瀬正彦）　予算書の64ページ、電算業務のシステム統合事業の関係でございますけれども、電算業務システム統合事業の平成17年度の内容でございますが、主なものでございますが、13節の委託料２億7,463万2,000円、このうち電算業務のシステム統合業務ということで、これは16年、17年でやってきましたけれども、これはこのうち１億9,262万6,000円については業務統合分で、実は４月から６月の事業費ということで支払いができませんでしたので、今回繰り越してございまして、ここに予算計上してあるということでございます。

そのほか、ここの中には７月以降の電算システム保守業務等に要する業務委託料2,852万9,000円が入っているということです。

その下の移行データの作成業務委託料、これにつきましても、４－６の中で既に旧市町で予算計上してあったんですけれども、支払いができなかったもの、この内訳ですが、旭と飯岡の分だけということで、海上と干潟については４－６の中で支払いを終えているということでございます。

それから、需用費については、電算業務にかかる需用費ということでご理解いただきたいと思います。

それから、県の補助金ということでございますが、これはふさのくに合併支援交付金でございまして、１億4,000万円、これは平成17年度分ということで、これも４－６計上してあったと思いますが、併せて繰り越して、今回の予算に盛ってあるということでございます。

以上です。

○議長（林　正一郎）　建設課長。

○建設課長（米本壽一）　予算書206ページ、説明の４、中央病院アクセス道路整備事業の調査の方法と現在の状況についてということにつきましてお答えしたいと思います。

これにつきましては、市長が施政方針で申し上げたとおり、路線を決定しまして、測量及び道路の予備設計を行うというものであります。業務の区間につきましては、病院から県道銚子旭線を経て、国道126号線に至る約１キロであります。予備設計業務は、県道、国道の平面交差点を中心にしたものでありまして、測量業務は幅60メートル区間を行うものであります。

現在の状況でありますけれども、中央病院と消防署の東あたりを通すわけなんですけれども、全体で約3.5キロになります。江ヶ崎を通じて旧海上町の琴田地先ということで広域農

道まで行くわけなんですが、約3.5キロになるということですけれども、特に中央病院と消防署の間、この約１キロについてルートを今三つに絞って議論しているところであります。そして金目の話も県と住民相談しまして行っていると、こんな状況であります。

以上です。

○議長（林　正一郎）　総務課長。

○総務課長（増田雅男）　それでは、予算書の227ページ、説明欄２の防災基盤整備事業について申し上げます。

合併した市町村は災害対策基本法第40条の定める市町村地域防災計画の策定もしくは見直しが必要になります。これに併せて防災行政無線システムの見直しも行わなければなりません。また、周波数についても現在旧１市３町それぞれ個別に周波数を持っておりますが、合併後は１市一つの周波数となります。したがいまして、合併した各市町が開設している防災行政無線局等については、免許の承継とともに周波数等を含めたシステムの移行計画書を総務大臣あてに１年以内の提出が義務付けられております。

このようなことから、今回本予算に計上しましたこの事業は、合併に伴う防災行政無線の整備統合を図る新システム整備のため移行計画も含む調査設計業務の委託料でございます。

以上です。

○議長（林　正一郎）　松木源太郎議員の議案に対する質疑は途中ですが、昼食のため１時10分まで休憩いたします。

休憩　午後　零時　０分

再開　午後　１時１０分

○議長（林　正一郎）　休憩前に引き続き会議開きます。

引き続き、松木源太郎議員の質疑を行います。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄）　松木議員の歳出４番目、老人保健会計の繰出金の積算内容について答弁漏れがございますのでお答え申し上げます。

老人保健の医療費の負担につきましては、支払い基金、国、県、市町村とそれぞれ割合が定められております。平成17年度に市町が負担すべき割合は、４月から９月までは医療費の

600分の42、10月から翌年３月までは600分の46となっております。この割合によって積算しました医療費の負担額に事務費分を加えますと、通年の予算における繰出金は３億3,889万4,000円となりますが、この額から旧１市３町の４月から６月までに支出いたしました額を差し引いた２億7,199万7,000円が今回の本予算における老人保健特別会計繰出金となっております。

以上でございます。

○議長（林　正一郎）　松木源太郎議員。

○６６番（松木源太郎）　それでは、各項目いろいろありますけれども、絞って再質疑をさせていただきます。

まず市税収入の問題ですけれども、概略、今回計上された金額についてはおおよそ分かりましたが、一つお聞きしておきたい点は、対前年と比して、収納見込みをどういうふうに考えているかということでございます。これは、６月までが１市３町、７月以降が合併市でありますから大変難しいんですけれども、なぜこういうことを聞くかと言いますと、平成16年度の旭市決算の中で、決算のところで聞きますけれども、自主財源比率が高まった理由として滞納整理の問題がかなり大きく取り上げられていたものですから、まとめて考えてみて、どうなのかということを、もしつかんでいればで結構ですけれども、お聞かせいただきたいと思います。

次に、地方交付税の計上の問題ですが、財政課長のご答弁については計数的には合うんですけれども、２点だけちょっと問題を指摘しておきたいと思います。

平成17年、2005年の１市３町の普通交付税を64億3,400万円と推計し、ほぼそれと同じ金額になったということですけれども、64億円というのは、ほぼ７月の、８月決定と言いますけれども、決定額に同じになるわけです。ところが、全国的にはマイナスのところがかなりあるにもかかわらずこの１市３町はプラスになっているわけです。そういう推計が本当に旭市でできたのかという疑問を私は持ちました。

その点については推計の仕方ですから、それについては私の見解で、お考えがあればお聞かせいただきたいんですけれども、４－６の計上が１市３町の４－６の予算書を取り寄せて調べたところ、22億6,277万9,000円、一番最初の金額であったわけです、普通交付税が。今回の計上と足すと、確かに55億円であります。ということは、合併前の１市３町が過少の地方交付税の計上をしていたというふうに考えている。８億円近くの差というのは大きいと思うんです。数字としては確かに先ほどのご説明でぴったり合います。今回財源対策債につい

ても、先ほどは聞きませんでしたけれども、９億9,400万円が決定ですから、それと同じ金額計上していますから聞きませんでしたけれども、そういうようなことについて、４－６についてはどうだったんだということについて、旧旭市自体のものを含めて計上が少なかったと。少なかったということは、３か月予算ですからそう大して影響はないというんですけれども、そんなに多く地方交付税が来ると思っていなかったのではないかと私は思いますので、そこらのところの見解をひとつ聞いておきたいと思います。

次に、財政調整基金の年度末残高の問題です。

これは、市長に直接聞きたいんですけれども、新合併市の年間の一般会計の規模は約210億円から240億円の辺りになると思うんです。平成18年度のだいたい規模で、いろいろな事業で若干差がありますけれども。その時に、財政調整基金が来年の３月段階で決算で繰り越される分がまた足されると思いますけれども、11億円前後、多くても14億円前後というふうになると思うんです。この210億円から240億円規模の一般会計の中で、この程度の財政調整基金というのをどういうふうに市長自身が財政運営上評価するか、この点だけを聞いておきたいと思います。

次に、財源対策債の問題ですけれども、財源対策債については、交付税算入されて積み立てた過去のものはほぼないに等しくて、恐らく各自治体によって運用がばらばらであったということが気にしているんでしょうけれども、では、この財源対策債の減債基金関係でございますけれども、これについては今後どういうふうに運用していくのか、財政面で。ほぼこれはこういうものは全部取り払っていく時代なのかどうかと、そこらのところについて平成17年度末までに決めておいた方がいいのではないかと思いますので、ひとつ財政運営上のご意見をお伺いしておきたいと思います。

次に、歳出の問題について何点かお聞きしておきたいと思います。

まず財政調整基金積み立てと、それから繰り越しその他の問題で、各自治体によって、６月にもう繰り越ししてしまったとか、そういうようなのが二つほどありました。これは合併協議会をやっていながら、なぜ統一的な歩調がとれなかったのか。これだけもう２年近く合併協議会をやってきて、会計の処理をしてお互いにかなり一生懸命やってきたつもりなんですけれども、ばらばらな会計処理をどうしてしたんだと。この点については、財政担当、それから合併協議会担当から率直なご意見をお伺いしたいと思います。繰り越し財源をもう６月まで入れてしまったというところと、そうでないところがあったり、そういうようなやり方は、本当に共同歩調をとってやってきたとは言えないと思うんです。この点についてのご

意見をお伺いしたいと思います。

公営企業会計の繰り出しについては、どこが幾らだと聞いたのではなくて、中央病院組合時代はもうこれは規約で義務付けられていた。それから市立病院になったときには、そのベースになるものを再度確認しなければいけないわけです。つまり、病院組合の規約でもって義務付けられていたのを出してきましたよという時代はもう終わったわけです。今回、７月－３月については、では病院と協議したのか、協議して地方交付税の算定の密度補正の、この分とこの分とこの分を入れましょうという、そういうことを協議して、この繰出金を決めたのか。ここのところなんです。それは病院管理者にも聞きたいです。本当にどういう協議をしたのか。今までの病院組合時代の決めごとでやりましょうということでやったとしたら、私はなれ合いだと思うんです。本当に、これから病院を育てていく、病院にいい事業をやってもらおうと思ってこういうことで行きましょうという協議をしないまま予算を決めたとしたら、これは怠慢だと思います。この点についてぜひお伺いしたいと思います。

ついでに、水道会計の繰出金１億5,000万円についても、水道というのは大変いろいろ複雑ですから、企業会計と言ったわけですから、病院だけ聞いていたわけではないから、水道会計について、１億5,000万円の根拠をお聞かせいただきたいと思います。

老人保健への繰出金の問題は、金額がどうであったかということを聞いていないんです、私は。１市３町が合併して老人の比率が変わったでしょう。私は、旧旭市の議員ですから、旭市時代にこの問題は国保会計からの繰出金、一般会計の繰出金、何でこんなに多いんだということをずっと議論してきたわけです。これは、旭市は老人の比率が少し低い。こういうことによって繰出金が高くなるんだと。では、１市３町まとまったら全体的にどういう傾向なんだということをこの機会に聞いておくのが当然だと思うんです。それについて、そういう観点からのご答弁をお願いしたいと思います。

最後に防災基盤整備の問題ですけれども、実際に工事が始まって、１市３町が統合した防災行政無線、これは一番防災関係で大事なところなんですけれども、これが運用できるのは、最短でいつごろになるんですか、そのことをお聞きしておきたいと思います。

○議長（林　正一郎）　松木源太郎議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良）　それでは、松木議員から財政調整基金の件で私から答弁をしろというお話でございました。

通年の、これからの一般会計の予算でありますけれども、およそ240億円から250億円くら

いになるのではないのかなと。それに対しまして、平成17年度末の財政調整基金の現在高でありますけれども、11億二・三千万円、2,284万9,000円ということでございまして、本来であればもう少し財政調整基金が欲しいというのが実際のところだろうと思います。ただ、と言いましても、今すぐどうこうという問題にはまいらないものですから、できるだけ努力をさせていただいて、健全財政の姿に持っていけるように頑張りたいと思います。

○議長（林　正一郎）　税務課長。

○税務課長（江ヶ﨑純敏）　市税の対前年と比較しての状況をお答えいたします。

先ほど、17年、通年の１市３町の合計の市税収入の総額が60億9,437万8,000円でございました。旧１市３町の16年度当初予算額を合計いたしますと、59億5,978万8,000円でございます。したがいまして、平成17年度通年は平成16年度当初予算と比べまして１億3,459万円の増となっております。これは、大きくは固定資産税で１億925万6,000円、都市計画税で1,310万2,000円それぞれ増となっているのが大きなところでございます。

以上でございます。

○議長（林　正一郎）　財政課長。

○財政課長（髙埜英俊）それでは、まず地方交付税の関係についてお答えいたします。

ちょっと先ほど私が申し上げた数字があれだったと思いますけれども、64億3,400万円と申し上げましたのは、これは７月に決定した額でございます。推計した額ではございません。推計した額でございますけれども、これは手元に数字はないんですけれども、１市３町とも平成16年度の実績、これは予算編成時に分かっておりますので、それを基にしておりますから、63億円程度というふうに推計をしてあったと思います。

では、４月から６月までに22億円ということで、これは過少に入れたのではないかということがございましたけれども、実は４月と６月に交付税が入ることは分かっておりまして、それは前年度の実績で入るわけでございますので、単純にいけば30数億円、30億円ちょっとは入るかなというのは分かっておりましたけれども、これは３月議会でもちょっとお答えしたかもしれませんが、一応予算でございますので、収支均衡を図るということが大前提でございます。

そんなわけで、歳出に併せまして歳入の方を調整いたしました。その金額が結構な金額になったわけでございまして、その結果として、先ほど歳計剰余金のところで申し上げましたけれども、平成16年度からの繰り越し分を引きますと17億円くらい歳入の方が上回っていたという結果になったわけでございます。

次に、減債基金、今後どうするんだというお尋ねがございました。確かに所期の目的は達したようなこともありますけれども、ただ、制度としてまだいろいろな項目の中に分類等も残っておりますので、項目としては残っていくんだろうと思っております。形として、こういう言い方がいいかどうかちょっと分からないんですけれども、財政調整基金が大きなやりくりで、減債基金が何か小さなやりくりみたいな、そんな感じがしております。

それから、財政調整基金の積立金に絡みまして、１市３町の財政運営の仕方がちょっと違っていたのではないかということですけれども、率直に申し上げまして、違う部分はございました。４月から６月に補正予算を組んで執行していたところとか、いろいろございましたものですから、そういう事実はございます。ただ、そういうものも合併協議が進めて一つの方向に進んではおりましたけれども、それぞれ一つの団体として独自の判断でやっておりましたものですから、私の方からちょっとそれ以上は申し上げられません。

それから、公営企業の会計の繰出金の関係でございますけれども、私の方では、17年度につきましては、年度途中でもございますし、今までどおりの形でやるという大前提でもって中央病院側とも話をしてまいったわけでございます。

それから、水道事業の繰出金でございますけれども、１億5,138万5,000円、これは予算計上しております。この内訳を申しますと、旧旭市が2,500万円、旧海上町が1,926万7,000円、旧飯岡町が5,853万7,000円、旧干潟町が4,858万1,000円でございます。

旧旭市については、そういうことは今はなくなっておりますけれども、旧３町につきましては、おおむね県の補助金に見合った額を繰り出しております。

以上です。

○議長（林　正一郎）　保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄）　老人保健会計の繰出金についてお答え申し上げます。

松木議員の老人比率云々というご質問でございますけれども、平成14年度にこの制度の改正がございまして、平成14年10月、いわゆる９月30日までというような老人保健への移行というのがございまして、それ以降につきましては、確かに老人保健の医療受給者数につきましては減少傾向にございます。しかし、医療費につきましては、老人、人数的には減っているんですけれども、医療費についてはどちらかというと増加していると。その中で、先ほど申し上げました負担割合がございます。例の600分のというような形の、いわゆる支払基金と、あと国、県、市で４対１対１というような割合がございます。その中で、一般会計繰出金につきましては増加ということになっております。

以上でございます。

○議長（林　正一郎）　総務課長。

○総務課長（増田雅男）　それでは、防災基盤整備の関係にお答えします。

今回の移行計画、先ほども申し上げましたが、平成18年度から23年度の６か年を計画しているところでございます。

それで、総務省の方へこの計画で移行計画を出して、了解を得られましたならば、一応６か年でやって、最終的には23年と。それで、18年度から旧飯岡、旧干潟、旧海上、旧旭と、この順序で一応整備を図っていき、整備が完了すると同時に１本ずつ返還していくと。そういう予定でおります。

以上です。

○議長（林　正一郎）　66番、松木源太郎議員。

○６６番（松木源太郎）　松木です。大変細かいご答弁ありがとうございました。

それで１点だけちょっと聞いておきたいのですが、財政課長、公営企業繰出金のところで二つあります。

平成17年度は年度途中だからということで、旧組合時代と同じで踏襲する。平成18年度以降にはどういう考えを持つということは、これから決めていただけるのではないかと思うんですけれども、これについてはどんなお考えが、市長並びに旭市の市の執行部にあるか。

なかなか難しい問題でして、病院は大変大事な事業ですから、おろそかにするわけにはいかない。しかし、病院が一定の黒字を出している場合には、病院を包括する自治体として、繰出金については総合的に検討する必要があると。こういうことが一般的に言えると思うんです。それについては、例えば、今回でも病院会計につきましては、収益収支で当初から2,200万円ほどの黒字ということで、もう一方では、後で質疑しますけれども、会計のときに、いろいろな積立金を持っている。こういうことと、それから病院がどういうこれから計画を立てるかということと関連するので、そこはやはり従前どおりというままでいかなくなると思うので、十分な検討を両者でしていただけるのかということについてお聞きしておきたいと思います。

それから、水道分ですけれども、県の補助金とほぼ同額ということについてですけれども、旧旭市の場合の今回の2,500万円というのはどういう考えかということです。それについてお答えいただきたい。この２点だけです。

以上です。

○議長（林　正一郎）　松木源太郎議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（髙埜英俊）　お答えいたします。

まず、病院事業についての繰出金の関係でございますけれども、平成18年度以降につきましては、これから市長と、それから事業管理者とよく協議していただいて決めていただけるものというふうに考えております。

私なりの方向性といたしましては、繰り出しということからして地方交付税の算定に基づくものがいいのではないかと個人的には考えております。

それから、水道事業会計の繰出金でございますけれども、旧旭市の関係で2,500万円ということでございますが、これは、従前高料金対策で県から補助金をいただいていました。それが経営がちょっとよくなってきたからということで、だんだん減らされまして、従前はやはり旭市におきましても県の補助金に見合う額を繰り出していたわけでございますけれども、なかなか経営はよくはなってはきているものの依然苦しいからということで、2,500万円のレベルを数年前からですか、ずっとキープしてきていると。今年度も同じようにしているということでございます。

以上です。

○議長（林　正一郎）　松木源太郎議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第１号の質疑を終わります。

議案第２号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

松木源太郎議員。

○６６番（松木源太郎）　議案第２号、国保特別会計について大きく４点ご質疑申し上げます。

まず、国保税の徴収率の問題でございます。

国保税の徴収率が年々下がってきまして、事業勘定の方です。下がってきまして、旧旭市においても大変大きな問題になっておりましたし、３町においてもそうであったと思います。平成17年７月現在における決算が出ていますから、決算については関係なく、この年度当初、７月で１回切れているわけですから、その時の徴収率、それから滞納の状況について簡単でいいですからお聞かせいただきたいと思います。これはまとまった新旭市としての計数でございます。

次に、人件費の問題については、先ほどご質疑がありましたので省略させていただきます。

ただ、国保の事業会計の報告などの数字について、決算のときに見てみるわけですけれども、人件費を含むか含まないかという見方が大変難しくなっていると思うんです。人件費を一般会計で持つか持たないかということについて。これについては、先ほど質疑あり、ご答弁あったので割愛させていただきます。

次に、今、一般会計でも質疑いたしました老人保健拠出金の問題です。これは、担当課長の方から制度改正、いわゆる75歳までの制度改正の問題の途中だという話もありましたけれども、それは別にして、今大事なことは、一番私ども知りたいことでありますのは、１市３町が合併して、これによって一般会計、国保会計の老人保健拠出金がどのように変化するかということが一番知りたいわけです。これは老人医療対象者、国保の老人保健対象者も含めて、老人保健対象者がどのように合併したら変わったのか。町の時代から新市になり、旧旭市から新市になり、ここのところをぜひ明らかにしておいていただかないと、これからの議論の仕方ができないと思いますので、国保会計のところでぜひよろしくお願いしたいと思います。

それから、今回、７月から１市３町の国保会計が統合されたわけですけれども、国保会計統合上は、平成17年度までは課税については国保税は旧自治体のままということでなっております。それに伴っていろいろな歳入についての問題があると思うんですけれども、どのような問題が今生じているか、概略でいいですからお聞かせいただきたいと思います。個々の事業については所管の委員会でお聞きします。

以上です。

○議長（林　正一郎）　松木源太郎議員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（江ヶ﨑純敏）　松木議員の平成17年７月現在での国保税の徴収率等についてお答えいたします。

数値は平成17年７月末現在での状況でございます。国保税の７月末の徴収率は、現年課税分で19.92％、滞納繰り越し分で5.6％、合計では16.2％となっております。１市３町時代の前年度同時期では、１市３町合計した徴収率が16.3％でございましたので、ほぼ同じ徴収率で推移していると言うことができると思います。滞納繰越額の７月末の金額でございますが、９億8,121万8,180円となっております。

以上です。

○議長（林　正一郎）　保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄）　それでは、国保会計より老人保健拠出金の減の内容についてご説明申し上げます。

老人保健拠出金の納付額が決定したことによりまして、補正要因として減額するものでございます。減額の内訳は、旧飯岡町4,602万1,000円、旧干潟町が5,307万8,000円、旧飯岡町の事務費拠出金が11万9,000円、合計で9,921万8,000円を減額し、10億3,439万4,000円を計上するものでございます。

なお、老人保健拠出金の減少傾向についての理由でございますけれども、先ほど老人保健特別会計で申し上げましたように、老人保健拠出金は社会保険診療報酬支払基金というところに納めることになっておりますが、先ほどの制度の中で支払基金の、老人保健の医療費の中の負担の割合が減少になっております。その関係で、全体的には老人保健拠出金が市町村減少になっているということでございます。

続きまして、１市３町の統合により、国保会計上どのような問題が生じたかというご質問でございますけれども、先ほど松木議員のご質問の趣旨の中では、どういう新しい事業が発生したかというふうに推察してよろしいでしょうか。

その中で３点ほどございまして、健康優良家庭表彰事業、短期人間ドック事業、葬祭費、この三つが合併により制度がちょっと変わってございます。健康優良家庭表彰事業につきましては、従来旧飯岡町のみが実施していた事業でございまして、これを今回281万7,000円を計上してございます。内容といたしましては、１年間医療機関にかからない世帯に対しまして記念品3,000円くらいをあげるというふうな事業でございます。

あと、もう一つ短期人間ドック事業でございますけれども、1,513万8,000円、これは飯岡町を除きまして従来70％の助成であったんですけれども、今回、旧飯岡町に合わせまして85％に助成を拡大するということでございます。

あと、もう一つ葬祭費でございますけれども、4,660万円を計上してございます。これは旧干潟町だけが10万円、あと１市２町が７万円でございましたので、それを10万円に助成拡大するということでございます。

以上でございます。

○議長（林　正一郎）　66番、松木源太郎議員。

○６６番（松木源太郎）　１点だけ再質疑させていただきます。

国保会計からの老健の拠出金の減については制度の改正途中のことで分かりますけれども、

そうすると、実際には70歳から75歳未満の方の分が今移行中なわけです。その分について、結局今は老人保健の拠出金をいただく部分とそうでない部分と分かれているわけです。こういう制度の途中なわけですけれども、国保会計では結局老人分についての医療費の増というのは急激にこの５年間で増えてくるのではないですか。それが、来年度の国保の税をどうするかという、今差し迫っているわけですけれども、それに極端に影響してくると、国保税の値上げを大幅にしなければならないということに結びついてきますけれども、そこら辺のところについては、現在どういうような考え方で７－３の予算を執行していく形なんですか。全国的には、恐らく19年度以降、国保会計のいろいろな逼迫の条件が出てきて、国保税の値上げ問題が当然出てきます。旭市の場合には合併に伴って１年早くその問題が起こりそうなわけですけれども、それは、国としてはどういうような対策を今立てようとしているか、そのことも含めてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（林　正一郎）　松木源太郎議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄）　いずれにしましても老人保健の方の医療費、その推計を立ててみないと分からない部分でございますけれども、今現在まだ確定している、実績の中での医療費を見てみますと、平成17年度分につきましてはやっていけるのではないかというような形で考えております。答弁にならないですけれども。

○議長（林　正一郎）　松木源太郎議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第２号の質疑を終わります。

議案第３号について質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（林　正一郎）　質疑なしと認めます。

議案第４号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

松木源太郎議員。

○６６番（松木源太郎）　66番、松木でございます。

議案第４号、介護保険事業特別会計７－３月分について、４点ほどお聞きいたします。

まず、10月から、もうすぐですけれども、施設利用者の負担増が法改正で施行されることになっております。この負担増の状況については、実際にどのような負担増になるかお聞か

せいただきたいと思います。相部屋の場合、ユニット個室の場合、従来型の個室の場合、それからその他です。

それから、もう一つは、予算書の中の387ページにありますけれども、施設介護サービス給付費の10月以降の変化でございます。これは387ページのところの介護給付費の２項に出ておりますけれども、ここに計上されている金額についての中身についてお聞かせいただきたいと思います。

それから、同じように391ページには、今回新しくできたと思われる特定入所者の介護サービスでございます。これについては、対象人員がどのくらいで、実質負担額は実態としてどうなっているか、実質負担額です。このことをお聞かせいただきたいと思います。

それから、383ページに戻って、今回の予算でもって第３期事業計画の業務委託と計画策定の予算がありますけれども、この中身なんですけれども、金額としては843万6,000円、非常に大きな金額が計上されております。これは恐らく年度末までには仕上げなければいけないし、来年４月以降のものですから、恐らく今事業が委託されているのではないかと思いますけれども、どういう形でもって第３期計画を今つくりつつあるかということを簡単に、簡潔にお聞かせいただきたいと思います。

○議長（林　正一郎）　松木源太郎議員の質疑に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜）　それでは、１点目の、10月からの施設利用者の負担増の状況についてということですから、それからご答弁申し上げます。

まず、10月から見直しが行われる費用というのは介護保険施設、３施設ございますが、それの居住費と食費、それとショートステイの滞在費と食費、デイサービス、デイケアの食費、これが保険給付の対象から外れるというようなことでございます。

具体的には、居住費、食費の額は施設によって設定されるということになってございますが、この改正に伴いまして、低所得者には負担が軽減され、補足給付というものが行われるようになっています。また、高額サービスの利用者負担限度額の上限額が変わりまして、現行の世帯全員が住民税非課税者２万4,000円のうち、新第２段階の方は見直し後は１万5,000円。ですから、高額の方が２万4,000円で今受けているものが、新第２段階の方というのは、今度は１万5,000円が限度額というふうに改正になります。

なお、具体的には、特別養護老人ホームの多床室というケースでご説明申し上げます。あくまでも目安ということでご理解いただきたいと思います。

多床室、相部屋ですね、新第１段階の方ですが、現行では２万5,000円、これが改正後では２万5,000円で変化はございません。

新第２段階の方、現行では４万円のものが改正後は３万7,000円ということで3,000円のマイナスというふうになります。

次に、新第３段階の方、現行では４万円ですが、改正後は５万5,000円ということになりまして、１万5,000円の負担増となります。

それから、新第４段階以上の方ですが、現行では５万6,000円のものが、改正後は８万1,000円となりまして、２万5,000円くらいの負担増になるというふうに見込んでおります。

それと、次の387ページの方です。施設介護サービス給付費の10月以降どのように変化していくのか、その辺の数字の根拠はというようなご質問ですが、この数字につきましては、ほかの一般会計と同様に１市３町の介護給付費の合計ということを基本としまして、それから10月後以降の改正分を差し引いているというような考え方でございます。実際には、現在施設介護サービスの６月利用者が501人ございます。その介護報酬の改正等によりまして、10月利用分から約１か月当たり1,900万円程度の減が予想されるというふうに見込んでおります。

続きまして、391ページの方をお願いします。特定入所者介護サービス給付費、松木議員おっしゃるとおり、これは新しい新設された科目のものでございます。これは先ほど申し上げました低所得者対策の補足給付分ということの科目でございます。この対象人数及び実質の負担額がどのようになるかというご質問ですのでお答えします。

予算編成時点では、どのくらいになるかというようなことがちょっと見えていなかった部分がありまして、予算編成の見積もりの仕方ですが、６月の実績の標準負担額、認定者の割合を基に５か月分を積算してございます。施設入所を223名で見まして、第１段階の者を42名、補足給付を３万2,000円見ておりますので、実質本人負担は１万円ということになります。新第２段階を91名と見込みまして、補足給付額を３万円、実質負担額は１万2,000円ということになります。新第３段階の者を90名と見込みまして、補足給付額を２万2,000円と見込みまして、実質の負担額は２万円。それから、もう一つ短期入所者ですが、これを２名、補足給付額を３万円とそれぞれ見込みまして、予算計上を3,057万円としたものでございます。

それと、現時点では、これから調査の方が進みまして、実際に９月５日現在の数字がございますので、ご説明申し上げますと、あくまでも申請対象者ですが、第１段階で11名、第２

段階で166名、第３段階で39名、合計216名の補足給付の対象者がいるというふうにつかんでおります。

それと、４点目の383ページの方になります。第３期介護保険事業計画の業務委託とその計画策定の方法についてというようなご質問でございます。

現在コンサルタントの方へ、おっしゃるとおり業務委託の方をお願いしてございます。主なものは、業務見込み料等の推計作業が中心でお願いしてございますが、実際に策定方法ということですので、これをちょっとお話ししますと、庁内の実務者レベルによる検討委員会、これをつくってございます。それと社会福祉関係機関、また介護保険施設代表等による高齢者保険福祉計画介護保険事業計画策定委員会を設置しました。計画は、平成26年度までの見込みを立てた中で、平成18年度から20年度の３か年分の介護保険事業計画を高齢者保険福祉計画と併せて策定する予定でございます。

以上でございます。

○議長（林　正一郎）　66番、松木源太郎議員。

○６６番（松木源太郎）　再質疑させていただきます。

施設利用者の負担についてのことでございますけれども、特にそれの中で特養に入所されている相部屋の方だけの話がございましたけれども、一番今影響を受けるのは、とても利用率が高くなっているデイサービスの方々だと思うんです。デイサービスについては、ご存じのように食費代が今回自己負担になります。この食費代が自己負担になるということで、だいたいどのくらいの利用者の１回当たりの負担がふえるか。週１回の方、週２回の方、いろいろいらっしゃると思うんですけれども、これについて、一般質問でまたしますから、別の立場でしますけれども、実質的には今予算上から考えてどの程度の負担が利用者が増えるかということをお聞きしておきたいと思います。

今回、改正によって、391ページの新しい低所得者対策が出たわけですけれども、これはあくまでも全世帯が住民税非課税世帯ということになりますから、新旭市全体の利用者から比べると大変率は少ないわけでございます。これが全体の利用者の何％に当たっているかということについてはどのように把握しているか、お聞かせいただきたいと思います。

次に、第３期の事業計画の策定の問題でございますけれども、今まで旧旭市時代には、かなり綿密な移行調査などを行って、時間をかけて１回の見直しと新計画策定事業をやってきたわけですけれども、今回、利用者の意見を聞く、そういうような形での調査はどんな形でもってやっていらっしゃったか。つまり介護保険事業というのはまだ始まって５年です。こ

の間に大変理解が深まって利用者も増えた。国の中では、厚生労働省が言っているように、４兆円を超えてしまったから、頭打ちこれ以上増やせないからということがあって、それでもっていろいろな小手先の改定をして、ホテルコスト代、食費代の自己負担ということが出てきたというふうに私は考えております。これはもっと普及がした後にそういうことが起こるのであればやむを得ないんですけれども、たった制度が始まった５年でそういう見直しされるということには、利用者からも大変いろいろな意見があるところだと思います。ですから、今回の第３期の計画をつくるときに、利用者の意見を新旭市、合併した旭市がどの程度聞くかということが大変大事だと思います。それについてはどういうような具体的な調査がされたのか、そこのところを詳しくお聞かせいただきたいと思います。

○議長（林　正一郎）　松木源太郎議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜）　それではお答え申し上げます。

最初に、割合がということで、全体から比べると補足給付を受けられる割合が非常に少ないのではないかと、どのくらいの率で見込んでいるかということですが、デイサービスの方につきましては細かい数字をちょっと手持ちで持っていませんので、施設の方でちょっとお答え申し上げますと、先ほど216名の方が申請対象者ということでお話し申し上げました。施設の方の利用が501名ということを考えますと、施設入所者につきましては43％くらいがこの補足給付の対象になるというふうに考えています。

それから、介護保険事業計画の件ですが、利用者に対してどのような形でヒアリング等を行っていくんだというようなことですが、今、現在、介護保険策定委員会の方、高齢者保険福祉計画介護保険事業計画の策定委員の中に利用者代表というような形で第１号被保険者から２名、それから第２号被保険者から１名の方に委員となっていただいております。

それから、市長の方の施政方針でも申し上げましたとおり、現在、県と旭市と地元と共催というような形で市内２か所、広原地区と共和地区の２か所で、この計画策定を前提としましたタウンミーティングを実施することになってございます。

それから、今までやったものですが、介護支援専門委員、計画をつくる方々を対象に72名、管内にいるんですが、72名を対象としましたアンケート調査も実施してございます。今その意見の取りまとめがほぼ完了したような状況でございます。これはまたサービス提供者側の意見ということで収集してございます。

それから、現在調査中ですが、サービス提供事業者等、これはちょっと旭市以外にも利用

者がいるところをちょっと広げまして、92か所に対してサービス提供事業者側の意見、それから旭市内の地域活動団体ということで10団体、34名の方々に意見をいただきたいということで、ヒアリング調査等をしてございます。今実施中でございます。

それから、このことによりまして、新しい介護予防に向けた新予防給付、地域支援事業及び地域密着型サービス等の改正後の事業に向けた意向調査等も実施する予定になってございます。

それと、あとデイサービスの方々の負担というようなことですが、最近のデータで、市内のデイサービスの提供事業者にちょっと聞き取りで調査をしてございまして、現在、10月以降の食費ということで500円ということで設定している事業所が１か所、570円ということで設定している事業所が１か所、580円が２か所、780円が１か所というふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（林　正一郎）　66番、松木源太郎議員。

○６６番（松木源太郎）　１点だけ最後にご質疑申し上げます。

個々の詳しい内容はまた委員会でお聞きしますけれども、本会議で聞いておかなければならないことは、事業計画のつくり方の問題です。

今のお話を聞いていますと、施設設営者からの意見聞き取りがかなり比重を占めている。２か所のタウンミーティングらしきものをやると言っていますけれども、1,000名近くの利用者から、今回の法改正の問題や来年からの改定の問題、こういうことについて、私は半年あるからきちんと、集計が後になってもいいから、利用者から今回法改正で変わることも含めて、皆さん方の利用の状態がどうか。それから、旭市を中心とした地域でサービスを受けているわけですけれども、そのサービスの状態がどうか。こういうことをきちんと利用者から聞かない計画というのは、片手落ちだと思うんです。今のお話を聞いていると、設置者、いわゆる施設の設置者あたりの意見はだいぶ細かく聞くようですけれども、利用者からはタウンミーティング２か所、何人集まるか分かりませんけれども、やはり今利用している方からの意見を十分に聞くという方向でこの計画ができないものかということについてお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（林　正一郎）　松木源太郎議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜）　今計画していることにつきましては、先ほど答弁したとおりでございます。確かにタウンミーティング２か所及び地域活動団体10団体というのは、どち

らかというと利用者を想定した調査になってございます。また今後必要に応じまして上司と協議させていただいて対応してまいりたいと、そんなふうに考えていますので、よろしくお願いします。

○議長（林　正一郎）　松木源太郎議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第４号の質疑を終わります。

ここで２時10分まで休憩をいたします。

休憩　午後　２時　５分

再開　午後　２時１２分

○議長（林　正一郎）　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第５号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

江波戸邦夫議員。

○５４番（江波戸邦夫）　54番です。３点ほどお尋ねしたいと思います。

まず第１点目は401ページ、歳入の欄で下水道事業負担金4,344万3,000円、２款の使用料3,708万円といふうに計上してございますけれども、当然、調定済んでいると思いますので、この調定額というのはどのくらいの数字が出ているか。併せて、多分今までの決算書の例から行きますと、私の予想では5,000万円くらいの収入未済金が決算では出てくると思うんですが、出てきた場合に、金額はともかくとして、出てきた場合には当然これらのものについては債権債務には時効というのがございます。下水道事業のこれらの種類の歳入未済額についての時効というものは何年なのか、その辺をまずご報告願いたいと思います。

それと、第２点目は、409ページの23節、償還金利子及び割引料ということで、本年度の予算では元金が２億194万9,000円、利子が１億145万9,000円ということで409ページに載っております。元金に比べて非常に利子が高いような気がするわけでございます。ちなみに、一般会計をちょっと見てみましたら、294ページに一般会計の本年度の元金利子が計上されております。294ページの中では、本年度の元金の支払いが23億九千何がしという数字が載っております。この利子が５億五千六百何がしという数字が載っておりますけれども、これ

らと比べると、非常に下水道会計における利子が割合からすると非常に高いのではないかなという気を持つわけでございますので、この利子というのは、買い入れ先によっておのおの違うと思いますけれども、あらかたの数字で利子がどのくらいのものなのか、２点目にお尋ねしたいと思います。

次に、398ページに本年度の起債を１億2,460万円起債を起こしているようでございます。この表を見ますと、金額とそれと借りる条件と利率５％以内ということで、それとそのわきには償還の条件、繰上償還もできるというような文言が入っておりますけれども、とかく一般会計の場合にはこのような文言は入っていても、借り換えたり、繰り上げ償還はできないんだというふうに言われておりますけれども、下水道会計というのは私ども全然携わったことがございませんので、下水道会計の場合はそのようなものができるのかできないのか、この３点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（林　正一郎）　江波戸邦夫議員の質疑に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（山﨑健次）　それでは、１点目の質問の、受益者負担金と使用料関係での調定額の状況についてお答えいたします。

まず、受益者負担金でございますが、平成12年の供用開始に合わせまして付加しておりまして、16年度末で調定額が６億6,248万1,000円に対しまして、収入済額は５億2,163万500円でございまして、収納率としましては、78.7％となっております。

また、使用料につきましては、平成16年度末で調定額１億6,175万9,663円に対しまして、収入済額は１億5,471万4,330円でございまして、収納率としましては約95.6％となっております。

２点目の収入済額の時効は何年かというご質問でございますけれども、旭市公共下水道事業は都市計画法の認可を受けまして整備を進めているところでございます。受益者負担金の時効につきましては、都市計画法第75条第７項に「負担金及び延滞金を徴収する権利は、５年間行なわないときは、時効により消滅する」と規定されております。

また、下水道使用料につきましては、下水道施設は地方自治法第244条に規定します公の施設に該当いたします。このことから、使用料の消滅時効につきましては、地方自治法第236条第１項に「金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、５年間これを行なわないときは、時効により消滅する」と規定されております。したがいまして、受益者負担金及び下水道使用料の消滅時効につきまし

ては、いずれも５年間となっております。

３点目の公債費関係でございますけれども、公債費の利率につきましては、利率４％台が８件、３％台が３件、２％台が24件、１％台が10件、１％未満が１件の合計46件となっております。

４点目の公債費の元利償還の借り換えはできないのかということについてでございますけれども、先ほど申しましたように、下水道事業で現在借り入れしている下水道債は公営企業金融公庫資金、財政融資資金、簡保資金等でございますけれども、これらの利率は0.9％から４％となっております。

下水道債の借り換えにつきましては、高金利の企業債の借換債としまして高資本費対策借換債等がございますけれども、原則として対象となる企業債が公営企業金融公庫資金で利率が6.0％以上のものとなっているため、借り換えの対象とはならない状況でございます。

以上でございます。

○議長（林　正一郎）　54番、江波戸邦夫議員。

○５４番（江波戸邦夫）　まず、時効の関係ですが、受益者の関係と使用料、その関係については公の施設というような関係で、いろいろ適用法令なり条例を、ただいまの課長の方からお話がありましたけれども、５年間ということでございますから、恐らく12年度に発生したものについて今年度末あたりで時効が成立するのではないかなと、そういうおそれがあるのではないかなという気がします。それはそれとして、当然時効が来たらこれは不納欠損で落とさざるを得ないということでしょうけれども、税と違ってこれらのものについては時効を中断するような方法といいますか、時効を中断するような方法、そういうものがとれるかとれないか、それをまずお尋ねしたいと思います。

それと、起債の償還については、元金の約半分、２億100万円に対して利子が１億100万円と、言ってみれば非常に先ほどお話のありましたように、４％から１％以内という、借入先によって、あるいはその当時の経済事情によって、こういう数字が出てきていると思います。先ほどやはり報告がありましたように、６％を超える場合には借り換えができるということでありますから、そうなると今課長のご報告があったこのパーセントでは借り換えができないんだと、このまま静かに元金と利息を計算したとおり払っていかざるを得ないということで、これはそういう法律であればそのように理解をせざるを得ないと思いますので、いわゆる時効が成立する問題と、多分計算でいくと今年度末あたりではないかなと、古いのは。いうような気がしますので、そうすると、来年の出納閉鎖が終わってからの決算書には、当然

のこととして不納欠損と、多分水道会計では初めてと思うんですが、そういう現象が現れてくるのではないかなというふうに思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（林　正一郎）　江波戸邦夫議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（山﨑健次）　下水道の供用開始が平成12年３月31日でございまして、受益者負担金の賦課につきましては平成12年度から、また下水道使用料につきましても同様に、平成12年度から賦課となっております。12年度から５年経過の平成17年度中に消滅時効を迎えることになるものでございます。したがいまして、議員のご指摘のように、平成16年度決算におきましては不納欠損として計上してございませんけれども、平成17年度決算におきまして不納欠損が生じる見込みとなっております。16年度の決算の出納閉鎖時点での決算見込みが生じるところとなっております。

以上でございます。

○議長（林　正一郎）　54番、江波戸邦夫議員。

○５４番（江波戸邦夫）　この種のものについては、私、具体的によく分からないんですが、時効を中断する方法というのがあるのかないのか。税ですと差し押さえをするとか、そうしますとそこで時効が中断しますね。下水道事業についてはそういう方法がとれるかとれないか、その１点についてお伺いしたいと思います。

○議長（林　正一郎）　江波戸邦夫議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（山﨑健次）　時効中断させることが可能かどうかにつきましてでございますけれども、これにつきましては、強制徴収で差し押さえ等も可能なわけでございますけれども、全国的な事例によりますと、判例等にもよりますと非常に現実的には難しいところもあるのかなと考えております。

以上でございます。

○議長（林　正一郎）　江波戸邦夫議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第５号の質疑を終わります。

議案第６号について質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（林　正一郎）　質疑なしと認めます。

議案第７号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

松木源太郎議員。

○６６番（松木源太郎）　17年度の水道事業会計予算７－３についてご質疑申し上げます。大きく２点あります。

皆さん方ご存じのように、１市３町の水道事業、今のところ料金は別です。何年別でやっていくか分かりませんけれども、会計は統一いたしました。その中で、給水申し込み納付金の繰り入れ先が３条予算か４条予算かの違いがございました。これをどういうふうに統一して、今まで収益収支、３条予算に入っていた二つの会計の部分はどういうふうに処理をし、また４条予算で計上してきたところはどういうふうに統一したのか。具体的にこの予算書にある平成18年３月31日付の貸借対照表の表によってご説明いただきたいと思います。

次に、今一番水道事業会計で問題になるのは、合併前の四つの水道事業会計がどんな経営状態であったかということでございます。私どもが所属していました旧旭市の場合には、会計上の累積赤字は確かにありましたが、これが５億円近くから、今16年度の決算では３億9,000万円まで改善してまいりまして、ここ３年は単年度では収益収支の黒字を出してまいりました。今回の合併したところによりますと、この累積赤字が大変ふえたわけですし、欠損金もかなりふえたわけです。これで18年度以降の水道事業をどういう形でもって運営していくかとなります大変難しい問題が出てくると思いますが、17年度末の欠損金や累積債務の状況について、会計を統一するときにどういうような形での統一をしたか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（林　正一郎）　松木源太郎君の質疑に対す答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（宮本英一）　それでは、松木議員の質問に対して答弁いたします。

まず、水道会計の統一でございますが、ご承知のように、17年度の水道会計の予算の編成につきましては、旧市町の通年予算から６月末決算見込みを差し引きまして、年度末までの収支見込みを勘案した予算となっております。会計の統一の仕方につきましては、基本的には合併協議会の水道部会分科会の中で方向性を示していただきまして、具体的な編成につきましては、旧市町の予算担当者と協議しながら県等の指導を仰いで統一を図りました。

例の給水申込金の３条、４条につきましても、合併協議会の水道部会の中で協議しまして、４条に経理することが望ましいということで決定したようでございます。

続きまして、欠損金の関係でございますが、平成17年６月30日の１市３町の繰越欠損金の額につきましては６億4,754万円になっておりまして、それに17年度末純損失3,086万円を足しますと、17年度末の累積欠損金予定額は６億7,840万円となっております。

それと、４条、３条の申し込みにつきましては、予算書の438ページ、収入の第３項給水申込納付金という欄に入っております。

以上でございます。

○議長（林　正一郎）　66番、松木源太郎議員。

○６６番（松木源太郎）　統一の問題について、予算書に基づいて細かく１点だけ聞いておきたいと思うんですけれども、461ページの平成18年３月31日の予定貸借対照表を見ていただければ、今お話があった金額との差がちょっと出るわけです。それで、今お話があった欠損金が結局６億7,840万円になるわけですけれども、当年度が3,000万円の欠損で、そうしますと、結局合併したために大変大きな、今まで３億9,000万円であった旧旭市の場合ですけれども、累積赤字が倍近くの６億7,000万円になって再スタートというふうになるわけです。そうしますと、先ほど一般会計のところで議論した１億1,000万円の高料金の金額というのは、18年度以降、これだけの欠損が出ると旧旭市の分も含めてかなり補助金が増えるというような形になるわけですか。そういうような改善策がこれからとれるのか、それとも繰入金については、県補助金がそんなに来ないから、一般会計からの繰り入れをさらに増やしていくという形のものにしなければならなくなるのか、今回の合併に伴っての会計の統一でどういうこと起こるのか、簡単にご説明いただきたいと思います。

○議長（林　正一郎）　松木源太郎議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（宮本英一）　17年度末に、これは452ページのことだと思いますが、６億7,840万円ということになりますが、累積の欠損金をどういう形にするかということで、水道会計の扱っているものにしましては、それをどうするかということについては、欠損金ですので基本的には一般会計からいただく、または県の補助金を増額していただく。そのほか考えられることは水道料金を上げる。その２点しかないと思うんですが。一応、答えになっているかどうか分かりませんが、一応水道会計を預かっている者に対してはそういう答えしか言えないということであります。

○議長（林　正一郎）　松木源太郎議員。

○６６番（松木源太郎）　今回の予算書でもって441ページのところに営業外収益のところが

あります。これは市町村水道総合対策事業補助金、いわゆる県の高料金対策補助金は、先ほどの一般会計のところで財政課長からも話があった１億1,300万円しか来ないけれども、旭市は１億5,000万円、約4,000万円多く一般会計から繰り出していくと。こういうことを今回やっているわけですけれども、来年度は、今回の水道の合併に伴って大変経営上苦しくなってきていると思うんです。そうすると県の高料金対策の補助金というのは、これ以上一つの会計にまとまって苦しくなった場合に増えるのかどうか。県の高料金対策の要綱ではどういうふうになっているんですか。これが一定程度１億5,000万円くらいまで増えるのであれば、今旧旭市が出したプラスの一般会計分を補えば料金値上げしなくて済むかなと、いろいろなことが考えられるわけですけれども、そういうことについて県との高料金の補助金のことを聞いているわけで、どういうふうになっているかということを、今回合併したらどういうふうに取り扱ってもらえるかということをお聞きしているわけです。

○議長（林　正一郎）　松木源太郎議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（宮本英一）　県の水道料金の補助金の関係でございますが、その制度としまして、千葉県だけがやっているということで、県の経営しています水道局の給水原価を上回った市町村に給付する補助金ということであります。合併、これは給水原価に反映されるもので、３条すべて、企業債利息、受水費、人件費、減価償却費、施設の維持管理費等ということで、一般会計から出します補助金を、先ほど財政課長が説明したとおり、限度額としていただける補助金であります。

それでは、合併後がどうなるのかということでありますが、いろいろな面で合理化されて多少減る可能性はありますが、この制度がある限りはいただけるということでご理解願います。

以上でございます。

○議長（林　正一郎）　松木源太郎議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第７号の質疑を終わります。

議案第８号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

松木源太郎議員。

○６６番（松木源太郎）　それでは、議案第８号　平成17年度旭市病院事業会計予算について、

大きく３点ほどご質疑申し上げます。

まず第１点目は、専決条例の承認のときに、病院管理者並びに事務部長にお聞きした定数並びに職員数の問題でございます。

まず２ページを見ていただきますと、この一番下の行に損益勘定所属人員1,896人というふうに書いてございます。専決処分の中での病院での定数は1,748人でございました。

次に、16ページを見ていただきますと、その時私から定数と職員数等の話をいたしまして、今回、16ページでは給与費の明細書のところで一般職の中で、1,896人の損益勘定職員に対して、括弧内は臨時職員ということで医業費用の182人、老人保健施設の事業費用が15人、養護老人ホーム事業費用が３人、特別養護老人ホーム事業費用が５人、ケアハウスが１人、合計206人の臨時職員がいるということを明確に出していただきました。この面では大変予算も見やすくなったと思います。見やすくなったんですけれども、実際のところ、1,748人に対してこれだけの臨時職員がいて、それで経理処理はどうなっているかといいますと、これは27ページ以降のところになるわけです。ここで、27ページには、医業費用のところの給与費のところに医師、医療技術員、看護師、事務職員、その他職員。それから、賃金のところに、これは28ページですけれども、日々雇用雇上料１億9,500万円、こういう形で、では一体旭中央病院の事業というのはどういう方々が受け持っているのか。つまり、1,896人のうち約２割の方は身分的に安定しているのかしていないのか分かりませんけれども、臨時職員の身分の方である。この中で理解できるのは、医業職の中で、今研修制度などがありますから、研修医が職員でなくて臨時職員、年間の報酬をとる形での臨時職員だというのは、これは分かるわけです、中身としては。しかし、多くの２割近くの方々が臨時職員であるということについては、今後、これをどのように改善していくのか、事業管理者並びに事業部長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

公営企業法でのいろいろな統計上の処理の問題を担当者が私に申しておりましたけれども、それとこの職員としての身分を持つか臨時職員かという形での職員の職種の違いというのは大変大きいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、継続費、債務負担行為、企業債などで行われるところの17年度の事業ないし18年度の事業についてお聞かせいただきたいと思います。

これは、17年度の取得資本のところが予算書の６ページに載っております。これは、重要な資産の取得のところで、機械器具としては磁気共鳴関係のＭＲＩの二つと、もう二つの問題。それから、もう一つ私がここで聞きたいのは、病院情報システムというものを17、18年

度で取得する。２年度で約20億円、そのうちの15億円以上は起債でやるわけですけれども、補足説明の中で電子カルテなどの取り込む形だというふうにおっしゃいましたが、このシステムというのはどういうものですかということと、それから、最近全国的に地域医療の中核病院は電子カルテシステムを次々に導入いたしておりまして、それが地域の今度個人のお医者さんとのコンタクトに使われているということで、大変中核病院としては電子カルテシステムというのを急いで今導入しているようですけれども、この利用については、そういう地域的なつながりがあるのか。例えば、山武郡関係で最近新聞記事によりますと、山武郡関係の新しい病院をつくるのでもそういうような考えがあるようですけれども、それと同じような考えのもとにこういうところが行われているかということについてお聞かせいただきたいと思います。

最後に、積立金の問題でございます。積立金については、年度末でも67億円程度残ります。二百数十億の収益収支の中で60億円から70億円近くの積立金があるということでございますけれども、これは将来的に何か計画があってこれだけの積立金をお持ちになっているのか、そこのところをお聞かせいただきたいと思います。

以上３点でございます。

○議長（林　正一郎）　松木源太郎議員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（今井和夫）　それでは、私の方から、損益勘定職員のあり方についてということについてお答えを申し上げます。

今、ご指摘ございましたように、定数は1,748人でお願いをしてございます。それで、この予算書の記載の中で、1,896人とあるではないかということでございますが、これにつきましては、16ページをちょっとご覧いただきたいんですが、括弧内に臨時職員206人というふうに記載をさせていただきまして、したがいまして、1,690人という正規職員の定数の内輪の数字で今回予算をお願いするものでございます。

この206人について、割合が多いではないかというご指摘でございます。県内の他の自治体病院の例なども見ますと、私どもの病院よりも実は臨時職員の割合が高い病院も幾つかございます。それを理由にするわけではございませんけれども、こういった形について今後どうしていくのかというのは、確かに大変重要かつ病院にとりましても大きな問題でございますし、働いていただいている方々にも大変大きな問題であるというふうに認識をいたしております。ただ、それだけこの病院の規模というものが診療圏100万人という中で非常に存在

感が大きくなってきているだけに、ある意味で小回りのきかない非常に大きな組織になっているというのも事実でございます。そういった中で、今、政府が進めようとしています行政改革というのが一方にございますし、それからたびたび申し上げるようですけれども、診療報酬のマイナス改定という大きな問題が病院にとっても控えてございます。そういったいろいろな背景の中で、今後こういった問題についても整理をしていくべきだろうというふうに考えておりまして、これだけの数のものを急にかじを切ってどうこうするということは、正直なところ非常に難しいというふうに私も認識しております。ただ、先ほど申し上げた、行革というような観点からは、よく世間で言われますような民間委託というのも一つの方法ではあろうかとは思いますけれども、そういったいろいろな問題を含めて、今後、病院の全体の方向性を考える中で、いろいろな研究もし、また議会の皆様ともいろいろな議論をした上で決めていくべき問題であろうというふうに認識いたしております。

それから、３点目の積立金の問題でございます。70億円近く、非常に大きな金額がございますけれども、将来的にどうかというお尋ねでございますけれども、今申し上げましたように、診療圏100万人という中で大きな役割を引き受けていますけれども、一方では、病棟の、いわゆる昭和56年以前に建てられた建物の耐震性の問題というのがございまして、地域での中核的な役割を引き受けていく病院であるということ、それから耐震性の問題があるということ等も含めまして、これは一部事務組合のときには既にご議論をいただいているかと思いますけれども、病院の将来的な病棟の整備という問題が実はございまして、マスタープランの作成という作業も今年度予算をいただいて検討を進めておりますけれども、そういった病棟の整備の中でこういったものも使途についても検討してしかるべきだろうというふうに考えております。

私からは以上でございます。

○議長（林　正一郎）　事業管理者。

○病院事業管理者（村上信乃）　２番目のご質問の電子カルテの件については私の方から答えさせていただきます。

松木議員がおっしゃるように、電子カルテというのは大変地域医療連携にも非常に重要なものでありますけれども、それ以外に医療安全とか高度医療をやっていく上におきまして大変重要な手段であります。国の方も最初の計画では、電子カルテ化を今年度いっぱいで60％の大病院はやるという計画がたしかあったはずですけれども、現実的にはまだ20％足らずであります。

我が病院も本当は早くやりたかったんですけれども、どんどん新しいものが出てくるし、次々といろいろな要求が出てくると、うちの病院にあったものがどういうものが一番ふさわしいかというのを選んでおりまして時間がかかっております。しかし、今の予定では、来年の秋にはうちは電子カルテを取り入れる予定でございます。その際、とにかく我が病院がこの地域の中核病院でありますし、周囲の病院との情報の共有化のためにこの電子カルテは利用したいと思います。ただし、我々の病院だけが一方的に持っていても仕方がないので、これからそういうネットワーク化する病院との間にもやっていかなければならないと思っております。

以上でございます。

○議長（林　正一郎）　66番、松木源太郎議員。

○６６番（松木源太郎）　１点だけ再質疑させていただきます。

職員の方々の問題ですけれども、臨時職員の方が206名いらっしゃると。これは幾つかの種類があると思うんですけれども、この方たちがどういう待遇であるかということは、この給与明細書からは全く出てこないわけですけれども、これは業務によって、先ほど申し上げたようにお医者さんの臨時職員、いわゆる研修医と、看護婦の臨時職員や老健施設の臨時職員、取り扱いがまるっきり違うと思うんです。臨時職員といわれる方は、給与はどういうような体系になっていて、その他手当などはどういうふうな体系になっているか、この機会にお聞かせしておいていただきたいと思います。

○議長（林　正一郎）　松木源太郎議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（今井和夫）　お答えを申し上げます。

臨時職員の待遇は具体的にどうかということですけれども、給与面については、おおむね初任給程度の金額をベースに、あと年齢等を考慮して決められています。

それから、特別な勤務が生じればその都度手当等は規定に従って支払われております。

以上でございます。

○議長（林　正一郎）　66番、松木源太郎議員。

○６６番（松木源太郎）　どうもありがとうございます。

職員の身分の問題について、今、事務部長からお話がありました。

それでは、その臨時職員の方には、初任給程度から始まって年齢によって加給される。そういうような規定がきちんと新旭市の市立病院になってからつくられていますね。それをぜ

ひ出していただきたいと思うんです。いかがでしょうか。

○議長（林　正一郎）　松木源太郎議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（今井和夫）　お答えを申し上げます。

今、手元にございませんので、後日お示ししたいと存じます。

○議長（林　正一郎）　松木源太郎議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第８号の質疑を終わります。

議案第９号について質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（林　正一郎）　質疑なしと認めます。

議案第10号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

藤田昌功議員。

○３５番（藤田昌功）　１点だけ伺いたいと思います。

10号というのは旭市の水道の決算ですけれども、その中を見ていまして、決算書の159ページのところにある東総広域水道企業団出資金です。これは各町もそれぞれ出しておりますし、それから今年度予算の中にも全体として３億3,000万円が盛り込まれております。この事業の出資の目的ですけれども、これを伺いたいと思います。

併せて、これ２年度にわたって出資をするわけですけれども、その出資の総額と事業規模との関係を知りたいと思います。

○議長（林　正一郎）　藤田昌功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（宮本英一）　それではお答え申し上げます。

出資の目的につきましては、現在東総広域水道企業団で建設中の高度処理施設建設のための出資金であります。本来、公営企業につきましては独立採算性が原則でありますが、企業負担とすることが不適当なものについては一般会計から負担すべきであると、総務省自治財政局通知に示されております。東総広域水道事業団の繰り出しにつきましては、これに基づいて行っております。

なお、繰出金１億7,413万9,000円の内訳は、先ほど言いました高度浄水施設整備にかかる

一般会計出資債分が１億3,120万円、水源開発及び広域化対策にかかる元金償還金分4,293万9,000円であります。

全体の事業規模につきまして、高度処理施設整備事業は、東総広域水道企業団が、構成団体より安全で良質な水道を供給するために平成14年度に厚生労働大臣より許可をいただきまして、平成16年度から工事を着手しているものであります。この施設につきましては、臭気対策とトリハロメタンの低減化対策を目的としまして、既存の浄化処理施設に新たな粉末活性炭と粒状活性炭処理施設を付加するものであります。全体の工事費は31億円で、平成18年度稼働と聞いております。

以上でございます。

○議長（林　正一郎）　35番、藤田昌功議員。

○３５番（藤田昌功）　この質問の意図というのは、高度処理によって当然原水コストが上がってしまうわけですね。それを原水費としてはね返らせるのかどうかということが一番心配なわけで、そのことを聞きたくて質問しました。

今、お話伺って、毎年の出資金だけではカバーできない部分があるようです。ということは、起債をしているのではないかと思うんだけれども、その起債について、今、利息相当についてはそれぞれ繰出金でやっているようだけれども、その元本と言いましょうか、その償還についてはどうなんですか。これは償却部分をコストに上げているんですか。そこをちょっと教えてください。

○議長（林　正一郎）　藤田昌功議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（宮本英一）　受水費に対する影響につきましては、現在企業団で検討中だと思います。これから基本料金、使用料金の数値が示されてくると思います。

ちなみに、現行料金、基本料金が55円、使用料金44円、当初建設予定していましたときに旭市の15年度あたりで何か議会で答弁しているようでございますが、建設事業費38億円とした場合、受水基本料金が62円、使用料金が35円と、何か回答しているようでございます。これが38億円が31億円になる予定でございますので、今後、この62円、35円の数値が変わってくると思われます。

それと、起債の償還の関係ですが、これはあくまでも一般会計から、予算で組んであると思いますので、その辺はちょっと水道会計では分かりません。

○議長（林　正一郎）　35番、藤田昌功議員。

○３５番（藤田昌功）　再々質問というか、今の回答の中で、どの部分が企業団のスターティングコストとして入ってくるのかという問題がつかめていないのかなということなんだけれども、そういうことなんですか。18年度末、完成をしないと原水コストのはね返りというのはつかめないのだろうか、ちょっとそこが知りたいんです。

○議長（林　正一郎）　水道課長。

○水道課長（宮本英一）　藤田議員のおっしゃるとおりでございまして、受水料金の決め方の経緯につきましては、施設の動力費、それと薬品費、人件費、減価償却費、利息等を計算しました受水費が決定しますので、これから施設が完成しまして実際に稼働しなければ分からない部分があると聞いております。

以上でございます。

○議長（林　正一郎）　伊藤市長。

○市長（伊藤忠良）　水道の件で１点だけ付け加えておきたいと思いますけれども、水道の給水料金が県内でまちまちなんです。今、県の方にお願いをしておりますのは、一番財源の豊かな首都圏ほど県水を使っておりまして、本当に安い水道の給水を受けているわけでして、そういったことが非常に県民にとって不公平ではないかということで、我々のところも給水までは県でやるべきだろうというお願いをしてございます。そういった意味で、非常に水道料金が高いという感覚をもって今県と折衝をしておりますものですから、そういった意味では議員の皆さん方にも力を貸してもらって、できるだけ市民に安い水を供給をしたい。そのように考えておりますので、よろしくご協力をお願いいたします。

○議長（林　正一郎）　藤田昌功議員の質疑を終わります。

議案の質疑は途中ですが、３時20分まで休憩いたします。

休憩　午後　３時　５分

再開　午後　３時２５分

○議長（林　正一郎）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の質疑を行います。

松木源太郎議員。

○６６番（松木源太郎）　松木でございます。10号議案について、大きく２点についてご質疑

申し上げます。

１点目は、市税収入の問題でございます。

私は、決算議案を精査し、その後、監査意見書を拝見させていただきまして、最後に監査意見書の「むすび」のところに大変感銘を受けた文章がありましたので、これをどのような形でもって実施したかをお伺いしたいと思いますが、監査意見書の40ページ、最後のところに、一般会計の歳入決算額を財源別に見ると、自主財源は65億4,680万2,250円、依存財源は81億3,324万1,685円で、自主財源と依存財源の割合は44.6％（前年度43.4％）対55.4％（前年度56.6％）で、前年度に比すると、自主財源が1.2ポイント上昇している。この1.2ポイントというのは約１億5,000万円程度なんですけれども、大変大きな税収入との改善であります。これが、固定資産税等の定常的な値上げ分であればこれは大したことはないんですけれども、ここに、「この要因は市税の滞納繰越分の収納率がアップしたことによるものである」と書いてある。確かに旧旭市におきましては、市税滞納についてどうするかということを所管の委員会でも決算委員会でも再三取り上げられ、それなりの徴収員制度を設けたりしてまいりました。これは市税と国保税両方兼ね備えているわけでございますけれども、こういう形で大変上がってきた。これがどういう形で滞納整理のところに表れているか、どのようなことをこの16年度にやったかということをお聞かせいただきたいと思います。

次に、もう１点でございます。これは、これからの新旭市の事業を行う場合にも大変役に立つと思うわけです。

旧旭市におきましては、まだ事前に予定価格を公表する形での入札は行っておりませんが、開札後、予定価格を明らかにするということで、その透明性がだんだん明らかになっております。できれば、18年度以降には予定価格の事前交渉を一定の規模で行っていただきたいと思うんですけれども、私は、毎年入札に当たっての契約率について資料をいただいてまいりました。そうすると著しい改善が16年度はあるわけです。14年度は単純平均で契約率は予定価格に対して94.3％、加重平均ですと95.4％でございました。15年度は単純平均で93.2％、加重で96.2％でございました。これが16年度は単純平均で94.6ですが、加重平均ですと90.5まで下がっている。旭市程度の地方自治体においては、すべての入札を一般競争入札というわけにいかない側面もありますけれども、しかし、いわゆる自治体が発注する工事について、調整や談合等がやられないで、その地域の地元の方々が自分の努力によって入札を行っていただければ、10％の契約率の減、100から90ですから１割近く減るわけですから、これは大変財政的にも貢献すると思うんです。それに伴っていろいろな事業ができると思うわけです。

これがどういうふうに形でもってもこのように下がってきたか、簡単でいいですからお聞かせいただきたい。この２点だけお聞きしたいと思います。

○議長（林　正一郎）　松木源太郎議員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（江ヶ﨑純敏）　松木議員からの滞納繰り越し分の徴収率アップのためにどのような形で取り組んだかというご質問に対してお答えいたします。

16年度におきましては、滞納繰り越し分について7,000万円を超える増収という成果を見たわけでございますけれども、徴収率でも15年度と比べますと倍以上の徴収率を上げることができたわけでございます。このために行った滞納整理の努力でございますが、15年度までは旭市におきましてもただ滞納者の方に自主的な納付をお願いするという形での催告を繰り返す、また小まめな臨戸訪問を繰り返すという形での滞納整理を行っていたわけでございます。ただ、15年度に県税事務所、今県税事務所となっておりますが、15年度はまだ海匝支庁でございましたが、そこの税務課の職員の方に１年間兼務で滞納整理の指導のために派遣をお願いいたしました。１年間その方に滞納整理のやり方等について指導していただきまして、その指導を16年度には実際に生かそうということで、従来の臨戸に加えてといいますか、臨戸よりも督促とそれに基づいてきちんとこちらに納税相談に来てくれないような方に対しては差し押さえ等の滞納処分を行うという方針を決めまして、これを実行に移しました。

具体的には、15年度などには差し押さえはほとんど行っておりませんでした。それが16年度には建物、土地の差し押さえを２件、預貯金の差し押さえを41件、給与の差し押さえを２件、国税還付金の差し押さえを１件、県税事務所の方で行ったものが５件、そのほか参加差し押さえが１件というように市及び県税事務所で51件の差し押さえを行ったということで、これについて、ＰＲ効果が相当出ておりまして、例えば分納誓約でございますけれども、分納誓約については15年度まではなかなか誓約書を提出しないで、口頭で「いつ納めるから」「何回で納めるから」というような言いわけの方が多かったんですが、16年度は分納誓約書、これは誓約書を出しますと債務承認になりますので、この方々についてはその時点で時効中断ができます。この誓約書を市税では386人、国保税で328人という誓約をとることができました。

こういったことがＰＲとなりまして、市が催告を行えば納税相談に来てくれるということになって、また納税相談に来てくれれば、私どもの方でも差し押さえだとか、そういうところまではやりません。納税相談をしてもらって、分納だとかそういうことをやる。そういう

ふうに考えてはおります。こういうことが滞納整理のために16年度に市で行った努力ということになります。

以上でございます。

○議長（林　正一郎）　財政課長。

○財政課長（高埜英俊）　私の方から２点についてお答えいたします。

まず、自主財源の比率の上昇の関係でございますけれども、税については、今、税務課長の方から答弁いたしまた。私の方からは、決算書の52ページの繰入金の関係についご説明いたします。

繰入金、これ前年度に比べて５億7,690万円ばかり増えております。175.2％の増でございます。これがまず基金の繰入金でございまして、これは54ページになりますけれども、財政調整基金からの繰り入れで１億9,583万6,000円ふえております。平成16年度は、合併関係のいろいろな事業を行いまして、それの財源といたしましては、基本として財政調整基金を使いましたものですから、このように２億円近い金額が増えております。

それから、同じ54ページの下の方でございますけれども、庁舎増改築基金というのがありまして、それは、16年度で廃止いたしましたけれども、３億円基金から借りた分があって、それをお返しして３億8,700万円取り崩しをして基金に配したということでございますから、実際問題は8,700万円余りしか入らなかったんですけれども、予算上は３億8,700万円入ったということになっております。

それから、59ページでございます。

17款の諸収入の中でございますけれども、真ん中辺にありますが、コミュニティホール等の建物補償金、これが１億3,000万円ちょっと、それから３番の商工会工作物等補償金、これが880万円、これいずれも旭池ノ上線の旧商工会が入っていたところの建物の補償金でございまして、建物は市のものでございまして、中身の造作が商工会のものでして、それが、別々に県の方から入ってきまして、商工会のものは商工会の方へ補助金ということで出ておりますけれども、こういうものが全部で１億3,900万円程度ありましたものですから、諸収入が100％以上の増というようなことがございまして、先ほどの税と相まちまして、自主財源が上昇したということでございます。

それから、次に事業の落札率です。予定価格に対する入札価格ということでご質問がございました。平成12年度からの数字がございますけれども、平成12年度は工事の件数、これは財政課の方で所管している入札関係でございますけれども、工事などの件数が129件で、加

重の落札率が98.2%、13年度が102件で97.9%、14年度が95件で95.4%、ちょっと14年度から下がっておりますが、これはちょっと入札のやり方を工夫いたしまして、随意契約の制限を付けたということで、この時からちょっと下がったなと思っております。それから、15年度は80件で96.2%、16年度は67件で90.5%ということで、先ほどご指摘のあったとおりでございますけれども、16年度につきましてはちょっと特殊要因がございまして、１市３町の共同事業といたしまして、１市３町広域情報ネットワーク整備工事というのを行いました。これは３町から負担金をいただいて、あと旭市でもって代表になって工事を行ったものでございますけれども、これは３億円を超える工事費でございましたけれども、この落札率が83.4%とかなり低い数字でございましたので、全体の落札率を引き下げたということがございます。

以上です。

○議長（林　正一郎）　松木源太郎議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第10号の質疑を終わります。

議案第11号について質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（林　正一郎）　質疑なしと認めます。

議案第12号について質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（林　正一郎）　質疑なしと認めます。

議案第13号について質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（林　正一郎）　質疑なしと認めます。

議案第14号について質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（林　正一郎）　質疑なしと認めます。

議案第15号について質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（林　正一郎）　質疑なしと認めます。

議案第16号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

松木源太郎議員。

○６６番（松木源太郎）　議案第16号　平成16年度旭市水道事業会計決算の認定についての議案でございます。大きく四つほどお聞きしたいと思います。

一つは、決算意見書にもあるように、平成16年度の旭市の水道企業会計決算は、当年度の純利益が5,806万8,212円の純利益で、有収水量の１立方メートル当たりの収益費比較では、給水原価を７円23銭供給原価が上回ったということで、利益を出した水を供給できた。ここは初めて給水原価が供給単価を下回ったわけです。従前、旧旭市の水道事業は、大変厳しい状態がありまして、従前から累積赤字５億円を超えたらば料金の改定をしなければということでありましたが、1999年の改定時期には利益が出始めるというか、経営が改善しつつあり累積赤字が少し減り始めたので値上げをストップしました。そして、今回、それから約５年近くたってみたらば大変改善されて４億円を下回る累積赤字が減ってきたということであります。こういうことから見て、このままいけば水道料金は下げられなくても上がることはないなと私たちは見てきたわけであります。

そこで１点目、今回の経営上の改善はどこから来ているかということについてお聞きしたいと思います。

次に、これは市長にお聞きするんですけれども、旧旭市の水道の会計の向上は４条予算に加入金を入れながらの改善でありますから、大変水道事業としては上向きに行っていると思うんですけれども、これを合併したときにどのように生かしていくお考えかということです。

それから、３番目が料金です。今の料金をいつまでこの状態であれば維持できるか。今回合併してしまいますからがらがらぽんということでなくなってしまうわけですけれども、しかし、これは旧旭市のまず考え方から見て、一番水を使っているのが旧旭市の水道事業でありますから、ここが一定のペースで改善しつつあるということは、企業会計上大変有利な条件も生まれてきていると思うんです。先ほど、市長から県としての水問題のことがご意見がありました。確かにそのとおりなんですけれども、しかし、料金問題についてどう考えるべきかということを、これは市長からお聞きしておきたいと思います。

それから、この水道の状況を見て、先ほど予算のところでも聞きましたけれども、では一般会計からの繰入金、これは今後どのように考えたらいいかということ。これも市長からお聞きしておきたいと思います。

この大きく４点についてご回答いただきたいと思います。

○議長（林　正一郎）　松木源太郎議員の質疑に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良）　それでは、水道の今後の取り組みの考え方ということで私からお答えをさせていただきたいと思います。あとの細かいことについては、担当の方からお願いをしたいと思います。

まず、経営がだいぶ改善をされたということで、旧旭市の水道の方はおほめをいただいたわけでありますけれども、水道水というのはもう誰に言われるまでもなく市民にとって最も大切な水という問題でありますから、できるだけ値上げはしなくて済むようにという形で進んでいきたいというのはもう基本的な考えでありまして、あらゆる面で経営努力をさせていただきたいと思います。正直言って、どこをどうするんだというような面につきましては、まだ合併後どうしたらいいかという検討をしてございませんものですから、もう少しお時間をちょうだいしたいと思います。

私の方からは以上です。

○議長（林　正一郎）　水道課長。

○水道課長（宮本英一）　それでは、経営上の改善、どのようにしたかということでありますが、これにつきましては普及率の向上、それと経費の節減に努めたということだと思います。

以上でございます。

○議長（林　正一郎）　66番、松木源太郎議員。

○６６番（松木源太郎）　市長のご答弁については、今後よろしくお願いしたいと思います。

水道課長のご回答について、１点再質疑させていただきます。

普及率という面から言いますと、普及率の向上に努めたと、ちょっと違うのではないか。旭市の水道の普及率は計数上は67.6％です。それで分母がどこにあるかということが問題なんですけれども、旧旭市の場合には、分母はほとんど全世帯です。つまり、平地ですからほとんど給水可能地域に家が建っている。他の３町の場合には、普及率は80％台です。これ分母が給水可能な世帯に対して使っている世帯だという、こういうあれがある。普及率はまだまだ旭の場合にはなかなか向上しない状態があるわけです。

そういうことで、恐らく経費削減ということをおっしゃっているけれども、ここら辺のところがきちんとどこら辺が今回の利益を３年続けて生み出す、供給単価が給水原価を上回る形になったかという分析をきちんとしてもらわないと、これからの水道企業会計を取り仕切っていくのは私は先が見えないと思うんです。そこのところについては、どのような形であ

れするか、決算の委員会までにひとつ答弁の仕方を考えておいていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（林　正一郎）　松木源太郎議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第16号の質疑を終わります。

議案第17号について質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（林　正一郎）　質疑なしと認めます。

議案第18号について質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（林　正一郎）　質疑なしと認めます。

議案第19号について質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（林　正一郎）　質疑なしと認めます。

議案第20号について質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（林　正一郎）　質疑なしと認めます。

議案第21号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

松木源太郎議員。

○６６番（松木源太郎）　平成16年度の海上町の水道事業会計について何点かお聞きいたします。

私がどうして他の町の16年度の決算についてわざわざ質疑するかといいますと、水道事業がどうしても一緒になってどうするかということについてのきちんとした方向がまだ見えないからであります。

16年度海上町の水道事業会計では、損益2,200万円出ておりますけれども、その前に8,100万円の剰余金が生じております。この剰余金が生じた理由というのは恐らく加入金を３条予算で処理してきたからだと思いますが、しかし、それでも結局16年度は欠損が出るようになった。これはどういうような理由なのか、簡単にご説明いただきたいと思います。

○議長（林　正一郎）　松木源太郎議員の質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（宮本英一）　この内容につきましては、実は私まだ海上町のことにつきましては承知しておりませんので、松木議員もこの質問の事前通告ですと、欠損金とか水道料金が幾らだという、そういう質問の内容だけでしたので、その準備だけをしてきましたので、他の海上町の水道会計がなぜそういうふうになったかについては、申し訳ありませんが把握しておりません。

以上です。

○議長（林　正一郎）　よろしいですか。

松木源太郎議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第21号の質疑を終わります。

議案第22号について質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（林　正一郎）　質疑なしと認めます。

議案第23号について質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（林　正一郎）　質疑なしと認めます。

議案第24号について質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（林　正一郎）　質疑なしと認めます。

議案第25号について質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（林　正一郎）　質疑なしと認めます。

議案第26号について質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（林　正一郎）　質疑なしと認めます。

議案第27号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

松木源太郎議員。

○６６番（松木源太郎）　飯岡町の平成16年度の水道事業会計です。

これも分からないというご答弁いただくかもしれませんけれども、欠損金や剰余金はもう会計処理に出ているわけですけれども、では１点だけ聞いておきます。

飯岡町は、加入金は３条だったんでしょうか４条だったんでしょうか。

飯岡町は、最終的に合併するまで欠損金を出しておりませんけれども、それはどんな理由か分からなくても結構ですけれども、もし知っていればお答えいただきたいと思います。

○議長（林　正一郎）　松木源太郎議員の質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（宮本英一）　飯岡町につきましては、加入金３条で処理しておりました。

それで、損失になったということにつきましては、聞いているところによりますと、県の補助金が前年度より減ったということを聞いております。

以上でございます。

○議長（林　正一郎）　よろしいですか。

○６６番（松木源太郎）　はい。

○議長（林　正一郎）　松木源太郎議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第27号の質疑を終わります。

議案第28号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

髙木寛議員。

○１０番（髙木　寛）　10番髙木です。28号議案、旧干潟町16年度一般会計決算でありますけれども、この後特別委員会がつくられることなんですけれども、簡単に質問しますので、簡単にお答えお願いしたいと思います。

第５款農林水産業費、３目農業振興費であります。第１号議案でも質問しましたけれども、原点回帰の事業のことで、特にこの決算では、700万円の規模で、一般財源で130万円出しています。内容として、ホールクロップによる収穫面積とその効果について伺いたいと思います。なおかつ、その見通しについても伺いたいと思います。

それと併せて、16年度は畜産農家にどのくらいの利用規模でされたかということです。

それから、千産千消推進事業補助金について伺います。16年の決算72万円余りなんですけれども、具体的にどのような事業を展開して、その効果はどうであったか。特に15年度決算では80万円、16年度では72万円、17年度予算で30万円というようなことが計上されています

が、この事業が今後とも展開されていくのかということです。

次に、耕畜連携基盤整備実験事業補助金について、これが600万円で、総額が国県支出によるものでありますが、これを実施しての効果とその対応についてということで伺いたいと思います。具体的には、堆肥購入は、どの畜産農家からどのくらいの規模で購入したか。それにつきましての堆肥の効果といいますか、成分、その辺の製品としての成分はどのようなものであったかということです。

それから、９款教育費、３項中学校費についてであります。ページ数は120ページです。13節の委託料のうち、調査委託料200万円余りなんですけれども、この内容というのは、校舎耐力度調査のことであるかどうかということを確認。もしそうであれば、耐震力度調査をされまして、16年度決算の説明書によれば、構造上の危険な状態にある建物であると指摘されていますので、それへの対応としてどういうお考えをお持ちですかということ。この点についてお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（林　正一郎）　髙木寛議員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫）　それでは、髙木議員のご質問に対しましてお答えさせていただきます。

旧干潟町の16年度の決算であります。今、ご説明いただきましたように、稲のホールクロップサイレージ、原点回帰飼料増産事業でありますけれども、これにつきましては、稲のホールクロップサイレージ、いわゆる飼料用稲であります。稲の茎から葉っぱから実からすべてをビニールフィルムで覆いまして、サイレージ化しまして、それを牛のえさにする、そういう事業でございます。これにつきましては、平成18年まで国の方で産地づくり交付金というふうなことで手厚く実は補助金等も用意されております。19年度以降につきましてはまだ不明でありますけれども、ただ、国の方としましては自給飼料の確保、これが実は農政の課題というふうなことで聞いております。自給率を向上するのには、やはりえさを国内で増産したい。そんなことで、平成16年につきましては、約16町歩ほど実施をしたというふうなことで記憶をしております。

見通しでありますけれども、さらに18年につきましては、市内全域にこの稲のホールクロップサイレージ、実施いただける農家を募りまして、畜産農家の方と連携しながらタイアップしていきたい。そういうふうに考えております。

２番目の千産千消の推進事業であります。

この事業につきましては、ご承知のように千葉県で知事が先頭に千産千消運動を行っております。千葉県の農産物を千葉県で消費していく運動でございます。

具体的な事業の中身としましては、旧干潟でやりましたのは、中学生に自分の舌で地元のおいしいお米なり、あるいは野菜、卵、さらには肉、すべてを地元産の食材を用意しまして、さらにテーブルに地元の花を添えて、地元のランチバイキングというふうな形で地元の食材を舌で味わっていただく。そういうような事業の展開、あるいは学校給食へ試験的に地域の物産を入れる。16年にやりましたのはズッキーニを入れたり、あるいは地元でとれました大豆を加工して納豆を学校給食に提供したり、そういうような運動をしました。さらに、町のふるさと祭り、そういうような中で米粉パン、お米の粉を使いまして、パンの試食、あるいは農産物のＰＲ、さらには干潟地区で実施しました東総運動場での県の高校駅伝、そういう際の農産物のＰＲ、そういうものがあります。

効果としましては、特に小さいときに地元の農畜産物、こんなにおいしいものがここにあったのかなと、それは小さいときの舌というのはなかなか大きくなっても忘れないのかなと、そういうことで効果があったのか、そういうふうに考えております。

今後の展開としましては、昨日も県の水産課と打ち合わせしたわけですけれども、農畜産物にさらにこの旭市は水産もあります。どうにかイワシが今なかなか魚のえさ、そういうようなことでの提供だというようなことで、あれをうまく食材として提供できないかなと。そんことで、千産千消の事業の中で、県とタイアップしながら水産も含めた千産千消の運動を市内の中で展開をできればなと、そういうふうに今考えております。

最後に、耕畜連携基盤実験事業でございます。

この事業につきましては、平成16年から３か年の継続としまして国の補助金、全国で４か所でありますけれども、耕種農家と畜産農家の連携を図りながら、土地改良事業を実施していますほ場に家畜堆肥を入れる、そういう実験を旧干潟で実施をしております。全額国の補助というふうなことで、堆肥を購入する値段、あるいは堆肥の運搬、あるいはほ場での散布、すべて全額国費で実験的にやっております。

特に、16年につきましては約56ヘクタールほど実施をさせていただいております。化学肥料等を抑えながら、生産コストが低くなっているのかなと。一部の農家の中には、今年の暮れあたりをめどに、千葉エコ農業に取り組みたい、そういう意欲のある農業者も出てきております。主に、入れています堆肥につきましては、牛ふん堆肥というようなことで耕種農家から要望があります。窒素成分の低い堆肥を入れたい。おおむね10アール当たり500キロか

ら700キロ程度、そういうような形で少ない量を毎年入れていこうかなと。そんなことであくまでも実験事業でございます。ここの旭市でこの実験事業を成功すれば、国の中でも次は補助事業として取り組みをしていただくような形で現在運動等でお願いをしているわけであります。

簡単でありますけれども、事業の概要であります。

以上です。

○議長（林　正一郎）　庶務課長。

○庶務課長（在田　豊）　それでは、学校教育費の中の120ページの１目学校管理費の13節委託料222万6,000円の内容につきましてご説明をさせていただきます。

このうちの一部７万3,500円につきましては、校内の排水路の調査をした委託料でございますけれども、大部分の金額になります215万2,500円、この金額につきましては、校舎の耐力度調査を実施しました委託料でございます。この調査につきましては、新市建設計画の主要事業の中にも盛り込んでございますが、干潟中学校の大規模改修事業、これらを今後展開していくために、現状把握をすることを目的に実施をしたものでございます。

干潟中学校の普通教室棟につきましては、昭和38年、39年、45年の３か年に分けまして整備がなされております。今回の耐力度調査の結果につきましては、昭和38年、39年に整備した部分、この部分につきましては基準点数を満たしておりません。45年の整備部分につきましては基準点数に達しておりますけれども、この部分は２階のほんの一部の部分になりますので、構造上、これらの建物につきましては、一体のものというふうに見なす必要があろうかと思います。普通教室棟につきましては、したがいまして基準点数を満たしていないと判断をいたすところでございます。

したがいまして、今後におきましては、改修等の何らかの対策が必要と考えるところでございますけれども、現在におきましては、整備計画につきましては全く白紙の状態となっております。

干潟中学校のみならず、他校全部で小・中20校ございますけれども、もう既に耐力度調査を実施した学校、それから耐震の診断をした学校、いろいろございます。その結果によりますと、他の小・中学校におきましても、やはり耐震の補強であるとか、それから改修等が必要とする建物も多数ございます。すべての小・中学校の状況を把握した上で、全体的な整備計画を今後策定してまいりたいと考えております。したがいまして、干潟中学校の計画付けにつきましても、その計画の中で取り入れていきたいというふうに考えているところでござ

います。

以上です。

○議長（林　正一郎）　よろしゅうございますか。

髙木寛議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第28号の質疑を終わります。

議案第29号について質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（林　正一郎）　質疑なしと認めます。

議案第30号について質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（林　正一郎）　質疑なしと認めます。

議案第31号について質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（林　正一郎）　質疑なしと認めます。

議案第32号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

松木源太郎議員。

○６６番（松木源太郎）　これも先ほどと同じに、16年度の干潟町の水道事業会計についてでございますけれども、欠損金その他については経理報告で出ております。それで、聞いても答えていただけないでしょうけれども、干潟の水道というのは、決算資料を見させていただくと、営業外収益と営業費用とが非常に近いような形で、給水収益そのものについてよりも、むしろ補助金の方が拮抗するような形なので、それで損益が出ているというような形で、大変累積赤字も多いと思うんですけれども、累積赤字が幾ら出ているか、簡単にご説明いただきたいと思います。

○議長（林　正一郎）　松木源太郎議員の質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（宮本英一）　それでは、干潟町の水道会計における欠損金ということでご説明をいたします。

ここに書いてありますが、収益的収入２億2,682万3,367円、支出につきましては２億

4,410万7,334円、差し引きまして、16年度でございますが、1,728万3,967円の純損失を計上しております。５ページに出ておりますが、年度末の欠損金につきましては２億5,870万2,997円となります。

以上でございます。

○議長（林　正一郎）　よろしゅうございますか。

○６６番（松木源太郎）　はい。

○議長（林　正一郎）　松木源太郎議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第32号の質疑を終わります。

議案第33号について質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（林　正一郎）　質疑なしと認めます。

議案第34号について質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（林　正一郎）　質疑なしと認めます。

議案第35号について質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（林　正一郎）　質疑なしと認めます。

以上で議案の質疑は終わります。

◎日程第２　決算審査特別委員会設置

○議長（林　正一郎）　日程第２、決算審査特別委員会の設置。

おはかりいたします。議案第10号から議案第35号までの26議案については、決算認定の議案であります。正副議長、旧市町及び旧組合において平成16年度決算にかかわっております議員のうちから選任されておりました監査委員を除くすべての議員を委員として構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林　正一郎）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号から議案第35号までの26議案は正副議長、旧市町及び旧組合において、平成16年度決算にかかわっております議員のうちから選任されておりました監査委員を除くすべての議員を委員として構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

◎日程第３　決算審査特別委員会委員の選任

○議長（林　正一郎）　日程第３、決算審査特別委員会委員の選任。

おはかりいたします。決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、議長の指名により選任いたしたいと思います。これに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林　正一郎）　ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、議長の指名により選任することに決しました。

これより決算審査特別委員会の委員を議長より指名いたします。

１番角﨑浩一議員、２番日向一晴議員、３番伊藤房代議員、４番越川芳男議員、５番林七巳議員、６番山田芳邦議員、７番向後悦世議員、８番景山岩三郎議員、９番髙野宇一郎議員、10番髙木寛議員、11番石毛昭夫議員、12番長谷川喜代司議員、13番鶴谷富士男議員、14番滑川公英議員、17番内田芳助議員、18番佐藤章吾議員、19番宮内真二議員、20番柴田徹也議員、22番佐藤芳民議員、23番浪川光平議員、24番伊知地直議員、26番大久保源一議員、27番日下昭治議員、28番平野浩議員、29番齊藤勝昭議員、30番林俊介議員、31番明智忠直議員、32番林一雄議員、33番小倉輝行議員、34番菅谷源兵衛議員、35番藤田昌功議員、37番相澤多喜壽議員、38番加瀬義夫議員、39番木内兵衞議員、40番大极博議員、41番向後保夫議員、44番石毛忠雄議員、45番岩﨑好治議員、46番成毛秀夫議員、47番島田壽雄議員、49番佐藤文雄議員、50番久須美佐内議員、51番向後和夫議員、52番髙橋利彦議員、53番嶋田正治議員、54番江波戸邦夫議員、55番在田榮治議員、56番高橋敬議員、57番菅佐原滋之議員、58番木内茂議員、60番菱木勘兵ヱ議員、61番鈴木正道議員、62番羽田清太郎議員、63番伊藤清昌議員、64番阿部一成議員、66番松木源太郎議員、67番金杉佐久治議員、68番伊藤鐵議員、69番林一哉議員、

70番加瀬実議員、以上の60名を指名いたします。

おはかりいたします。決算審査特別委員会委員は、ただいま議長が指名したとおり選任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林　正一郎）　ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会委員はただいま指名したとおり選任することに決しました。

◎日程第４　決算審査特別委員会議案付託

○議長（林　正一郎）　日程第４、決算審査特別委員会議案付託。

議案第10号から議案第35号までの26議案を決算審査特別委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、10月12日午後５時までに審査を終了されますようお願いをいたします。

この後、決算審査特別委員会において委員長、副委員長を選出していただき、その結果を議長まで報告願います。

しばらく休憩をいたします。

休憩　午後　４時２０分

再開　午後　４時３０分

○議長（林　正一郎）　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎会議時間の延長

○議長（林　正一郎）　おはかりいたします。本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ延長したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林　正一郎）　よって、本日の会議時間は延長することに決しました。

しばらく休憩いたします。

休憩　午後　４時３１分

再開　午後　５時１５分

○議長（林　正一郎）　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第５　決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告

○議長（林　正一郎）　日程第５、決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果を報告いたします。

委員長金杉佐久治議員、副委員長菱木勘兵ヱ議員、以上のとおりであります。

◎日程第６　常任委員会議案付託

○議長（林　正一郎）　日程第６、常任委員会議案付託。

これより各常任委員会に議案を付託いたします。

総務常任委員会は、議案第１号中の所管事項の１議案であります。

文教福祉常任委員会は、議案第１号中の所管事項、議案第２号、議案第３号、議案第４号の４議案であります。

建設経済常任委員会は、議案第１号中の所管事項、議案第５号、議案第６号の３議案であります。

公営企業常任委員会は、議案第７号、議案第８号、議案第９号の３議案であります。

以上のとおり付託いたします。

付託いたしました議案は、10月14日午後５時までに審査を終了されますようお願いをいたします。

◎日程第７　常任委員会請願付託

○議長（林　正一郎）　日程第７、常任委員会請願付託。

本定例会までに提出されました請願は、請願第１号の１件であります。配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林　正一郎）　配布漏れないものと認めます。

これより請願を付託いたします。

文教福祉常任委員会に請願第１号の１件を付託いたします。

付託いたしました請願は、10月14日午後５時までに審査を終了されますようお願いをいたします。

○議長（林　正一郎）　以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議はあす28日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会　午後　５時１７分

平成１７年（２００５）旭市議会第１回定例会会議録

議　事　日　程　（第３号）

平成１７年９月２８日（水曜日）午前１０時開議

第　１　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第　１　一般質問

出席議員（６６名）

１番	角　﨑　浩　一	２番	日　向　一　晴
３番	伊　藤　房　代	５番	林　　七　巳
６番	山　田　芳　邦	７番	向　後　悦　世
８番	景　山　岩三郎	９番	髙　野　宇一郎
１０番	髙　木　　寛	１１番	石　毛　昭　夫
１２番	長谷川　喜代司	１３番	鶴　谷　富士男
１４番	滑　川　公　英	１５番	嶋　田　哲　純
１６番	安　藤　政　平	１７番	内　田　芳　助
１８番	佐　藤　章　吾	１９番	宮　内　真　二
２０番	柴　田　徹　也	２１番	木　内　欽　市
２２番	佐　藤　芳　民	２３番	浪　川　光　平
２４番	伊知地　　直	２５番	佐久間　茂　樹
２６番	大久保　源　一	２７番	日　下　昭　治
２８番	平　野　　浩	２９番	齊　藤　勝　昭
３０番	林　　俊　介	３１番	明　智　忠　直
３２番	林　　一　雄	３３番	小　倉　輝　行
３４番	菅　谷　源兵衛	３５番	藤　田　昌　功
３７番	相　澤　多喜壽	３８番	加　瀬　義　夫
３９番	木　内　兵　衞	４０番	大　极　　博

４１番	向　後　保　夫	４２番	髙　木　武　雄
４３番	嶋　田　茂　樹	４４番	石　毛　忠　雄
４５番	岩　﨑　好　治	４６番	成　毛　秀　夫
４７番	島　田　壽　雄	４８番	向　後　忠　昭
５０番	久須美　佐　内	５１番	向　後　和　夫
５２番	髙　橋　利　彦	５４番	江波戸　邦　夫
５５番	在　田　榮　治	５６番	高　橋　　敬
５７番	菅佐原　滋　之	５８番	木　内　　茂
５９番	林　　正一郎	６０番	菱　木　勘兵ヱ
６１番	鈴　木　正　道	６２番	羽　田　清太郎
６３番	伊　藤　清　昌	６４番	阿　部　一　成
６５番	神　子　　功	６６番	松　木　源太郎
６７番	金　杉　佐久治	６８番	伊　藤　　鐵
６９番	林　　一　哉	７０番	加　瀬　　実

欠席議員（３名）

４番	越　川　芳　男	４９番	佐　藤　文　雄
５３番	嶋　田　正　治		

説明のため出席した者

市　　長	伊　藤　忠　良	助　　役	重　田　雅　行
教　育　長	米　本　弥榮子	病院事業管理者	村　上　信　乃
病院事務部長	今　井　和　夫	総　務　課　長	増　田　雅　男
新市行政推進室長	加　瀬　博　夫	秘書広報課長	平　野　哲　也
企　画　課　長	加　瀬　正　彦	財　政　課　長	髙　埜　英　俊
税　務　課　長	江ヶ﨑　純　敏	市　民　課　長	小長谷　　博
環　境　課　長	堀　川　茂　博	保険年金課長	増　田　富　雄
健康管理課長	浪　川　敏　夫	社会福祉課長	林　　久　男
高齢者福祉課長	横　山　秀　喜	商工観光課長	小　田　雄　治

農水産課長	堀江隆夫	建設課長	米本壽一
都市整備課長	島田和幸	下水道課長	山﨑健次
海上支所長	木内孫兵衛	飯岡支所長	佐久間俊雄
干潟支所長	木内國利	会計課長	遠藤純夫
消防長	佐藤眞一	水道課長	宮本英一
庶務課長	在田豊	学校教育課長	多田清司
生涯学習課長	神原房雄	監査委員事務局長	花香寛源
農業委員会事務局長	野口徳和	飯岡荘支配人	野口國男
病院経理課長	鏑木友孝		

事務局職員出席者

事務局長	来栖昭一	事務局次長	堀江通洋
主査	穴澤昭和	主任主事	石毛勝子
主任主事	飯田裕紀子	主任主事	飯笹浩一
主事	山﨑香里		

開議　午前１０時　０分

○議長（林　正一郎）　おはようございます。

ただいまの出席議員は66名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第１　一般質問

○議長（林　正一郎）　日程第１、一般質問を行います。

◇　久須美　佐　内

○議長（林　正一郎）　通告順により、50番、久須美佐内議員、ご登壇を願います。

（５０番　久須美佐内　登壇）

○５０番（久須美佐内）　平成17年旭市議会第１回定例会におきまして一般質問の機会をいただき、感謝申し上げます。

私は、今回１市３町が合併したことにより、これから大変問題になるだろうと思われる環境問題について、今回は旭市の不法投棄現場２か所と旧干潟町の住民の方が非常に心配している溶融炉の問題について、大きな２番目といたしましては、干潟町において退職された方の早期退職制度についての考え方について、大きな３番目といたしましては、合併後の市役所の窓口等の職員の対応についてということで質問させていただきます。

初めに、環境問題の１番目なんですけれども、今、旭市の琴田地区、農振地域なんですけれども、今から10年か11年くらい前に未処理の汚泥を大量に持ち込んだ約９反部に及ぶ農地がありまして、それが県の方でもこのまま見過ごすわけにいかないということで、そこでストップをかけまして、その後９年間放置されたままの状態の中で、タイヤ、ごみ等の投棄が、本当に近所の人からも本当に困っているという状況の現場にされてしまったわけです。私もその現場は、私も平成３年から議員をやっていまして、あそこを通るたびに困ったもんだ、

どうすればいいのかなと、そういうことは考えていましたけれども、なかなかやはりいい案が無いというのが現状でありまして。

不法投棄の考え方といたしましては、今、不法投棄されてしまったものに対しては全部県が不法投棄の問題をやるんだと。ただ、私は不法投棄の問題を県に任せっ放しでいいのかなと、これはもうずっと前から考えていたことで、されてしまったら一切触らせないと。そうすると、じゃ、未来永劫にわたってごみの山を旭市にどんどん築いていって、そのままでいいのかと。そうしますと、今度合併したことにより、これは本当に大きな問題になってくるだろうと。そういう考え方の中で、私はたまたまあの琴田の農地について、あそこを費用がそんなにかからないで利用ができるものであるならば、農地に戻して利用したいという方がありまして、それはぜひそういうことで、私もそうしていただきたいという思いがあって、県民センターの方に出向いて担当の職員と話をしたわけです。そうしましたら、先ほど言いましたように、一切あそこは触らせないと、不法投棄の現場だから。じゃ、あなた方県の職員は不法投棄の現場の一言で触らせない、私らも何もしない、それでいいかもしれないけれども、旭市の市民にとってごみの山をそのまま見過ごしておくわけにいかないだろうと、こういうやりとりの末に、とにかく県は一方的にあの汚泥を全部処理場に持っていって処理しろと、こういう話だったわけです。

ですから、あんた何を無理なことを言っているんだと。汚泥といったら、トン何万円するものを処理場に持っていくということは、あの農地を使うよりも、あの農地を買う金よりもかかって、新規に近隣の農地を買い求めるよりもかかるものを誰が是正して使うんだと。言っていることが分からないわけではないけれども、本当にそんな行政指導でごみの問題が片づくのかというやりとりの中から、じゃ、とにかくあそこに砂を入れて、農地の畑の土としてやれるかどうかというところを考慮しながらの中で検討しましょうということになりまして、発がん試験やなんかをやったんですけれども、その時にとにかく私も手伝いながら中でやってきた。それを見た近隣の人は、あのごみの山から今こういうことになって本当に助かるとかという、農協関係の方もすぐ隣接にいるんですけれども、その理事なんかも、いや、今までごみの不法投棄の現場だったのがこうやってなると本当にいいなという話だったわけですけれども。今まで、あそこの県が不法投棄の現場ということで認定した後、県と市において是正についての話し合いはしたことがあるかどうか、まずこの１点。

２点目は、現在改善しているわけですけれども、地元のあそこの現状を知っている人がどのような感想を持っているのか。こういったことが、例えば農業委員会の方で、農業委員も

あそこらに興味を持っている方がかなりいると思うんですけれども、そういったものを聞いていれば、教えていただきたい。

それと、市の農地を守る立場の農業委員会の事務局としての感想、これもお聞かせいただきたいと思います。

以上、琴田の問題については３点です。

２点目の神宮寺の問題なんですけれども、実はここももともと養豚家が養豚業を営んでいる。その中でたまたま相談を受けて、ごみが捨てられているので、とにかく自分の農場としてもごみが無くなるということを何とかしたいと。ついては、とにかくそういう現場なので、土地を求めた上である程度自分の費用を持って、その現状をきれいにすることまで考えている中で何とか相談に乗ってもらえないかという話がありました。これも県民センターの方に行きまして、とにかく今現実問題として、これだけの豚舎が建って、わきに不法投棄の現状がこうしてあるんだから、何とかこれを打開して、環境的にもいい形でのあれはできないものかということで話し合いをしました。

そうしましたら返ってきた問題が、あれは焼却灰ですと。焼却灰ですので、撤去するとするならば1,000数百万円かかりますねと、こういう話だったわけです。ただ、私もその時点では、そんなにかかって、県にも金もないだろうし、こういった公の場で言うのもどういうものかなという考えはあったんですけれども、先ほど言ったように、ごみの問題を全部県に任せておいたら、触らせない、何も構わせない、これだけで済ませるというのは、これは本当に、県の職員はそこに２年か３年、長い人で５年くらいいれば移動してしまうだろうと。しかし、旭の職員はずっといる、旭市民もずっといるということを考えた時に、これはやはり何としてでも、ここでの議論はともかく、市長とも話をしながら何とかいい方法を考えてくださいよと、こういう話にせざるを得ないのかなと思っているわけなんですけれども。

その中で、取りあえず燃え殻ということになるとダイオキシンという問題が出てくるわけですけれども、そこに現在飼育されている豚がいるということの中で、果たしてダイオキシンの問題を絡めた中での焼却灰を堆積した状態の山があるということが本当に許されるのかなという問題の中で、これは担当にもお願いしておいたことなんですけれども、あの燃え殻の中のダイオキシンの濃度はどのくらいなのか。全体量としてはどのくらいあるのか。そして、これは先ほど言いましたけれども、正確な金額までは聞いていませんでしたけれども、見積もりも出してありますと。じゃ、撤去費用はどのくらいかかるものなのか。

２番目といたしましては、県は今後、その神宮寺の焼却灰の現状についてどのような対策

を考えて、安心できる地域にしてくれるのかという、その考え方というものを聞かせていただきたい。これは旭市ではなくて、県の方に聞いておいてくださいよと言ったことの中で結構ですので。とにかく私は、県も市も一つになって対応しなければ、市もごみは県ですよと、県は私の方で受けましたけれども、不法投棄の場所は一切触らせない、構わせない、そのまま放置しておきなさい。これはそのまま是認するわけにいかないよという考え方ですので、ぜひこれは議論しなければならない問題だと思います。

それから、３番目の問題として干潟町の問題なんですけれども、これは全く最新の情報があるということで、これは再質問の時に環境課長から答えていただきたいと思うんですけれども、私はあくまでも自分が一般質問をする時点での聞く内容ということの中で質問させていただきます。

１点目としましては、本来、町の許可ではなかったものを許可してしまって、後日、取り消しの決定の判断をするということは、これは取りあえず法的にはどのような解釈をすればいいのか。私ら全く分かりませんので、その辺のところを１点お聞きしたいところです。

それと２番目は、この時点では、私は委員会を傍聴した時の話の中で聞きますと、溶融炉は、千葉県は焼却施設、これは相手方ですけれども、環境省は焼却施設ではない、こういう見解であるということでした。この焼却施設でないという場合の許可というものは、この時点では有効なものであったのかどうかと。これは市判断が示されている中ですので、この質問が適正なものかどうかというのはちょっと、これは課長の答弁で結構だと思います。

それから、県の資源循環課の方と８月中に三度ほど打ち合わせしているわけですけれども、私が感じていたことは、県はやはり市町村が許可してしまったことだという考え方が根底にあるのかなというふうに感じられたわけです。それは県民センターの職員の方もちょっと言ったんですよ、町が勝手に許可したことだからと。あんた、そんな無責任な言い方ないではないかと、これもやり合った件があるんですけれども。あくまでも、ですから今県は一生懸命やってくれているみたいですけれども、これも担当課長は直接県の方と接触しているわけですから、その辺のところの県の今の考え方を教えていただきたいと思います。

それと、この許可に対して、工事を始めてしまっていることに対して、委員会を傍聴している中でちょっと感じたことは、道路の問題を非常に多く出して、道路を工事するために利用できない方策はないのかと。それによって工事が止められるだろうというような考え方があったように、私は傍聴していて受け取ったわけなんですけれども。

私は、行政の考え方として、たとえなんでからが許可した施設があって、それを違う手だ

てで止めなければいけない、建設させないという形の中のこの炉を抜きにして、道路で工事をできなくしてしまうというのは、これはちょっと本末転倒ではないのかなと。やはりあくまでもそれが不適格なものだと、申請の書類と違うものをやっているではないかと、こういうことで止めるならともかく、道路で言っては悪いですけれども邪魔をするとか、難癖付けてというのは、これは行政の本来とるべき姿ではないだろうなという思いがあるわけですけれども。

この中で建設課長にお聞きしたいのは、道路というものはどういうものなのかということと、あそこの現状で道路について規制のかけられるものというのはどういうことがあるのか。これをお聞かせいただきたいと思います。

それと、これは住民の方は非常に不安に思っているわけですけれども、この最後の質問は、私が一番思っているのは、環境課長の判断は焼却施設だと。ところが県は９月13日の時点で、当該施設が廃棄物処理法に想定する焼却施設に該当するか否か、県が見解を示すまでの間、工事及び資材の搬入を中止し、現場の安全管理に努めること、これを資源循環課の副課長が指導しているわけです。そうすると、この部分では本当にそれが止められるのかなという不安、なぜあれほど早く問題が起きて、干潟町でもすぐ自分たちの許可がまずかったということで取り消しをしたにもかかわらず、県がこの時点でまだ判断をしていないわけですよ。こういうことを見ると、やはり地元の方は不安になるだろうと。場合によっては、今度は両方の間をとって実証炉あたりでどうだというような話が無いとも限らないわけです。

ですから、その時点で、私は初めて海上町で全協を開いた時にこの問題を知ったわけですけれども、その時点で、あくまでもこれは想定の話ですけれども、溶融炉が仮に建設されても、一般廃棄物はあくまでも市町村の処理だということを考えた時に、現状で旭市においてごみの処理はほかに依存することなく自分の所でできるんだということであるならば、一般廃棄物が一切出ませんという形になったならば、これは根本から別にそんなに大騒ぎしなくても、絶対に業としては成り立たないだろうと、こう思うわけです。これに対して、課長の方から旭市の現状のごみの処理の能力と、仮に、あくまでも仮にで結構ですけれども、そういった場合に、業者が業として成り立たない形に持っていく方法というものは十分考えられるかどうか、これをお聞かせいただきたいと思います。

次に、旧干潟町の問題で大変恐縮なんですけれども、勧奨退職の中でちょっと私も耳に挟んだことなんですけれども、勧奨退職というのは、４、５、６と３か月の中で事前に要するに市町村に言っておくことによって、市町村は次の採用やなんかに対応すると。そういう中

で、そういう方には年度末をもって勧奨退職の対象にするんだと、これが基本的な考えだと思うんですけれども。要するに干潟町では６月30日に退職された方に、規定の中での一番優遇されている給料の２号俸アップと、勧奨退職ということをされたということを聞いたわけですけれども、これが本当にあったのかどうか。

それと、旭市において、新市において退職された方がいると聞きましたけれども、この退職された方にはどういった退職の形をとられたのか、これをお聞かせいただきたいと思います。

それから、大きな３点目ですけれども、合併して職員も今830何名、そういう中で市民は細かいことはともかくとしても、合併したらよくなると。よくなるということの一つには、窓口の対応もよくなるだろうし、いろいろな意味で職員のレベルアップが図られて、きっと、例えばいろいろな難しい問題なんかも、今までは電話１本すると、きょうは担当がいません、きょうは誰がいません、それは私はもう昔から思っていることですけれども、非常に対応が悪いと思う。片方は電話１本で職員がいません、担当がいませんで済みますけれども、電話している方はもっと本当に緊迫した状態の中で電話して聞きたいことがある、これに対応できないというのはちょっとおかしいだろうなと。ただ、今までは多少我慢できる部分があったとしても、これから市民はそんなに甘くは見てくれないだろう。何しに合併したんだろう、こういうことになると思うわけです。

ですから、ここの問題で私もいろいろな方と話をしたり、自分で推計したあれから見ると、現在の職員数から200名くらいは減らせる状況かなと。ただ幸いなことに、公務員という立場にいる以上は民間のようにリストラされることはないですし、取りあえず役所にいれば給料はもらえると。しかし、職員は、合併したことによって議員も減らす、これは現実にもう12月ですから。職員も減らせるだろう。首長、四役の方々も減る。みんなある程度犠牲を払っている中で、取りあえずは、職員はその方よりは恵まれていると。そういう中にあって、単に甘えの考え方だけであったんではやはりそれはおかしいだろう。

そういうことを考えていく時に、私も確かに事情は分かります。全然知らなかった人が部下になったり上司になったり、それでまだ３か月たたないわけですから、なかなかしっくりいかないのは分かります。いろいろな意味で職員の会話もありますから、合併前の身分の昇任・昇格なんかでも、それぞれの町でいろいろ行った中で不平不満もあるだろう、これも分かります。しかし、それは言っても一朝一夕にはすぐ直せる問題ではないということを考えた上で、これだけ大勢の職員でそれぞれの考え方を持っている。そういう中で、これからこ

の職員の教育というものは非常に難しくなってくると思うんですけれども、今後この職員の教育というものをどのようにして、合併した意義というものを市民の方に答えられるような形にするために、どういう教育をされていくのか。これをお聞かせいただいて、第１回目の質問といたします。

○議長（林　正一郎）　久須美佐内議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤忠良市長、ご登壇願います。

（市長　伊藤忠良　登壇）

○市長（伊藤忠良）　それでは、久須美議員の質問に対しまして、市としての考え方について私の方からお答えをさせていただきます。同時に、細部にわたります面では担当の課長からお答えをいたさせますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

まず、環境問題でございますけれども、不法投棄をされた産廃に対しては県でなければ触れない、そのようなお話がございましたけれども、その一番の窓口は市でございますので、県とも十分相談をしながら、市民の皆さん方に心配をかけないようにしっかりと対応をさせていただきますので、この件に関してはよろしくお願いをいたしたいと思います。

それから、旧干潟町においての合併直前の退職のいわゆる勧奨制度を利用した早期退職の問題でありますけれども、この件に関しては、私が旧干潟町の問題で口を挟むということはできませんものでご理解をいただきたいと思います。ただ、２名ほど勧奨退職なされた職員がいるということは伺っております。

それで、この勧奨退職制度でありますけれども、恐らく私の考えとしては、いわゆる職員の新陳代謝を進める、早める、そういった意味合いを持ってこういった制度が作られたんではないのかな、そのように考えております。そして、そういった制度がある以上、ご利用をいだたくのは、これはもう職員の個々の考えでありますけれども、その勧奨制度の利用法にしっかりとのっとった形で利用させていただきたい。といいますのは、７月から９月いっぱいで勧奨退職の申し込み、申請がございます。そして退職をするのは年度末というのがこの勧奨制度ですから、その形で使わせていただきたい。そして、年度途中で退職した者に関しては勧奨制度の適用はいたしませんので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、職員の対応が悪いということでございますけれども、本当に合併直後でございまして、非常にいろいろな雑務に追われておりまして、そういった意味で今、久須美議員からお話があったような問題も、私のところにも電話もいただいております。しっかり課長たちと相談をしながら、職員の教育に励んでいきたいと思いますので、よろしくご理解をお願

いしたいと思います。

私からは以上です。

○議長（林　正一郎）　農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（野口徳和）　琴田地先の農地への汚泥の不法投棄と是正についてお答えいたします。

局長、事務局の感想ということですが、行政委員会の事務局ですので控えさせていただきまして、当該土地に対しての農業委員会としての対処の状況についてお答えいたします。

琴田地先の土地につきましては、平成８年５月ごろに土砂の採取を行い、その後に汚泥が不法投棄された現場でございます。その後は農地として耕作した状況はなく、是正について検討・協議した経過はございません。

土壌改良につきましては、今年５月ころから行っておりましたが、現地を知っている人への聞き取りをしたことはございません。そして、去る６月に、地権者より農業委員会に対し、農地法第３条県許可分の申請があり、農地としての復元に対する地権者の意向と現地状況を考慮し、農地として所有権を移転することに許可相当とし、県に送付したところでございます。現在、県民センターにおいて、当該土地の土壌改良状況の確認後に結論が出ると聞いております。

以上でございます。

○議長（林　正一郎）　環境課長。

○環境課長（堀川茂博）　それでは、ご質問の大きな１番目の環境問題について、それから（２）、（３）についてご回答いたします。

（２）の神宮寺の焼却灰に含まれるダイオキシンの濃度及び全体量とその撤去費用についてとのご質問ですが、神宮寺の焼却灰については、県が産業廃棄物の不法投棄として認定しております。久須美議員もご承知のとおり、産業廃棄物の所管は県にあります。内容を確認いたしましたところ、ダイオキシンの測定は実施していないとの回答でした。全体の数量が約300立方メートル、撤去費用につきましては約2,000万円くらいかかるそうです。

また、県は今後どのような対策を考え、安心できる地域にしてくれるかとのご質問ですが、今後も行為者あるいは排出者に対し行政指導を行っていくとの回答でした。

市としても、議員のご質問の趣旨に応えられるよう、県に協力して、住民が安心して暮らせる地域にしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、３点目の干潟地区の焼却炉問題についてのご質問ですが、昨年12月27日、株式会社

環境シンフォニックから旧干潟町に対し、一般廃棄物の処理業の許可申請が提出され、本年１月14日付で同申請が許可されました。その後、６月２日に地域住民から許可取り消しを求める請願書が町議会に提出され、全会一致で採択され、６月10日、議会議長から町長へ許可取り消しに関する意見書が提出されました。

このようなことから、干潟町は県資源循環推進課の指導を受けた結果、瑕疵ある許可であることが判明し、６月20日付で業者に許可の返納等を求める通知をいたしましたが、業者が応じてくれず、やむなく干潟町は６月29日付でこの許可の取り消し処分を行ったものです。

これを不服とした業者は翌日、干潟町長に異議申立書を提出し、これを引き継いだ旭市は８月22日、申立人が廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可要件を備えておらず、許可されないものについて瑕疵による許可が行われたことに対し、瑕疵ある行政行為の取り消しを行ったものであるとして、この異議申し立てを棄却したもので、法律的にも手続き的にも全く問題はないものと判断しております。

溶融炉は、廃棄物及び清掃に関する法律、同法施行令第５条第１項括弧書きの焼却施設に当たるかどうかということですが、私どもは平成10年10月28日付で、国が都道府県知事あてに通知した指針の中で、ごみ焼却施設として溶融炉が含まれており、これを根拠として県に届出の必要な焼却施設との判断をいたしましたので、国も県も焼却施設であるとの判断をしてくれるものと確信をいたしております。この廃棄物の処理施設は焼却施設であり、しかも県に届け出を行い、許可の必要な施設であるため、この業者に対して県から行政指導をしていただくため、８月中に市長が１回、環境課が３回、県資源循環推進課に出向きましたので、ご理解を賜るようお願いいたします。

以上で環境課の回答を終わります。

○議長（林　正一郎）　建設課長。

○建設課長（米本壽一）　ご質問の灰溶融炉建設に係る道路で工事を中止させること、法的に可能か、それから道路の規制はどうなんだということにつきましてお答えいたします。

このたびの件で道路管理者のできることというのは、一つには、砂採取業者に道路法第40条によります道路・橋梁の原状回復義務の履行を指示するということ、それから二つ目に、用水路にかかる橋の道路法第46条の規定による制限、これは重量制限ができるというふうに考えます。あの橋の設計荷重が14トンとされていますので、それを超える重量の規制をかけるということは可能だということになるわけであります。

道路法第46条というのは、道路管理者は道路の構造を保全し、または道路の危険を防止す

るため、区間を定めて道路の通行を禁止し、または制限することができるというものであります。つまり道路の危険を防止するために重量規制をするということができるというものであります。

なお、道路法第43条にも、何人も道路に関し、みだりに道路の構造または交通に支障を及ぼすおそれのある行為をしてはならないということがありますので、道路管理者といえども、正当な理由のない行為をしてはならないというふうに考えるわけであります。したがいまして、道路で工事を中止させるということは難しいと考えます。

以上です。

○議長（林　正一郎）　50番、久須美佐内議員。

○５０番（久須美佐内）　再質問をさせていただきます。

今、市長の方から、これからそういうことはないという中で、私が言いたいのは、この１件にとどまらず、こういうものを見てみると、ただしと、要するにただし書きが多くて、何でも市町村長が認めればいいというのが公務員に対するだいたい適用みたいなところがあるわけです。これはやはり一般の市民からすれば、それはちょっと違うのではないのというのがやはり普通の感情だと思うんですよ。

ですから、そういった方向に臨んで、これでちゃんと決まっているものはいいけれども、途中でやめる人に対しても、町長・市長が認めれば何でもいいんだということではなくて、やはり決められたことを、ただし書きやなんかを使ってやるというのはいかがなものかなという思いがあったものですから、お尋ねした次第です。

それと、例えば特別昇給なんかもそうですけれども、在職中の勤務成績が特に良好だった場合には２号俸給料を上げることができると。じゃ、これを誰が特別優秀なんだと、そういう問題が出てくるので、決まったことでやる分にはやむを得ないだろうなと、現状でそれで決まっているんだからということで納得する部分はあるんですけれども、中途にまでかけると、じゃ、その人はそんなに優秀だったから、原則はそういう申し入れがあって３月31日ということが決まっていてもやれるんだなということは、安易にやはりそういうことはあってはならないことかなという思いがありましたのでお尋ねした次第で、回答はいりません。

それと、この件でお聞きした一つには、これからすぐ合併ということはないでしょうけれども、合併間際に急遽自分のところの職員、これを大事にかわいく思うのは、これは任命権者として当然ですけれども、それがために今多少ひずみが出ているということもやはりあるんだということを管理職の立場の方々はよく理解をいただいて、その辺のあつれきがあまり

生まれないようにということの中で、皆さんでよくこれからの行政のあり方を考えていただきたい。

特にお願いしておきたいことは、とにかく先ほど言いましたように、どう考えても人員は多いわけですから、なるべく一つの課に電話した時に一言で分かりませんというような返事ではなくて、ある程度の答えは出せるくらいまで職員がそれぞれに勉強をしていただきたいと、そういうことが昇任・昇格の基準になるのが当然だろうと、こう考えるわけですので、その辺のところも十分ご配慮をいただきたいと、このように思っております。

それと、干潟町の問題ですけれども、私がなぜ、こういったことでちょっと先ほど課長答えていない部分でまた聞くんですけれども。10年10月に県から通知が来ている中で、ある程度理解しているのが当たり前だと思うんですよ、県は。それが、溶融炉が焼却施設であるということはですよ、今の課長の答弁を聞いている限りは。であるならば、なぜ９月13日に県が見解を示すまでの間なんて、こういうことになるんだ。こういうことがあるから、道路でも何でもみんな危険になるんですよ。駄目だって法律ではっきりしたものであれば、いろいろなことをやってもいいでしょうけれども、県の見解ができていないものをむやみに何かやったら、逆に今度は訴訟問題になるだろう、そういうふうに考えている部分があったわけです。

ですから、私はいつでも、市の職員ではないので、別に県とやり合ったって構わない立場だから言わせてもらいますけれども、何事に付けても県はずる過ぎる。先ほどの神宮寺の件にしても、業者、排出者行政指導を行う。バケツ一杯の焼却灰を片づけるのも行政指導かということなんですよ。何十年かけても片づけていれば、こつこつ持ち出していればいいのか、それは違うだろうと。それだけ2,000万円もかかるような危ない焼却灰を野積みにしておいて、ダイオキシンの濃度も調べないなんていうのはとんでもない話だと思うんですよ。まして隣には生き物が生きているわけです。これは、県はやはりちょっと怠慢だろうと。

そういう意味で、あくまでも県を頼りにするのではなくて、先ほど市長言われたように、もうごみの問題は市の職員も一生懸命やって、地域の人も巻き込んで、そういう中で県に何とかしてくれないと困るよということをやらなければ、触らなければいいんだ、放置しておけばいいんだということが、だから私は県はずるいと言うんですよ。何を言えば、市が勝手にやったこと、町が勝手にやったことと言ってみたり、10年に通達が来て、本来ならもっと早い時点であれは焼却炉ですよと。ですから、シンフォニックが出したものは、その処理能力とあれを考えたら、もう最初から県の許可だったんだと一言で言わなければならないもの

を、９月に入ってこの程度のことを言っているようでは、どこまで県を信用していいのか。

ですから、私は最終のあれとして課長にいま一度お尋ねしたいのは、一般廃棄物である以上は、課長が責任を持って、仮にそういう事態になっても旭市で十分処理の能力があるんだということがあった時には、一切、旭市自らが単独で処理して業者に任せることはありませんと、この部分を聞きたいわけです。いま一度、このご回答をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（林　正一郎）　環境課長。

○環境課長（堀川茂博）　９月13日の立入検査の時点では、確かに議員のおっしゃるとおり、県はこの時点では、あの施設が焼却施設であるとの判断はしておりませんでした。９月の最近の一番新しいお知らせする情報といたしましては、９月21日、ちょうど９月の定例議会の初日の日なんですけれども、この日に県は、あの環境シンフォニックの施設は焼却施設に該当し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第８条第１項の規定により、県知事の許可が必要な施設であるという判断をしたと聞いております。

それから、県の対応が非常に遅いというようなお話ですけれども、確かに私どももその辺につきましては多少感じておりますけれども、事務の分担上、市が判断できない、そういうことになっておりますので、それらにつきましては何度も県に足を運ぶなり、あるいは県が判断しやすいような資料を県に提供して、できる限り早く地域住民に応えられるように努めたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（林　正一郎）　50番、久須美佐内議員。

○５０番（久須美佐内）　それでは、再々質問。課長、もう一度お尋ねしますけれども、これから多分司法の場にゆだねられることになると思うんですけれども、課長の話を聞いていて、今までの経緯を聞いていて、多分これは法的にもまず問題ないだろうなと、こういうふうには感じるわけですけれども。やはり法律の専門家でない立場からすれば、そういうことの中で先ほど言ったように、これは答えられないなら答えられないで結構ですし、答えられたらという前提でいいんですけれども、仮にそういうことが司法の場で自分たちの思いと逆だった場合に、先ほど言ったように、幾ら業者に許可がおりたとしても、あそこで業として溶融炉が稼働することは、一般廃棄物が出ない、旭市が任せない以上は稼働することはできないということの答えが答えられるかどうかということをお尋ねして、最後の質問にいたします。

○議長（林　正一郎）　久須美佐内議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良）　今の久須美議員の質問でございますけれども、その質問のとおり、市の方で焼却灰を環境シンフォニックにゆだねるつもりは全くございません。裁判でも何でも、きちんと受けて立てるように、既に顧問弁護士もお願いして用意を整えてございますので、この問題に関しては全く許可をするつもりはございませんので、そのように議員方もご了解をお願いしたいと思います。

（「最後に、今の意見で本当にありがとうございました」の声あり）

○議長（林　正一郎）　久須美佐内議員の一般質問を終わります。

◇　日　向　一　晴

○議長（林　正一郎）　続いて、２番、日向一晴議員、ご登壇願います。

（２番　日向一晴　登壇）

○２番（日向一晴）　2005年、平成17年９月旭市定例市議会におきまして一般質問をさせていただきます。

大きく分けて３点お伺いいたします。大きな１点目は新市まちづくりについて、大きな２点目は次世代育成支援計画について、大きな３点目は市内全域をブロードバンドに、以上３点及び細目についてお伺いいたします。

大きな１点目の新市のまちづくりについてお伺いいたします。

本年７月１日、新旭市が誕生いたしました。平成の大合併と言われるように旧合併特例法のもと、全国的には平成11年３月末には3,232市町村であったものが、平成18年３月末には1,822市町村になる見通しとなります。千葉県では、野田市、鴨川市、柏市、旭市が誕生し、現在、旧合併特例法に基づく合併協議会は７地域25市町村で設置されています。また、県では新しいまちづくり支援プランを策定し、合併市・町の体制整備への支援、行財政運営への支援を進めています。千葉県は、現在進めている市町村合併は、行政効率に伴う住民サービスの向上のみを目指すのではなく、住民に最も身近な市町村が、地域のことは地域で考え、主体的に実行できる足腰の強さと能力を身に付けることを通じ、ふさのくにの文化や伝統に一層磨きがかけられ、そこに住んでいる住民が幸せを実感できる豊かな地域社会を作ることが必要であるとしています。

新市のまちづくりにおきましては、合併をすることにより効率化された点を生かし、市民の負担が増えないように、そしてサービスの内容が低下しないように配慮が必要であると考

えます。また、市民参画の推進により、行政と市民との協働のまちづくりが課題であると考えます。そこで、細目として２点お伺いします。（１）新市における行政改革の取り組みについて、（２）エンジョイパトロールを市内全域に。

まず、（１）の新市における行政改革の取り組みについて質問です。

国レベル、県レベル、市レベルがそれぞれの立場で行財政改革が求められているのが現状であります。経済状況が以前のような伸びを期待できない中、限られた収入（市税等）で市民サービスを行っていくには、これまでのやり方を見直す必要があります。少子・高齢化社会への対応、潤いのあるまちづくりの推進、災害対策の充実など、市民ニーズは拡大・多様化する一方です。なるべくお金をかけないでできる方法を工夫したり、収入を増やす方法を考えたりして、健全な財政運営、効率化された行政運営を目指すことが必要です。新市行政推進室が設置され、今後５年間にわたる行政改革の検討がなされているとのことです。新市における行政改革の取り組みについて、概念的なものはどのようなものか、お伺いいたします。

次に、（２）のエンジョイパトロールを新市全域にの質問です。

旧旭市では、区長会の皆様が率先して、地域の安全は地域住民自らが守る、安心して暮らせるまちづくりを市民自らの手で実現しようとの意識から、エンジョイパトロール防犯活動を展開していただいております。旧旭市中央地区で始まったエンジョイパトロールの取り組みが、活動１年を経て全市へと波及しました。本年２月18日、旭市エンジョイパトロール隊として新たに拡大組織されました。

活動の目的として、パトロール隊は、隊員が自身の健康増進のために行うウォーキングやジョギングを行うことにより、子どもたちの安全確保と犯罪のない安全で安心して生活できる地域社会の実現に貢献することを目的とするとしています。このことは、まさに市民参画により行政と市民が協働して町を作っていくということであります。市民の理解と協力により、新旭市全体に普及していくことが望ましいことだと思いますが、見解をお伺いいたします。

次に、大きな２番目の次世代育成支援計画についての質問です。

国は、平成15年７月に次世代育成支援対策推進法を策定し、すべての自治体において、今後10年間の集中的・計画的な取り組みを推進するための行動計画の策定が義務付けられました。

そこで、旧１市３町の合併後を見据えた新旭市の計画として、国・県の計画・方針などを

考慮しつつ、これまでの総合計画との整合を図りながら、次世代育成支援行動計画が策定されたと伺いました。計画は、子育てしている家庭への支援、親と子の健康づくりと福祉の充実、心身ともにたくましい子どもの育成、子どもが安心して育つ安全なまちづくりの四つの基本目標を掲げて、子育てしやすい環境を整え、子どもを産み育てることに喜びを感じられるような社会を目指したいとしています。この計画の４番目の、子どもが安心して育つ安全なまちづくりについてお伺いいたします。

基本政策の柱としまして、一つ、子どもの安全の確保として交通安全教育の推進、二つ、子育てを支援する環境の整備として安全な道路環境の整備、三つ、有害環境対策の推進として、インターネットなどのメディア上の性、暴力等の有害情報の対策の推進とあります。

そこで、安全な環境を作ることは大切なことなのですが、すぐにできない点もあることは事実であります。例えば、通学路の改善のように多額の費用がかかる場合は、早急な対応というのは難しく、長期的な計画、予算措置が必要なわけであります。また、インターネットによる有害情報対策については、保護者がフィルターソフトなどを導入するなどしなければ防ぐことは難しいわけであります。

そこで、自らを守るという意識で「危険を予知する、危険を回避する、自らを守る」という指導が大切なのではないかと考えますが、見解をお伺いいたします。

次に、大きな３点目の市内全域をブロードバンドにの質問です。

昨年、市民有志による署名活動が行われました。この活動は、旧旭市にブロードバンド（光ファイバーネットワーク）の環境を整えるため、ＮＴＴ東日本に対して約1,000名の署名を集めて提出されました。都市部では需要が大きく見込まれるため、このような活動をしなくとも民間企業であるＮＴＴは環境整備をしてくれます。地方では、需要予測が見込まれるかどうか調査が必要であります。情報化社会にあって通信環境が整備されるということは、企業の誘致、地域産業の新たな発展のために欠かすことのできない重要な社会資本整備なのであります。

福島県原町市では、ＦＴＴＨ方式という基本配線を各地に張りめぐらせ、そこから電波で飛ばすという方法で整備を行いました。市の予算で基本的な配線を行い、それをＮＴＴ東日本に貸しているとのことです。財政が豊かな市町村ではこのように自前で整備を進めることができますが、一般的に地方に行くに従い、多額の整備費を捻出することは難しいと言わざるを得ません。

しかしながら、市民有志による署名活動により、現在では旧旭市のほぼ全域において、申

し込みをすると加入することが可能となりました。このことは地理的条件、人口規模で考えますと、全国的にもまれなことであります。なぜこのようなことが実現したのかといいますと、ＮＴＴ東日本の千葉支社に割り当てられた年間の整備予算を重点的に旭へ持ってくることができたからであります。市民の力で大企業を動かし実現した例であります。

先日、山形県白鷹市へ視察へ行ってきました。山形では「おいしい山形」というホームページで、地域の農産物のインターネットよる販売を行っています。今、情報化社会では、地域の産物をインターネットにより販売することはごく当たり前のこととなってきております。新旭市では、海のものから山のものまで何でも食材がそろうわけですから、このような整備が行われることによって、地域発展の基盤づくりができると思います。

そこで、このような市民有志による署名活動を行政としても後押しをして、市内全域がブロードバンドになるように働きかけができないものか、見解をお伺いいたします。

以上で１回目の質問を終わります。

○議長（林　正一郎）　日向一晴議員の一般質問は途中ですが、11時10分まで休憩をいたします。

休憩　午前１１時　０分

再開　午前１１時１０分

○議長（林　正一郎）　休憩前に引き続き会議を開きます。

日向一晴議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤忠良市長、ご登壇願います。

（市長　伊藤忠良　登壇）

○市長（伊藤忠良）　日向一晴議員の質問にお答えをさせていただきます。

私からは、最初の質問である新市まちづくりについて、その１、新市における行政改革の取り組みについて、そしてエンジョイパトロールを新市全域に、この２点についてお答えをさせていただきます。

合併をしたということは、当然のことでありますけれども、行財政の改革というのがその主眼にあるわけであります。少子・高齢化、しかも人口減少の時代に入るといいますよりも、むしろ人口の減少が始まったという答えさえあるわけでございまして、そういった中にあっ

て、当然市民の減少に併せて、この役所の中も行政改革を行い、職員の削減をはじめいろいろな手だてを講じて、そして市民の皆さん方に少しでも負担の軽い行政をしいていかなければならないのは、もう当然のことであります。

その一番の行政改革のマスタープランである行政改革大綱を、本年度中を目途に策定をしていくということで、今その委員会を立ち上げようとしているところであります。同時に、この行政改革大綱を作るに当たりまして、市民の代表委員として設置をさせていただきます行政改革推進委員会、これも近く立ち上げをする予定で、その準備を入っているところでございます。

そして、この行政改革でありますけれども、職員の適正化あるいは給与の適正化を図るとともに、退職者及び採用者数の見込みを示していくわけでありますけれども、その適正計画の中で平成22年度、５年くらいの計画でこの行政改革大綱を作って、５年間くらいの計画を立てたい、そのように思っているんですけれども、その５年計画の平成22年度にはどのくらいの職員の数にするのか、そういった職員数の目標も掲げていきたい、そのように思っております。いろいろな意味で、もう既に職員の皆さん方にはお願いをして、そして事務作業の重複する部分等の適正化をしていただいたりということで、そういった検討もしていただいておりますし、同時に民間に委託できるものはこれからどんどん民間委託も考えたい、そのように思っておりますので、そういった検討もさせていただいております。

これからの行革大綱を作るにあたって、しっかりと庁内あるいは市民の皆さん方のお力添えをいただきながら、きちんとしたものを作り上げていきたいと思いますので、議員の皆さん方にもぜひひとつご指導、ご意見をちょうだいできれば、そのようにお願いをさせていただきます。

それから、エンジョイパトロールでございますけれども、これは旧旭市において、ちょうど大阪の寝屋川小学校で事件が起きた当時であったろうかと思いますけれども、こういったことから子どもたちを防ぐのには、市民全体が子どもたちにしっかりと目を向けて全体で守っていかなければ、子どもたちの安全はなかなか図れないだろう、そのようにお話をさせていただきましたら、当時の旭市の区長会の皆さん方が立ち上がってくれて、こういったパトロール隊という組織を作ってくれました。現在恐らく600人くらいの方々がエンジョイパトロールの帽子をかぶって、いろいろな時に子どもたちの安全に気を配ってくれている、あるいは旭市から犯罪をなくすためにご努力をいただいているわけでありますけれども、これを全市にという議員からのご質問でございますけれども、私もそのとおりだと思います。

ただ、こういった問題というのは強制すべき問題ではございませんで、区長さん方をはじめとして、いろいろなところで機会があるごとにこういったお話をさせていただいて、そして、できれば自ら立ち上がってご協力をいただける、そのような形に持っていけたら大変いいんだけれども、そう思っております。そういった努力をさせていただくということで、私からのお答えにさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（林　正一郎）　社会福祉課長。

○社会福祉課長（林　久男）　大きな２点目、次世代育成支援計画について、子どもが安心して育つ安全なまちづくりについて、自らを守るという指導が大切ではないかというご質問でございますが、まず、この次世代育成支援行動計画は、子どもを安心して産み育てる環境の整備、安心して育つ安全なまちづくりということで、議員のおっしゃるとおり、四つの基本目標を掲げて平成26年度までに計画的に行うものであります。この行動計画につきましては、毎年進捗状況の点検・管理を行うとともに、５年後に見直しを行うこととしております。

ご質問の自ら守るとの指導については、いろいろな危険から回避することを教えることは大変重要なことだと思いますので、各関係機関と連携を図りながら、情報提供、指導に努めていきたいと考えております。

また、低学年児童に対しましての安全の確保につきましては、エンジョイパトロールの方々や地域の方々の協力が必要不可欠なため、関係者と連携をとりながら安全確保を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（林　正一郎）　企画課長。

○企画課長（加瀬正彦）　それでは、質問の大きな三つ目、市内全域をブロードバンドにということで、これについては市民有志による署名活動、これについて市としても後押しをして早期にブロードバンド化できないかと、そういうことでございます。

市内のブロードバンドの環境につきましては、ご質問のとおり、昨年10月からＮＴＴの光ファイバー通信サービス、これが旧旭地域で開始されております。現在、市内の15地区が提供エリアとなっているところでございます。昨年の導入までの間、光ファイバーの環境が周辺地域に先駆けて実現したというのは、何よりも市民が先頭に立ちまして署名活動を行った結果であろうというふうに感じております。

実際まだサービスが提供されておりません旧３町を含む残りの地域につきましては、情報

格差の解消という点からもできる限り早急に提供されるようお願いしていくんですけれども、ここのところ少し動きがございました。８月28日の日経新聞で総務省の方から発表があったんですけれども、ブロードバンドの空白地域、これを全国的になくすんだと。そのために、事業者へ無利子融資等を実施いたしますよと、そういう記事が出ておりました。これは総務省からの発表でございます。そういう流れがあると。

それから、あと市内の状況ですけれども、700件ほどの申し込みを受けまして、実際には工事をどんどん進めているんですけれども、引き込みの状況が間に合わない状況であると、そういう状況もございます。

ＮＴＴといたしましても、旧３町、地域を絞って順次という形でお話をいただいておりますので、その辺は早期実現には地域住民の強い要望が不可欠であるというふうに感じておりますので、今後も引き続き市民の方々が中心となった要望活動をお願いしていくとともに、市民の積極的な活動に対しまして、市としても後押しをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（林　正一郎）　２番、日向一晴議員。

○２番（日向一晴）　答弁をいただきまして、ありがとうございました。

大きな１点目の行政改革について再質問をさせていただきます。

財政の健全についてお伺いいたします。毎年６月１日発行の旧旭市の広報には、「市の家計」と題して、市民の皆さんに納めていただいた税金や、国や県からのお金がどのように使われているのか、これらを知っていただくため、前年度末の一般会計の執行の様子や、財産や借入金の状況などを公表しているところです。

財政状況をはかる尺度の一つとして、経常収支比率が使用されます。経常収支比率とは、市税や地方贈与税、使用料、手数料などの毎年自由に使うことのできる収入が、毎年恒常的に支出される人件費、公債費、扶助費、物件費などの経費にどの程度充てられているかを示す指標ですが、この比率が高くなるほど財源に余裕が無くなり、新たな施設や道路、公園などの整備に充てる費用が少なくなるわけです。経常収支比率で理想とされるのは75％から80％とされているようです。

平成17年度一般会計予算は、通年予算見込みとしまして、市民１人当たり負担する税額は９万6,200円、１世帯当たり27万6,500円とされています。そこで、旭市の市民１人当たりの税負担と予算としまして、現在そして５年後、10年後とどの程度の経常収支比率を目標とし

て運営していくお考えなのか、お伺いいたします。

以上、答弁を求めまして、私の一般質問を終わります。

○議長（林　正一郎）　日向一晴議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（髙埜英俊）　経常収支比率についてのご質問にお答えいたします。

これは、基本的には決算の分析に使う数値でありまして、財政の状況が変わらなくても、事業の実施内容によりまして動く数字でございます。例えば職員給与でも投資的経費に回る場合もございます。ですから、実際の決算の段階にならないとちょっと計算ができない部分がございます。実際に財政状況が似たような状況でも数ポイント動くケースもございます。

そのような状況でございますので、将来の数値を推計したり、あらかじめ設定したりということは適さないというふうに考えております。よろしくお願いします。

○議長（林　正一郎）　日向一晴議員の一般質問を終わります。

◇　江波戸　邦　夫

○議長（林　正一郎）　続いて、54番、江波戸邦夫議員、ご登壇を願います。

（５４番　江波戸邦夫　登壇）

○５４番（江波戸邦夫）　54番、江波戸邦夫です。私は、新市移行後初の定例会に当たり、１点目として新市の今後の財政問題、２点目として海上中学校の改築事業について、３点目として旧３町の庁舎の利用の問題についての３点について質問を行います。

まず、第１点目の新市の今後の財政運営、特に歳入関係について伺います。

長年の景気の低迷による税収の伸びの鈍化と、併せて財政基盤の脆弱な地方自治体にとって歳入の大層を占める地方交付税は、平成12年度をピークとして年々減少の一途をたどってきております。一方、住民の行政への要望は、福祉関係を中心として多岐多様にわたり、今後の新市における財政運営はますます厳しさを増すものと思われます。このような状況のもと、歳入歳出のバランスをとるため、なお一層の行政改革は避けて通れない大きな課題であると思います。

そこで、まず交付税関係について伺います。交付税交付額は、12年度をピークとしてきております。１市３町に交付された12年度の額と16年度交付額の対比について報告を求めます。

次に、税関係、市税と国保税について伺います。市税については、一時期の経済低迷期を脱したとはいえ、その伸びは多くを期待できず、あまつさえ税を取り巻く納税環境は年ごと

に悪化の一途をたどっているのが現状であります。かくもとはいえ、税収担当職員の労苦に感謝を申し上げるところでございます。

そこで、平成12年度１市３町と平成16年度の市税及び国保税の決算額について報告を求めます。また、滞納整理の対策として分割納税相談等のほか、時効の中断、短期保険証、資格証明書等の交付の状況と、併せて新市建設計画に計上されている額が確保でき得るかどうか、報告を求めます。

次に、公営企業会計への繰り出しについて伺います。この件については、昨日の予算及び決算について二・三の議員から質問がありましたが、繰り出しの基準についてどのような理解をしているか、伺います。

２点目に、海上中学校の改築について伺います。

本案については、合併協議会の中で関係市町の深いご理解を賜り、17、18両年度の継続事業として実施し、19年４月開校予定で作業が進められていることに対し、地元議員として深く感謝を申し上げます。ついては、過般、全員協議会で説明を受けましたが、その後の事務事業の進行について報告を求めます。併せて、駅南側に位置する広原４地区の児童・生徒の通学路２路線の拡幅整備の進行状況と学校移転後の跡地利用については、地元の住民との話し合いの中で要望に沿った利用方法を講じられるようお願いをいたします。

最後に、３町旧庁舎の利用方法について伺います。

合併に際し設置されました新市の事務所の位置選定小委員会においては、本庁、分庁、総合支所の３方式の中で本庁方式を取り入れ、本庁の位置をまず旭市役所とし、現行本庁舎に管理部門とその他スペースを見ながら配置し、配置不可能な場合が考えられるので、その場合は旧３町庁舎を利用することとし、そしてそのようにして経費の節減を行い、基金積み立てを行いながら新庁舎の建設に努力するとの答申がなされたと思います。しかし、その後の区長会議において、事務の効率化を図るために１か所に本庁機能を集約すべきであるとの会議結果で現状のようになってきております。

今後、各支所組織は当然のこととして整理・縮小、または廃止されると思われますが、その場合は、旧３庁舎は10名程度の配置となります。しかし、その維持管理は容易なものではありません。これらの点を考慮し、今後の利用法について市長の所見を求めるものでございます。

以上で、３項目にわたる質問を終わりますが、なお詳細な点については自席にて再質問により、一層の議論を深めてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（林　正一郎）　江波戸邦夫議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤忠良市長、ご登壇を願います。

（市長　伊藤忠良　登壇）

○市長（伊藤忠良）　江波戸議員のご質問にお答えをさせていただきます。

私からは、新市の財政運営についてのその３、公営企業会計に対しての繰り出し基準についてどのような理解をしているのかという問題、それから大きな３の各支所・庁舎の利用についての２点についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、中央病院組合への繰出金、公営企業に対する繰り出し基準ですけれども、これについては、従来も地方交付税の算定に基づき繰り出しを行ってまいりましたので、今後も従来からの流れを堅持し繰り出しを行ってまいりたい、そのように考えております。私どもにとりまして、中央病院があるというのは、本当にもう何物にも代えがたい大きな財産でありまして、これをしっかりと生かしていくというのが、この旭市の発展につながっていくんだろう、そのように思います。

同時に、あれだけの病院に発展をさせていただいた委員長をはじめ関係者の皆さん方に心から敬意を表するものでありますけれども、それだけにあの病院、しっかりと今までのような形で公営企業としてしっかりと地に足を付けて歩んでいっていただきたい、それだけの企業努力というものをこれからもたゆまぬ形で努力をしていっていただけたら、そのように病院関係者にお願いをさせていただきたいと思います。何分にも、本体よりも大きな病院でありますから、我々も精いっぱい側面から力を注いで、そしてこの病院がますます地域の拠点病院としてと申しますよりも、既にそれを大きくもう超えておりまして、千葉県東部あるいは茨城県の一部を含むほどの大きな基幹病院になっているわけですから、これがしっかりとした運営をしていってくれるということが何よりも大切なことでありますので、精いっぱいに応援をさせていただきながら、より一層我々にとって大切な病院として発展をしていっていただきたい、そのように思っているものでございます。

次に、各支所・庁舎の利用でございますけれども、この件に関しましては、合併協議会の新市事務所の位置選定小委員会において、事務所の機能は本庁方式を基本とし、３町の役場は支所として活用すべきである旨の報告がなされ、それが決定をされて現在に至っているわけでありますけれども、この庁舎のあり方あるいは各課のあり方につきましてもスタートをしたばかりでございます。そういった現在スタートをして、そのあり方をしっかりと見つめながら、これを改善していきたい、そのように考えております。

同時に、その時の形とまた若干違うのかもしれませんけれども、私といたしましては、あの施設を、旧市庁舎をできれば市民の皆さん方に有効利用していただければ大変ありがたいということで、いろいろな意味でそういった呼びかけもさせていただいているわけでございますけれども、なかなか旧役場の２階なり３階を、じゃ、こういう形で市民に利用させていただけませんかというようなお話もございません。

そこで、今、職員にも検討してくれよというお願いをしてございますのは、はっきり言ってしまっていいのかどうかという問題もあるんですけれども、例えば農業委員会あるいは教育委員会、そういった行政委員会等もできればそういった役場の２階なり３階なりを使っていただける形で検討をすべきだろうということで、職員には検討するように指示もしてございます。そういったものも含めて、これから支所の活用方法を考えていきたいと思いますので、また皆さん方にも積極的に利用方法を考えていただいて、ご提案をいただければ大変ありがたいと思いますので、議員の皆さん方のご協力もよろしくお願いをいたしたいと思います。

私の方からは以上です。

○議長（林　正一郎）　財政課長。

○財政課長（髙埜英俊）　地方交付税についてお答えいたします。

平成12年度と16年度の比較ということでございますが、平成12年度の旧１市３町の普通交付税と特別交付税を合わせた金額でございますが、これは95億8,954万4,000円でございました。平成16年度では73億1,281万4,000円となりました。ただ、これは交付税制度の改正によりまして、平成13年度から臨時財政対策債への振替分というのが入ってまいりまして、それが平成16年度は12億8,930万円ございまして、交付税と臨時財政対策債を合わせると86億211万4,000円でございます。12年度と比較しますと９億8,743万円、10.3％の減というふうになっております。

ちょっと内訳を申し上げますけれども、普通交付税は、平成12年度は84億7,058万3,000円でございました。16年度が63億4,127万8,000円。特別交付税が、12年度が11億1,896万1,000円、16年度が９億7,153万6,000円でございました。臨時財政対策債の枠でございますけれども、12年度はございませんでした。16年度は先ほど申し上げましたように12億8,930万円ということでございました。

以上でございます。

○議長（林　正一郎）　税務課長。

○税務課長（江ヶ﨑純敏）　それでは、江波戸議員からのご質問の中の市税、国保税の16年度決算額との比較、これは15年度、前年度の比較数値でよろしいでしょうか。12年度は決算数値がちょっと手元にございませんので、15年度との決算数値との対比はできますけれども、それで申し上げさせていただいてよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○税務課長（江ヶ﨑純敏）　それでは申し上げます。市・町ごとに申し上げます。

16年度、旭市、市税の方ですが、収入済額が40億5,045万1,954円でしたので、15年度決算額と比較しまして１億5,368万9,652円の増でございます。それから旭市の国保税でございます。16年度決算額は16億1,785万9,423円でございまして、15年度と比較しまして3,478万2,894円の増でございます。

それから、海上町の町税でございます。16年度決算額７億9,396万7,417円で、15年度と比較して445万8,758円の増でございます。それから海上町の国保税でございますが、16年度決算額４億1,914万1,218円で、15年度と比較して1,011万2,848円の増でございます。

次に、飯岡町の町税でございます。16年度決算額７億3,565万5,489円で、15年度と比較いたしますと、これは減になっておりますが、120万8,085円の減でございます。飯岡町の国保税でございますが、16年度決算額４億6,004万6,686円で、15年度と比較して7,542万8,185円の増でございます。

干潟町の町税でございます。16年度決算額６億9,250万7,837円で、これも15年度と比較いたしましては減でございます。4,248万5,421円の減でございます。干潟町の国保税でございます。16年度決算額３億8,214万4,987円で、15年度と比較して1,983万5,413円の増となっております。

それから、分納等時効中断の部分について申し上げますと、これは資料といたしまして旧旭市について、昨日も議案質疑の時に申し上げましたけれども、時効中断する効果を持っておりますのが、税の場合ですと滞納処分としての差し押さえ、それから債務の承認の効果を持ちます分納誓約書の提出、この二つでございまして、債務の承認に当たります分納誓約については市税で、これは人数になってしまいまして、この時点での滞納額の数は出しておりませんので、昨日申し上げました市税で386人、国保税で328人の方の分の滞納額については時効中断がされたということでございます。

それから、差し押さえを行いました。これは差し押さえに係る滞納金額は申し上げることができます。16年度に行いました土地、預貯金、給与、還付金等を含めた差し押さえは51件

でございまして、これに係る滞納金額というのが、市税分では4,421万1,552円、国保税分では1,146万3,614円、市税、国保税合計いたしまして5,567万5,166円という滞納額が時効中断されたということになります。

これは差し押さえによって、預貯金等、また給与等によって一部換価することができておりますが、このうち差し押さえに係るもので換価できた部分を申し上げますと、市税で1,193万3,824円、国保税で599万4,974円、合計で1,792万8,798円、これを滞納額から徴収できたということで、この金額を差し引いた残り部分について時効中断ができたということになります。

それからもう１件、参加差し押さえというのがもう１件ございまして、これは市が独自に差し押さえたわけではございませんが、参加差し押さえをすれば、これも時効中断がなされるということで、これに係るものは市税で2,758万7,940円ございまして、これも時効中断ができたということでございます。

それから、新市建設計画の市税見込みと実際の収納額の状況でございますけれども、新市建設計画に記載してございます平成17年度地方税は59億6,000万円の見込みとなっておりますけれども、17年度の旧１市３町の通年予算での総合計は60億9,437万8,000円でございまして、建設計画における数値よりも約1,300万円ほどは上回っております。

以上でございます。

○議長（林　正一郎）　保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄）　それでは、国保税滞納者に対する短期証並びに資格証の交付状況について、ご説明申し上げます。

平成17年７月１日現在のものとなりますが、短期証につきましては1,254世帯、資格証につきましては456世帯となっております。

以上でございます。

○議長（林　正一郎）　税務課長。

○税務課長（江ヶ﨑純敏）　申し訳ございません。私が先ほどお答え申し上げました新市建設計画関係の数値で、通年予算の市税見込み額が新市建設計画の地方税の見込みよりも1,300万円というふうに申し上げたかと思いますが、これは誤りでございまして、約１億3,000万円上回っているということでございます。申し訳ございませんでした。

○議長（林　正一郎）　庶務課長。

○庶務課長（在田　豊）　それでは、海上中学校校舎等改築事業の今後の予定と、それから中

学校の跡地利用につきまして、私の方からお答えをさせていただきます。

初めに、校舎の改築関係の工事関係を申し上げます。

建物の本体工事につきましては、９月26日に一般競争入札による入札を実施いたしました。現在、仮契約を締結すべく事務を進めているところでございます。仮契約が調い次第、契約議決の追加議案を提出させていただくということでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

また、屋外運動場工事につきましては、近々入札を行いまして、10月中には本体工事同様に工事着工をしたいと考えているところでございます。完成までの間、関係者によります現場の工程会議を定期的に開催いたしまして、19年２月末の完成に向けまして万全を期してまいります。

次に、補助金関係につきまして申し上げますと、補助金の交付決定を現在既に県からちょうだいをしておりますので、今後は事務手続きに従って事務を進めてまいります。

跡地利用につきましてお答えをさせていただきます。

まず、運動場部分を含めました全体的な跡地の利用につきましては、今後、関係課と十分に協議することはもちろんでございますけれども、跡地利用の検討を行うための組織などを立ち上げ、この中で検討の上、利用計画を決定していきたいと考えております。

次に、建物につきましては、海上中学校の改築がすべて完了した後も、体育館と多目的教室、この二つの建物が残ることになりますので、地域の皆さんに開放し、ご利用いただく予定でございます。体育館につきましては地域の社会体育活動に、そしてまた多目的教室につきましては、地域のコミュニティ活動を展開していく施設としての利用を考えているところでございます。議員の皆様方にも、跡地のよいご利用方法等ございましたら、ぜひご提案をいただきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（林　正一郎）　建設課長。

○建設課長（米本壽一）　海上中改築に伴う飯岡駅南側の児童・生徒の通学路確保について、候補となる２路線の改良を検討しましたので、その結果によりお答えしたいと思います。

まず、飯岡駅東側砂場食堂わきから北へ進入する道路についてであります。この道路につきましては、かねてから駅北側の交通の利便性の向上ということで検討してきたわけであります。現況幅員は2.7から3.9メートルです。改良が必要と思われるのは延長で約150メートル必要となります。

しかし、この道路はまず踏切を拡幅しなければならないということがあります。それと、店舗が、スナバさんもそうなんですけれども、店舗・住宅が８戸あるわけであります。したがいまして、用地だとか物件補償、もちろん工事費もそうなんですけれども、多額の予算を要すると。したがって、この改良は極めて難しいのかなというふうに考えております。

もう一方は、海上支所と支所の南側、ＪＲのガード下を結ぶ道路です。この道路につきましては、通学路として整備するために、現在４人の地権者と交渉に当たっているわけであります。工事の延長は約100メートルです。今の幅員は3.7メートルなんですけれども、車道を5.2メートルにし、歩道を1.8メートル設けまして７メートルの道路を作りたいと。これは来年度中に完成させたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（林　正一郎）　江波戸邦夫議員の一般質問は途中ですが、昼食のため１時まで休憩をいたします。

休憩　午前１１時５４分

再開　午後　１時　０分

○議長（林　正一郎）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、江波戸邦夫議員の一般質問を行います。

54番、江波戸邦夫議員。

○５４番（江波戸邦夫）　それでは、順を追って再質問をいたします。どうも私ども海上議会方式と若干違うようでございますので、事によったら脱線したら、議長の方でご指導をお願いしたいと思います。

まず、第１点目の交付税関係についてお伺いいたしますけれども、対12年度と16年度を比べますと、９億8,700万円余り減になっていると。そのうち臨時財政対策債が12億8,900万円余りあるということでございますけれども、臨時財政対策債というのは当初のお話では、これを返す場合には交付税を措置するというような言い方がなされておりましたけれども、これらについては当初のお約束どおり、そういう措置がされているのかどうなのか、これが第１点目。

それともう１点は、やはり長い目で見ると、交付税というのは年々減少してきているよう

でございます。そういうことで、12年から比べると既に16年度で９億円、臨時財政対策債を加えてもこれだけ減少してきているということでございますから、将来的にはまだまだ相当減少する傾向にあるのではないかなということだろうと思います。

財政基盤の脆弱な地方の市や町は、交付税に占める歳入に占める割合というのは相当大きな比重を占めているわけでございます。そういう意味で、いつかの新聞に総務省の交付税課長の記事が載っておりました。その内容は、もう交付税そのものは我々事務屋の手に負えないようになってきていると、事務屋の手にもう負えないと。幾らいろいろなところ、単位費用だとか補正係数をいじっても減るばかりですから、総体的なパイが増えていないんですから、どうにもしょうがないと。特別会計でありながら、40数兆円の会計そのものがほかの基金を持ってきて使ってしまっていると。そういう現実を聞くと、その課長いわく、もう我々事務屋の手を離れて、政治的なことで解決してもらう以外に方法はないんだということが記事に載っておりました。私は今の交付税改定の実態を見ると、まさにそのとおりだと思うんです。

そういう中で、これから交付税というものを頼りにしている、私どもの市のそうでございますけれども、そういう町にとっては、この制度がどういう形で動いていくかというのは、これからの市の財政運営にとって大きなポイントになるのではないかなと思います。財政課長に将来どうなんだと言われても、これはまさに政府の高官ではございませんから、将来はこのようになってこのようになるでしょうという答弁は多分いただけないと思うんですけれども、私は将来の歳の大層を占めるこの交付税制度がどのように動くかによって、これからの市の財政運営というのは非常に厳しくなるのではないかなと思います。個人的な所感でもありましたら、その２点についてまずお尋ねしたいと思います。

次に、これはずっとこう議長、やっていくんですね。

○議長（林　正一郎）　はい。

○５４番（江波戸邦夫）　次に、税務課長にお尋ねしたいんですが、私、12年と16年、自分で決算カードを職員にいただいて比べてみたんですが、税というのは事によると伸びたのかなというふうに思っていたんですが、12年と16年度を比べると5,000万円くらい、私の計算ですから間違っていたらごめんなさい、5,000万円くらい減っているんですよね。やはりこれらの状態についても、これは徴収率等も関係するでしょうけれども、これらの状態については、やはり当分続くような傾向にあるのではないかなというような気がするわけでございます。

問題は、課長も先ほど答弁がありましたように、いわゆるこれ１市３町の15年決算でカードから拾い出したんですが、調定額に対して収入済額、それと不納欠損、これらを調整しまして、その年度の調定額が114億円くらいですか、アバウトな数字で言いますから。それから収入未済額がだいたいその年度で23億円くらい収入未済になって先へ送られているような傾向があります。ですから問題は、その年度における収入未済額の23億円あたりを皆さんの努力によって相当減らしてもらうと。過年度になればなるほど徴収率というのは下がってきておりますね、過年度分は十四・五％くらいになってしまいますから。ですから、その年度の徴収率を上げて、次に送るお金を少なくしていかないと、こういう傾向が続くのではないかなというような気がします。

それともう１点の問題は、不納欠損額が年々増えてきているようですね。15年度の決算では１億7,000万円余りを不納欠損で落としているようでございます。まさに非常にもったいない話です。税の公平さというのは、正しく課税をして、課税されたものを全部いただくという言い方はおかしいんですが、全部収納するというので、初めてそこで税の公平性というのが保たれてくるわけでございますけれども、１億7,000万円、恐らくこれは年々増えると思うんですが、約２億円近くの金が年々年々不納欠損として落ちてくるというのは、やはりゆゆしき問題ではないかなと思います。

私、課長と面談をしましたら、やはり税務の職員にも限界があると。臨戸してもなかなか納めてくれないと。最後は差し押さえとか、そういう以外に方法が無いんだということをお話ししておりました。私もその仕事を若干やった経験がありますけれども、なかなかそういうことをやろうとしても、最後は首長の決裁がいりますから、なかなか押してもらえないということを私は経験しているわけです。ところが、前回の面談の際には、伊藤市長は、いや、それは法律に従って粛々と進めなさいというお話があったと聞いて、なるほどなと思いました。やはり税の公平さを保つためには、いろいろ各家庭によって事情があろうかと思いますけれども、いわゆるそういう手段、方法あるいは、これはやはりいろいろ人間によって議論があると思いますけれども、国保税については短期の保険証の交付とか資格証明書とか、そういうものをやらざるを得ない時にはやはり敢然として執行していくというのが必要だと思います。そういう点で、この不納欠損と、いわゆるその年度の23億円余りを次の年度に繰り越さざるを得ないような実態の中で、今後それらについてどのような考え方を持っているか、お聞かせ願いたいと思います。

次に、公営企業法の繰り出しの基準でございますけれども、どうもこの前の面談の際に財

政課長といろいろ議論していたんですが、たまたま中央病院の例、水道の例などを挙げてお話をしましたけれども、やはり中央病院の例ですと、交付税相当額を各市町が負担をするというようなことになっております。これは中央病院ができた当時の規約にそのようなうたわれ方がしてあるようでございます。そういうことで、それから30数年ですか、何十年になるか分かりませんけれども、そのような慣行的な処置でそのようにやってきていると思います。交付税が右肩上がりでどんどん増えていく時代は、それ相応でそれで事足りるという時代があったと思いますけれども、これから先、交付税の伸びる要素というのは全くないと思うんです。どんどん減ってきます、減っていくと私は思っております。そういう中で、果たして交付税が、新市に病院の関係が５億円がなってしまった、そういうことがあるかないかは別ですよ。なった場合にそれで我慢してくれというようなことになる可能性もあるわけでございますよね。

ですから、私のお願いしたいことは、交付税の算入される意味と、いわゆる公営企業の繰り出しの基準に関して出る数字の意味というのはまるっきり異質なものだと思うんですよ。私はそのように理解しているんですよ。ですから、ちなみに昨日ですか、質問がありました水道関係については、高度浄水処理事業ということで31億円余りの施設を両年にわたって造りました。これに対しては、補助金を除いて繰り出し基準に基づいた一般会計から出資金として12億円余りを負担しておりますね、加入市町村で。当然、今度まとまった旭市では６億2,000万円ほど負担しております。これがやはり繰り出し基準に基づいて水道企業団の方から、お宅の町にはこれだけお願いしますよということで来て繰り出した金だと思うんです。これはやはり各首長の、いわゆるこれを水道料金にはね返させると料金が相当上がるというような、恐らく政治的な意図とかそういうものがあって一般会計から繰り出そうということで繰り出したと。この繰り出しについては、２分の１とか幾らのルールで交付税で後で入れますよということだろうと思います。そういうことで、水道料金については恐らく当面、この31億円の事業をやったから、来年度から給水する者に何％上げますということはないと思いますけれども。

そういうことで、繰り出し基準というのは交付税で出る金額と、その公営企業を経営するそのものに対しての基準により繰り出すという算出の仕方、あるいは法の精神というのはおのおの違うと思うんですよ。ですから、繰り出し基準によって出た金額を全部そこへ出さなければならないということ、財政事情によってはそういうこともできないでしょうけれども、やはりその辺の考え方をきちっと財政当局が区別をしておかないとならないのではないかな

というふうに私思うんです。

多分、財政課にも地方公営企業関係法令集、地方財務協会が出したこの本もあると思うんです。私いつも12月28日、各課で整理をする時にダンプの前に立って、こういう書類があったらもらってくるんですが。そこの中に恐らく財政課長も読んでいると思うんですが、公営企業の繰出金についてということで毎年毎年これ同じものが載っているわけです。上水道事業についてはこういうものとこういうものとこういうものについては、こういう趣旨でこういうふうに繰り出ししなさいとか、あるいは病院についてはこうだとか、あるいは市によっては、市場なんかを経営している市場の関係についてはこうだとかいろいろ載っておりますので、原則的にはこれらをきちっと仕分けしてもらわないと、何か地方交付税で来るお金がイコール繰出金と同じだというような考え方というのは、やはりまずいのではないかなと。基準で出たお金を必ずしもやらなければならないということでもないでしょうけれども、まず原則的にはその辺の区別をきちっと付ける必要があるのではないかなというふうに思います。

次に、学校の関係ですが、まず１点の事務事業については、今後の流れとして課長の方からそのような説明がありましたので、それらについてはぜひスケジュールに沿って、４月開校に間に合うようにお願いをしたいと思います。

２点目の通学道路、これは建設課長ですか、現状の報告がありました。これはまさに当時の海上町が手抜きをして皆さんにご迷惑をかけているのではないかと思うんですよ。本来、学校があの土地の所に立地されるということで買収が始まったら、さて、こちら側の生徒をどのようなルートで通学させたら安全かということは当然考えなければならなかったことだと思うんです。私ども本当に深く反省しております。ただ、あの当時は学校の用地を４町歩にするか、もう４反に変えますかという議論で半年ほど議会と執行の方で綱引きをして、このことを全然わきへ置いて月日が過ぎてしまったと。まさに私ども、その当事者として本当にご迷惑をかけていると思います。

そういう中で、東踏切については、まさに無理ではないかなという気がするんです。あれも駅広の開発という問題で考えるならば、とうに今ごろできている道路なんですよ。ところが、やはり地権者交渉とか何かいろいろな面倒くさいものをやはり避けようとしたあれがあった。そのためにあそこは既にもう家が全部建ってしまったということでございます。

今、緊急にお願いしたいことは、いわゆるガードの下ですね。先ほど説明がありましたけれども、何か用地交渉がちょっと難航しているというお話も聞きましたけれども、ぜひ19年

４月開校に向かってご努力をお願いしたいと思います。私ども地元の議員でできることがありましたら、ご指名を願えればぜひお手伝いをして、あそこで子どもたちが事故に遭ったらとんでもないことでございますので、お互いに連絡をとりながら、地元の議員も16人おりますから、お手伝いできることがありましたら、ぜひ早期に開通できるようにお願いしたいと思います。

次に、跡地の問題でございますけれども、体育館と多目的教室については、何か補助金の申請の段階で残すような形になっているということでございますので、地元の方もそのことを心配しているようでございますので、恐らくしかるべき日にはいろいろな委員会があるでしょう。そういうことに委員会等々に話をして、ぜひ今お話をされました体育館と多目的教室については、地元の方々が利用できるような形でお願いできたら幸いだなと思います。

最後に、旧庁舎の利用についてでございますけれども、今のうちは40人余りの職員がおりますから、１階は全部ふさがっております。２階も何人かいるようでございますけれども。地元の方は２階、３階へ上がっていく方は少ないんですけれども、たまに上がっていった方が、何だ、紙が張ってあって中が倉庫になっているようではないかというお話を聞きます。これは恐らく飯岡についても、干潟についても地元の方はそういうふうに思っていると思います。私も当時それを決定する小委員会の委員の一員として参加をしました。恐らく議長も当時同じ委員会でこれを議論したと思うんです。

ただ、議論の経過については、私、当時の会議録をずっと追っていきますと、事務局が提起をした本庁方式、分庁方式、総合支所方式という三つの案があったわけでございますけれども、委員会の中の意見としては、やはり合併するんだから本庁方式でしょうと。それで意見は統一をしたと。ただし、本庁方式で本庁はどこにするんだと、これは当然旭の市役所でしょうということで、それも決まりました。

ただ、そこの中で、果たしてこの700人余りの職員が旭の庁舎に入れるだろうかということで、四つの庁舎をバスで見学させてもらって、天井が低いとか高いとかいろいろ議論しました。そういう中で、まず本庁方式として、本庁の位置は旭の市役所とすると。管理部門を中心として入れるものは入れてしまおうという言い方はおかしいんですが、なおスペースがあったら、そこへ全部収容してもらおうと。恐らく物理的に全課があそこに入るというのは無理だろうと。その場合には飯岡、海上、干潟にその地域に合った、たまたま農業の盛んな町だったら産業課を置くとか、福祉に関係の深い町だったら福祉課を置くとかという形で、本庁方式ということにしたんです。その時に、この方式にはないよと、我々の言っているの

は。しからば、本庁・分庁併用方式になるのかなというようなことまで話が出まして、形としてはそういう形になればいいのではないかなということで、命題としては本庁方式という方式だということでやったんです。ところが、実態はそうではないんですけれども、まあまあ、今はそのような形で仕事をしておりますから、さっき市長のおっしゃられましたように、欲を言うならば、長部局でない部局、農業委員とか、あるいは教育委員会とか、監査委員会とか、そのほかいろいろな団体があると思いますけれども、それらを配置してもらえればいいのではないかなと、これは私どもの要望でございますけれども。

そういうふうにしないと、10年後には退職予定者が250人いると、その２分の１採用で125人減るわけですよね。そうすると、恐らく支所から減らしていくと思うんです。そうなると、10年後はどういう形になるかというと、恐らく戸籍と税務の収納と何とかとなると、恐らく10人くらいの職員で用が足りるのではないかなと。そうなると、１階のスペースがほとんどあいてしまうと。そういう時に地区の住民が来た時に、合併というのは何だよということになってしまうと思うんです。

そういうことで、長の管理部門とか、そういうものについてはやはり本庁舎が旭市役所ですから、それはそれとして理解できますけれども、先ほど市長試案としてちょっと触れましたけれども、そのようなことでできるならば、そのような形が望ましいなというふうに思います。やはりこのまま続けてしまうと、何年か先にそういう話が出た場合に、何だ、当時の合併の議員たちは何をやっていたんだというような思案は恐らく免れないのではないかなと。月日というのはそういう事実がだんだん忘れられていきます。たまたま私は今回の合併の話の中で、当時の海上町と旭市が相当分庁問題で争った時の記録を持ってきてくれた方があるんですよ。その記録を読んでみると、私どもが知らないような事実がその記録の中にきちっと書いてある。もう50年くらい前の話ですからね。私どもが知らないようなそういう議員が議論をし、けんけんごうごうの議論をした経過というのは全部この記録の中に出てきているんですよ。なるほどなと思いました。

ですから、将来の歴史に耐え得られるような合併のこれからの方策をこれからみんなで考えていって、住民がなるほどなと、この合併はよかったというような、ただ単に庁舎の利用問題だけではありませんけれども、そういう形にしていただければ幸いだなと思います。

以上で再質問を終わります。よろしくお願いします。

○議長（林　正一郎）　江波戸邦夫議員の再質問に対し、答弁を求めます。

伊藤忠良市長。

○市長（伊藤忠良）　それでは、私の方から支所・庁舎の活用方法でございますけれども、先ほどお答えをさせていただいたように、現在の利用方法を十分勘案をしながら、できるだけいい形で支所を利用できるように努めてまいりたい、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、公営企業への交付税の算入の問題ですけれども、算入規定等細かい問題が必要でございましたら担当課長の方からお答えをさせていただきますけれども、水道の場合には、市民のほとんど全員が使っている企業でございます。もう一つ、中央病院の場合には巨大になり過ぎまして、もう既に７万1,000人の町の病院というよりも千葉県の基幹病院です。そんな意味では、先日、市の幹部職員と県の幹部職員との懇談会を持たせていただきました時にも、そういった面で、県の方でもしっかりとこの病院については責任を持って少し考えてもらいたい、そのようなお願いもしてございますから、その辺を十分に踏まえながら、病院の健全運営、より一層の発展というものに病院と一緒になって努めてまいりたい、そのように考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

私の方からは以上です。

○議長（林　正一郎）　財政課長。

○財政課長（高埜英俊）　地方交付税についてお尋ねがありましたので、お答えいたします。

２点ございました。臨時財政対策債の償還の関係でございますけれども、地方交付税に約束どおり算入されているかというお尋ねが１点ございました。これにつきましては、臨時財政対策債につきましては、償還の元利の金利につきまして地方交付税に算入されております。それは約束どおり進んでおります。

それから、財政関係の将来的な見通しということで、個人的なことでもいいからというお話がございましたけれども、議員のご指摘のとおり、国の役人でもちょっと分からないようなところがありますので、私からは申し上げられませんけれども、最近の動向をちょっと具体的な数字を追ってご説明してみたいと思います。

先ほど税務課長の方で、平成17年度の税の見込みと、新市建設計画の財政計画との乖離について説明がありました。地方交付税でもそれが若干出ております。新市建設計画の財政計画では、平成17年度の地方交付税を78億7,800万円というふうにしております。これに対しまして平成17年の普通交付税、これは昨日答弁いたしましたように64億3,407万8,000円でございます。あとは特別交付税ということでございますけれども、昨日申し上げましたのはその予算の計上の金額でございまして、実際に見込んでいる金額を申し上げますと、だいたい

13億円から14億円の間、14億円弱になるのではないかなというふうに見ております。これを足しますと、平成17年度の地方交付税は78億円程度だろうと見ております。ですから、建設計画と財政計画との乖離が7,000万円から１億円程度の乖離、少ないということになりますけれども、そういうのが生じてしまうのかなというふうに見ております。

一方、平成16年度から所得譲与税というのが創設されております。これは三位一体の行財政改革の中で出てきたものでございまして、これは本年度の本予算で２億5,000万円くらい計上しております。これは決定額でございます。ですから、先ほど最大１億円くらい減っても、これを入れれば１億5,000万円は増えるという、そんなことになるわけでございますけれども、これは例えば、その三位一体の中で国からの公立保育所に対する負担金とかが減らされております、なくなっておりますので、全体的に見ますと増えているとは言えないと思うんですけれども、いろいろそういうものが今後三位一体の中で減ったり増えたりというのは幾つもありますので、非常に先が読みにくい時代に今なっていると思います。ですから、来年の交付税事態もなかなか予測ができにくいような状況が今生じていると。

少し前ですと、だいたい去年までの傾向を見ますと、ある程度来年の予想ができたんですけれども、今なかなかそれがちょっと難しいなと。所得譲与税にいったり、地方交付税に入ってきたり、一方で補助金が減らされると、いろいろなことが起きていますので、ちょっと難しい時期に来ていると、そういうような認識を持っております。

以上でございます。

○議長（林　正一郎）　税務課長。

○税務課長（江ヶ﨑純敏）　不納欠損額、また収入未済額が増えている状況について、今後どのように対処していくかというご質問についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、不納欠損額、収入未済額ともに増えている傾向でございまして、16年度の１市３町の徴収率を見ますと、15年度決算の徴収率と比較いたしまして、旧旭市は若干アップしているんですが、３町についてはそれぞれ率の多少はございますけれども、町税、国保税ともに徴収率はダウンしております。

その結果といたしまして、旧１市３町を合わせました16年度決算での市・町税、国保税を合わせました不納欠損額は約１億9,674万3,000円となりまして、15年度と比較いたしますと12.8％ほど増えております。それから、収入未済額は23億9,992万2,000円ということで、15年度と比較いたしまして1.69％増となっております。

ただ、この不納欠損というものにつきましては、旧旭市におきましては単純な５年時効に

よる不納欠損は減っておりまして、執行停止、それから即時消滅によるものが増えております。これら執行停止、即時消滅というのは滞納者の状況を全部担当者が調査して、地方税法の執行停止の要件に該当するという場合には、税法の規定に従って行うものでございまして、滞納整理を適正に行った結果として出てくるものでございます。

ただ、このように不納欠損、収入未済が増えるということは、税の公平性の立場からは許されることではなく、この発生を圧縮しなければならないことは議員ご指摘のとおりでございます。旧旭市におきましては、平成16年度に旭県税事務所とも協力しながら、積極的に滞納処分の執行に取り組み、平成15年度まで低下傾向にあった徴収率を持ち直すことができました。今後は、他の地域におきましても納税者の公平を図るため、またより適正な滞納整理に努め、徴収率の向上を実現させたいと考えております。

以上でございます。

○議長（林　正一郎）　54番、江波戸邦夫議員。

○５４番（江波戸邦夫）　まず１点目、税務課長にお尋ねしたいんですが、17年度の交付税が決定されたということで、まだ特別交付税というのは決定されていないと思うんですが、だいたい特別交付税が13億円から14億円くらいというふうに見込むと、78億3,000万円くらいの額が見込めると。そうすると、新市の財政計画の中での交付税の額とは4,000万円から5,000万円ぐらいの乖離があるということでございますけれども。

今までこの３町の特別交付税の流れを見てみますと、これは決算カードで私なりにはじいた額ですからどうかなという気がするんですが、だいたい特別交付税というのは９億5,000万円くらいまでダウンしてきてございますね。それでなおかつ13億円から14億円を見込むということは、合併移行経費でこれらがカウントされるとなると、具体的に５億円くらいの合併に伴う移行経費が特別交付税の中へカウントされると。だとすると、13億円か14億円の数字になるんですが、その内容が分かりましたら、またそれが外れてしまうと９億5,000万円ぽっきりということになってしまうと思うんですが、それは大丈夫なのかどうなのかということが１点。

それと、税務課長からいろいろご苦労なお話を聞きました。確かに役所の中の課の仕事の重要性とか大変さというのはみんな同じだと思います。しかし、徴収事務というのはその中にあっても非常に対人関係とか、あるいは債権者と債務者という言い方はおかしいんですが、そういう関係の中に職員が立たされますので、確かに徴収職員というのは大変さというのは分かります。しかし、これも職務でしょうから、ぜひ一層頑張って、少なくても課税された

ものについては全部収納するんだというような意気込みで、ぜひこれからもご努力をお願いしたいというふうに思います。

財政課長、分かりましたら、その１点で私の質問を終わります。

○議長（林　正一郎）　江波戸邦夫議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（髙埜英俊）　それでは、地方交付税についてお答えいたします。

特別交付税、12月と３月なわけですから、まだこれからで予測の段階でございますけれども、きのうもちょっと議案質疑の中でお答えいたしましたけれども、１市３町の通年予算額として８億3,900万円予算では見込んでおります。これに合併移行経費7,000万円、それから合併年度から３か年措置される合併包括算入分ということで３億9,000万円。予算ではその7,000万円と３億9,000万円の３分の２を今回予算化しております。ご指摘のように、特別交付税ですからこれからですので、全部見込みますとちょっと心配でございますので３分の２を見込んで、トータルで11億4,600万円ということでございます。

先ほど私が13億円から14億円というふうに申し上げた数字は、３分の２ではなくて全部の数字を申し上げました。この合併移行経費の7,000万円でございますが、これは本市の場合ですけれども、合併に要する電算システム等の統一の経費ということで、総務大臣が認める額の0.5ということが入りますよということで、計算といたしましては、１市３町の電算システムの統合事業、これが２億8,000万円でございます。それから県のふさのくに合併支援交付金というのが１億4,000万円ございましたので、それを引きまして１億4,000万円、その２分の１ということで見込んでございます。

それから、もう一方の３億9,000万円の包括的特別交付税措置というものでございますけれども、これは基本額が２億円ということで、それに2,000円掛ける増加人数ですから、一番大きいところが旭で４万1,000人ありまして、それが７万1,000人になったということで約３万人。それに国で定める係数を定めまして３億9,000万円程度ということでございます。これは１年目に全額来まして、２年目はその６割、３年目は４割という予定になっております。これらを見込みまして、先ほど14億円弱かなというような金額を申し上げたところでございます。

以上です。

○議長（林　正一郎）　江波戸邦夫議員の一般質問を終わります。

◇　藤　田　昌　功

○議長（林　正一郎）　続いて、35番、藤田昌功議員、ご登壇を願います。

（３５番　藤田昌功　登壇）

○３５番（藤田昌功）　2005年９月議会に市民の声を代表して一般質問を行います。私は今回四つの問題を提起いたします。

第１に、私道整備補助事業の改善であります。

これは、かつて旧旭市において、我が党の議員が提案をし実現をしたものでありますけれども、過去に４件が実施をされております。しかし、現実にこれを適用しようとしますと、大変使いにくいものがあります。実は私自身も近隣の件でこの事業を利用したいと考えておりましたけれども、これを現実にやろうとしますと大変面倒であります。何が面倒かといいますと、私道ですからそれぞれ地権者というのがいて、それらがその道路の地権を持っているわけですけれども、昭和40年代以前にいわゆるミニ開発されたような、そういった団地では、もう現に不在地主の居場所も分からないと同時に、権利関係も明らかになっていないという状況が数多くあります。したがって、これら地権者全体の総意によって、その同意を得るというのは大変難しくなっています。これがまず１点です。

それから、この補助をする事業について道路の構造の基準がありますけれども、これが一般の市道と同様の基準によっております。したがって、例えば普通の私道というのは、１日に100台の車が通るというのはかなり激しい交通だと思いますけれども、一般の市道に比べれば、はるかにその頻度は低いと言えます。したがって、これをいわゆる道路構造令等により基準に従って造るとなれば、かなり費用的な面では大変なものがあります。それに対してそこまでやる必要があるのか。いわゆるコストパフォーマンスを考えた場合に、簡易舗装であっても問題はないのではないか。こういった点があります。

この２点をぜひ改善をしていただきたい。少なくとも、構造においては簡易舗装であっても、例えば３センチということですと、一般の道路の構造に比べればはるかに低額で済みます。さらに、その２分の１の補助ということでありますから、一般的に言うと、例えば200メートルの道路で100万円ちょっと、半分を負担するということになるわけですけれども。こういった形で従来行われていたもの、これをさらに緩めていただきたい。これによって、旧旭の時代には約700本の市道、これは公道ですが、市道が未舗装の部分を持っているという答弁があったことがあります。今回市域が広がったわけで、相当な本数の市道が多分未舗装の状況にあると思いますけれども、そうだとすると、それを待って私道が整備をされると

いうことになれば、100年はゆうにかかるであろうと思われます。したがって、市民が積極的に望む形があるならば、ぜひこれが認められるように、すなわち、現に住んでいる住民の総意があれば、この補助を認めるようにしていただきたい。それと同時に、できるだけ安上がりになるような、そういった方法も講じていただきたい。

この二つと、さらに併せてお願いをするなら、補助率50％はちょっと厳しいのではないか。私は以前、例えば分譲をして50年たったら、もう無料でもいいのではないか、30年たったら３分の２、40年なら８割、50年たてばもう100％市で持ったっていいのではないかと、50年間市民が住んでいたんだということを申し上げたことがあります。これを当面３分の２ということでぜひ認めていただきたい。現在100万円ということが限度ですから、仮に３分の２に上げても30数万円、しかも限度までいくかどうか分かりませんから、１件当たりにすれば大した額ではないわけで。それでも、やはり市民としてはこれによって相当近づけられると思うんです。ぜひこれをお考えいただきたいと思います。

それから２番目に、コミュニティバスの本格実施の問題であります。

旭市は、予算の関係もありまして、今年度まで試行ということでやっております。これは国の補助金を得るというような目的もあったわけですけれども。したがって、私は現在試行と言っているけれども、これは本格運行だと考えておりますが。今度合併によりまして、飯岡にももちろんバスが走っております。これらのものを、当然全市を網羅するような形のネットワークに改善をする必要があると思います。これはぜひお考えいただきたい。一部地域が漏れているというようなことであっては、市民に対する公平は保たれません。ぜひこれをお考えいただきたいと思います。

そこで問題は、この事業を今回検討委員会を設けて検討するということであります。しかし、この検討委員会なるもの、一体どんな意味があるのか。例えば、私は以前の時にも申し上げたんですけれども、タクシーの業界の代表がいる。これバスが実際に運行をし、それが合理的に、しかも市民にとって便利であるような、そういう事業を組むのに、なぜタクシーの代表がいなければいけないのか。以前の時にも、この方が強烈な反対論を打ちました。そのために利用者代表はみんな黙ってしまったといいます。そんなことで本当に利用者が便宜を感じられるような、そういった事業ができるのだろうか。私はまずこの検討委員会のメンバーにもしそういう方が入るなら、私もぜひ入りたい。で、私が反論をしたいと思います。これをぜひお考えいただきたいと思います。

それに併せて、せっかく今度新しい事業にするわけですから、それらしい新しいやはり器

が欲しいと思います。つまり、昨日、障害者に対する配慮の問題というのが出ましたけれども、私はやはりやるなら、せっかく新しい事業としてやるんだったらば、旭市がローデッカーの床の低いバスですね。あれを買って、それを運行委託するなり、あるいは貸与するなりして、この事業を実現していただきたい。やはりせっかく新しい市が生まれた。これは毎度申し上げていることですけれども、バスが市内を走るということは、それ自体行政が働いているんだというのが目の前に見えるんです。だから、決して高いものではないんですね。これをお考えいただきたいと思います。

ついでに言うなら、ぜひこの際、これも前に提案したことですが、ミニ公募債という方法があります。市民にバスを買うのにお金を出してくれないかという話ですね。これをぜひ考えていただきたい。もし実現すれば、私もご協力いたします。

それから３番目に、市営住宅の水準アップの問題であります。

この合併によりまして、実は相当市営住宅にもピンとキリができました。旧旭市の方がだいたいキリのクラスです。これをいつまでもこのまま放置していいのかという問題なんです。これもたびたび要求をしました。例えば、水洗トイレくらいはもうあっても常識ではないだろうかということを申し上げたわけですけれども。その際、既に耐用年数が来ている建物だということの中で、昭和40年代に建てたものですから、そろそろ耐用年数が来るという考え方、これは妥当なものだと思います。ただ、だからそれがつぶれるまでうっちゃらかしておくことなのかどうかということで質問をしました。その結果は、どうもうっちゃらかしておくということになったようです。

そこで、私は耐用年数が迫ったということであるならば、これをこのまま朽ちるままに任せるのかという問題と私は思います。もう更新の準備をしなければならない。たまたま３町の方には比較的質のいい住宅を持っております。この際、それだけに任せることでいいのか。やはり私は市の中心にもっと人口が増えなければならないという具合に考えています。したがって、この市営住宅という問題も、ぜひそういった観点から見ていただきたい。あまり便利のよくない所にばらばらに置くというよりは、できることなら一部は高層であってもいいけれども、中心地に近い所に建てていただいて、そしてその中で市民がいつもその中心部を歩いているというような状況が生まれて、初めて町のにぎわいというものは目に見えるはずなんです。ですから、ぜひこの町の中心に新しい市営住宅を建てるということを検討していただきたいと思います。

それから４番目は、水道料金設定の見通しということで質問をするつもりでおりました。

これは面談をした結果、当分の間やはり見通しは立てにくいという、これは何も事業担当課のせいだけでない。国・県の補助金がさっきもたびたびいろいろな件で出ていますけれども、国・県の補助金の制度というものはあいまいなんですね。その結果として、毎年そのハードルが変わってしまったりする。その結果として幾らもらえるのかはっきりつかめないという状況もあるわけです。それを考えますと、これ事業課だけ攻め立てるわけにはいきません。したがって、今見通しが立たないという状況の中で、私は提案をしたいと思います。

第１に申し上げたいことは、市長があなたの任期の間に料金を上げないという決意をしていただきたい。これは必ずしも無理なことを言っているわけではない、その決意をしていただければ、いろいろな工夫の仕方はあるだろうと私は考えているわけです。

その一つとして、前提としてですけれども、国・県の補助金、これにかかわりなく現状程度の補助を行うという覚悟ですね、これを考えておいていただきたい。国・県の補助金というのはまるっきりなくなってしまうことはないだろうと思いますけれども、かなりハードルが上がったり下がったり――いや、下がることはないですね、上がる一方ですけれども、だんだん厳しくなってきている。ただ、水道会計だけを考えた場合に、これを国や県が切ってしまったからこっちも切りましょうということになってしまうと、どうしても先の見通しが立ちません。

したがって、基本的には現状維持ができるような、そういうような補助の考え方をしていただきたいと思います。これによって、やはり企業会計の努力といいましょうか、営業努力が生きてくるだろうと私は考えています。手続き的な問題で国・県からの補助金を受けるという、その手続き的な問題は、これは事務担当課の問題ですから、細かい点は市長が特に気にされる必要はないと思うんだけれども、基本的には水道会計の健全化のために、その程度の覚悟は持っていただきたいなという具合に思います。

さて、そういう前提の中で、私は水道会計が赤字だ、赤字だというのはうそだということをはっきり申し上げておきたいと思います。今回の予定決算書を皆さんご覧いただていると、予算書の一番最後のページに載っています。あの中で大ざっぱにいうと、６億7,000万円の赤字が出ることになっています。しかし、これは本当の意味での赤字ではない、私は見せかけのものだという具合に申し上げたいと思います。

なぜかというと、旧旭の皆さんには毎度申し上げていることなんだけれども、申し込み納付金というものがあります。これを年々積み立ててきました。私は、これはいわゆる３条、３条というのは収益的収支、つまり毎年収益的収支として繰り込んで、そしてそれを消化し

てしまうということでバランスをとる方がいいんだということをたびたび申し上げたんだけれども、今回の合併後も４条の処理、つまり資本的収支の中に入れるということになりました。もうそのことについては私は申しません。しかし、そうであるなら、今回バランスシートの中で、大きな形としての13億円の申し込み納付金というものが積み立てられています。これは内部留保です。したがって、赤字があれば償却すべきものです。６億7,000万円の赤字に対して13億円の内部留保がある。とするなら、いわゆる見せかけの赤字というものに恐れる必要は全くない。

問題は何かといいますと、キャッシュフローなんですよ、流動性なんですね。これに気を付けていればいいわけで、例えば今年度の見込みの決算でも７億円の流動資産がある。それに対して必要な額というのは４億5,000万円程度ということになっていますね。したがって、流動性という点から考えれば、現在の料金体系で十分にカバーできる。これは水道課の努力もあって、有収率が徐々にではあるけれども上がっています。今回合併でもってまた崩れてしまったからよく分からなくなっているけれども、これは評価をしなければいけません。

それと同時に、そういう状況の中では、今後、水道会計が前提として申し上げたようなことが認められるならば、引き上げる必要はないんだという具合に私は考えております。これは十分に市長の任期中――市長が４年とは思わないんですよ、私はもっと長いと思うんですね。長い間も上がらなくても済むんだという具合の気持ちでいます。

今後の問題の中に、私その会計を悪くする状況があるだろうと思っています。それは何かといいますと、大型投資です。この後一般質問の中にも出てくる可能性があるわけですけれども、大型投資をしなければならない状況が生まれてくるのかもしれません。これは大変水道会計自体にとっては厳しい問題があります。したがって、これについてはあまりくどく申し上げるあれが無いんだけれども、私はやはり政策投資でなければだめなのではないかと。たまたま昨日、東総広域水道事業団の高度化処理施設の問題がありましたけれども、これがやはりヒントになると思います。つまりあの場合、かかった経費の約半分は出資金によっています。昨日申し上げた、例えば新市は今年度３億3,000万円の出資をしますというように、だいたい経費の２分の１というものは出資によっています。つまり自己資本なんです。残りの２分の１が借金であるということですね。

したがって、そうであれば、この財政的な負担が相当軽くなるはずです。できることなら全額出資金でもってやれれば、これは申し分ないんだけれども、そうもいきますまい。何によらず市が出資をして、これをやるような政策投資としての考え方というものが無いと、水

道会計は壊れてしまう可能性があると私は考えています。この辺もぜひお考えいただきたいと思います。

以上で１回目の質問を終わります。

○議長（林　正一郎）　藤田昌功議員の一般質問は途中ですが、２時10分まで休憩いたします。

休憩　午後　２時　１分

再開　午後　２時１１分

○議長（林　正一郎）　休憩前に引き続き会議を開きます。

藤田昌功議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤忠良市長、ご登壇願います。

（市長　伊藤忠良　登壇）

○市長（伊藤忠良）　藤田昌功議員の質問にお答えをさせていただきます。

藤田議員、もう自分で十分承知の上で質問をなされておいででございますので、本来であれば答えがいらないような気もするんですけれども、お答えをさせていただきたいと思います。

まず、私道の整備の補助事業の改善の問題であります。補助要件の緩和あるいは道路舗装の規格の改善、さらには補助率を３分の２に上げてほしい、地権者全員の承諾を得るのはなかなか難しいから、そういった面も緩和をしてほしい、いろいろな問題がございました。この質問がございました。

この私道の件でありますけれども、現在のところ、まだ新市全体の私道の把握がしっかりとつかめておりません。正直言って、旧旭市の地域内だけでも約400本も位置指定の私道があるわけでして、そういったものも含めてこれから十分検討をさせていただきたい。本来であれば、あっさりとお答えをすれば一番いいんでしょうけれども、そういった意味で公平を期する上でも少し慎重に検査をさせていただいて、それからお答えをさせていただきたいと思いますので、しばらく時間をちょうだいしたいと思います。前向きに検討はさせていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

それから、コミュニティバスの問題でありますけれども、非常にいいご質問をいただきました。ミニ公募債で議員自ら出資をしてくれるということでございますので、大いに期待を

させていただきながら、今検討委員会を設立して検討をしていただいておりますから、私自身も選挙での一つの公約として、公の施設を市民の皆さん方が公平に使えるような形でぜひバスを使いたいなというようなお話も申し上げておりますから、そういったものも含めて今検討をお願いし始めたところでございます。いい形で運行ができるように検討をしていただきたい、そのように思っております。

それから、３点目の市営住宅の水準のアップでありますけれども、私もこういった時代ですから、本当にもうトイレなんかは水洗の時代だろう、そのように考えております。ただ、旧旭市の場合には、旧で申し上げて大変恐縮なんですけれども、正直言ってまだ旧３町のそういったアパート等の状況というのをよく把握しておりませんものですから申し上げるんですけれども、旧旭市の場合には民間のアパートも非常に数多く建っております。そういった中で、市営のアパートをご利用いただいている皆さん方の意見を聞かせていただきますと、新しくしていただく、きれいにしていただくのは非常にありがたいけれども、家賃の値上げは困るよというのが率直なそういったご意見が多ございます。そういったものも踏まえながら、そうした皆さん方にご利用いただけなくなってしまっては大した意味がありませんし、きれいにして安い市営住宅を造って、今度は民間の圧迫をするという形でも困りますので、その辺も十分配慮をさせていただきながら考えていきたいな、そのように考えております。

それから、独居老人の対策としては、別の意味もまた少し検討をさせていただきたいな、そう思っております。独居の皆さん方に関しては、今、民生委員の皆さん方をお願いしたりなんかして、見回っていただくようにお願いしたり、いろいろな方法を講じておりますけれども、できれば、どなたかが目をかけられるような集合住宅みたいなものでもあったらもっといいかなとも思っておりますし、同時に、現在海上ではそういったいいアパートに補助金を出して、独居の方が海上地区でありますけれども、補助金を出してそういったところが利用できるような方策もとっているようですから、そういった面も含めて検討をさせていただきたい、そのように考えております。

それから、水道の問題ですけれども、実際なかなか議員がおっしゃられるほど内容が豊かなわけでは決してないんですけれども、ただ、こういった合併をした時期です。配水管の接続等も含めましてしっかりとした見直しをしたい、そのように考えております。先ほども申し上げましたとおり、水という問題はそれこそ市民全員が利用をする問題でありますから、そういった面は十分配慮をさせていただいて、これからの水道料金等も検討をさせていただきたい、そのように思いますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

私からは以上です。

○議長（林　正一郎）　３５番、藤田昌功議員。

○３５番（藤田昌功）　ありがとうございます。

最初の私道整備の問題、これは確かにまだ合併して全体がつかみ切れていないというのは分かるんですけれども、事業として一応今年度も予算は積もってあるんですよね。したがって、従来の形では今年度も実施をされるんだろうと思います。ただ、私が申し上げたような形というのはだいたいお金の問題ですけれども、補助率を上げるという問題ですが、これについては来年度以降になると思いますけれども、ぜひこの辺はお考えいただきたい。

というのは、やはり私道であっても、市の土地には変わりはないわけだし、そこに市民が積極的に改善をしたいという要求があるわけですから、ぜひそれを積極的にやはり支援をするという立場でお願いしたいと思います。

それから、コミュニティバス、市長の積極的なご発言があったのであまり心配はしないんだけれども、ただ、空白の地域が無いようにぜひここはお考えいただきたいと思います。今の営業路線だとか、それから他の自治体との共同だのの問題があって、確かに重複の問題があるからややこしいんだけれども、できる限りやはり主体的な市としての運用が必要だと思いますので、これはやはり考えていただきたいと思います。

この問題というのは、たびたび私も言ってしまっているから嫌みなんだけれども、きめの細かさというような点をもっと考えていただきたいと思う。これも前に申し上げたかもしれないんだけれども、今、旧旭の地区に循環バスが循環しているわけですけれども、もう間もなく福祉センターの閉館時間が４時半になるはずなんです。ところが、バスが来るのは４時45分なんですよ。つまり15分間、外の寒い所で待っていなければいけないという、これはやはりデリカシーに欠けると私は思うんです。と同時に、言うならば行政の整合性の問題だと思います。ですから、この辺りも十分配慮されるような、そういったようなバスの時刻表といいましょうか、そういったことも含めてお考えいただきたいと思います。

それから、市営住宅の問題、これは必ず出る問題ではあるんだけれども、新しくすると高くなるという問題もあるんですが。民間アパートに住める方は住んでいただきたいわけですね。今私たちが要求しているのは、そういっただけの収入を持たない人なんですよ。ですから、じゃ、持たない人はぼろぼろの所に住めというのかと、そういう問題になってしまうんです。だから、そこのところをぜひご配慮いただきたい。所得制限するなり何なりしてもいいと思うんです。その中でぜひもうちょっと改善をしていただきたいなということです。そ

れ以上のことは申し上げないことにします。

それから、水道料金の改定の問題です。これは昨日、市長が大変積極的なご発言をいただきました。私はそれができればすばらしいなと思います。ただ、相手のあることなので何年かかるか分からないなというのが率直な感想なんですね。それまでの間であっても、やはり主体的にやらねばならない問題はやらなければならないわけで。そういった意味できょう申し上げたわけです。ですからぜひ、値上げをしないという覚悟は市長も持っていただきたい、あなたが任期の間ですね、ぜひよろしくお願いします。

○議長（林　正一郎）　藤田昌功議員の再質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良）　藤田議員の４点の再質問でございますけれども、すべて統一をして前向きに取り組ませていただきますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

水道料金で、絶対に任期中は値上げをしないという決断をしろということでありますけれども、決断でなく、決断くらいのところでお許しをいただきたいな、そのようにお願いをいたしたいと思います。前向きに取り組ませていただきます。

○議長（林　正一郎）　藤田昌功議員の一般質問を終わります。

◇　伊　藤　　鐵

○議長（林　正一郎）　続いて、68番、伊藤鐵議員、ご登壇願います。

（６８番　伊藤　鐵　登壇）

○６８番（伊藤　鐵）　68番、伊藤鐵です。私は、本会議で一般質問をするほどのものではないのでありますが、通告した２点ほどについて、極めて稚拙な問題でありますが。

農業委員会の選挙が私どもの方でありまして、本来であれば、農業委員会というのは選挙は珍しいのでありますが、全体であればやらないケースが多いのでありますが、この間は旧自治体割に区切ったためにうちの方で選挙がありました。かつても何度か旧干潟町では数回選挙がございましたが、その時と今回の選挙、新市になってからの選挙に対する取り扱いの変化がありまして、一般にとまどいがありましたので、その点について。

農業委員会というのは、農業行政全国的な組織でありますが、農業行政をつかさどるあれとして。ただし、選挙の規制に関しては公職選挙法に準ずるということで細かい規制が無いわけであります。従来、干潟町の場合は一般公職選挙法と同様に、記載所に候補者名の一覧があったわけです。今度新市になったら、当時うちの地域だけでありましたので選挙管理委

員もありませんでしたし、総務課の担当主任の裁量であったかどうか分かりませんが、候補者名の一覧が記載所にない。記載しろという規定が無いから記載のないことをやったら、それは違法な選挙ということにもなりかねないと。ひいて言えば無効な選挙なりかねない。干潟町はかつてそういう違法な選挙をやっていたのかと言ったら、時効でもそういうことになりましょうねというその担当職員の総務課の見解であって、非常に投票者が不便を来している。日本的に有名な人がやはり候補者の１人にありましたので、宮澤兄一さんという方と開票の時にも七・八十票同姓同名が。ただ立候補制であるもので、判読として有効にしたそうでありますが、非常に開票に手間取り夜半に至って。

従来でありますと、私どもの町では有線の時代から防災無線に至るまで、選挙には、候補者を締め切ったら候補者名の放送があった。また開票したら開票結果の発表もあった。今回の場合は全くそういうことは新市になったらない。大きく変化。一般から言えば、やはりサービスを落としたではないかと。これは同じ法律、法改正がなされたわけではないようでありますので、全国的な普遍的な見解はどのようなものであるのか。

選挙というのは、前段の行為ではなく、書く行為が主眼だろうと。その場合に、候補者名の一覧を記載所に記載をしたら、しろという規定が無いから、やったら違法だという見解でありましたが、全国的な普遍的な見解であるかどうか。プロの先生らの判断ですから無論間違い、私どもの田舎者の素人の知る由もありませんが。このひな壇の先生はプロ中のプロですから、普遍的な見解を、あえて初めてでありますので。今後、農業委員会の選挙というのはめったにありませんが、本来であればオープンにすれば、これは推薦人事もありますので選挙をやることは少ないのでありますが、また今後ないとも限りませんので、一つの普遍的な見解をお尋ねしたいと思います。あえて貴重なお時間を忙しい先生方の前で、田舎者でございますので何せお許しをいただきまして。

その次の問題については同じもう一つ、農業委員会法が今度若干改正になりまして、土地改良団体からも１人、各農業団体から推薦ということがありまして、一部には関係農業団体がここには四つあるから、１人であればそれぞれ交代でやろうなんていう意見も出されたように聞いておりますが、それは当面事業所があるところから１名。農業協同組合、農業共済組合、農業土地改良団体、自治体の長はそれぞれ１名というその見解について、ちょっと私のような単細胞では農業共済組合から２名という、それぞれ１名と農業委員会法ではあるというのに、自治体の長が推薦できるというのは、農業共済組合に限って２名と。農業委員会法をより優先する何か特例法があるのかどうか。１事業所から１人ではなく、１組合から１

という普通の理解、プロの先生の判断は分かりませんが、ちょっと私ども単細胞では理解しかねるところがありましたので、ちょっとその点もお尋ねをいたしたいと思います。

それと、これは解決のついたものでありますが、公民館の使用について、うちの方で毎月定期的に公民館を利用している団体がありまして、合併してから支所には決裁権が無い、本庁でなければということで非常に不便を来たしている。さらに、旭は旭の公民館法を適用したから有料であると、さらにもう一度。公民館というのは、何か教育委員会の傘下にあるから、うちの町には教育委員会がありませんので、お伺いを立てると、もう非常に不便を来たしている。支所長にここにもおいでですが、支所長にお伺いしたら、いや、公民館は別ルートで決裁権はない。それで館長もいますが、館長をはじめ４名、ただ何の必要もないと。そういう地域住民からお前ら何をしている、えらいご叱責をいただきましたので、問い合わせしましたら、これは例規等委員会、当時、旧自治体の議長、副議長と、時の知識・見識の高邁な２名の代表委員から構成した例規等委員会で決定したものであると。お前ら何例規を見ているんだと言われましたが、私どもはその数度の例規等委員会で慎重審査をしたものをどさっと職務執行者が専決処分をし、臨時議会で一括承認だからどうも不明を恥じましたが。

それを、早速新市長登庁されましたから、市長というのは権力者でありますので、日本の行政はここに並び官僚全盛であります。今、特例年金の田舎議員をさせていただいておりますので、本来であれば、一住民が口をきける立場ではありませんが、その使用の問題について進言をいたしましたら、早速調査・対応をしていただきまして、出先でもそれぞれの手続きをしていただければ処置がつくようにしましたからとありがたいお話をいただきました。一介の田舎者のあれに耳に傾けていただきまして全くありがたいお話で、これはついてでありますので、一つの事例を申し上げました。本来ならば権力者であります。細心の注意をいただきましてありがたく、本席をおかりしまして御礼を申し上げるところであります。ありがとうございました。

どうもせっかく貴重なお時間を思い付きに類する質問でありますが、変化期でありますので、農業委員会の選挙はめったにありませんが、同じ法の解釈でも、そういうように記載、選挙というのは書く行為が主眼だろうと思うんです。そこのところに不便を、候補者の一覧を記載しろという条項が無いと。なくても準用するのは補足規定があるのかどうか。これは農業行政、全国的な組織でありましょうから、プロ中のプロの普遍的な見解をお尋ねしたいと思います。

私は再質問はしません。答弁を求めましてこれで終わります。貴重な時間を大変失礼しま

した。どうも先生方、失礼しました。

○議長（林　正一郎）　伊藤鐵議員に一言お願いがございます。今後、通告にない質疑は認められませんので、ご注意をお願いいたします。

それでは、伊藤鐵議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（増田雅男）　それでは、私の方から農業委員の過日実施された選挙の氏名掲示の関係についてお答え申し上げます。

選挙事務の執行に当たっては、法令の規定の誠実に実行するよう求められております。これは当たり前のことでございますが。それから農業委員会委員の選挙について、氏名掲示については、公職選挙法の該当条項の準用規定が無いので実施しませんでした。

ところで、質問のございました実施しなかった場合、法令違反または選挙無効になるかということについては、禁止規定について判例や行政実例で確認したわけではございませんが、即座に無効ということではないと考えられるところでございます。しかし、公職選挙法の準用が無いことから、実施する場合、選挙の公正や公平の観点から、その方法等について氏名掲示の順序等を定める選挙規定等を制定する必要があると考えられております。なお、新旭市ではそのような規定を現在持っておりません。

参考までに調査しましたところ、山口県及び宮崎県の何市かでは、選挙管理委員会で規定を制定し、氏名掲示を行っている市があるようでございます。

ところで、公職選挙法で氏名掲示の規定が適用されていないというのは、農業委員会委員の選挙が農業という同じ仕事を営む人の間での選挙、言い換えますれば、仲間内の名前等をよく知り合った人たちの選挙であることも理由の一つかと考えているところでございます。

以上です。

○議長（林　正一郎）　農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（野口徳和）　農業団体の自治体の長の推薦についてお答えいたします。

選任による委員につきましては、農業委員会等に関する法律第12条及び同施行規則第８条で規定されております。法律の規定の方では、農業協同組合、農業共済組合及び土地改良区がそれぞれ推薦した理事または組合員各１人となっております。また、施行規則の方では、農協及び共済の地区または区域の全部または一部を包含しているものということで、複数ある場合は各団体ごとに推薦できるというような規定になっております。

なお、今回平成16年の法改正と施行規則の改正によりまして、土地改良区につきましては、

２以上ある場合には、土地改良区が協議して一つの土地改良区を定めるというようになっております。

以上でございます。

○議長（林　正一郎）　伊藤鐵議員の一般質問を終わります。

◇　木　内　欽　市

○議長（林　正一郎）　続いて、21番、木内欽市議員、ご登壇を願います。

（２１番　木内欽市　登壇）

○２１番（木内欽市）　21番議員、木内欽市です。本日最後の一般質問をさせていただきます。合併後、初めて開会されております本議会、皆様方にはお疲れのところ大変恐縮でございますが、執行をはじめ皆様方には今しばらくご辛抱をお願い申し上げます。

三つ以上の自治体の合併としては県下では初めて、人口は７万1,000人、面積は県下で８番目の129.91平方キロメートルの新旭市が誕生してはや３か月、市民の信頼と期待を担って、伊藤市長が就任して２か月が経過をいたしました。合併前は、合併したらまだ気づかないさまざまな問題が出てくるだろうと危惧しておりましたが、心配した割には大した問題もなく、まあ順調に船出したのかなという思いを持っております。これも、かじ取り役でありました伊藤市長をはじめ合併協議会、その他担当職員の皆様のご努力のたまものと、心から感謝と敬意を表させていただきます。

私は、旭市議会平成17年第１回定例議会において、当面する諸問題、市民の要望に沿った５項目10点について質問を行います。今まで質問をなされた同僚・先輩議員、明日以降登壇する同僚・先輩議員の質問と重複する点もあろうかと思いますが、私の立場から角度を変えて質問をさせていただきますので、この点あらかじめお許しを願いたいと思います。

それでは、執行をはじめ担当の皆さんの前向きな誠意ある答弁を期待して、順次通告に従い質問を行います。

まず最初に、市長の政治姿勢について３点ほど伺います。

市長は、さきの市長選では、旭中央病院を核とした民間の活力を生かした官民一体型の安心で安全なまちづくりを目指した大きな三つの公約を掲げて、合併前の３年５か月の旧旭市長に引き続き、新旭市の初代市長として無競争で就任をなされました。これは冒頭申し上げましたが、今までの実績もさることながら、今後の市政運営に寄せる市民の厚い信頼と期待であります。私も同様に大いに信頼と期待を寄せている一人でございます。

それでは、市長の政治姿勢について３点ほど伺います。

第１点目として、大きく掲げた三つの公約実現に向けてどのように進めていくのか、お伺いをいたします。

第２点目として、合併記念特別事業等のお考えはあるのかどうか伺います。

３点目として、県下で８番目の面積となりましたこの広い新旭市、各地域の均衡ある発展はどのように図るつもりか、市長のご見解を賜ります。

次に、教育問題について伺います。

教育の重要性は、今さら私が申し上げることでもないでしょうが、戦後、資源も広大な国土も持たない我が国がこのように発展したのは、国民の勤勉性もありますが、世界一の教育水準、学力があったればこそというのは誰もが認めているところであります。しかし、今、教育現場にさまざまな問題が生じております。そこで３点ほど伺います。

質問の第１、児童・生徒の学力低下にどのように対応するのか。

第２点目として、不登校の児童・生徒にどのように対応するのか。

質問の第３、２期制、２学期制に対する教育委員会のお考えを伺います。

次に、災害対策について伺います。

災害はいつどこで起こるか分かりません。台風は、気象衛星等の発達で進路等はほとんど正確に予想できますが、雨量等についてはまだ正確には予想できません。地震については、長い年間での予想はできますが、いつどこで起こるかは予想できません。

10年前に発生した阪神・淡路大震災は、比較的安全と言われた地域に起こりました。早朝のテレビを付けた時に、大きく倒れた建物、橋梁ごと倒れた高速道路などを見た瞬間、私は映画のワンシーンか、遠い外国の出来事ではないかと思わず我が目を疑いました。悲惨な光景はその後も続きました。その後、建物から出火した火災、消防車両が現場に到着しても、消火栓が分断されてしまい水が出なくて火が消せないのです。この地震によって亡くなられた6,433名中に、建物の下敷きになったまま迫り来る炎の前で、おれはもういい、お前たちは逃げろ、こう言って肉親の目の前で亡くなられた気の毒な方々が何人もおられます。焼死者は529名、負傷者は４万3,792名、今現在行方不明者は３名です。不幸にして亡くなられた方々には、心から改めて哀悼の意を表します。

そこで、地震、火災、台風等の自然災害に対する対応について、過去に受けた自然災害現場の復旧の予定、この２点についてお伺いをいたします。

次に、道路問題について伺います。

交通・流通の手段が水運の時代には川に面した地域が、海運の時代には港の近くが反映しました。これからは航空機の時代ということになると、空港の近くが反映するのでしょうか。この地域が発展するには道路の整備は欠かせません。私は旧海上議会でも何度も質問してまいりましたが、道路は行政でなければ造ることはできません。道路ができれば、その周囲は自然に開発され発展いたします。昨日も質問が出ましたが、旭中央病院のアクセス道路、その他主要施設へのアクセス道路の計画はどのようになっているのか、伺います。

最後に、都市計画について伺います。

１市３町が合併して３か月が過ぎようとしています。旧旭市の場合はもともと都市計画が定められておりましたが、他の３町は都市計画が定められておりません。住民が安全で快適な生活を営むためには、都市計画はなくてはならないわけであって、いずれは旧３町も都市計画区域に編入されると思います。そうしますと、建築基準法や建物を建てる時の接道義務、建ぺい率、容積率等の規制が生じてまいります。いつごろ都市計画を定める予定なのか、お伺いをいたします。

これによって、混乱は生じないのか大変心配になります。執行の見解を伺います。

以上で、私の第１回目の質問を終わります。再質問については自席で行います。

○議長（林　正一郎）　木内欽市議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤忠良市長、ご登壇願います。

（市長　伊藤忠良　登壇）

○市長（伊藤忠良）　木内議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず私からは市長の政治姿勢について、それから道路問題で、旭中央病院等の各施設へのアクセス道路の予定は、この２点についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、市長の政治姿勢について公約の実現に向けてということでありますけれども、先ほど来の質問にもお答えをさせていただきましたけれども、安全・安心のまちづくりという問題に関しましては、市民と協働のまちづくりを進めていきたい、そのように考えております。市民全員の皆さん方にお手伝いをいただいて、そしてみんなで市の安全という問題にしっかりと力を、目を注いでいただきながら、みんなで考えていくまちづくりをしていきたい、そのように考えております。当然のことながら、警察等をはじめとしたいろいろな機関の皆さん方にも積極的に協力をいただいて、そういったものを作り上げていきたい、そのように考えております。

それから、医療・福祉の郷、食の郷、交流の郷、そういった提言もさせていただいており

ます。議案質疑でもお答えをさせていただきましたけれども、このことは新市の建設計画と表裏一体となって進めていく問題でありまして、もう既にいろいろな動きをさせていただいております。と申しますのは、東京都の江戸川区、中央区、江東区、この３区に市の職員に出向いていただいて、そして我々の町と交流を持ちませんか、そういった呼びかけもさせていただいております。きのう申し上げましたように、職員の研究班の皆さん方には、積極的に優良地あるいは先進地の視察をしていただいたり、そういったことにたけた皆さん方の話を聞いていただいたりして、まちづくりの計画を今立てていただいております。こういった食の郷にしても、医療・福祉の郷にしても、交流の郷にしても、すべてつながって一つのものになっていくわけでありますので、これからも積極的にこの取り組みを進めていきたい、そのように考えております。

中央病院を生かしての医療・福祉の郷の一つには、隣接をする旭農業高校、ここに新しい科を設置していただくということで、県の方にももう昨年からお願いをさせていただいております。いまだきちっとした回答はいただいておりませんけれども、あれだけの病院をしっかりと生かすことができたら非常にすばらしいものになるだろう、そのように考えておりますし、また農業団体の皆さん方等とも一緒になりまして、農と福祉のフォーラムを開いていただいたりというような形で、農業とそういった医療面、いわゆる精神面から、それから少し身体の不自由になった皆さん方のリハビリに関するまで、何でも農業を通じてそういったものができますし、同時に健康を守っていく上で一番大事なのは食であります。そういったつながりというものをきちっと持ったまちづくりをしたいというのが主眼でございまして、そういったいろいろなさまざまな取り組みを今展開を始めているところであります。

もう言うまでもなく、旭市でありますけれども、農業の生産額は千葉県１位でありますし、飯岡漁港の水揚げ高は銚子に次いで２位というようなことがございまして、いわゆる食材になるものなら何でもそろうわけであります。これをしっかりと生かしていきたい、そのように考えております。同時に、工業団地には食肉公社もございまして、もう日本有数の屠畜総数を誇っているわけでございますし、ここに競争力が生まれるような形というものを考えていったら非常におもしろいだろう、そのように考えております。そんなことで、少しずつできるところから取り組みを、展開を始めたところであります。

それから、二つ目の合併の記念特別事業でございますけれども、これは今、新しい市のシンボルになる市章の方を選定委員会を開いていただいて、これは全国公募したわけでありますけれども、690何点か募集をされたようでございます。それを愛知美大の林先生に委員長

を務めていただいて、第１回の選定委員会を開かせていただきました。来月11日に２回目の委員会を開かせていただく。10月29日には合併の記念式典を考えておりますので、それに間に合うように市章を選んでいただくという予定でおります。

それから、一昨日、第１回目の市の木・市の花の選定委員会を開かせていただきました。これもかなりの応募があったようでございまして、どんな花、どんな木を選んでくれるのか、大変楽しみにしているところでございます。

それから、各地域の均衡ある発展をどのように図るつもりかということでございますけれども、新市の建設計画、これは各地域の意見というものをしっかりと取り入れていただいて立てた計画でございます。これを基にして取り組んでいきたい、そのように考えておりますし、この後議会の方が一段落つきましたら、各小学校区単位で座談会を開催して、そして懇談会を開催して、地区の皆さん方の意見を聞かせていただきたいな、そのように考えております。

それから、次に道路問題でありますけれども、旭中央病院等の各施設へのアクセス道路でございますけれども、これはもうきちんと計画を立ててございまして、それに沿って進めさせていただいているところでございます。現在、検討させていただいておりますのが、中央病院のアクセス道路、これは広域農道から中央病院までを結ぶものでございまして、本年度、予備設計、測量を実施する予定でおります。

それから、谷丁場遊正線、これは鎌数工業団地の東側を走っている道路でございますけれども、この道路に関しましては、国道から広域農道、さらには干潟までを結べるように、今鋭意努力をさせていただいているところでございまして、きのうの議案質疑でも出ましたけれども、広域農道まではできるだけ早目に暫定的に通行が可能になるようにしたい。それから、その先の米込地先でございますけれども、地権者の皆さん方への交渉を今している最中でございまして、これもできるだけ早く地権者の皆さん方のご同意をお願いしたい、そのように考えております。

それから、見広松ヶ谷線でありますけれども、鶴巻小学校からキャンプ場、東庄町に至る道路でございますけれども、県施工の清滝バイパスとの調整中でございます。

それから、これは海上支所南線ですか、県道銚子旭線から海上中学校の間ということで、これは用地の交渉中、先ほどの通学路の問題だろうと思います。江波戸議員からお話があった通学路の問題だろうと思います。

それから、忍坂横根線、これが飯岡バイパスから塙十字路を通って銚子へ行っている道路

のようですけれども、飯岡バイパスから塙十字路の間、約2.2キロ、1.1キロメートルが今年度竣工、残りが用地の交渉の準備中だそうです。

それと、清滝バイパス、広域農道からキャンプ場から銚子につながるものでございますけれども、排水工事の調整中ということのようです。

それから、東総運動公園の東側の道路、これはきのうの議案質疑でも出ていたようですけれども、運動公園から大原幽学の記念館の歩道の整備ですけれども、現在用地の交渉中。

それから、飯岡バイパスから海岸に至る道路は調査を終了したところ、このような返事を建設課の方からいただいております。

それと、合併の記念行事でございますけれども、合併の式典の当時に「あさひのまつり」という形で、いわゆる下座のようなもの、おはやしのようなものを式典の後、東総文化会館で実施をするのが一つ、それからもう一つは、市民ミュージカルを11月ごろに実施をしたいと思っております。昨年度も旧旭市で実施をいたしましたけれども、市民の皆さん方の素人の芸でありますけれども、指導をしているのが本物のミュージシャンでございまして、非常に去年もいい仕上がりを見せてくれましたものですから、期待をしていただきたい、そのように思います。それともう一つは市民駅伝、１市３町を走るという形で計画をしているようです。

詳しいことは、また担当課から話をさせたい、そう思います。

以上です。

○議長（林　正一郎）　学校教育課長。

○学校教育課長（多田清司）　それでは私の方から、木内議員より、児童・生徒の学力低下にどのように対応するかといったご質問に対しまして答弁をさせていただきます。

確かに、学力低下はマスコミ等でも一時取り上げられまして、保護者も不安に思っていることと思います。問題は、私は学力の中身であると考えております。マスコミ等が取り上げていたのは、二つの国際調査の結果からです。この調査は、知的教科で客観的な計測が可能なものの比較でした。学力、とりわけ知育、徳育、体育など全体的な比較ではないと認識しております。それにしても低下傾向にあることは好ましいことではございません。

学力の維持・向上に大きなかぎを握っているのは、私は教師の指導力であり、授業力であると考えております。教師の指導力や授業力は知識・技能の専門性だけではなく、人間性も重要なポイントであると思っております。つまり教師としての使命感や、この子どもたちの学力をどうにか伸ばしてあげようといった指導意識の向上が大切だと思います。教師の指導

力・授業力を磨くことが、子どもたちの学力向上に直結すると言っても過言ではございません。

教育委員会としましては、今年度の学校教育の指針の中で、確かな学力を付けることを重点の第１として位置づけてございます。さらに、小学校２校、中学校１校を研究指定校として指定させていただいております。研究指定校は、確かな学力を子どもたちにどのように付けさせるかといったことを研究テーマにそれぞれ取り組んでおります。そして市内の先生方に授業を公開いたしまして提案することとなっております。

また、米本教育長が就任して第１回の市内校長会の冒頭でも、基礎・基本の定着をそれぞれ校長先生方にお願いしたところでございます。各小学校は、一人ひとりの児童・生徒を大切にして、きめ細かな指導で学力の向上を目指してくれるものと確信しております。

以上が１点目のご質問でございます。

２点目としまして、不登校の児童・生徒にどのように対応するかといったご質問ですけれども、不登校の状況ですが、ここ数年の年間の30日以上の旭市内の欠席者は、小学校では平成15年度は14名、昨年度は１名、本年度は年度終わっていませんので比較にならないと思うのですが、７月までで３名でございます。中学校は、平成15年度が53名、昨年度が41名、本年度は７月までで18名と減少傾向にございます。また、この数字は昨年度の不登校状況としては、国や県と比較すると少ない方です。しかし、近隣の銚子市や八日市場と比較すると高い数値ですので、本市としても喫緊の課題であると認識しているところでございます。そして、課題解決のためにも、現在開設しております適応指導教室であるフレンドあさひの効果的な運用を図っていかなければならないと考えております。

また、小・中学校の取り組みとしましては、教師が一人ひとりの児童・生徒と直接面談をする教育相談週間を学期ごとに設定しております。また、校内長欠対策会議を開催しまして事例研修を行ったり、中学校には全校配置になっているスクールカウンセラーにお願いしたり、さまざまな対応策を工夫しているところでございます。

学校教育課としましては、11月から不登校支援連絡協議会を計画しているところでございます。これは不登校児童・生徒のいる学校でスクールカウンセラー、県の指導主事、教育長、社会福祉課の家庭相談員、学校教育課指導主事、必要に応じましては、旭中央病院の精神科医、児童相談所、児童福祉士を交えて協議をいたしまして、一人でも多くの児童・生徒が再登校できるよう話し合う予定でございます。

今後も、各学校や教育機関と協力していきながらさまざまな取り組みを推進しまして、不

登校の解消と不登校を起こさせないようにしていきたいと考えております。

３番目に、２期制、２学期制に対する教育委員会の考えはということでございますけれども、1998年に中央教育審議会で学校の裁量権拡大の提言がございました。この提言を基に、国から県へ、県から地方教育行政へと地方分権の流れの中で、校長が学校運営のリーダーシップを発揮していくために、校長の裁量権の拡大が現在移行されているところでございます。

教育委員会としましては、できる限り各学校の判断によって、校長が自主的・自立的に特色ある学校教育活動を展開できる一つとして、２学期制の取り扱いも考えていただきたいというふうに思っております。ですから、校長先生方には、ご自身の学校経営の理念をきちんと持っていただきまして、２学期制にするか、３学期制にするか、校長の責任として責任を持って学校運営に当たっていただきたいというふうに考えております。

また、文部科学省でも、２学期制は全国統一に実施する性格のものではなくて、各教育委員会がメリットやデメリットをよく検討してというふうに言っております。近隣の市町を見ますと、教育委員会が２学期制を打ち出し実施している所もございます。しかし、逆に校長の主体性や裁量権を狭めているのではないかと危惧しております。私は、もっと校長先生のお力を信頼して、自信を持って学校経営に当たっていただき、それを見守ることも教育委員会としては必要なのではないかなというふうに思います。

ただ一つ、各学校で校長先生が変わるたびに学期が変わってしまっては、保護者や地域の方々からの不信感を招くこともございますので、その際は教育委員会として実践校のメリットやデメリットをよく検討させていただきまして、対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（林　正一郎）　総務課長。

○総務課長（増田雅男）　それでは私の方から大きな３番目、災害対策について中の台風、地震等自然災害に対する対応はと、これにお答えいたします。

災害時に対する対応については、防災計画によってその対応を定めており、現在、新旭市の地域防災計画を策定中であります。当面の間は災害時等に迅速に対応できるよう、暫定の職員対応マニュアルを策定しましたので、全職員へ周知しております。台風や地震時にはこのマニュアルに沿って各配備体制をしき、関係各課と連絡をとって対応に当たってはおります。台風の接近時には、関係各課はもとより、各支所、消防署とも常に連携をとり、がけ崩れ等の危険箇所は雨水の集中箇所等の警戒に努め、さらには危険箇所等について事前に関係

各課と連絡をとり、側溝の清掃や土のう等で応急対策をするなど、被害を最小限に防ぐべく最善の対応をしていく所存であります。

以上です。

○議長（林　正一郎）　消防長。

○消防長（佐藤眞一）　台風、地震等自然災害に対する消防の対応についてお答え申し上げます。

私ども消防本部は、現在、私以下128名の職員で編成されております。私どもモットーとしましては、常に危機感を持って危機管理をする。そしてこの二つが無ければ危機対応できないということで、常に職員に訓示をしております。

ご質問の大量の降雨が予想される場合の災害発生に備え、消防の事前対応ということでございますが、この事前対応には二通りございます。一つは平常時の対応、次に警戒の対応というのがございます。平常時の対応については、これはやはり私どもの消防本部の警防規程によりまして、災害に備えて常に必要な資機材を十分に準備しておくこと。そしてさらに、この資機材を活用した訓練を常にやるということでございます。そしてそれに加え、急傾斜地、浸水危険箇所等の調査を実施、それらの箇所を把握しまして活動計画書の整備をすること、これが平常時の事前対策であります。

次に、警戒対策としましては、警報発令の段階で消防本部、消防署、そして消防団、これが各担当部署に集合しまして、警戒態勢をとります。この段階で資機材の増強あるいは雨量が多いと予想される場合には土のうを作り、あるいは消防団の分団に麻袋等の配布を行います。そしてさらに警戒出動ということで、旭、飯岡、海上、干潟各地区に大小隊を出動させて警戒態勢、これが警戒態勢が解かれるまで常時出動させます。そして危険箇所の発見に努め、また発見がされた場合には、地元の消防団と対応しまして土のう等の準備、土のうを積む、これらを実際に実施し、これからもこういったそういった対応をとっていくつもりでございます。

さらに、警戒時の部隊活動に関しましては以上のほか、がけ崩れの危険箇所への直接の電話による注意、それから広報活動、そしてさらには管内全域への警戒出動も実施しております。

発災対応につきましては、やはり第１次隊として消防本部が出まして、さらに増強が必要な場合には、地元の消防団の応援をお願いして対応しております。

以上でございます。

次に、地震の対応につきましては、消防本部では震度５弱で管理職以上が自己参集という義務付けをしてございます。それで状況によっては自己参集をする時点で、増強隊を作るために非番員の招集も実施します。

さらに、この発災ということになりましたら、非常時災害警防規程によりまして、128名全員の職員を招集しまして、本署であれば10隊の編成、分署であれば各４隊の編成をしまして、本部を含めまして合計約25隊の部隊編成をしまして災害対応に当たります。この場合の出場方式につきましては、やはり当初の出場については特命出場ということで１隊を出します。そして現状で状況を把握し、さらに増員隊が必要であれば必要数を投入するという、そういった仕組みになっております。

以上でございます。

○議長（林　正一郎）　建設課長。

○建設課長（米本壽一）　自然災害現場の復旧の予定はということについてお答えいたします。

この件につきましては、松ヶ谷の大坂の現場でお答えしたいと思います。当地区の災害というのは、昨年10月の台風22号による秋雨前線により１日当たりとしては記録的な大雨による民有林ののりが崩れた。崩れたことによって土砂及び流木が当時の町道、今の市道に崩落したという、そういう災害でありました。旧海上町の地元の区民や消防団員の協力によって、土砂や流木が取り除かれたというようなものでありました。

さて、その民有林ののり面についてですけれども、現在特に対応したわけではありませんけれども、市としては二度と同じような災害を起こしてはなるまいと、次のような防止策を講じることといたしました。

現場は、最も高い所に畑が30アールほどあります。その畑にたまった水が民有林ののり面をおりてきて崩落したというような現場でありました。我々としましては、その畑の所有者に協力を得まして、まず畑の水の流れを変えてもらうということと、市も水が来ないように土のうを市の方で積みましょうということで、話し合いも済んでおります。

とにかく、最初の小さな流れを止めることによって大きな災害を防ぐということができるのではないかなと、こういうふうに考えております。

以上です。

○議長（林　正一郎）　都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸）　５番の都市計画についてでございます。

都市計画区域はいつごろまでに定めるかとのご質問でございますが、議員ご承知のことだ

と存じますが、この都市計画は一言で申しますと、住みよいまちづくりのための計画と言えます。この都市計画法やその他の法律に基づきまして、適正な制限または誘導のもとに農林漁業との調和を図りながら、災害に強い健全で文化的な住みよい町を作っていくということが都市計画の狙いでございます。

現在、この都市計画区域は旧旭市のみが定めておりまして、合併後に新市の都市計画を検討することとなっております。このようなことから、この都市計画区域につきましては、新市の総合計画や、また上位計画、その他土地利用計画等に基づきまして、今後どういった形が望ましいか、さまざまな調査を行いまして、計画や区域の設定を行っていきたいと考えております。

ちなみに、県内の状況でございますが、この都市計画区域を設定しているところは、県内74市町村ございますが、このうち58市町村が定めております。率で言いますと78%。この区域内に住んでいる人口は、千葉県の人口の約96%を占めております。面積で約70%ということになります。

いずれにいたしましても、都市計画の原案ができましたら、市民の皆様に十分な説明をしてまいりたいと考えております。

それから、先ほど議員、建築確認のお話がありましたが、今度、今後この都市計画区域の設定がなされましたら、新築する場合はすべて建築確認が必要となります。また、建築基準法の集団規定というのがございますが、これが適用となります。どのようなものかといいますと、例えば議員おっしゃっていました接道要件というのがございます。これは建築基準法におけます道路に２メートル以上の接道の義務、それから建ぺい率、容積率といいまして、建築面積、それから延べ面積の敷地面積に対する割合、それから用途地域といいまして、その用途において建物が建てられるか、建てられないかなどがございます。例えば、住居地域ですとカラオケ店とか工場などは建ちません。それから商業地域ですと、工場などの面積要件がございます。こういったことです。

このように、いろいろな規制がかかってまいりますが、やはり防災面・環境面からも、また住みよいまちづくりのためにも、この都市計画法や建築基準法が欠かせないものだと考えております。

以上でございます。

○議長（林　正一郎）　木内欽市議員の一般質問は途中ですが、３時30分まで休憩いたします。

休憩　午後　３時２２分

再開　午後　３時３１分

○議長（林　正一郎）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

21番、木内欽市議員。

○２１番（木内欽市）　多岐にわたる質問でございましたが、それぞれ丁寧にお答えをいただき、ありがとうございました。まだ時間も十分ございますので、要望を含め、第２回目の質問をさせていただきます。

先ほど江波戸先輩議員もおっしゃいましたが、私ども旧海上議会では長年一問一答方式をとっておりました。今回このような一般質問の方式にはまだふなれでございますので、お聞き苦しい点もあろうかと思いますが、ひとつよろしくお願いをいたします。

それでは、第２回目の質問を行います。

市長の公約の実現に向けて具体的にお話をいただき、ありがとうございました。中央病院に隣接する県立旭農業高校に新しい科の新設ということでございますが、ただいま県に申請中とのことでございますが、これはやはりぜひ全力で取り組んでいただきたいと、このように思っております。現在あまり農業後継者等少なくなっておりますので、旭農業高等学校もせっかくあのいい場所にあって、ちょっと私も卒業生の１人として寂しい思いもしております。ぜひこれは全力で取り組んでいただければと思います。よろしくお願いをいたします。

次に、合併記念事業でございますが、いろいろなお祭り等企画されているようでございますが、例えば住民に喜ばれる一番のあれは、商店街などと企画して合併記念特別セールなどというのをやっていただけたら、住民は安く買えてよかったななんて喜ぶのではないかと思いますが、もしそういうことがお考えがありましたら、またご検討願いたいと思います。要望ですから、お答えは結構でございます。

次に、各地域の均衡ある発展については、各学区ごとに住民懇談会等を開くという予定でございますが、恐らくそこでは出るかどうか分かりませんが、実は過去の合併を振り返りますと、例えば合併をして、これは旧旭市もそうだったでしょう、私どもの海上もそうだったんですが、一つの自治体から例えば町長なり市長なりが出ると、残りのもう一つの自治体から助役なり収入役あるいは教育長というようなことをやっておりました、過去にですね。こ

れはちょっと誤解されると困るんですが、現在の助役、教育長はもう適任で、私はこれに異を唱えるものではございません。ただ、こういうこともございましたが、当然市長も過去のそういう歴史を踏まえて、この人事をなさったことと思います。市長としてはそういった前例を踏まえて決断をなされたお考えがあろうかと思いますが、もし差し支えが無ければお伺いしたいと、このように思っております。

次に、教育問題について再質問をします。先ほど学力低下等のことでございましたが、課長が答弁なされた国際基準というのは、多分国際学力調査ＯＥＣＤか、あと国際学習到達度調査ＰＩＳＡのことだと思いますけれども、やはりこれで見ますと、日本の読解力は、読んで理解する力ですね。これは８位から14位、数学的反応力に至っては世界１位から６位に低下をしているわけでございます。当然、この地域も恐らくそういった面での低下はしていると思いますが、これについてのお考えはどうでしょうか。再度お答えいただきたいと思います。

次に、不登校、登校しない子どもたちの数でございますが、今減っているということでございますが、やはり50名くらいは中学生でいるようでございますが。この小・中学校というのは義務教育で非常に大切だというのは今さら申し上げることではございません。一番重要な時期でございます、ですから義務教育であって。この間に学校へ行かないということは、字を読んだり書いたりのほかに、この小・中学校というのは大きくなってからしてはいけないこと、あるいは守らなければならない決まりなど、そういうことも当然教わるわけであって、この不登校の学校へ行って、小・中学校の集団生活をできない子どもたちが社会人となって社会のルールを守れるはずが無いのであります。ですから、この登校しない子どもたちに対しては決め細やかな対応をなさっているようですが、ぜひ一層の対応をお願いしたいと思います。これも要望でございますので、お答えは結構でございます。

次に、災害対策についてお伺いをいたしますが、これは先ほど消防長からお話をいただきましたが、集中豪雨の危険箇所ということでございますが、こういう箇所は何か所ぐらい把握しているのか。分かればお答えをお願いします。

それと、阪神・淡路大震災以降見直されております防火水槽の件ですが、これは管内に何か所くらい現在ございますでしょうか。あと増設の予定は、例えば旧海上ですと年間２基の予算を組んでございましたが、新旭市としてはこういった予算はどのようになっておりますでしょうか。分かりましたらお答えをお願いします。

次に、同じ質問でございますが、やはり昨年の台風23号の、これは上陸前に、先ほども言

っていました台風23号の秋雨前線を刺激した、上陸前、もう10時間以上も前に既に記録的な集中豪雨ということで、うちの方の大地の場合は、これは飯岡にもあったと思いますが、それでもうがけ崩れが発生をしてしまったわけでございます。この場合には、やはり集中的に雨水が集中するわけであって、先ほど総務課長が土のうを積むとおっしゃっておりましたが、やはり土のうを積んでいただければ、例えば崩れた箇所を私も見ましたが、土のうをもう１段積んでおけば、うちの方の災害は防げたといまだに反省をしております。だいたいうちの方が崩れるのは、旭の方々は山が無いから分からないでしょうが、すべてこれは雨による土砂崩れでありますので、雨水さえ崖の方へ行かないように防いでいただけるならば、この災害は防げるのであります。そのために要した費用はざっと１億円であります、うちの方の場合。

ですから、こう見渡しますと、飯岡から干潟まで、見た目には非常にすばらしいグリーンベルト地帯がつながっておりますけれども、ひとたびこれを誤りますと非常なお金がかかりますので、ぜひともこの点に対しては、先ほど下水の掃除とかなさるそうでございますが、この点よろしくお願いをしたいと思います。これも要望でございますので、お答え結構でございます。

それとあと、道路の関係でございますが、中央病院へのアクセス道路という話が昨日から出ておりますが、これは一日も早く造っていただきたいと、こう思っております。そして、これは当然国道、線路を通過していくわけですから陸橋形式にしていただきたいと、こう思っております。お金はかかるでしょうけれども、現在、旭市にはやすらぎ園さんの所とカワカさんの所のあれが陸橋になっておりますが、当時あれを考えた方はすばらしいなと今感心しております。あれが一般の交差でありますと線路と国道をまたぐわけであって、大変な交通渋滞が今ごろ起こっていたのではないかなと。旭がこう発展したのは、あの陸橋を造った方々の先見の明があったのではないかなと、こう考えております。千葉の方へ向かいますと、やはり八日市場の先辺りも道路がありますが、やはりあれ国道と線路を一気にまたぐ陸橋形式になっておりますので、ぜひその中央病院のアクセス道路は陸橋形式でお願いをしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

それと、最後の都市計画について伺いますが、先ほど課長から細やかにいろいろな建ぺい率、容積率等のお話がございましたが、今までなかった規制がやはり旧３町にはかかるわけでありまして、このほかにも道路車線制限等いろいろあると思いますが、住民はまだ全く理解しておりませんので、これがなった場合に混乱が生じるのではないかと思いますが、それ

に対しての対応をいま一度お答えいただきたいと思います。

以上で再質問を終わります。

○議長（林　正一郎）　木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良）　それではお答えをさせていただきます。

まず最初の、いわゆる合併前の１市３町の均衡ある発展という問題に絡めまして、これまでですと、長が旭市から出たら、例えば旧３町から助役、収入役を出す、そういった形というのがよくとられたんだけれども、今回はどういうことかというお尋ねであったわけでございます。

本当に合併に際しては、旧３町の町長方に大変お世話になりました。今でもこのお三方からはいろいろなご指導をいただきながらまちづくりを進めていきたい、そのように考えております。そういった意味で、定期的にこういった皆さん方とは席をといいますか、お尋ねをさせていただいて、ご意見を、ご指導をいただくように努めてまいりたい、そのように考えております。

ただ、私が助役を県からという思いを持ちましたのは、この合併で一番大事なのは、新市の建設計画をしっかりと実行していくことだろう、それが私の思いでありました。その新市の建設計画をしっかりと実行するに当たっては、やはり県の力を借りなければなかなかできないだろう、それが一番の思いでありました。同時に、私は助役というのは、自分の足りないところを補っていただくのが助役の役割だろう、そのように思っておりますものですから、私は農家のおやじでして、そんな意味では勝手なことを考えるのはそんなに人に負けないんですけれども、いざそれを実行するだけのやはり行政手腕というものを持っておりません。ですから、それを助役に補っていただいて、同時に議員方も職員にも助けてもらいながら、みんなでそういったまちづくりをしたいというのが念願でありました。ですから、県から助役というのが、もう当選をさせていただいた時からの自分の思いでありまして、県にお願いをさせていただいて、一番県と結びやすい、連絡のとりやすい重田助役を回していただいたというのが実際のところです。

あとは収入役もあるわけですけれども、今回収入役は、私としては置かないという方針でおります。と申しますのは、10万以下の市では収入役は置かなくてもいい。同時に今総務省が考えていることは、近い将来に収入役を置かなくてもいいような形に進むような方向にあるようですから、今置かないで頑張ってみて、議員方も、本当に70人の議員方が冬の選挙で

は26人、本当に思い切った大なたを振るっていただくわけでありますから、そういった意味でも行政改革にもつながるような努力を我々も一緒になってしてみる。どうしても必要であるということであれば、またその時に考えればいいことですから、方向としては収入役は置かない、そういった方向でいきたい、それが自分の思いですから、ご理解をいただきたいと思います。

それから、次に農学校の問題と中央病院のアクセス道路の問題、これは関連をするものですから一緒にお答えをさせていただきたいと思います。

といいますのは、この９月６日に課長全員を連れまして県にまいりました。そして、県の知事はじめ課長方と懇談会を持ちまして、旭市の新しいまちづくりに関して意見交換をさせていただいた。旭市のまちづくりに県の方も加わっていただいて、そして力をかしていただけるというお約束をいただいてまいりました。これからも県にいろいろ相談をしながら、そういったまちづくりを進めていきたい。この中央病院のアクセス道路なんかは、本当に最も大事な道路でありますから、いろいろとできるだけ早くやれる方向を探っていこうということでお願いをさせてもらっております。

同時に、中央病院は陸橋方式をとれということですけれども、もうそのとおりでして、それでなければＪＲの方が許可をおろしてくれません。ですから、そうなりますとどこでもいいというわけにいかないんです。国道からあまり近いと急になってしまって、いろいろな支障が出てまいりますものですから、そういったものも勘案しながら、位置を今決めていこうというところにあるわけであります。

農学校の問題に関しては、今全力でお願いをしております。７万1,000人の町になって高校が１校ということでは、本当にもう我々もどうしても納得できませんから、何としてでも高校２校は残していただく。同時に、あれだけの病院があるわけですから、実習でも何でもすぐもう中央病院で受けることができる。そういった利点を生かして、医療・福祉の郷として本当に全国から若い者に集まっていただいて、そしてそういった道へ進んでいただけたら、同時に我々のところでもそういった就職場も大いに設けながら進めていきたい、そんなふうに思いますので、議員方の応援もぜひお願いをしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（林　正一郎）　学校教育課長。

○学校教育課長（多田清司）　先ほど木内議員からのご指摘のとおり、二つの国際調査の結果

というのは、国際学習到達度調査でございます。通称ＰＩＳＡと呼ばれるものです。確かにこの結果を見ますと、読解力の平均得点が１回目のテストから比較しますと、１回目は日本は８位に位置していたんですけれども、２回目は12位ということで非常に読解力が弱くなったというふうに評価されておりました。

このＰＩＳＡの方の結果から読まれる中で、一つ私は気になっているのがあるんですか、それは生徒対象の調査項目において非常に悲観的なデータがあるんです。というのは、数学の授業中のアンケートの中に、「先生は生徒一人ひとりの勉強に関心を持っている」という項目と、「先生は生徒が分かるまで何度も教えてくれる」といったこういう項目が13か国中の中で最低でございました。ですから、私は先ほどお話ししたように、これからの教師の指導力、それから使命感、そういったものを大事にして考えていきたいなというふうに思っております。

また、各学校においては、この読解力が非常に下がってきたということを受けまして、朝の読書活動とかいったもので具体的に各学校は進めているということでございますので、その辺また教育委員会としても推進していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（林　正一郎）　都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸）　都市計画の件でございますけれども、市民への周知でございます。原案作成にやはり２年から３年くらいかかります。どういったことかといいますと、もちろん農振地域とのすり合わせとか、関係機関との調整、それから住民への周知・説明、それから縦覧、公聴会等です。それから、これができましたら最終的に県の決定になりますので、県の都市計画審議会に諮りまして決定ということになります。だいたい最低でも３年くらいはかかるかなと思っております。確かに、市民の方ご心配なさるかと思いますが、十分な説明をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（林　正一郎）　消防長。

○消防長（佐藤眞一）　がけ崩れの危険箇所は何か所あるかということでございますけれども、これについては県の方でもかなり整備も進んでおりますけれども、旧３町の中で現在まだ数か所ございます。今資料がございませんので、正確な数は申し訳ありません、後日報告でよろしいでしょうか。

次に、防火水槽の関係でございますが、既存の防火水槽については504基ございます。内訳としましては、40立方以上の防火水槽が342基、うち耐震性が26基、20立方以上40立方未

満が162基でございます。これを各地区ごと、旧市・町ごとに申し上げますとすれば、旭が282基、飯岡が73基、海上95基、干潟で54基でございます。この防火水槽の平成17年度の設置の状況でございますけれども、平成17年度は飯岡で既に３基が設置されております。これからもう一つ予定されているのは、海上地区で１基。ですから、平成17年度中は合計４基の防火水槽の設置がされます。

なお、この防火水槽につきましては、確かに現在、消火栓がかなり普及されておりますけれども、やはりこの消防の方の初期消火あるいは地震時の使用ということで、これからも消火栓の設置に並行しまして、やはり40トン以上の防火水槽が設置されるのが望ましいと考えます。

以上でございます。

○議長（林　正一郎）　21番、木内欽市議員。

○２１番（木内欽市）　それでは、再々質問をさせていただきます。

市長の政治姿勢について、よくお考えは分かりました。理解をいたしました。大変無礼な質問だったかと思いますが、他意はございませんので、どうかお許しをいただきたいと思います。

それでは続いて、児童・生徒の学力低下の関連の問題でございますが、やはりこれは文部科学省の言いなりにばかりなっていてもいけないのではないかなと、こんな気がしております。というのは、ゆとり教育、ゆとり教育と言われておりましたが、やはりこれはいじめの問題や家庭内暴力の多発等によって叫ばれてまいりましたんですが、加えて週休２日制になりましたので、登校する日数がだいぶ少なくなっております。中学生の場合、小学生も変わらないでしょうが、１月は16日、２月は19日、３月は17日、４月は19日、５月は18日、これを全部足しますと年間に197日しか学校へ行かないんです、登校しないんです。３年生になりますともっと少なくなって195日しか学校へ行きません。一生懸命勉強しなければいけない時期に、ちょっと昔から思うとだいぶ少ないような気がします。現実に笑い話のような話ですが、ゆとり教育を進めている文部科学省のお役人は、自分の子どもは私立の学校に行かせて、猛烈に勉強させて一流大学に進学させているという、こういう話を聞くんです。市独自の考えもあってもいいと思います。

ですから、旭市は医療だけではなく教育水準も高いと、こうしていただければ、非常に住民が住んでよかったという市に一層近づくのではないかと思うんですが、この件について再度お尋ねをいたします。

次に、同じく２期制、２学期制についての質問でございますが、文部科学省が教育委員会の方へ投げかけても、やはり学校長の裁量に任せているということでございますが、現在、市内で実施している学校はどこか、分かりましたらお答えをいただきたいと思います。

それと、やはりこういうのは先ほど課長も答弁の中にありましたが、やはり校長先生としては、今まで３学期制をやってきて、さあ自分が２期制、幾ら校長の裁量に任せられるとはいえ、なかなか校長先生はそこまで踏み込めないのではないかと、こんな気が私は素人なりにするんです。ですから、やはり当然この２期制のいい面というのは大変あると思います。日本はご存じのように四季がはっきりしていますから、３学期制がいいという意見もありますでしょうけれども、これから２期制への移行、いろいろ教育委員会としても調査をして、もしも２期制がやはりいいということであれば、教育委員会からある程度市内の先生方に、校長先生にアドバイスなりしてもいいのではないかなと、こう考えますが、今後の方針についてお聞かせをください。

次に、同じく道路問題、ただいま市長から陸橋でいくということで、私も聞いて本当に安心をしました。ぜひそれで、しかも早急に進めていただきたいと思います。

それで、陸橋ですと、場所によっては角度が急になるのでということでございますが、むしろ私は角度が急になっても、陸橋の延伸を広域農道の方に伸ばしていただいた方が助かるという気もいたしております。というのは、遠くから来る人はそれだけ中央病院へ来るのに時間がかかるわけであります。ご存じのように、この会場にいらっしゃる方はもちろんでございましょうが、今まで中央病院のお世話にならなかったという人は１人もいないのではないかなと、こう思っております。１分１秒を争う時に、過疎地とは申しませんが、ここの中心より離れている地域の人々にとっては、急に具合が悪くなっても、救急車で来ても、救急車が来るまで、往復の時間を合わせるとやはり20分、30分かかってしまいます。自分の車で飛ばしてきても、やはり15分くらいかかりますので、本当にいい道路を早く造っていただければ、住民もこの大きな中央病院、本当に頼りにしていますので、ぜひそちらの方のご配慮をお願いしたいと思います。

いろいろ質問をいたしましたが、やはり市長の公約であります旭に住んでよかったと、合併してよかったと、こういったまちづくりを進めていただきたいと思います。これからは少子・高齢化で、人口が増えていた旭市も３年後くらいからは減少に向かうようでございますが、市長がおっしゃっておられますように、中央病院を核とした官民一体のまちづくりを進めれば、人口は減るどころか増加に向かうんだと、８万人を目指すんだという力強い市長の

熱意に期待をして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（林　正一郎）　木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良）　道路問題ですけれども、これは今これから設計に入るところですから、いろいろな面検討しながら、建設課の方で対応をお願いしていきたいと思います。

以上です。

○議長（林　正一郎）　教育長。

○教育長（米本弥榮子）　児童・生徒の学力低下について、木内議員からのお話でございますが、図らずも、私も実は公教育といいますか、小・中学校あるいは高等学校のそういう公教育についての先生方の意識といいますか、そういうものについてもっとしっかり持ってもらいたいと常々思っていたところでございます。

確かに、いろいろ経済力もあり、地位もありというような子弟が、例えば本市のようなところであれば、都会へ行って子どもを教育させるとか、あるいは海外に留学させるとか、そういう傾向は確かに日本で今出ているところでございます。それはいろいろ学校での時間数の問題とか、確かにご指摘のとおりのところがございます。ですけれども、先ほど学校教育課長からも話がありましたように、先生方に一生懸命頑張ってもらいたい、そういうようなものに負けないようなしっかりした教育をしていただきたいということは常々お願いしているところでございます。

先ほど学校教育課長からもありましたが、やはり学校の役割の一番大切なことは、これは学力を付けることであろうと思っております。ですから、基礎・基本をしっかりと付けて、そして社会に出てそれを生かせるような力ということで、単なるペーパーテストの結果ではなくて、集中力、洞察力、そして人との交わるコミュニケーション能力、そういうものをしっかり学校の授業の中で付けていただきたいということを校長先生方にもお願いしたところでございます。これは一朝一夕にはいかないことかと思いますが、このことにつきましてはしっかりとやっていただきたいと願っているところでございますので、いろいろな面から検討いたしまして、具体的にどうしたらいいか、そしてまた私たち教育委員会としても、先生方にどのようなことを支援していったらいいかということを、これから検討していきたいと思っているところでございます。

それから、２期制、２学期制に対する教育委員会の考えということでございますが、これにつきましても、ただいままだ試行段階でございますので、メリット、デメリットをよく検

討いたしまして、確かにこの方が子どもたちのためになるということでございましたら、やはり教育委員会としてもそのような方針を打ち出したいという、そういう気持ちはございます。しかし、現時点ではまだそこまでいっておりませんので、検討中というところでございます。

実施している所は、市内では旭中央小が昨年から行っております。

以上です。

○議長（林　正一郎）　学校教育課長。

○学校教育課長（多田清司）　実施しているということで、今教育長からございましたように、市内では１校ということです。近辺では佐原市、それから八日市場市が２学期制を施行しております。

以上でございます。

○議長（林　正一郎）　消防長。

○消防長（佐藤眞一）　先ほど２質の方で出ました急傾斜地危険区域、これについて箇所でございますけれども、22か所でございます。

○議長（林　正一郎）　木内欽市議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

○議長（林　正一郎）　これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は明日29日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会　午後　４時　５分

平成１７年（２００５）旭市議会第１回定例会会議録

議　事　日　程　（第４号）

平成１７年９月２９日（木曜日）午前１０時開議

第　１　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第　１　一般質問

出席議員（６２名）

１番	角　﨑　浩　一	２番	日　向　一　晴
３番	伊　藤　房　代	４番	越　川　芳　男
６番	山　田　芳　邦	７番	向　後　悦　世
８番	景　山　岩三郎	９番	髙　野　宇一郎
１０番	髙　木　　寛	１１番	石　毛　昭　夫
１２番	長谷川　喜代司	１３番	鶴　谷　富士男
１４番	滑　川　公　英	１５番	嶋　田　哲　純
１６番	安　藤　政　平	１７番	内　田　芳　助
１８番	佐　藤　章　吾	１９番	宮　内　真　二
２０番	柴　田　徹　也	２１番	木　内　欽　市
２２番	佐　藤　芳　民	２４番	伊知地　　直
２５番	佐久間　茂　樹	２６番	大久保　源　一
２７番	日　下　昭　治	２８番	平　野　　浩
２９番	齊　藤　勝　昭	３０番	林　　俊　介
３１番	明　智　忠　直	３２番	林　　一　雄
３３番	小　倉　輝　行	３４番	菅　谷　源兵衛
３５番	藤　田　昌　功	３８番	加　瀬　義　夫
４０番	大　极　　博	４１番	向　後　保　夫
４２番	髙　木　武　雄	４３番	嶋　田　茂　樹

４４番	石毛忠雄	４５番	岩﨑好治
４６番	成毛秀夫	４７番	島田壽雄
４８番	向後忠昭	５０番	久須美佐内
５１番	向後和夫	５２番	髙橋利彦
５３番	嶋田正治	５５番	在田榮治
５６番	高橋　敬	５７番	菅佐原滋之
５８番	木内　茂	５９番	林　正一郎
６０番	菱木勘兵ヱ	６１番	鈴木正道
６３番	伊藤清昌	６４番	阿部一成
６５番	神子　功	６６番	松木源太郎
６７番	金杉佐久治	６８番	伊藤　鐵
６９番	林　一哉	７０番	加瀬　実

欠席議員（７名）

５番	林　七巳	２３番	浪川光平
３７番	相澤多喜壽	３９番	木内兵衛
４９番	佐藤文雄	５４番	江波戸邦夫
６２番	羽田清太郎		

説明のため出席した者

市長	伊藤忠良	助役	重田雅行
教育委員会委員長	伊藤龍芳	教育長	米本弥榮子
農業委員会会長	深堀　清	病院事業管理者	村上信乃
病院事務部長	今井和夫	総務課長	増田雅男
新市行政推進室長	加瀬博夫	秘書広報課長	平野哲也
企画課長	加瀬正彦	財政課長	髙埜英俊
税務課長	江ヶ﨑純敏	市民課長	小長谷　博
環境課長	堀川茂博	保険年金課主幹	赤松　正
健康管理課長	浪川敏夫	社会福祉課長	林　久男

高齢者福祉課長	横山秀喜	商工観光課長	小田雄治
農水産課長	堀江隆夫	建設課長	米本壽一
都市整備課長	島田和幸	下水道課長	山﨑健次
海上支所長	木内孫兵衛	飯岡支所長	佐久間俊雄
干潟支所長	木内國利	会計課長	遠藤純夫
消防長	佐藤眞一	水道課長	宮本英一
庶務課長	在田豊	学校教育課長	多田清司
生涯学習課長	神原房雄	監査委員事務局長	花香寛源
農業委員会事務局長	野口徳和	飯岡荘支配人	野口國男
病院経理課長	鏑木友孝		

事務局職員出席者

事務局長	来栖昭一	事務局次長	堀江通洋
主査	穴澤昭和	主任主事	石毛勝子
主任主事	飯田裕紀子	主任主事	飯笹浩一
主事	山﨑香里		

開議　午前１０時　０分

○議長（林　正一郎）　おはようございます。

ただいまの出席議員は60名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第１　一般質問

○議長（林　正一郎）　日程第１、一般質問を行います。

◇　髙　木　　寛

○議長（林　正一郎）　通告順により、10番、髙木寛議員、ご登壇を願います。

（１０番　髙木　寛　登壇）

○１０番（髙木　寛）　日本共産党の髙木寛です。

私は、ごみ問題、学校給食問題、農業の問題の３つの分野にわたり一般質問を行います。

最初に、旧干潟町での「産業廃棄物施設建設」をめぐる問題についてです。

業者は、干潟町廃棄物処理業の処理及び清掃に関する規則第４条の一般廃棄物処理業の許可を受けるために、平成16年12月27日に申請書を提出しました。その申請書には、収集、運搬及び処理の方法並びに作業計画の項目に、溶融路、一般廃棄物、中間処理と明記されています。そして、１日の処理能力として、１時間当たり500キログラム、８時間運転するとされています。また、申請書に添付されている書類、事業フローには、家畜排泄物と焼却灰を混合し原料として、砂利状砂利再生繊維を生産するとも明記されています。この申請書から、明らかにごみ処理施設であり、清掃法第８条の県知事の許可を受けなければならないものと思います。ですから、町の条例で一般廃棄物処理業が許可できるものでないと指摘します。

旧干潟町には、公害防止条例、同施行規則もあり、公害対策を調査し、審議するための環境審議会も設置されていました。いろいろな角度から十分な検討ができる体制、制度がある

にもかかわらず、許可を出してしまったのです。では、なぜそのような間違った許可を出したのか、市長や担当課はその内容を、旧干潟町から引き継ぎましたか。明らかにしてください。

旧干潟町での私の一般質問への町長答弁は、次のようなものでした。「認知の同意がとれていたため、根拠条例に基づいて一般廃棄物処理業の許可をした。そして、私も専門家でございませんものですから、簡単に考えた。不適切な許可をしてしまった。もっともっとよく詳しく内容を調べて、慎重に対応すればこういう問題は起きなかった」、こう答弁し、担当課長も、「ちょっと今思えばうかつだったかな」と答弁しています。これらの答弁で明らかになったことは、住民の福祉の増進を図るという地方自治体の役割を十分果たさなかったと指摘しますが、市長はこの点でどのような見解をお持ちですか、答弁を求めます。

業者は、この申請の許可が取り消されたにもかかわらず、ごみ処理施設の建設を進めていますが、どの法律、条例を根拠にして工事を進めているのか、担当課の答弁を求めます。市の権限とは直接結びつきませんが、ごみの処理施設は建築基準法でいう特殊建築物として扱われるものであって、一般用途の建築物より厳しい制限が設けられていますが、担当課では八日市場市にある海匝地域整備センターからの調査をしてありますか、あれば伺います

私は、この一連の経過から、現在、業者の進めている行為は違法行為そのものであると考えますが、市当局はこの業者に対してどのような指導をしているのか。また、してきたか具体的にお答えください。これだけ重大な問題に発展している段階で、市当局は県に対して状況報告や対応策について協議をしていますか。また、県当局からの指導などはないのですか、答弁を求めます。

地域住民の皆さんは、このごみ処理施設が建設され、稼働したならば、水田や農作物に被害が及ぶ事故が起きないか、また操業によって発生する公害、有毒ガス、悪臭、粉じん、ごみなどの拡散、水質、土壌汚染、作業の振動、騒音、運搬の際のダンプ街道化による沿道の交通公害などが心配されるわけです。ですから、地域に環境を守る会が作られ、住民による専門家を呼んでの学習会が開かれたり、東金市にあるクリーンセンターを視察したり、幅広く地域住民から県知事に提出する署名を集めたり、住民運動を展開しています。旧干潟町議会には、請願書が提出され、また新市の議会には陳情書が提出され、それぞれ採択されました。住民の持つ不安解消に市当局はどのように手だてをし、取り組んでいますか、答弁を求めます。

ごみ問題の最後になりますが、「ゼロウェースト」運動を提唱し、実践すべき時に来てい

ると思いますが、市長の所見を伺います。このところ、「循環型社会」、「ゼロエミッション」という言葉が氾濫していますが、ごみ問題は依然として資源管理でなく、廃棄物処理の考え方から抜け出せず、出口対策に周知しています。そのため、単純な焼却埋め立てが大型広域化による焼却炉または溶融へとなっただけで、本質的には変わっていないのが実情です。一般廃棄物の焼却ごみは減るどころか増加傾向を示しています。ちなみに、東総塵芥処理組合、現在のクリーンセンターごみ処理の状況はどのようになっていますか。市民が使用する指定袋は可燃ごみ、不燃ごみとも１枚当たり45円。資源ごみで１枚25円。この袋の売り上げ合計、収入は幾らで、その使い道はどのようにされていますか、伺います。環境省がいうように、家庭ごみの有料化を進めても、ごみの削減効果につながるとはいえない状況だと思います。今、向かうべき方向は、中途半端な循環型社会づくりや「ゼロエミッション」ではなく、「ゼロウェースト社会」を目指すべきです。「ゼロエミッション」とは、1994年に国連大学が提唱したもので、ある産業から放出されるすべての廃棄物を新たな他の産業分野の原料として活用し、あらゆる廃棄物をゼロにするという考え方、概念だそうです。それに対して、「ゼロウェースト」とは、そもそもごみを発生させないようにする。資源の無駄、浪費をなくすという考え方で、ごみ処理に伴う資源やお金の無駄をなくし、地域が自立して地域の知恵や人材、資源を生かし、ごみ処理に伴う環境リスク、環境汚染を引き起こさず、ものづくりの段階からごみにならない製品づくりへ移行しようということが特徴となっています。家庭ごみのうちの生ごみの堆肥化を進める取り組みもその１つの例だと思います。まずは、市長がこの考え方を理解し、行政の政策目標として高らかに宣言することから始まります。焼却埋立偏重の20世紀型廃棄物政策から脱して、柔軟な発想、自由な立場で議論し、目標達成のための方向を探り、具体的に実践することこそ廃棄物問題の本当の解決になることを指摘してごみ問題を終わります。

２番目の質問は、学校給食問題について伺います。

昨年９月の農林水産省の「我が国の食生活の現状と食育の推進について」によりますと、子どもの朝食の欠食は増加の傾向にあると指摘され、その欠食の理由の46.9％が時間が無い、33.7％が食欲が無いとされました。日本スポーツ振興センターの平成14年度児童・生徒の食事状況調査報告では、食品群別の摂取では、肉類や油脂が多く、豆類や野菜、果実が不足し、エネルギー、たんぱく質は充足されているものの、カルシウムや鉄が不足しているとされ、食事状況調査報告では、菓子、果物のみ何も食べないが増え、朝食がまともでないことが分かります。子どもの食事状況の問題は、生活習慣病の低年齢化として進み、肥満、ぜんそく、アレルギーが増え、特に低体温が目立つと報告されています。

子どもの体と心を全国研究会がまとめた「子どもの体と心の白書2004年版」によると、体温36度未満の低体温傾向と朝の目覚めが悪く、学校に着いても疲れてだるい、眠い、中には保健室で休んでいる子どもなど、体のおかしさが指摘されています。こういう状況をこの旭市でもつかんでいるのか、教育委員長に伺いたいと思います。

子どもの考える力、豊かな心を育てる食教育を学校給食の場でしっかりと身に付けさせる食という体験を通して、生きる力を育てる学校給食は今こそ重要であると考えます。学校給食法は、1954年６月に成立しました。時の文部大臣は、学校給食は食という体験を通じて、子どもに生きる力の原点を学ばせる教育の一環であると趣旨説明をしています。

学校給食法の第１条では、「学校給食は、児童及び生徒の心身の発達に資し、かつ、国民の食生活の改善に寄与するものである」とされ、第２条では、「学校給食については、義務教育諸学校における教育の目的を実現するため、次に掲げる目標の達成に努める」とされ、日常生活における食事について、「正しい理解と望ましい習慣を養うこと」、「学校生活を豊かにし、明るい社交性を養うこと」、「食生活の合理化、栄養の改善及び健康の増進を図ること」、「食糧の生産、配分及び消費について正しい理解に導くこと」が明記されています。経費の負担については、第６条で、必要な施設、設備、人件費などは設置者の負担、経費以外の費用、食材費のことですが、これは保護者の負担としています。そして、第７条では、国が補助することを定めています。学校給食は、教育であり、人間づくりの原点にあるということが基本です。

したがって、教育としての給食は、単にお腹がいっぱいになればよいというだけではありません。生命の尊さと大切さを学びとっていく場でもあるのです。おいしかったという感動は、多くの人の手を通し、農産物や動物など、食材の命をいただいているという壮大な営みをしっかりと身に付けることでもあるのです。生産と労働と調理の科学を身に付けることが、同時に日本の食文化を理解していくことにもつながります。冷凍加工食品、輸入食品を温めるだけの給食では、日本の食文化を身に付けることはできないと思います。そこで、伺いますが、地元産米や地元野菜の食材をどれくらい利用していますか、また輸入食品の量や冷凍加工食品の使用量はどのくらいですか。お答えください。

昨日の市長答弁の中に、食材なら何でもそろうとの発言もありました。地産地消の運動も展開されています。地元産の米や新鮮な野菜を食材の中心とした「自校方式」を基本にして、子どもたちに給食を提供すべきと思うが、どのような見解をお持ちですか。教育委員長と教育長に伺います。

次に、「給食センター」の建て替えの問題で、第２と第３の「学校給食センター」がそれぞれ老朽化してきました。建てかえが日程に上っていると伺っていますが、どのような方向性を持って検討されていますか。答弁を求めます。

次に、給食費について伺います。

合併協議会の中では、給食費負担額については、現行どおりとし、合併後、新市において調整するとしていますが、その後の経緯はどうなりましたか。答弁を求めます。

21世紀を担うかけがえのない子どもの命を育てる学校給食は、この土地で生産された作物で進めていく、このことは日本民族の自治権にもつながる壮大な要求でもあります。日本の穀物自給率を高め、農業を守る要求は、学校給食の豊かさを守る要求と一体のものと確信し、学校給食問題を終わります。

次の、３番目の質問は、農業問題について伺います。

早場米地帯であるこの地域の米の収穫はひと段落したというところですが、今年の米価を聞くと、顔が曇ります。全体の相場に影響を与える農協の仮渡金は、千葉県産コシヒカリで60キロ１万2,250円です。それに、今年の米の品質はカメムシ被害と台風で倒伏し、２等米も多く出て、さらに米価を下げています。

自動販売機で売られているペットボトルの水は、500ミリリットルで130円程度、米60キロに換算すると、１万6,000円にもなります。生産者の米価は新潟の魚沼コシヒカリを除いて軒並み水以下です。農水省がまとめた2004年産の米生産費調査によると、１俵を生産するためのコストは、全国平均１万7,205円でした。日本の稲作は、170万戸の農家が支えています。0.5ヘクタールから１ヘクタールの農家の生産費は２万円を超えています。１ヘクタールから２ヘクタール層の方で１万7,000円。２ヘクタールから３ヘクタール層で１万5,000円。３ヘクタールから５ヘクタール層が１万4,000円。５ヘクタールから10ヘクタール層は１万2,800円。それ以上は１万2,000円程度となっています。

しかし、収量は平年並みでも、米価の暴落が稲作農家の所得を直撃しています。10アール当たりの稲作所得は、全国平均で３万4,629円。所得の減少は、大規模層がより多くの打撃になっています。１家族として１日８時間働いて得ることができる報酬額は2,959円。アルバイトの時間給３・４時間分の低労賃です。これでは、米づくりをやめてしまう、農業をやれと子どもにも言えない状況ではないでしょうか。

このように、農業を取り巻く情勢は厳しいものがありますが、家業の農業を継ぐ決意をして就農をする後継者に手厚い支援をすべきものと思います。後継者の育成、支援策もいろいろあ

りますが、旧干潟町には新規就農者に対して、年額10万円を５年間にわたり助成するという新規就農者支援制度がありましたが、今度の合併によってなくなります。私は、この制度の復活とより充実した制度にすることを要求します。

次に、農業版「ハローワーク」の創設をすることを要求します。

この制度は、農家で働いてみたい市民と労働力を必要とする農家の情報を登録していただき、登録された情報から条件、賃金、労働時間などが合った相手と直接交渉し、雇用契約を結ぶ手伝いを行政が行う制度です。

次に、新規農業参入者に対する支援制度を創設することを求めます。

この制度は、産直などで農家や農業に関心を持ち、農業をやってみたい人や定年後新規に移住して農業に参入する人への支援策です。

農業問題の最後に、政府による国産米200万トンを備蓄せよと政府に求める運動を開始することを市長に要望し、１回目の質問を終わります。

○議長（林　正一郎）　髙木寛議員の一般質問に対し答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長　伊藤忠良　登壇）

○市長（伊藤忠良）　髙木寛議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、１点目の旧干潟町での産業廃棄物の施設をめぐる問題についてでございまして、その１点目で、干潟町はどうして間違った許可を出したのかというお尋ねがございましたけれども、この件につきましては、干潟町の問題でございまして、その件についての私のコメントは差し控えさせていただきたいと思います。私の方といたしましては、それを引き継いでこの問題に当たっているわけですから、私の対処の仕方というのは、昨日も久須美議員の質問にお答えをさせていただきましたように、この問題に関しては断固として反対をする、許可はしないという方向で取り組んでまいっております。そういった意味で、その取り組みをご理解いただきまして、干潟町へのコメントは控えさせていただきたいと思います。なお、詳しいことについては、担当課の方から再度昨日の久須美議員の質問同様にお答えをさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

それから、ごみの「ゼロウェースト」という問題が出てまいりました。ごみを作らせない、作らないまちづくりということでございますけれども、こういったことができれば本当に１番いいな、そのように思うのは私も同じであります。私どもの子どものころには、ごみなど出したくても出せないような状況でありまして、落ち葉でも枯れ枝でも全部燃し木に使わせていた

だきましたし、残り物は全く出ないように食べ残さないというような形で物を食べました。そういった中でありますし、ビニール等の燃えないような品物もなかったわけでありますから、ごみというのは自然に出なかったわけでありますけれども、文明の発達と同時に、今のような事態になってきたわけであります。

そういった中で、まず市民の皆さん方にお願いをさせていただきたいと思うのは、きちんと分別をさせていただいて、リサイクルのできるものはリサイクルをしていただけるようにしてもらう、同時にごみの買い物の袋なんかもできればできるだけ自分の家から何か買い物袋でも提げていっていただいて、そういった燃えないもののようなものはちょうだいしないようにしていただくというような工夫をしていただく。同時に、ビニール袋なども、還元ができるようなものも今考えられているようですから、またこの辺も変わってくるんだろう、そのように思っております。

同時に、この旭市という地域は農業の非常に盛んな所でありまして、特に畜産も非常に盛んであります。同時に畜産農家等と協力をしていただいて、できればいわゆる腐るもの食事の食べ残し等のものは、そういった皆さん方のご協力をいただければ簡単に堆肥化もできるわけでありまして、私の所の農場でも堆肥化をするコンポストを持っているわけでありますけれども、学校給食の残菜等を引き受けて堆肥化をしているというようなこともございまして、そういったことをしていただければ相当ごみの削減にはつながるのではないか、こういったことを通じながら、だんだんごみの「ゼロウェースト」、そういった形がとれるように頑張っていきたいな、そのように考えております。

特に、旭市には「きれいな旭をつくる会」というのが設置をされております。そして、ごみの投棄等の問題、あるいは年に２回のゴミゼロ運動等を通じて、この皆さん方に町をきれいにするような活動をしていただいているわけでございまして、そういったものをより一層広めていただいて、そしてこういった問題に対処ができるように頑張っていきたい、そのように考えております。

それから、学校給食の問題で、「給食センター」の問題でありますけれども、これはもう新市の建設計画の中にもきちっとうたってございまして、老朽化をしておりますから、これの建て替えの方向で進んでまいりたい、そのように考えております。

それから、３点目の農業問題であります。

まず、新規就農者の支援制度の問題でありますけれども、干潟町で行っていた年10万円ずつ５年間の新規就農者への補助というものを復活をしてくれるようにというお話でございました。

新規就農者、非常に大事でありまして、特に農業の町でありますから、精一杯の助成をしていきたい、援助して支援をしていきたい。私はそのように考えておりますけれども、お金で差し上げるというのはあまり賛成ではありません。できればこういった皆さん方が研修をしていただいたり、あるいは先進地の農業を見ていただいたり、そういったことにお金を使っていただけたら、そのように考えております。

特に、私も農家ですから率直に思うんですけれども、今の農業経営の中で非常に大切なのは、経営感覚を養うというのが本当に大事だろうと思います。そういった意味での研修等も含めまして、新規就農者には目いっぱいの勉強をしていただいて、そして自分の農業経営を確立していただけるように支援をしてまいりたい、そのように考えております。

それから、２点目の「農業版ハローワーク」の開設という問題でありますけれども、今、農業者と申しますよりも、農業経営者が人を使うという手だてというものは非常に整っております。例えば中国人の研修制度等もございまして、これは農業法人協会があっせんをしてくれております。そういった意味で、こういった外国人を使う手だてもございますし、今、農業へは大勢の皆さん方が希望をすれば働き手として入ってくれますものですから、そういった意味では非常に人を雇いやすい環境にある、そのように考えております。

私の友達なんかも、大勢の人を雇用して物をやっておりますけれども、人を集めるのにはそんなに苦労しないというのが今の実情だろう、そのように思います。そして、本当に季節に少しの人をお願いをしたいということであれば、旭市にはシルバー人材センター等の組織もございます。農水産課と相談をしていただければ、そういった皆さん方のお手伝いをお願いすることも簡単にできますものですから、ぜひそういった方向をお願いいたしたい、そのように思います。

それから、新規農業参入者への支援策という問題でございますけれども、旧旭市ではこの問題、既に取り組んでおります。この問題で旭市へ新規就農で来て成功している方もおりますし、逆に失敗をして夜逃げをしてしまった方もいるというのが実際のところです。

外から見て農業経営というのは非常に見た目はいいのかもしれませんけれども、経営としてこれに取り組むということであれば、非常に難しさがあるというのが私は率直なところだろう、そのように思います。定年退職をして、年金等のきちっとした収入を持ちながら農業をする、楽しみに農業をするということであれば、これはもう何の問題もないだろうと思いますけれども、経営として取り組むには非常に難しいというのが実際のところでして、そういった問題を、いわゆる近代化等の資金を使って取り組んでいただいた時に、その今度は保証人を役所が務め

るというようなことにでもなりますと、後で問題も生じるわけでございまして、非常に難しい面もありますから、この辺は慎重に対応していきたい、そのように考えております。

それから政府へ備蓄米という問題でありますけれども、その辺は政府も展開をしているだろうと思いますので、私の方からはその辺のことはまた後で研究をさせていただいて、その結果をまた報告をさせていただきたい、そのように思います。

以上です。

○議長（林　正一郎）　環境課長。

○環境課長（堀川茂博）　それでは、髙木議員のご質問の１番目の（１）旧干潟町は、どうして間違った「許可」を出したのかというご質問からご回答をしたいと思います。

これにつきましては、担当課として聞いている内容で回答させていただきます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条10項第１号　町による一般廃棄物の処分が困難であること。２号　町の一般廃棄物処理計画に適合すること。３号　その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合することなどの許可要件の確認を行わずして許可したものと聞いております。

２点目の許可取り消し後も業者は建築工事を進めているがどの法律、条例を根拠にしているかとのご質問ですが、業者の恣意による判断において、法の適用を受けない溶融施設であるとして工事を進めているものと思われます。

なお、建築基準法に関する調査のご質問もございましたが、当時八日市場の海匝県民センターの方に建築確認届がなされております。２回出されております。１回目、同法届出、それから２回目に変更申請ということ。なお、この施設を建設している場所につきましては、建築基準法上は接道義務も全くない場所というふうになっておりますので、なおかつまた、山林ということですので、届出だけは出ておりますけれども、実際にはほとんど規制はないというふうにご理解をいただきたいと思います。

それから３点目の違法行為と思うが、市当局は業者に対しどのような指導をしているのか、県当局からの指導はないかとのご質問ですが、この問題である環境課としては、立入検査を行い、環境課長及び環境課指導班の主幹名で工事及び資材の搬入を中止するよう書類で指導し、株式会社環境シンフォニックの社長の確認署名をいただいております。

それから４点目でございますけれども、住民の持つ不安解消への手だてはどのように取り組んでいるのかとのご質問ですが、県及び市の関係機関と連携を密にして、できる限りの手だてを行っております。

それから５点目のごみ問題解決の「ゼロウェースト」運動の関係ですけれども、補足説明をさせていただきます。

ご質問の中で、旧東総塵芥処理組合、現環境課施設班の旭市クリーンセンターのごみ袋の取り扱い手数料の合計額から回答いたします。

平成16年度の実績によれば、１億337万3,250円となっております。ごみ袋、ごみ収集袋の手数料は、１袋で可燃ごみ大、それから不燃ごみ大の値段につきましては、髙木議員さんのお話のとおり、１袋につき45円となっております。

以上、回答させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（林　正一郎）　教育委員会委員長。

○教育委員会委員長（伊藤龍芳）　髙木議員のご質問事項２番、学校給食問題について。（１）地元産米・地元産野菜を食材の中心とした「自校方式」を基本にすべきと思う。（３）給食費はどうなるのか。これについてお答えさせていただきます。

その前に一言申し上げさせていただきますが、細部については隣にいる教育長または後ろにいる担当課長に答弁させますので、ご理解をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

さて、ご承知のとおり、学校給食の問題はせんじ詰めれば食の問題であり、人間にとっての命の問題であり、健康づくりの根幹をなすものであります。そのような中にあって、学校給食の果たす役割を考えた時、最も成長期にある育ち盛りの子どもたちの体格・体力づくり、健康づくり、さらには社会性、心の涵養、健康自己管理能力の指導など、極めて重要なものがあります。要は、日本国の宝である若者の心身の健全育成の基盤をなすものであり、若者の健康づくりは次世代の日本国の財産づくりでもあります。このように、極めて大切な学校給食の食材のあり方、調理方式のあり方についてのご質問事項（１）についてお答えいたします。

初めに、地元産米・地元産野菜を食材の中心としたの、この件についてですが、お答えいたします。

ご承知のとおり、今日各地において学校給食を基に地産地消運動、すなわち地元産定着作物の活用と消費運動が展開されております。本県におきましても、千葉県米消費拡大推進協議会等を中心として、「千産千消」、千葉県の「千」でありますが、運動を推進しております。このような状況のもとにあって、本市の現状を見ますと、旧市町のすべてが基本的には地元産品を中心とした給食を提供しております。時には、供給不足の補充であるとか、また価格上の問題がありますけれども、基本的にはそのようになっております。これからも、これにのっとり、

基本的には地元産品を中心とした給食を提供していきたい、こう考えております。千産千消は、子どもたちの心に我がふるさと産への誇りを持たせ、引いてはふるさと意識、そして郷土愛づくりへの一環となるものと考えております。

次に、「自校方式」、これは「単独校方式」を基本とすべきとのことでありますが、学校給食を実施するに当たり、調理方式には「単独校方式」と「共同調理所方式」とがあります。それぞれ、メリット、デメリットがあるわけですが、本市の場合、旧市町のすべてが財政面等の理由により「共同調理所方式」を採用しております。

ちなみに、全国のデータを見てみますと、全国的には「共同調理所方式」54.4%、本県の場合は、「共同調理所方式」54.9%でありますが、近隣の市、八日市場市、銚子市の場合は本市の場合と同じく、「共同調理所方式」でございます。このことの内容を考えてみますと、首都圏においては「自校方式」、「単独校方式」が多く、そして地方部においては、これは「共同調理所方式」が圧倒的に多い、こういうことでございます。

そこで、新たに「単独方式」、「自校方式」に変更した場合、市内すべての小・中学校に、小学校15校、中学校５校あるわけですが、調理施設を設置する必要があること。また、少子化の進展に伴い、児童・生徒が減少すること等の理由から、財政面の負担が増大することが懸念されるため、現行の「共同調理方式」が望ましいと考えております。

次に、（３）給食費はどうなるのかについてお答えいたします。

初めに、本市の現状説明をいたします。本市に設置されている学校給食センターは、第１、第２、第３と３か所ございます。第１は、旭地区の児童・生徒用のものでございます。第２センターは、飯岡、海上地区の児童・生徒用のものでございます。そして、第３給食センターは、干潟地区の児童・生徒用のものでございます。ただ、この３施設は、設置時期、主な献立用途により異なっております。

第１の場合、建設年月平成12年２月でございます。まだ新しいものでございます。施設設備も多用途対応、すなわち米飯、パン食いずれにも対応できるようなものでございます。第２センターの場合、建設年月昭和45年５月２日、かなり古いものでございます。この施設設備は、パン給食を主として作られているものでございます。そして、第３給食センターは、昭和51年３月建設、ここは米飯給食を主として作られた施設設備でございます。

以上のとおり、施設整備等の機能上から同一献立の給食提供ができないということでございます。現時点においては、同一料金で給食費を統一するということは困難な状況にあります。新たなる学校給食センターを建設するなど学校給食体制が整備され、すべての児童・生徒に同

一の献立による給食を提供できた時点において給食費を統一したいと考えております。

なお、細部については担当の課長等に答えさせますが、１つだけ、朝食の欠食率が極めて高い、こういうことでございました。実は、私も極めて心配なことですので調べてみました。

最も新しいデータ、これは平成17年の７月19日付で中央教育審議会の義務教育特別部会で、いろいろと調査しております。これを見てみますと、毎日食べている生徒の方がもちろん数が多いわけですけれども、２日抜いた、または３日食べないとか、こういうことのデータを含めますと、小学生の15.1％が朝食は欠である。そして、中学生の22.4％が毎日は食べていない。もちろん５日間全部食べていないという意味ではありませんが、こういうゆゆしき問題にあります。

この理由については先ほども出ていましたが、いろいろとございますが、ともかくこのことを考えた時によく我々言われたわけですが、朝は金、昼は銀、夜は銅である、こういうことを親からよく言われましたが、やはり金が抜けていますので、せめて銀だけでもしっかりしなくてはいけない、これが学校給食に対する思いでございます。先ほども述べましたように、若き日本の国をしょって立つこれからの子どもたちの健康、これについては極めて重要なものであると考えております。

○議長（林　正一郎）　教育長。

○教育長（米本弥榮子）　教育委員長からの回答のとおり、「共同調理所方式」、「自校方式」につきましては、ただいまの答弁の理由によりまして、現在のところは「共同調理所方式」が妥当かと思っております。

以上です。

○議長（林　正一郎）　10番、髙木寛議員。

○１０番（髙木　寛）　それでは、自席で再質問をさせていただきます。

最初にごみ問題ですけれども、担当課長にお答えいただきましたが、県からの具体的な指導、それを業者にどのように伝えているかということを改めてお聞きしたいと思います。

それから、市長さんにお答えいただきました「ゼロウェースト」運動。この中でごみ袋のお話を出しましたが、旭市では現在１枚45円。お隣の銚子市では１枚、値上げされて30円だそうです。やはり、かなり高いのではないかというふうに思うわけです。家庭系のごみ、そのうち生ごみをぜひ市長も言われましたけれども、堆肥化するなり、市民に呼びかけて、その袋の使用数を少なくすることも提唱の１つとしてあると思いますけれども、やはり出るごみはあるので、30円というお隣の市の状況もありますので、ぜひ検討をしていただいて、値下げの方向を

合併しましたけれども、新しい事業として値下げをする方向で取り組んでいただきたい。このことを要望しておきます。

それから、ちょっと話が前後しますが、この環境シンフォニックによる建物、工場の建設、建築確認が整備全体にされていますが、この際の申請書にはリサイクル工場という名称で届けられています。これはあくまでも溶融炉付きのこういうごみ処理施設という届出がなかったということは、あまりにも申請書に対して安全であるかのような表現ではないかというふうに思うわけです。やはりきちんと1,400度、1,500度の炉を持つ施設だということを建築確認をする際には必要ではないかと私は考えますけれども、この辺の見解をお聞きしてみたいと思います。

それから学校給食の問題ですが、給食センター老朽化して建て替えということが日程に上って、私が「自校方式」でというお話も基本的にすべきだという発言もしまして、「共同調理」で進めるという方向ですけれども、給食センターを新しく建て替える方向は聞きましたけれども、具体的にどのような内容になるかというと、例えば第２が飯岡、蛇園にあるやつです。これがかなり築年数が古い、老朽化してきているということもありますけれども、旧干潟町である給食センターも古いということもありますので、これを１か所にしてセンターを作るという方向は１つは間違いではないかと思うんです。

ただ、今、地震の活動期になってきています。そういう中で、震災を受けて被害を受けた場合、食事の手当てはやっぱりこういうセンターが中心となるべき役割を持っていると思うんです。今まで３か所あったのが、今度老朽化で、例えば第１は築年数新しいので建て替えはまだ日程の先になると思いますけれども、２と３を一緒にして１つにするということでは、今まで３か所あったのが２か所になるということでは、その地震とか災害を受けた場合の避難先、またその被災された住民への食事のサービスも、１か所で済むよりも２か所あった方が当然、早急な対応もできるというふうに思いますので、ぜひ建て替えるという日程が上っている方向をもっと具体的にお聞きしたいと思います。

次に、農業の問題について考えます。

干潟町では、新規就農者支援制度、先ほど言いましたけれども、年額10万円、５年間に直接支援したということは、この数字をまずお聞きしておきたいと思いますが、旧干潟町では、この対象者に何人くらいあったかということが分かればお聞きしたいと思います。

私の聞いたところによりますと、この年額10万円の支給された若者は何に使ったかといいますと、スキー板を買ってスキーに行った。本来ならおやじさんからもらうべき小遣いかもしれませんが、この干潟町では新しく農業後継者になった青年に対して直接支援するということは、

まさに農家のおやじさんが子どもに小遣いをやるというような感覚で、町、行政側が後継者を育てる。まさに市長が言われたように、何とかの制度があって何とかの研究所に行けば出るという方向でなくて、直接支援することによってその後継者は当然遊びにも使えるといいますか、まさに小遣いをいただいて頑張れる、農業をやっていくという決意も強まるというふうに思いますので、ぜひ直接支援という考え方のもとにご一考をいただければありがたいと思います。

それからハローワークについては、既にシルバー人材があるとか、雇用のしやすい環境になっているというお話がありましたけれども、そうではなくて、まだ小さい農家でもちょっと人手が足りないという農家もあるわけです。そういう農家のためにぜひ行政が窓口になって、このハローワーク制度を創設することを望みます。

それから新規農業参入者に対する支援制度、旧旭市ではもうやっているというお話ですが、そうでない地域もあったわけなので、ぜひ今度合併して大きな市になって農業形態も広範囲にわたりますけれども、ぜひこれもご一考をいただきたいと思います。

以上で２回目の質問を終わります。

○議長（林　正一郎）　髙木寛議員の再質問に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良）　それでは、お答えをさせていただきたいと思います。

環境シンフォニックの問題で、建築確認が少し安易であったのではというご質問でございましたけれども、これは私どもが出した問題ではありませんものですから、答弁は差し控えさせていただきたいと思います。

それから給食センターの建設は、これから検討する問題でありますから、十分議員からのご意見等も配慮をさせていただきながら検討をさせていただきたいと思います。

それから後継者対策、いろいろ考えの違いもございますけれども、私は本当の意味で農業経営に役立つような応援をしていきたい、そのように思っております。農業経営者の皆さん方には、自分のせがれさんの小遣いくらいは自分の所でしっかり差し上げることができるような経営をぜひお願いをいたしたい、そのように思います。

それからハローワークの問題も、農水産課の方で検討をさせていただきたいと思いますけれども、これもシルバー人材センターがございますから、小規模農家の皆さん方への対応は十分できると考えておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

私の方からは以上です。

○議長（林　正一郎）　環境課長。

○環境課長（堀川茂博）　それでは、髙木議員の再質問の１点目についてお答えいたします。

県の指導はどのようなものであったかということですけれども、最終的に県が９月21日に業者に対して、計画している施設については焼却施設に該当し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第８条第１項の規定により、知事の許可が必要な施設となりますという判断をなして指導をしております。さらにその後に、罰則規定等についても行っている。指導内容につきましては、公文書で株式会社環境シンフォニック代表取締役あてに出されていると聞いております。

それから２点目の、ごみ袋の値段がちょっと高いのではないかというご指摘でございますけれども、当クリーンセンターのごみ袋の手数料の料金につきましては、45円となりましたのが平成９年４月から、これは可燃と不燃の大きい袋の方です。それから資源ごみの方、値下げしてありまして、リサイクルということで25円に値下げしてあります。これは平成13年の４月からとなっております。

なお、近隣市町村の関係ですけれども、確かに隣の銚子市は20円とか、それから北総西部で指定袋なしということになっておりますけれども、近隣では山武環境衛生事業振興組合が可燃が50円となっております。

それから、新聞記事でございますけれども、最近ですけれども、茂原市とその近辺の自治体が来年の１月からごみ袋を50円にするという記事もありますので、市町村によって価格の方が違いますけれども、先ほどのご質問の「ゼロウェースト」の前段として、市民の協力が得られれば、値下げの方はできるのではないかと思っております。

以上でございます。

○議長（林　正一郎）　農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫）　それでは、議員のご質問の旧干潟町で実施しておりました新規就農者奨励金の数につきましてご報告させていただきます。

この事業につきましては、就農した際に先ほど出ました年額10万円、平成８年から実施をしておりまして、現在、平成16年まで51名の方に交付をさせていただいております。ただこの中に、悲しいかな実はお金をいただいて４名ほど途中で離農されました。そういう離農された方につきましては、実はさかのぼって奨励金をお返ししていただく、そういう制度になっております。

そんないろんな意味がありまして、合併によってということではなくて、制度を見直ししよう、そういうことで旧干潟の時に実は変えさせていただいた。一額、お金ではなくて、先ほど市長が言いましたように、例えば市外で研修を受ける農業後継者。これにつきましては、月額

２万円のお金、あるいは海外に行く場合につきましては経費の３分の２、あるいはその３分の２につきましては上限が20万ありますけれども、そういうことで、よりよい後継者への支援というようなことで変えさせていただいたということでよろしくお願いいたします。

○議長（林　正一郎）　10番、髙木寛議員。

○１０番（髙木　寛）　10番、髙木です。

では最後に、ごみ問題で県から指導があって、県知事の許可を受けるものだという文書を出したというお話しですが、その後の経過としてどういう方向になるか、具体的にお答えをいただいて私の質問を終わります。

○ 議長（林　正一郎）　髙木寛議員の再々質問に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（堀川茂博）　まず先ほど申しましたように、県の方の公文書が今回発せられておりますので、工事については進められないというふうに思っております。ただ、今後の方向ですけれども、許可とは別の問題が幾つか想定されます。１つは、損害賠償訴訟、あるいはもう１つは私どもが８月22日、旭市が出しました棄却の異議申し立てに対する、こちらの方もやはり訴訟は想定されます。

以上のようなことで、ただ、最後に業者が万が一工事を進めるというようなことがあれば、建築基準法上の建物のみという可能性は想定はされます。ただ、施設についてはできないというふうに現在思っております。

以上でございます。

○議長（林　正一郎）　髙木寛議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、11時20分まで休憩をいたします。

休憩　午前１１時　７分

再開　午前１１時２０分

○議長（林　正一郎）　引き続き一般質問を行います。

◇　嶋　田　正　治

○議長（林　正一郎）　通告順により、53番、嶋田正治議員、ご登壇を願います。

（５３番　嶋田正治　登壇）

○５３番（嶋田正治）　平成17年度の第１回の定例議会に対しまして、一般質問を行います。日本共産党の嶋田正治でございます。

まず私の質問は大きく３つに分かれまして、その内容が市長の政治姿勢ということでお伺いをするものであります。

市長は、合併以来初めてのスタート台に立っている市長、すなわち巨大市町という新生旭にとって非常に注目される、そしてまた後世に記される、そういう面で非常に大きな責任と同時に、町民あるいは多くの方々がこれを注目しているわけであります。町民ではありません。どうも失礼しました。どうも昔のままが残ってしまっております。というわけで、これから３つに分けて質問いたしますので、よろしくお願いをいたします。

まず第１は、市営循環バス、コミュニティバスとも言っております。そういう中で、今年の施政方針演説で、市長はこのバス問題にお触れになりまして、次のように述べています。

バスの運行については、主な公共施設を結ぶなど、より多くの市民の方々に利用していただけるようルートの調査及び検討を行う必要がある。そのために市民並びに関係各機関、関係機関を交えた検討委員会を組織して、専門的立場及び総合的立場からご意見をいただき、利用に即したバスの運行に努めてまいりますと述べられております。

また、16年度の飯岡町の決算の内容の中でも、旧飯岡町で行われておりました循環バスの内容についても詳しく出ておりますが、一通り説明させていただきますが、事業概要としては、Ａルート、Ｂルートだとありますが、これはＡルートが日中、朝、駅線というんですか、朝、飯岡駅、本当は海上にあるわけですけれども、こういう線と、夕方のスクール線、駅線で８便と、それからＢルートでは朝、駅線と日中循環線と町の中をぐるぐる回るのが６便ということで、計14便出ているのであります。車両台数がそういうわけで２台であります。１台は43人乗り、もう１台は28人乗りと、非常に飯岡は地域がら道路が狭いのでございまして、走れないというきめ細かな対応ができないということでこうなっておるのであります。

運賃の体系ですが、１人100円ということ。ただし、小学校生未満それから70歳以上及び身体障害者は無料という運賃体系になっているのでございまして、そのほか回数券の発行、回数券及び小学生のみの定期券も発行ということで、幾らかサービスするような、もっと幾らか安くなるような仕組みもあるわけであります。

今まで、平成16年度の乗車総数といいますと、驚くべきことに1年間で３万5,685人。私は、３万1,000人だと思っていましたけれども、それよりさらに多いなということ。そして、１

日平均当たり100人。もとの飯岡の人口は１万1,000足らずですから、相当の利用状況だと私は思うわけでございます。料金も176万3,768円ということで、安いというか、あまり収入は無いわけですが、全体の事業内訳の中では、業務委託費が1,622万9,032円ということで、ということは諸々ありまして、全体としては2,488万2,113円となっているわけです。

それでも、大事なところだから言っているわけです。この目的というのは、やっぱり今、高齢化率が非常に今高くなっておりまして、飯岡町ではもとの飯岡町の状況だと23％くらいと思います。これがどんどん進んでいる、干潟もそうですね。旭市や海上はまた逆に高齢化が進んでいないという、逆に伸びている、それで人口も伸びている状況であります。

そこで私はやっぱり、今の人口構成の流れと傾向というのは全国どこでもこういう形で表れてくる。そういう中で、今後の旭市の、新旭市の人口の今後の構成の流れ、今後の動向というものをどう見ておられるかという問題が１つ。

それから、今までの１市３町の公営バスが実際運行されているわけです。飯岡だけでなくて、中央病院なんかでも乗り入れもやっております。そういったのを今度、今までは一部事務組合でやっていたのが直接市の管轄になりますので、これも含めて全体としてどういう運行状況と、そしてまた料金体制とか、そういった住民負担の内容の問題だとか、そういった問題についても伺いたいなと思います。

それから、各種の公営バスの利用状況等、これからどうするのか。検討委員会というようなことで市長申されていますが、どういうお考えを持っているのか。

というのは、飯岡なんかにおきましても、それが無くなると本当に困る、定着しているわけです。合併したら無くなってしまったでは、全くこれは旭に合併した、旭で合併したかいもなくなってしまうんです。そういうような問題がございますので、そういった点でこの運行方針というものをきちっと考え方として持って、それでやった方がいいではないか。これらに対する考え方、市長の考え方、どうなのか。

とにかく高齢化率というのがあって、70歳以上になりますと免許証だって自動的に更新できません。その前に家の中で若い者に取り上げられてしまいますので、なかなか実際の足と、本当に皆さんも非常に若いんですが、気持ちは分かりますが、

（発言する者あり）

○５３番（嶋田正治）　そういうわけで、リラックスしてください。

というわけで、中央病院の問題もやっぱり高齢化とともに問題になるわけです。

確かに今、飯岡地区では診療所がございますが、診療所には検査というのが無い。だから

どうしても中央病院に行かなくてはならない。そういう場合に、例えば循環バスが病院まで乗り入れできるようなことはできないか、こういった問題。さらには、ほかの公営公共施設がせっかく立派なものがあっても使えないのでは、これは宝の持ち腐れです。ですから、そういう問題でこれからもっとこれを拡大していく、そういうお気持ちは無いかどうか伺いたいと思うわけでございます。

そういうことで、この問題は一応、１つとして市営バス、循環バスについてはこのくらいにします。

２番目には、市の観光政策についてであります。

観光政策の中では市長も各地の実情を見回られて、９月１日号の広報あさひの中で随想ということで、いい顔して、ご満足そうな顔して出て、新市を回るのは楽しいということで市長、随想を書かれておるわけですが、この中で、飯岡に関する部分で次のように言っております。見た方もあるでしょうけれども。

新市が誕生して２か月、時間を見つけては旧３町を歩くようにしている。それから飯岡の海岸、よく整備されている。大勢の海水浴客が訪れている。浸食防止のテトラポットはせっかくの景観を損ねているが、砂浜を守るにはやむを得ないなどと書かれている。また、飯岡には刑部岬もあって、すばらしい眺めを与えてくれる。港には漁船と一緒にたくさんの釣り船がとまっている。飯岡の観光の１つはこの釣り船にあるように思える。海水浴客、釣り客、さらにはおいしい魚を食べに来てくれるお客さんを大切にしたいというすばらしい随想を寄せられて書かれているわけであります。

そういう中で、この旧１市３町の中で、新旭の中で、地域がら、そしてまた風光明媚な状況というのは飯岡に勝る所はないだろうと思う。そういう点で、入れ込む客の中でも、小さな町でありますけれども、約70万くらいですか、だいたい飯岡と同じくらいあるんです。まだまだ開発すればもっともっと来る可能性があるというのは、夜景です。市長、市の中見に行ったんだったら夜景を見たらまたびっくりしますよ。100万ドルの夜景とはいきませんが、30万ドルくらいの価値はあるんではないか。

そして同時に高速バスが飯岡に乗り入れております。これからの考え方として、泊まっていただくようなことが産業・観光の場合、ただ通過するだけではなくて、泊まってじっくりと見てもらうためには、夜景というのは必要なんです。

函館の夜景、わざわざ泊りがけで見に行く方もありますが、飯岡の夜景も私は本当にすばらしい夜景だし、一度市長も夜もまた来ていただいて泊まっていただいて、朝の朝焼けの朝

日の出てくる所から、夕日もきれいです。一回、行ったことありますよね、夕日だけは。そういうことで、非常にすばらしい観光資源をどう生かしていくのか、今後の新市に。今まで飯岡町だけで小さな町ではできなかった。今度大勢力になった。渚100選に選ばれる、そういうすばらしい効果を持っている。宝の持ち腐れになっては、これは非常にもったいない話であります。

今、地産地消も含めて、堂本県政を含めて、あるいは非常に景気も低迷して、なかなかお金が北海道まで駅に行く途中で降りてしまって、横当たりでもってやってもらった方がまた非常にいいことで、釣り船なんかやったら泊まらなければ釣り船はできません。これをもっと拡大していくという必要があるのではないかと思うわけでございます。そういう面で、以下、具体的な問題で質問いたします。

「国の渚100選」に選ばれて、こんな大きな賞状をもらったと思いますが、これは市長、受け取りましたか。引き継いで向後町長に出たわけではない。飯岡の海岸がとってもすばらしいので、「渚100選」という形で建設省か何かからいただいたということで、私も見せてもらいましたが、立派なものです。

こういうことが本当に観光、すばらしい景観、すばらしい砂浜を、旭はだいぶ削られてしまっているようですけれども、うちの方は今まで約50年かけて今の海岸線が、砂浜ができたわけです。したがって、これを十分活用していく。景観の問題ということで、ここに悪くするというふうなことありますが、景観悪くするどころか、あれは観光のまた１つの材料を作っている。例えばカキのあるいは海の磯のりの問題、あるいは１つの魚礁の役を、だから磯の魚がこれで非常に増えている。これはまだ市長と私ども考えが違うかもしれないけれども、しかし、こういうようなことがあるわけです。

そうした海岸で、だいたい年間16万人くらいのお客さんが入る、岬に来るわけです。それがもしなければ、また元に戻ってどんどん削られていってしまうわけです。だからそういうことに対する問題と、今あるせっかく付いた砂浜を活用して、海水浴場にもっと来てもらうようにする。そうするとどういうことになるのかというと、道が必要です。アクセス道路。

飯岡の道路の特徴は、海の方へ行く道は細い道で、お金をいっぱい積んでくれる観光バスがなかなか入れない、そういう道路の構造になっている。だから、私はずっと旧飯岡町のときから海に抜ける立派な道路を、バイパスからそんなに距離はないわけですから。バイパスは、１日何と１万台あそこを通っているというふうなことを聞いております。１万台というのは、運転手のいない車は通りませんから、したがって１万数千人もの人が常に通行してい

る。ここをちょっと堰をしまして、アクセス道路がどうしても必要だ。

今まで言ってまいりましたけれども、少しずつは改善はしてきているんですが、どうもヘビがカエル、卵を産むんだとか、カエルなんだとか、そういうようなふうでもって出が全く、広い所もあれば普通車がやっと擦れ違える。役場の前なんかそうではないか。あそこが１番利用される、いわゆるここは永田町のようなものなんだ。農協あり、警察署あり、それこそ中央病院の分院あり、それこそ福祉センターあり、すごいお客です。それから役場があります。そういうような、

（発言する者あり）

○５３番（嶋田正治）　心配は十分ありがとうございます。

そういうわけで、中学校あり、飯岡荘あり、中心の道路が非常にあれなんです。だから、やっぱり産業道路とも使い、いざという時には、これは避難道路ということも含めて、そしてまた普段は観光でお金をもうけて、いざという時には、今、大地震が津波の問題含めて大きな問題になっています。ところが車で逃げますと道路が細いと１人詰まったら、２台詰まったらもうずっとなってしまう。裸足で逃げるわけにはいきませんから。

そういうことで、いわゆる海岸に抜けるアクセス道路がどうしてもこの観光開発のためには必要と私は思うわけです。今まではお金がない、お金がないと、小さな町ですから。ですが、今度は大きな市になりまして、儲かったらどんどん市税を払う、こういうようなあれが産業の活性化というものではなかろうかと私は思う。そういうことで、アクセス道路の建設について市長はどうお考えなのかという問題であります。

次に、屏風ヶ浦の展望台があります、灯台も小さいけれどもあります。１市３町の中で灯台があるのは飯岡なんです。あの灯台が夜になると、ピカピカと周りの街灯の方が明るいもので、まず全然下から見ても皆さん全然分からないわけです。すばらしい観光資源が埋もれているのはもったいないではありませんか。

今、銚子の犬吠崎灯台なんかは時間を決めてライトアップしています。下から電気つけてしまったら分からなくなってしまう。下からすっとやる分には、あれはレンズでもってやるから遠くなるんです、灯台の光というのは。そういう点で、観光資源をライトアップ、善光寺当たりでもそうです、五重塔とか。そういったのに対してちゃんとライトアップ、それでないとお客が来ないと私は思います。通っていたって分からないで言ってしまうんですから。１番いい所が筒抜けでは、これでは観光政策とは言えないと思います。閑古鳥。

それから、この問題について再検討をして、そしてやっぱり飯岡に、旭に灯台あり、旭に

展望台あり、長期展望がなかなか暗い経済情勢の中、飯岡町の展望台はすばらしい、旭全般の山の中の方はちょっと別ですけれども、そうでない所は見えますので、もう１回そういった点で検討してみる必要があるのではないかと思うのですが、市長のご見解をお伺いしたいと思います。

また、もう一つは、漁港公園です。漁港公園には非常にたくさんのお客が休みの土日だとか祭日にはすごく来るんです。バンガローを建てたりしてやっているんですが、そのごみの量たるや物すごいものだ。ごみだけでなくてお金も落としてもらったらどうだろうかという私が考えるのが、いわゆるそこに約２反ばかり、飯岡の管轄があるんだそうです。埋め立したものが。そこにショッピングセンターを建てたらどうかという点で、今まで飯岡でも議論をしてきた。町長は、よさそうだということで、腰を上げると思ったところ、今度は旭にいったらもっと早くでき上がるというようなこともあって今日なってきたと思うんですが、そういった点で、ショッピングセンターというのは、今、ご案内のとおり、地産地消の立場でのショッピングセンターです。

飯岡町では漁港があります。漁港は、千葉県で約60港ある漁港の中で、銚子漁港に次ぐ第２番目だと、この間35周年のごあいさつの中で聞いてびっくりしました。今、飯岡の漁港なんか大したことないと思っていたらそうではないです。今、すばらしい成績を上げている。ところが、その成績が上がっている本当の飯岡のお魚を食べているのは野良犬とか野良猫とかが命がけで食べている。たぶん実態は、ほとんどえさ場として違う所へまとめて行ってしまう。地元の人は食べたくても食べられない。

八日市場のふれあい広場がありますが、大変繁盛しています。あれは、だいたいお客様のすべてが外から来ているわけではないです。やっぱり、地元の人たちが半分以上です。人が集まるといろんなほかの人が集まりたがるわけです。集まらないとどんどんまた消えていってしまう。これはそうなんです。多古の道の駅もそういう傾向です。電車や車はいっぱいです。売っているのは百姓の農産物だけ。銚子のウオッセは行くとどうかといったら、魚だけ。

じゃあ飯岡にしてみれば、貴味メロンにしても、あるいはイチゴにしても、いろんなものを作っていまして、スーパーマーケット１軒立つくらいのいろんなものがとれるわけです。だから、そういったのがほとんど自分のとして使われない。もったいないではないか。地産地消、よそから来た高いものを買って食べているわけですから。生きの悪いのを高値で高く買って食べて同じではないかと私は思うんです。

それと同時に、お土産。お土産が飯岡で白魚くらいのものです。白魚くらいのもので、お

土産になるべきものはいっぱいあるんです。カキなんか物すごく最近とれていまして、あれもただ生のまま、原料のまま売ってしまったら低開発国です。あまり儲かりが安いです。それをちょっと醤油を入れて、炭火をやって、バタバタしてやるとまたみんな集まってくる。それがまた高く売れるわけでしょう。だから、そういうようなことも含めて、やはり大きく産業というものを見直していく必要があるのではないか。

全部はやりきれないでしょうけれども、旭全体のを持ってきたって、それはみんな余ってしまうでしょうけれども、そういう条件のある小さい農家は、今、朝市なんかもやっています。海上でもやっています。飯岡でもやっています。飯岡荘の場合、旧旭の方はどうか知りませんが。だからこういうようなのを、今、市長も施政方針演説の中でも言っているかな。

要するに農家でも、いわゆるグリーン・ツーリズム、スカイ・ツーリズムというものを期待して、強調しているようであります。そういう点で、市民農園だとかという話も具体的化した話として出ているわけであります。ですからそういうものの一環として、飯岡の端の方もすばらしい宝物があるんだから、そういったものを本当に活用して、そして経済活性化をしたら、たちまち飯岡の方も赤提灯が明るくなります。今、どんどん消えていくばかりではしょうがありませんので、ぜひこういう点でショッピングセンターについて考える、私の考えに対してどういう考えをお持ちなのか、ご見解を承ります。

それから飯岡荘の問題ですが、概要は千葉県の太平洋岸で、この周辺ではもう元旭荘は休業しましたし、銚子の国民宿舎も。残っているのは飯岡だけなんです。そこで今、飯岡は飯岡なりに、今までの職員が頑張ってくれて、今年の６月28日には千葉テレビで放映されたと思うんですが、イワシを原料として、そして飯岡の海岸の海水を利用して、手作り醤油「鰯雫」という新発売の発表会をやりました。これには、いろいろ大勢集まっていただき、まだ市長には来ていただいたかなかったか。まだそういう段階でなかったからでしょうけれども、まだ７月１日になっておりませんので、28日でした。

そういうことで、非常に地元のものを活用したものがもう始まっている。お土産品としてなっている。確かに、いただいてみましたら、味の素いらないです、おいしくて。だから、こういうのもやっぱりどんどん売り出していく。これがうまく成功すれば、また昔の澱粉屋みたいに、飴屋みたいに、これが工業化していくことだってできるんです。ベトナムとか、世界的にはこういったのは東南アジアなんかでは主要な調味料として使用されている。こういうこと書いてある。

だからこういう問題を含めて、これが今、どういうような状況にその後なっているのか。

あるいは、これから飯岡荘が中心となって、今年でちょうど100万人のお客様をお迎えをするということで、テレビにも出ました。こういうすばらしい努力をして、一生懸命努力して職員がやってくれている。あるいは町民の皆さんの、あるいは市民の皆さんの、あるいはお客様の皆さんのご協力によって盛り上がっていくわけです。これをもっと発展させていく必要があるのではないかと思うわけであります。そういう点で、これらの「鰯雫」の出店を挙げましたが、これだけに限らず、大きく観光資源というものを十分生かした産業政策の開発をしていく必要があるんだと思います。

Ｙｏｕ遊フェスティバルにしてもそうです。旭の七夕なんかも有名です。だから、通年の観光でないと駄目です。海水浴だって、冷害の年なんか１人も来ませんから。だからそれに代わって、どんなことがあってもお客が耐えないような、そうでないと民宿だとか立っていけないわけです。だから、そういう点で、そういった考え方の観光政策について、市長、やっぱり私ども一緒に合併してよかったな、だいぶ儲かった、景気もよくなったと言えるようなまちづくりをぜひやろうではありませんか。どうでしょうか、市長。

（発言する者あり）

○５３番（嶋田正治）　それは分かりません。私は市長ではありませんから。

次に、通年型観光と、それからもう一つはＰＲ、これが必要です。今はパソコンでいろいろやっておりますので、これは大いに、いろんな角度から、そのＰＲの１つが本物をライトアップしてしまうというのが１番早いわけです。そんなにお金もかかるものではない。電気代もそんなにかかるものではない。だから、やればすぐ効果が出てくるものだと私は思うんです。そういう点で、この観光政策については終わりにしたいと思います。

３つ目には、やっぱり少子高齢化、学童保育の問題です。少子高齢化でどんどんお年寄りの率が多くなり、そして子どもを産まなくなってくるといいますか、そういうことが顕著になって、政府の発表によれば、今世紀中の半ばにはだいたい半分くらいの国の人口になってしまうのではないか。１億2,000万が五・六千万です。五・六千万になる。そうしたら、また経済規模は縮小してしまう。どんどん疲弊化してしまう。それはやっぱり増やしていける。そのための今子育て支援というのを国も今やっと重い腰を上げてやっております。

地方の場合には特に、旭だとか、飯岡だとか、干潟とか、こういった所では、人口が減っているんです。旭全体としては、新旭の状況の中でも先ほども触れましたが、合併後、10年間で１万人くらい減るのではないかというシミュレーションなんかも出ているように聞いておりますが、そういう中では大変なことです。７万1,000人のが10年後には６万1,000人にな

ってしまった。20年後にはもとに戻るんだという。これでは発展になりません。そういう点で、核家族化の増加状況、それと共働きの動向、これが共働きができなくなってしまうんです。保育所の時には意外と延長保育なんかありますが、延長保育で仕事が終わってからお父さんが迎えに行かれるんだけれども、小学校に入った途端に午前中でお帰りでしょう。こういう非常に不安だということで、飯岡でも実は去年から、５人ほど三川地区でやっているわけですが、旭市の今の現状での学校が、小学校17校、その中での取り組み状況はどうなっているのかという問題が１つ。

それと、近隣の他市町村、町はあまりなくなりましたが、銚子やあるいは周りの市の状況はどうなのか。銚子辺りはかなりやっているというように聞いております。それで、この取り組み状況はどうか。そして、今度どういうふうにそれに対して、今の現状に対して取り組んでいくのかということについて伺いたいと思います。そして何か、旭では10人以上あると政府の補助金があるからやって、それ以外は認めないみたいな話も聞いていますが、その辺の問題は一体どうなっているのか、含めてお聞きして、大変素朴な質問でございますが、第１回の質問を終わります。

○議長（林　正一郎）　嶋田正治議員の一般質問は途中ですが、昼食のため１時まで休憩をいたします。

休憩　午後　零時　１分

再開　午後　１時　０分

○副議長（嶋田茂樹）　引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を努めますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

引き続き、嶋田正治議員の一般質問を行います。

嶋田正治議員の一般質問に対し答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長　伊藤忠良　登壇）

○市長（伊藤忠良）　嶋田正治議員の質問にお答えをさせていたたぎます。

午前中の嶋田議員の質問、非常にユニークな質問をしていただきました。大いに議場をに

ぎわせていただきました。心から厚くお礼を申し上げたいと思います。

まず最初に、１番最初に初回の市長であるからというお話をされました。本当に身の引き締まる思いがするわけでございますけれども、何といいましても、農家のおやじでございまして、本当に力不足でございますから、議員の皆さん方にお助けをいただいて、そしてしっかりとしたまちづくりをしたいと思いますので、よろしくご指導とご協力をお願いをさせていただきます。

まず、１点目の市営循環バスの運行の件でございますけれども、嶋田議員からは高齢化の進捗、併せて合併による広域化ということで、市民の身近な足としてというお話がございました。

藤田議員への答弁でも申し上げましたけれども、私は合併をして、まず市民の皆さん方にぜひご利用をいただきたいと思うのは、市内に各地にいろいろな施設があるわけです。それをしっかりと有効利用していただきたいというのが率直な思いでありました。それをご利用いただくために、この循環バスをぜひ利用したい、そのように考えております。そして、今検討委員会を設けまして、そこで路線に対する、どんな路線がいいのかの検討をさせていただいております。それまでの間、現在運行されておる路線というのはそのまま運行させていただいて、より充実したものに変えていきたい。そのように思っておりますので、よろしくご理解をお願いいたしたいと思います。

次に、旭中央病院への飯岡地区のバスの乗り入れという問題でございますけれども、私どもの伺っているところでございますと、飯岡地区にある中央病院の附属飯岡診療所、この利用促進を目的として、それに考慮をして乗り入れをしないこととしたというふうに伺っております。ただ、そうはいいましても、現在住民の皆さん方が希望をするということであれば、検討委員会の中で検討をお願いしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。それに、他地域への拡張計画という問題でありますけれども、これについても、併せてその検討委員会の中で一緒に検討をお願いさせていただきますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

次に、市の観光政策についてというお話でございました。もう、議員からのお話のとおりでございまして、これからの旭市の観光にとりまして、あの飯岡の海岸をはじめとする景観というのは、非常にこの旭市にとって重要な財産であります。これをしっかりと生かしていくということは、もう私にとっては何よりの責務でありますので、精いっぱいに頑張っていきたい、そのように思います。

ちょうど私の随想の中に、テトラポットが少し景観を損ねるというお話を書いたわけでございますけれども、そうしたら嶋田議員のお話では、テトラポットが魚礁の役目を果たして、カキの増殖に役立っている、そんなお話がございました。そういえば、旭市のテトラポットでもカキもとれますし伊勢エビもとれます。確かにそういった意味では、非常にテトラポットもそういった面での役割というのは大きいような気がいたします。九十九里海岸が、いわゆる伊勢エビの取れ高では日本で１番とれるそうでして、その要因になっているのはテトラポットということでありますから、単純に景観を損ねるという見方だけではなしに、そういった見方もぜひしていきたい、そのように考えます。

観光に関しましては、これからしっかりとした計画を立てて取り組んでいかなければならない問題でありますけれども、その中心となるのは飯岡のあの景観でありますし、同時に農業地帯ではありますけれども、干潟八万石の壮大な眺めというのも、これも１つの観光スポットになるだろう、そのように考えておりますから、これからしっかりとそういった検討をさせていただきたいと思っております。

同時に、順序を追ってというわけにもまいりませんけれども、本当にこの旭地区、旭市全体がそうなんですけれども、完全にＰＲ不足だろうと自分自身とらえております。昨年の11月であったと思いますけれども、ＮＨＫの「のど自慢」がまいりまして、その時にこれだけの市でありながら、我々が全然知らないというのはあなたのＰＲ不足ではないんですかというお話をされたものですから、その時にＮＨＫにお願いをさせていただいて、ぜひＮＨＫでこの旭市を少しＰＲをしていただきたい、そんなお願いをさせていただきました。

それで、今年度に入っては、西の宮の「とがらしごぼう」の放送、あるいは中央病院へエアロビクスの番組が来てくれたり、それから農産物の生産地、あるいは飯岡の漁港等をめぐっていただいて、そこから集めた食材で料理を作って流していただく、そんなこともしてもらいましたし、10月の21日には「道中でござる」という番組が旭市に来てくれました。

そんなことで、これからもいろんな意味で飯岡をはじめとして、この旭市の宣伝をＮＨＫにお願いをしたり、また他局にもお願いをしてどんどん宣伝をしていきたい。そんなふうに考えておりますし、それと観光協会の青年部の皆さん方が来年度、自衛隊のブルーインパルス、ジェット飛行、アクロバット飛行ですけれども、旭市へ呼ぼうということで、今、頑張ってくれております。８月７日を１つの目安にして交渉をさせていただいているわけでありますけれども、飯岡海岸の上でそのアクロバット飛行をやらせていただく予定になっておりますので、その時にはぜひＮＨＫにお願いをして、飯岡の海岸の宣伝をしたい、そんなこと

も考えております。

刑部岬の展望館と灯台への一定時間のライトアップという提言がございました。これなんかも、観光の１つの事業の１つとして前向きで検討をさせてもらいますし、ちょうど観光事業の少しマニュアルもこれから作成をさせたいと思っておりますので、そういった中でも取り上げさせていただきたいと思います。同じようにショッピングセンター、これも必要な仕事でありましょうから、どういった形で取り組んでいったらいいのかも大いに検討をさせていただきたいと思います。

それから、飯岡荘のイワシを原料とした醤油、「鰯雫」の問題でありますけれども、細かいことは支配人の方からお話をさせていただくといたしまして、私も飯岡荘をご利用いただく上で、これが非常に大きな宣伝になるだろうと思っておりますので、できればその製造過程を飯岡荘の宿泊客の皆さん方に見ていただけるようなことはできないかというような注文も付けてございます。そういったものができれば、なかなか生産原価に合うというのは、かなり難しいところがまだ現状ではあるようでございますけれども、そういったものを管理してみましても、宿泊客にそれが見せることができるということになれば、相当な宣伝効果につながるのではないかと思っておりますので、そういった面も兼ねまして大いにこの辺にも力を入れていきたい、そのように考えております。

それから、昼間もいいけれども夜景もぜひ見てほしいという話があったんですけれども、本当にあの高台の上にフランス料理店がございまして、そこを利用したこともございますから、夜景も拝見もさせていただいております。本当に飯岡とは考えられないような、別の所へ行ったようなすばらしい夜景でして、そういった意味では、その辺の宣伝もこれから大いにしていきたい、そのように考えておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

それから、飯岡の海岸へのアクセス道という問題でございます。これに関しましては、建設課の方から資料をちょうだいしてございますけれども、現在３ルートを計画しているということであります。

事業の着工時期等につきましては、今、即答はまだできないようでございますけれども、３ルートを申し上げますと、１つは飯岡バイパスから旧飯岡町役場前を通過して海岸へ。それから２つ目は、飯岡バイパス南町の交差点から飯岡漁港を通過して海岸へ。３点目は、飯岡バイパスから県道飯岡片貝線を通過して海岸、その３ルートだそうでございます。こういったルートを今検討しているということでございます。

ともかく飯岡の景観というのは、これからの旭市の観光にとっては欠くことのできない大

きな要素でありますから、しっかりと生かせるように頑張りたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○副議長（嶋田茂樹）　企画課長。

○企画課長（加瀬正彦）　それでは、バスの件で若干補足させていただきます。

まず、高齢化率の関係、ご質問がございました。これは、今年９月１日現在で１万5,300人を超えているということで、率にいたしまして21.5%。これが新市建設計画の中での推計でございますけれども、26年度、約10年後、この時には１万7,000人を超えるという推計で、24.2%程度になるのではないかというようなことでございます。

それと、市民の利用状況の関係でございますが、旭地区の循環バスでございますが、これは昨年の６月１日からのデータで、今年の５月の31日まで、１年間という形でとらせていただきましたけれども、乗車の実績が２万3,019人ということで、６便ございますので平均の乗車率は10.5人ということでございます。それと、飯岡地区の循環、これは２ルート合わせまして、先ほどご質問のとおり３万5,685人、これは14便ございますので、割りますと平均7.5人。あと、海上地区も中央病院へ行っておりますバスがございます。これは、１万3,080人ということで、７便ございますので5.1人。それから、干潟地区の１ルート、これは乗車実績7,967人ということで、４便でございまして平均乗車率は8.2人。ただ、栗源山田から乗っている人がいるということで、干潟からですと4.9人、そういう状況になっております。

以上でございます。

○副議長（嶋田茂樹）　市長。

○市長（伊藤忠良）　私の答弁したところで、１点だけ訂正をさせていただきます。

テトラポットという表現をさせていただいたわけでありますけれども、テトラポットは商標で、私が言ったのは消波ブロックということだそうでございます。訂正をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（嶋田茂樹）　飯岡荘支配人。

○飯岡荘支配人（野口國男）　それでは、国民宿舎の方から補足説明させていただきます。

嶋田先生からのご質問ですけれども、私の方で醸造いたしました鰯の醤油「鰯雫」の生産販売状況ということでございます。

先生のご質問で飯岡荘開発とございますけれども、実は千葉県がカタクチイワシの有効利用という観点から、産業支援技術研究所と県の水産センターが共同研究した技術でございま

して、この移転を私の方で受けたものでございます。この魚醤油の原料ですけれども、もちろんイワシにつきましては、飯岡漁港で水揚げされたカタクチイワシを使っております。今回は販売用ということで、当面は製造させていただき製品化したものですけれども、250ミリリットルのペットボトル詰めで897本、今回製品化に成功したといいますか、製品化をさせていただきました。

そして販売の方ですけれども、飯岡荘の売店で限定販売をさせていただきました。発売から約１か月半でございますけれども、その短期間で完売をしております。今後も、この「鰯雫」につきましては、宿舎経営の補足的な事業となりますけれども、利用率向上のために生産販売につきましては継続してまいりたい。どうぞよろしくお願いします。

○副議長（嶋田茂樹）　学校教育課長。

○学校教育課長（多田清司）　それでは、私の方から大きな３番としまして、学童保育と子育て支援対策についてということでご答弁をさせていただきたいと思います。

最初の核家族化の傾向につきましては、国勢調査の人口、世帯の動向から判断させていただきますと、独居世帯や少人数世帯が増加して、多世帯、同居世帯の減少が顕著でございます。本市におきましても、核家族化の振興は止まっていないように読み取れます。

なお、ご質問の共働きの動向については、調べる資料がございませんでしたので把握できておりません。ただ、学童保育の現状から判断させていただきますと、母子家庭と共働きが増えているように感じます。

次に、学童保育の旭市の取り組み内容と近隣他市町の取り組み状況ということでございますが、現在学童保育は市内15小学校で７校開設中でございます。そして、９月１日現在の在籍児童数は176名でございます。また、近隣の市町の状況ですが、銚子市では小学校14校中６校、八日市場市は10校中４校、佐原市は12校中１校、光町は４校中１校、野栄町は２小学校中１校で開設をしております。

最後に、今後の取り組みと実施見通しということでございますが、過日の神子議員のご質問にもお答えさせていただきましたけれども、未開設の年度途中での開設は厳しいと判断をさせていただきました。ですから来年度に向けてですが、これから年内中にアンケート調査を実施させていただきまして、保護者のニーズを把握しながら開設校を拡大していきたいというふうに考えております。ただ現状を見ると、未開設の学校の空き教室がない状況でございますので、その辺もご理解いただきたいと思います。

それから、補助金の件でございますけれども、これにつきましては県の方は10人以上、し

かも開設日数が200以上に対しては補助するものとしているということでございます。

以上です。

○副議長（嶋田茂樹）　53番、嶋田正治議員。

○５３番（嶋田正治）　質問をいたします。

市長、非常に前向きの答弁していただきました。

誠に嬉しい限りですが、まず第１に、市営バスの問題ですが、やはり飯岡には中央病院の分院が確かにございます。しかし、あそこでちょっと体がおかしいという場合に、あそこには検査機構がないわけです。

実は、私も今健康を害しておりまして、だからおとなしいわけでございますけれども。それで特徴的なのは、検査を何回もいろんなことをやって、それで手術するとか、あるいはいろんな治療方針が決まって初めて、もしあれだったらば飯岡の分院でもできますよということが、例えば血圧の薬、血圧を測るくらいはできるけれども、ほかの大きなあれになった場合に、そこで見つかったものでもやっぱり検査に行かなければならないわけです。

そういう点では、結局は飯岡のバスも飯岡駅まで行くんです。中央病院をちろちろっと脇目見ながら行くわけです。やっぱりあそこまで行くんだからもうひと頑張りできないのか、こういうような、きっと旭と一緒になればできると思ってということも含めて、合併に多くの人が賛成してくれたと私は思うのであります。そういう点で、大いにいろいろな種類のコミュニティバス、これに対して検討をして利用しやすい運行にしていくということは、非常にいいことであると思います。

ただし、運行した結果、必要がないからということで縮小していく。今は行革というのが縮小する傾向にありますので、そうでない、やっぱり住民の立場に立った、住民の目線で見て、その目線から見ての話でやってもらわないと、これはとんでもない行革になっていく。弱者を苦しめることに逆になるわけであります。

そういう点で、検討委員会というものについての性格、そして結論的なのはいつごろ出していくのか、10年も30年もしていましたら死んでしまいますので、お年寄りは。だから、そういう点で急がれると思います。

それから、例えば今年、敬老会がございまして、旭の東総文化会館でやられたわけです。前の時には、去年、飯岡でいっぱいユートピアセンターに来てくれまして。それというのは、やっぱり循環バスがありますので、家の者に送ってきてもらわなくても、送ってきてくれる非常に親孝行者の方もいらっしゃいますけれども、しかし大多数はやっぱり自分で来る。こ

のためにユートピアセンターにいっぱいの人が集まってくれる、こういうことで、今年の場合は、何かだいぶ飯岡からの参加者が少なかったというようなことを聞いております。そういうことは、せっかく立派な施設があっても、実質上は足がなかなか届かない、こういう現象がまた出ているのでございます。こういうわけですから、敬老会のあり方とは、またこの循環バスは違いますけれども、しかしこういうものにも影響してくる。

これからいろんなイベント、若い人たちは車に乗ってこられますからいいでしょうけれども、高齢者対策のためにも、あるいは弱者、いろいろ手足の不自由な方々のためにも、この循環バスを、さらに中央病院、あるいは市役所、あるいは東総文化会館、こういうところまで含めて、今後拡大していくような検討委員会でなければ意味がないと思う。そういう中で、みんなよさそうだというようなことになれば、またこれをさらに拡大していく。

お年寄りが今、逆に人口比率の場合でだんだん比率が高くなっている、少子高齢化というものは顕著に表れてきているわけでありますから、この利用者の方がたくさん多くなると私は思う。そうすれば、やっぱりお年寄りの人は本当に正直で、本当によくやってくれたとなれば、この次、また今度伊藤さんて市長選挙の時にまた書くのではないかと思いますので、ぜひそういったことも加味しながら、人気とりではないわけですが、本当にみんな差し迫っている問題ですから、そういうことは態度を考え直してもらいたい、こういう角度から考え直してもらいたい。検討委員会で、やはりそういうふうな角度で検討してもらえるようなことになる、そういう検討委員会なのかどうか、確認をもう１回ご用意していただきたいと思うわけでございます。

それから、もう１つは観光の問題です。いろいろ大変前向きのご答弁をいただきまして、本当にうれしい限りでございます。合併したために飯岡は端の方ですから、やっぱり過疎化してきてしまったよな、こんなことになったら大変なことでございまして、せっかくの宝物を本当に宝物として磨かなければ錆びてしまいます。

こういう点で、この飯岡の海岸というのは日本全国の「渚100選」に選ばれるという、すばらしいあれを持っているんです。ところで、「渚100選」とはじゃあ一体どういうものなのか、どういうあれで「渚100選」がいただけたのか、その意味について、やはりちゃんと理解しないと、ありがたさが分からないわけであります。ただ、この間賞状をもらったからありがたいわけではない。なぜもらったのかという、そこのところをどういうふうに受け取っているのか、もう１回お願いしたいと思います。

それから、これはやっぱり大事な問題です。今後の問題として、ショッピングセンターの

問題、これも非常に大きな問題であります。

新しい、周りでやらない問題、例えば農業産品あるいはその加工品、あるいは漁業の産品、加工品、そこで地元にかかわる旭の生産する拠点となっている、そのものがお土産として、お客様が来てくれる。帰りにお土産がないではやっぱり情けないです。ＰＲにもならない。その人だけで大事にしまわれたでは困るわけです。やっぱり、来たらお土産を買って、ご近所に配るくらいの、そうすると飯岡に行くと言い出す。おいしいものがいっぱいあっていいぞ、こういうような、そして喜んでいただかなければならない。そして具体的なあれがお土産という形で表れてくる。お土産を買っていただければ、またこういう方面での所得も上がる。所得が上がれば市税も自然と温かくなってくるわけです。

そういう点で非常に重要な、こういってはなんですけれども、今までの旭に考えられなかったような、展望台だとか県立公園の屏風ヶ浦だとか、そういったすばらしい景観と、そしてまた自然のおいしい、いつか緒に食べましたよね、カキ。生カキなんかもなかなか食べられないです。ところが、お客様が来たらだんだんお客様がお客様を呼んで、今ある民宿業者は年商5,000万くらいの儲けを持っているというようなことも聞いております。こういった人たち、こういった業者やこういった方々をもっともっと増やしていくということは、何も観光開発といってもホテルを呼んできてバンとやってしまう。そういうことでなく、そこに住む地元の人たちが、そこでその特徴を活用して、そしてそこの中でやっぱり生きていく。そしてそれが当たり前のことではないかと思うんです。

だからそういう点で、合併の法定協議会の建設計画の中でも、まだそれが曖昧な段階であります。こういったちゃんとした計画が盛られているとは思えないような状況であります。産業開発計画なり何なりをきちっと位置付けていただいて、これからこれを本当に生かして、旭市民が飯岡の方でもこういったすばらしいあれのために旭が燃え上がった、元気出てきた、こういうようなまちづくりが私は絶対必要だと思うのでありますが、市長のご見解を承ります。

それから、もう１つ、学童保育の問題であります。

学童保育も15校中７校で176人。始まる時にはゼロから始まるわけです。学童保育というのは、私もそんなに正直なところ、あまりじいさん、ばあさんだとか、そういう農家の方、大家族なものですから、あまり切実な考えを持っておりませんでしたが、正直な話。しかし、今、若い人たちがほとんど飯岡辺りでも人口は減っているけれども、家は増えていくというようなのが実態なのであります。

そうしますと、やはりそういった人たちもやはり住民、そして１番の働き手なんです。その働き手が働きたくても働く所がないという問題もありますが、そこに十分定着できるような雇用政策なりが、安心して子を預けられる、安心して子を産める、こういう状況づくりというのがまさに必要だろうと思うんです。

いくら工業団地、立派なのを作りましても、なんだ、学童保育もないのか。都会の方へ行きますと、ほとんどだいたいできているのが当たり前になっている。だからそういった所へみんな自然と流れていってしまう。重要な働き手が流れていけば、したがって旭市全体の人口、10年間で１万人も減るような、こういう寂しいシミュレーションをしなくてはならない。これではしょうがないと思うんです。こういうものを克服して、もっともっと増えていくような、そういう市長の姿勢がなくてはいけないと思う。

その点、何か加味しまして、例えば５人なんかあったら、それは補助金がもらえないからだめだ。補助金がもらえる、もらえないにしても、知らない人が多いわけです。だから、大いにこういうＰＲをしながら、そして５人でも始まって、みんながいいと言えばこれにどんどん、誰も皆同じ考えだと思うんです。若い人たちは。だから、最初は何かピンと来ないかもしれないけれども、そういうものを大いに進めていくという姿勢。

そういう面では、今、三川小学校の５人くらいだと思うんですが、これはどういうふうにするんでしょうか。10人いないからやめてしまうんですか。それとも、これをもっと10人にする。そうして、例えば10人にならなくても、来年のことを言うと鬼が笑いますけれども、しかしそういう方針をちゃんと持たなければいけないのではないかと思うんです。そのためにも、やはり今５人ならやめてしまうのではなく、前向きにというならば、５人でもゼロからすべてのものは始まるわけですから、そういう点で市長の姿勢にかかわる問題ですから、そういう点で再度お答えをお願いしたいと思います。

これで第２回の質問を終わります。

○副議長（嶋田茂樹）　嶋田正治議員の再質問に対して答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良）　それでは、嶋田議員の再質問に対してご答弁を申し上げます。

まず、循環バスの件でございますけれども、これはもう検討委員会のお話を申し上げましたけれども、できるだけ市民の皆さん方に利便が提供できるような形というものをとらえていきたい、そのように考えております。決して、後ろ向きな答弁をするつもりはございませんし、前向きに検討をしていきたい、そのように考えております。ただ、それこそ市民の大

切な税金を使わせてもらうわけですから、できるだけ効率のよいような形で循環を運行させていただきたい、そのように考えております。

それから、敬老大会のお話が出ましたけれども、あの時には少し我々の方、忙しさにかまけてミスがございまして、個人へ連絡を差し上げることができなかったというような問題がございまして、少しお出でいただく皆さん方少なかったわけでございますけれども、この件に関しましては、きちんと送迎のバスをご用意させていただいておりますので、循環バスがなくても、それ以上に便利な形でお年寄りの皆さん方を送り迎えをするものですから、その辺はご理解をいただきたいと思います。

それから、観光の面は、観光マップを作って、きちっと観光マニュアルを作って対応していきたい。その中の非常に大切な１つがこの景観でございますから、「渚100選」に選ばれた、そのようなことも十分念頭に置きながら配慮をさせていただきたいと思います。

それから、民宿で5,000万ほどの利益を上げられている方もいるというようなお話がございました。経済にとって１番大事なのは、民間の活力です。どうやっても行政で尻をたたいたり、手を引っ張ったりして、無理に行動をさせるというわけにはいかないわけでして、民間の皆さん方がこのような形でしっかりと立ち上がっていただくというのが１番ありがたいことですから、そういった意味では、民間の活力を引き出せるように努力をしていきたい、そのように考えております。

それから、順序が少し行ったり来たりしましたけれども、コミュニティバスの検討委員会ですけれども、９月15日に第１回目を開かせていただきました。10月に２回目の会議を開く予定になっておりまして、その時には現地調査もお願いをしてございます。そして、できれば今年中に１つの方向を出してもらえれば大変ありがたいし、遅くても新年度からは新しい運行路線で運行ができるように取り組みをしていきますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

私の方からは以上です。

○副議長（嶋田茂樹）　商工観光課長。

○商工観光課長（小田雄治）　それでは、補足説明ということで、「日本の渚100選」につきましてご説明をさせていただきます。

この「日本の渚100選」でございますけれども、平成８年に大日本水産会などで作る選定委員会が発表した、全国から100の渚を選定したものでございます。この選定基準は、風光明媚な海岸ということで、関東では12地区が選ばれております。このうち千葉県が４地区あ

りまして、そのうちの当旭市を含みます九十九里浜がこの名称で選定を受けているわけでございますけれども、旭市から一宮町までに至る２市10町で構成されている海岸でございます。

この「渚100選」に選定されました意義を踏まえまして、観光開発といたしましては、地域特性を十分生かしました観光政策が図られるよう、今後策定いたします総合計画に位置付けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（嶋田茂樹）　学校教育課長。

○学校教育課長（多田清司）　先ほどの学童についての再質問についてお答えしたいと思います。

三川小学校ですけれども、これは５名でスタートしたということですけれども、私どもの方に新市の合併時には18名の在籍者がございました。そして、これからも人数の問題も加味しながら、また開設場所の問題も含めて共働きの家庭のために努力してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（嶋田茂樹）　53番、嶋田正治議員。

○５３番（嶋田正治）　非常に前向きの姿勢のご答弁がございました。

前向きの姿勢だけでから倒れになってしまっても非常に困るわけでございます。

だから、実際に実の上がるような観光政策、あるいは人口政策である学童、あるいは教育の問題も含めて、学童保育というのも、去年までは５人だったんです。それが18人になったというのは本当にあっという間に膨れ上がった。いいことはどんどん膨れ上がっている、こういうようなことですので、まだそういったことに取り組まれていない飯岡小学校、あるいはほかのまだない所に対して大いにそれを拡大して、そういった少子化時代に対応できる、今政府も一生懸命頑張っているようであります。だから、ぜひとりわけ地方の方になっている我々の自治体としても、格段の力をもって、ぜひ頑張って取り組んでいただきたいということを要望したいと思います。

そしてもう１つは、行ったり来たりになりますが、観光の場合ですが、本当に「渚100選」そのものにしても、非常に名誉ある賞だと思います。また実態にしても、すばらしい上永井から眺める、正月なんかいっぱいになりますから。銚子の犬吠崎だけではありません。だから、１番早く日が上がる所であります。同時に、今、先が見えないという状況の中で、灯台に上がれば先が広々と、この太平洋から、銚子の方から、それから見える限り、かなり

の展望です。標高約56メートルくらいありますか、その上に17メートル建物があるわけです。それを遮るものは非常に少なく、360度見ましても非常に味わい深いものがあります。

こういう点を十分加味をいたしまして、ぜひともせっかくすばらしい宝物を得たわけですから、今までの感覚でなく、新しい全く感覚を持って、大いに取り組んでもらいたい。この要望をする次第であります。

それともう１つは、逆になってしまうんですが、

○副議長（嶋田茂樹）　嶋田議員、あと持ち時間５分でございますので、簡潔にお願いします。

○５３番（嶋田正治）　今までずっと要望でございますから、答えなくてもいいわけですから。

ありがとうございます。

このふれあい号が本当に、よく合併するときにもみんな心配しておったんです。旭の方、果たして、やめられてしまったら本当にしょうがないというような多くのご老人の皆さん方がいらっしゃるわけです。また、ご老人だけではなく、学校へ通う、そういう子どもたちもたくさんいらっしゃるわけです。

ですから、また身障者の方々、あるいはどうしても通わなければならないもので、循環バスをやることによって本当にみんなが、やっと今波に乗りかけてきたということでありますので、そこにぜひ水をかけるようなことのないように心からお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

○副議長（嶋田茂樹）　嶋田正治議員の一般質問を終わります。

◇　齊　藤　勝　昭

○副議長（嶋田茂樹）　続いて、29番、齊藤勝昭議員、ご登壇願います。

（２９番　齊藤勝昭　登壇）

○２９番（齊藤勝昭）　29番、齊藤勝昭でございます。旭市議会平成17年度第１回定例会において一般質問をいたします。

私は、農業行政についてお伺いいたします。

新旭市の農業を思うに当たり、私は農業を産業として魅力とやりがいのあるものとし、他産業従事者に比較して遜色のない労働時間、生涯所得を実現し得る経営感覚に優れた効率的かつ安定的な経営体が、農業生産の大数を担う力強い農業構造を実現すること。そして、農業世紀においては、ずっしりと創意工夫を生かした提起作りを基本として、産業活動の振興、生活環境や景観の整備、郷土環境保全、保険給与等、多面的な機能の維持保全に向けた魅力

と活力ある農業を構築することが急務であり、大事なことだと考えます。

現状では国際化が進み、農産物の価格の低迷、産地間競争の激化、そして国は三位一体の改革、また食料・農業・農村基本法の改正により、担い手型農業施策が中心となり、大変苦しい状態にあると思われます。

そういう中で、１の農業経営安全化対策をどのように構築されていくのかについて、そして、２の食糧基地としての旭市をどのような形で位置付けしていくのかについてお伺いいたします。

次に、広域農道沿線は新市建設計画の土地利用の基本方針の中で、田園ゾーンに位置付けられ、農地の保全を図り地域を生かした作物の振興、また土地住民との交流を図る観光型農業等のグリーン・ツーリズムへの取り組みを促進し、拠点の整備方針では、森林レクリエーション拠点として海上キャンプ場、滝のさと自然公園周辺を、みどりとふれあいの場としての位置付けが明記されているところでございます。

また市の中心地にあたり、近い将来本庁舎の建設が実現しますと、中核都市構想が考えられる地域でもあります。まずは、広域農道沿線の農業振興についてどのように図っていくのかお伺いいたします。

最後に、食べ物は安心・安全が基本であります。今、地域社会、そして世論、そして消費者は食に対して敏感にとらえているようになり、供給産地も消費者に喜ばれるブランド意識の高揚を図りながら、より安心・安全な農産物を提供しようと努力しているのが実態でございます。また、食の教育観が食生活の不規則や不健全な問題、そして食べ物の生産過程や流通、また農業を通しての道徳や文化交流と、幅広く人間形成に役立っているものでもございます。

そんな中、食育基本法が制定され、大綱の概要は、国民一人ひとりが食について改めて意識を高め、自然の恩恵と食にかかわる人への感謝の念を持ちつつ、食に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、健全な食生活を実現できるか。今こそ、学校、家庭、保育所、地域等を中心に国民運動として食育の推進に取り組んでいくことが我々に課せられている課題であり、また目的としてこの法律は、食育に関する施設の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的としており、その責務においては国、地方公共団体、教育関係者、農村漁業関係者、そして国民と責務がうたわれております。

私は、今後の日本の農業への活性化、地域の健全環境作り、人間作りに大変重要な位置付けがなされると思うものでございます。市としての対応はどのように考えておられるか、所見をお伺いいたします。

以上で１回目の質問を終わります。よろしくお願いします。

○副議長（嶋田茂樹）　29番、齊藤勝昭議員の一般質問に対し答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長　伊藤忠良　登壇）

○市長（伊藤忠良）　それでは、齊藤勝昭議員の質問に対して、私の方からは農業行政について、１、２、３と３点についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、１点目でございますけれども、新旭市の農業経営安定化対策をどのように構築していくのかというご質問でございますけれども、もうこれまでもいろいろな形でお話を申し上げていますように、この町は農業を主産業とする町であります。当然、農業を抜きにしてこの地域の産業というものは考えられないわけでございまして、そういった意味では、農業の経営安定というのは非常に大きな問題であります。

今、市の農水産課の方で取り組んでおります経営安定対策としては、担い手の場を対象とした所得保障制度、経営安定対策事業というのが平成19年から担い手農家を対象として実施をされているようです。こういった事業の認定をいただいて、経営安定をさせていただくというのが１つの手だてでございますけれども、同時に私は、ぜひ農家の皆さん方にお願いをしたいと思いますのは、この地域というのは非常に東京から近い都市近郊の農業であります。その都市近郊の利点というのは、消費者の皆さん方にお越しをいただいて、生産現場を見ていただけるという利点を持っているわけです。ぜひ、そういった生産現場をしっかりと見ていただいて、安心して食せる農産物の生産をして食べていただく。そういった形をぜひとっていただきたい、そのようにお願いをしたいと思っております。思っておりますというより、機会があるごとに農業団体にお電話した時にはお話をさせていただいております。

私は、無農薬農業というのは、根本的に業として、なりわいとして農業をやっていく以上、これは難しいというのが実際のところでして、であれば、きちんとした安全な農薬をしっかりした形で使うというのが基本だろう、そのように思っております。それだけに、政府に対しても、安全な農薬をきちっと生産をして農家へ回してもらいたいというお願いをさせていただいておりますし、これから県に対してもお願いをさせていただこうと思っておりますのは、農業試験場なり、そういったものをどんどん生産現場の近くへ持ってきていただいて、

生産現場でそういった安全な農産物の作付け、作り方というものを農家と一緒になって、きちっとした形で生み出していただいて、そして安心して食せる農産物を消費者に手渡せるように努力していったらいいだろう、そのように考えております。

それから、食糧基地としての旭市をどのような形で位置付けをしていくのかといいましたら、今のような形で、消費者との交流を通じて、農産物の売り込みを図っていきたい、そのように考えております。

それから、３点目の広域農道沿線の農業振興ということですけれども、広域農道に面した所で農業生産ができるというのは、こんなに農家の皆さん方にとっては恵まれた話はないだろう、そのように思います。こういった地点の利用を生かすことができないようでは、少し農家の皆さん方、努力不足だろう、そのように正直言って考えます。

特に、齊藤議員、干潟地区から出ておいででございますので、言わなくてもよくお分かりだろうと思いますけれども、ちょうど広域農道沿いの八丁場地先で川口農園さんがイチゴの栽培をしております。川口さんはあそこで全部販売をしてしまうそうです。それだけの食味のものを作っているのも事実だろうと思うし、そういった所にしっかりと目を向けて、もう既に自分の所で販売ができる体制をきちっと作られている、ああいった形というのをぜひこれから農家の皆さん方には少し学んでいただきたい、そんなふうに思います。それから、そのすぐ近くにヒガタミートさんが肉の直売所の展開をいたしております。これからの農業の１つの形だろう、そのように私は考えております。

農業を通して販売するのが有利であればそういった形で販売をすればいいし、同時にそういった地点の利を生かして、自分の所で販売をしてしまうというような経営ができれば、そういった形をとるのも大いに結構。そういった形で、これからの農業というのは、自分で工夫をして、どんどん表へ出るような、経営として安定できるような対策を自ら講じていくのがこれからの農業だろう、そのように思っております。

先ほど、後継者の問題も出ましたけれども、そういった時に応じて対応ができるような農家を育成する意味でも、そういった面に力を入れさせてもらいたい、そんなふうに考えております。

私の方からは以上です。

○副議長（嶋田茂樹）　学校教育課長。

○学校教育課長（多田清司）　私の方から、食育基本法が制定されたが、市としての対応はどのように考えているかということで、大変大きな質問でございますが、学校としての対応は

どのように考えているかということでお答えをしたいと思います。

ご承知のように、この教育基本法というのは、今年の６月に制定されたばかりの新しい基本法でございまして、背景としましては、食を大切にする心の欠如や伝統ある食文化の喪失等がございまして、また偏った栄養摂取や食習慣の乱れなどによる心身両面にわたる健康問題に対して、各家庭と密接な関係を図り、学校でも力を入れて取り組んでいかなければならないと考えております。

現在、小・中学校では、総合的な学習の時間、それから生活科や社会科、また家庭科、学級活動の授業などで学校栄養士とチーム・ティーチングと組みまして、食に関する指導を行っております。いくつかの実践例としましては、今年行ったんですけれども、地域の特色を生かした食育の推進ということで、今年の８月に小学生が農業体験活動ということで、農家のお宅で農作業を体験して、１泊２日の宿泊体験の学習を行っております。そして、地元の産物を取り入れた郷土料理の実習等もその中に含まれておりました。また、中央小学校では、旭農業高校と連携した農業体験学習としまして、５年生の児童が５月に田植え体験をしまして、９月に稲刈り体験ということを行ったりということで、学校の方も取り組んでいるところでございます。

今後、これらの授業をさらに発展させまして、学校における食育の充実を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（嶋田茂樹）　齊藤勝昭議員の一般質問は途中ですが、２時10分まで休憩いたします。

休憩　午後　２時　０分

再開　午後　２時１１分

○副議長（嶋田茂樹）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、齊藤勝昭議員の一般質問を行います。

29番、齊藤勝昭議員。

○２９番（齊藤勝昭）　それでは、自席から再質問をさせていただきます。

市長のだいぶ身のある答弁、どうもありがとうございます。

今後につきましても、付加価値の必要性を十分認識して行政の傍らからも応援をひとつよ

ろしくお願いしたいと思います。

なお、いわゆるこの安定化対策の中で、今、やはり農業、安値安定という言葉がございます。そんな中で、原油高が今社会をにぎわせているのが現状でございます。そしてこの原油の高騰で、施設園芸の油の需要期には３割の減収だというように今叫ばれております。

そんな中で、９月22日付の日本農業新聞に、ＪＡ宮城中央会が原油高の影響試算ということで、これは促成キュウリでございますが、2003年に農業所得率が約17％あったものが、2006年度には約２％に転じ、素収益を経費が上回ってしまう計算になる。10アール当たり７万8,000円の赤字になる、こういう試算をしております。宮城県と千葉県、この温暖な旭市、これは気候的にも相当の差はあろうかと思いますが、私の感覚では経営的にはそんなに大差がない、このように感じております。こんな中で、この促成キュウリ、これはやはり日本一の産地であるこの辺りだから、このような状況が、仮にこの地域にも訪れるならば、今後、推移を見ながら対応を考えていただきたい、このようにお願いを申し上げまして、市長の見解をお願いいたします。

次に、広域農道沿線の振興につきまして、先ほど答弁をいただいたわけでございますが、私は先ほど質問の中で、グリーン・ツーリズムの、要するに推進計画の中でうたわれているということでございます。

市長は常々、干潟八万石のあの光景は日本一すばらしい所で、見方によっては本当に何とも言えない、こういうような意見を何度か私も耳にしました。そんな中で、この広域農道沿線、やはり農業として位置付け、そして改革、そして振興をしていく上ではすばらしい地域になるのではないか、このように私、地元でありますから、少し欲張りなところもあると思いますがそのように考えております。

そして、今後のこの沿線の映像を見ましても、これから海上銚子道路、広域農道、東側の沿線が今工事着工されております。西側の296にぶつかる、その後延伸の線は何か聞くところによるとまだあまり考えて、計画もないということでございますが、東金道路が光町まで今度完成いたします。そんな中で、何か３キロくらいでこの延伸バイパスが広域農道とつながるというようなお話もどこかで聞いたようなこともございます。広域農道、先ほども申し上げましたように、市の中心部に当たっております。

そんな中で、市長の心得で、すばらしい知恵、振興をかけていただき、発展性のある所でございますので、よろしくお願いするところでございますが、またそのグリーン・ツーリズムの件でございますが、このグリーン・ツーリズム、非常に簡単な言い回しでございますが、

実はやはり私もこの問題について少し調査したこともございますけれども、非常に難しい施策でございます。そんな中で、なぜかやはり自治体が引導をしないと、この施策は何か導かないというような結果にも私は感じております。仮に、グリーン・ツーリズムの施策を市長が全面的に、要するに実施していくということであれば、やはり都市部も相当、今度は高齢化が始まっていますので、やはり都市との交流、これが基本でございます。そんな意味合いで、思い切ってリゾートマンションでも建設のお考えはどうなのか。グリーン・ツーリズムを含めた中で、市長の見解を再度お願いしたいと思います。

次に、食育基本法の導入でございますが、非常に恥ずかしい、みっともない話でございますが、私は、いじめたこともいじめられたこともございます。ただ、いじめられた時のその孤独の感じ、それもやはり今思ってもよみがえってきます。

そんな中で、やはりこのいじめに関しての温かな教育と申しますか、立ち直ると申しますか、それは何かと申し上げますと、生育でもなければ徳育でもない、体育でもない、そこに食育があるならば、やはりその辺が立ち直りのきっかけを作るのではないか、私なりにはそう思うことでございます。

そんな中で、この基本法の制定につきまして、私はある会の場でこの情報につきましてみっちり講演を聞きました。やはり人間作り、それがこの基本法のもとなのかというような感じもしてなりません。そんな中で、今、若者を対象とした表現にフリーター、引きこもり、ニート、これは当時の学校教育の過程で全く問題がないとは言われておりません。

そういう、今後、これから未来を担う子どもたちが、足腰の強い子どもたちに教育を通じて求めていくならば、この食育は非常に重要な意味を持つことではないかというふうに感じます。それと申しましても、生きる力、これは食にかかっている。そういう中で、この食育基本法を幅広く導入をしていただきまして、さらにこの地域の子どもたちが健全で明るい子どもたちになられるよう、私は大きく希望するわけでございますが、改めて、教育長から見解をお願いしたいと思います。

なお、この件につきまして、順序ちょっと変わってしまいましたが、この食育基本法、市長にちょっとお伺いしますけれども、やはり農業の活性化、そして地産地消につきましても、この基本施策としての導入が非常に幅広く、意味があるように感じますが、いま一度市長からもちょっと答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

○副議長（嶋田茂樹）　齊藤勝昭議員の再質問に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良）　それでは、齊藤議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、原油の価格の高騰によって、非常に生産費がアップをしている、そういった問題がございました。本当にそのとおりでございまして、農家の皆さん方、生産現場の皆さん方、大変苦しんでいるわけでございますけれども、同時にこの原油高の問題というのは、もう世界的な問題でありまして、あらゆる職業は油を使う。燃料を使う職業であれば、何でも影響を受けているわけであります。

そういった意味で、農家の皆さん方、大変だろうと思いますけれども、こういった時のために経営安定化の対策事業に加入をしていただいたり、できれば自分自身でもある程度積み立て等も行って、そういった時の対策を立てていただく。そういった工夫も必要だろう、そのように思いますし、ある程度生産の時期をずらしたりという工夫も必要なんではないか、そんなふうに思います。

行政として、どんなお手伝いができるのかということもこれからいろいろ検討をさせてもらわなければなりませんけれども、だったら生産の上がらない所に補助金を差し上げるというわけにも、正直言ってなかなかいかないというのが実際のところですから、農家の皆さん方と一緒になって、いい方向で頑張らせてもらうということくらいしか今の段階ではお答えをするところがないのか、そんなふうに思います。農家の皆さん方には、本当に大変な時期だろうと思いますけれども、いろいろ工夫をして乗り越えてもらいたい、そのように考えております。

それから、広域農道沿いの農業の活性化の問題で、リゾートマンションというようなお話も出てまいりました。ちょうど今、旭市では東京都の江東区、中央区、江戸川区、この３区に対して提携を呼びかけております。

そういった中で、農耕者に対しては、もし災害なんかが起きたときにも十分皆さん方のお手伝いをさせてもらいますよというような呼びかけをさせてもらいながら、これからはうちの方へどんどんお越しをいただいて、いわゆる農業を経験していただいたり、あるいは海で遊んでいただいたり、いろんな意味で消費者の皆さん方とも提携を図っていきたい。そして、安全な農産物を、今であればどんどん宅配ができますから、そういった形での販売もさせてもらいたいと思っていますし、同時に加工業者等も誘致をして、そのまま飼料で売れるものは売ればいいし、そうでないものは加工して販売ができるような体制を作りたい、そんな思いを持っているわけでありますけれども、リゾート等の問題というのは、これは行政がやる

問題ではなくて、そういった業者がここへ来てリゾートマンションでも経営をしたらおもしろいというような形になれば、そういった方向で民間を呼び込んでやることができれば非常におもしろいんですけれども、行政が取り組む仕事ではないだろう、そのように考えております。ただ、そういった業者に入っていただけるような工夫はこれからいろんな意味で、ほかの面も含めてしていきたい、そのようなことで今、職員にはいろんな所へ視察に出したりさせて勉強してもらっています。

それからもう１つ、食育の問題でありますけれども、旧旭市では、保健推進員等の皆さん方にお願いをして学校へ入っていただいて、学校で地域の農産物、米等を持ち込んで料理を作っていただいて、そしていろんな説明をしながら食事を作って食べてもらう、そんな指揮もとってもらっています。

そういう形で取り組んでいただいているんですけれども、私自身も、もう３年ほど農協にお願いをさせていただいているのは、できれば農協に学校給食をやってもらいたいというのが私の気持ちでありまして、農協であれば地元の農産物、魚も含めて使っていただけるという思いを込めてお願いをさせていただいているんですけれども、今のところ全く快い返事は返ってきませんで、そういった意味では、別の方向も考えながら地元のものを使えるような工夫をしていきたい、そんなことも考えております。

そういった中で、例えばトマトであれば、形のいいものよりも木で熟したものの方がおいしいんだというものを子どもたちに味わわせることによって、子どもたちがトマトのおいしさを覚えていただければ、大人になっても十分食べていただけるだろう、そんな期待も持っているわけでして、そういった面でも、いろんな方法を講じながら頑張ってまいりたい、そのように考えております。

以上です。

○副議長（嶋田茂樹）　教育長。

○教育長（米本弥榮子）　齊藤議員のおっしゃるとおり、食育というものは食べるということですので、これは一番基本になる地域徳育の最も基礎となるものと、おっしゃるとおりだと思います。

現在、そういう食育について、先ほど課長からも答弁がありましたように、幼いころからその食の大切さ、そういうものを意識付けるということで学校では努めているわけでございます。実際に、いろいろな場面で市販弁当を持ってくるとか、そういう場面にも遭っております。ですから、おかあさんが自宅でいろいろなものを組み合わせて子どものために弁当を

手作りで作る、そういうようなことも少しずつ失われているような現状の中で、やはり一番元になるそこを、小さいころから意識付けていきたいと思っております。

以上です。

○副議長（嶋田茂樹）　齊藤勝昭議員の一般質問を終わります。

◇　菱　木　勘兵ヱ

○副議長（嶋田茂樹）　続いて、60番、菱木勘兵ヱ議員、ご登壇願います。

（６０番　菱木勘兵ヱ　登壇）

○６０番（菱木勘兵ヱ）　９月の定例会におきまして、一般質問をさせていただくことになりまして、誠に感謝しています。

皆さん、大変長時間にわたり、前段の一般質問のお疲れのところ誠に恐縮でございますが、しばしの間ご協力のほどお願いいたします。

私の一般質問の内容は、選挙公約の中で、医療と福祉の郷旭というタイトルが市長の３大目標の１つであろうかと思います。そういった中で、旭中央病院を核とした旭市の発展がいかに重要視されるかということは言うまでもありません。

私は、市長にこの旭中央病院が千葉県東部及び茨城県南東部にわたり、昨年間で126万9,000という患者さん、入院患者、通院患者を含めて126万9,000。俗に100万の診療をやっているというように市長よく言っていますけれども、実際決算書の内容を見ますと、患者数が、入院患者数が37万6,000、外来患者数が89万3,000ですか、こういった大規模な内容の中で旭中央病院の置かれる使命、これは大変なものがあろうかと思います。

最初、前段に、私は市長にぜひお願いしてもらいたいことがあるということは、千葉県東部、茨城県南東部にわたって患者さんがいるということは、この旭市だけの病院ではさらさらないということであります。そういった中で、市長にまず第１点にお願いしたいことは、この茨城県、千葉県の東部の隣接する各市町に対して、中央病院では、私はよく分からないですけれども、ベッドの使用料だとか、極端に言いますと、旭市以外からもらうべく負担の額面がかなりあるように聞くんですけれども、こういったことを見まして市長にお願いしたいということは、もうこの旭中央病院は、とんでもない角度から予算の関係を処置していただかなかったならば、私たちだけが苦労をしてもしょうがないということを市長に訴えたいんです。

それは、先般ちょっとお話市長としましたけれども、そういう各茨城県なら茨城県に、千

葉県から働きかけてもらって補助金を旭中央病院の方へ持っていく、そういうようなことはなかなか難しいようなことを市長、ずっと言っていたんですけれども、極端に言えば、私の考え方は、今回、旭の合併と同時に、我々議会もそうですけれども、声を大きくして補助金問題の獲得に市長が先頭に立ってやってもらいたいということが、まず第１に私のお願いであります。

その中で、旭中央病院の運営管理について若干質問させていただきます。

私は、中央病院の運営管理については全くの素人です。しかし、この16年度の決算書を見ますと、当期純利益を１億7,800万程度に望んで運営したということですけれども、結果は８億4,000余りの剰余金が出たという事実があります。これは、先生方の努力はもちろんのこと、これに参加する先生方、事務職員、あらゆる人の努力の結果だと思います。

この中で、私は気が付いたことが１点あります。まず、行政職の給料の問題です。これについては皆さん、中央病院のあり方は企業体でありますから、それはそっちの方でやってくれやと思いがちです。しかし、私はこの合併を契機に、果たしてそれでいいのかというようなことに気が付きました。

仮に初任給で大学卒を見てみましょう。初任給では、病院事業企業職員の行政職の給料は17万700円、大卒です。同じく大卒で市長部局で17万7,400円。これは本庁の初任給です。高卒で病院の企業職員の給料が13万8,800円。本庁では14万3,300円です。これは初任給です。それから、経過が一応10年しますと、大学卒で病院事業職員の方は24万2,800円。大卒で市長部局の方では、26万9,300円。病院の方の高校卒では20万5,700円。市の方では21万8,200円。10年の経過した場合です。15年、20年とありますけれども、20年を見てみましょうか。20年では、大学卒で31万3,100円。高卒で、27万1,400円。市の部局では、大卒で片方は31万3,000円。市の方では36万2,300円。高卒で32万8,500円。

こういうデータが出るわけなんですけれども、基本的に私は、これだけの患者がいる限り、前向きで旭中央病院の発展を願う１人でございます。しかし、給料に関して、私は近い将来を何か目標を定めて、初年度で、16年度の利益を見ますと、８億４千何がしという利益が出るんです。これは、恐らく県から出向なさいました部長はじめ院長先生の努力は物すごいものがあろうかと思います。それだからこそ、利益を出す手段として、給料を抑えたら、これ一体どうなるでしょうか。

健全な発展のためには一生懸命働くから一生懸命やるだけ金をあげるべきです。ややもすると、私もこの給料の問題で、きょう一般質問をやる前にいろんな人に給料の問題について

意見を聞きました。企業部局だから、そのことは企業部局のことだから任せておいた方がいいのではないかという人もありました。しかし、実際に働く人の立場になって、中央病院に450人ばかりの行政職の方がいますけれども、この実態が何十年と続いてきているわけです。しかも、35年勤めたのは載っていませんけれども、最終退職した時の退職金までそれに障るわけです。そういったことを考えた場合に、私はどういう方法で補助金をうんと獲得して、これに充てるか、あるいは利益をうんと出した時にそこの分を幾らかかってでも還元してやるか、そういうことを積極的に、今すぐでなくても、今まで長い間こういうような状態だったんですから、今すぐ直せと言われてもこれは大変であるかもしれません。

私は、事業、この病院の経営する立場の院長でもありませんから、回答は難しくて、私自身もこの問題についてどうしたらいいのか分かりません。しかしながら、そこで一般質問でございますから、市長、もしくは院長先生にこの問題を将来的にどうしてもらえるのか、素直な気持ちでの訴えであります。そういったことで、この給与問題に触れましたけれども、これは後日どういう具合にして病院の今の経営を、このすばらしい経営を伸ばしながら、どうやってこの人件費の問題についても取り組んでもらえるのかということを私は思うわけです。

中央病院の経営の問題については、ここに、たまたま今給与の問題に触れましたけれども、企業の内容、中央病院の役割というものは、院長先生も市長もよくご存じのことと思いますけれども、まず、今の中央病院の置かれている状況、責任の重大さ、そういったものは、こういう特に最近は高度な医療の検査機器、ＰＥＴという高度な治療機械ですけれども、これらを導入して医療の向上が図られることが本当にありがたいことです。まして、この部門は不採算性もあろうかと思いますけれども、人間が求めているものはやっぱり健康であります。多少の不採算部門の機械が旭中央病院で入っても、これは当然のごとく私はいいと思います。しかし、これと調和して全体の経営のバランスというものを考える時に、大きな角度の中から、県知事に対してもそうであろうし、県知事から茨城県の知事にお願いするのもいいでしょうし、一生懸命頑張って、給料まで安くやって、頑張っているんですよとやっぱり訴える必要があろうかと思います。

そういったところで、総体的な、私自身が経営に対する不慣れなものですから、これといった妙案はありませんけれども、このような病院になりました以上は、責任の大きさとともに、どのようにこの経営をしたらいいかという研究班ですか、そういうものを市長、院長にお願いしたいです。どういう形でいったらいいのか、やっぱり研究する必要があろうかと思

います。

その中に、ずっと前からも医薬分業だとか、部分的に民間に管理させる問題だとか、いろいろこの病院に対しては私たちが分からない、実際、議員の皆さんも分かっている人ばかりでないと思います。ほとんどの人が、実際にあれどうなっているんだろうかというようなこともあろうかと思います。

そういった中で、どのようにしたらいいかという、市長の見解をお願いいたします。中央病院のことは、私はこれ以上これといった妙案がないだけに、院長、市長に今後のあり方はこういう方法でいったらいいではないかというような妙案がありましたらぜひお聞かせ願いたいと思います。

次に、地域の産業振興について、国道126号線の飯岡バイパスの水道に関して、旧飯岡町からある程度引き継がれてきていることがあろうかと思います。

私は旧飯岡町時代に、一般質問で126号バイパスに触れました、水道を入れてくれということを、隣接のこの126号線沿いに出ている商売の関係者に全員署名をいただきまして、三川地区の区長にも全員の署名をいただきまして、当時、飯岡町の議会に提出した記憶がございます。そういった中で、この経緯が旭市に引き継がれまして、件がどうなっているのか、それをお聞かせ願いたいと思います。

それから、循環バスのことについては共産党の嶋田議員が提出してありますので、私の方では控えさせていただきます。

それと、旧庁舎の施設の活用について、これも江波戸議員が触れているようでありましたので、これも削らさせていただきます。

以上で、私の１回目の質問を終わります。

○副議長（嶋田茂樹）　菱木勘兵ヱ議員の一般質問に対し答弁を求めます。

伊藤市長ご登壇願います。

（市長　伊藤忠良　登壇）

○市長（伊藤忠良）　それでは、菱木議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、中央病院の問題でありますけれども、もう院長がおいでございますから、私の方からは私の思いだけ述べさせていただきたいと思います。

まず、県をはじめ、周囲の利用なさっている市や町からも補助金、負担金をいただいたらいいだろうというお話でございますけれども、私も率直に言いまして、この今月の６日に県にまいりましたときに、県との座談会の懇談会の中で、知事にはもう既に我々７万1,000人

を町をはるかに超えた県の基幹病院である。その基幹病院に対しては、それ相応の負担をしていただきたい、そのようなお話はさせていただいてあります。かといって、そうですかというご返事はいただいておりませんけれども、そういったお願いだけはさせてもらってあります。

それと、この中央病院の問題でありますけれども、私は職員の給与の問題まで含めて公営企業全的でいっていただきたい。これまで、そういった形の中で病院が企業努力をしてくれたおかげで、こういったすばらしい発展をしてくれたし、そのおかげで我々はどちらかというと中央病院の城下町みたいな形で、今これを核にして市の発展をさせていこう、そのような思いを持っているわけですから、公営企業全的でいきたい。ただ、その中でお願いをいたしますのは、企業ですから企業努力をしていただいて、そしてできれば職員にもできるだけ多くの給与を払っていただけるようにお願いをさせてもらいたい、努力してもらいたい、そのようにお願いをさせていただきたいと思います。

当然でございますけれども、これから院長の方から説明があろうと思いますけれども、経営に関しても、それ相応の相談役を入れて努力をなされる覚悟のようでございますから、その辺も伺っていただけたら、そのように思います。

それから、医薬分業の件でございますけれども、恐らくまだ日本ではこの医薬分業の面でもアメリカのような形にはいかないんだろうと思います。将来的には、そうなっていくについても、現在ではそういった中で、いわゆる薬剤師の数とか、そういった面での企業努力をしながら、患者にとってはあそこで薬をもらえるということでございますから、一番便利なわけですから、その辺も考えながら病院に努力をお願いしたい、そのように考えております。

それから水道の問題でありますけれども、議案質疑でもお答えをさせていただいたように、旧１市３町の配水管の接続というのがこれから大きな問題になるだろう。恐らく、飯岡バイパスの所の問題は、これから非常に発展をしていく地域でありましょうから、そういった所に水道が入っていないというのは非常にマイナス面が多うございますから、そういった意味でも接続してすぐに圧が落ちてしまうような管の太さでは困るわけですから、そういった面も十分検討しながら配慮をさせていただきたい。そのように思っております。

以上で私の方からは答弁を終わらせていただきます。

以上です。

○副議長（嶋田茂樹）　病院事業管理者。

○病院事業管理者（村上信乃）　まず、皆さん方にぜひ知っておいていただきたいのは、私ど

も自治体病院でありますので、自治体が経営している病院。自治体病院のほぼ８割以上は赤字であります。赤字病院であります。

それで、その赤字の１番の大きな原因は人件費であります。人件費が高いために赤字病院があるわけですけれども、我が病院は黒字でいるのは、確かに人件費、ほかから見れば安いかもしれません。しかしこれは、今、菱木議員は事務官だけが安いといいましたけれども、医者も看護婦もすべて安いんです。ただし、これは民間病院からみたらはるかに高いです。ですから、この辺をぜひ理解しておいていただきたい。

それでいろいろ追及されます。自治体病院不要論が出てくるのは、給料が高過ぎるから、高くとっておいて病院を赤字にしているということは、これは今１番問題になっているところでありますので、我が病院は確かに安いかもしれませんけれども、それなりにちゃんとかたしております。

それから、黒字が出た。８億出たんだからそれを全部人件費に回せと言われるのは大変暴論でありまして、それでももっと実は黒字８億以上出ておりましたけれども、そのうちのかなりの部分、今、規定外のボーナスとして１か月分、さらに職員一律10万という業務手当を出しておりますので、先ほど菱木議員がおっしゃった数字よりはかなり市の行政職との間に差がなくなっているはずでございます。これは、あくまでも黒字を出した場合にしか出せない業務手当という、こういう公営企業全的の事業管理者のとれる手段として、経営手段としてやっております。これは、諸橋先生時代以来からの手法でございまして、これがあるからこそ我が病院が黒字で、しかも残した黒字の部分を次の発展につなげているということでございます。

現在も、我が病院が今、地震に対して弱いということが分っております。次新しくできましたので、古い部分部分は緊急に再建しなければなりません。その場合の資金をとっておかなければなりませんので、これをこれだけ余ったんだからそちらへ回せと言われても、それよりは、これはやはり市民のための病院でありますので、市民のために尽すということは職員も分っているはずでございます。

何度も言いますけれども、本当にうちの病院よりもっと安い民間病院、あるいは日赤済生会、これは安いです。公的病院。そういうことをぜひご理解していただきたいと思っております。

それから、医薬分業につきましては、我が病院で出している薬を周りの近隣の薬局にすべてそろえていないという現状がありますので、結局、大抵の大きな病院の周りに門前薬局と

いうのができてしまう。これは決して正常な姿ではないわけです。そこに行って買ってもらう、そこの医療費は高いんです。薬は病院でもらうより高くなるんです、医薬分業した場合。それで、しかも病院の構内に敷地内に作ってはいけないことになっております。皆さんご存じのように、我が病院、敷地が広いので、とことこと雨の日なんか年寄りが傘をさして駐車場の外まで行って、高い金を出して薬を買うということは、これは私どもの病院の理念に合わないことでありますので、これは決してやるつもりはありません。

それで、なぜそれが必要かというと、実際に病院の中でも専門の薬剤師50人おりまして処方しております。待ち時間の問題であるということは分りますので、これはＩＴ化によりまして、待ち時間の短縮を図っております。そういう形でやる予定でございます。

それから、経営改善努力しているかと言われますと、まあ経営改善うまくいっていると少々うぬぼれてはいるんですけれども、まだもっと妙案を出して改善しろとおっしゃられるので、それについて私ども、これ満足は決してしておりません。例えば監査に関しましても、外部監査、ＩＳＯの外部監査というのはかなり厳しい監査であります。私たちがやっている方法は正しいのかどうかということ、これの監査をしっかり受けておりますし、しかも経営コンサルタントも入れております。さらに事務所は経営企画部門等の充実を図って、この病院の中に、うちの病院がこの町の中で皆さんに迷惑をかけないで、しかも皆さん方の役に立つ病院としてなっていくように努力することは、もう言われるまでもないことだと思っております。

あと、詳細につきましてもう少し事務部長に説明させます。

○副議長（嶋田茂樹）　病院事務部長。

○病院事務部長（今井和夫）　私から何点かご説明を申し上げたいと思います。

給与の関係、今院長から話がありましたので、私から申し上げることございませんけれども、患者様の増加、あるいは広域化ということで、近隣の市町村との関係、ご指摘ございましたけれども、確かに年間のレセプトの発行件数で申し上げますと、10年前、平成６年度と昨年16年度を比較いたしますと、外来の患者様では10年間で23％増加、入院患者様については32％の増加ということで、16年度の一般病床の利用率は年間で100.2％ということで、本当にフル稼働という状態でございます。

このうち、県外からの患者様の状況を申し上げますと、外来の患者様で7.2％が13.2％に。それから、入院患者様につきましては、11.4％のところが15.5％ということで、明らかに非常に広域化しているということがうかがえるわけでございます。しかしながら、実際に病院

がいただいております収入という中で、特に交付税というのが非常に大きな形になりますけれども、交付税を負担金というような形で今まで市町からいただいておりまして、今後も市から繰入金というようなことでいただくわけですけれども、交付税につきましては患者様の数の人口割、つまり７万人なにがしという数字ではなくて、ほぼ病床数に応じた形で計算がされています。したがいまして、現在全体で971床でございますけれども、この病床数に対していただくということで、決して７万人の市立病院だから、それに応じた形で計算をしているということではございませんで、そういった全体の患者様の数に見合った形で計算をされているということでございます。そのほか、救命救急センターの運営等に対しても算定の中に入っているわけでございます。

それから、今ＩＳＯという話、院長から出ましたけれども、去る９月18日付の千葉日報に記事が掲載されておりましたので、ご覧になった方も多いかと存じますけれども、国際標準化機構のＩＳＯ9001、2000年度版というものを認証を取得いたしました。これは、病院の附属の施設は除きますけれども、病院本体部分全体について、これだけ大規模な病院で取得をしたというのは、実は自治体病院としてはほぼ全国初と言ってもいいだろうと思っております。本当のところ全国初かどうかというのは、統計がございませんのでわかりませんけれども、間違いなく県内の自治体病院としてはもちろん初めてでございますし、今院長から話ありましたように、そういったＩＳＯの中に内部監査というふうな仕組みも組み込まれておりまして、それから品質マニュアルということで、職員の行動計画等のいろいろな定めがございまして、そういったものを１つ１つクリアしたからこそ認証が取得できたということで、これが取得したばかりでございますけれども、そういった病院の経営管理システムというものを１つ１つ近代化するということも、着実に今は実行しているつもりでございます。

それから最後になりますが、給与のところ。これは、実は７月の臨時会の時にもご説明したかと思いますけれども、格差ということでございますけれども、先ほどございましたように、業務手当というような形で業績連動型というところで、できるだけの配慮はしているつもりでございます。何度も同じ説明になって恐縮ですけれども、国の給与改定ですとか、診療報酬を含めた医療制度改革の状況を見て、なおかつ病院に与えられた新しい病棟の整備であるとか、看護師、医師等の人員の充実という与えられたテーマがいろいろございますので、そういった状況をよく勘案しながら今後検討していくことだと思っております。

それから、なお、経営分析と申しますか、そういったことにつきましては、本年７月１日市立病院になったのを契機に、内部に企画推進部門を設置いたしました。まだ兼任職員を含

めて３名という、ごく小規模なスタートでございますけれども、これから追々この機能を充実して、より合理的な強い体質を備えた病院にしていこうということで、今後も努力をしてまいりたいと思いますので、どうぞご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○副議長（嶋田茂樹）　60番、菱木勘兵ヱ議員。

○６０番（菱木勘兵ヱ）　まず、市長にお尋ねしたいです。

先ほど、県の方に出向いて、るるお願いしてきたということでございますので、積極的に働きかけをお願いいたします。

あと、病院部局にお願いですけれども、院長先生が特に給与の問題、行政職だけが安いんではないんだ、ほかも、看護婦さんにしてもお医者さんにしてもみんな安いんだというようなことでございますけれども、経営努力の暁には、利益が出た場合には、先生が申すように、手当を全部というのは、とても私も思っていませんし、働く者の立場から、お医者さんにしても行政職にしても看護婦さんにしても、やっぱり一生懸命働いて利益が出た暁には、手当を支給して、皆さん頑張ってくださいというようなことでお願いしたいと思います。

それから、部長の方で、経営のどういうようにしたらいいかというスタッフを研究員みたいに３名ほど立ち上げたということでございます。それを継続して、真剣に病院経営のあり方について検討していくスタッフを、ぜひとも続けていただきたいと思います。よろしくお願いいたします

以上です。

それだけで、私の方でお願いしたわけですから、これで終わります。

○副議長（嶋田茂樹）　菱木勘兵ヱ議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、３時30分まで休憩いたします。

休憩　午後　３時１０分

再開　午後　３時３０分

○副議長（嶋田茂樹）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 阿 部 一 成

○副議長（嶋田茂樹）　64番、阿部一成議員、ご登壇願います。

（６４番　阿部一成　登壇）

○６４番（阿部一成）　日本共産党の阿部一成です。

初めに、２点ほどお断りしておきます。１つは、お手元にございます一般質問表、私の部分でありますが、７ページの３、農林業振興についての（１）の部分の括弧の部分であります。最初から５文字目の「核自治体の」と書いてありますけれども、この「核」は「各」という字の誤植であります。この点、ご了解を得ておきたいと思います。次に、私は体調を若干崩しておりますので、音質、音量とも調整が不調であります。お聞き苦しいところはぜひご勘弁をお願いします。

さて、2005年第１回定例会にあたり、一般質問を行います。先に通告しました３項目について順次伺います。市長以下、担当者の簡潔で誠意ある答弁を求めておきます。

初めに、市民憲章・都市宣言についてお尋ねします。

ご案内のように、新市を構成する旧各自治体は独自の市民憲章や住民の切実な要求としてそれぞれ固有の都市宣言を持ち、団体意志として公表しておりました。旧旭市、旧干潟町には、住民の総意としての市民憲章がありました。また、旧旭市、旧海上町、旧飯岡町、旧干潟町には、それぞれ市民の切実な要求に基づいた独自の「非核平和都市宣言」、「産業廃棄物最終処分場設置反対宣言」、「コメ輸入自由化反対の町宣言」があり、いずれも請願・陳情によるものでありました。

この度の合併に際し１市３町合併協議会は、本件に関し平成15年10月27日第５回合併協議会において、協議第25号、協定項目19号、慣行の取り扱いの協議を得て、合併後、新市において制定するとして決定を見ておりますが、制定当時と状況や民意の変化もあります。早急に団体意志として再確認し公表すべきであると考えますが、市長の見解を求めるものであります。

２番目に、環境問題について伺います。

旧海上町は、昭和62年産業廃棄物最終処分場設置反対を町是として宣言しました。時来、海上町における産業廃棄物最終処分場設置による組織的な環境問題は解決したものと、町民、町議会は環境保全と明るいまちづくりに努力してまいりました。しかるに、平成10年３月、突如、千葉県環境部の株式会社伸葉都市開発、現株式会社エコテックでありますが、これが申請した埋立容量100万立方メートルの管理型巨大産業廃棄物最終処分場設置計画の紹介に

端を発し、ゲリラ化した産業廃棄物の不法投棄に手をやいていた関係する銚子市、海上町、東庄町は、町を挙げて千葉県知事、県議会に設置反対の猛烈な陳情を再三にわたって繰り返し、同年８月、海上町は産業廃棄物最終処分場設置の是非を問う県下初の住民投票を実施し、設置反対が97.6％という住民の圧倒的反対の意思を鮮明にしたことは、地方自治にかかわる諸兄の記憶に鮮烈にとどめてあるものと考えます。株式会社エコテックは、このような状況のもとでも、なお建設の方針を変えず、工事を強行しようとしております。以下、海上地区の管理型産業廃棄物最終処分場建設、前記のエコテックの問題であります。それと、現在干潟地区の廃棄物処理施設の設置及び大量に不法投棄された廃棄物の現況の報告と市当局の処理方針について所見を求めるものであります。

次に、旧東総塵芥処理組合が所管しておりました海上地区、干潟地区の一般廃棄物最終処分場の浸出排水の処理状況と今後の見通しについてお尋ねします。

旧海上町岩井地先に設置されました一般廃棄物最終処分場の排水は、忍川に流れ、旧干潟町松沢地先に設置された一般廃棄物最終処分場の排水の流末は、黒部川を経過して利根川に流入しております。東総塵芥処理組合が所管した２つの一般廃棄物最終処分場について、浸出水の処理状況と用途廃止に至るまでの見通しについて、市長の見解を求めるものであります。

３番目に、農林業の振興についてお尋ねします。

初めに、新市構成各自治体は、それぞれ平成12年度を目途に農業経営基盤強化促進に関する基本構想を策定し、育成目標として各経営体の営農類型を作成し、育成をするとしておりましたが、この５年間、農産物価格は低迷し、営農類型モデル自体が実態と整合しない状況となっております。策定以来、現在までの推移についてお伺いいたします。

また、この間、新市管内でも少なからぬ農家が経営を放棄しておりますが、各経営体の農業経営基盤強化促進に関する基本構想への取り組みと達成の状況について、市長の見解を求めるものであります。

なお、農業後継者の現状と育成については、農業委員会の会長にお答えいただきたいのですが、かつて１市３町の首長たちは、我が町の基幹産業は農業である。しかし、取り巻く環境は極めて厳しいと異口同音にごあいさつされておりました。現状はいかがでしょぅか。産業構造の根幹に当たる部分に大きな断層を見る思いをいたしております。平成17年４月現在の新旭市管内の農業後継者の状況と、でき得れば形態別の実態を伺いたいと思います。

最後に、旭市の統計では、農業委員会の把握した農家戸数、農地面積、これとの間に大き

な誤差があります。特に、農地面積の誤差は、新市の農業振興対策上、極めて重要な問題であります。現況確認と課税対象との整合も必要と考えますが、市長の見解を求めるものであります。

なお、市面積の約10％を占める林地の活用を含め、環境保全と併せた家族農業の振興計画が急務であると考えますが、併せて市長の見解を求めるものであります。

以上で、３項目の質問事項の説明を終わります。

なお、要旨の細部については、再質問でお尋ねいたします。

以上です。

○副議長（嶋田茂樹）　阿部一成議員の一般質問に対し答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長　伊藤忠良　登壇）

○市長（伊藤忠良）　それでは、阿部議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、市民憲章・都市宣言等について、早急に再確認し、団体意志として証明すべきであろうというお話でございます。これらについては、合併協議会でも新市において制定するものとされておりまして、現在その準備を進めているところでございます。そして、10月１日を目途に宣言をすることができるように、今、指示をしているところでございまして、宣言をした後に看板等の設置をする予定でございます。

それから、環境問題の２点目、旧東総塵芥処理組合が所管した海上・干潟地区の一般廃棄物の最終処分場の浸水排水処理状況ということでございますけれども、担当課の方でその数値をつかんでおりますので、そちらからお答えをさせていただきたいと思います。

それから、旭市の統計では農家戸数、農地面積などに大きな誤差があるということでございますけれども、これは統計上の違いのようでございますから、それも担当課の方からお答えをさせていただきたいと思います。

それからもう１点、私にお尋ねの家族経営農家の対策を講じるべきだろう、このようなご質問でございましたけれども、これにつきましては旭市全体が農業を主産業とする町でございます。そこで、農業が発展をしてくれませんとこの町そのものの活気が無くなってしまいます。そういった意味で、家族経営も含めて農業全般の発展につながるような施策を講じたいと思いますので、議員のご指導また知恵も貸していただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

私の方からは以上です。

○副議長（嶋田茂樹）　環境課長。

○環境課長（堀川茂博）　それでは、環境問題の１番目（１）の方からお答え申し上げます。

海上地区の産業廃棄物の最終処分場につきましては、今年の１月から工事が休止状態となっております。また、平成18年２月まで県から許可されております土採取についても、現在行われておりません。

次に、阿部議員のご心配の産業廃棄物の不法投棄の現状については、市民からの情報提供や通報等を重視し、不法投棄の撲滅と原因者の発見に努めるため、不本意ながら旭市の不法投棄マップを作成し、現在66か所を把握しております。

次に、不法投棄された廃棄物の処理方針とのお尋ねですが、市民の安全性の確保を最優先として、廃棄物の原因者の特定を急ぐことから行い、次に排出者を特定し、県と協力しながら原因者あるいは排出者に廃棄物の撤去を求めております。

次に（２）番目になりますけれども、旧海上町岩井の旧東総塵芥処理組合の最終処分場については昭和56年６月に埋め立てを終了し、処分場内部にある暗渠排水を受けるための排水放流口が下流部にありますが、この施設の水質を定期的に分析しておりましたが、水質が安定しましたので平成10年度で分析を終了しました。なお、流れ出た水はそのまま土水路に放出されております。

また、旧干潟町松沢の処分場につきましては、平成９年４月に埋め立てが終了しておりますが、最終処分場の廃止基準に基づき水質、ガス、ダイオキシン類の測定を行っておりますが、測定値が安定しておりませんので浄化施設により流末処理を現在も行っております。測定値が安定すれば、県と協議を開始して処分場の廃止の手続を行うこととなります。

以上で、阿部議員のご質問の回答とさせていただきます。

○副議長（嶋田茂樹）　農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫）　それでは、議員の農業経営基盤促進強化構想等につきまして回答させていただきます。

農業経営基盤強化の促進に関します基本的な構想、これにつきましては、平成11年度の改定によりまして、その基準年次を平成11年としまして目標年次を平成20年としたところでありますが、今年度につきましては見直しの年に当たります。本市におきましても県の基本方針等、示された後に法令の趣旨を踏まえながら、基本構想の見直し作業を進めてまいる予定でございます。現在、市の中には認定農業者が500名を超え、県下第１位となっております。ただ、この500名ですけれども、平成20年の育成目標、これは560経営体ということになって

おります。今後、営農類型等を十分検討しながら関係機関と連携の上、意欲と能力のある農業後継者への支援措置を展開してまいりたいというふうに考えております。

それと農業後継者につきましては、本市の中では比較的経営の安定している農家、この中には比較的順調に後継者が育っている、そういうような形で課としては考えております。そういう中で、認定農業者の支援制度、各種いろんな制度がございます。これらを有効的に使いながら後継者の育成に努めていきたい。そういうふうに考えております。

以上です。

○副議長（嶋田茂樹）　農業委員会会長。

○農業委員会会長（深堀　清）　農業後継者の育成についてお答えをいたします。

農業後継者、新たな担い手育成については、阿部議員がおっしゃいますように難しい問題であります。農業委員会としましては、農業施策の補助事業等は市長部局でございますので、農水産課とのご協力、体制の中で側面からの支援をしていきたいと思っております。

また、地区ごとに農業委員がおりますので、各委員は現状の農業問題について常に把握していただき、農業後継者や担い手からの相談に対応できるような農業委員会体制を作っていきたいと思っております。阿部議員も現職農業委員でございますので、何分にもひとつよろしくご指導とご協力のほどをお願いいたします。

以上でございます。

○副議長（嶋田茂樹）　農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（野口徳和）　旭市の統計では、農家戸数、農地面積など、大きな誤差があることについてお答えいたします。

これらにつきましては、各統計等から出ている基礎データの違いによるものでございます。まず、農家戸数につきましては、これは７月１日号の広報の数字で見る旭市の姿の方に載っている数字ですけれども、農家数が1,703戸ということで、これにつきましては主要農家数、所得の２分の１以上を農業所得で得ている農家が対象ということで、平成12年農林業センサスの方では3,434戸。これは、基準は10アール以上15万円以上の販売額を上げている農家数ということで違いがございます。

それから農地面積につきましては、平成16年の税務課の土地課税台帳数値でございます。合併協議会資料の方、第３回目ですけれども、これにつきましても農林業センサスの方で傾向地面積ということで5,410ヘクタール、項の方では7,255ヘクタールということで差がございます。これらの差につきましては、農業センサスにおきましては、市内の農業経営者の農

地、また市内農業者の耕作指定農地、それから農振地域の除外地等がこの差について考えられるところでございます。

○副議長（嶋田茂樹）　64番、阿部一成議員。

○６４番（阿部一成）　まず初めに、市長の答弁がございました。市民憲章・都市宣言について最質問をいたします。

この件に関しましては、10月１日を目途に準備中であるとご答弁いただきました。問題は、10月１日はあと幾日も無いわけでありますけれども、この進め方について一言お伺いしたいと思います。もちろんそれぞれの１市３町の都市宣言、この文章もそれぞれみんな特徴があるわけです。「非核平和都市宣言」、「産業廃棄物最終処分場設置反対宣言」、「コメ輸入自由化反対宣言」があります。これらは、同じ文章をそのまま全部並べて、「非核平和都市宣言」を４項目、そして「産業廃棄物最終処分場設置反対宣言」、これを数項目、これを全部羅列するのか、集約して、１テーマの中で１つずつそれを残していくのか、それらの手法についてどのようにお考えなのか。本来、集約すれば、その文意、文脈等どのように調整をされていくつもりなのか、この辺について詳しくお伺いしたいと思います。

次に環境問題でありますけれども、先ほどの担当課長の答弁によりますと、海上地区の産業廃棄物最終処分場建設については、今年１月以降、工事が中断しているという答弁がございました。しかし、合併前の６月30日までは町の担当課並びに助役が週１回現地を視察、監視をしておりました。先ほど、私も支所の担当課を訪れましたところ、現在の旭市では支所に対してそのような指示はおりていない。また、環境パトロールの車も旭の方に集中しているということで、よほどの機会があればその周辺を通りますけれども、任務としてそういうのは聞いていませんということです。今回の旭市環境班の中で、これらの処分場建設に対してどのような対応を現在されているのか。この辺の今後の問題と含めてお伺いしたいと思います。

それと２番目の干潟地区の廃棄物処理施設の設置。これは昨日来の一般質問で多くの議員の方々の質問がございましたし、市長の答弁もございました。これらにつきましても、最後にあります市当局の処理方針、これをどうされるのかということであります。今後のあり方として参考のために伺っておきたいと思います。

それと、新市の管内における大量に不法投棄された廃棄物の現況の報告。これは担当課長の報告によりますと全市内で66か所、数量の報告はあくまでも推定でありますけれども、これもありませんでした。どこまで把握しているのか。市当局としては、原因者の特定に努め

るということでありますけれども、これも警察と違ってそれに専任するというわけにはまいらないと思います。しかし、周辺の住民や農家の方たちにとっては、その被害は大変なものがあると思います。これらにつきまして国、県、警察、どこにその責任があるのか。環境班の片手間で原因者の特定ができるのかどうか。もし、それができないとすれば、市当局の処理方針として、県と相談の上、処分の代執行をしてでも行うべきではないか。市の環境政策としてこれくらいのことはやってもらわなければ困るのではないかというふうに思いますけれども、これに対してのご回答もお願いしたいと思います。

それと②の部分、東総塵芥処理組合が所管しました２つの一般廃棄物最終処分場。答弁によりますと、岩井地先に設置されたものは水質が安定したということでありますけれども、私たちが各地の最終処分場の問題をいろいろと聞く範囲内では、そう簡単には水質は安定化するけれども、これは恐らく国の基準以下であるということをおっしゃりたいと思うんですけれども、常時そこから流れていく限り、下流の水田にこの水は使用されることであり、もっと厳密な調査も必要ではないかと思います。

次に、農林業の問題であります。私がお伺いしました問題で、旭市としましては農家のとらえ方、育成すべき農家のとらえ方が、ある時は個別経営体という、ある時は認定農家、ある時は中核農家、ある時は担い手農家、それぞれの施策によって名称やランクといいますか、規模、形態、それぞれが違っているんです。

しかし、私が申し上げました農業経営基盤強化促進に関する基本構想、これは自治体そのものが出したものです。ですから一応、旧旭市、旧海上町、旧飯岡町、旧干潟町それぞれが出したものでございます。多少とも営農類型に差があるとは思いますけれども、この営農モデル自体が自治体と整合しない、極端なことを言えば、当初稲作農家の類型からいきますと、コシヒカリ１俵１万6,600円で10ヘクタール、家族２人、そして支援者が１人ということで、500万円以上の収益を上げるという類型を作ってありました。しかし、今やコシヒカリで１万5,000円を割っている。これが10町歩で、果たしてプラスになるのかマイナスになるのか。

まだまだ米価は、今の政府の方針からいきますと下がることはあっても、よほどの凶作が無い限り米価が高騰することはあり得ないと思います。仮にあっても、それはごく短期間であります。長いスパンで見る限り、この営農類型を変更しなければならない。これらについてもう少し詳しい答弁を伺いたいと思います。

また、この農業経営基盤強化促進に関する基本構想、それから先ほどの説明がありました認定農家数、これらにつきまして一体どういう農業経営指導が個別に行われているのか。ま

た、その取り組みの中でどれだけの脱落者またはさらに１段階上の新しい農業経営に取り組むこういう達成状況、これらについてもう少し詳しい説明を伺いたいと思います。

それと農業委員会の会長のお答えでは、私も農業委員でありますからこそ、農業委員会の任務としてこの地域の農業後継者をどう育成していくか、そのためにはまず、今年度の新規農業後継者の現状を報告していただきたかったわけであります。私の聞くところによりますと、先ほどの農家戸数3,400戸、この中で本年度の新規就農者、旭市で３名です。海上町、飯岡町ではゼロなんです。干潟町は現在、私の所で把握しておりませんけれども、いずれにしましても２、３名です。こういう状況の中で農業後継者の育成、これをどのようにやっていくか。これは行政の仕事だ、農業委員会がそっぽを向いていていいのか、このことを農業委員会の会長にしっかりと考えていただきたかった。そしてその回答をいただきたかった。こういう趣旨であります。今後の農業委員会としての対策について、お考えがありましたらお伺いしたいと思います。

最後の、農業委員会が把握しましたセンサスの上での3,400戸、そして７月１日現在の把握している農家個数で1,703戸、ここにも大きな差があります。一体どこに焦点を当てて旭市の農業政策を組み立てていくのか。農地面積にしましても、センサスで上がってきたのは5,400ヘクタールに対して、旭市の課税台帳に登録してあります農地は、7,200ヘクタール、1,800ヘクタールの差があります。その1,800ヘクタールについては、農政の恩恵が届くのかどうか。また、そこに対しての必要な援助、これらは適切に行われるのかどうか。一方ではこの誤差は現況確認と併せて課税対象との整合も必要だと思います。これらについて、もう一度はっきりしたご回答をいただきたいと思います。

また従来から、この市面積の約10％、旧海上町では10％を超える林地がございました。これらの活用が、やはり家族農業の維持発展の上で大きな意味を持つものだと思います。ご存じのように、地域内の林地は今や荒れ果てております。旭市内の林地は宅地に用途変更されている所もございます。そういうことも含めて、本当に農業を基幹産業と市長がお考えであるならば、この辺の問題を含めて環境保全と併せた家族農業の振興計画、これをきちんと作っていただきたいと思いますが、これについてのご回答、併せてお願いしたいと思います。

○副議長（嶋田茂樹）　阿部一成議員の再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（増田雅男）　それでは、私の方から、市民憲章・都市宣言の宣言文の手法についてお答えいたします。

議員おっしゃいますように、各種宣言には旧１市３町で宣言していたもの、また旧３町だけで宣言したもの、また旧２町だけで宣言していたもの、旧１町だけで宣言していた、いろいろございます。それで、その宣言の中身でございますが、１市３町で宣言していたから、ただそれを羅列する、そういうことはございません。

とにかく、宣言した時代と今は時代が違っております。宣言文の中身もやはり違ってきておりますので、内容を時代に合うよう精査しまして、それで１本にまとめまして、それで宣言文とする予定でおります。

それと先ほど市長、10月１日を目途と私ども指示を受けておりますが、１日が土曜日でございますので、ちょっと２、３日ずれるか、そういうふうに考えているところです。

以上です。

○副議長（嶋田茂樹）　環境課長。

○環境課長（堀川茂博）　初めに、海上地区の産業廃棄物最終処分場につきまして、パトロール、監視等行っているかというお尋ねですけれども、現在、環境課の方で干潟町の産業廃棄物の処理施設の監視を毎日行っておりますので、その際に週１回海上の産業廃棄物の最終処分場につきましても監視を行っております。

それから今後ですけれども、シルバー人材センターに環境パトロールの委託を行い実施する予定となっております。

次に、産業廃棄物の不法投棄の関係でございますけれども、数量、先ほど私の方で申し上げませんでしたけれども、把握しているのが約７割。推定量ということで、県等がこれくらいあるのではないかという数量ですけれども、10万9,739トン。ただ、実際上はその倍くらいあるのではないかということで、20万トンをはるかに超えるのではないかと推定しております。

それから産業廃棄物の不法投棄の対応でございますけれども、議員ご存じのとおり、産業廃棄物の所管につきましては県となっておりますので、海匝事務所と協力して環境課として対応しておりますけれども、ほとんど毎日のように海匝事務所の方が近いものですから、連絡を密にして原因者の特定あるいは排出者の特定を進めております。ただ、実際的に不法投棄現場に立ち入る際は、現在は県の職員が同行して命令を行っている、勧告を行っているということでございます。

それからもう１つ、岩井の最終処分場ですけれども、岩井の最終処分場につきましては、法規制前の最終処分場ということになっております。ただ、環境課の方でも、年間施設が幾

つかございまして、排水末とかそういうものでございますけれども、排水放流口の敷地の借地料を毎年、現在も６万5,000円地主の方に支払っております。というようなことで、先ほど、あくまでも水質検査等は終了しましたけれども、市で行ったものですので全く放棄するというような考えもありませんし、また水質の状況によっては検査等も検討しなければならないと思っております。

以上でございます。

○副議長（嶋田茂樹）　農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫）　それでは、議員のご質問に対しましてお答えさせていただきます。

確かに今の農政の中で、いろいろな形でこれから育成すべき農業者を表現しております。一部は中核的担い手農家、あるいは認定農業者、あるいは認定農業者、あるいは担い手等。ただここへ来まして、国の方が経営対策で所得保障でありますけれども、その土俵は認定農業者という声が、今、叫ばれております。ぜひ認定農業者にはなっていただいて、いろんな国の施策の支援を受けられるような、そういうもので今後、課としては進めていきたい、そういうふうに考えております。

目標とします経営体というもので、１市３町それぞれ実は目標とします経営体の数値が違っている、それも現実であります。また、地域によっても違います。これらにつきましては、本年度で見直し作業をさせていただく。１つは、年間の農業所得、将来的に雇用農家についてはこの所得を目標にしてほしい、それが、１番高い所は主たる農業従事者１人当たり、農業経営者ですけれども、700万円という所もあります。あるいは１番低い所は530万円、そういう所もあります。平成17年につきましては、各旧市町の構想に従いまして、今、認定作業等を行っておりますけれども、本年度見直し作業等を進めています。

詳細につきましては、地域の事情に詳しい農業委員のいろんなご指導等いただくことになるかと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それともう１点、認定をしました農業者の指導であります。これは我々も十分理解をしています。認定をしたらそれでいい。旭市が503名ということで、これはたぶん全国でも１番多いのかというふうに考えております。県下では断トツに多いわけであります。ただ、認定農業者は認定しただけでは、我々それでよしとは思っておりません。この認定農業者が出した経営改善計画、これをいかに達成できるか、これをいかに行政が支援するか、それが１つのポイントかと思っております。１つは、経営指導というようなことで、いろんな研修会の開催等予定をしております。10月14日には東総文化会館を借りまして、すべての認定農業者

には既にご案内してありますけれども、東総耕地の将来を考える研修会、実はセブンイレブンジャパンの役員の方、この方もお呼びしてあります。特に、セブンイレブンからはイボが無いキュウリがほしい、これは幾ら作っても我が社で買うよ、そういうことも言っていただいておりますので、その担当の役員も呼ぶ予定であります。そういう研修の機会を作る。

あるいは１つは、金融指導ということでいろんな面、規模拡大をしたい、そういう時にいろんな面の金融の支援をしていきたい。１つは、今、いろんな支所の問題がありましたけれども、実は旧干潟町役場、干潟支所に農林漁業金融公庫、ちょっと今、問題になっています郵便局の貯金を使うわけですけれども、それを低利で融資していただける所があります。農家の方が経営改善する際には、この農林漁業金融公庫資金、これが１番に頼りにしております。そこの職員を月に２回、第２と第４、市庁に机を１つお貸ししまして、そこに駐在をさせて、地域の農業経営者の相談活動に当たっていただく、そういうことを10月の第３木曜から毎月実施をしたい。

そんなことで、いろんな面で認定農業者の経営支援をしていきたい、そう今考えておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○副議長（嶋田茂樹）　64番、阿部議員。

○６４番（阿部一成）　最初に戻ります。

市民憲章・都市宣言についての問題であります。内容については、手法の問題で調整する。あと、数日しかありませんけれども、これらにつきましてそれぞれの陳情や請願の中で生まれてきた、こういう性格のものであります。担当部局だけの調整でいいのかどうか、これは恐らく議会にもお諮りになると思いますけれども、これらについてもう少し事前に相談を受けた方がよかったのではないかというふうに思いますけれども、この点についていかがお考えなのか、この問題についてお伺いします。

２番目の問題、これも少し答弁から立ち入っておりますけれども、先ほどの答弁の中で、66か所のうち７割がある程度把握できた。推定が10万9,000トン余りというご報告をいただきました。しかし、環境課長自体は今年の６月まで海上町の職員としてこれらの数字については十分把握されたと思いますけれども、とてもこんな数字ではないんです。海上町の環境課が把握しております17か所でしたか、あの当時の推定量は、そこだけで六・七十万トンあるのではないか。この数字がまるっきり、どちらが本当かどうか分りませんけれども、干潟町、海上町、飯岡町、これらの３野に不法投棄された数量は、県が10万9,000トン、これでそうかというふうに考えられると大変な誤りを犯すのではないかと思います。

それと先ほど申しました、市として周辺住民への影響を考え、これの処分について代執行を行う。資金の面もあると思いますけれども、この辺も一刻も早く不安を取り除くようにお願いしたいと思います。代執行できるのかどうか、その辺ちょっと検討してみて、ご回答をいただきたいと思います。

それと、３番目の農林業であります。

先ほど、認定農家にできるだけ多くなってくれ。旧海上町についていいますと、当初認定農家は100戸くらいあったんです。この時の大きなメリットといいますと、認定農家を執行した農家の意向は低利長期の融資が受けられるということで、これから農業を継続していこう、発展させていこうという意欲のある農家は、この農林漁業金融公庫資金を使う、長期低利の資金にひかれて認定農家になりました。当時、海上町でも100人くらいあったと思います。これは一応この認定農家制度、５年で計画を達成したかどうか、このチェックを受けます。あの当時100戸の認定農家の中で、そんな難しいこと言って金も貸して、現実としては借りられなかった。海上町で数名しかいないと思います。そういう条件の中で、認定農家になるのは割に合わないということで、最初の見直しの時に、５年たった時に３割の認定農家がやめていったわけです。現在、七十数名いると思います。これは法人も含めてでありますけれども、そういう状況であります。

しかし今、日本の農業を支えているのは認定農家だけではないんです。先ほどから申しますように、家族農業、認定農家にもならないような農家はどうやって生きていくか。今までこの地域で日本の農業を支えてきたのは、戦後一貫してこの家族農業が支えてきたわけです。これらをどう処遇していくか。一部の大規模農家だけ残せばそれでいいんだというふうな施策を市としてとるべきではない、私は考えております。今、盛んに言われますように、勝ち組、負け組というように、農家自体を選別して、生き残るものは残るという政策は改めるべきだというふうに思います。

以上、その３点について、認定農家制度の現状、今旭地区で503名と答弁がありましたけれども、今後は、これは現在の数だと思いますけれども、当初認定農家制度ができたときに１市３町の合計でどれくらいあったのか、これも併せて伺いたいと思います。

以上、４点になりますか、ご答弁をお願いしたいと思います。

○副議長（嶋田茂樹）　阿部一成議員の再々質問に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良）　それでは、市民憲章・都市宣言等について私の方からお答えを申し上げ

ます。

10月１日を目途に原案を作ってという指示を出してあるわけでございまして、その原案ができましたら、議会事務局の方に届けておきますので、議員にも目を通していただいて、もしそれでもう少し文を直した方がいいというようなご意見等ございましたら、少し宣言を出すのを待ちますから、皆さん方のご意見をお願いいたしたいと思います。

それから認定農家制度の件について、私の考えを述べたいと思います。

認定農家だけが農家ではない。認定農家にもなれない農家があるんだというお話でございます。そのとおりだろうと思います。ただ、公的資金を使って経営拡大をしたりする時に、その借り入れが難しくて借りることができない、それでは認定農家になった価値がないというのを私は少し違うと思います。と申しますのは、お金を借りて返していかなければならない、経営拡大をしていかなければならないわけですから、そのくらいのクリアができないような農家では、残っていくことができない。そのように思いますので、そういった面では多少難しくても、そういった難しい面をクリアできるような指導というものも、農協あるいは農水産課等で努力をしながらさせていただいて、そして農家の皆さん方がきちんとして自分の経営を把握できるように指導をしていきたい、そのように考えております。

それから、小さい農家ならつぶれてもいい、そういった考えは決して持っておりません。ただ、経営というのは行政が作っていく問題ではありませんから、個々の努力をしていただいて、そして頑張っていただいて、そこに行政もできるだけの応援をさせていただく。そういった形でいきたいと思いますので、先生方のご指導もよろしくお願いをいたしたいと思います。

私の方からは以上です。

○副議長（嶋田茂樹）　環境課長。

○環境課長（堀川茂博）　数値の件でございますけれども、廃棄物が実際には埋設されておりますので、ほとんど推定ということになってしまいますけれども、私の手元に把握しております資料によれば、特に海上地区におきましては、数量は不明となっております。したがいまして、阿部議員のおっしゃるとおり、私も事実上ははるかに量はあるのではないかと推測しておりますけれども、なにぶん廃棄物が埋設されているということがありまして、実際の数値が出せないのが現状のようです。

次に、強制的な執行ということですけれども、実際には立入検査、行政指導、あるいは原因者を逮捕まで行っておりますけれども、いざ実際に不法投棄された廃棄物を撤去する費用

を原因者が全く資金を持っていないという現実がありまして、ご存じのように逮捕しても５年してしまいますと、なかなか同じ場所ではやりませんけれども、現実的には他の場所でまた始めるというのが過去の現状でございますけれども、近年におきましては県の方もかなり廃棄物課の方の体制が強化されまして、本課においてもそうですけれども、佐倉にある県民センター、あるいは海匝事務所の方にもかなりの職員が動員されて、今、産業廃棄物の対応にあたっているところでございます。

以上でございます。

○副議長（嶋田茂樹）　農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫）　それでは、議員のご質問の中の認定農業者の推移につきまして、数をご報告させていただきます。

合併した時につきましては、507でございました。これが先ほどの数値のように若干減っております。これは再認定を受けない方が若干いる。我が課としましては、再認定を受けていただくような指導をこれからも続けていきたい。この認定農業者の制度につきましては、制度資金を借りられる、これだけがメリットでございません。いろんな税制上のメリット、いろんなものもあります。そういうものをひとつ指導しながらきちっと指導していきたい、そういうふうに考えております。

以上です。

○副議長（嶋田茂樹）　阿部一成議員の一般質問を終わります。

◎会議時間の延長

○副議長（嶋田茂樹）　ここでおはかりいたします。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめ延長したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（嶋田茂樹）　よって、本日の会議時間は延長することに決定しました。

４時40分まで休憩いたします。

休憩　午後　４時３０分

再開　午後　４時４０分

○副議長（嶋田茂樹）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇　大　极　　博

○副議長（嶋田茂樹）　40番、大极博議員、ご登壇願います。

（４０番　大极　博　登壇）

○４０番（大极　博）　40番、大极です。

本日の一般質問、最後です。お疲れのところですが、しばらくお時間をいただきたいと思います。

私は２つの件について、排水問題と農業振興策について一般質問をさせていただきます。

まず第１件目は、旭小見川線、中１区、中学校排水の取り組みについてであります。

この件につきましては、菅谷源兵衛議員と干潟町議会で再三再四取り上げ、問題の解決に努力いたしてきましたが、なかなか目に見えるような問題解決のための事業の展開が見受けられません。16年12月、干潟町議会での町長の答弁では、太田溜池から直線で加納畜舎脇までの排水対策については、海匝地域整備センターで県道旭小見川線及び多古笹本線の排水流末整備事業として地域の排水改善を図るため、関連する要因を総合的に解決すべく、関係地域の流域及び流量調査や設計必要用地の調査を進めており、また並行して排水用地の地権者３名と用地の買収の交渉を行っており、ご協力が得られ次第、17年度予算で用地買収を行い、その後、整備工事に入ると答弁されております。この答弁に沿って、その後どのような進展が図られているのか質問します。

次に、関連があります県道旭小見川線セブンイレブン前の排水についても、分散による排水改善を図るべく、県と町で必要用地の取得を地権者と交渉中であり、と答弁されております。この件についても、今どのような進展がなされているのか質問します。

次に、農業の振興策について質問します。

農業の振興策については、同僚議員、また先輩議員から質問されて、重複されるかと思いますが、私なりに質問させていただきます。

新生旭市においても、農業は極めて重要な産業であることには変わりはないと思います。

そういった中で、農産物の低価格、ましてや昨年、今年と２年にわたっての米の価格の下落は、米作り農家にとっては再生産できないような非常に厳しい現実であります。

まず１点目の質問として、厳しい農業の現実の中で、後継者対策あるいは担い手農家にどのような支援・指導されるのか質問します。

続いて、２点目といたしまして、大消費地東京を控え、消費者との交流をどのように進めていくのかをお伺いします。

３点目として、地産地消、衣食同源、昔より地方で生産されるものを口にすれば病気にならないと言われています。旭市生産の直売店の構想についてお伺いします。

４点目といたしまして、小・中学校給食における地元農産物の利用拡大をどのように取り組んでいかれるのかお伺いします。

再質問は自席にて行います。

○副議長（嶋田茂樹）　大极博議員の一般質問に対し答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長　伊藤忠良　登壇）

○市長（伊藤忠良）　大极議員の質問にお答えをさせていただきます。

私からは、農業の振興策についての２番、３番、４番の問題についてお答えをさせていただきます。

まず、消費者と生産者との交流でございますけれども、先ほど他の議員の質問にもお答えをさせていただきましたけれども、現在東京都の特別区との交流を進めております。そういった中で、消費者との交流を図っていきたい、そのように考えております。

ただ、もう既にこの地区で、例えば旭愛農生産組合という組合でございますけれども、生協の皆さん方との交流をもっております。そうして旧旭市でございますけれども、役所の方もこれに対応いたしまして、サンライズプランという試みを展開してまいりました。細かいことについては担当の課からお答えをいただきたいと思いますけれども、そういった形での交流、あるいは海上町でもそうした形で生産者の皆さん方との交流を持っておりますし、また和郷園の皆さん方も消費者とどんどん交流をいたしております。こういったものも参考にさせていただきながら、これから大々的な生産者と消費者との取り組みができるように考えていきたい、図っていきたい、そのように考えております。

それから、３点目の地産地消の問題でありますけれども、これは正直言いまして、地元の皆さん方、この旭市の皆さん方はほとんど農産物は旭市でとれたものを食べているのではな

いか、そのように思っております。と申しますのは、確かに東京の市場へ出す量というのが多いのでしょうけれども、それでも地場の市場へもたくさん出ておりますし、農家の皆さん方はそれぞれ自分の家のものを食べるわけですし、同時に農家でない皆さん方も自分の家の食べ物くらいは庭で作ったり、畑を借りて作ったり、いろんな形をとっている皆さん方もございますし、実際には地元でとれたものを食べているというのが本当のところだろう、そのように考えております。

ただ、この地産地消とつながりますけれども、地元農産物の学校給食への利用という問題、先ほどもお答えをさせていただきましたけれども、私は学校給食へ全面的に地元の農産物を使ってほしいというのが願いであります。それをかなえるには農協に学校給食を任せてしまうのが１番早いだろう、そう考えまして、農協さんにはもう既に３年越しでラブコールを送っているわけでございますけれども、まだいまだにいい返事はもらえておりません。

農協になぜそういったことを勧めるのかといいますと、農協さんに学校給食、学校給食でそういったものを覚えていただく言い方をしますと少し語弊があるんですけれども、いわゆる加工の仕方を覚えていただいて、そして何でも地域ですから、農産物から魚から、組み合わせて販売ができるような体制を整えていただいて、そしてスーパーなりあるいは家庭なりへ直接販売をしていただけるような方法をとっていただけたら、そのような思いを持っているものですから、しつこく農協さんにお願いをしているわけであります。そういった形がとれますと、本当に学校給食をはじめとして、利用のできる所はこの市内にたくさんあるものですから、そういった意味では、本当の意味での地産地消につながっていくんだろう。

そのように思いますので、これからももう少し農協さんにアタックをしながら、それから農協でだめだということであれば、そういった面では、今度は地元の農産物、魚等を使ってくれる業者を選定をして、少しいろいろな折衝もしたり、また勉強会を開いたり、そういった検討もしていきたい、そのように考えております。

私からは以上でございます。

○副議長（嶋田茂樹）　建設課長。

○建設課長（米本壽一）　排水問題についてご質問の場所、２か所についてお答えいたします。

まず、県道旭小見川線、コメリ付近バイパス水路の建設のことでございます。県道西側、流末の民地用等の部分については既に用地を取得済みであります。これは、今年度用地を取得しましたので、18年度に竣工予定というような状況であります。それからもう１か所の中学校南側小林洋品店さんから加納畜産、西側に至るバイパス水路の建設の件でございます。

この水路につきましては、18年度に用地を取得しまして、19年度に工事を施工する、こんな計画であります。なお、この２つの路線の水路整備につきましては、千葉県で整備していただくものであります。早期完成を市長、直接要望をしまして、今、申し上げた内容につきましては、千葉県から直接聞いた内容でございます。

以上です。

○副議長（嶋田茂樹）　農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫）　それでは、私の方から２点ほどお答えをさせていただきます。

１つは都市との交流の部分でありますけれども、合併しまして、私はこの課へ来ましてたまげたことが２つあります。いろいろ旧旭市、あるいは旧海上町、都市との交流、えらい勢いでやっている。それが地域の農業振興になっている。今年８月に旧旭市の職員から都市との交流、今まで生協とやっていた所が、お米を生協の方々が、旭市のお米については１俵1,000円で買うよ、そういうような形で言ってきてくれたということです。数が１万俵ということで、ぱっと聞いて１万袋かと聞きましたら１万俵ということで、都市との交流をしながら地域の農業の振興にも役立つのかなと、そういう職員もいるということでご紹介をさせていただきたいと思います。

それと農業後継者の関係でありますけれども、今まで出ました旭市の新規就農者研修支援事業、あるいは海外に行きましての研修の支援事業、これらを有効的に。また、できましたらば早急に、まだこの制度を若い後継者が知っていない方が市内にいっぱいいるのか、そんなことで、予算が成立した後には、この制度につきまして周知をさせていただきたい、そういうふうに考えております。

それと担い手、認定農業者等へのいろんな支援でありますけれども、ぜひ国庫補助事業、あるいは県団の事業、ぜひ活用いただくように我々も農業者に指導していきたい。国は、お金がないというようなことを言いますけれども、いろいろ農業関係予算の中にいろんな補助事業があります。ぜひ、そういうものにチャレンジをするような農業者に、ぜひ市内の農業者につきまして指導していきたい、そういうように考えております。

以上であります。

○副議長（嶋田茂樹）　40番、大極博議員。

○４０番（大極　博）　排水の問題ですけれども、大雨が降るたび川が氾濫して、その現況を写真撮ってありますので、市長に提示したいと思いますが、いかがでしょぅか。

○副議長（嶋田茂樹）　どうぞ。

（資料提示）

○４０番（大极　博）　排水問題に関しましては、市長が公約に掲げております安心・安全のまちづくり、そういった市長の熱い思いがあります。そういった思いでひとつ地元住民の一日千秋の思いで待っている、その危険から守るためにひとつ強力なリーダーシップをとって解決に向けて努力していただきたいと思います。

続いて農業振興策でありますけれども、先ほど来、後継者対策等、いろいろ伺っておりまして、阿部議員の言われるように、新規就農者が旭市で３人から５人、そういった非常に基幹産業でありながら寂しい、末恐ろしい状態であります。そういった中で、また現在一生懸命農業後継者がやっていて、自分の友達の子どもなんかも農業では生活できないから、この秋から茨城の方へ勤めに行く、そういった寂しい声も聞かれます。

そういった中で、旭市の農業を活力ある農業にするにはどうしたらいいか、旭の農業は活力で強化、旭の経済も活力が出ます。そういった点で、私は市長に１つの提案をしたいと思います。それは、旭の市が合併しまして、市の職員が704名余り膨れ上がったと思います。そういった中で、職員の皆さんは合併に取り組んで、日や休みもなく一生懸命、スムーズに合併を取り付けて、合併が進行しています。そういった中で、できましたら職員の中にも余剰なそういう仕事からある程度解放される、そういうあれが出てくると思います。

この間、ＮＨＫプロジェクトＸではないですけれども、北海道のニセコの町長が、ブドウを作ってそれをワインに加工して、一大町の産業と築き上げましたことを放映されていました。それには町長に偉大な決断力、また職員が一生懸命ドイツまで行って研修して、それを実のあるものにしました。そういった中で、旭市の職員もひとつプロジェクトチームを作って、いかに農産物を高く売ることができるか、そういった組織を作り上げたらいいのではないかと思います。そして、優秀な才能ある職員の皆さんの発奮によりまして、旭市の農産物が高付加価値を付けて、海外へ輸出するくらいの、そういう農業をひとつ展開させていただいたらどうかと思います。

市長の見解をお聞きしたいと思います。

○副議長（嶋田茂樹）　大极博議員の再質問に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良）　それでは、お答えをさせていただきます。

まず、排水問題でありますけれども、このことは先日の11号台風の時であったろうかと思います。中学校等、あの周りの排水路の視察をさせていただいた後で八日市場の整備事務所

を訪れまして、この問題をお願いをしてまいりました。それによって、先ほど建設課長から答弁いたしましたような回答があったわけでございますから、この回答どおりに工事を進めていただけるようにお願いをさせていただきたいと思います。

それからもう１点、市の農業の振興対策として、市役所の職員に研修をさせてというお話がございました。いろいろ優秀な経営をしている農家の皆さん方たくさんいるわけでございますから、そういった皆さん方にも入っていただいて、旭市の振興対策を立てていきたい。その折に、今の議員から提案があったような問題もまた検討もさせていただきたい。そのように思います。

いずれにいたしましても、この旭市は基幹産業は農業です。農業が元気が無くては町全体が元気が無くなってしまうわけでありますから、そういった意味でも精いっぱい努力をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（嶋田茂樹）　大极博議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日予定していました一般質問は終了いたしました。

○副議長（嶋田茂樹）　これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は明日30日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会　午後　５時　０分

平成１７年（２００５）旭市議会第１回定例会会議録

議　事　日　程　（第５号）

平成１７年９月３０日（金曜日）午前１０時開議

第　１　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第　１　一般質問

追加日程第　１　議案上程

追加日程第　２　提案理由の説明

追加日程第　３　議案の補足説明

追加日程第　４　議案質疑

追加日程第　４　常任委員会議案付託

出席議員（６３名）

１番	角　﨑　浩　一	２番	日　向　一　晴
３番	伊　藤　房　代	４番	越　川　芳　男
６番	山　田　芳　邦	７番	向　後　悦　世
８番	景　山　岩三郎	９番	髙　野　宇一郎
１０番	髙　木　　寛	１１番	石　毛　昭　夫
１２番	長谷川　喜代司	１３番	鶴　谷　富士男
１４番	滑　川　公　英	１５番	嶋　田　哲　純
１６番	安　藤　政　平	１７番	内　田　芳　助
１８番	佐　藤　章　吾	２０番	柴　田　徹　也
２１番	木　内　欽　市	２２番	佐　藤　芳　民
２３番	浪　川　光　平	２４番	伊知地　　直
２５番	佐久間　茂　樹	２６番	大久保　源　一
２７番	日　下　昭　治	２８番	平　野　　浩
２９番	齊　藤　勝　昭	３０番	林　　俊　介

３１番	明　智　忠　直	３２番	林　　一　雄
３３番	小　倉　輝　行	３４番	菅　谷　源兵衛
３５番	藤　田　昌　功	３７番	相　澤　多喜壽
３８番	加　瀬　義　夫	３９番	木　内　兵　衞
４０番	大　极　　博	４１番	向　後　保　夫
４２番	髙　木　武　雄	４３番	嶋　田　茂　樹
４４番	石　毛　忠　雄	４５番	岩　﨑　好　治
４７番	島　田　壽　雄	４８番	向　後　忠　昭
５０番	久須美　佐　内	５１番	向　後　和　夫
５２番	髙　橋　利　彦	５３番	嶋　田　正　治
５５番	在　田　榮　治	５６番	高　橋　　敬
５７番	菅佐原　滋　之	５８番	木　内　　茂
５９番	林　　正一郎	６０番	菱　木　勘兵ヱ
６１番	鈴　木　正　道	６３番	伊　藤　清　昌
６４番	阿　部　一　成	６５番	神　子　　功
６６番	松　木　源太郎	６７番	金　杉　佐久治
６８番	伊　藤　　鐵	６９番	林　　一　哉
７０番	加　瀬　　実		

欠席議員（６名）

５番	林　　七　巳	１９番	宮　内　真　二
４６番	成　毛　秀　夫	４９番	佐　藤　文　雄
５４番	江波戸　邦　夫	６２番	羽　田　清太郎

説明のため出席した者

市長	伊　藤　忠　良	助役	重　田　雅　行
教育委員会委員長	伊　藤　龍　芳	教育長	米　本　弥榮子
病院事業管理者	村　上　信　乃	病院事務部長	今　井　和　夫
総務課長	増　田　雅　男	新市行政推進室長	加　瀬　博　夫

秘書広報課長	平野哲也	企画課長	加瀬正彦
財政課長	髙埜英俊	税務課長	江ヶ﨑純敏
市民課長	小長谷博	環境課長	堀川茂博
保険年金課主幹	赤松正	健康管理課長	浪川敏夫
社会福祉課長	林久男	高齢者福祉課長	横山秀喜
商工観光課長	小田雄治	農水産課長	堀江隆夫
建設課長	米本壽一	都市整備課長	島田和幸
下水道課長	山﨑健次	海上支所長	木内孫兵衛
飯岡支所長	佐久間俊雄	干潟支所長	木内國利
会計課長	遠藤純夫	消防長	佐藤眞一
水道課長	宮本英一	庶務課長	在田豊
学校教育課長	多田清司	生涯学習課長	神原房雄
監査委員事務局長	花香寛源	農業委員会事務局長	野口徳和
飯岡荘支配人	野口國男	病院経理課長	鏑木友孝

事務局職員出席者

事務局長	来栖昭一	事務局次長	堀江通洋
主査	穴澤昭和	主任主事	石毛勝子
主任主事	飯田裕紀子	主任主事	飯笹浩一
主事	山﨑香里		

開議　午前１０時　０分

○議長（林　正一郎）　おはようございます。

ただいまの出席議員は63名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第１　一般質問

○議長（林　正一郎）　日程第１、一般質問を行います。

◇　伊　藤　房　代

○議長（林　正一郎）　通告順により、３番、伊藤房代議員、ご登壇を願います。

（３番　伊藤房代　登壇）

○３番（伊藤房代）　おはようございます。平成17年第１回９月定例会におきまして、一般質問の機会をいただき誠にありがとうございます。今回、私は３点の質問をさせていただきます。

１点目、防災について、２点目、教育問題について、３点目、救急タクシーの実施について質問いたします。

１点目、防災について。

大型ハリケーンカトリーナによる被害は犠牲者が数千人から１万人とも言われ、アメリカ史上最大級となったとありました。ニューオーリンズ市街地の大半は、海抜以下なのに堤防の決壊で約48万5,000人の大都市が水没することへの備えはなく、被災者の救援も大幅に出遅れた。

また、連邦政府と州市当局の見込みの甘さと判断ミスが重なった人災でもあり、42万の避難生活も長期化は必至となっています。そのことで2002年に企画で、中程度のハリケーンによる洪水でも数千人が死亡する可能性がある、いつ起きるかだ、堤防が決壊するかもしれな

い、アメリカ赤十字の専門家は、予想の死者数を２万5,000人以上と指摘していた。ＦＥＭＡのブラウン長官も、今年１月にインド洋津波の被災地を訪問した後、同様の惨事がアメリカ国内で起き得る地域を検討、真っ先にニューオーリンズが上がったが、対策となるとだれもが黙ったままだった。堤防を高め、排水を効率的にする改良事業は見送られたとのことで、今回の災害は人災であると言われています。

また、次に去る７月23日夕刻、千葉北西部で震度５弱の強い地震があり、エレベーターが６万4,000台停止、閉じ込め事故が78件に達し、救出まで３時間かかったとありました。千葉県では活断層の可能性が低く、すぐには活動しないと見ています。しかし、南関東全域で震度７クラスの地震が発生する間隔は約25年、今後30年間での発生確率は70％とされています。地震の発生地点にもよりますが、県内でも震度６弱以上になる可能性がありますとのことです。

こうしたことから、地震は忘れたころにやってくるとの認識を持ち続けることが大事だと考えます。我が旭市にも竜巻がありました。多大な被害もありました。その昔にも大津波が襲い、銚子市高神では１万本の樹木が倒れ、家屋や漁船等が破壊されたと記録があります。

また、東京都におきましても、９月４日、５日未明にかけて降った集中豪雨のため、中野妙正寺川の護岸が40メートルにわたって崩れた。床上浸水による被害も多く、世田谷区、練馬区、杉並区と各区とも被害を受けています。現在も、家の修復のためホテル住まいを強いられている人もおります。

災害は、他人事では済まされません。旭市として河川のヘドロの状況はどうか、堤防は崩れていないか、給排水の状態は、また緊急時の救助隊はどうなっているのでしょうか。新潟での被災地での救出活動で活躍したようなレスキュー隊を我が旭市でも編成されているのでしょうか、特別訓練などをしているのでしょうか、お伺いいたします。

２点目、教育問題について。

今年に入って少年の犯罪が増えています。上半期１月から６月までに刑法犯で逮捕されるなどした少年は５万8,795人、そのうち中学生は１万7,912人だった。成人を含めた刑法犯検挙者に占める少年の割合は31.4％で、凶悪事件を起こす少年は少なくない。

８月23日には、駐在所の警官が中学３年生の男子生徒に刃物で切りつけられる事件で、少年は拳銃が欲しかったと供述している。また、９月７日には市立高倉中学校近くの路上で登校中の生徒に消火器を噴射し、男子生徒に約１週間のけがを負わせたほか、数十人に同様のけがをさせた疑いで、生徒が被害に遭った生徒らの反応を見て笑ったと話していると言って

います。

また、５月にかまを持った18歳の少年に切りつけられ、９日から10日間のけがを負わせたとの事件。また、８月30日には、少年院に収容中の少年が教官をハンマーで殴打した事件等が多発しています。

また、千葉県少年課では、気軽に犯罪に手を染めてしまう少年が増えたと話しています。地域と学校と家庭とが連携して、子どもたちが自分の未来に向かって希望が持てる社会づくりに私たち大人が責任ある態度を示さなくてはなりません。そして、平成４年９月から１回、平成14年度からには完全学校５日制を実施しています。ゆとり教育とのことで土曜日を休みにして、また授業時間を減らした結果、学力低下だと言われ、子どもたちの責任ではないのではないでしょうか。もっと子どもの側に立った、目線を子どもに合わせた教育を考えてはどうでしょうか。教師が、子どもともっと接点が持てるよう努力してくださるよう教育長にお願いします。大きな事件が起こらない先に手を打っていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

３点目、救急タクシーの実施について。

消防機関の救助出動件数が2004年は過去最高となり、出動は前年の8.2倍に急増し８万8,269件、６万5,854人を救助したとあります。

出動の理由は、交通事故が43.5%、特に目立つのが自然災害に伴う出動件数の増加、自然災害のほかは前年の244件から一気に2,001件となり、このほか昨年１年間の全国の救急車出動件数は502万9,108件で初めて500万件を突破し、65歳以上の高齢者の搬送が年々増えており、昨年は搬送人数全体約474万人の42.5%に達しているということです。軽症患者であっても、独居老人や妊産婦、子どもの急病等、すぐに病院を探してもらい、待たなくてもすぐに診察してもらえるからということで、119番で救急車を呼ぶという概念が多く見られるようになり、大変な事故、大切な災害等に出動が遅くなる。また、夜中に救急車呼び出しが増える等々の現象が見られます。

東京都では、救急サポートキャブというシステムを採用している。消防庁が所管する救急協会と連携しているタクシー会社との連絡で、救急車のかわりに利用して、救急車の現場到着までの遅れ、また夜中の診察終了後の帰宅までをサポートする。コールセンターに電話をすると診察可能な病院を探してくれる上、指定先にタクシーを呼んでもらえる。また、軽症や比較的症状が軽い患者を搬送するため、救命講習を受けた乗務員が、救急車のかわりに駆け付け助かっているという声もあり、救急車の出動要請は症状がどんなものであれ断ること

ができない決まりで、昨年の搬送患者の約６割は軽症と推定される。中には、病院までの交通手段がないのでお願いしたいといった通報もあり、しわ寄せに救急隊員にのしかかる。ある管轄のところでは、24時間で17回出動した。仮眠はわずかな時間しかなかったとのことです。

旭市におきましても、119番のコールセンターを中心にしてタクシー会社との連携で、夜中や診察後のケアのためにもぜひ救急タクシーの導入を考えてはいかがでしょうか。

以上で、質問を終わります。

○議長（林　正一郎）　伊藤房代議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長　伊藤忠良　登壇）

○市長（伊藤忠良）　伊藤房代議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、私からは市の考えを述べさせていただいて、細部にわたっては担当課長より答えさせていただきたいと思います。

まず、防災の問題でハリケーンカトリーナを例にとりまして、ニューオーリンズでの対策等の遅れというものを指摘をなされました。本当に、災害は普段からきちっとした形で対策を練って対応していかないと、いつ起きるんだか分からない、起きた時には後手に回って何もできなかったというのが、あらかたの災害の現場での答えであろうかそのように思います。そういった意味で、今、旭市でも新市になりまして、これまでの防災計画を見直して新しい防災計画を立てるように指示をしてございます。災害が起きた時にどういった危険箇所があるのか、もし万が一不幸にして災害が起きたときには、市民に対してどのような避難等をしていただいたらいいのか、そういったこともしっかり念頭に置いて、そして市民の皆さん方に分かりやすく指示ができるような計画をつくらせたいそのように考えております。議員の指摘なされたようなことをしっかりと念頭に置きながら、旭市の防災計画を立てたいと思いますので、よろしくご協力をお願いをいたしたいと思います。

それから、救急タクシーを設置したらどうかということでございます。確かに、旭市でもこの高齢化の時代を迎えて救急車の出動回数が非常に増えてきております。ちょうど今、４台の救急車を稼働させているわけでありますけれども、ここ10年で出動回数が約２倍になっているということでございます。そういった意味で、その中では本当に今、議員のご指摘もございましたように、非常に軽微なと申したら大変失礼ですけれども、軽い症状の方もたくさんおいでになりまして、タクシーがわりに使っているのではないかと思われるようなこと

もあるようでございます。ただ、それではタクシー会社にお願いをして救急タクシーをということになりましたときに、この救急車の使命というのは、人の命を守る仕事であります。それだけに救急救命の有資格制度等もございまして、なかなか一般のタクシー会社ですぐに対応ができるという問題ではないだろうそのように思います。

同時に、今の段階ですと、旭市には旭中央病院がすぐ近くにありまして、ほとんど旭中央病院が救急患者を受け入れてくれておりますものですから、そういった意味で今のところ大過なく救急活動を行っているわけでございまして、そういった意味で、これからその増え方というものも見ながら、しっかりと市民に迷惑のかからないように対策を練っていきたいと思います。必要が応じてまいりましたら、タクシー会社等とも相談をさせていただいて、そして救急体制をしっかり守れるように確立できるように備えたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

私からは以上です。

○議長（林　正一郎）　総務課長。

○総務課長（増田雅男）　それでは、私の方から河川のヘドロの状況、堤防の関係、それから給排水の状態についてお答えいたします。

市内を流れる主な河川といたしましては、市内には２級河川として南北に縦断します新川と新川の支流となる七間川があります。さらに、旧海上町境から旧旭市内を東西に横断して新川に注ぐ仁玉川があります。

ご質問の河川のヘドロの状況と堤防は崩れていないかとのことでありますが、これらの河川管理につきましては、県や関係する土地改良区の所管となります。台風の接近時や集中豪雨時には、潮の満潮時間等を勘案しての水門の開閉による水位の調整、さらには堤防等のパトロールを実施し、徹底した管理体制をとっていただいているものと認識しております。

現在、補修中の堤防や決壊しているところはございません。

河川のヘドロの状況については、今後、県や関係機関、関係各課と連携をとり、回収を必要とする箇所等については、災害を未然に防止する上からも早急に対応していただくよう要請していきたいと思っております。

また、給排水の関係でございますが、大雨等の際には一時的には水はけが悪く道路が冠水したりする箇所の報告もあります。木内議員のご質問にもお答えいたしましたように、雨水の集中が懸念されるような箇所については、普段から警戒に努め、側溝の清掃等による被害の防止を未然に図ることや、また今後は建設課等と連携をとりながら、これらの現況把握に

努め、現在、策定中であります新市の地域防災計画やハザートマップにも十分反映させ、策定に当たっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（林　正一郎）　消防長。

○消防長（佐藤眞一）　伊藤議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、緊急時の救助隊についてご説明をさせていただきます。

第１点目としまして、当消防本部の救助隊の編成について申し上げます。

現在、救助隊員は22名の配置でございます。これは、配置人員の関係で救助業務に限定した専任救助隊ではなく、消防隊との兼務の救助隊となっております。ですから、交通事故での負傷者救出、水難現場での救助活動を行うほか、火災現場へも出場するようになっております。

配置されている先につきましては、本署でございます。私どもは、３部制をしいている関係から、この22名の配置は７・７・８というふうになっております。これが、現在の私どもの救助隊の編成でございます。

それから、ご質問の緊急時、新潟県のようなこの大災害時を指していると思いますけれども、テレビで放送されました、あれは東京消防庁のハイパーレスキューというものでございます。これは、やはり装備がかなり高度な装備をしております。ただ、私どもが同じような災害があったときはどうかということでございますけれども、私どもも現在の装備である程度までは必ず実行が可能であります。ただ、ハイパーレスキューが持っているような生態反応を感知するような機械は、やはり財政上の関係から購入はできませんけれども、現在の装備でかなりのものができると私は自信を持っております。ただ、この救助活動というのは、現場の状況によって大いに異なります。ですから、ほとんどが大きな機材を搬入しての活動ができません。やはり、小さな機械でこつこつと人力で行うのが主体となっております。ですから、どうしても救出までには時間がかかっているのが現状であります。

次に、消防本部の救助隊の出場手順を申し上げますと、初動時は、消防本部の火災等出動要綱に基づきまして、当番勤務の救助隊員が出場いたします。これと同時に、消防隊２隊ないし３隊あるいは救急隊も同時に出場するような手順になっております。

そして、第２段階としましては、週休あるいは非番の人員を招集しまして、この職員によりまして２次的な部隊編成を実施いたします。そして、さらに新潟県のような大きな広域的な災害が発生した場合には、この消防本部の大規模災害出場要綱によりまして、私以下128

名の職員全員を招集しまして、部隊編成約25隊を編成して対応することになります。そして、さらにこの集めた隊員の中にも、今まで救助隊をやっていた経験者が大勢おりますので、それで３次、４次の対応するような形になります。

さらに、自分らだけでこの災害に対応ができないというような事態が発生した場合には、まず第１次的には、銚子市あるいは小見川町、佐原市、それから八日市場市等の消防隊あるいは救助隊あるいは救急隊の応援を第１次的に求めます。さらに、それで対応ができなかった場合には、千葉県消防広域総合応援基本計画に基づきまして、この県内の消防隊の応援を要請することになります。さらに、新潟県のようなそれこそ広範囲な、県だけでも対応できないような大災害になりました場合には、緊急消防隊援助要綱というのがございます。これは、国単位で行います。国が主導とした救助隊の編成、災害復旧ということになりますけれども、こういう形に逐次進んでいきます。これが、出場の関係でございます。

次に、救助隊の訓練ということでございますけれども、通常は当番の救助隊のみで訓練をやっております。これは、やはり人命救助を主眼としての基本訓練でありまして、やはり高所からの救出訓練あるいは低所からの救出訓練あるいは横穴等からの救出訓練あるいは水難救助訓練、ともかくありとあらゆる事象を想定した訓練を実施しております。そして、またさらには地震等によりますビルの倒壊による瓦れき等の下からの救出訓練、こういったものもやっております。そして、また特別的な訓練としましては、勤務だけではやはり総合的な訓練が実施できませんから、この非番員、週休員を定期的に集めまして、やはり現地対応の訓練を実施いたします。どういうものかと言いますと、飯岡町の灯台のがけを利用してのがけ下からの救出訓練あるいは港を利用しての水難救助訓練、こういった訓練などを実施しております。

以上でございます。

○議長（林　正一郎）　教育長。

○教育長（米本弥榮子）　それでは、教育問題についてお答えいたします。

刑法犯罪の低年齢化や小学校における暴力行為の増加等が報道されております。伊藤議員のおっしゃるとおりだと思います。

個々の事例につきましては、複数の原因が絡み合っておりまして原因を一つに特定することはできないと思いますけれども、全体的に言えることは、つらいことや自分の意に沿わないことに出会った時に、耐えるという心の働きが弱っているのではないかということが１点、そして他人に迷惑をかけてはならないという生活上の規範が欠如しているということが１点、

この２点がうかがえます。このようなことは、学校教育だけではなくて家庭や社会全体で機会あるごとに指導していかねばならぬことではないかと思っております。

学校教育では、学校生活のあらゆる機会をとらえて指導することはもちろんのことですけれども、地域での体験活動等に積極的に取り組み、人間形成の基礎となる社会性や豊かな心をはぐくんでいきたいと思っております。また、一人ひとりの児童・生徒の支援としましては、生徒指導体制の充実やスクールカウンセラーとの連携、協力、また昨日出ました食育の問題等にも取り組む必要があるかと思います。

また、学力低下について危惧されておりますが、教育委員会では学校教育指導の指針の重点施策の第一に、確かな学力を育てることを位置付けております。各小・中学校では、指針に基づいて一人ひとりの児童・生徒を大切にしたきめ細かな指導を行うことにより、基礎基本を身につけ、学力の向上を目指しております。また、新市になりまして最初の市内校長会におきまして、市内小・中学校20校の校長に、まず教育は基礎基本の定着、確かな学力をつけることが大事だということをお願いいたしました。教育委員会では、これからも市内の先生方の指導方法や指導改善の支援に指導主事を各学校に派遣したり、また少人数指導のための加配教員の配置等、一層の充実を図っていく覚悟でございます。

以上です。

○議長（林　正一郎）　消防長。

○消防長（佐藤眞一）　救急タクシーの実施について、若干補足説明をさせていただきます。

ご質問の内容にあります救急サポートキャブについてでございますけれども、今月の９日、東京消防庁の指導のもとに、財団法人救急協会で始めたサービスでございまして、これは、病院への通院等、もともとは救急車のタクシーがわりを解消するために設けられました。受け付けは財団法人救急協会の東京民間救急コールセンターで24時間体制で行われておりまして、この受け付けは東京消防庁を退職した元救急隊員が病状を聴取し、診療を受けられる病院を紹介して、救命技能認定者の資格を持つ運転手のタクシーを自宅へ向わせるシステムでございます。

東京民間救急コールセンターでは、安定期の患者を入院先から別の病院へ移送する転院搬送、それと入院、退院、受診、通院するときなど、緊急性のない場合に、患者の都合や希望に合わせて移送サービスを行う民間救急、これは旭市にもあります。またはサポートキャブを案内しておるのが現状であります。自分での歩行が困難な方は民間救急、自分での歩行が可能であるものはサポートキャブ、これを用途に合わせて活用しているのが現状であります。

当市におきましても、現在、東京都の民間救急と同様なものがあります。それは、傷病者及び身体不自由者の入退院、受診時の送迎等に対応するために、タクシー会社、介護事務所等において陸運事務所の許可を受けて運用している福祉タクシーでございます、これはご存じだと思います。この福祉タクシーについては、あくまでも緊急性のある救急患者に対応するものではなくて、要介護者の転院搬送、送迎が主な目的で、救急タクシーとは内容が異なりますけれども、救急サポートキャブのシステムは現今の救急事情から軽症患者への対応、また初期の段階での救急体制として有意義なシステムであり、救急需要の増大に対応する一方策であると思います。

参考に、当消防本部の４台の救急車の年間出場件数は、平成15年で2,507件、平成16年で2,515件であり、１日当たり約6.9件でございます。都市部の消防から比較しまして、まだまだ出場体制については余裕がありますが、ちなみに都市部においては、救急車１台につき年間出場件数2,500件程度が標準だと言われております。また、隊員もすべてこれは専任救急隊員が担当しております。我が消防本部では、旭隊については専任、分署については兼務の救急隊員となっておるのが現状であります。

以上でございます。

○議長（林　正一郎）　３番、伊藤房代議員。

○３番（伊藤房代）　答弁をいただきありがとうございました。

１点だけ、救急タクシーの実施につきまして、ぜひまたこれから必要になってくるかと思いますので、要望をお願いしまして私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（林　正一郎）　伊藤房代議員の一般質問を終わります。

◇　松　木　源太郎

○議長（林　正一郎）　続いて、66番、松木源太郎議員、ご登壇を願います。

（６６番　松木源太郎　登壇）

○６６番（松木源太郎）　日本共産党の松木源太郎でございます。

１市３町合併後初めての定例市議会であります2005年、平成17年第１回定例会にあたり、市民の声を代表して一般質問をいたします。市長はじめ答弁される執行部におかれましては、簡潔明瞭に誠意を持って私の質問に回答されますようまず初めに要求いたしておきます。

さて、先般、郵政民営化法案の参議院での否決を理由とする突然の衆議院解散を受けた総

選挙が実施されました。その結果は、自公、与党が衆議院の３分の２の議席を占め圧勝したと言われましたが、言論界においても選挙結果を受けた直後の与党圧勝の報道から冷静に選挙結果を分析すれば、小選挙区の得票は郵政民営化賛成より郵政民営化反対の票が約１％、100万票多い事実が示され、小選挙区制による虚構の議席であり、本当に国民の意思表示を反映したものでなかったとの見方が、数多くの識者によって指摘されるようになってきました。この４年半の自公連立の小泉政治が、国民に数々の痛みを伴う各種の構造改革なるものを強いてきました。今回、はからずも旭市・海上町、飯岡町、干潟町が合併し、新旭市が発足し、その第１回定例市議会が、小泉自民党政治の終わりと始まりの時期に開会されることになったのであります。

私が、なぜこのことをこの機会に申すかと言いますと、合併に伴って生じています国保税の問題や介護保険の改悪に伴う問題など、その源が小泉自公政治によってもたらされるものであるからであります。私は、今回の一般質問の機会に、日本共産党の今回の合併に対する態度がどのようなものであったかを表明しておきます。日本共産党は、市町村の合併そのものに一律に反対するものではありません。合併するのであれば、その必要性を十分に住民に知らせ、住民の意思を正確に把握して、住民の大多数が合併に賛成であり、合併しても住民にメリットが十分あることが分かれば賛成するものです。そのために、各市町において合併について住民の立場から議会の審議の中で意見を述べてまいりました。合併に賛成するか反対するかを最終的に決めた根拠は、市や町が住民の意思をきちんと確かめたかを判断の基準にしたのであります。その結果、住民投票で賛成の意思表示がされた飯岡町では賛成、住民投票さえやらず、ましてや賛否のアンケート調査もしない旭市・海上町、干潟町においては反対したのであります。

このことからも、結果として国や千葉県の進める合併推進の方針に従った合併だったのであります。したがって、合併によって生ずるであろう住民にもたらされるデメリットをいかに取り払っていくか、新旭市が地方自治体の本来の仕事である住民福祉の増進の観点から見て、適切な事務事業の執行をしているかを住民の視点に立って検証していくものであります。新旭市が誕生して３か月、７月末の市長選挙で、伊藤市長は公約として合併後の新市の今後について、種々の公約を発表されました。そこで、市長の政治姿勢として次の３点をお聞きするものであります。

１、市長の政治姿勢について。

まず、初めに市長が選挙の公約に掲げた合併後の旭市の将来像について質問いたします。

（１）市長選挙で公約した福祉の郷構想や首都圏の食料基地構想とは、具体的にどのような内容のものなのかということであります。医療と福祉の郷と医療とともに福祉が掲げられていますが、一体、福祉の郷と言われるイメージに湧くのは、いわゆる社会福祉の充実した地域を想定していますが、昨日の市長の答弁や地方紙での記事やパンフレットからの内容を総合すると、社会福祉面での市民へのサービスを行政の力で充実させるといった内容ではなく、旭市に現在ある医療施設や福祉施設の充実よりも、県立高校に福祉関係の学科をつくったり、人の交流面でソフト面での政策を実施することが、その中心のように見えてしまうのであります。もともと医療と福祉の郷の構想は、合併協議会の終盤で新市計画の具体的な項目の中で何ら具体的な計画そのものが掲げられずに挿入された経緯があります。伊藤市長の提案だったとお聞きしています。したがって、その具体的内容を具体的に明確にしていただきたいのであります。

私が、この項目を質問するのは、例えば障害者自立支援法の制定や介護保険の改悪、国民健康保険の財政問題など、旭市のこれからを見通しますと、社会福祉の充実こそ新しい旭市の取り組まなければならない一番の仕事と考えるからであります。また、食料基地構想とは具体的にどのような政策を考えているのでありますか、具体的な構想をお聞かせいただきたいのであります。これら二つの構想は、合併協議会で決定している新市建設計画とのかかわりはどうなっているかも明らかにしていただきたいと思います。

（２）旭市基本構想、基本計画及び行政改革大綱の策定を計画しておりますけれども、それを具体的にどのように策定するかについてお聞きいたします。

①基本構想、基本計画についてであります。

策定の方向性については、均衡ある発展から地域間競争による活性化という方向が示されております。このことは、具体的にどういうことなのでしょうか。地域間競争の勝ち組となり、東総地域の中核都市としてさらなる発展と記されておりますけれども、このことは具体的にどのようなことなのでしょうか。近隣の市町村と他の面で競い合って、その勝ち組になることが旭市の発展であると、こういうことが基本計画や基本構想の考え方として盛り込むということなのでしょうか。そして、この基本構想、基本計画は、合併協議会で議論してきた新市建設計画とどのようなかかわりがあるかも明らかにしていただきたいと思います。

それから、策定の方針案の具体的な中身をどのように検証していくかということであります。策定支援業務の委託はどのようにしていくのかということもお聞きしたいと思います。

そして、最後に市民の声を反映させる方法についてであります。統計的に優位性のあるサ

ンプル数のアンケートを実施すべきではないかと思います。小学校単位の懇談会程度では、十分に市民の声は聞けないと思いますけれども、この点についてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

②行政改革大綱についてであります。

行政改革大綱の方針では、「市民と協働し行政運営全般にわたる総点検を行う」となっております。具体的には、どのようなことを実施しようとしているのかお聞かせいただきたいと思います。恐らくその基本的な考えの中には、本年３月に文書にも記されておりますけれども、行政改革大綱についての通達に基づいて実施されるのではないかと思います。その実施には、大変疑問があります。これは、小泉内閣の構造改革に伴うところの行政改革大綱でありまして、今私たちが本当に望んでいる行政改革ではないと考えるものであります。どのような行革を進めようとしているのか、具体的なことについてご回答いただきたいと思います。さらには、実施計画についても具体的な検討項目はどのようなものであるかをお聞かせいただきたいと思います。

そして、実施計画における市民の意見の反映は、具体的にどのようにするかについてもお聞かせいただきたいと思います。

（３）市長の政治姿勢の３番目です。新旭市の各種規則の制定はどのようになっているかお聞きしたいと思います。

現在、旭市の各種規則は告示されていろいろなものが制定されました。例規集も配られ、インターネットでホームページでも見ることができます。その中で、旭中央病院につきましては条例が制定されてあるけれども、公開、告示されている規則、規定がまるっきりないようになっております。具体的に旭中央病院においては、規則や規定はどのように公表することになっているのか。地方自治法上の規定を含めて、制定条件、このことについてお聞かせいただきたいと思います。

次に、各種の要綱等についてお聞きいたします。

合併協議会でも議論されたところの宅地開発指導要綱は、どのように策定されたか明らかにしていただきたいと思います。

大きい２番目であります。改正された介護保険法の施行に当たって、被保険者、利用者への旭市独自の負担軽減策を実施する考えがないかお聞きするものであります。

2005年10月、あしたから介護保険法が施行され、居住費、食料費分の負担が利用者に求められます。これらの試算は、現在どのようになっているか。また、デイ・サービスにおきま

しても、食費分の負担がなされ、先日のご回答では、１日当たり500円から700円、施設によって利用料が違うけれども、その分が加算されるというふうに聞いております。低所得者に対しては、具体的には援助があるわけでありますけれども、これらの問題について、やっと介護保険制度が普及していく中で、旭市においては福祉の充実のためにも、これらの負担分を市において一定期間補助する考えがないかお聞きするものであります。

次に、2006年４月、来年の４月からは、次の施行が待っております。介護度を今から１段階増やして、要支援１、２、介護１から５というふうに分けます。これは、リハビリをして介護度を減らす、このようなことがされれば保険給付が少なくなるという観点から行われるものであります。ホテルコストと言われる居住費、食料費、さらにはこの介護度の変更、これらのものについては、どういう観点から出たと言いますと、結局、５年たって利用者が増え、介護保険の費用が全国的に４兆円を超えた、これは抑えなければいけない、こういう観点からの介護保険法の改悪であったわけです。

したがいまして、このものをそのまま地方自治体が受け入れていったのでは、利用者に大変大きな負担を伴うと思いますので、来年度からの実施については、さらなる市独自の努力をお願いしたいと思いますけれどもお考えをお聞かせいただきたいと思います。

2006年度の介護保険料の算定についても、どのような算定をするか。具体的には、合併協議会の中で、海上町においては最終的には介護保険料が値上げをされた、このようなことが行われてまいりました。したがいまして、来年度の介護保険料をどういうふうに決められるか、大変市民が関心を持っております。この点についての試算はどのようになっているかお聞かせいただきたいと思います。

大きい３番目が、新旭市での少人数学級の実施並びに少人数教育の実施の推進についてであります。まず初めに、市内小学校15校、中学校５校のクラスの構成をお聞かせいただきたいと思います。私の調べたところでは、小学校１、２年生で県が学級を増やすための38人を超えているクラスが幾つかある。中学校においても39人、38人のクラスが幾つかある。こういうところは、今求められているように、基礎、基本を充実するためには、少人数学級を実際にはやった方がいいと思います。これらの問題について、クラス構成で30人を超えるクラスがどの程度あるかお聞かせいただきたいと思います。

次に、現在の少人数教育担当教員の配置状況であります。文部科学省、県の加配による少人数学級担当の加配と、市独自の少人数教育担当教員の配置状況をお聞かせいただきたいと思います。

現在、中教審、文部科学省、千葉県などで少人数学級にする対応が今検討されております。中教審においては、義務教育国庫負担金の制度とともに、少人数学級を進めるに当たって、地方自治体が独自に教員の採用もよいではないかという議論も今、出ているところであります。したがいまして、これからは地方自治の一環として、財政力のある自治体においては独自の教員採用が行われるかもしれません。旧旭市の委員会活動中に、犬山市や埼玉県志木市などを視察しましたけれども、市独自の教員の採用は大変勇気のいることでありますけれども、それだけの価値があるということを私も見てまいりました。したがいまして、これらの問題についてまず初めに市長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

また、新旭市におきましては、構成が初めて行われた旭市教育委員会においては、この少人数学級や少人数教育についてどのようなことが議論され、現在どのような方針を持って来年度の予算編成に向おうとしているか、教育委員会委員長のこの問題についての見解をお聞きするものであります。

そして、2006年度に向けて、現在、少人数学級ないしは少人数教育についてのこれまでの１市３町の取り組みをどのように発展させていく対応を検討しているかお聞かせいただきたいと思います。

大きい４番目が、合併後の国民健康保険事業のあり方についてであります。

まず、国民皆保険の問題であります。国民健康保険は、どこの保険にも入らない国民の方々をすべて国民健康保険、いわゆる健康保険に加入していただくために市町村が実施している制度であります。これは、憲法第25条に基づくところの本当に国民の一番最低の支えであります。しかし、現在、国民健康保険の事業は、市町村が大変財政的に苦しい状況になっております。したがって、国も国民健康保険法を改正して滞納者から保険証を取り上げる、こういうことを法制化しました。旭市においては、この法制化以前から保険証を取り上げるための要綱がつくられていました。新旭市になって、早速７月１日にこの要綱が実施されております。しかし、資格証明書や短期保険証というのは、結局、医療にかかる機会を減らすという結果になるわけですから、旭市民の健康を考えれば、なるべく多くの人が持つようにする、そういう施策が必要だと思います。滞納整理との二律背反的な問題もありますけれども、少なくとも多くの方が保険証を持つような形にする手だてを今お考えになっているかお聞かせいただきたいと思います。

次に、合併後の国民健康保険会計の問題であります。

2006年、平成18年から国民健康保険の税の統一がされるというふうに言われております。

１市３町の中で、合併に伴って市民の方々が負担増を担ったのは、飯岡町における最高限度額の増、海上町における２回にわたる所得割、資産割の増、こういう合併に伴って税の値上げがされてきたわけです。しかし、大きい自治体になったわけですから、この機会に国民健康保険の重要性をかんがみ、国民健康保険が今、70歳から74歳までの被保険者を取り込むという中で大変厳しい状態にありますけれども、税の軽減についても検討していただきたいと思いますけれども、これらの問題について市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

最後に、その他として２点ご質問いたします。

まず、１点目は市道管理のあり方であります。先日も質問がありましたけれども、干潟町における溶融炉建設に当たって、その進入路の問題について、文教福祉常任委員会でも議論がされました。私は、この進入路について担当課において調べましたところ、旧干潟町町道については十分な道路図がない。したがいまして、道路を復元するために十分な手がかりがないということが分かりました。旭市におきましては、毎年のように市道認定をされた場合には、図表方式における道路図をきちんとつくっております。その道路図に基づけば、必ず市道は崩壊しても復元できるようになっているわけです。したがいまして、新市合併と同時に、このような道路図のない３町分の道路詳細図についてどのように作成していくか、市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

その他の２番目は、合併以前の旧海上町における戸籍事務の取り扱い上の瑕疵についてであります。このことは、昨年の10月に起こった問題でありますけれども、今年の年が明けて５月になってある人を介して私のところに相談がありました。事実を調べてみますと、戸籍の手続における大変初歩的なミスであります。しかし、そのミスは１度法務省の出先に届けてしまえば、もう変えることができないのであります。戸籍法第113条、114条によって、申請によって家庭裁判所の許可がなければ変えられません。なぜこのようなミスが起こったのか、海上町の相当有力な識者にご相談したところ、これは、やはり基本的には職員教育の問題が一つある。それと同時に、事務執行上の問題について十分に監督が行き届いてない問題があるというふうに指摘されました。

そこで、今、私は家庭裁判所に弁護士を立てて一緒にやっておりますけれども、大変難しい問題が生じております。これは、弁護士いわく、行政からもできるはずだと言われております。この点について、ぜひご検討をいただきたいと同時に、戸籍上のミスの取り扱いが間違った場合には、戸籍法によって市長、町長が罰金を食う場合もある、このことをお考えいただきまして、今検討している内容を教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（林　正一郎）　松木源太郎議員の一般質問は途中ですが、11時５分まで休憩いたします。

休憩　午前１０時５４分

再開　午前１１時　５分

○議長（林　正一郎）　休憩前に引き続き会議を開きます。

松木源太郎議員の一般質問に対し答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長　伊藤忠良　登壇）

○市長（伊藤忠良）　松木議員のご質問にお答えをさせていただきます。

私からは、私の政治姿勢等についてお答えをさせていただいて、細部にわたりましては、担当の課長からご答弁を申し上げたいと思います。

まず、私の政治姿勢でございますけれども、市長選挙で公約した福祉の郷構想や首都圏の食料基地構想とは、具体的にどのような内容か、合併協議会で決定している新市建設計画とのかかわりはどうか、こういったことに関して質問にお答えをしてまいりたいと思います。

まず、私の構想でありますけれども、これまでも議案質疑あるいは他の議員の一般質問にお答えをさせていただいてまいったとおりでございまして、この旭市にあるさまざまな要所長所というものを生かしながらこのまちの活性化を図っていこう、そういった思いで自分の構想を出しているものでございます。

まず、医療福祉の郷構想でありますけれども、ほかの議員にも申し上げましたとおりに旭中央病院があり、そしていろいろな福祉施設がこの地には整えられております。同時に、そこに穏やかな気候とそして豊かな耕地、海とあるわけでございまして、そういったものを生かしていこうというのが私の構想であります。

まず、福祉の郷構想でございますけれども、こういったいろいろな条件を生かしながら、と言いますよりも、こういった条件下のまちというのは、人が生涯の住みかとするには、これほどよいところはないわけであります。そういったところで、病院もあるということですから、住んでいただいて生涯を楽しく暮らしていただけたら大変ありがたい、そういった思

いで今いろいろな計画を練らしていただいております。

まずその一つは、首都圏の特別区、きのうも申し上げましたけれども、今ちょうど３区ほどに呼びかけをさせていただいております。そして、その皆さん方にこの旭市へ来ていただいて大いに交流を図っていただこうという計画を立てさせていただいておりまして、そういった皆さん方が旭市を見ていただいて希望をしていただけるなら、この旭市へ住んでいただけたら大変ありがたいそのように考えております。同時に、旭市に住んでいただければ、もし病気等になりましたら病院はちゃんとしておりますし、介護が必要になれば介護施設等もあるわけであります。そういった計画を立てる上で、いろいろな問題も生じるわけでありますから、その辺は県としっかりと協議をしながら県に参加をしていただいて、そして単に市の負担ばかり増えるという形にならないように、しっかりとその辺は検討をさせていただいております。

それから、構想はいろいろありますけれども、これまでも多々述べてきておりますので、そういった意味では重複もさせていただきますけれどもお許しをいただきたいと思います。まず、一つの構想といたしましては、農業高校を中央病院と提携をさせていただいて生かす方法、そしてその中で介護や福祉、できれば看護等に携わるその若い皆さん方をたくさん教育をして、そしてその皆さん方が全国で働いてもらうのも当然でありますけれども、この旭市にはたくさんの福祉施設がありますから、そういったところで働いていただける、そういったことも考えております。

それから、順序を行ったり来たりしますけれども、東京都との提携の中では、災害協定等も結ばせていただいて、そして万が一向こうで災害が起きたときには、この旭市で受け入れ体制も整えてあげるし、同時にいろいろな食料等も必要となれば、そういったものも提携をさせていただく。そういった形というものをうちの方で提供をさせていただく反面では、今度はそういった地域でいろいろなイベント等があるときには、こちらから出かけて行って我々の物産展等を開かせていただいて宣伝をさせていただく、あるいはそこの区の学校等でも、私どものところでとれたものをご利用をいただく、さらには市民農園等を利用していただいて、農業体験等もしていただく。あるいは、こちらの民宿等も利用いただいて、いろいろな海で楽しんでいただいたり、さらには学校等もできればこちらで合宿をしていただいて、こちらの施設を使いながらしっかりとしたスポーツ等の鍛錬をしていただく。いろいろな意味でそういったものを利用させていただきたい。私の考えておりますのは、一つでどうだということではなくて、農業、漁業、そういったものをすべて結び付けてまちづくりをしてい

きたいこんなことを考えておるわけでございます。

それから、合併協議会で決定している新市の建設計画とのかかわりということでございますけれども、これも松木議員も十分ご覧になっておられることだろうと思いますので、この中身を見ていただければ分かりますけれども、新市の建設計画も旧１市３町それぞれの長所を生かしてまちづくりをするというのが基本でございまして、それを集めてつくったのが新市の建設計画であります。その新市の建設計画を市民の皆さん方に示して、そしてそれを見ていただいて合併の大きな一つの決め手にしていただいたわけでありますから、これはきちんと実行していくというのが基本であります。これまでの議員にもお答えをさせていただきましたように、私は私の構想そのものが一つはこれからのまちづくりのソフトの面、そしていわゆる新市の建設計画というのはハード面での整備をする、そういった形になるのではないのか、当然かかわり合っていくべきものだろうそのように考えております。

次に、大きな２点目の基本構想でございます。この基本構想のまず策定の方向性でありますけれども、全協の配布資料の中からご質問がございました。均衡ある発展から地域間競争による活性化及び地域間競争の勝ち組という表記を用いたことについてのご質問がございました。今度の平成12年４月の地方分権一括法案が施行されて、そのときに国と地方公共団体は対等、協力の新しい関係に立つことになるということになったわけでございまして、当然のことながら地方分権というのは自分たちで物を考え、自分たちで物を実行していく、当然、今の旭市でまだまだ国、県からの助成を得ることなく物ができるとは思っておりませんけれども、将来的には自分の足で歩けるように形を整えていく、頑張っていくというのが、これからのまちづくりの基本だろうそのように思います。

そういった形の中で、そういった地方間の無理に競争するとか相手をけ落とすとかそういった意味のことを考えているわけではありませんけれども、ひとり立ちがまずできるようにしっかりと頑張っていくのが基本だろう、そういった中からまず地域間競争に負けないようにということが、こういった言葉になってきたことと思います。ご理解をいただきたいと思います。

そして、これからは当然でございますけれども、今のような財政状況を見たときに、当然、国からあるいは県からの助成というものを交付税というようなものの配布というものは、非常に先行きが不安なところがあるわけであります。そういったものにも打ち勝つためにも、自分で歩けるという形をしっかりと整えていかなければならないわけでして、みんなでこのまちづくりを進めていきたいそのように思いますので、ご協力をお願いをいたしたいと思い

ます。

それから、新市の基本構想、基本計画の問題でございますけれども、この新市の基本構想というのは、これからの旭市の進むべき形というものをしっかりと示していきたい。新市の歩む形というものをここに描いていくわけですから、皆さんの声をしっかり聞きながらこれをきちんと作り上げていきたいそのように考えております。

その中で、それを実行する新市の基本計画でありますけれども、これは新市の建設計画をしっかりとそれを見据えながら進めていきたい。そして、基本構想には旧１市３町ともどもそれぞれ基本構想も基本計画も持っていたわけであります。そういったものをきちんと織り込みながら計画を立てていきたい、そのように考えますのでよろしくお願いをいたしたいと思います。

同時に、総合計画の策定に当たりましては、住民の声を十分反映をさせるように努力をさせていただく、そのためには策定委員会をつくったりあるいは先ほど懇談会だけでは足りないというお話でございましたけれども、それも十分工夫をしながら行きたいそのように考えております。そういった中で当然のことでございますけれども、議員方のそのお考えも十分市の方へぶつけていただきまして、それを取り入れさせていただいて、本当に市民一体となった基本構想、基本計画をつくり上げたいそのように考えておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

さらに、行ったり来たりしておりますけれども、策定方針でございますけれども、まず新市建設計画の基本方針、根幹となるべき事業等をきちんと踏まえた計画としてまいります。それから、総合計画は先ほど言いましたように、旧１市３町のこれまでの総合計画をしっかりと見据えまして、それを踏まえたものとしていきたいと思っております。

それから、さらには財政状況等の問題もきちんと見ながら、そして将来のこういった財政状況ですから、大変いろいろな意味でお金を使うというのは難しい面があるわけでございますけれども、それでも将来の旭市をきちっと見据えた計画を立てて、そして使わなければならないところにはきちっとお金を使わせていただく。同時に、合併特例債等がございますから、それを上手に使っていただいて、将来の市の負担にならないように、子どもや孫たちに借金だけ残すようなことのないように気をつけていきたいこのように考えておりますし、その計画でありますけれども、基本構想や基本計画でありますけれども、グラフやイラスト等を多く用いて、市民の皆さん方に簡単にご理解がいただけるようなものをつくり上げていきたいそのように考えております。

それから、さらに行政改革大綱でありますけれども、この行政改革をどのような形にするのか、そういった面に関してはきちんと目標を立てて、その目標が達成できたのかどうかというようなものも皆さん方にきちんと分かるように、行政の透明性の向上が図られ、市民の皆さん方だれにでも分かるような形でやっていきたいそのように考えております。達成度をきちんと明らかにするものにしていきたいと思います。

この計画を立てるに当たりましては、市内の皆さん方のみならず外からの視点も取り入れた計画として、幅広い視野からの計画をつくり上げたいそのように考えております。また、職員自らが市の現状や特性、課題等を考えて、今後のまちづくりの方向性や行政運営のあり方など、提案する職員アンケートも実施をしたい。それから、担当職員自らが分野ごとに施策事業の進捗状況や達成度、現状と課題、推進すべき施策などの調査の実施をできるように、そういったものも指導していきたいこのように考えております。職員による計画策定委員会や計画策定担当者会議の組織もいたしたいそのように考えております。この合併の一番の大きな目的というのは、行財政の改革ということでありますから、しっかりと取り組んでいきたいと思いますので、ご指導をお願いをいたしたいと思います。

それから、基本構想、基本計画及び行政改革の大綱の策定を計画する中で、策定支援業務の委託の具体的内容ということでございますけれども、委託する業務は、社会経済情勢や地域特性、課題整理等の調査、分析に関する支援、それから二つ目には、人口や財政などの将来フレームの推計に対する支援、それから３点目はアンケート結果の分析、４点目は印刷製本、以上のような内容についてコンサルタントに委託することとし、施策事業の現況評価、課題、推進すべき施策の方向性など、職員と市民との協働により進めてまいる考えでございます。

それから、市民の声の聞き方は先ほど申し上げましたように地区懇談会を開催する、あるいは公募委員を含めた一般市民で構成する総合計画策定市民会議を設置をさせていただく、さらにはアンケートの実施、小・中学生から新しいまちづくりの作文、絵画を募集、さらに、計画策定の経過について、広報やホームページで公表して広く市民の意見を聞く、このような手段を考えております。

それから、次でございますけれども、介護保険法の問題でございます。介護保険法がこの10月から改正をされて、いわゆる食費と居住費等、いわゆる施設入居者、施設利用者の皆さん方にそういった負担がかかってくるわけでございますけれども、それに対しまして、上乗せ分というのは今の段階では考えておりません。それから、ただ単純にこう言ってしまいま

すと、弱者に大変な負担になるのではないのかということになりますけれども、国の方でも弱者に対する、弱者という言い方はちょっとおかしいのですけれども、低所得者層に対する対策というのはしっかり考えてくれているようでございますので、低所得者層の皆さん方に対しては負担にはならないようでございますので、そういった面も勘案しながら、今の段階では上乗せ分は考えておりません。

それから、2006年４月から予防給付分という松木議員のご質問でございましたけれども、市の方といたしましては、これは平成19年度から実施をされるのだろうというふうな捉え方をいたしております。

次に、保険料の算定となるサービス料の見込みでございますけれども、現在、算定作業中でございます。現行の低所得者に対しましては、訪問介護料の低減事業として、市単独事業で自己負担10％のうち４％を助成をいたしております。平成16年度の実績で62人、それから合併後の申請者100人という形でこれを助成をさせていただいております。

また、社会福祉法人等による介護サービス利用者負担事業も実施をしておりますし、こういったものに関しては今後も継続をしていきたいそのように考えております。

それから、次に教育問題で少人数学級の問題でありますけれども、これはあくまで私の個人的な指針としてお聞きをいただきたいと思います。私は、授業などいわゆる普通の勉強の時間等に関しましては、この少人数学級というのは私も大賛成です。ただ、今の子ども、児童を見るときに、私が率直に思いますのは、どこの家庭でも１人か２人しか子どもがいません。学校へ行ってこのような形で非常に手厚い保護をするという意味ではないんでしょうけれども、形で子どもたちが成長してまいりますと、そこに競争というのが全く生じないのではないのか。そういった中で、全くぬくぬくと温室で育ってしまいますと、社会に出てからのいわゆる我慢とかそういったものというものが少し足らなくなるのではないか、率直にそんな思いを持っております。

そういった中で、ある程度、みんなでかばい合いながら、どこの社会へ行っても多少のいじめがあったりいろいろな問題があるというのは、もうごく当たり前のことだろうと思いますので、そういったものに耐え得る強さというのを子どもたちに植えつけるのも非常に大事ではないのか、そんなふうに思います。そういった意味では、ある程度、競争が生じるような形というものも少し考えなければいけないのではないか、単純に少人数学級とかそういったものにばかりとらわれますと、そういった競争が私は生まれにくいような形になってしまう、そんな懸念も抱いております。そういったものも含めまして、これから少人数学級のい

わゆる利点とかマイナス面とか、教育委員会の方のお知恵も借りながら勉強させていただきたいそのように考えます。

それから、国民健康保険事業の問題でありますけれども、私は率直に言って、今の国民健康保険では余り内容がよくなるというのは難しいだろうそのように思っております。先日も県との話し合いをさせていただきましたときに、県に対しましてもう少しこの国民健康保険の受け皿を大きくしてくれませんか、そのようなお願いをさせていただきました。できれば、県で受けていただくという形をとっていただければ、もっといいだろうと思います。と申しますのは、今の形ですと、いわゆる弱い者は全部この国民健康保険に集められてしまうというような形にあるわけでして、そんな意味では、仕事のない人あるいはお年寄り、みんなここに、老人の保健はありますけれども、そこに至るまでの間は全部ここに入ってしまうわけですから、そういった形の中で国民健康保険をよくしようというのは非常に難しい。

そういった中で、本当に仕事も働きたくても体が弱くて働けない、そういう皆さん方であれば、これはいろいろな意味でそれに対する対策を立てなければならないと思いますけれども、中にはその義務を放棄して全く支払ってくれない方もいるわけです。そういった皆さん方にまで保険証を交付をするというのは、私は率直に言って反対でして、そういった意味では、そういったものをしっかりと担当の方でも見極めながら対処をするようにしてもらいたいそのように考えております。市民の皆さん方には、できるだけきちっとお願いをさせていただいて、そして当然、市民の皆さん方にプラスになるように我々も精いっぱい努力をさせてもらいますので、そういった税金をはじめ国保税のようなものもきちんと納めていただけるようにお願いをしていきたいそのように思っております。

私の方からは以上です。

○議長（林　正一郎）　新市行政推進室長。

○新市行政推進室長（加瀬博夫）　それでは、私の方から行政改革大綱の策定につきまして補足をさせていただきたいと思います。

まず、基本的な考え方についてでございますけれども、行政改革大綱の策定に当たりましては、市職員が危機意識と改革意欲とを共有することはもちろんでございますけれども、市長の強いリーダーシップのもとで推進していくこととしております。また、行政改革推進委員会の設置や策定過程等の公表を通じまして、できる限り市民の皆様のご理解とご協力を得ながら策定してまいりたいと考えております。

また、行政改革大綱の策定に当たっては、事務事業を改めて見直すこととなりますけれど

も、いわゆる聖域を設けることなくすべての事務事業の総点検を行うこととしたいと考えているところでございます。

次に、実施計画についてでございますけれども、行政改革大綱中の実施計画につきましては、具体的な取り組みを集中的に行うために、年度ごとの目標を持った計画を策定してまいりたいと考えております。この実施計画の主な項目といたしましては、事務事業の再編・整理、廃止・統合、指定管理者制度の活用を含む民間委託等の推進、定員管理及び給与の適正化、経費の節減等につきまして、市民に分かりやすく明示した計画としたいというふうに考えております。

次に、市民の意見の反映についてでございますけれども、これにつきましては、市民の代表者等から成る行政改革推進委員会をこの10月にも立ち上げて、行政改革大綱の策定に当たってのご意見をいただくとともに、策定過程の公表等を通じまして、市民の皆様からもご意見をいただき、これらを踏まえて大綱を策定してまいりたいというふうに考えております。

また、市民の代表である議会議員の皆様からもご提言をいただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（林　正一郎）　市長。

○市長（伊藤忠良）　１点答弁漏れの面をお答えをさせていただきます。

まず、市道管理のあり方でございますけれども、これは、担当課の方できちっと調査をさせていただいて、そして市道の状況をきちんと把握をして管理をできるようにお願いをしていきたいこのように思います。

以上です。

○議長（林　正一郎）　高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜）　それでは、私の方から介護保険法の関係で補足の説明をしたいと思います。

10月施行分ということで、例の食費、居住費の方が保険給付の方の対象から外れるという件に関しましての今、市単独で行っている事業ということで、市長の方から説明がありましたとおり、訪問介護料の軽減を行っています。この事業につきましては、県下18市町で行っておりまして、前には国の方の補助事業でありましたけれども、国の方の補助事業がなくなった以降も市単独事業として継続して行っているというものでございます。

内容としましては、自己負担のうちの４％を市の方で助成するというようなものでござい

ます。近隣の状況では、銚子市、八日市場市の方は、国の制度が廃止されると同時に廃止しているという状況になっております。もう一つは、社会福祉法人等による軽減というようなこの制度でございますが、やはり県下で実施しているところが46市町村でありまして、お隣の八日市場市は実施していないというような状況で、市長の答弁どおり今後とも実施していくということにしております。

それと、（２）の2006年４月施行分ということで、これが介護度の段階を増やしてというような議員のご指摘でございますが、この４月施行分につきましては、市長が答弁されたとおり、１年間の猶予、実際は制度上は２年間の猶予があるんですが、１年間の猶予を見まして、といいますのは、包括支援センター等のきちっとした準備をしながら立ち上げていくと、それから事業所等の動向、新予防給付を受けられる事業所等の動向をきちっと市が把握した上で、１年間の準備期間をいただきたいというようなことから、平成19年度からの実施というふうに考えております。

私の方からの補足は以上でございます。

○議長（林　正一郎）　病院事務部長。

○病院事務部長（今井和夫）　私の方からは、新旭市の各種規則の制定関係ということで、病院関係のことについてお答えを申し上げます。

制定状況というお尋ねでございますけれども、病院関係につきましては、事業管理者におきまして地方公営企業法の規定に基づきまして、企業管理規程という形で病院事業の管理規程でありますとか就業規程、会計規程、その他に至るまで所要の規程を制定をいたしております。ただ、先ほど市の例規集、ホームページというお話がございましたけれども、事務の不慣れなために乗り遅れてしまったというのが正直なところでございまして、誠に申し訳ございません。ただ、次回の編集の際には、市の例規集の方にも掲載をされるということでございます。また、ホームページへの掲載につきましても、同様に市及び病院のホームページに掲載をいたしまして、市長部局と同様に環境を整備してまいりますので、ご理解をいただきますようお願いを申し上げたいと思います。

○議長（林　正一郎）　都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸）　宅地開発指導要綱は、どのように作成されたかというご質問でございます。

松木議員ご承知のことと存じますが、この宅地開発につきましては、要綱、それから条例、都市計画法の規定が面積要件によって適用となります。合併以前はどうだったかと申し上げ

ますと、旧旭市は1,000平米以上3,000平米未満が市の宅地開発指導要綱、3,000平米以上ですと都市計画区域を敷いてますので都市計画法が適用となります。ほかの旧海上町、旧飯岡町につきましては、指導要綱がありまして、500平米以上3,000平米未満が町の指導要綱です。3,000平米を超えますと県の条例ということになります。旧干潟町は指導要綱はございませんでした。

どのように調整したかと言いますと、指導要綱は旧旭市に照らしまして要綱を作りました。面積要件は、旧海上町、飯岡町は500平米から3,000平米でございましたが、新しい要綱につきましては1,000平米以上3,000平米未満の適用となります。旧旭市は1,000平米以上3,000平米未満につきましては、この新しい要綱に基づきまして適用ということで、3,000平米を超えますと……。

（「実際にどういうものを作ったかということです」の声あり）

○都市整備課長（島田和幸）　旧飯岡町、旧海上町は1,000平米以上3,000平米未満となりました。旧旭市の指導要綱に合わせて策定しましたので、その要綱が適用となります。

以上でございます。

○議長（林　正一郎）　教育委員会委員長。

○教育委員会委員長（伊藤龍芳）　質問者、松木源太郎議員の質問事項３、新旭市の少人数学級の実施並びに少人数教育の実施の推進についてお答えいたします。

教育成果を上げるための少人数学級、少人数教育の必要性については、教育現場に直接携わっている先生方並びに私ども教育委員会が求めてきたことでもあります。国、県としましても、その対応策として柔軟な計画を打ち出しております。国においては、中央教育審議会、文部科学省の第７次公立義務諸学校教職員定数改善計画に基づいての少人数教育のための加配教員の配置を進めております。また、県におきましては、学級編制の弾力化の方針に従って、１学級が39人以上の学級については２学級にすることができるという少人数学級を認めております。本市の平成17年度の状況については、担当課長に説明をさせます。本市としましては、平成18年度、2006年度も国の動向に注視し、県との連携を密にしながら各学校の１学級の人数の多い学級には、少人数学級や少人数教育のための教諭補助員の配置を進めていきたいと考えております。

（「教育委員会でどういう議論をしたかということです」の声あり）

○議長（林　正一郎）　学校教育課長。

○学校教育課長（多田清司）　それでは、私の方からその前の補足説明ということでさせてい

ただきたいと思います。

まず、市内の小学校15校、中学校５校のクラス構成について申し上げます。

小学校１学級の平均児童数は約27.1人で、１学級の最高児童数の学級は38人になります。また、最低児童数のクラスは10人ということでございます。１学級30人以下の学級数は148学級中109学級でございまして、73.6％になります。

中学校では、１学級の平均生徒数は34.1人です。１学級の最高生徒数は39人、最低生徒数が27人、１学級の30人以下の学級は60学級中10学級で16.7％でございます。

次に、現在の少人数教育担当教員の配置状況について申し上げます。県からは、小学校15校中14校に計19人配置されております。中学校は、５校全校に対しまして計９人の少人数教育担当教員が配置されております。市からは、小学校７校に９人、中学校２校に３人を配置しております。

以上でございます。

○議長（林　正一郎）　建設課長。

○建設課長（米本壽一）　旧３町分の道路台帳、現況平面図ですけれども、これを旧旭市のような精度の高いものに統一すべきではないかというご質問にお答えします。

まず、旧１市３町の道路台帳平面図ですけれども、この地名について述べさせてもらいます。旧旭市は、地上の現況測量、３町につきましては航空測量を併用していたわけであります。縮尺につきましては、先ほど議員が言われた旧干潟町につきましては1000分の１、ほかは500分の１ということの精度の違いがあります。台帳図面の記載内容につきましては、これは道路法から受けた国土交通省令等で決められてそれを満足しているわけですけれども、普段この道路台帳の図面というものは十分利用されておりまして、一般市民からも閲覧をして占用の申請書類につけてもらったり何かしているわけであります。

ところで、今のところ利用しているものから旧３町分の図面を旭市のように精度を高くしてほしいという要望はないわけであります。我々も不都合は特に感じていないわけであります。もし旧旭市のように旧３町分も精度を高めた場合、数億という金を要するということの調査も済んでおるんです。したがいまして、このことについてはちょっと時間をかけて勉強させてもらいたいと思っています。

以上です。

○議長（林　正一郎）　市民課長。

○市民課長（小長谷　博）　その他の２番で、合併前の海上町の戸籍事務の取り扱い上の瑕疵

についてでございますけれども、ご質問の旧海上町における戸籍事務の取り扱いにつきましては、慎重かつ厳正を期すべきでしたが、職員の不適切な処理によって当事者にご迷惑をかけましたことをおわび申し上げます。

それで、行政手続により戸籍訂正ができるのではないかということでございますけれども、まず戸籍訂正には職権訂正と申請訂正がございますけれども、市町村管理での職権訂正の場合は、市町村長の過誤により戸籍に誤記した場合、これが届出書によって明白であり、かつその内容が軽微で訂正の欠陥が身分関係に影響を及ばさない場合ということになってございます。ですから、市町村管理の訂正はちょっとできないものと考えます。

それと、戸籍法第113条、114条の戸籍訂正につきましては、戸籍の訂正を申請により行うものでございます。この申請訂正は、利害関係人、届け出人または届け出事件の本人が家庭裁判所の許可を得て戸籍の訂正をするものですので、行政手続による戸籍の訂正はできないものであります。今後は、戸籍事務の取り扱いにつきましては、職員研修を徹底し職員の資質の向上に努め、適正な事務処理を行っていきたいと考えております。

よろしくお願いします。

○議長（林　正一郎）　66番、松木源太郎議員。

○６６番（松木源太郎）　ご答弁が私の質問の倍もかかっているので、簡潔にと申し上げたのに大変不満です。特に、市長はだらだら同じことの繰り出しをしてて、私はちょっと簡潔なご答弁をいただきたいと思うんです。それで、時間もありませんから急いでやりますが、すべての項目に再質問をしなければならなくなってしまいました。

まず、市長の公約の問題ですけれども、福祉ということ、英語でウェルフェアと言いますけれども、大変幅が広い、地方自治法に出てくる福祉というのは、この人間が生きていくこと、人間の幸せというそういう解釈をされるわけです。地方自治法の福祉の増進の福祉というのは、普通に私たちが福祉の充実とかという場合には、社会福祉ソーシャル・ウェルフェア、つまり行政や民間がやっている弱者と言われる方たちを中心とした方を盛り上げていったり援助するというこういうものになるわけです。そこのところが大変混乱していて、市長の頭の中で整理してもらいたいんですけれども、福祉と言うと、先ほどあったのは旭市に住んでいる方はどうするんだい、こういうことを私は言いたくなりました。つまり、首都圏の方々との交流をやったり農産物のあれをやったり、向こうと援助したりということばっかり述べていて、旭市に住んでいる私たちは、市長が進める福祉の増進の恩恵なんか受けないではないかと逆に言いたくなるわけです。ハードを私は作れと言いませんけれども、しかし福

祉の増進という場合には、私は従前から申し上げているように、地方自治体というのは、そこに住んでいる住民のすべてのことにかかわっているわけですから、その方たちが暮らしやすいようにする、これがまず地方自治法の福祉の増進です。その中で、特別に福祉と言った場合には、介護保険にしろ国保にしろ、それから医療にしろ、そういうようなことについて行政が手を差し伸べて、そういうことに足らない方たちの水準を上げていく、こういうような観点をやはり持っていただかないと言葉倒れになってしまうんで、この点から言うと大変医療福祉の郷構想というのは、私に言わせれば何を言っているか分からないという言い方になりますので、ぜひ新しく計画を作る場合には、そこら辺の議論は庁内で本当にしていただきたいと思うんです。それで、これが目玉だということは幾つもあるでしょう。それは、幅広く目玉がなければいけないということをよくお考えいただきたいと思います。

食料基地の問題については、市長のこのパンフレットにも書かれていますから具体的なのは分かるんですけれども、例えば、県の土地開発公社に食料関係の誘致をするというようなことがあるとしたらば、それはすべてその食料を生産する、恐らくあそこは食料を中心とした加工を持ってくる以外にないと思うんですけれども、すべてのそれにかかわった方が平等に参加できる、利益をこうむる。例えば、野菜の加工をした場合に、特定の大量生産をしている人だけがそこに納められるということであっては、旭市は補助をするわけですから、いろいろな面で誘致をしたところに補助するわけでしょう。固定資産税の減免、その他環境整備のお金も支給するわけですから、そういう観点をきちっと考えなければいけないと思います。そういうことを踏まえて、首都圏に対してのいろいろなものをどういうふうに食料基地としてやっていくのか。災害の時に供給するから食料基地ではないと思うんです。本当に市がそのように食料基地構想を持つんであれば、それなりのリーダーとしてのリーダーシップを市が持たなければいけないと思うんです。そういう構想をぜひつくっていただきたい。私は、議論して知恵を出せばいいものはできると思います。ただ、今、市長がお述べになっているのでは、なかなかいいものができないというふうに、こういうところで申し上げて悪いですけれども、ぜひ議論してもらいたいと思うんです。

次に、基本構想と新市建設計画についてはいいですけれども、ここでどうしても気になるのは、地域間競争というのです。これは、やはり市からいただいたペーパーにはっきりそう書いてあるんです。これは、市長がおっしゃったように、地域の間でほかに負けないように努力するというのだったらいいんです。地域間競争に勝つという言い方をしたら、周りが聞いたらどう思いますか。こういうような構想を作ったら大変なことです。私たちは、隣の八

日市場市とも銚子市とも佐原市とも一緒にこの地域を盛り立てていかなければならないわけですから、そういうときに地域間競争に勝つような構想を作りましょうなどという、こういう発想が出てくるというのは地方自治体としてはあり得ないと思うんです。これについてぜひお考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、行革問題です。行革推進室長からもご答弁がありました。言わずもがなで出てきました。本年３月29日の総務事務次官の県と政令指定都市への通達、これは市町村にも回してくれというのがあります。これをよく読んでみると、今の小泉政治が進めている行革そのものです。この中には、いみじくも指定管理制度、これはもうすぐ地方自治法で始まります指定管理者制度。県内でも、多くのところでもってやっています。図書館を指定管理者にしてしまう。病院も指定管理者に任せてしまう。こういうことまで盛り込むというふうに言いましたんで、これについては十分な議会の意見も聞いていただきたいと思います。こういうことをやらないと、官から民へというのが、どうしても行政担当者の皆さん方は口に出るんですけれども、本当にそれでいいのかということを１回咀嚼しなければいけないと思うんです。ここのところをぜひ市長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

それから、規則の問題についてですが、病院の事務部長に一言だけ聞きます。病院の管理規定によってつくるわけですけれども、そうすると、病院事業管理者は規則、規定、こういうものは公表する義務がないと考えているわけです。中央病院組合のときには、告示条例を作ってここまでは告示する、地方自治法第16条では、他に対しての公示義務というのが規則、規定にもあるわけです。そういうものを省略して、病院の中だけで規則、規定をつくれば、それでもって済む。あなた方が作った給与条例には給与表ということが括弧付きであるけれども、条例にはついてないではないですか。これはどういうことなんですか、規定に作ればいいということですか。そういうような市立病院になったから、事務組合とは違ってきちっとしたものを作って、それでもって管理運営をしていただきたいと思いますけれども、ご答弁いただきたいと思います。

宅地指導要領については、500平米がどうなるか気になったんでそれだけ聞けばよかったんで、私は見ていませんので、ぜひ議員にはお配りいただきたいと思います。

次に、介護保険の問題についてですが、市独自のものが継続している、私も知っています。大変私は、旭市はそういう面では評価いたします。ただ、きのうも話がありましたけれども、１から５段階の方々、私も調べてみました。決算資料によりますと、被保険者１万5,285人のうち決算資料では１市３町をまとめると１の方が133、0.87、２の方は27.7、３の方が

55.28、それで決算で487名、きのうのご回答では５百数名ということでしたけれども、そのうちの43％、216名の方が今回の減額に該当するだろうということであります。しかし、４と５の方、ここが余りにも高くなった場合には、一定の援助を考えなければいけないと思うんです。そういうことがありますけれども、そこら辺についてはどんなふうに今考えているかお聞かせいただきたいと思います。

保険料のことも聞きたいですけれども、それはカットします。

少人数学級の問題です。教育委員会委員長、新しく教育委員会をお作りになって、大変まだできたばっかりですけれども、１市３町はいろいろな歴史がありました。いろいろな四つの自治体の歴史を背負って教育委員会がこれから運営していくわけですけれども、この少人数学級、少人数教育について、教育委員会でどういうような議論がされて、どういう方向を出そうとしているか、このことをお聞きしたかったわけです。もしやってないとしたらば、これからぜひ議論して、１市３町はいろいろな違いがあったけれどもこの方針で行こう。私は、従前からずっとあの少人数学級、少人数教育の問題についてはぜひやらないと、教育長が言っているように、基礎、基本、これが身につかない。ここから、小学校高学年、中学校、最近のあれでは高校に行って中退する方、学力が追いつかないということで大変に多くの比率で辞めている。ここを義務教育できちっと先生方のご努力でやっていく、これが一番大事なことだというふうに私は考えていまして、そこのところで今聞いているわけです。新しい方針としてどういうものをお持ちかということをお聞きしたわけですので、もしもご回答いただければありがたいと思います。

それから国保の問題ですけれども、税の問題については合併に当たって二つの自治体が結局、合併するために住民の負担が多くなった、これは市長もご存じのとおりです。合併のためにはそうせざるを得なかった。それで、来年あるところで一つに決めるわけです。決めるときに、今大変厳しいから全体の中で財政努力から言って決めなければいけないわけですけれども、そこではやはりきちっとした方針のもとに、今より上がらない、できれば下げていく、下げなければ結局、払う方が苦しいわけですから払えない。確かに私も滞納が多いということについては心配しております。ですから、私に相談かけられた方には、幸い遺産がいっぱい入ったから全部払えよと言って、百数十万円全部精算させました。何でかんでこれが先だというふうなことを話したこともあります。しかし、最近は大変市の対応が厳しくなりました。

要するに、高額医療費で返ってくる場合、念書を書けばある程度はくれたんですけれども、

今は半分出さなければ渡さないとか、一時より大変厳しくなった。財政が苦しいから分かるんですけれども、しかし、短期の保険証、資格証明書の人たちはそれだけでも肩身が狭いわけですから、そういう方たちが安心して医療を受けられるような形にするのは、やはり保険証を持っていただく、そして少しずつでも払っていただく、こういう努力を今、税務課がしていますから、それを見守りながら、なるべく多くの方に出していただきたい。今でも千数百人の方が、短期保険証、資格証明書だということは大変な問題です。ぜひそういう考えでもって来年進めていただけるか、市長のご回答をお願いします。

市道の問題については分かりました。旭市においても、年間1,000万円単位、全体を変えるときには、当時6,000万円か7,000万円を使って３年ぐらいでやりました。ですけれども、これを長期的にやらなければ、災害復旧のときのどこが境だということが分からないでしょう。中２区のあの道路の復元のときに私はつくづく感じました。ですから、そこら辺については、市長、ぜひ来年から少しでもいいから、その道路図の改定を３町分についてしていく、そういうご決意をしていただきたいと思いますけれどもお願いいたします。

最後に戸籍の問題ですが、本会議でなぜ取り上げたかといいますと、海上町の有識者の方が、ぜひ松木さん、一度本会議できちっとこの戸籍の問題については言っておいてくれよと頼まれたんです。これは、私もあんまり言いたくなかったです。ただ、こういうミスが起こってしまった。それで、場合によったらその方が、どうしようもなかったらば、市に対して損害賠償を出すかもしれません。今どうにもさっちもいかなくなってしまったんです。この問題をどうしたらいいかということは、戸籍担当者も含めてその方の子どもの親権の問題なんです、それが変わらない。弁護士ももう少し努力したいけれどもと言っているけれどもなかなか難しい。ぜひこの点について、再度ご回答いただきたいと思います。

○議長（林　正一郎）　松木源太郎議員の再質問に対し答弁を求めます。時間がございませんので、簡潔にご答弁を願います。

市長。

○市長（伊藤忠良）　松木議員の再質問にご答弁をさせていただきます。

まず、福祉の関係で現在の市民には何らおかげないではないか、そのようなお話がございました。現市民に対しましては、できるだけの市民の皆さん方が住みよくなるような配慮をさしていただいておるつもりでおります。例えば、健康増進の場としては、現在、パークゴルフ場の建設も予定をして準備に入っておりますし、同時に生涯学習課等では、市民のいろいろな事業に対してしっかりと後押しをさせていただいております。そういった意味では、

東総文化会館あるいはいろいろな建物等を使っての市民のさまざまな活動を見ていただければよくおわかりになるだろうと思います。そういった意味では、十分住みよいまちだろうそのように考えております。

それから、食料基地構想でございますけれども、確かにまだまだ計画段階でございますので、意に満足されないところはたくさんあるだろうと思います。そういった意味では、議員方のお考えというものも十分配慮していける立場にあるわけですから、こういった議会の席での議論というのも非常に大切でありますけれども、平素からどんどん皆さん方のご意見を市の方へぶつけていただいて、それを取り入れた食料基地構想を固めていきたい、そのように思いますのでよろしくお願いいたします。

次に、地域間競争に勝つという文言を使ったことでございますけれども、これもご指摘のように少し言葉がまずかったのか、そんな思いがいたします。もう少し文言を変えていきたいそのように思います。

それから、指定管理者制度あるいは民間委託等についても配慮をしていくべきだろう、行政改革の中で単にこういったものに取り組むという形ばかりではまずいだろう、そのようなご意見でございました。十分検討させていただいて、民にゆだねた方がいいところは民にゆだねるし、行政の方で対応できるところはきちっと対応していく、そのような形をとりたいとそのように考えております。

国保税の件に関しましては、これは私は先ほども申し上げましたとおり、市民の義務は義務としてしっかりと果たしていただく、そのかわり本当に困る皆さん方に対しては十分配慮をさせていただきたいと思いますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

市道の件に関しては、建設課の方とも十分相談をしながら進めてまいりたいそのように考えております。

○議長（林　正一郎）　高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜）　第４段階、第５段階に対して負担軽減をやる意思があるのかということですが、先ほど市長が答弁しているとおりだと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（林　正一郎）　病院事務部長。

○病院事務部長（今井和夫）　再質問にお答えを申し上げます。

公表、公示の義務についてどう考えているんだということでございますけれども、実は法律上は明文の規定がないのが実情でございまして、ただ、そうは申しましても重要なものに

ついては告示はいたしております。旧一部事務組合時代に条例でございました重要な関係のもの、今回規定という形になっておりますけれども、七つほど７月１日付で告示はいたしております。ただ、形式的にはそれで足りるということになるわけですけれども、今日のような時代でございますので、ご指摘のありましたような例規集なりホームページあるいはその他の方法で、幅広く見られるような形にするのが当然でございますので、そのように努めてまいりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（林　正一郎）　教育委員会委員長。

○教育委員会委員長（伊藤龍芳）　先ほど質問が出たわけですけれども、話を深めるにはまだ回数がそれほど多くやっておりませんが、これから教育的な見地に立って、前向きの姿勢で検討していきたいと、そのためにいろいろと先進市の地域の資料等を集めまして、それでいろいろと検討していきたいと思っております。特に、この教育については国家百年の大計である、それが言葉どおりにならないように、そして子どもたちは我がふるさとの宝であり、また国家の財産でもあります。ぜひ真剣勝負にこれから検討したいと思っております。

よろしくお願いします。

○議長（林　正一郎）　市民課長。

○市民課長（小長谷　博）　先ほどもお答えいたしましたように、行政手続の場合には軽微なものに限るということでございますので、申し訳ございませんが、今113条、114条の関係で申立人が家裁の方へ手続を行って申請訂正をしていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（林　正一郎）　66番、松木源太郎議員。

○６６番（松木源太郎）　いろいろとまだ十分なご答弁をいただいてないのもありますけれども、１点だけ再々質問をさせてください。

最後の戸籍の問題についてでございます。私も、いろいろ調べてまいりました。戸籍事件は、行政不服審査法の不服申し立ての対象にすることができない、これが戸籍法第119条の２。そこでですが、私が大変気にしているのは、122条に次の場合には市町村長を５万円以下の過料に処する、こういう条項があるわけです。その５、その他戸籍事件について職務を怠ったとき、これが錯誤、いわゆる瑕疵である行政行為なわけです。これは干潟町の例と全く同じなんです。本来やってはいけないことをやってしまったわけです。そういう場合が、職務を怠ったときになるかどうか私は微妙ですけれども、しかし、市町村長にはこれだけの責任があるということで、この対処方法を弁護士を含めて十分検討していただいて私の方に

ご報告いただきたい、このことを最後にお願いしておきたいと思います。

○議長（林　正一郎）　松木源太郎議員の再々質問に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良）　それでは、今の松木議員の再々質問でありますけれども、担当課あるいは顧問弁護士とも十分相談をさせていただいて、市の方で対応ができる方法があるのかどうか検討をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（林　正一郎）　松木源太郎議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、昼食のため１時15分まで休憩いたします。

休憩　午後　零時１１分

再開　午後　１時１５分

○議長（林　正一郎）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇　安　藤　政　平

○議長（林　正一郎）　16番、安藤政平議員、ご登壇を願います。

（１６番　安藤政平　登壇）

○１６番（安藤政平）　私の念願であります旭市議会においての一般質問、やっとここで実現の形を見ました。市長を脇に置いて一般質問することが私の夢でもありました。新米議員の２年ちょっとの議員のこれから一般質問を行います。

（「頑張れ」の声あり）

○１６番（安藤政平）　16番、安藤でございます。ご声援ありがとうございます。

それでは、ただいまより質問する前に、とにかく今まで14名の方がやってきまして、その中で皆さんお上手で、また私がしようとすることをことごとく質問の中に入ってまして、さて何を質問していいのかちょっと検討がつかなくなりまして、質問の中で重複する問題も大分出てくると思いますけれども、それなりに違う角度で質問させていただきたいと思います。

まず、大きな１番として市長の政治姿勢についてということです。この中で小さく５つに

分けて質問させていただきます。

次に、大きい２番でございます。これは、飯岡漁港の開発の問題でございます。この件は、私は飯岡町の議会の時にも一度やっておりまして、その後、多少進んでいるようでございます。それも含めまして、ぜひ新市でこれを実現してもらいたいという意味を込めて今回一般質問に提出させていただきました。

それでは、まず１番の市長の政治姿勢についてということで、小さな１番、新旭市へのビジョンと題しまして質問していきたいと思います。

ご承知のように、この新市旭は農・工・商、それから漁業、非常にバランスのとれた市だと思います。今までこの農業に関しても、全国で恐らく２番だと思います。千葉県は北海道の次だと思います。その中においても、この東総地域というのはトップクラス、農業が物すごく盛んな地域でございます。私どもの住んでいる飯岡に関して言いますれば、飯岡の農家人口がここにあるんですけれども、ここの中を見ますと、この統計によりますと、これは飯岡の統計なんですけれども、これは平成15年の統計なんですけれども、農家総数が376戸でございます。専業農家が188、第１種兼業が119、２種兼業が69というようになっております。

ご承知のように、飯岡町は県下でも下から３番目という小さな面積でございます。したがって、少ない面積、その土地も狭い、その中で農家は結構頑張っております。恐らく平均所得は、県下で今でも１番だと思います。おおよそこれに出ておりますけれども、376戸の平均所得が私の調べたところによりますと1,200万円ちょっとです、そのくらい上がっております。かなりの高収入を上げています。もちろんこれは今でも多分県でトップだと思います。五、六年前に私が調べた時には農業委員会の会長をやっておりまして、その時にあれしたときには確か一番トップだったと思います。

きのう、おとといからもいろいろ出てますとおり、漁港に関しては市長もおっしゃったように県で２番目です。銚子市は、今年は全国で１番、２番を争ってます、その次に２番というやっぱり水揚げ高を誇っております。ちなみに、漁獲高は銚子市が年間21万トン、それで飯岡は７万1,000トンだと思います。３分の１なんですけれども、とにかく千葉県下では２番目と、それだけの漁獲高を誇っています。

私が言いたいのは、これは後でまた聞きますけれども、順序がちょっとおかしくなりますけれども、その辺のところを考えまして、商業はもちろん旭市のバイパスを中心にしてもちろん盛んでございます。この近辺の商業圏として、大いに商店が進出しております。ただ、問題は外から来た要するにコンビニとかファミレスとか、ああいう系統の店が結構多いです。

あれはやっぱり固定資産税はおりますけれども、もうけはみんなどこかへ行ってしまいます。できれば、旭市へ落とすような商売が発達してくれるのが、旭市にとっては最もベターではないかと考えます。その辺の意味も含めまして、市長はどのように、工業は当然鎌数にあります。それで、干潟にも工業団地があります。この辺のこれからのことを考えまして、市長にその辺の考え方をお聞き願いたいということでございます。

そして、２番目でございますけれども、これは行政改革についてということで、もちろんこの合併は行政改革が主なんです。要するに、大もとは国がないから自分たちの責任を地方に押しかけ、地方で今まで四つあったのを一つにして交付税を少しでも減らそうではないか、そんな程度の考えだと思います。ただ、それに逆らってもこれは現状がそういう厳しい状態にあるということでなっているんです。ただ、その行政改革、これは合併したから財政改革と行政改革をやらなければ何の意味もないんではないかと考えます。そして、それをいかに市長はこれをやっていくのか、その辺のご回答ができればお願いしたいと思います。

それで、小さな３でございますが、１市３町の均衡ある発展に対する考え方、また方針ということでご質問をいたします。

これは、当然１市３町が合併しまして、できれば同じように発展したい、これは町の方の願いなんですけれども、これはやっぱりどうしても集中せざるを得ないと考えます。ですけれども、それぞれの旧町にとってはそれぞれのいいところがあると思うんです。それで市長、その辺のいいところを発見しましたら、それを一つ重点的に伸ばすような政策、こういう政策をやっていただければ、合併したその町もやっぱり買い物は旭市、いや各町は住むところだよと、農業なり漁業なりあるいはいろいろな仕事がそこで成り立つ、そういう形成の仕方、作り方、そういうことも一つは大事ではないか、その辺に対する市長のお考えをお尋ねしたいと思います。

４番目、これは新庁舎の件でございますけれども、これは私が新庁舎をすぐ造れとかという意味ではなくて、合併協の中でも庁舎はつくる方向でというようにと確か決まっているような格好です。何年に造るということではないと思います。これは、いろいろ造る造らないというのは、いろいろなやっぱり問題が出てくると思うんです。でも、私はこの庁舎ということを考えてみますと、現状やっぱり今各町の支所は職員が半分以下になっています。そして、大きな器がそのまま空いている。

きょうもきのうも質問の中に出ていますけれども、やっぱりその庁舎の使い方とかいろいろな方法が出ています。これも、これからは一つ大変な問題でございます。やっぱりあれだ

けのでかい器を遊ばせるというのは、経費もかかることだし無駄、それからまたいい利用方法を当然考える必要もあるんですけれども、まず庁舎をつくらないと、今の仕事の面ですか、職員の方々が仕事をする以上、物すごい何といいますか、やりずらいといいますか、例えば分散しています。今は、本庁をもとにしていろいろ何か所にも分かれています。

そういう中で、物すごく仕事の面でやりづらいのではないか。当然この２番と絡んできます。合併しました、要するに行政改革で職員を減らしていく、そういう中で、この減らしていく上で、散らばっているとどうしたって余計な労力が必要となっています。そうすると、なかなか縮小しづらい面も出てきます。そして、まず市民にとって利用の不便さが出るんではないかと考えられます。それが１極に集中していれば、そこへ行けばすべて用事が足りると、今の形だとここへ行って何課はあっちだよこっちだよというような分散されると、どうしても使う方から見ても、ものすごく使いづらいではないかと、ただ問題は庁舎というのは簡単には建たないということです。大金がかかります。おおよそおれなんかよく分からないですけれども、30億円とも40億円とも言われています。それだけのお金の捻出、まずそれには基金が必要です。今まで積み立ては、恐らく少しやってあるかどうかしれないですけれども、幾らもないと思うんです。例えば、３分の１くらい持ってないと難しいとか、そうなると、やっぱりまず基金から準備しないとしょうがない、あとは起債を起こすというような形、基金がなければ起債を起こさなければならないというような形になると思います。そうした場合、なかなか難しい問題です。

それで、一つは利用できるのが特例債です。特例債をいかにうまく使ってやればできるかなと考えます。その辺の考え方、早速造ってほしいではなくて、これからどういうふうに考えていくか、その市長の見解が分かれば幸せでございます。

あと５番目でございます。これは旧飯岡町の問題なんですけれども、飯岡支所でございます、この問題。これは、飯岡でもって大きなイベントとしまして７月の一番最後の週にいいおかＹＯＵ・遊・フェスティバルというのをやっています。今回は、市長のせいで１週間早まりました。なぜかと言うと市長選がありましたので、結果、よしでよかったのでございますけれども、そういうことでやっております。あと大きなイベントと言いますとしおさいマラソンです、約2,500人くらい集まります。このいいおかＹＯＵ・遊・フェスティバルは２日間やりまして、11万2,000か11万3,000人くらいの人が今年は集まっております。費用もかかるんですけれども、花火に約500万円の予算を食っています。当然、地元は有志の寄附を募りましてそれに充てております。そういう形でやっております。でも、これは当地区にお

いては大変なイベントで、またすごいにぎわいを持っています。この花火はもったいないというような言い方もありますけれども、とにかく人が集まるのはにぎやかでいいではないでしょうか。そういうふうに私は思って、自分はそういうにぎやかなことが好きですので、大いにこれを継承して続けてもらえればと考えている一人でございます。

この飯岡の問題でございますけれども、これはやりました。この問題で、さっきも言ったように、支所の方は職員が約半分以下になっております。その中で、主に商工観光課が担当してやってきたわけです。その中で、やっぱり職員の人手不足といいますか、それで本庁へ問い合わせたらなかなか連絡がうまくいかなくて、応援も思うように得られなかったというような事態があったようでございます。その中で、地元支所としては、警備会社に頼んだりして道路の交通整理をやったらしいんですけれども、何かそれが地元に承知してない警備会社でございますので、その道路の誘導の仕方、車の誘導の仕方、これが何かスムーズにいかなくて警察の方からかなりのおしかりを受けたというようなことを聞いております。そういう面でありますので地元に詳しい職員の派遣をもっとスムーズにこういう場合にできないかと、それをひとつお願いしたいと思いまして、その辺のご回答も含めましてお願いしたいと思います。

それで、大きなタイトルの２番に入ります。飯岡漁港の開発についてでございますけれども、これは先ほど言いましたように、飯岡町のときも私は１回やったんですけれども、その結果、かなり進んではいると思うんですけれども、さらにこれを新市にとって目玉としてひとつ力を入れてほしいというところでございます。この件に関して、嶋田議員がきのうやっていただきましたけれども、さらにもう一つ突っ込んでやっていきたいと思いますので、私の知っている限りの調査したあれを話しまして、できればこれを実現していただきたいと考えております。まず、市長は、この飯岡漁港の開発についてどういうお考えでおりますか。それで、隣にみなと公園というところがあります。これには、かなりの人が今来ております。その前に、一体、みなと公園というのはどこにあるとか多分わからない人もかなりおると思います。

それで、こういうちょっと地図を拡大してまいりましたけれども、後ろの方は見えますでしょうか。予算があればもう少し大きい地図にすればよかったんですけれども、このくらいの予算しかなかったもので、これが入り口でございます。赤くチェックしてあるのがみなと公園です。黒いところが2,300平米、２反３畝あります。これが、黒いところが町が自由に使っていいという土地なんです。今だと市です。つまり、この港全体は県有地なんです。県

の今所管なんです。というのは、いろいろな工事をやる浚渫をやる、すべて県にやってもらうわけです。ですから、県に移管したわけです。そうすると、町は当時はお金がかからないわけです。後でこの図面をもっと詳しく見たい人はここに置いておきますので、市長は当然持っていますね。

ここへ要するに、今だと市で自由に使っていい土地2,300平米、これを利用して、ここへおいしい魚を食べさせる店、それと土産物屋の店、これを造ったらいいんではないかと。というのは、まず飯岡で来る交流人口というのが問題になります。つまり、旧飯岡町へ何人の人が年間に来るかということ、統計が出ています。それは、平成12年には確か60何万人くらいだったと思います。ところが、去年の統計で93万人来ているわけです。これは、もちろん民宿組合、釣り船組合、いろいろな海水浴、イベント、すべて含めた中で93万人からの人が来ているわけです。例えば、公園についてもかなりの人が来ております。ただ、来てもごみだけ置いていくわけです。これではつまらない、やっぱり来た人に飯岡にもっとお金を落としてもらう。強いて言えば、旭市にお金を落としてもらう、やっぱりそういう方法を考える。県でも、観光立県という言葉を知事も大分しています。そういう方向で、やっぱりこれに力を入れるのは、これが新市の旭市全体にとっての流動人口をいかに増やせるかという、これが鍵だと思うんです。だから、市長はこれに力を入れないと次期はないと考えてください。そのくらいの覚悟を持ってやれば、飯岡の住民は99％市長に協力すると思います。そういう意味も含めまして、ぜひこれを造ってもらいたいということでございます。

つまり、ただ単に造ればいいということではなくて、それにはどうしてこういう話になってきたという前提がありまして、私は２年くらい前に当時の議会の人も何人か行ったんですけれども、内房の金谷というフェリー乗り場があります。その近くに保田というところがあります。これはちっちゃな漁港で小さな港でございます。飯岡に来れば飯岡の何分の１という感じです。ところが、ここにばんやという魚料理を食べさせる店があります。出だしはほんの掘っ立て小屋なんです。ところが、いろいろ調査をしますと、これがいろいろな報道関係を使ったあるいは宣伝、これによってとにかく県外からもどんどん人が来る。さあ、狭いところで入りきれない、それで拡大する拡大する。今は300席の席を持っています。これが、昼間時に行ったら30分、１時間待たないと食べられないです。年間の売り上げが去年、おととしで４億5,000万円、今は恐らく５億円を超していると思います。飯岡荘の売り上げが、１年間一生懸命飯岡荘の支配人が頑張って２億円ちょっとです。これは、新市にとって魅力的なものだと思います。

これにやっぱり市長は大いに力を注いで、観光と食、つまりきのうも出ましたけれども、嶋田議員が言ってましたけれども、要するに屏風ヶ浦とかいろいろな意味で渚100選とか夕日百選とか、飯岡はある程度、観光できれいだと、この中では少しはいいかと考えております。でも、自然の観光というのは限られております。これ以上なかなかきれいになりません。あと人を呼ぶのには食です、食なんです。食でもって人をどんどん旭市へ呼ばないと、これ以上伸びません。これに注目してもらいたい。それによって、いかに新市が流動人口を旭市へ送るか、それなりの施設、立派な施設はいらないと思うんです。立派な施設を建ててしまったらお金がかかります。安くできないんです。原料となるイワシ、魚は豊富にあります。足らないものは入れればいいわけです。しょっちゅう漁があるわけでもないです、不漁もあります。ですので、その辺も考えまして、これは魅力的な場所とひとつ市長も考えて、よろしくその辺はお願いしたいと思います。

そのばんやというのはだいたいそんなところなんですけれども、これはまだ詳しくやればもっといろいろあるんですけれども、ただ、このばんやというのは今従業員が料理をするプロは恐らくいないんです、みんな素人なんです。つまり、人件費が安く済むわけです。プロの料理人だったら、１か月30万円とか40万円とか払わないと来てくれない、そんな必要はないんです。料理は簡単なんです。煮る、焼く、生の三つなんです。ちょっと練習したらだれにでもできるんです、おれでもできるんです、おれは魚類は全部できますから、そのくらい簡単なんです。ですから、人件費が安い、しかもこれによって雇用が80人から100人見られるんです、これはでかいです。雇用というのが大事なんです。やっぱり新市がいかに伸びるかは、雇用の場所がなければ絶対伸びられません。いかに雇用の場をつくるかということです。それと同時に、外部からお金を旭市に落としてくれる、一挙両得なんです。それをやっていかなければ、新市は伸びないです。そうすれば、今７万1,000人の人口が近々８万、９万、10万人になるかもしれません。そのくらいの希望を持っていきましょう。

だいたいそういうところでございます。細部は、また再質問のところでやりますので、市長、よろしくご答弁お願いします。

○議長（林　正一郎）　安藤政平議員の一般質問に対し答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長　伊藤忠良　登壇）

○市長（伊藤忠良）　安藤議員の質問にお答えをさせていただきます。

もうすばらしい質問で、本当に引き込まれるように伺わせていただきました。

まず、その質問の１点目でございますけれども、産業の振興という面で商工業についての伺いがございました。地場産業を生かした活性化を図るべきだろう、まさにそのとおりでございまして、旭市の商業の集客人口が23万人と言われておるんですけれども、その大半はロードショップ、旧来の商店街は本当に今は閑散としていると言ったんでは言葉が悪いんですけれども、全く元気がないというのが実際のところでして、それをどう活性化をするかというのが非常に大きな課題であります。旧旭市でございますと、今、駅前の開発が行われておるわけでありますけれども、駅前の開発ができたときには、ぜひ地場のお店があそこへ張り付いていただいて、活力を出していただけたらと思っておるんですけれども、今のところ残念ながらそういった動きにはつながっていかないというのが正直のところです。今度、来年の４月には商工会も一緒になってくれるようですから、商工会とも相談をしながらそういった対策に力を入れたいそのように考えております。

今、ちょうど質問が少し飛びますけれども、飯岡漁港の問題でちょうど保田のばんやさんというお店のお話が出ました。私も伺っておりまして、本当にすばらしい活況を呈しているようでして、そういったことをこれから考えていくというのも、地場のそういった商工業の発展の大きな力になっていくだろうそのように考えております。

後の質問に先にお答えするようになりますけれども、この件に関しては、民宿組合の皆さん方等の相談も借りながら、何とかひとつ民活をそこへ引き込んでやれるような対策を立てたいそのように考えております。ちょうど今、県の方からもお誘いを受けまして、そういった熱意のある方をぜひ県の方と一緒になって検証してくれないかというような相談を受けまして、飯岡から２人ほどそれに推薦をしてございます。そういったこともございますから、県と一体となってこの今、議員からご質問がございました問題としっかりと取り組んでいきたいそのように考えますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

それから、工業団地も鎌数と干潟と２か所あるわけでございますけれども、これに優良企業を誘致をするというのは、この旭市が発展をしていく上で欠かすことのできない大事な問題でありますから、これも県と一緒になって精いっぱいに努めてまいりたいそのように考えておりますので、議員の皆さん方もいいそういった会社等の知り合いがございましたら、少し教えていただいて、どんどん足を運んで誘致に努めたいと思いますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

それから、行政改革につきましては、先ほどの松木議員の質問にもお答えをさせていただいたとおり、新しい市を作って一番の大きな問題点であります。そういった意味で、しっか

りと取り組んで、できるだけ効率のよい行政をしいていきたい、そして市民の皆さん方に負担の軽い行政が敷けるように努力をさせていただきますので、この面に関してもお知恵を拝借をさせていただきたいと思います。

それから、その旧市町の均衡ある発展をということでございますけれども、そのとおりでございまして、まさに旧市町ともにいろいろなその特色を持っておるわけです。そういった特徴をしっかりと生かさせてもらってのまちづくりというのが私の課題でありまして、そういった意味では真剣に旧市町のいいところを探して、そういったものを生かせられるように努力をさせていただきたいと思います。

同時に、今すぐやれる方法としては、合併に際して新市の建設計画をつくりました。その建設計画に沿って、しっかりとそれが実現できるように頑張らせていただきたいと思います。

それから、新庁舎の建設でございますけれども、合併協議会では財政の問題もあるだろうけれども、先ほど議員からもお話がありましたように、積み立て等も行いながら早い段階で建設ができるようにということが協議をされておるわけでございます。それに沿って建設の計画等も検討していきたいそのように思っております。ただ、ここで議員の皆さん方にも少しご理解をお願いをしなければなりませんのは、先ほど防災の話もございましたけれども、今非常にこの安全な旭市で、これまで非常に災害の少ない旭市でありましたけれども、ここへ来てどうも地震の回数等も多くなってきております。そういった意味で、まずその実行をしたいと思っておりますのは、各小・中学校の耐震診断を全面的にやらせていただいて、そして全面改装というわけにもなかなかいきませんけれども、まず倒れないような手当て、いわゆる地震に対する備えだけはきちっとしたいそのように思っております。ですから、今外からそういった耐震装置をつける方法もあるようですから、そういった面でまず小・中学生が安心して勉強に取り組められるような環境を作ってやって、その上で我々の庁舎の建設等も取り組みたいそのように考えております。

同時に、先ほども支所の利用方法等につきましてもお話がございましたけれども、確かに分散して不便を来たす点もございますけれども、今はまさにＩＴ社会であります。今、公の施設は全部光ファイバー網で結ばれておるわけですから、これを上手に生かして使うことによって、分散をしていても全く市民に不便を来たすことがないような形というものがとれるだろうそのように思いますので、職員にその辺の検討を十分していただいて、できるものであればそういった支所を上手に生かすことによって、お金をかけないで済むわけでございますから、そういった面も検討をさせてもらいたいそのように思います。

同時に、現在でも市民の皆さん方は、住民票にしても印鑑証明にしても、どこの支所でも本庁でもとれるという形になっていますから、そんな意味では、以前よりは若干なりとも便利になっているんではないのかこんなふうに考えます。将来的には、これが必要なところへ伝送できるような形にでもなってくれれば、市民の皆さん方がいちいち役所に足を運んでいただかなくても用が済むようになるだろうそのように考えております。

それからいいおかＹＯＵ・遊・フェスティバル、私も向後和夫議員からと申しますより商工会の飯岡の会長さんからお話がございまして、少し間で顔を出させてもらったんですけれども、大変な人出でにぎわっておりました。そういった中で、交通の指導等、民間の会社を頼んで少し不便だったというお話がございました。そういった意味では、合併直後ということでなかなか相談に乗れなかったというような事情もあったんではないのかと思います。この件に関しましては、これから後は実行委員会等も設立をしていただいて、そういった皆さん方と十分相談をしながら、本当に新しい旭市にとっては一つの観光の目玉になれるような事業でございますから、こういったものをしっかりと取り組んでいきたいそのように思いますので、よろしくお願いをいたします。

私からは以上です。

○議長（林　正一郎）　16番、安藤政平議員。

○１６番（安藤政平）　それでは、再質問させていただきます。

先ほどの質問の中で一つ忘れたことがありまして、大きい２の３でございます。ライフ計画事務所は、確か合併前の５月だか６月かに、要するに港の開発の問題に関してのコンサルタント、そういうのが確か９月ころには出るというそのときの話だったんですけれども、その後、結果はどうなっているかちょっと分からないもので、その辺を分かればお願いしたいと思います。

それと、新庁舎の問題でございますけれども、何かいろいろ調査をしていくと、この新庁舎の建設に関してあるいはその合併特例債を使う、こういう面に関して物すごい、おれなんかの頭ではちょっと理解しがたい複雑な何かいろいろあるようでございます。その辺何か説明できればお願いしたいと思います。

○議長（林　正一郎）　安藤政平議員の再質問に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良）　それでは、お答えをさせていただきます。

先ほどの１回目の質問のときに、担当の方からそのライフ計画事務所の問題では答弁書も

私のもとに届いていたんですけれども、質問がなかったものですから省かせていただきました。その後質問のライフ計画事務所にお願いした基本計画はどうなっているかということでございますけれども、ご質問の基本計画につきましては、旧飯岡町において株式会社ライフ設計事務所へ調査委託をし、本年６月に報告書の提出がありました。調査にあたり、関係団体から施設に対する考え方等のヒアリングを行い、それらを踏まえ報告書では、主に管理運営体制について述べられております。内容につきましては、詳細な計画を進めるにあたっては、人材の発掘、確保に努め、本物志向のサービスを提供する体制を整えることが最重要課題であると報告されているとのことでございます。今後は、交通アクセスも踏まえまして、民間の力の発掘など、こういった問題にも取り組んでいかなければならないのかそんなふうに考えております。

以上です。

○議長（林　正一郎）　新市行政推進室長。

○新市行政推進室長（加瀬博夫）　それでは、私の方から新庁舎建設の財源等についてお答えをいたしたいと思います。

新庁舎建設の財源措置でございますけれども、庁舎の建設事業に対しましては、国、県の補助金の制度はございません。したがいまして、その財源といたしましては、地方債と一般財源または基金積立金を充てることになるわけでございます。そして、庁舎建設に係る地方債については、通常は一般単独事業債というものが充たることになるんですけれども、当該庁舎建設が市町村合併に伴い特に必要であるものと認められれば、合併特例債という有利な起債を充当することが可能となるものでございます。

なお、この庁舎に係る合併特例債の対象経費につきましては、一般単独事業債と同様の方法により算定するものとされているところでございまして、具体的には庁舎の対象経費、起債の対象となる事業費につきましては、標準面積及び標準単価に基づき算定した額に付帯施設及び外構等工事費に係る額を加算した額の範囲内とされております。ここで標準面積と申しますのは、総務省の定める基準によりまして、当該庁舎で事務をとる職員数の見込みに一定の単位面積を乗じるなどして算定をした面積でございまして、また標準単価と申しますのは、総務省の定める１平方メートル当たりの建築費で、例えば鉄筋コンクリート造４階建て以下であれば16万5,000円となっております。したがいまして、実際に建設に要する金額のすべてが起債の対象となるのではなくて、標準面積に標準単価を乗じた金額、これに一定額を加算した額の範囲内で合併特例債の発行、借り入れが認められることになるわけでござい

ます。ということは言い換えますと、これを超える金額につきましては、一般財源または基金積立金などで工面をしなければ建築費を賄えないことになるわけでございます。本市における庁舎について、建築費の総額であるとか積み立てておくべき基金の額等につきましては、合併協定に従いまして今後計画を策定していく中で検討されることとなると思われますけれども、参考までに近年の県内の事例を幾つかご紹介をさせていただきます。

まず、茂原市では平成５年から平成８年にかけて庁舎を建設いたしましたけれども、市の人口は９万人台でございますが、庁舎は鉄筋コンクリート地上10階地下１階で、敷地面積が１万7,772平方メートル、延べ床面積が１万6,095平方メートルで、総事業費が78億5,000万円、うち建築費が70億4,000万円、用地費が８億1,000万円でございました。この財源の内訳は、基金が31億7,000万円、起債がおよそ35億6,000万円、一般財源が約11億2,000万円とのことでございます。ちなみに、この建築費を単純に延べ床面積で割ってみますと43万7,000円となります。

また、佐原市では平成７年から８年にかけて建築をいたしましたけれども、市の人口が４万人台で庁舎は鉄筋コンクリート造地上７階建てで、敷地面積１万5,612平米、延べ床面積は１万1,785平米です。総事業費47億7,000万円、うち建築費が46億4,000万円、用地費が１億3,000万円でございます。その財源の内訳は、基金が約14億2,000万円、起債が約25億7,000万円、一般財源が約７億7,000万円となっております。建築費を延べ床面積で除した額は39万4,000円となっております。

以上でございます。

○議長（林　正一郎）　16番、安藤政平議員。

○１６番（安藤政平）　それでは、再々質問ということでもう少しちょっとお願いします。

大きな１番の問題は、先ほども何回も出ていますのでそのくらいにしまして、一番私が今回の質問に重点を置いておる２番、つまり飯岡漁港の開発に関しての問題をもう少しお願いしたいと思います。

この問題を出すにあたって、私はそれなりに住民といいますか、その近辺のいろいろな調査をしてまいりました。つまりこれに携わる民宿組合あるいは漁業組合、それから釣り船組合、いろいろな団体があります。それと近辺の住民です、その方々にどうだと、ここの飯岡漁港へこういうものを造ったらどうだと、だいたいのほとんどの人がそれはぜひやってくれと、やればとにかく人が集まると、人が集まれば何らかのお金を落としてくれると、そういう期待が大でございます。そして、特に飯岡の民宿組合にとってはかなり研究熱心な人がお

りまして、独自でいろいろな研究をしております。その一つが、このサンマずしでございます。市長も当然知っていると思うんですけれども、これは県の知事室に持っていきまして、知事にも試食してもらったといういきさつがございまして、これは知事もべた褒めだったそうでございます。これはうまいと、しかもこの特徴といいますか簡単に説明すれば、要するにサンマというのは色が光ってますね、この光っているのが鮮度を表すわけです。すしにすると、これがどうしても鮮度が落ちる感じになります。これを落とさない方法を開拓したわけです。つまりどうしてかというと、これに飯岡特産のカキ殻を使ったわけです。このカキ殻を使うことによって、この鮮度、色が全然変わらなく、しかも骨まで柔らかくなって食べられると、こういうやっぱり特産品を作っているんです。かなりこういう面で、うち方の組合は勉強しております。それで、うまくテレビ、マスコミを使って宣伝します。宣伝すると、民宿組合は予約でいっぱいになります。それぞれが個々の努力をやっております。

したがって、さらに港へこういう店をつくることによって、これは飯岡町へ来る、旭市へ来る交流人口というのは、もう際限なく行くんではないかという夢が生まれてきます。この夢をぜひ伊藤市長の力で実現してくれれば、そして新しくなった重田助役の県とのパイプもうまく生かしてもらいまして、それと知事には10日ほど前に４時間くらい一緒にいました。何言っているんだ、いいかげんなことを言うなというんでしょうけれども、これは事実でございまして、その際、この港の問題も知事と少し話しました。知事は、それはいい考えだと、これはぜひ実現するような方向へやってくれと、これは官から民ではなくて地元、つまり民から官へ経過をしっかりもっと上げてくださいと、そうしたら大いに取り上げると、幸いのことに旭市は県から助役さんが来ております。ますます太いパイプがつながっている。これは、市長の裁断として最高の人事ではなかったかと私は考えております。さすがに優秀な市長さん、そしてしかも収入役は置かない。これは、まさに行政改革の典型でございます。

そういうことで、これは議長も知っていますからうそを言っているわけではないです。議長、ちゃんと４時間余り同席しましたよね。

（「はい」の声あり）

○１６番（安藤政平）　ということでございます。それも含めまして、ひとつぜひこれは何とか重点施策として実現してほしいと考えます。

そのくらいで私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（林　正一郎）　安藤政平議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市長

○市長（伊藤忠良）　今の安藤議員の質問でございますけれども、まさにサンマずし、この地域の特産品としてこれから売り出せるだろうそのように考えております。近く、日にちはちょっと忘れましたけれども、合併した市の集まりがございます。そこで、地域の産物等も展示をしたりという場がございまして、そこにもそのサンマずしを持っていく約束になっております。そんな意味で、この飯岡漁港の問題に関しては、これからの新市の建設計画の中でしっかりと取り上げていきたいそのように思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（林　正一郎）　安藤政平議員の一般質問を終わります。

◇　髙　橋　利　彦

○議長（林　正一郎）　続いて、52番、髙橋利彦議員、ご登壇を願います。

（５２番　髙橋利彦　登壇）

○５２番（髙橋利彦）　52番、髙橋です。一般質問を行います。

干潟地区のごみ処理施設建設問題について。

まず、初めに環境シンフォニックのごみ処理施設の進捗状況についてお尋ねします。

干潟地区の俗に中和、正式には清和甲地先に、当時の干潟町によって一般産業廃棄物処理業の許可がされました。そして、この許可は問題が大きくなったために、その後、干潟町において許可の取り消しがされましたが、この許可に当たってはまさに電光石火でした。昨年の暮れも押し迫った御用納め前日の12月27日に、業者から許可申請が出され、今年の１月14日、許可がされました。この間、年末年始、そして土曜日曜等の休みの日を除くと、許可のための審査期間はわずか数日という短期日で許可がされたわけですが、このような許可は当然のこととして環境審議会での審議そして地元説明会なりが必要であったわけですが、それらのことが全くなく、担当課、そして町長によって許可され、我々議員は６月定例議会に地元住民からの許可取り消し、そして一般質問によって議会も議員も初めてこの問題を知ったというのが実情です。

そういう経過の中で、現在、清和甲中二区大利根用水西幹線北側の土砂採取場跡の産業廃棄物が大量に不法投棄されているその西側奥で、旧干潟町が一般廃棄物の処理業の許可取り消しを行った株式会社環境シンフォニックが、７月上旬ころからごみ処理施設の建設を始めました。地域住民は、大変不安な思いであります。このような事態から、ごみ処理施設の工事の進捗状況をお尋ねしたいと思います。

次に、地域住民からの要望等についてお尋ねします。

地域住民の話では、新市が誕生してから７月４日、８月５日の２回、中二区の区長から旭市長あてに要望書が提出されていると聞いていますが、受理されているのか、受理されていればその内容をお伺いしたいと思います。

なお、市長はこの要望書の内容をどのように受け止め、どのように対応したか伺いたいと思います。

そういう中で、７月４日の要望書には、道路に敷かれた鉄板の上で事故が起きていることが書かれているが、責任はだ誰にあるのかお尋ねします。

次に、大極土木は８月５日の要望書の中で、道路の拡幅をしているとのこと及び９月10日の土曜日に市道を重機で何らかの改良工事をしていたが、個人が勝手に都合のよいように工事中の看板の設置もなく、また交通整理員の配置もなく、工事の許可もなくこのようなことができるとは思えないが、市長の明確な説明をお伺いします。

８月５日の要望書の中で、地元区長は市道を本来の原状に回復することにより、建設資材の運搬、産廃不法投棄に必要な10トン車の運行を正当かつ合法的に防ぐことができると考えているが、誤った考えなのか。また、土採取が終了して６か月になるが、現在、原状回復がなされているのか。市道の管理に対し、地元市民が大変な不信感を抱いているが、何か特別の事情が存在しているのか、市長の責任ある回答をいただきたいと思います。なお、この質問に対する回答は、新市の行政執行姿勢にかかわる重要問題でございますので、もしも明快な回答が得られない場合は、質問の回数にかかわらず明快な回答が得られるまで質問を続行いたしますので、議長のご了承もあわせていただきたいと思います。

次に、行政としての現在までの対応についてお伺いします。

私は、新旭市が誕生し、合併の効果により旧干潟町とは全く比較できないほど職員の競争が流され、有能な役職員が登用され、行政レベルもアップされ、正確かつ迅速に適正な行政の対応が可能になったものと思っております。しかし、この問題を市長は行政として現在までどのような対応をしたのかお伺いをします。

また、この問題で環境課及び建設課においてそれぞれ通知書等の文書が作成されていると思いますが、文書名と簡単な内容をあわせて伺いたいと思います。

次に、行政の今後の対応についてお尋ねします。

環境シンフォニックは、着々とごみ処理施設の工事を進めていますが、行政として今後どのような対応をするのか、環境行政としての対応についてお伺いします。

また、進入路となっている市道は、今後どのようにして適正な管理をしているのかもあわ

せてお伺いします。

最後に、ごみ処理施設の建設が強行された暁の対応についてお尋ねをします。ごみ処理施設の建設が強行された暁の対応については、どのようにするのかお尋ねをしたいと思います。

以上で１回目の質問を終わりますが、答弁については私の質問した順序でお願いをしたいと思います。

○議長（林　正一郎）　髙橋利彦議員の一般質問は途中ですが、２時20分まで休憩いたします。

休憩　午後　２時１０分

再開　午後　２時２２分

○議長（林　正一郎）　休憩前に引き続き会議を開きます。

髙橋利彦議員の一般質問に対し答弁を求めます。

市長。

（市長　伊藤忠良　登壇）

○市長（伊藤忠良）　それでは、髙橋議員の質問にお答えをさせていただきます。

私からは、市の対応の仕方についてお答えをさせていただきます。

この環境シンフォニックの問題で、地域の皆さん方がいかに迷惑をしているのか、困惑をしているのかよく理解ができます。そして、それに関する７月４日の地区住民からの要望の問題あるいは大極土木の問題、いろいろございますけれども、私の執行前のことについてはコメントを差し控えさせていただきまして、それを引き継がせていただいたわけでございますから、市としてはそれなりにきちっと対応させていただきたいと思います。

同時に、この問題については許可をする気は全くありません。同時に、これを見放しておくという気も全くございません。県と対応しながら、きちんとした形でこの問題を撤去してもらえるように業者と折衝してまいるつもりでございます。

以上が、市のこれからの対応の仕方でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（林　正一郎）　環境課長。

○環境課長（堀川茂博）　ご質問の細目の（１）になりますけれども、ごみ処理施設の進捗状況ですが、株式会社環境シンフォニックは、８月下旬にごみ処理施設の基礎工事を完了させ、９月８日に溶融炉及びその関係資材を搬入し、最近の状況では、15メートルの煙突の基礎工

事を完成させております。

以上でございます。

○議長（林　正一郎）　建設課長。

○建設課長（米本壽一）　２番目の住民要望の内容についてお答えいたします。

これは分けて、要望書の内容と理由、そして市で行った措置、こんな順番でお答えしたいと思っております。

７月４日付の要望書は２点ございました。あくまでも建設課の道路関係を中心にお答えさせていただきたいと思います。

まず、１点目は計画されている廃棄物処理場に通ずる橋際の道路に敷かれた鉄板の撤去に係る措置をしてほしいというのが一つでありました。これはなぜかと言いますと、雨だとか朝霧のときに歩行者やバイクの転倒事故が現に起きちゃったということでありますから、至急撤去しろという要望でございました。これにつきましては、道路法の第40条によりまして、土採取業者が敷いたものですから、７月20日付で鉄板を撤去させました。

二つ目に、用水路にかかる橋の重量制限をしてほしいんだという要望もございました。これは、砂採取というのは十数年来やってまして、10トン車が往来しまして騒音と振動に悩まされているんだと、廃棄物処理場に通じる大型車の通行をますます心配になるから、もう我慢の限界だと、何とかしてほしいというような要望でございました。これに対しましては、市は大型車の進入自主規制の看板を８月29日に設置いたしました。さらに法第46条、これは久須美議員さんの一般質問にもお答えしましたけれども、規制看板をさらに立てようというふうな計画をしております。あのとき14トンの設計荷重であるということで、それを超える規制というものでございます。

さらに、８月５日に要望書が提出されたわけであります。８月５日の要望書の内容も大きく分けて二つございました。一つ目は、市の許可なく不法に拡幅された道路の原状回復をしてほしい。理由につきましては、廃棄物処理施設建設に伴い建設資材の運搬、産廃不法投棄に必要な10トン車の通行を正当かつ合法的に防ぐことができるということで、そういった内容の要望がされたわけであります。それにとった市の措置でありますけれども、土採取業者を指導いたしまして、９月10日に排水路際に打ってあった土止め用の丸太を撤去させました。これは、あくまでも道路法の40条によります原状回復ということの指示をしたわけであります。さらに、土採取業者には橋の上にかかる転落防止用のフェンスを曲げてありましたので、９月27日付でフェンスを元どおりのフェンスに修復をさせたわけであります。

それから、もう１点、要望書の内容の中に道路表面から排水路まで落差５メートルもあるというような通じる現場がありまして、転落したら危ないよと、だから市の方でガードレールを設置してほしいというのが８月５日の二つ目の要望でございました。このガードレールにつきましては、確かに５メートルもあって転落しては危ないものですから、市の方で９月13日にガードレールを設置したわけであります。このガードレールというのは、通行を防止するということではなくて、あくまでも転落防止用、安全のために設置したものだというものでございます。

要望と市のとった措置は以上でございます。

それと、議員の質問の中で、転倒してけがをしたのは、その敷いた鉄板によるものだと、責任は誰にあるんだというような質問もありました。これは、正直なところ詳しくきょうは調べてございませんでした。でも、一般的に言えることは、通常の管理の中での道路の状態なのか、今回のように工事だとか占用物件が敷かれてあったわけです。そこで起きた事故か、これによって分かれると思います。ですので、この場はちょっと明快な答弁を避けたいと思うんですけれども、今回の鉄板は占用物件であるということですから、だれに責任があるかと言えば敷いたものの責任ではないか、この辺はもうちょっとよく調べさせてください。

質問に対する回答は以上でございます。

○議長（林　正一郎）　環境課長。

○環境課長（堀川茂博）　それでは、３番目の行政として現在までの対応についてご回答いたしたいと思います。

行政として現在までの対応としては、７月12日からこの問題に関係する課の打ち合わせ会議を発足し、環境課が主管課として連絡調整を始めました。７月25日、29日、地域住民の苦情処理として、環境課は環境シンフォニックが放し飼いをしていたすべての犬を捕獲しました。８月19日、環境シンフォニックに対し異議申し立てに対する決定書を交付するための通知を行い、８月22日、異議申し立てに対する棄却の決定書を交付しました。

９月13日、県資源循環推進課及び市環境課が立ち入り検査を実施し、環境シンフォニックに対し工事及び資材の搬入の中止を県副課長、市環境課長名で文書により指導し、確認のため環境シンフォニックの代表者の署名と押印をもらったことなどが現在までの主な対応です。

続きまして、４点目でございますけれども、行政の今後の対応についてとのお尋ねですが、株式会社環境シンフォニックが設置を計画している施設は、焼却施設に該当し、廃棄物及び清掃に関する法律第８条第１項の規定により、知事の許可が必要な施設となったことを９月

21日、千葉県知事が判断したと聞いております。したがいまして、今後の対応といたしましては、この焼却施設の許可事項は県の所管となりますので、県と十分協議を行い、あらゆる想定を視野に入れ、今後の対応をしたいと思います。

続きまして、第５点目でございますけれども、ごみの施設が強行に建設された場合とのお尋ねですが、この業者が建設を再開するには、まず知事の許可を得なければできません。これを無視して施設を設置すると、当然、廃掃法第25条第１項第６号の罰則規定に該当いたします。さらに、原料となる一般廃棄物の焼却灰については、市が絶対に提供しませんので操業はかなわないものと思っております。

以上をもちまして、髙橋議員の回答とさせていただきます。

○議長（林　正一郎）　52番、髙橋利彦議員。

○５２番（髙橋利彦）　それでは、再質問のまず最初に進捗状況についてお尋ねをいたします。

伊藤市長の就任初日の初仕事が干潟地区のこのごみ処理施設の現地視察であったと伺っております。そういう中で、ごみ処理施設の建設のために地元住民は、わらをもつかむ思いでいる中で、市長のこの現地視察は、本当に地獄で仏に会ったような、また鬼に金棒というような気持ちになったんではないかと思います。そして、市長は議会においても市の重要事項と認識し、関係各課が総意結集し建設を中止させるよう対応策を講じ、一日も早い地域住民の不安を解消するよう指示したということでございます。しかしながら、市長が現地視察したときと比べますと、かなり建設作業が進んでおります。これでは住民の不安がますます募るわけでございまして、市長が部課に対してどのような指示をしたのか、そのことでございます。市長が指示したにもかかわらず、このように建設作業が進んでいるということは、部課が市長の指示に従わなかったということであります。そういうことの中で、市長はどういう指示をしたのか。また、職員の皆さん方は、この市長の指示に対してどのような対応をしたのか具体的にお答えをいただきたいと思います。

それから、行政は文書が何よりも優先するところでございますので、当然このための会議を行ったということであれば、それらの何らか文書があると思いますので、それもご提示いただきたいと思います。

○議長（林　正一郎）　髙橋利彦議員の再質問に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良）　この件に関しましては、建設課、環境課ともに私の目から見まして精いっぱい努力をしてくれているそのように考えております。同時に、私自身も県の方へも出向

きまして県とも相談をしてまいっております。そういった意味で、先ほど環境課長からお答えをさせていただきましたように、この溶融炉は焼却施設ということで、県の方から焼却施設は知事の許可を得なければいけないという通知が、９月21日付で出されております。そういった形で、この問題は旭市にとっては立ち入りをするという認可を持っておりませんものですから、そういう形で県と相談をしながらこれを止めていく、全力で県と相談しながらこれに対応していくというのが、現在とれるべき姿でございます。そういったことも議員にご理解をちょうだいをいたしたいと思います。

21日の県から出されました許可につきましては、こちらにファックスをいただいておりますから、それを提示をしろということであれば、環境課長、それは提示できますね、それは皆さん方にご覧に入れることはできます。

以上です。

○議長（林　正一郎）　52番、髙橋利彦議員。

○５２番（髙橋利彦）　ただいまの市長の答弁は、私の質問と違っているんです。私は、市長がどのように部課にこの問題について指示をしたか、その辺のことをお尋ねしているわけです。県が云々、これは関係ないわけです。

○議長（林　正一郎）　髙橋利彦議員の再々質問に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良）　これは、溶融炉の問題ですから、県が関係ないというわけにはいかないんです。私からどんな職員に指示を出したかというのは、県と相談をしてこの仕事を差し止めるという指示でございます。そういった意味ですから、県と相談もせずに我々のところだけでやるというわけにはいかないものですから、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（林　正一郎）　議会運営申し合わせ事項で、一般質問の場合には平成17年６月24日に１市３町議会例規等検討委員会において決定されておる質問回数は３回以内として、質問時間は答弁を含めて90分までとなっておりますが、特例を持ってもう１回、質問を許します。

髙橋利彦議員の再々々質問を許します。

○５２番（髙橋利彦）　議長、確かそれは私も重々承知しております。しかし、答弁と質問がかみ合わなかった場合、これは逆に答弁を取り消してもらうのが当然だと思います、いかがですか。

○議長（林　正一郎）　それでは１問１答になっちゃいますから、規約どおりにやっていただきたいと思います。１回だけ質問を許します。

どうぞ。

○５２番（髙橋利彦）　これは、私は職員にどういう指示をしていたかを、市長がどういう指示をしたか、それを伺っているわけなんです。それを県が云々、答弁はこれではないんです。職員にどういう指示をしたか、例えばあそこに今溶融炉を建設されようとしていますね、ですからそれを、溶融炉建設より何より、まずその資材を運び込まないようにこういうふうに建設課はやれよとか、そういう中で環境課はこういうふうにやれよと、その指示をどういうふうにしたかということを尋ねているわけです。ですから、あくまでもこれは答弁と質問は合わせてもらいたい。それで、合わない答弁、質問であれば、それは削除していただきたいと思います。

○議長（林　正一郎）　市長。

○市長（伊藤忠良）　県と相談をして工事を中止させるようにという指示を出しました。

○議長（林　正一郎）　よろしいですか。

（「全部で５番まであるんだから」の声あり）

○議長（林　正一郎）　だから、先ほど、よろしいですか、私が環境課長と言ったときに、髙橋議員が質問に立ったから環境課長の答弁がなかったわけです。だから、今からでは環境課長、答弁願います。

○環境課長（堀川茂博）　ちょっと先ほどの補足をしたいと思いますけれども、県の方の所管に移ったわけでございますけれども、これから業者側は県の方に事前協議の申し出をしなければいけないということになります。それから、それらについてはすべて書類で行うようになりますので、それらをちょっと付け加えたいということで手を挙げました。

以上でございます。

○議長（林　正一郎）　よろしゅうございますか。

（「要望」の声あり）

○議長（林　正一郎）　要望なら結構です。

○５２番（髙橋利彦）　この進捗状況についても要望といたします。

結局、住民がこれだけ不信感を抱いている中で、せっかく行政がこれだけ頑張ってくれているわけでございます。しかしながら、この建設は着々と進んでいるわけでございます。そういう中で、このままいきますと、どうしても行政不信につながりますので、なるべく建設が進まないような対応をとっていただきたいと思います。

○議長（林　正一郎）　髙橋利彦議員の一般質問を終わります。いいでしょう。

○５２番（髙橋利彦）　いや、この五つ質問があるでしょう。

○議長（林　正一郎）　要望。

○５２番（髙橋利彦）　いや、１の要望なんですよ。

（「議事進行」の声あり）

◇　菅佐原　滋　之

○議長（林　正一郎）　続いて、57番、菅佐原滋之議員、ご登壇を願います。

（５７番　菅佐原滋之　登壇）

○５７番（菅佐原滋之）　新旭市の誕生の第１回定例議会で、議長の許可をいただきましたので一般質問させていただきます。質問は通告の順に行います。

第１番目は、伊藤市長が市長選挙に際して提示された食料基地構想の内容であります。

新市旭は、豊かな土地に恵まれ温暖な気候とあわせて基幹産業である農業にとって最適の地域であります。合併前の１市３町の市長、町長がこぞってその条件をたたえ、農業がやりやすい土地であることをいろいろの機会に申しておられました。現実に旭市の農業生産額は県下第１位であります。野菜の生産体制の構想についてお伺いをいたします。

露地、施設、多種多様な生産が繰り広げられておりますが、行政としてどのような取り組みを考えておられるかお聞かせください。

また、次に日本人の主食である米についても、販売、消費、その体制が著しく変わりつつありますが、政策的にどう取り組みを進められるかお伺いをいたします。

次に、畜産業の販売体制の取り組みについて伺います。

旭市における畜産の主役は養豚でありましょう。もちろん肉牛も養鶏も営まれておりますが、何といっても常時飼養頭数17万頭を数える養豚でありましょう。この製品の販売に大きな改革を求められる時期に来ているような気がいたします。

次に、海岸を持たなかった私ども旧干潟町の人間にとって実感がわかないのでありますけれども、水産業の発展についても構想の開陳をお願い申し上げます。

農林水産業に限らず生産業の発展は、その製品が適正価格でスムーズに販売されることであります。農業に絞って考えるならば、消費者の好む品、すなわち安心・安全な製品を適正価格で供給が継続して行われることが肝心であります。生産者、いわゆる農業者、農業団体が主体的に取り組んでいけるように、行政はその支援体制を整えることが役割であろうと考えますが、市長はどのように考えておられますかお伺いをいたします。

畜産の振興を考えた時、常時頭数、飼養頭数17万頭の肉豚、年間出荷頭数40万頭に近づくであろうこの豚の頭数が、旭市が筆頭株主になりました株式会社食肉公社の年間の処理頭数に並ぶものであります。食肉公社の処理量は、旭市だけの区域ではありません。したがって、今、市内の養豚業者でも半分程度は県内外のと場へ移送して処理をしているのが実態であります。なぜ、このようなことに発言が及ぶかと申せば、昨年の暮れあたりから今年の春先にかけて盛んに話のありました某食肉メーカーの旭市への進出のうわさが最近聞かれなくなったからであります。

市長は、先のご自分の市長選挙の決起大会の折、食肉メーカーの旭市進出の話をされましたが、その後、どのようになされましたかお伺いをいたします。これは、相手のあることですから、一方的に進むとばかりは思いませんが、大手の食肉メーカーがこの旭市へ進出していただければ、雇用も増大するでしょうし税も期待できるでしょう。何よりも、直接的に畜産農家が買い手が多くなることによって、生きた家畜を移送しなくてもよくなるのです。ロスもなくなります。ありがたいことだと喜んでおった畜産農家が、その後の話の途切れたことを非常に心配しております。大手食肉メーカーのその後について、差し支えない範囲でお話しいただければ幸いでございます。

私は、農業振興の中で市が主体的に改革、改善ができる部分は、先にも申しましたが、筆頭株主であり行政指導が及びやすい株式会社食肉公社を中心とした畜産部門の取り組みであろうと考えます。市政執行が常に住民の幸せを考え努力されるならば、必ず明るい将来があるものと思います。具体的な答弁をいただければ幸いでございます。

次に、コンプライアンスについて伺います。これは、法律、条例、命令などに従うことでございます。

去る７月20日に行われました農業委員会の役員決定の経過と手順についてお聞かせください。

７月17日に、旧干潟町の範囲で第４選挙区が選挙を終わりました。農業委員会の選挙でございます。７月20日に総会が招集され農業委員会の役員が決定されたのは、どのような根拠法令に基づくものかお伺いをいたします。

農業委員会の任務については多少承知しているつもりでございますが、県への文書の進達についても、代表者が存在しなくてはできないでしょうから、でもこの時点では議会推薦の４名の委員は決まっていなかったのです。議会推薦の委員を上げてくれと議長に言ってきたのは７月14日付の文書が７月19日でした。総会の前日です。私は、この総会は事務手続上困

るので、会長代行を決めて翌月に予定される全員がそろった段階で再議するものと思っておりましたが、７月20日に決定をしてしまったと聞いて唖然といたしました。

また、この件を日程を含めてほかの課長に問いただしましたところ、議会の推薦の農業委員会は、役員にならないのが旭市の慣例であるとの話が返ってきました。７月１日に対等合併で成立した新旭市が、３週間もしない中で旧旭市の慣例がまかり通る、こんな実態に驚かされました。対等合併とは、名目だけだったのか、こんな気がいたしたのであります。ちなみに、干潟の慣例では、議会の推薦委員が正副委員長を担当する機会が非常に多いことを開陳しておきます。職務の執行に当たり、公平、公正でなければならないでしょうし、そのように努めていただきたいと思います。新市旭の慣例については、これから時間をかけてでき上がっていくものと思われますが、このことについてどのように考えておられるのかお伺いをいたします。

次に、環境シンフォニックの溶融炉についてお尋ねをいたします。

重複する部分もあるかと思われますが、現状と将来の見通しについてお伺いします。この点については、旧干潟町の不手際によりまして許可を与えてしまった、そのことがスタートになっているので、大変ご迷惑をかけるそんな気がいたしますが、私ども議会議員がこのことを知ったのは、先ほどの髙橋議員の発言にもありましたように、６月の定例会の直前でございました。それだけ急な話であったわけです。しかしながら、住民の不安を取り除き安心できる生活を一日も早く取り戻していただきたい、心からそのように思っております。

次に、地元から提出された要望書の取り扱いについてお伺いをいたします。

二度にわたって届けられた要望書は、地域住民の切なる思いがあっての文書であります。余りにも対応に時間が経過し過ぎてはいませんか、この辺の所感をお伺いしたい。

次に、執行者並びに市長が万難を排して事に当たるように、あらゆる手を尽くして建設を阻止できると、阻止しなさいという命令が出ておりました。それは、先ほどの髙橋議員の質問にも答えられたと同じことでございます。地方公務員法には、職員は法令に従って、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならないとなっております。このことをどのように感じておられるか、担当の職員にその思いを語っていただきましょう。

次に、公民館だより等についてお伺いをいたします。

７月１日の合併をもって、公民館だよりのように市民に知らせる役目のいろいろな広報が創刊されたり廃刊されておりますが、その基準について名称を含めてどのようなプロセスで、どの機関が決定されましたかお伺いをいたします。

各市広報紙には、合併により変化を来たすのは必然でありましょう。しかし、どんな広報紙でも長年つき合ってきたものには愛着があるものです。そこで、創刊、発刊がどのような基準によって決定されたか教育長にお伺いをいたします。

次に、生涯学習の基本的な取り組み、考え方についてお伺いをいたします。

高齢化社会の到来で、生涯学習の充実は重要性を増してきました。これからはますますその中身に期待が寄せられることでしょう。健康で楽しい老後はだれでも望むところですが、新市のこのテーマに対する取り組み、考え方をお伺いをいたします。

次に、住民サービスの考え方について市長にお尋ねをいたします。

行政は、最大のサービス産業であるという言葉があります。行政執行の頂点に立つ市長の住民サービスの考え方についてお伺いをいたすところであります。不慣れなため勝手なことを申し上げましたけれども、簡潔な答弁をよろしくお願いをいたしまして１回目の質問を終わります。

○議長（林　正一郎）　菅佐原滋之議員の一般質問に対し答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長　伊藤忠良　登壇）

○市長（伊藤忠良）　菅佐原議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、食料基地構想の中での野菜の生産、販売体制の構想という問題でありますけれども、きょう先の議員の方々の質問にもお答えをいたしましたとおり、いろいろな意味で都市部の消費者との交流を持ちながらそういったものを強めていきたいそのように思います。市の現在行っておる取り組み等につきましては、担当からお答えをさせていただきますけれども、現在、旭市の流れとしては二通りあろうかと思います。一つは、農協による市場への販売方法、そしてもう一つは生協等と消費者と直接の取引をする方法、その二通りあろうかと思いますけれども、両方ともこれからの旭市の野菜の販売の体制としては大事なことだろうと思います。同時に、できれば加工の面も併せて考えていったらとそのように思っております。同時に、野菜の生産の面では、私は個人的には農薬を使わない無農薬野菜というのは、業としてはなかなか成り立たないという考えを持っておりますから、そういった意味で安全な農薬を政府にしっかりと生産をしていただいて、そのきちんとした使い方を守りながら安全な野菜を消費者に提供していく、これが生産地の役割だろうそのように考えております。そして、できればその生産体制というものを、こういった消費地に近いところでございますから、消費者の皆さん方にお越しをいただいて、その目で見ていただいたり、自分たちでしっかり

と農業体験をしていただく中で、安全な野菜だというものをしっかりと見ていただいて食していただけるようなそういう体制をつくり上げていきたい、そんなふうに考えております。

それから、千葉県食肉公社に関連しての畜産の販売体制の問題でありますけれども、これは本当に重要な問題でございまして、同時に、この地域にとっては農業の中でも非常に大きなウエートを占めている部分だろうそのように思います。千葉県食肉公社を拝見をさせていただいたおりまして、私が率直にご意見を申し上げておりますのは、あそこにもう少し問屋を連れてきてください。その販売体制でいわゆる出口を作るのが一つ、それからあそこで競争が生じるような仕組みをぜひ作ってもらいたいそのようにお願いをしてございます。

私も養豚農家でございますから、少し値をよく買っていただければ荷はしっかり集まるわけです。現在、昨年度の食肉公社の豚のと畜頭数が約37万頭、恐らくこの地域には、その倍の豚が旭市だけとは言いませんけれども、この食肉公社の関連する中では約倍くらいの豚がいるだろうそのように思いますので、できれば私も菅佐原議員と全く同じ考えでして、この時代に東京へ生きた豚を運ぶというのは決して褒められたことではないだろう、できればこの生産地で処理をして、処理をしたものを消費地へ運んでいくのが理想だろうそのように考えております。

ちょうど昨日の朝、食肉公社の長田社長が私のところへ見えましたものですから、そのときにもお願いをしてございますし、県の方にも、もう少しと畜頭数の拡大をしてくれるようにお願いをしてございます。そういったことで、きちんとした食肉公社の体制を整えていただいて、もっと地域の生産農家に便宜を図ってくれるようにお願いをしてございます。食肉公社の社長そのものも、もっと大きくしようという希望を持っておりますし、そういった意味ではもっとどんどんいわゆる出口を広げるという意味で、問屋の参入もこれから図っていく、そういった約束もしていただいております。

それから、前回お話がございました某会社でございますけれども、その後、進出の話は正直言って立ち消え状態でございます。ただ、豚だけは使ってくれるということで、週５日のと場ですから、2,000頭くらいの豚を使っていただける希望は持てるようでございます。

それから、環境シンフォニックの問題でございますけれども、職員へという質問でございましたけれども、質問と少しそぐわない点、お許しをいただきたいと思いますけれども、先ほど髙橋議員にもお約束をさせていただいたように、これから職員と一体となって県と相談をしながら全力を注いでこの事業の阻止をしていきたいそのように考えておりますので、議員方のご指導とご協力をよろしくお願いをさせていただきたいと思います。

それから、住民サービスの問題でありますけれども、市民の皆さん方が市役所へお越しをいただいてまずしていただく要因の一つは、住民票あるいは印鑑証明等をおとりに来ていただくという問題がまず一つ、それに関しては、今は本庁でも支所でもとれますし、私はこれは近い将来、恐らく必要のあるところへ住民票でも何でも伝送することによって用が済むような形になるんではないのかと見ておりますし、そういったお願いも県なり何なりにしていきたいそんなふうに思っております。

それから火葬等の問題、葬儀等が生じました場合に市役所へ訪れますと、旧旭市の市役所の場合でありますけれども、何か所か歩かなければならない、こういったものもできれば１か所へ来ていただいたらそこで用が済むような形がとれるように、職員にもそういった方法を少し講じてくれないかというようなお願いもしてございますから、そういった１か所で用が済むような形がとれるように便宜を図らせてもらいたい。

それから、先ほど松木議員の質問にもお答えをさせていただきましたけれども、旭市ではと申しますより旧旭市でも行っていたことで、今度はそれを全区域に広げますから、市民の皆さん方がいわゆるいろいろな趣味に興じたいと思いましたときに、いろいろな趣味の講座等も設けてございます。そういったサービスから、それから今、今度は市民の足の確保ということでコミュニティバス、循環バス等も今検討をさせていただております。市民が要望するようなことを何でも行うというわけにはまいりませんけれども、積極的に検討をさせていただいて、市民に便宜が図れるように努力をさせてもらいたいそのように思っております。

以上です。

○議長（林　正一郎）　農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫）　それでは、議員の質問に対しまして野菜あるいは米、水産業の販売そういうところにつきまして担当課の方から答弁させていただきます。

ご承知のように、野菜なりあるいは米またはこの管内には花もあります。そういうものにつきましては、今までの作れば売れるそういう時代から売れるものをどう安全に作るか、それをどう有利に売るか、実はそういうことが我々の課に課せられた大きな課題かなというふうに認識しております。一つとしましては、前に議員からご質問の中にありましたように、インターネットで何かうまく販売できないか、そういうものを含めながら課としていかに有利に売れるかそういうものを検討していきたい。ただ、インターネット等になりますと代金回収の問題といろいろございます。そういうものを地域の農業者の方と一体となってこれから構築をしていきたいそういうふうに考えております。

特に、農協にはこの高く売るという部分につきまして我々もいろいろな産地の事例を紹介しております。先日は、農協の職員を連れてきまして松尾町にカット野菜の工場があります。そこでは、大根を１本で売るんではなくて今、大根は３分の１カットあるいはキャベツは２分の１、そういうようなカットの仕方によって高く売る、そういうところも農協にも視察をしていただきました。特に、トウガンが今まで１個で売れなかったものが４分の１にしましたところが大分売れる。そういうことで、売り方一つで農家の所得も上がっていくのかとそういうことで努めていきたい、そういうことで考えております。

それと水産につきましては、特に飯岡漁港は量がいっぱいとれるということで今までいろいろありました。ただ、この量だけでは漁民の方はなかなか潤わない。そんなことで、このイワシをいかに今まで魚のえさとかそういうものの扱いであった。それをなるべく多く、人間が食べていただくような消費拡大あるいは県内あるいは全国に販売の促進というようなことで、先般も県の水産課とともに市と県といろいろ勉強会を持とうとそういうことでやっております。そういうような方向で、量から金額というようなことで対応を図ってまいりたいそういうように考えております。

以上です。

○議長（林　正一郎）　農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（野口徳和）　農業委員会の役員決定の経過と手順についてお答えいたします。

根拠ということでございますけれども、農業委員会等に関する法律第21条及び旭市農業委員会会議規則第７条により総会に関する規定がございまして、総会は在任委員の過半数が出席しなければ開くことができないとなっております。７月20日の総会時の在任委員は24名で全員出席の会議でございます。

なお、議会の推薦委員が欠けている状況等の会議でございましたが、空白期間をつくってはならないということで、合併時という状況でやむを得なかったのかと考えております。

次に、２点目の新旭市における関連についてお答えいたします。

会長等の選出につきましては、農業委員会等に関する法律第５条の規定により、互選により選出されたものであり、旧旭市では代々公選の委員から会長が選出されておることでございまして、慣例ということではございません。

○議長（林　正一郎）　環境課長。

○環境課長（堀川茂博）　それでは、大きな３番目の環境シンフォニックの溶融炉についての

（１）と（３）についてご回答いたします。

（１）現状と将来の見通しとのご質問ですが、８月22日、本件異議申し立ては理由がないとして異議申し立てを棄却した現状にあります。

次に、将来の見通しにつきましては、業者が設置を進めている施設である溶融炉は、先ほど来申し上げているとおり、知事の許可が必要な焼却施設に該当するとの判断を県がしたため県の所管となります。

そのほかにこの業者が市の決定について、６か月以内に処分の取り消し訴訟の提起を起こすことができます。さらに、損害賠償訴訟等が想定されますので、法令を遵守し万全を期して対応する所存でおります。

それから、（３）番目になりますけれども、執行者並びに市長の命令をどう扱ってきたかということでございますけれども、この問題については大変重要な問題としてとらえ、必要な資料を十分収集した上で、重点をどこに置くべきか、法令の根拠はどうか、違法な面はないか、通達行政実例、判例を調べたか等々を精査し、最後に上司の意図、すなわち市長の考え方である命令を反映しているかどうかを確認し、慎重を期して事務に取り組んでおります。特に、このような事案は規範あるいは事務処理を行う上で、市長の考え方である命令が重要な要素となりますので、執行者の長である市長の命令を最優先として職務を執行しております。

以上でございます。

○議長（林　正一郎）　建設課長。

○建設課長（米本壽一）　環境シンフォニックの地域住民からの要望等について、市の措置までに時間のかけ過ぎであると、どうしてかというご質問にお答えしたいと思います。

この件につきましては、議員から建設反対陳情審議のための文教福祉常任委員会でも申し上げましたですけれども、道路や橋の原状回復のためのその根拠、根拠というものの調査に時間を要したということと、原状回復義務者の説得に時間を要したということでございます。

以上です。

○議長（林　正一郎）　教育長。

○教育長（米本弥榮子）　公民館だより等についてお答えいたします。

これまで各種講座や催し物の案内として、旧旭市では生涯学習情報紙「あじさい」を年２回、前期４月１日と後期９月１日に発行しておりました。旧海上町では、海上公民館だよりを毎月１回発行しておりまして、旧飯岡町、旧干潟町では町の広報により情報を提供してお

りました。合併後は、旭市民に広く生涯学習講座の募集案内と情報の提供ということで、旧１市３町にわたる各公民館、図書館、関連施設等々を含みまして、後期に開催する各種教室講座を取りまとめまして、後期分のあじさい９月１日号を発行したものでございます。発行までに新たな名称等の検討する時間もなかったものですから、今までの名称をそのまま使用いたしましてご心配をおかけいたしましたが、平成18年度に向けまして名称、内容等についても精査しているところでございます。新合併式典等におきましても、市の花等も決まるようでございますので、またいいアイデアがありましたらよろしくお願いしたいと思っております。

なお、公民館だよりにつきましては現在休刊しておりますが、今後は、旭市内の公民館や関連施設等で実施している事業を含めまして、さらに詳細の内容で発行するよう調整しまして、発行に際しましては、市内の各施設を利用していらっしゃる関係者から広報編集委員を選出しまして、編集委員会を経まして定期的に発行していくつもりでおります。

２番目の生涯学習の基本的取り組み、考え方についてですが、生涯学習という考え方といたしまして、対象はこれは幼児から高齢者までであります、学校教育もまたその基盤をなすものと考えております。旭市における生涯学習の基本的取り組みといたしまして、21世紀のこれからのグローバルな時代を生きるためには、生涯にわたって学び、ゆとりや豊かさ、喜び等を味わいながら、みずからの生きがいを創造していくことが重要であります。そのためには、市民一人ひとりが自ら学び、教え合い、その成果を社会に還元することが大切かと思います。

まず第１に、自ら学び教え合い、他を思いやる心豊かな人づくり、２番目に生涯スポーツを楽しむ人づくり、３番目に伝統文化を継承し文化をはぐくむ人づくり、４番目に家庭、地域、学校が一体となって共生する地域コミュニティづくりの４項目を基本理念として、学習機会の提供をすること、学習支援体制の充実を図ること、生涯学習施設の整備、充実を図ること、推進体制の充実を図ることに向けて、いつでも、どこでも、だれもが学べる学習環境づくりの達成を全庁体制を基盤としながら、関係機関、関係団体、民間等のネットワーク化を図りながら市民の多様な学習ニーズに対応して、また支援していくことを目標に、現在、生涯学習推進計画を検討、作成しているところでございます。

以上です。

○議長（林　正一郎）　57番、菅佐原滋之議員。

○５７番（菅佐原滋之）　再質問をさせていただきます。

食料基地構想の中での旭市の野菜、いわゆる２本立ての方向づけだという市長の答弁でございますけれども、やはりこの方法以外には恐らくは考えられないだろうというふうに、ただ行政が進められる範囲というのは、あらかじめいわゆる経済行為ですから、お手伝いをするというか、その体制を支援するということになろうかと思います。ですから、余りに深入りするとこれまた問題が起こるかというような思いをいたしております。しかし、安心、安全ということについてのいわゆる消費者のニーズはますます高まるでしょうし、そういう中で先ほども申し上げましたように、旭市が直接、より深く取り組めるというのは、株式会社食肉公社の経営も踏まえて、その方向づけであろうというふうに思います。大手食肉メーカーが、その後進出の話が頓挫したというのは残念な話ですけれども、それに懲りずにいわゆる情勢を整えて、ぜひとも進めていただきたい。

ただ、この中でやはり小泉内閣の既得権のどうのこうのという今度の選挙の争いのテーマになった部分もありますけれども、既得権が、いわゆるあそこに幾つかの問屋が入っております。その問屋が、今おおむね37万頭の豚が順調にはけているからこれ以上はいらないと、したがって、新しい買い手が入ってもらうと、今までのおれたちの平穏な取引が壊されやしないかということが、もしもこの大手食肉メーカーの進出を拒んだとすれば、これは問題です。ですから、このことについてあくまでも行政執行は市民が主役です。そのことを市長、肝に銘じて運営をしていっていただきたい。筆頭株主であるところの旭市が、いわゆる主導権を握り、なおかつ行政指導もできると、今、私は食肉公社がどのぐらい借金が残っているかしりませんけれども、自治体が後ろで判を押しているわけです。だからこそ、今の食肉公社があるというふうに考える面もあります。したがいまして、そういう人質というか、それをとってあるわけです。ですから、行政指導の中でどうしてもこの旭市の畜産農家が喜んでその生産に携われるような、そういう環境づくりを指導していただきたい、導いていただきたいということ、市長の行政指導の心意気をまずお答えをいただきたい。

次に、農業委員会の役員決定の経過、今の説明で承知しましたが、しかし、４名の委員は任命されていなかった。そのときに、確かに規約では半数以上出席すればオーケーかもしれません。これは、しかし乱暴なやり方ではないか、余りにも乱暴ではないか、ということはなぜこれを代行にしておかなかったか、先ほど申し上げましたように、次の総会で再議する、そんな方法もあったと思います。ある見方では、議会軽視につながらないかという感触も持ちます。どうぞ、この辺の再答弁をお願いをいたします。

次に、旭市の慣例と申しましたのは、要は先ほども残念なことを申し上げましたけれども、

１市３町新設合併でスタートしました。特に、職員の皆さんにお願いしたいことは、小さくても一国一城そんなつもりで私どもはおります。兄貴分の旭市が、大目に見て懐の大きいところを見せてください。先ほど教育長の答弁にもありましたけれども、いわゆる旭市の決めごとがそのまま新市の決めごととして通っていることが非常に多く見受けられる。少なくとも何らかの形で機関決定をしていただきたい、それで進めていただきたい。そういう経過を経れば、何も申し上げることはございません、そんなふうに考えます。

次に、建設課長の答弁の中にありましたように、いわゆる道路の問題ですけれども、その原状回復のための根拠を見つけるのに時間がかかった、そういうお答えでした。しかも、私の調査では、あるいはこれは調査というよりは常任委員会のメンバーに配られた資料の中に、あの角型カルバートは、あなたがおとといの久須美議員の答弁の中にありましたように、強度が16トンというふうにお答えになりました。これは、新しい製品での強度でございます。どこで調べられたか存じませんが、確かにメーカーではそういう答えを出すそうです。しかしながら、私どもがいただきました資料の中に、老朽化が顕著なために敷き鉄板をして４トン以上はだめとそういうふうに明記されております。先日の久須美議員の答弁を訂正する必要があるのではありませんか、所見を伺います。

いわゆる７月４日に執行者から、８月５日に新市の市長から、何としても阻止するようにという命令を受けていながら、現実にそれが行われたのは９月も半ば過ぎです。こんなスローモーな措置の仕方で、本当に公務員としての任務が果たせるとは思いません。もっとスピーディーな的確な行動をとっていただきたい。なぜそれができなかったか、再答弁をお願いをいたします。

公民館だよりについて重ねて申し上げます。

海上の公民館だよりは毎月発行されておりました。内容についてもご承知のはずです。予算も来年の３月までついております。そんな中で、旧旭市の年２回の行事の報告というかＰＲのためのあじさいが９月１日に新聞折り込みとして私どもの手元に来ました。当然のことながら、これらのことは最低限でも公民館運営審議会なり社会教育委員会なり、そういうところで議論されてしかるべきあろうと、今の教育長の話では、平成18年に向けてというお答えがございましたが、ぜひひとつその辺の決め方に市民が納得するような、そういう手だてを講じてほしいと思います。一部の人たちが、独断専決でやれる問題ではないと思います。ましてや公民館は公平公正で、市民のみんなのものであるということは明確でございます。そのことを肝に銘じて運営を図っていただきたい。

以上、再質問をさせていただきました。的確なご答弁をお願いします。

○議長（林　正一郎）　菅佐原滋之議員の一般質問は途中ですが、３時50分まで休憩いたします。

休憩　午後　３時３０分

再開　午後　３時５０分

○議長（林　正一郎）　休憩前に引き続き会議を開きます。

菅佐原滋之議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良）　それでは、菅佐原議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、野菜の問題でございますけれども、このことは一番この地域でやれるのは、安心な野菜を作るということだろうそのように思います。その安心な野菜を作っていただいて、消費者の皆さん方に安心して食していただけるような手だてというのを生産者と一緒になってつくり上げていきたい、そのように考えますのでよろしくお願いをいたしたいと思います。

次に、食肉公社の問題ですけれども、このことは食肉公社そのものを株式会社でございますけれども、非常に公共性の強いと場でございます。そういった意味では、地域の生産農家が潤ってくれるということは、この地域は旭市にとっても大変な大切なことでありますので、しっかりと対応をさせていただきたいと思います。そして、あのと場がますます大きくなってと申しますより盛んになって、そして地域の養豚農家と申しますより畜産農家が喜んであそこのと場へ出荷をしてくれるように頑張って、そのように方向づけをさせていただきたい、そのように思います。

それから、対等合併なのにどうも旭市の例に倣うことが多いというお話がございました。これまでの慣習で、つい旧旭市という言葉が出てしまうかも知れませんけれども、やっていることは決して３町に差別をしたやり方はしておりませんのでご理解をいただきたいと思います。

それから、もう一つ環境シンフォニックの問題で職員に対応が遅いというお話がございました。本当に、私を含めてこういった環境問題というのがこれまで旧旭市にはなかったものですから、本当に不慣れで遅くなっておりますことを心からおわびを申し上げますと同時に、

これまでのことはひとつご容赦をいただいて、これから職員ともども全力で取り組んでいきたいそのように思いますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

私からは以上です。

○議長（林　正一郎）　農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（野口徳和）　会長代行という形がとれなかったかの件につきましては、このようなときに会長の職務執行職、法律の規定があったらよかったということで、現時点ではちょっと代行という形は難しいと考えております。

それから、旭市の慣例の件では互選ですので、推薦委員、公選委員、だれでも会長に選出されるわけですので、公平な機会をつくるよう努めてまいります。今後とも法令を遵守し、関係部局と十分連携をとってやっていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（林　正一郎）　教育長。

○教育長（米本弥榮子）　再質問にお答えします。

先ほどもお話ししましたように大変ご心配をおかけいたしましたが、今後は生涯学習推進協議会、公民館運営審議会という会議を通しまして決定をいたします。よろしくお願い申し上げます。

○議長（林　正一郎）　建設課長。

○建設課長（米本壽一）　先ほどのご質問、先ほど議員さんは16トンと言われましたけれども、これは14トンでございます。

それと、４トン以上の話をしましたんですけれども、４トン以上と指導したのは八日市場土地改良事務所です。これは、砂採取業者が砂を採取するときの条件でありまして、橋が老朽化していますので４トンの車を使えというような指導をしたわけです。我々は、その４トンという根拠は何ですかと、橋を造った県に聞きに行ったのが、この八日市場土地改良事務所なんです。八日市場土地改良事務所は、４トンという根拠が分からなかったんです。分かればすぐ４トンでよかったんですけれども、何で４トンにしたんですかって、きょう現在も分からなかった。ですので、あくまでも時間を要してしまったというものです。でも、何で14トンにしたかと申しますと、これは譲与を受けたときの書類をずっとひっくり返しまして見つけたのが14トンという数字でしたので、14トンを根拠にさせていただきましたというものであります。

それともう一つの質問で、何でスピーディーにできないのかということは、これは先ほどの繰り返しになりますけれども、土留め用の丸太を撤去させるにしても、ガードレールを設

置するにしても、そのラインはどうしても決めなくてはいけないんです。また、その橋の14トンの規定にしても同じなんですけれども、道路のラインというものを決めなくてはいけないということは、その通る側は道路というものは広い方がいいでしょうというのが理論なんです。ところが、地元はどうしても元に戻せ、これは元に戻せというのは当たり前の話なんです。だから、我々は広い方がいい道路ではなくて、もとあった状態に戻しなさいよと、これは砂採取やるときに町長と協定書まで結んでいるでしょうと、そのときに保証人まで立てているでしょうと、ここまで言って説得したんです。説得するのに時間を要したというのが先ほどの答弁です。同じ繰り返しになってしまいますけれども、以上です。

○議長（林　正一郎）　57番、菅佐原滋之議員。

○５７番（菅佐原滋之）　最後の質問にさせていただきます。

いわゆる決め事に対してどう従順に応ずるか、これも公務員の任務の重大な部分であろうと思います。しかも、そのことは文書として残っているわけです。皆さんの得意な文書です。その文書に明記されていながら何でこんなに時間がかかる。14トンでも４トンでも、14トンというのは新品の話だ。４トンというのは、老朽化しているから４トンで止めてください、そういう状況です。市長の命令は、何としても止めてくれるようにという担当課並びに関係課に命令が下ったわけでしょう。それを言を左右にして、ずるずると２月も放っておく。しかも、その間に問い合わせてみたら消防車が通れなかったらしょうがないだとか、いろいろなことを言っていられました。確かに、消防車が通れなければ大変なことになるかもしれない。

しかし、あの大型車の制限、その看板を出すのにだってえらい時間がかかったでしょう。そういうことがよく言われる、遅れず、休まず、働かず、こういうふうに言われてきた我が国の公務員を代表するようなそういう叱責を言われるのではないでしょうか。住民の皆さんも、新市になったら何とか取り上げてもらえるのではないかということで、期待を込めて要望書を２度にわたって出しているんです。そのことについて極めて対応が遅い、それは事実です。現実に日程をくってみれば分かります。確かに、旭市にはそういうことがなかったから勘弁してくれと、市長の言い方でございますけれども、どうか市長、このままでこのことがこの気持ちの切り替えをしなければならないと思う。確かに発端は干潟の間違った決裁が、間違った許可が、このスタートになっていることは私ども関係者として頭を下げなければならない。しかし、我々も知らなかった。そうするというと、即刻それに対応できるようなそういう心の準備は常にあってもいいではないかそんなふうに考えます。

とにかくこの問題は、市長が絶対に許可しないということを明言なさいましたものですから、ある部分では安心しております。しかし、善人だけがいないのがこの世の中です。ですから、十分な監視の目を続けていただいて、何としてもあの地域に平和が戻るような、安心して暮らせる日が一日も早く来るようなそういう措置を講じていただきたい、これを要望して終わります。

ありがとうございました。

○議長（林　正一郎）　菅佐原滋之議員の一般質問を終わります。

◇　角　﨑　浩　一

○議長（林　正一郎）　続いて、１番、角﨑浩一議員、ご登壇を願います。

（１番　角﨑浩一　登壇）

○１番（角﨑浩一）　本日の一般質問の大トリを務めさせていただきます。議長の許可をいただきましたので一般質問をいたします。

私の子どもたちは、今、義務教育を受けている真っただ中であります。ですから、現に今子どもを持つ親の立場で、旧干潟町と同じように教育問題での質問をいたします。今回は、教育施設の問題、学校評議員について、学童保育についての大きく分けて３点です。

まず、初めは教育施設の問題です。最近、日本では新潟をはじめ各地で地震が起き、アメリカ南部ではものすごいハリケーンが起きております。天災というのは、いつ、何時起こるか想定がつきません。ですから、危機管理というのは常に意識していなければならないと思います。そういった災害が発生したとき、避難場所として学校等の教育施設があると思います。一昨年になりますが、そのときの台風では、市内のある小学校の体育館では屋根が飛び、中学校の体育館では窓ガラスが破損したと聞いております。

実際にその付近の住民の方々にお聞きしましたら、体育館に避難しろと言われたら絶対に行かないという声が多々ありました。また、急に阪神大震災のような地震が、生徒が学校にいる時間帯に発生したらどうなるでしょうか、考えただけでも恐ろしくなります。現に、体育館を含め校舎もかなり老朽化しております。そういった現状で、耐震調査は実施されているのでしょうか。また、調査後どのような対応をされたのかお伺いします。

実際に、これからの時代を担っていく子どもたちのために、老朽化の施設を早急に建て替えた方がよいと思われますが、どのように考えておられますかお伺いします。

次に、学校評議員について質問します。

学校評議員が制度化されていると聞いておりますが、制度が導入された趣旨についてお伺いします。

また、学校評議員はどのように任命するのか、その手続についてもお伺いいたします。今現在、旭市の小・中学校には学校評議員がいるのか、現状はどうなっているのか説明をお願いします。

次に、学童保育について質問します。

以前、旧干潟町において２度にわたり学童保育の件は質問いたしましたが、新市に引き継ぐということになりましたので、新市に引き継ぎどのようになったのかお伺いします。

学童保育は10人以上と決まっているようですが、近隣の光町の実施方法だと、ほぼ町の中央にある東陽小学校に生徒を集めて実施しており、また山田町においては、役場の在の児童館にシルバー人材が各小学校に生徒を迎えに行き実施していると聞いております。ですから、人数の満たない小学校に関しては、光町、山田町の実施方法をとれたらよいと思いますが、どうでしょうかお伺いいたします。

また、新市の学童保育の現状をお伺いいたします。

以上で、私の１回目の質問を終わります。再質問は自席で行います。

○議長（林　正一郎）　角﨑浩一議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（在田　豊）　それでは、学校教育施設の問題につきまして私の方からお答えをさせていただきたいと思います。

災害時の避難場所に指定をいたしております学校施設につきましては、議員ご指摘のとおり、その耐震性能、それから老朽化した施設の質的な整備を図りながら整備をしていくことが必要とされておるところでございますが、先ほどの安藤議員のご質問に対します市長からのご答弁がございましたように、教育施設整備の基本的な考え方といたしまして、現在の耐震基準以前、すなわち昭和56年以前に建築をされました施設は、すべて耐震診断を実施し、この診断結果によりまして、緊急性等を十分に判断をさせていただきまして、耐震補強を含めました大規模改造事業を逐次実施してまいりたいというふうに考えております。

それから、ちなみに耐震診断の進め方でございますけれども、旧旭市におきましては、昭和56年以前に建築をされた学校施設のうち、比較的新しい建築年度の建物につきましては、大規模改造事業を前提といたしました耐震の２次診断を実施しております。また、それ以外の建物につきましては、現状での耐震性能の把握を目的といたしました耐震の１次診断を実

施いたしまして、その１次診断の結果に基づき耐震の補強が可能であれば、大規模改造事業を前提としました２次診断を実施していく考えで進めておるところでございます。

今後は、旧３町と申しましても、旧干潟町には耐震診断を実施しなければならない教育施設がございませんので、旧海上町、旧飯岡町の学校施設につきましても、旭市の進め方と同様に耐震診断を実施いたしまして、その結果によりまして、耐震補強を含めました大規模事業を実施するか否かを判断してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（林　正一郎）　学校教育課長。

○学校教育課長（多田清司）　それでは、角﨑議員の学校評議員についてのご質問にお答えをいたします。

この学校評議員制度は、実は平成12年１月に学校教育法施行規則が改正されまして、地域の住民の学校運営への参画の仕組みを制度として位置付けたものでございます。そして、学校評議員は校長の推薦により教育委員会が委嘱するということになっております。この学校評議員制度につきましては、昨年度より東総校長会から管理規則改正の要望がございました。教育委員会としましても、学校評議員のあり方について近隣市町と連携しながら話し合いを進めてまいりました。その結果、今年の４月より学校評議員を委嘱できるよう小・中学校管理規則を改正したばかりでございます。しかし、現在まで教育委員会として各学校において評議員の委嘱はしておりません。

大きな３番目ですが、学童保育については今議会で何度かご説明しておりますので、重なる部分があると思われますのでご了承ください。

さて、学童保育を旧干潟町では新市に引き継ぐこととなっていたがどのようになっているかというご質問がございました。ご指摘のとおり、合併前の協議会の議論の中で、旧干潟町に１か所設置するようにということで引き継いでおります。そして、７月に合併してから設置予定されている校長先生に学童保育への理解を求めると同時に現場も見てまいりました。ここもほかの未設置校と同様で、現在空き教室がないという状況でございました。先ほどの中にも児童数が少なくても開設をということでございましたけれども、やはりこの空き教室の問題を解消しながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、過日にも申し述べたとおり、学童については教育委員会としましても真摯に受け止めまして、開設に向けて最大限の努力をしたいというふうに思っております。

次に、新市の学童保育状況はどうかというご質問でしたが、これも何度か説明し大変恐縮

でございますけれども、新市の学童は旭市内15小学校中７校で開設しておりまして、９月１日現在の在籍児童数は176名でございます。

以上です。

○議長（林　正一郎）　１番、角﨑浩一議員。

○１番（角﨑浩一）　それでは再質問いたします。

まず、教育施設についてですが、小・中20校のうち現在耐震基準による建物の割合はどうなっているでしょうか。また、昭和56年以前の建物のうち診断が終わっている数、また診断を必要とする数はどのくらいなのかお伺いします。

次に、学校評議員について、現在、市内の小・中学校では設置されてないということですが、県及び近隣市町において学校評議員の設置状況はどのようなものか。また、今後どのように進めていくのか教育委員会としての考えをお伺いいたします。

以上です。

○議長（林　正一郎）　角﨑浩一議員の再質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（在田　豊）　それではお答えをさせていただきます。

ただいまの質問でございますが、小・中20校ございまして約100棟の建物がございます。それで、これは部室ですとか倉庫ですとかそういうものは除いてございまして、純然たる普通教室、それから特別教室、管理棟、それらを含めまして20校で100棟ございます。そのうち昭和57年以降の今の基準に合って建てられている建物の棟数は40％でございます。それから、昭和56年以前の建物のうち既に診断が終了している、耐力度調査も含めまして診断が終了している割合が、残りの60棟のうちの29棟が終了しております。そして、30棟余りが今後後診断を必要としていく建物の数でございます。

以上です。

○議長（林　正一郎）　学校教育課長。

○学校教育課長（多田清司）　角﨑議員の再質問にお答えいたします。

近隣の設置状況はどうかと、それから今後の教育委員会としてどのように進めていくのかということでございますが、昨年度の文部科学省の調査によりますと、全国では83.8％の都道府県及び政令指定都市の公立学校で、この学校評議員制度及び類似の制度を導入済みということでございます。今年度の千葉県の調査によりますと、1,062校中67％に当たる708校で学校評議員制度を導入しているということでございます。

また、近隣の市町でございますが、成田市などの印旛地区では全校が導入しております。隣の東庄町及び銚子市も全校に導入しております。また、小見川町は一部で導入しているということでございます。

今後の進め方ですが、今、学校でも行っていますけれども、地域や保護者の方々の意見を聞く機会となっているミニ集会や保護者会などの仕組みをさらに一歩発展させまして、学校評議員を位置付けるよう教育委員会としての条件整備を進めながら働きかけていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（林　正一郎）　１番、角﨑浩一議員。

○１番（角﨑浩一）　再々質問ではないんですが最後の要望として、今回の一般質問にて市長はじめ教育長、教育委員会の方々の子どもたちを思う温かい気持ちがよく分かりました。今後も子どもたちのために頑張ってもらいたいです。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（林　正一郎）　角﨑浩一議員の一般質問を終わります。

以上で、本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

しばらく休憩いたします。

休憩　午後　４時１８分

再開　午後　４時３０分

○議長（林　正一郎）　休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（林　正一郎）　本日、市長より追加議案の送付があり、これを受理いたしました。

追加のありました議案は議案第38号　工事請負契約の締結についての１議案であります。配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林　正一郎）　配布漏れないものと認めます。

おはかりいたします。議案第38号を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林　正一郎）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程第１　議案上程

○議長（林　正一郎）　追加日程第１、議案上程。

議案第38号の１議案を上程いたします。

◎追加日程第２　提案理由の説明

○議長（林　正一郎）　追加日程第２、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

伊藤忠良市長、ご登壇願います。

（市長　伊藤忠良　登壇）

○市長（伊藤忠良）　追加議案の説明を申し上げます。

本日、議案１件を追加提案し、ご審議いただくことといたしました。

議案第38号は、工事請負契約の締結についてでありまして、旭市立海上中学校校舎等改築工事について、一般競争入札を執行し、仮契約を締結いたしましたので、この契約について議会の議決を求めるものであります。

以上、追加提案いたしました案件の趣旨をご説明いたしました。詳しくは事務担当者から説明し、また質問に応じてお答えいたしますので、よろしくご審議の上、ご賛同くださるようお願い申し上げます。

○議長（林　正一郎）　提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第３　議案の補足説明

○議長（林　正一郎）　追加日程第３、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第38号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長　髙埜英俊　登壇）

○財政課長（髙埜英俊）　議案第38号　工事請負契約の締結について補足説明をいたします。

契約の目的は、旭市立海上中学校校舎等改築工事であります。

工事の内容は、老朽化した海上中学校校舎等を別の場所へ建て替えするため建築工事、電気設備工事、給排水衛生設備工事、外構工事等一式の施工であります。

契約の方法は一般競争入札で、契約金額は15億3,300万円であります。

契約の相手方は、西松・阿部特定建設工事共同企業体であります。

なお、工事期限は平成19年２月28日であります。

以上の工事請負契約について、議会の議決を求めるものであります。

次に、契約の経過を説明いたします。

入札業者及び契約方法については、入札参加資格申請の受け付けを経て資格要件審査を実施した結果、特定工事共同企業体、13企業体による一般競争入札となりました。入札を９月26日に執行し、９月29日に仮契約を締結いたしました。

以上で、議案第38号についての補足説明を終わります。

○議長（林　正一郎）　議案の補足説明は終わりました。

◎追加日程第４　議案質疑

○議長（林　正一郎）　追加日程第４、議案質疑。

議案第38号について質疑に入ります。

66番、松木源太郎議員。

○６６番（松木源太郎）　議案第38号について何点かご質疑を申し上げます。

今回の議案は、去る８月15日に一般競争入札において実施する旨の公告を行って、13共同

企業体が応札に応じたということです。この13共同企業体を審査した結果は、どのような結果が生じていたのかお聞かせいただきたいと思います。

特に、その中で必ず周辺地元企業が共同企業体の一方に入ることになっておりまして、出資比率につきましては、50を超えない30以上でなければいけないということで、出資比率もあわせてお聞かせいただきたいと思います。

今回の入札にあたっては、最低制限価格を設ける旨明示されておりますが、最低制限価格は幾らであったのかお示しいただきたいと思います。

次に、開札調書であります。各企業体が幾らで入札をし、何回で落札が決まったかお聞かせいただきたいと思います。

以上、３点でございます。

○議長（林　正一郎）　松木源太郎議員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（高埜英俊）　まず第１に、審査の経過についてお答えいたします。

８月15日に入札の公告を行いまして、８月19日から26日までに申請を受け付けいたしました。その結果、13の特定建設工事共同企業体から入札参加資格の申請がございました。それを受けまして、９月１日に旭市入札参加資格委員会で審査をいたしました。その結果、13の特定建設工事共同企業体が適格とされたわけでございまして、不適格となったところはございませんでした。その審査の内容でございますけれども、公告に定めました幾つかの要件がございまして、それについて一つ一つ審査を行ったわけでございます。

それから、それぞれの共同企業体の出資の割合でございますけれども、後ほど開札の結果をお知らせしますので、そのときにあわせてお知らせします。

それから、最低制限価格についてのお尋ねがございました。最低制限価格でございますけれども、税抜きで11億8,720万円でございます。税込みでは12億4,656万円でございます。これは、規定によりまして予定価格の８割ということでございます。

以上が最低価格でございますが、開札の状況とそれから出資比率についてお答えいたします。これは、受け付け順でございます。

安藤・島田共同企業体15億円です。比率が70％、30％です。青木あすなろ・伊藤共同企業体が16億円です。出資比率が70％、30％です。鹿島・古谷共同企業体が15億5,000万円です。出資比率が70％、30％です。大林・石川共同企業体が15億6,500万円です。出資比率が60％、40％です。大成・石井共同企業体が15億3,500万円です。出資比率が70％、30％です。戸

田・鈴久共同企業体が16億円です。出資比率が70％、30％です。西松・阿部共同企業体が14億6,000万円です。出資比率が70％、30％です。清水・岡田土建共同企業体が15億9,000万円です。出資比率が70％、30％です。日本国土・鈴木共同企業体が15億１,500万円です。出資比率が60％、40％です。奥村・テクト共同企業体が15億3,000万円です。出資比率が70％、30％です。竹中・畔蒜共同企業体が15億5,000万円です。出資比率が70％、30％です。佐藤・平山共同企業体が15億円です。出資比率が70％、30％です。熊谷・吉岡共同企業体が15億2,000万円です。出資比率が70％、30％です。最低価格であります西松・阿部共同企業体の14億6,000万円に消費税分の５％を加えまして15億3,300万円が契約金額となります。

以上です。

○議長（林　正一郎）　ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林　正一郎）　議案第38号の質疑を終わります。

◎追加日程第５　常任委員会議案付託

○議長（林　正一郎）　追加日程第５、常任委員会議案付託。

これより議案を付託いたします。

文教福祉常任委員会に議案第38号の１議案を付託いたします。

付託いたしました議案は、10月14日、午後５時までに審査を終了されますようお願いをいたします。

○議長（林　正一郎）　これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は10月19日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会　午後　４時４４分

平成１７年（２００５）旭市議会第１回定例会会議録

議　事　日　程　（第６号）

平成１７年１０月１９日（水曜日）午前１０時開議

第　１　決算審査特別委員長報告
第　２　質疑、討論、採決
第　３　常任委員長報告
第　４　質疑、討論、採決
第　５　常任委員長請願報告
第　６　質疑、討論、採決
第　７　閉　　会

本日の会議に付した事件

日程第　１　決算審査特別委員長報告
日程第　２　質疑、討論、採決
日程第　３　常任委員長報告
日程第　４　質疑、討論、採決
日程第　５　常任委員長請願報告
日程第　６　質疑、討論、採決
追加日程第　１　発議案上程
追加日程第　２　提案理由の説明
追加日程第　３　質疑、討論、採決
日程第　７　閉　　会

出席議員（６６名）

１番	角　崎　浩　一	２番	日　向　一　晴
３番	伊　藤　房　代	４番	越　川　芳　男
５番	林　　七　巳	６番	山　田　芳　邦
７番	向　後　悦　世	８番	景　山　岩三郎

９番	髙　野　宇一郎	１０番	髙　木　　寛
１１番	石　毛　昭　夫	１２番	長谷川　喜代司
１３番	鶴　谷　富士男	１４番	滑　川　公　英
１５番	嶋　田　哲　純	１６番	安　藤　政　平
１７番	内　田　芳　助	１８番	佐　藤　章　吾
２０番	柴　田　徹　也	２１番	木　内　欽　市
２２番	佐　藤　芳　民	２３番	浪　川　光　平
２４番	伊知地　　直	２５番	佐久間　茂　樹
２６番	大久保　源　一	２７番	日　下　昭　治
２８番	平　野　　浩	２９番	齊　藤　勝　昭
３０番	林　　俊　介	３１番	明　智　忠　直
３２番	林　　一　雄	３３番	小　倉　輝　行
３５番	藤　田　昌　功	３７番	相　澤　多喜壽
３８番	加　瀬　義　夫	３９番	木　内　兵　衞
４０番	大　极　　博	４１番	向　後　保　夫
４２番	髙　木　武　雄	４３番	嶋　田　茂　樹
４４番	石　毛　忠　雄	４５番	岩　﨑　好　治
４６番	成　毛　秀　夫	４７番	島　田　壽　雄
４８番	向　後　忠　昭	４９番	佐　藤　文　雄
５０番	久須美　佐　内	５１番	向　後　和　夫
５２番	髙　橋　利　彦	５３番	嶋　田　正　治
５４番	江波戸　邦　夫	５５番	在　田　榮　治
５６番	高　橋　　敬	５７番	菅佐原　滋　之
５８番	木　内　　茂	５９番	林　　正一郎
６０番	菱　木　勘兵ヱ	６１番	鈴　木　正　道
６３番	伊　藤　清　昌	６４番	阿　部　一　成
６５番	神　子　　功	６６番	松　木　源太郎
６７番	金　杉　佐久治	６８番	伊　藤　　鐵
６９番	林　　一　哉	７０番	加　瀬　　実

欠席議員（３名）

１９番	宮　内　真　二	３４番	菅　谷　源兵衛
６２番	羽　田　清太郎		

説明のため出席した者

市長	伊藤忠良	助役	重田雅行
教育長	米本弥榮子	病院事業管理者	村上信乃
病院事務部長	今井和夫	総務課長	増田雅男
新市行政推進室長	加瀬博夫	秘書広報課長	平野哲也
企画課長	加瀬正彦	財政課長	髙埜英俊
税務課長	江ヶ﨑純敏	市民課長	小長谷博
環境課長	堀川茂博	保険年金課長	増田富雄
健康管理課長	浪川敏夫	社会福祉課長	林久男
高齢者福祉課長	横山秀喜	商工観光課長	小田雄治
農水産課長	堀江隆夫	建設課長	米本壽一
都市整備課長	島田和幸	下水道課長	山﨑健次
海上支所長	木内孫兵衞	飯岡支所長	佐久間俊雄
干潟支所長	木内國利	会計課長	遠藤純夫
消防長	佐藤眞一	水道課長	宮本英一
庶務課長	在田豊	学校教育課長	多田清司
生涯学習課長	神原房雄	監査委員事務局長	花香寛源
農業委員会事務局長	野口徳和	飯岡荘支配人	野口國男
病院経理課長	鏑木友孝		

事務局職員出席者

事務局長	来栖昭一	事務局次長	堀江通洋
主査	穴澤昭和	主任主事	石毛勝子
主任主事	飯田裕紀子	主任主事	飯笹浩一

主　　事　　山　﨑　香　里

開議　午前１０時　０分

○議長（林　正一郎）　おはようございます。

ただいまの出席議員は65名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第１　決算審査特別委員長報告

○議長（林　正一郎）　議案第１号から議案第35号、議案第38号の36議案と請願第１号の１件を一括議題といたします。

決算審査特別委員会、各常任委員会に付託いたしました議案等の審査結果は、お手元に配布のとおりであります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林　正一郎）　配布漏れないものと認めます。

日程第１、決算審査特別委員長報告。

これより決算審査特別委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

委員長、金杉佐久治議員、ご登壇を願います。

（決算審査特別委員長　金杉佐久治　登壇）

○決算審査特別委員長（金杉佐久治）　決算審査特別委員会委員長の報告を申し上げます。

去る９月27日、本会議におきまして本委員会に付託されました議案第10号　平成16年度旭市一般会計決算の認定について、議案第11号　平成16年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、議案第12号　平成16年度旭市老人保健特別会計決算の認定について、議案第13号　平成16年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について、議案第14号　平成16年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、議案第15号　平成16年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、議案第16号　平成16年度旭市水道事業会計決算の認定について、議案第17号　平成16年度海上町一般会計決算の認定について、議案第18号　平成

16年度海上町国民健康保険特別会計決算の認定について、議案第19号　平成16年度海上町老人保健特別会計決算の認定について、議案第20号　平成16年度海上町介護保険特別会計決算の認定について、議案第21号　平成16年度海上町水道事業会計決算の認定について、議案第22号　平成16年度飯岡町一般会計決算の認定について、議案第23号　平成16年度飯岡町国民健康保険事業特別会計決算の認定について、議案第24号　平成16年度飯岡町老人保健特別会計決算の認定について、議案第25号　平成16年度飯岡町介護保険事業特別会計決算の認定について、議案第26号　平成16年度飯岡町国民宿舎事業会計決算の認定について、議案第27号　平成16年度飯岡町水道事業会計決算の認定について、議案第28号　平成16年度干潟町一般会計決算の認定について、議案第29号　平成16年度干潟町国民健康保険特別会計決算の認定について、議案第30号　平成16年度干潟町老人保健特別会計決算の認定について、議案第31号　平成16年度干潟町介護保険特別会計決算の認定について、議案第32号　平成16年度干潟町水道事業会計決算の認定について、議案第33号　平成16年度東総塵芥処理組合一般会計決算の認定について、議案第34号　平成16年度旭市外三町消防組合一般会計決算の認定について、議案第35号　平成16年度飯岡町・海上町学校給食組合一般会計決算の認定について、以上の26議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

決算審査に当たりましては、議案数が相当あることから、去る９月27日に開催されました決算審査特別委員会において、より合理的な審査を行う方法として、旧市・町、旧組合の７つの分科会を設置して、各分科会に議案を付託し、審査することにいたしました。

付託いたしました議案については、10月11日午後５時までに各分科会を開催し審査を行いました。

その後、10月12日、午前10時より、旭市総合体育館サブアリーナにおいて決算審査特別委員会を開催いたしまして、各分科会長より審査経過並びに結果について報告をいただきました。

その後、慎重に審査をいたしました結果、全議案において特に質疑等はなく別紙報告書のとおり、議案第10号、議案第12号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第31号、議案第33号につきましては賛成多数、議案第11号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第22号、議案第26号、議案第27号、議案第32号、議案第34号、議案第35号につきましては、全員異議なくそれぞれ認定すべきものと決しました。

以上のとおり報告をいたします。

平成17年10月19日、決算審査特別委員会委員長、金杉佐久治。

○議長（林　正一郎）　決算審査特別委員会委員長の報告は終わりました。

◎日程第２　質疑、討論、採決

○議長（林　正一郎）　日程第２、質疑、討論、採決。

ただいまの委員長の報告に対し、質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（林　正一郎）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

松木源太郎議員、ご登壇願います。

（６６番　松木源太郎　登壇）

○６６番（松木源太郎）　日本共産党の松木でございます。

私は、旧旭市関係の決算のうち２議案に反対の討論をさせていただきます。残る議案につきましては賛成でありますが、一部意見も述べさせていただきます。

平成16年度（2004年度）の旭市一般会計の決算にあたりましては、旧旭市が行ってきた近隣３町が行っていない難病療養者医療費助成制度、介護予防事業や訪問介護費用軽減事業、延長保育、一時保育、各種の検診事業と各種がん検診の充実、学童保育の充実、適応指導教室、義務教育施設の耐震診断、耐震工事の実施、かがやきプラン事業、基金による文化振興事業など、評価できるものがたくさんあるわけです。これらの事業については評価するものでありますが、旧旭市政の中で議論され、市民の声を取り入れる中で実現してきたものであります。2004年（平成16年度）は、国の補助金削減予算や地方政計画により、本来、国が責任を持つべき教育福祉の予算を中心に、負担金から地方交付税への一般財源化が進み、市の一般財源からの持ち出しが大変増やされたものであります。

さて、この2004年度（平成16年度）の旭市一般会計決算の中で、予算審議の点で指摘した事項を中心にいたしまして反対討論をいたします。

まず最初は、パークゴルフ場問題であります。旭市の海岸地域の全体計画があっての計画であるべきでありますけれども、この地域だけの保安林解除やこれらの計画をするのは大変

不都合であります。また、これと関連してでありますけれども、旭健康福祉センターの開業と同時に、このコミュニティバス事業が試行されておりますけれども、これはくまなく平成16年度には計画し運行すべきものであったと思います。

２番目が保安林植栽の問題であります。１のパークゴルフ場とも関係いたしますが、かん水施設をなしでもって植栽をすると、指摘したのはかん水施設というよりも、むしろ密度多く植えたから枯れても大丈夫だというような答弁でしたけれども、大変不適合な予算執行だと思います。

３番目が少子化対策であります。次世代育成支援行動計画の策定が行われました。これは、合併後の１市３町を含んだものでありましたけれども、この目標値は大変低く、本当に次世代を支援し子育て世代を充実させていくかということについては、十分なものではありませんでした。

次に、４番目が、学校施設の耐震診断と学校施設の耐震化の問題であります。建て替え計画を考える上で、耐震診断は重要だということで耐震診断が行われ一定の前進をいたしました。これらの点については評価いたしますけれども、もう少し早く行いまして、それらのことが平成16年度においてもかなり進行する状態を作るべきではなかったかと思います。

５つ目が、商工会館への補助の問題です。商工会館の独立の建設においては大変補助をし、独立した会館ができました。しかし、これらの利用について商工会館が独自の事業として行っていると言いながら、市のコミュニティホールの代替施設との関係も含めて、利用料の補助金などもつけるべきだったと思います。また、平成16年度には、当初旭市の農業ビジョンが作られましたけれども、これらに伴うところのいろいろな事業が残念ながら行われませんでした。

６番目が、１市３町の広域ネットワークの問題であります。ＬＧＷＡＮを中心とした問題を指摘しながら、１市３町の広域ネットワークというのは大変難しい問題を含んでいるし、合併した時点での利用価値の問題もありますけれども、今回出た予算の中でも運営費に大変かかると、これらの点を合併までに急いだ点を私は指摘してまいりました。したがいまして、でき上がったからには運用が十分に行われることを要求するものであります。

７番目に、その他各種の事業であります。文化の森サッカー場を造る問題につきましては、この利用は、結局、都市計画の中で買収地を埋め立てて行うということですけれども、もっと計画的なもので行うべきだったと思います。企業誘致の問題にいたしましても、千葉県土地開発公社の開発した工業団地の看板等に費用を費やしておりますけれども、この費用の大

部分をもっと企業誘致のために市が援助するという形で行うべきだったと思います。

次に、野球場の改修問題であります。野球場の改修の時期に来ておりますけれども、ここは硬式の公の野球が行えない施設になっているわけですけれども、これらの点を含めた改修をすべきだったと思います。

市民農園モデル事業につきましては、都市と農村との交流と大きく掲げておりますけれども、実際には地元の方々が行う市民農園であります。これらについては、この地域だけに限定していないもっと大きな事業として行うべきではなかったかと思います。中心市街地活性化事業につきましても、一部事業所の跡地を利用する集会所などを行っておりますけれども、これらについてももっと計画的に行うべきだと思います。

図書館のコンピュータ検索については、予算時点で指摘した事項が改善されましたので評価したいと思います。特に、平成16年度の事業の中で、平成17年７月が合併時期に当たっているわけですけれども、その最終的な判断を下すに当たりまして、合併についての市民のアンケートを実施しなかった、そういう負担をとらなかったということが大変私は問題だったと思います。

さらに、細かい点について指摘いたしますれば、市バスの委託問題につきましては、従来から個人に委託をお願いしていた。合併を控えて、その方を正規職員にしてしまったという問題は大変重要な問題であったと思います。学校給食の民営化問題を市長は盛んに毎回述べておりますけれども、これらの問題については十分に検討するところを設けなければならなかったのではないかと思います。

介護支援の配食問題については、配食についての介護保険の観点からの調整という問題が行われています。つまり、家事支援との調整ということですけれども、配食の希望する人には十分配食できるような、これをもっと広げるための施設が必要だったと思います。

少人数学級の問題につきましては、これらの充実について大変努力されたことを評価したいと思います。

次に、議案第12号につきましては、平成16年度旭市老人保健特別会計決算でありますけれども、これは国の制度であります。しかし、この制度の中で被用者負担が定率で１割、２割となり大変思い負担になっております。さらに、国保会計には74歳未満の方をとどめ置くなどの問題が生じており、旭市の会計に大きな負担をしているということで反対するものであります。

その他の旭市国民健康保険事業特別会計、下水道、農業集落、介護、旭市水道事業などに

つきましては、この実績を評価して私たちは賛成しておるところであります。

以上をもって反対討論を終わります。

○議長（林　正一郎）　続いて、林俊介議員、ご登壇願います。

（３０番　林　俊介　登壇）

○３０番（林　俊介）　私は、議案第10号　平成16年度旭市一般会計決算の認定について、賛成の立場から討論を行います。

国庫補助負担金の廃止、縮減や税源移譲、地方交付税の抑制など、三位一体の改革は行政の効率化、コスト削減の一層の徹底を求めております。このような地方財政にとっては、厳しい財政環境の中で、平成16年度旭市一般会計決算は、財源の効率的な運用と経費の徹底した節減合理化により、順調な決算であったと評価するものであります。

歳出全般の見直しを行い、人件費や内部管理経費、一般行政経費の削減を図り、旭市発展の礎となる施策を力強く推進する市長の指導力に対し、深く敬意を表するものであります。

平成16年度の主要施策について幾つか評価をしてみたいと思います。

初めに、旭駅前整備は、商店街を活性化する手だてとして大変有効な、また旭市の玄関口がしゃれたショッピングロードの美しい市街地に生まれ変われば、人々の往来も活発になると思います。既に、駅前では広場の形が見え始め、駅前線の南側では、商工業関係者の支援交流の拠点施設の建設へ助成を行い、商工会館が建設されるなど、ますます地元商店街や関係者の期待が高まっております。さらなるご尽力により、早期完成を強く望むものであります。

袋公園整備事業は、市民のふれあいの場、交流の場として順調に整備が進んでおります。４月の桜まつりには、１万2,000人の人手でにぎわいました。今後も、市民に親しみのある都市公園として、さまざまな市民ニーズに応えられる魅力的な公園整備を期待するものであります。

旭中央病院アクセス道の整備事業は、医療と福祉の郷づくり、広域防災センター機能など、新旭市の将来への最重要な基盤整備であり、安全な通行の確保と地域間交流を促進する上で、欠くことのできないものであります。

高齢者筋力向上トレーニング事業は、あさひ健康福祉センターで、高齢者に筋力トレーニングを施し、閉じこもり予防や高齢者の動作性と体力の向上に寄与していると評価するものであります。

パークゴルフ場の整備は、地形図作成、基本設計業務委託と着実に進んでおりますあさひ

健康福祉センターと併せて、市民の健康増進と観光資源として大いに期待するものであります。

防災関係では、消防団の消防車両整備事業として、５分団１部と６分団１部の消防自動車が新しく整備されました。中でも、旧干潟町と隣接していた６分団１部については、合併後の活動範囲の拡大を見据え、水槽付ポンプ自動車が配備されました。今後は、旧市町村の境界を越えた広範囲に活躍してくれるものと期待しております。近年の消防団は、火災のみならず自然災害や大規模事故等、あらゆる災害の活躍が期待されております。消防団員の確保は難しい状況にありますが、拠点施設や設備を最大限活用し、団員相互が心技一体となって活躍してくれることを期待するものであります。

以上、幾つか主要施策について挙げてみましたが、今後も地方財政をめぐる動きは三位一体改革が本格化し、国から地方への税源移譲や交付税の見直し、補助金の削減など、歳出の抑制はますます厳しくなってきます。また、先の衆議院の結果を見ても、国の改革路線を加速していくものと推測されます。新旭市においても、財政の健全化に配慮しながら地域に密着した施策や将来の発展の礎となる施策を積極的に取り組み、まさに市民と行政が一体となった開かれた市政運営が新旭市の発展のキーポイントであります。今後は、伊藤市長の力強いリーダーシップにより、安心で安全なまちづくりの実現に向け、大きく前進できるよう、なお一層のご尽力をお願いし賛成の討論といたします。

○議長（林　正一郎）　続いて、阿部一成議員、ご登壇願います。

（６４番　阿部一成　登壇）

○６４番（阿部一成）　日本共産党の阿部一成です。

私は、2005年９月定例会に上程されました議案第17号　平成16年度海上町一般会計決算の認定について、議案第18号　平成16年度海上町国民健康保険特別会計決算の認定について、議案第19号　平成16年度海上町老人保健特別会計決算の認定について、議案第20号　平成16年度海上町介護保険特別会計決算の認定について、議案第21号　平成16年度海上町水道事業会計決算の認定について、以上５案について反対の立場から討論を行います。

以下、その主なものについて反対の理由を述べます。

初めに、議案第17号　平成16年度海上町一般会計決算の認定について述べます。

国は、平成16年度長引く不況のもとで財政運営にあえぐ地方自治体に、地方交付税、国庫負担金、補助金、臨時財政対策債など、地方への財政支出を大幅に削減し、各地方自治体の予算に大きな影響を与えました。これは、国が地方財政計画の責任を放棄して財政赤字を一

方的に地方に押し付けたものであり、特に、地方交付税の一方的削減は、地方自治体の財源を保障し調整する機能を侵し、地方自治体の財政に致命的な影響を与えました。このような状況で提案されました海上町平成16年度一般会計決算の財政収支は、地方税収入はほぼ前年並み、削減された地方交付税と大幅に減額した町債、基金の繰り入れなどの歳入に対し、歳出で扶助費、公債費の増額、学校建設基金の大幅積み立てと普通建設事業費の大幅削減で切り抜けております。

計上された平成16年度決算の歳入は、地方税７億9,300万円、前年比0.6％の増、前年比2.8％減の地方交付税13億1,000万円と前年比2.8％増の国県支出金４億3,600万円の合計は25億4,000万円、歳入全体の57.4％しかなく、基金繰り入れと町債発行で13億700万円、総額44億2,500万円は、昨年比0.8％の増額となりました。

歳出では、人件費、扶助費、公債費の義務的経費が決算総額の41.7％、16億7,000万円を占め、扶助費、物件費などを合わせた経常的経費だけで75.8％、30億3,400万円に達しております。投資的経費は、全体のわずか15.9％、６億3,800万円と極めて圧縮され、生活道路の維持補修、排水整備に影響が出ております。

目的別歳出の構成比では、歳出総額の19.2％、７億7,000万円の民生費、18.2％、７億2,800万円の教育費、17.2％、６億8,600万円の総務費、15.8％、６億3,200万円の衛生費等、8.3％の公債費で総額78.6％を占めております。

基幹産業の農林業の活性化には、わずか6.8％、２億7,200万円の決算は、より積極的な施策が必要であります。国の社会保障は、年々削減される中でも、医療、年金、介護など、福祉制度の維持向上は、地方自治体として守るべき重要な任務であります。乳幼児医療費助成の適用拡大や老人医療費の軽減と老人福祉施設の拡充、難病患者への医療費助成、障害者の援護措置、居宅介護の人的支援の強化、認定者への介護サービスの拡充、高齢者のための給食サービスや交通手段の充実、低学年児童の放課後指導等、学童クラブの早期開設、積み残した諸制度の改善整備の措置が重要であります。

また、商工業対策として後継者の育成と経営基盤強化、飯岡駅周辺商店街の整備などの対策が急がれております。

農林業では、干潟耕地の基盤整備事業の負担軽減、米価など農産物価格の下落防止、ＢＳＥ対策や農産物輸入削減のための行政対応、農家経営の安定と家族農業の保護育成強化も地方行政の役割であります。

生活環境の保全では、一般廃棄物の収集段階の整備はもとより、産業廃棄物処理、不法投

棄の規制強化、地域の生活と農業環境を守るために、産業廃棄物最終処分場や焼却処理施設の廃止を求める住民への支援も必要であります。町を直線的に縦断する福祉バスの運行は、高齢者や児童・生徒など、集落間の交通事情に合わせた改善も急がれます。町民の暮らしのための諸要求、遅れた国県の基準の改善、町単独事業の充実は、厳しい地方財政の枠内でも積極的に進めるべきであります。

総括して、平成16年度海上町一般会計予算に提起した諸施策の措置も不十分であることを指摘して、上程された平成16年度一般会計決算に反対の討論とします。

次に、議案第18号　平成16年度海上町国民健康保険特別会計決算の認定について討論を行います。

提案されました平成16年度海上町国民健康保険特別会計の歳入総額は９億9,800万円、前年比7.4％の増額であります。うち国保税収入の前年比2.4％の増、４億1,900万円、国庫支出金は前年比9.4％の増額、譲与給付費交付金は前年比20.8％の増額となり、枯渇した財調基金からの繰入金で構成されております。

歳出では、保険給付費が前年比12.5％の増額、老人保健拠出金は前年比23.5％の減額、介護納付金は前年比17.5％の増額となっております。歳出総額のうち保険給付費に64.4％、老人保健拠出金に18.7％、介護納付金に9.6％、共同事業拠出金に2.3％と他会計への拠出金、納付金が30.6％を占めており、国の社会保障制度のしわ寄せが大きな負担になっております。

また、本年度期末の被保険者数は5,841人、前年比56人の減と町人口の52.3％が国保被保険者として加入し、微増の傾向となっております。自然減を上回る点に社保離脱などの社会増の増加もあり、乳幼児、高齢者の医療対策が急がれます。保険者と国は、社会保障と国民保険の向上のため、医療、出産、死亡等に必要な給付を行ってきましたが、その後、国は医療費負担を大幅に削減し、政策的に国庫負担金を削減して国民負担に転嫁し、国保では保険税の賦課限度額の引き上げ、賦課割合の変更、薬剤費加算、高齢者医療費の定率負担などを乱発し、社保に至っては医療費の本人負担を０％から30％に引き上げるなど、社会福祉制度を大きく後退させ国民負担を増大させました。

また、長期の不況は、低所得者、高齢者の負担を増大させ、当町国保加入者の累積滞納額も課税額の25.1％、不納欠損処理は2.2％に達し年々増加しております。保険税滞納世帯への保険証の発行停止も増加し、賦課徴収の見直しも必要となってまいりました。

以上、町民の医療と福祉の向上、国保医療費負担の改善を要求する立場から平成16年度国民健康保険特別会計決算に反対の意見を述べて討論とします。

続いて、議案第19号　平成16年度海上町老人保健特別会計決算の認定について討論を行います。

提案されました平成16年度海上町老人保健特別会計決算の歳入は６億5,600万円、前年比８％の増額でありました。うち支払基金交付金から前年比3.9％の４億500万円、国庫支出金から前年比28.7％増の１億7,100万円、県支出金から前年比33％増の4,300万円、町一般会計から29.8％減の繰入金3,500万円で構成されております。

事業内容は、歳出の99.8％を占める医療諸費は前年比5.9％増の６億3,000万円、その他であり、医療機関と国の医療制度の中で保険者の運営裁量の余地も乏しく会計処理上の手続で構成されております。

一方、海上町における老人保健法による対象者は、70歳以上の後期高齢者で1,097人、町内人口比は9.8％、昨年の対象人口1,140人より43人減少しております。65歳以上の高齢化率も20％に達し、年々受診率、診療日数、診療費が増加し、在宅高齢者の訪問看護など老人医療の充実が急がれております。国は、療養費の増加を理由に老人医療費を定額負担から10％の定率負担にするなど、高齢者の特殊性を無視した制度改悪を強行し、高齢者の暮らしを一段と圧迫し改善が望まれております。

以上、高齢者の医療と福祉の向上を求める立場から平成16年度海上町老人保健特別会計決算の認定に反対の意見を述べて討論とします。

続いて、議案第20号　平成16年度海上町介護保険特別会計決算の認定について反対の討論を行います。

提案されました平成16年度海上町介護保険特別会計決算の歳入総額は４億5,300万円、前年比9.0％の増額であります。歳出総額は４億4,200万円、前年比6.4％の増額であります。

歳入では、国庫支出金の減額以外は介護保険料、支払基金交付金、繰入金などいずれも増額となっております。

歳出では、総額４億4,200万円の96％が介護給付費４億2,400万円として運用され、そのうち65.3％の２億7,700万円を施設介護サービス給付に充当し、居宅介護サービス給付費等の総額は残りの１億2,300万円であり、居宅介護を高齢者介護の主軸にという政策にもかかわらず、国民の期待に応えておりません。年々高齢化が進み、65歳以上の高齢者は2,226人、高齢化率は19.9％であります。保険者は、介護認定制度の改善、居宅介護サービス給付の利用者負担の軽減など、要介護対象者の経済状況も把握した的確なサービスを求められております。

以上、これら介護保険事業が被保険者の要求にいまだ不十分であることを指摘し、平成16年度海上町介護保険特別会計決算の認定に反対の意見を述べるものであります。

最後に、議案第21号　平成16年度海上町水道事業会計決算について反対の討論を行います。

提案されました平成16年度海上町水道事業会計決算の業務について、給水普及実績では、給水戸数は前年比９戸増の2,429戸、年間総給水量は１万6,880立方メートル、2.5％増の68万6,327立方メートルと増加しております。水道会計決算の歳入では、予算額で事業収益の２億1,600万円に対し決算額で２億1,400万円と0.9％の減額となっております。

歳出では、予算額の事業費用２億3,500万円は、ほぼ計画どおりに推移しております。本企業会計の特徴であり不安定要因となっている県、町の高料金対策補助金は年々減額されておりますが、平成16年度事業会計のうち事業収益全体の25.6％、5,300万円を計上しております。県、町の高料金対策補助金は財源の枯渇によりピーク時の３分の１に減額されました。

一方で、未償還企業債の償還額は増加し、本年度は4,400万円を超えております。平成16年度の決算収支は、繰り越し利益剰余金を取り崩し充当したもので、実質赤字決算となります。依然として営業費用のうち受水費１億1,300万円は、事業費用の49.3％を占め、高コストの受水費が事業を圧迫しております。公共事業として、常に費用が収益を上回る減価方式をとった会計補助金で収支を補てんしておりますが、県補助金の削減は、高利の政府債利息とともに大きな負担となっております。原水及び上水原価の全面的な見直しで、事業者、利用者のための負担軽減を図るべきであります。

以上、上程されました平成16年度海上町水道事業会計決算に対し、従来から指摘のとおり、受水費用の算定、他会計補助金の確保、企業債償還の見通しなど、構造的な改善措置の要求と市民の生活と最低限の福祉の補助を求めて、反対の討論といたします。

続いて、議案第33号　平成16年度東総塵芥処理組合一般会計決算についての討論を行います。

この件につきましては、以前から申し上げておりますが、現在の焼却施設については、多くの職員の方々の努力の結果、本年度の事業としては順調に推移しており、その実績に対して評価をしておきます。

なお、従来、東総塵芥処理組合が関連しておりました旧処分場の跡地の管理、これについていま一つの整備が必要だと思います。平成16年度予算にも、その対策としての予算が当然必要であると思いますが、いまだ旧松沢の処分場、また海上町にありました処分場に対しての的確な措置が行われているとは思いませんので、この辺についての今後の問題として、塵

芥処理組合のさらなる検討をお願いしたい、このように考えております。総括して提起したこれらの対策の予算措置、これらもいまだ不十分であり、多くの市民の要求を積み残して、今後の町民の暮らしと福祉の向上のために全般的な見直しを要求して、そして上程された平成16年度の東総塵芥処理組合一般会計決算に対して反対の討論といたします。

以上で、私の反対討論を終わります。

○議長（林　正一郎）　続いて、岩﨑好治議員、ご登壇願います。

（４５番　岩﨑好治　登壇）

○４５番（岩﨑好治）　45番の岩﨑好治でございます。

私は、議案第17号　平成16年度海上町一般会計決算の認定について、賛成の立場から討論を行います。

三位一体の改革に伴い、国庫補助金の廃止や縮減、地方交付税の抑制など、厳しい財政状況のもと、財源の重点化、効率化による決算であり、評価するものであります。

歳入は、景気の低迷の中で、町税等、自主財源の確保に努めております。

歳出は、全般にわたり経費の見直しを行い、人件費や物件費、補助費等の削減を図り、効率的な財政運営を行っております。主要施策としては、海上中学校校舎改築事業に伴う用地購入や造成工事など教育施設の充実、道路、排水路など住環境整備、都市の消費者と農業生産者の交流の場、都市農村交流ステーション建設等行っております。いずれの事業も、地域の発展に重要なものとなっており、大いに評価するものであります。

今後も、三位一体改革により、地方交付税の見直しや補助金等の廃止、縮減などにより地方財政はますます厳しい財政状況になっていきます。新市においても、財政の健全化に努めながら行政サービスの向上が図られるよう、各種施策を積極的に推進していただき、賛成の討論とするものでございます。

○議長（林　正一郎）　続いて、髙木寛議員、ご登壇願います。

（１０番　髙木　寛　登壇）

○１０番（髙木　寛）　日本共産党の髙木寛。

私は、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第31号についての反対討論を申し上げます。

まず最初に、議案第28号　平成16年度干潟町一般会計決算の認定についてです。

旧干潟町が行ってきた干潟町新規就農者奨励金交付事業が、農業を基幹産業とする干潟町にあって、後継者対策で全国にも誇れる主要施策と評価できますが、合併を契機にこの制度

がなくされることに反対します。

そのほか農業関連主要施策でも、国の進める大規模農家にだけの補助、助成が際立つもので、小規模農家への援助がないと指摘します。

また、老人保健事業における健康診査の実施状況で、受診率の低さが目立つが、当局の答弁は個人の意思でやるものとして、この事業の目的である早期発見、早期治療を図ることを軽視し、行政としての創意工夫がないと指摘します。

また、１市３町の合併については、住民からの是非を確認しないまま合併したことに反対します。

ごみ処理場建設許可については、行政の審査、調査能力の欠如を指摘します。

以上、幾つか指摘しましたが、このように地方自治体が住民の暮らしと福祉を守るという本来の仕事を投げ捨て、国や県の言いなりになって住民サービス、住民生活に犠牲を強いてきた決算であると指摘し、この議案の反対討論とします。

次に、議案第29号　平成16年度干潟町国民健康保険特別会計決算の認定についてです。

一般質問でも数回取り上げました正規の保険証の発行でなく、国の滞納世帯からの保険証取り上げの義務づけに従っている資格証明書、短期保険証の発行については、地方自治体を国民健康保険法を改悪した国の下請機構としている姿勢だと指摘し、反対討論とします。

次に、議案第30号　平成16年度干潟町老人保健特別会計決算の認定についてです。

国の制度であるが、被保険者の１割、２割の重い負担とする定率の問題、それとあわせて国保会計に74歳未満のとどめ置く制度となったことを指摘し、反対討論とします。

次に、議案第31号　平成16年度介護保険特別会計決算の認定についてです。

介護保険導入後、多くの地方自治体では、保険料や利用料の減免制度が作られましたが、国による介護保険制度５年目の見直しは、負担増とサービス利用の制限が中心となった大改悪がされました。こういうときこそ住民福祉の守り手であるべき地方自治体が、低所得者に対しての減免制度を作ることと併せて、国に対して国庫負担率を引き上げることを要望すべきですが、それらの努力が示されないままでした。このことを指摘して、反対討論といたします。

以上です。

○議長（林　正一郎）　続いて、齊藤勝昭議員、ご登壇願います。

（２９番　齊藤勝昭　登壇）

○２９番（齊藤勝昭）　29番、齊藤でございます。

私は、議案第28号　平成16年度干潟町一般会計決算の認定について、賛成の立場から討論いたします。

平成16年度干潟町一般会計決算につきましては、町の基幹産業である農業費において、町認定農家制度事業等の農業振興対策事業、農業基盤整備事業、農業後継者対策事業、転作の推進施策としての水田農業構造改革対策事業、さらに生活基盤の整備として、１級５号線整備事業をはじめとする町道の新設改良事業、また生活環境対策として、水道料金の高騰抑制のため水道事業会計への補助、河川等の水質汚濁を防止するための合併処理浄化槽設置補助金の交付などのほか、国土調査の推進、教育の振興として西小学校屋内運動場建設事業、各種福祉対策、住民検診をはじめとする住民の健康管理のための各種検診事業の実施等、幅広く細部にわたり住民の要望に応え、社会資本の充実を図り、町の活性化に十分配慮されたものと思われます。

最近の国、県等の補助金の整理合理化が進み、地方交付税においても制度の見直しにより大幅に普通交付税が削減されるなど、財政実情の厳しい中で限られた財源の配分に苦慮しながらも、各事務事業の実施に当たっては、必要性、投資的効果等を十分勘案しているものと考えられます。

このように住民の福祉及び生活の向上等を図る事業は、町の基本計画に沿ったものと確信し、平成16年度干潟町一般会計決算の賛成討論といたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（林　正一郎）　討論を終わります。

これより議案第10号から議案第35号までの26議案について採決いたします。

議案第10号　平成16年度旭市一般会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林　正一郎）　賛成多数。

よって、議案第10号は認定することに決しました。

議案第11号　平成16年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林　正一郎）　全員賛成。

よって、議案第11号は認定することに決しました。

議案第12号　平成16年度旭市老人保健特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求

めます。

（賛成者起立）

○議長（林　正一郎）　賛成多数。

よって、議案第12号は認定することに決しました。

議案第13号　平成16年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林　正一郎）　全員賛成。

よって、議案第13号は認定することに決しました。

議案第14号　平成16年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林　正一郎）　全員賛成。

よって、議案第14号は認定することに決しました。

議案第15号　平成16年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林　正一郎）　賛成多数。

よって、議案第15号は認定することに決しました。

議案第16号　平成16年度旭市水道事業会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林　正一郎）　全員賛成。

よって、議案第16号は認定することに決しました。

議案第17号　平成16年度海上町一般会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林　正一郎）　賛成多数。

よって、議案第17号は認定することに決しました。

議案第18号　平成16年度海上町国民健康保険特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林　正一郎）　賛成多数。

よって、議案第18号は認定することに決しました。

議案第19号　平成16年度海上町老人保健特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林　正一郎）　賛成多数。

よって、議案第19号は認定することに決しました。

議案第20号　平成16年度海上町介護保険特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林　正一郎）　賛成多数。

よって、議案第20号は認定することに決しました。

議案第21号　平成16年度海上町水道事業会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林　正一郎）　賛成多数。

よって、議案第21号は認定することに決しました。

議案第22号　平成16年度飯岡町一般会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林　正一郎）　全員多数。

よって、議案第22号は認定することに決しました。

議案第23号　平成16年度飯岡町国民健康保険事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林　正一郎）　賛成多数。

よって、議案第23号は認定することに決しました。

議案第24号　平成16年度飯岡町老人保健特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林　正一郎）　賛成多数。

よって、議案第24号は認定することに決しました。

議案第25号　平成16年度飯岡町介護保険事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林　正一郎）　賛成多数。

よって、議案第25号は認定することに決しました。

議案第26号　平成16年度飯岡町国民宿舎事業会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林　正一郎）　全員賛成。

よって、議案第26号は認定することに決しました。

議案第27号　平成16年度飯岡町水道事業会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林　正一郎）　賛成多数。

よって、議案第27号は認定することに決しました。

議案第28号　平成16年度干潟町一般会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林　正一郎）　賛成多数。

よって、議案第28号は認定することに決しました。

議案第29号　平成16年度干潟町国民健康保険特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林　正一郎）　賛成多数。

よって、議案第29号は認定することに決しました。

議案第30号　平成16年度干潟町老人保健特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林　正一郎）　賛成多数。

よって、議案第30号は認定することに決しました。

議案第31号　平成16年度干潟町介護保険特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林　正一郎）　賛成多数。

よって、議案第31号は認定することに決しました。

議案第32号　平成16年度干潟町水道事業会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林　正一郎）　全員賛成。

よって、議案第32号は認定することに決しました。

議案第33号　平成16年度東総塵芥処理組合一般会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林　正一郎）　賛成多数。

よって、議案第33号は認定することに決しました。

議案第34号　平成16年度旭市外三町消防組合一般会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林　正一郎）　全員賛成。

よって、議案第34号は認定することに決しました。

議案第35号　平成16年度飯岡町・海上町学校給食組合一般会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林　正一郎）　全員賛成。

よって、議案第35号は認定することに決しました。

ここで、11時20分まで休憩いたします。

休憩　午前１１時１０分

再開　午前１１時２０分

○議長（林　正一郎）　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第３　常任委員長報告

○議長（林　正一郎）　日程第３、常任委員長報告。

各常任委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、文教福祉常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、木内欽市議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長　木内欽市　登壇）

○文教福祉常任委員長（木内欽市）　文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る９月27日の本会議において付託されました議案第１号　平成17年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第２号　平成17年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、議案第３号　平成17年度旭市老人保健特別会計予算の議決について、議案第４号　平成17年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決についての４議案、及び９月30日の本会議において付託されました議案第38号　工事請負契約の締結について、以上の５議案についての審査経過並びに結果を申し上げます。

去る10月13日、午前10時より、旭市総合体育館サブアリーナにおいて、議案説明のため執行部より教育長ほか関係課長の出席を求め本委員会を開催いたしました。

初めに、議案第１号の主な質疑を申し上げます。

医療・福祉の郷づくり調査、研究事業について、具体的にどのようなことを行うのかとの質疑では、調査研究を進めていくということで先進的な事業を進めている方の講演やフォーラムの開催を想定して、会場の使用料や報償費等を計上したとの答弁がありました。

続いて、介護予防事業の委託料の内容については、どのようなものかとの質疑では、生きがい活動支援通所事業委託料については、旭市社会福祉協議会とやすらぎ園の２か所にデイ・サービス事業を委託している。

なお、旧市町で事業内容がそれぞれ若干異なっており、旧飯岡町と旧旭市で実施していた

ものは、介護保険とほぼ同等のデイ・サービス事業、旧海上と旧干潟で実施していたものは、介護保険とは別個の食事、レクリエーション、リハビリ等を中心としたような内容である。

軽度生活支援事業については、介護保険に該当しない方にホームヘルパーを派遣する事業である、全面的に旭市福祉協議会に委託している。

生活管理指導、短期宿泊事業委託料については、合併関連で広がった事業であり、合併により３町分をそれぞれ21日分、合計で63日分の予算を計上したとの答弁がありました。

続いて、私立保育所運営費等助成事業のうち、私立保育所運営費等補助金と干潟中央保育園の改築工事補助金についての具体的な内容はとの質疑では、私立保育所運営費等補助金については、乳幼児、障害児、長時間保育などの事業に対する運営費補助金であり、児童数496人を見込んでいる。

干潟中央保育園の改築工事補助金については、次世代育成支援対策施設整備交付金として交付される国の補助金が2,476万3,000円、県の補助金が1,238万2,000円、合わせて3,714万5,000円を交付するものである。全体事業費は１億9,512万円であるとの答弁がございました。

続いて、ごみの運搬収集について、委託業者と直接搬入についてどう変化しているかとの質疑では、ごみの収集運搬の量については、委託業者の方が１万2,314トン、直接搬入と許可業者を合わせると１万4,013トンで逆転状態になっているとの答弁がありました。

続いて、海上中学校の建設事業について、平成18年度中に建設が終わって中学校が移転することになるが、海上中学校が全部使えるようになるのに全体として幾らかかるかとの質疑では、本体工事とは別にグラウンドの工事の入札を予定している。また、備えつけの備品については、すべて本体工事の方に含まれている。

なお、生徒、職員の机、事務機器等については、既存のものを使用する予定であり、今のところ新たに執行残によって備品等をそろえる計画はない。備品等を移動するための運搬経費は別途発生することになるとの答弁がありました。

続いて、千葉県は、県立海上キャンプ場の体育館とキャンプ場の施設を指定管理者制度によって旭市に管理を任せるということをこの定例県議会に出しているようであるが、それについての対応はとの質疑では、海上キャンプ場については、県の方に引き続きお願いしたい。しかし、行政改革の中で旭市に指定管理者として受けてもらいたいとの話は聞いている。県の方には、内部協議した上で決定したいと伝えてある。なお、海上キャンプ場にかかわらず干潟の陸上競技場、東総文化会館等についても指定管理者でという話は聞いているとの答弁がございました。

続いて、中学校の耐震診断についてはどこを調査するのかとの質疑では、第二中学校の北校舎、南校舎の第１次診断と屋内運動場の第２次診断を実施する。既に入札を終え、発注済みである。今後の学校施設の整備に当たっては、耐震補強ができるのであれば、それを優先して考えていきたいとの答弁がありました。

続いて、議案第２号、議案第３号、議案第４号、議案第38号について審査いたしました。

特に、議案第２号では、老人保健の方については、資格証明書や短期保険証に変えたりということは行っているのかとの質疑では、老人保健受給者については、資格証明書は発行していないとの答弁がありました。

そのほか質疑を尽くし、慎重審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第１号、議案第２号、議案第３号の３議案については賛成多数、議案第４号、議案第38号の２議案については、全員異議なくそれぞれ原案どおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成17年10月19日、文教福祉常任委員会委員長、木内欽市。

○議長（林　正一郎）　文教福祉常任委員会委員長の報告は終わりました。

続いて、建設経済常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、向後和夫議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長　向後和夫　登壇）

○建設経済常任委員長（向後和夫）　建設経済常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る９月27日の本会議において本委員会に付託されました議案第１号　平成17年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第５号　平成17年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について、議案第６号　平成17年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決についての審査経過並びに結果を申し上げます。

去る10月13日、午前10時より、飯岡支所２階会議室において、議案説明のため執行部より助役ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

初めに、議案第１号の主な質疑について申し上げます。

農業振興費のいきいき旭・市民まつりと海上産業まつりについて、開催時期が接近しているのは望ましいとは思わないが、本年度の開催時期はいつなのか。また、新規就農者里親支援事業補助金について、どの程度の規模でいつまで続けるのかとの質疑では、本年度の産業まつり等の予定としていきいき旭・市民まつりが、11月６日に総合体育館で、海上産業まつりが11月23日に海上支所の裏、コミュニティ運動公園で、また、干潟ふるさとまつりを11月

13日に干潟中学校で開催する予定である。

今後についての市民の意見としては、合併をしたのだから１か所で開催し、旧市町の特産物を多くの市民に知ってもらう交流の場として開催すべきとの意見もあれば、地域のよさを生かしてそれぞれに開催したらよいのではという声もあった。次年度以降については、住民の考えの中で実施日時を検討していくとの答弁がありました。

次に、新規就農者里親支援事業については、新規に農業経営に携わる方が、多くの農業知識を持ってもらうための研修補助や農家経営者が積極的に多くの農業経営者を受け入れてもらうための補助であり、学ぶことが必要であることから積極的に取り組んでいきたい。

なお、旧干潟町で実施していた新規就農者に対する奨励金については、途中でやめる方がいて奨励金の返還等が生じてしまう理由から、平成16年度をもって終了し、里親支援事業とは別に海外研修事業に変えて、もっと視野を広げてもらいたいとの答弁がありました。

続いて、道路新設改良費の旭中央病院アクセス道整備事業について、６本の候補から３本に絞ったと説明があったがどこなのかとの質疑では、東ルート、西ルートとその中間のルートの３本に絞っている。西の外れとしては、中央病院側から見ると駐車場の真ん中に進めるルート、東側は銚子連絡道路を意識して、川島歯科から抜けるルート、それと中間のルートである。しかし、国道側から見ると、西のルートは線路と国道の距離はあるが、東のルートについては、線路との距離がなくなり陸橋が非常に難しいなど１本に絞ることができないとの答弁がありました。

続いて、環境調査指導委託料について、どんな内容なのかとの質疑では、環境調査については、土地改良事業等で護岸整備等が整い過ぎてしまい、生物が生育できなくなっている。しかし、これからの手法としては、環境に配慮し生態系を壊さない形で事業を推進していかなければならないことから、それらに配慮しながら調査を行うものであるとの答弁がありました。

次に、議案第５号、議案第６号の審査をいたしました。

特に、議案第５号　平成17年度旭市下水道事業特別会計予算では、下水道を使用してもらうには、水洗化率を高める必要があると思うが、その手だてはあるのか。また、浄化槽を使用している方に、どのような対応で切り替えをお願いしているのかとの質疑では、水洗化率の向上については、個別訪問、ホームページでの啓蒙活動をはじめ、処理場の見学等を行い、普及促進に努めている。また、浄化槽の切り替えについては、改造資金の融資、それに対する利子補給や補助等の制度を設けているが、進んでいない状況であるとの答弁がありました。

以上、質疑を尽くし慎重審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第１号については賛成多数、議案第５号、議案第６号については全員異議なく原案どおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成17年10月19日、建設経済常任委員会委員長、向後和夫。

○議長（林　正一郎）　建設経済常任委員会委員長の報告は終わりました。

続いて、公営企業常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、伊藤鐵議員、ご登壇願います。

（公営企業常任委員長　伊藤　鐵　登壇）

○公営企業常任委員長（伊藤　鐵）　公営企業常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る９月27日の本会議において付託されました議案第７号　平成17年度旭市水道事業会計予算の議決について、議案第８号　平成17年度旭市病院事業会計予算の議決について、議案第９号　平成17年度旭市国民宿舎事業会計予算の議決についての審査経過並びに結果を申し上げます。

去る10月14日、午前10時より、干潟支所３階会議室において、議案説明のため執行部より関係課長及び職員の出席を求め本委員会を開催いたしました。

初めに、議案第７号の主な質疑について申し上げます。

旧市町の水道料金は、現在まちまちであるが、これをどう統合させていくのかとの質疑では、合併直後でもあるので料金体系の方向性は決まっていないが、３年をめどに統合する形で協議がなされているとの答弁がありました。

続いて、企業債の借り換え債分について、どのくらいの率で借り換えをするのか。また、今後も借り換えをしていくのかとの質疑では、借り換え債分の4,670万円は利率２％で、金額として623万円が軽減される。また、今後については極力、借り換えをする方向であるが、県の許可が必要となることから、すべてがならないとの答弁がありました。

次に、議案第８号の主な質疑について申し上げます。

電子カルテについて、他の病院との連携はどうなっているのか。また、医師不足の問題についてどのセクションが不足しており、どんな対策をしているのかとの質疑では、電子カルテについてはインターネットでの利用が可能であり、ほかの病院との将来的な連携を視野に入れた形で開発する予定である。また、医師不足については、特に麻酔医が不足しており、手術件数の増加によるもので、その他では耳鼻科、小児科になる。看護師についても、基準

的な数字上では足りていることになるが、実際には夜間対応等により恒常的に人手不足であるとの答弁でありました。

続いて、救急患者の割合について、市内外どのくらいなのかとの質疑では、平成16年度では、新旭市で35.2%、香取海匝まで含めると75.5%となり、県内全体としては85.8%となる。そのほかでは、特に茨城県からの患者が多く11.2%となっているとの答弁がありました。

次に、議案第９号の主な質疑について申し上げます。

飯岡荘において、大規模な改修工事を行う予定があるのかとの質疑では、昭和42年に開館して既に39年が経過しており、老朽化は否めない状態である。これは、飯岡荘を含めて全国の国民宿舎において大きな問題となっており、将来的な計画が必要になると思うが、当面は要所、要所の改修で対応していく考えであるとの答弁がありました。

そのほか質疑を尽くし慎重審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第７号、議案第８号の２議案については賛成多数、議案第９号は全員異議なくそれぞれ原案どおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成17年10月19日、公営企業常任委員会委員長、伊藤鐵。

○議長（林　正一郎）　公営企業常任委員会委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、神子功議員、ご登壇願います。

（総務常任委員長　神子　功　登壇）

○総務常任委員長（神子　功）　総務常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る９月27日の本会議において付託されました議案第１号　平成17年度旭市一般会計予算の議決についてのうち、本委員会所管事項の審査経過並びに結果を申し上げます。

去る10月14日、午前10時より旭市総合体育館サブアリーナにおいて、議案説明のため執行部より助役ほか関係課長の出席を求め本委員会を開催いたしました。

それでは、議案第１号の審査内容について、主な質疑５点について申し上げます。

まず初めに、新市合併の特例債について、本予算において計上されているのか、また、特例債を充てた場合、他の特例債枠が減り事業ができなくなるようなことはあるのかとの質疑では、海上中学校の建設事業に合併特例債３億8,000万円を充てる予定である。また、他の事業に対する影響については、事業の枠自体が合併特例債枠の全部を使い切っているわけではない。これからできるだけ合併特例債を充てる事業のことを考えていくが、起債の申請は

一つ一つ国で審査されるので、枠のある、ないということではないとの答弁がありました。

次に、ふさのくに合併支援交付金が１億4,000万円計上されているが、次年度以降についても見込まれるのかとの質疑では、今年度の１億4,000万円については、電算の統合事業に充てるものである。ふさのくに合併支援交付金は、５年間で７億円ということで１年に１億4,000万円ずつ交付されることになっており、既に平成16年度に１億4,000万円が交付されている。次年度以降、３か年は交付されるものと考えているとの答弁がありました。

次に、徴収補助員設置事業において、１名の補助員で実施しているが、徴収率の向上を考えると１名では足りないのではないか、増員する必要があるのではないかとの質疑では、徴収補助員については、２名設置しており、１名を一般会計で、もう１名を国保特別会計で計上している。現在、２名で年間延べ429日間の徴収に当たっており、多少の余裕があると感じている。今後、滞納整理を進めていく中で、金融機関や市役所に行くことのできない方への対応等のケースが増えた場合には、検討したいとの答弁がありました。

次に、高齢者向け優良賃貸住宅事業についての事業内容とはとの質疑では、旧海上町から引き継いだ事業で、県が立ち上げた制度であり、県が認定すると建設費に対しての補助、また入居者に対しても家賃の補助がある制度で、予算上では対象となる16名に対する家賃の補助であるとの答弁がありました。

最後に、携帯119番指令台受信工事について具体的にどのようなものかとの質疑では、現在、県内32消防本部を６ブロックに分けて119番を受けているが、本年度中には全消防が携帯電話からの119番を受信できるように工事を進めている。当ブロックの銚子、八日市場、小見川、佐原、旭、成田では、携帯電話をかけると音声に支障を来たし、受信状態が悪いため、これを解消するための改修工事を行うもので、年度末までに完了する予定であるとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、そのほか、質疑を尽くし慎重審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第１号は賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成17年10月19日、総務常任委員会委員長、神子功。

○議長（林　正一郎）　総務常任委員会委員長の報告は終わりました。

以上で、付託議案に対する各常任委員会委員長の報告は終わりました。

◎日程第４　質疑、討論、採決

○議長（林　正一郎）　日程第４、質疑、討論、採決。

ただいまの各委員長の報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

松木源太郎議員。

○６６番（松木源太郎）　66番、松木源太郎です。

公営企業常任委員会委員長の報告に対して２点ほどご質疑申し上げたいと思います。

議案第７号　平成17年度旭市水道事業会計予算についてでありますが、先ほどのご報告にもありましたが、合併後の水道事業における水道料金等は、３年後をめどに統一するとのことであります。水道料金の統一もその時点であるか。また、県補助金の対応上、従前の４事業で会計処理するとの方針があると聞いておりますけれども、この２点についてどのような審議がされたかお聞かせいただきたいと思います。

議案第８号　平成17年度旭市病院事業会計予算についてでありますが、議案第８号の予算書において、附帯事業である介護老人保健事業、養護老人ホーム事業、特別養護老人ホーム事業、ケアハウス事業が９か月予算でありますけれども、いずれも収益が費用に比して少ない形になっております。一部事務組合のときには、これらの附帯事業につきましては、官庁会計でしたから、当初はじめには収入支出同額でありました。二つの事業において財調も持っていた事業でありますけれども、公営企業の中に附帯事業になる形になると、こういう形の処理がされるのかということについて審議がされたかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（林　正一郎）　松木源太郎議員の質疑に対し、答弁を求めます。

公営企業常任委員会、伊藤鐵委員長。

○公営企業常任委員長（伊藤　鐵）　松木議員の質疑について、回答いたします。

まず、議案第７号の旭市水道事業会計予算について、合併後の水道事業における水道料金等の統一についてでありますが、先ほど委員長報告で申し上げましたとおり、料金体系の方向性については決まっていないが、３年をめどに統合していく形で協議がなされているとのことで執行部の回答がございました。

また、県補助金の対応上、従前の４事業で会計処理する方針なのかについては、特に委員より質疑はございませんでした。

次に、議案第８号　平成17年度旭市病院事業会計予算の附帯事業について収益が費用に比べて少ない原因はなぜかについてでありますが、これにつきましても、特に委員より質疑はございませんでした。

以上でございます。

○議長（林　正一郎）　質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

松木源太郎議員、ご登壇願います。

（６６番　松木源太郎　登壇）

○６６番（松木源太郎）　私は、日本共産党旭市議団を代表して、合併後最初の定例市議会において提案されました公営企業会計以外の一般会計並びに特別会計の賛否を明らかにして反対討論をいたします。

まず、議案第５号　平成17年度旭市下水道事業特別会計であります。

この予算につきましては、旧旭市におきまして、公共下水道の設置の必要性を要求して実現してきたものでありまして、合併した後も、都市基盤整備の重要な事業の一つであり、環境改善の面から旭市が推進すべき事業であり、住民負担増、その他市民に負担を強いる内容がなければ、事業の推進を支援する立場でありますので賛成するものであります。

次に、議案第６号　平成17年度旭市農業集落排水事業特別会計予算でありますが、この事業も５号議案と同様に、旧旭市の農従地域の下水処理をするもので、環境と都市基盤整備の観点から賛成するものであります。

議案第38号　海上中学校の契約の案件ですけれども、これにつきましては、一般競争入札の仕方について、旧旭市時代と多少の変化がありました。これらの問題を含め、さらに落札業者のみが予定価格以内であったということを見ますと、予定価格の事前公表などの制度が一般競争入札には必要である。入札率が98.8％ということは異常だと思います。しかし、予算のところでも申し上げますが、この事業は旧海上町住民の方々、生徒の方々が待望していたものでありまして、この契約案件には私どもは賛成したいと思っておるところであります。

議案第１号　平成17年度旭市一般会計予算の反対の討論をいたします。

本予算について、市長は「１市３町が７月１日に合併をし、本予算が議会の議決を得て成立するまでの間、７月から10月までの４か月を暫定予算として調整し執行してきた」、「暫定予算を組み入れた７月から来年３月までの９か月分の本予算を編成した」と、提案理由を

述べているところであります。

そこで、合併協議会等で合意された事項が確実に計上されているか。合併前の各自治体の予算をどのように一つの自治体の予算として編成したか。住民の立場から見て、不都合な事項はないかなど、合併の際の最初の予算でありますから、今後の市の事業執行のあり方が問われるものとして審議に当たってまいりました。合併協議において合意された住民福祉にかかわる各種の事業において、その対象者数について詳しく質問し、新市の対象者数を確かめ、特に民生関係では、敬老祝金支給事業、出産祝金等支給事業、介護老人福祉手当事業、介護サービス利用者負担軽減事業、訪問介護料軽減事業、介護予防事業の継続などが拡充されている点は評価いたすものであります。しかし、これらの点は合併前の合意事項であり、当然、計上すべきものであったのでありますが、その他、次のような問題点が発生していることを指摘したいと思います。

市立旭中央病院に対する繰出金の問題です。合併して、一部事務組合から市立病院になった時点で、繰出金の算定について、市長と事業管理者が協議して決定すべきものであります。しかし、執行部の答弁は、「従来どおり」でした。これまでは、一部事務組合でしたから、交付税算入額分の負担金と欠損を生じた場合の補てんを規約で定めていました。文書による決まりをきちっと決めて予算計上すべきものでありました。

２、新市建設計画ともかかわる事業ですが、「医療、福祉の郷づくりの調査、研修事業」が予算計上されていますが、その内容は講演会と２回のフォーラムだそうです。今後、これに基づいて新市計画で具体化されるでしょうが、その中身が、新旭市で飛躍的に福祉の充実が図れる中身であるとは、市長の私の一般質問に対する答弁でも感じられませんでした。

57万8,000円という金額ですが、医療、福祉の郷を本当に実現しようとするならば、介護保険の待機者をゼロにする具体的な対策など、この計画に具体性を持たせるための調査、研究に使用すべきものであります。

３、衛生費の「東総地域ごみ処理広域化推進協議会負担金」は、2,100万円計上されていますが、光町、多古町が抜けて白紙同然の状態だそうです。旭市に４ヘクタールの用地が見つかったとの報告を受けていましたが、国や県が押しつけるごみ処理広域化はやめて、合併した旭市は市域内で処理する計画に転換すべき決意を固めるべきであります。

４番目、合併前の市や町で実施してきたコミュニティバス関連事業は、来年３月まで継続されますが、来年から本格的に全市対象のコミュニティバス運行計画を策定する考えが執行部にあるならば、検討委員会が十分な調査ができる予算を予算上計上して、その項を新設す

べきであったのではないかと思います。

５、その他細かい点であります。土地改良区への負担金が衛生費と農林水産業費に分かれて計上している。旧海上町と旭市の同じものが別のところに計上されているということは統一がよくされてないということであります。新規就農者支援事業は、事業が終わったということでありますけれども、270万円のうち250万円は旧干潟町の方々に対する終了までの事業であります。この事業は、干潟町の事業はぜひ継続して復活すべきであります。

市民農園事業は、市長の施政方針のように本格的に市の柱の事業にするならば、100万円程度は何もできないに等しいのであります。岩井地区、鎌数地区とも都市と農村との交流が必要であれば、そのためには不十分な事業であり、この事業の充実は望まれるところであります。

商業、観光関係では、中心市街地活性化事業としてのギャラリー、集会施設事業や飯岡地域の各種事業が計上されておりますけれども、基本の市としての企画が不十分なままの計上であり、従来の事業をただ継続させただけであります。来年度に向けて充実が必要であります。

次に、中央病院のアクセス道路については、改めて合併後の旭市の道路網計画を策定する予算を今回計上し、その中で全体的なネットワークの中で考えるものであり、この事業だけとりたてて執行していこうというのは、将来の旭市の道路計画全体に大きな影響を及ぼすということを指摘しておきたいと思います。

松沢地区の最終処分場の終了報告の委託事業でありますけれども、終了から10年たって660万円で委託するわけであります。私も、この間、一部事務組合である東総塵芥処理組合の議員時代に終了したことを覚えておりましたので、東総塵芥処理組合の予算、決算を見ましたが、終了に当たる事業の計上はありませんでした。したがいまして、二重の出費ではないと思いますけれども、終了届けをしなければ廃止ができない、こういうことでありますから必要だと思いますけれども、なぜこんなに遅れたのかは指摘しておきたいと思います。

市営住宅の建て替え計画などであります。老朽化市営住宅が大変多くなっておりますが、これらの市営住宅対策が今回盛られていないことは指摘したいと思います。

パークゴルフ場の実施計画が予算化されました。飯岡地域から神宮寺地域までの県立公園の地域であり、渚100選に選ばれた九十九里沿岸の地域保全と利用の全体計画を合併した旭市が策定した後で実施すべき事業であります。ましてや、保安林解除をして、その代償に10ヘクタール近くのかん水のないところでの松の植栽など、こういうことに使うのは結果とし

て無駄な費用になるのではないかということで指摘したいと思います。

防災行政無線は、早急に一元化すべきものであります。これは、何年かかるか今のところ分からないようでありますけれども、この予算に計上すべきものは、津波警報など緊急時の地震発生から短時間で放送すべき装置を、この予算では緊急に実施すべきであったと思います。

市長の施政方針でも述べている適応指導教室の充実の問題ですけれども、常任委員会での審議で担当課長から「適応教室が居心地がよくなっても云々」との発言があったのであります。まさに居心地がよい適応教室を充実し、週５日開設し、指導員の充実をし、そしてその生徒が本当に学校に戻れるように援助していく、こういう充実が今回、必要ではなかったかと思います。

海上中建設事業は、地域住民の要望の強かったものであり、この事業については、先ほどの質問申し上げたように賛成するものであります。

次に、県立キャンプ場と県からの指定管理者で受けるかとの件につきましては、旭市もみずから指定管理者制度を創設する考えがあるから、県への回答は未定であるということであります。県は、旭市が受けなければ体育館等を撤去するという考えのようでありますから、住民が利用できる施設を利用できるように全力で頑張る必要があると思います。これらの点を指摘して反対討論といたします。

なお、議案第２号　平成17年度旭市国民健康保険事業特別会計予算、議案第３号　平成17年度旭市老人保健特別会計予算、議案第４号　平成17年度旭市介護保険事業特別会計予算の３予算につきましては、国保会計の合併に伴っての税の引き上げ、つまり２年間、海上町での引き上げ、国の制度の問題等による74歳までの国保老人の滞留、資格証明書の発行、短期保険証の発行など、旭市の現在出ております予算については、大変私たちは住民に対して負担が増えるものだと思っております。

次に、老人保健会計は国の制度でありまして、定率負担金の導入、自治体の負担増などを伴うもので反対するものであります。

介護保険事業は、１市３町の合併でその格差是正の途中でありますけれども、本年から実施された利用者の負担増は、国の制度の軽減措置の該当以外の第４、第５段階への補助、特にデイ・サービスへの食費の一部補助、500円から700円と言っている補助については、全国の自治体でこのデイ・サービスへの食事補助を一部することについて進みつつあります。こういう面で、市がぜひ実施する方向で予算を作っていただきたい。厚生労働大臣も、自治体

へこの件についての補助をしてペナルティーを課さないと言っているわけですから、これらの点についても不十分だった点を指摘して反対するものであります。

○議長（林　正一郎）　続いて、阿部一成議員、ご登壇願います。

（６４番　阿部一成　登壇）

○６４番（阿部一成）　日本共産党の阿部一成でございます。

私は、2005年９月定例会に上程されました議案第７号　平成17年度旭市水道事業会計予算について、反対の立場からの討論を行います。続きまして、議案第８号　平成17年度旭市病院事業会計予算についての併せて反対の討論を行います。以下、その主なものについて反対の理由を述べます。

初めに、旭市水道事業会計予算について述べます。

先ほども決算会計の中でも述べましたけれども、旭市水道事業会計の本事業会計の特徴として、経営が不安定要因となっている県、市の高料金対策補助金の減額の問題であります。平成元年ごろから継続して、その高料金対策補助金の経過を推移して見ましたところ、多い時に比較しまして現在では約３分の１に減額されております。当然、各市の高料金補助金も一定の金額の中で、県の対策補助金との兼ね合いの中で負担しておりましたけれども、千葉県の高料金対策補助金の一方的な減額によりまして、今後、高料金対策の補助金、これは市の負担分として極めて大きな負担になろうかと思います。また、併せて企業債の償還、これも本事業にとって大きな影響を与えます。先ほど触れましたように、公共事業としての費用が収益を上回る経営状況は、上水道の高料金対策借り換え債など、早急に改善しなければならないものと考えます。水道事業会計におきまして、この問題を早急に改善すべきものと考え、これらの対策を早急に進めなければならないと思います。

以上、水道会計予算は、このままでは早晩水道料金の引き上げか、もしくは一般会計からの繰り出しの中でつじつまを合わせなければならないと思います。以上、この辺の対策を早急にとられることを希望いたしまして、水道事業会計での反対の討論とします。

次に、平成17年度旭市病院事業会計の問題であります。初めに、地域医療としての病院事業のご努力に敬意を表しておきます。一つに、病院施設、特に病棟の老朽化対策、耐震検査等の問題でありますけれども、市民の不安が出ております。改築計画を早急に考える必要があると思いますけれども、併せて予算化を進めるべきではないかと、これも一つの対策として進めてもらいたいと思います。

次に、医師の確保対策であります。現在、219名余の医師と看護師729名が勤務していると

いうことであります。これらの安定化確保を早急に手当てすべきであります。

３番目に、先ほども質疑で触れられましたけれども、併設された４施設、介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム事業、ケアハウス、いずれも質疑にありましたように収益を上回る費用を計上しております。平成16年度決算では、いずれも黒字経営であり、財政調整基金を保有していたにもかかわらず、４事業ともに当初より赤字予算の計上は問題であると思います。変則的な７～３予算でありますけれども、さらに精査し、本予算について改めて補正すべきではないかというふうに考えます。総括して、提起した対策の予算措置もいずれも不十分であり、多くの市民要求を実現することを指摘いたしまして、市民医療の向上を要求して、上程されました平成17年度旭市病院事業会計予算に反対の討論といたします。

○議長（林　正一郎）　討論を終わります。

昼食のため、午後１時15分まで休憩いたします。

休憩　午後　零時１４分

再開　午後　１時１４分

○議長（林　正一郎）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第１号から議案第９号、議案第38号の10議案について採決いたします。

議案第１号　平成17年度旭市一般会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林　正一郎）　賛成多数。

よって、議案第１号は原案どおり可決されました。

議案第２号　平成17年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林　正一郎）　賛成多数。

よって、議案第２号は原案どおり可決されました。

議案第３号　平成17年度旭市老人保健特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林　正一郎）　賛成多数。

よって、議案第３号は原案どおり可決されました。

議案第４号　平成17年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林　正一郎）　賛成多数。

よって、議案第４号は原案どおり可決されました。

議案第５号　平成17年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林　正一郎）　全員賛成。

よって、議案第５号は原案どおり可決されました。

議案第６号　平成17年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林　正一郎）　全員賛成。

よって、議案第６号は原案どおり可決されました。

議案第７号　平成17年度旭市水道事業会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林　正一郎）　賛成多数。

よって、議案第７号は原案どおり可決されました。

議案第８号　平成17年度旭市病院事業会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林　正一郎）　賛成多数。

よって、議案第８号は原案どおり可決されました。

議案第９号　平成17年度旭市国民宿舎事業会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林　正一郎）　全員賛成。

よって、議案第９号は原案どおり可決されました。

議案第38号　工事請負契約の締結について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林　正一郎）　全員賛成。

よって、議案第38号は原案どおり可決されました。

◎日程第５　常任委員長請願報告

○議長（林　正一郎）　日程第５、常任委員長請願報告。

文教福祉常任委員会に付託いたしました請願の審査経過と結果について、副委員長の報告を求めます。

文教福祉常任委員会副委員長、佐藤芳民議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任副委員長　佐藤芳民　登壇）

○文教福祉常任副委員長（佐藤芳民）　文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

なお、木内委員長においては、都合により本請願の審査を行っておりませんので、委員長に代わり、私よりご報告をいたしたいと思います。

去る９月27日、本会議において付託されました請願第１号　株式会社エコテック産業廃棄物最終処分場建設反対の議会決議を上げ、産廃処分場建設反対の姿勢を県民の前に明らかにすることを求める請願の審査経過並びに結果を申し上げます。

主な意見について、ご報告いたします。

本請願については、現在、工事は進んでいないが、裁判中でもあることから、慎重に調査、検討していく必要がある。また、その経緯についても、具体的なことが分からないので、処分場の状況と併せて調査が必要であるという意見が出されました。

慎重審査の結果、別紙報告書のとおり、請願第１号については、さらに調査、検討が必要であるということから、全員賛成で閉会中の継続審査と決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成17年10月19日、文教福祉常任委員会副委員長、佐藤芳民。

○議長（林　正一郎）　文教福祉常任委員会副委員長の報告は終わりました。

◎日程第６　質疑、討論、採決

○議長（林　正一郎）　日程第６、質疑、討論、採決。

ただいまの副委員長の報告に対し、質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（林　正一郎）　質疑なし、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（林　正一郎）　討論を終わります。

これより請願第１号について採決いたします。

請願第１号　株式会社エコテック産業廃棄物最終処分場建設反対の議会決議を上げ、産業処分場建設反対の姿勢を県民の前に明らかにすることを求める請願について、文教福祉常任委員会副委員長の報告のとおり、閉会中の継続審査と決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林　正一郎）　全員賛成。

よって、請願第１号は閉会中の継続審査と決しました。

しばらく休憩いたします。

休憩　午後　１時２１分

再開　午後　１時３４分

○議長（林　正一郎）　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程第１　発議案上程

○議長（林　正一郎）　追加日程第１、発議案上程。

本日、発議案が提出されました。

提出されました発議案は、発議第２号　自治体病院の医師確保対策を求める意見書の提出についての１議案であります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林　正一郎）　配布漏れないものと認めます。

おはかりいたします。発議第２号を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林　正一郎）　ご異議なしと認めます。

よって、本発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程第２　提案理由の説明

○議長（林　正一郎）　追加日程第２、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

発議第２号について、伊藤鐵議員、ご登壇願います。

（６８番　伊藤　鐵　登壇）

○６８番（伊藤　鐵）　発議第２号について、提案理由の説明を申し上げます。

発議第２号　自治体病院の医師確保対策を求める意見書の提出についての提案理由を申し上げます。

本発議案については、意見書の案文を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

自治体病院は、地域の中核病院として、高度医療、特殊医療、小児医療、救急医療など多くの不採算部門を担いつつ、地域における医療提供体制の確保と医療水準の向上に努めている。

しかしながら、昨年４月から実施されている新たな医師臨床研修制度の必修化に伴う大学による医師の引き揚げや、医師の地域偏在、診療科偏在等により、地域医療を担う医師の不足が深刻化している。

特に、小児科や産婦人科については、過酷な勤務条件、医療訴訟の多さなどの要因により医師希望者が減少しており、医師の確保が極めて困難な状況にある。そのため、各地で診療の縮小・休止や廃止に追い込まれる病院が相次いでいる。

このような中、各自治体は、医師確保に向けて、懸命の努力を続けているが、医師の確保は、大変困難な状況にあり、地域医療確保・継続が危ぶまれている。

よって、国におかれては、行政、大学、学会、医師会等との連携のもと、地域の医師確保対策として下記事項を早急に実現されるよう強く要望する。

記

1　地域医療を担う医師の養成と地域への定着を促進するため、奨励金制度の構築や医学部入学定員における地域枠の設定・拡大、一定期間の地域医療従事の義務化など、新たなシステムを構築すること。

2　深刻化している小児科、産婦人科等の医師不足を解消するため、診療報酬等の更なる充実を図るとともに、行政・大学･医療機関等の連携により抜本的な対策を講ずること。

3　地域間医療格差を解消するため、中核病院を主軸とした医療ネットワークの構築と連携の強化、医師をはじめ看護師、助産師等の医療従事者の必要人員の確保と養成など、地域医療の充実に向けた諸施策を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、財務大臣あてでございます。

以上でございます。

皆様のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（林　正一郎）　伊藤鐵議員の提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第３　質疑、討論、採決

○議長（林　正一郎）　追加日程第３、質疑、討論、採決。

おはかりいたします。発議第２号は、委員会付託を省略して、直接審議することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林　正一郎）　ご異議なしと認めます。

よって、本発議案は、委員会付託を省略して、直接審議することに決しました。

発議第２号について質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（林　正一郎）　質疑なしと認めます。

以上で、発議案の質疑は終わりました。

これより、発議第２号について討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（林　正一郎）　討論なしと認めます。

これより発議第２号について採決いたします。

発議第２号　自治体病院の医師確保対策を求める意見書の提出について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林　正一郎）　全員賛成。

よって、発議第２号は原案どおり可決されました。

なお、可決されました意見書の提出につきましては、議長に一任願いたいと存じます。

◎日程第７　閉　　会

○議長（林　正一郎）　以上をもちまして、本定例会に提出されました議案等の審議は全部終了いたしました。

これにて平成17年旭市議会第１回定例会を閉会いたします。

閉会　午後　１時４１分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

旭市議会　議　　長　　林　　正一郎

副 議 長　　嶋　田　茂　樹

議　　員　　石　毛　昭　夫

議　　員　　長谷川　喜代司